司研総第２１８号

（庶ろ－０３）

平成２５年３月２６日

地方裁判所長　殿（東京を除く。）

司法研修所長　安　井　久　治

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

（通知）

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため，標記の協議会を別添の「実施要領」のとおり開催します。

ついては，出席者について，同実施要領別紙第１の「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」記載の人数を選定の上，別紙様式により４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係畑中（[redacted]）宛てメールにより回答してください。

なお，出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は，当研修所が行います（横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所を除く。）。

（別紙様式）

平成２５年　　月　　日

司法研修所長　殿

地方裁判所長

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第　回）の出席者について

（３月２６日付け司研総第２１８号に対する回答）

標記の出席者については，下記のとおりです。

記

官　職	民事又は刑事の別	ふりがな 氏　　名	男女の別	司法修習の期別	備　　考

（注）標題の「（第　回）」には，出席する回（「１」又は「２」）を記入する。

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

実　施　要　領

１　開催日，対象庁会等

別紙第１「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

２　開催場所，宿舎等

(1)　開催場所

司法研修所

埼玉県和光市南２丁目３番８号

電話番号　０４８－４６０－２０００（代表）

来庁方法等については，別紙第４「司法研修所への交通案内図」，別紙第５「バス運行時刻表」及び別紙第６「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2)　集合時刻

ア　第１回出席者及び参列者　６月　３日（月）午後零時５０分

イ　第２回出席者及び参列者　６月１０日（月）午後零時５０分

(3)　宿泊場所

宿泊場所を必要とする協議会出席者には，当研修所いずみ寮を用意します（別紙第７「司法研修所いずみ寮の利用について」参照）。

なお，いずみ寮以外の有料宿泊施設を利用する場合には，寮に宿泊した場合の宿泊料が上限として支給されますので，あらかじめ御了承ください。

おって，出張日程等により前後泊分の宿泊料については，支給されないこともあります。宿泊費について御不明の点は，当研修所事務局経理課経理係（電話番号[redacted]）までお問い合わせください。

３　協議事項

新司法修習に関し，別紙第２「協議事項」について協議を行う予定ですので，これに関連して協議しておくべき論点，参考意見等がありましたら，４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要，ファクシミリ（[redacted]）可。）。

４　日程

別紙第３「日程表」のとおり。

5　出席者

出席者名簿は，追って送付します。

6　旅費

(1)　協議会当日，受付（本館エントランスホール）において支給しますので，印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。ただし，東京地方裁判所（立川支部を含む。），横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は，所属庁のＩＣカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。

(2)　パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合に，支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので，御注意ください。

なお，パック旅行を利用する際には，その金額及び内容の分かる書類を５月１４日までに提出してください。

(3)　航空機の利用

ア　航空機利用の場合には，往復割引普通運賃の範囲内（クラスＪ等特別座席の利用に要する料金は支給されない。）で，現に支払った金額を支給します。

イ　提出書類

a　金額と便を確認する書類（領収書と航空券写し）・・提出期限５月１４日

b　搭乗を確認する書類（搭乗半券等）・・・・・・・・提出期限６月１８日

ウ　マイレージの取得禁止

旅券購入によるマイレージの取得はできませんので，ご購入の際にはご注意ください。誤って取得してしまった場合は，マイレージの取り消しをした上で，その疎明資料を提出してください。

(4)　上記(2)と(3)の提出，及び旅費について御不明の点は，当研修所事務局経理課経理係（電話番号[redacted]）までお問い合わせください。

7　支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第７の３参照）及び懇談会費（希望者のみ。４，０００円）は，協議会当日，受付において申し受けます。

8　提出書類

出席者及び参列者は，(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上，４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要。ファクシミリ（[redacted]）可。）。

(1)　別紙第９－１「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

(2)　別紙第９－２「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第２回）におけ

るいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9　その他

食堂については，別紙第８「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別　紙　目　録

別紙第１	平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表
別紙第２	協議事項
別紙第３	日程表
別紙第４	司法研修所への交通案内図
別紙第５	バス運行時刻表
別紙第６	司法研修所配置図
別紙第７	司法研修所いずみ寮の利用について
別紙第８	司法研修所食堂の利用について
別紙第９－１	平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
別紙第９－２	平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第２回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
別紙第１０	旅行日等変更承認申請

（別紙第１）

平成25年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁管内	実務修習地	出席者数					開催月日
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計	
		民事	刑事				
東京	東京	2	2	2	東京 1 第一東京 1 第二東京 1	9	
	立川支部	1	1	1	(東京三多摩支部) 1	4	
	横浜	1	1	1	1	4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉) 1	4	
	千葉	1	1	1	(千葉県) 1	4	
	水戸	1	1	1	(茨城県) 1	4	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県) 1	4	
	前橋	1	1	1	(群馬) 1	4	
	静岡	1	1	1	(静岡県) 1	4	
	甲府	1	1	1	(山梨県) 1	4	
	長野	1	1	1	(長野県) 1	4	〔第１回〕
	新潟	1	1	1	(新潟県) 1	4	
名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県) 1	4	６月３日
	岐阜	1	1	1	(岐阜県) 1	4	（月）
	金沢	1	1	1	1	4	
	富山	1	1	1	(富山県) 1	4	
仙台	仙台	1	1	1	1	4	
	福島	1	1	1	(福島県) 1	4	
	山形	1	1	1	(山形県) 1	4	
	盛岡	1	1	1	(岩手) 1	4	
	秋田	1	1	1	1	4	
	青森	1	1	1	(青森県) 1	4	
札幌	札幌	1	1	1	1	4	
	函館	1	1	1	1	4	
	旭川	1	1	1	1	4	
	釧路	1	1	1	1	4	
（計）	(26)	27	27	27	28	109	
大阪	大阪	1	1	1	1	4	
	京都	1	1	1	1	4	
	神戸	1	1	1	(兵庫県) 1	4	
	奈良	1	1	1	1	4	
	大津	1	1	1	(滋賀) 1	4	
	和歌山	1	1	1	1	4	
名古屋	津	1	1	1	(三重) 1	4	
	福井	1	1	1	1	4	
広島	広島	1	1	1	1	4	
	山口	1	1	1	(山口県) 1	4	
	岡山	1	1	1	1	4	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県) 1	4	〔第２回〕
	松江	1	1	1	(島根県) 1	4	
福岡	福岡	1	1	1	(福岡県) 1	4	６月１０日
	佐賀	1	1	1	(佐賀県) 1	4	（月）
	長崎	1	1	1	(長崎県) 1	4	
	大分	1	1	1	(大分県) 1	4	
	熊本	1	1	1	(熊本県) 1	4	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県) 1	4	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県) 1	4	
	那覇	1	1	1	(沖縄) 1	4	
高松	高松	1	1	1	(香川県) 1	4	
	徳島	1	1	1	1	4	
	高知	1	1	1	1	4	
	松山	1	1	1	(愛媛) 1	4	
（計）	(25)	25	25	25	25	100	
合計	(51)	52	52	52	53	209	

（別紙第２）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

協　議　事　項

１　分野別実務修習の指導の現状と課題について

（出題理由）

分野別実務修習については，司法修習生指導要綱（甲）及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて，御指導をいただいているところである。新司法修習のこれまでの指導の実績，新しい法曹養成プロセスにおける新司法修習の位置付け及び指導理念，新司法修習における分野別実務修習の位置付け（弁護導入講義を含む導入的教育の在り方，集合修習との関係等を含む。）等を踏まえて，より実効的な修習の在り方を検討すべく，各配属庁会における第６６期司法修習生の実情（能力，資質等）につき，これまでの司法修習生との比較等を通じて報告をいただくとともに，分野別実務修習における指導内容や方法について協議したい。

２　選択型実務修習の充実に向けた取組等について

（出題理由）

選択型実務修習については，配属庁会において，選択型実務修習の運用ガイドラインや司法修習生の自発的な取組を促すための選択型実務修習の運用イメージ等に基づき，個別修習プログラムを策定，実施していただき，その成果が積み重ねられてきたところである。選択型実務修習は，新司法修習の意義・理念を踏まえ，分野別実務修習の成果の深化と補完を図るとともに，幅広い法曹の活動領域における知識・技法の修得を図ることを旨として行われるものとされているが，この機会に，改めてこの趣旨を踏まえた上で，各配属庁会における選択型実務修習の運用の実情を確認するとともに，個別修習プログラムの提供やホームグラウンド修習の実施の在り方を含め，各配属庁会における選択型実務修習のより一層の充実に向けた取組，工夫点，今後の課題等について協議したい。

以　上

（別紙第３）

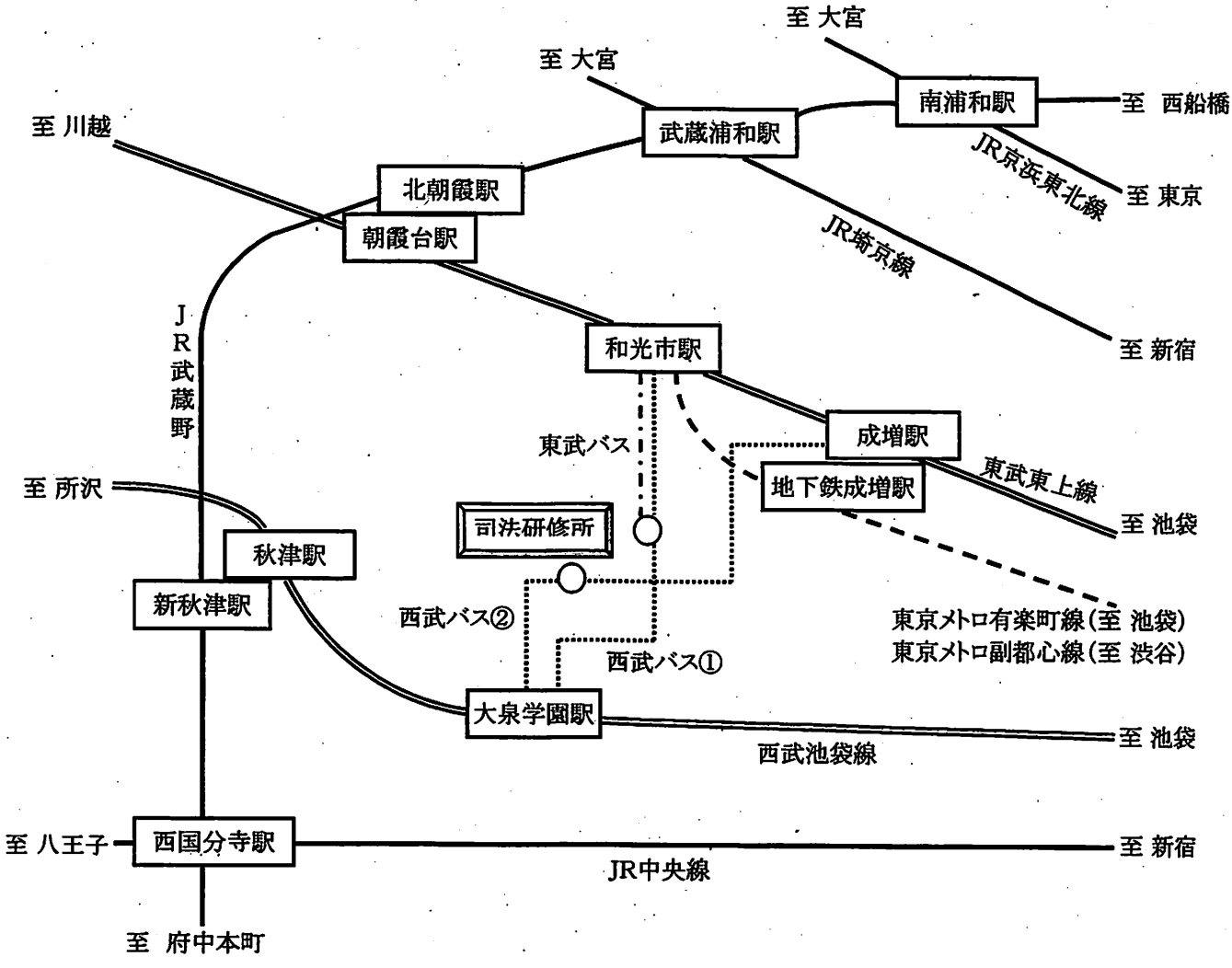
平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

日　程　表

月　日	時　間	実　施　内　容
〔第１回〕 ６月　３日（月） 〔第２回〕 ６月１０日（月）	１２：００ ～ １３：００	受付（本館１階エントランスホール） 〔到着確認，懇談会費・寮利用料金徴収手続等〕
	１３：００ ～ １３：４０	司法研修所長あいさつ 事務局説明 （中講堂）
	１３：５０ ～ １６：１５	分科協議 民事裁判（第５教室　西館２階） 刑事裁判（第６教室　西館２階） 検　　察（第７教室　西館２階） 弁　　護（第８教室　西館２階）
	１６：３０ ～ １７：００	総合協議（中講堂）
	１７：３０ ～ １８：５０	懇談会（図書館棟１階多目的ホール） ※ 希望者のみ

（別紙第４）

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】　埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

池袋駅 ――〔東武東上線〕→ 和光市駅 約16分(急行又は準急)
池袋駅 ――〔東京メトロ有楽町線〕→ 和光市駅 約18分
渋谷駅 ――〔東京メトロ副都心線〕→ 和光市駅 約35分(急行)
池袋駅 ――〔西武池袋線〕→ 大泉学園駅　約15分(準急)
西国分寺駅 ――〔JR武蔵野線〕→ 北朝霞駅 約19分
武蔵浦和駅 ――〔JR武蔵野線〕→ 北朝霞駅 約8分
南浦和駅 ――〔JR武蔵野線〕→ 北朝霞駅 約10分
朝霞台駅 ――〔東武東上線〕→ 和光市駅 約6分

・バス

和光市駅 ――〔東武バス 司法研修所循環〕→ 司法研修所　約10分
和光市駅 ――〔西武バス① 大泉学園駅行き〕→ 司法研修所　約10分
(和光市駅 ――― 徒歩 ―→ 司法研修所　約25分(約2㎞))
大泉学園駅 ――〔西武バス① 和光市駅南口行き〕→ 司法研修所　約12分
大泉学園駅 ――〔西武バス② 成増駅行き〕→ 司法研修所　約15分

（別紙第５）

バス運行時刻表（最寄り駅から司法研修所まで）　【平日】

【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1　和光市駅南口発（東武東上線，東京メトロ有楽町線，副都心線）

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車，バス停「司法研修所入口」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口									
行先	「司法研修所循環」又は「二軒新田」									
時	平　日									
6	23	35	45	56						
7	05	12	22	35	43	50	56			
8	03	10	17	22	27	35	43	49	54	
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41	54	
10	*05	22	37	*47	53					
11	03	13	25	40	53					
12	10	23	*40	54						
13	10	25	40	55						
14	09	25	*35	40	55					
15	10	19	31	*43	50	*57				
16	04	17	31	45	54					
17	02	11	16	22	28	34	42	48	55	
18	00	07	*14	18	24	30	34	*37	43	50
19	00	13	*22	30	*40	51				
20	*01	09	22	38	49					
21	02	13	27	41	56					
22	10	22	35	47	*58					
23	*11									
*印：二軒新田行き										

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は「長久保行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口						
行先	「大泉学園駅北口」又は「長久保」						
時	平　日						
6	26	43	58				
7	13	*20	29	42	55		
8	*05	10	22	*35	47	*55	
9	09	24	45	*52			
10	02	13	28	59			
11	15	30	54				
12	19	37	*57				
13	12	*25	42	59			
14	09	20	30	40			
15	00	20	45				
16	10	*30	40	*50	59		
17	10	22	33	43	55		
18	04	15	26	*35	40	50	
19	*00	11	*20	29	40	50	
20	00	10	20	30	40	50	
21	00	20	40				
22	00	20	40				
23	00						
*印：長久保行き							

2　大泉学園駅北口発（西武池袋線）

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約12分）

発	大泉学園駅北口					
行先	和光市駅南口					
時	平　日					
5						
6	00	16	30	45		
7	00	13	26	39	52	
8	05	18	33	48		
9	08	33	57			
10	20	45	59			
11	19	39	59			
12	15	34	51			
13	05	30	50			
14	10	30	51			
15	11	34	55			
16	10	21	31	42	52	
17	02	15	25	35	51	
18	05	16	26	36	47	56
19	05	16	30	45		
20	02	22	45			
21	12	30	49			
22	12	34				

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約15分）

発	大泉学園駅北口						
行先	成増駅南口						
時	平　日						
5	55						
6	05	15	25	35	45	56	
7	10	21	32	43	53		
8	05	16	28	45			
9	00	18	40				
10	02	22	40	58			
11	18	38	58				
12	13	28	43				
13	01	21	40	59			
14	19	39	56				
15	13	33	53				
16	13	30	50				
17	09	29	49				
18	09	29	48				
19	07	27	47				
20	07	27	46				
21	05	24	46				
22	09						

バス運行時刻表（最寄り駅から司法研修所まで）【土曜・日曜・祝日】

【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1　和光市駅南口発（東武東上線，東京メトロ有楽町線，副都心線）

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車，バス停「司法研修所入口」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口					
行先	「司法研修所循環」又は「二軒新田」					
時	土曜・日曜・祝日					
6	43	55				
7	07	16	26	35	44	56
8	04	13	*22	32	43	53
9	03	14	28	*34	*47	56
10	10	24	40	*54		
11	08	19	31	*40	49	
12	04	18	31	40	54	
13	09	17	27	40	48	
14	00	17	32	47		
15	00	*04	17	31	42	*51
16	02	17	31	47		
17	03	13	26	*34	44	56
18	09	19	27	37	45	56
19	*02	11	19	30	*39	49
20	04	*19	33	48		
21	03	18	33	48		
22	03	17	*26	*42		
23						
*印：二軒新田行き						

(2) 西武バス「大泉学園駅北口行き」又は「長久保行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口					
行先	「大泉学園駅北口」又は「長久保」					
時	土曜・日曜・祝日					
6	45					
7	09	*13	30	49		
8	05	*12	22	39	55	
9	*08	10	34	56		
10	*03	16	32	47	59	
11	*05	14	30	46		
12	04	*20	24	42		
13	00	*13	21	42		
14	06	*14	30	48		
15	07	*15	30	50	*55	
16	09	30	*41	47		
17	05	*15	23	38	56	
18	14	*15	35	52		
19	10	*20	27	47		
20	07	33	51			
21	06	21	41			
22	08	37				
23						
*印：長久保行き						

2　大泉学園駅北口発（西武池袋線）

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約12分）

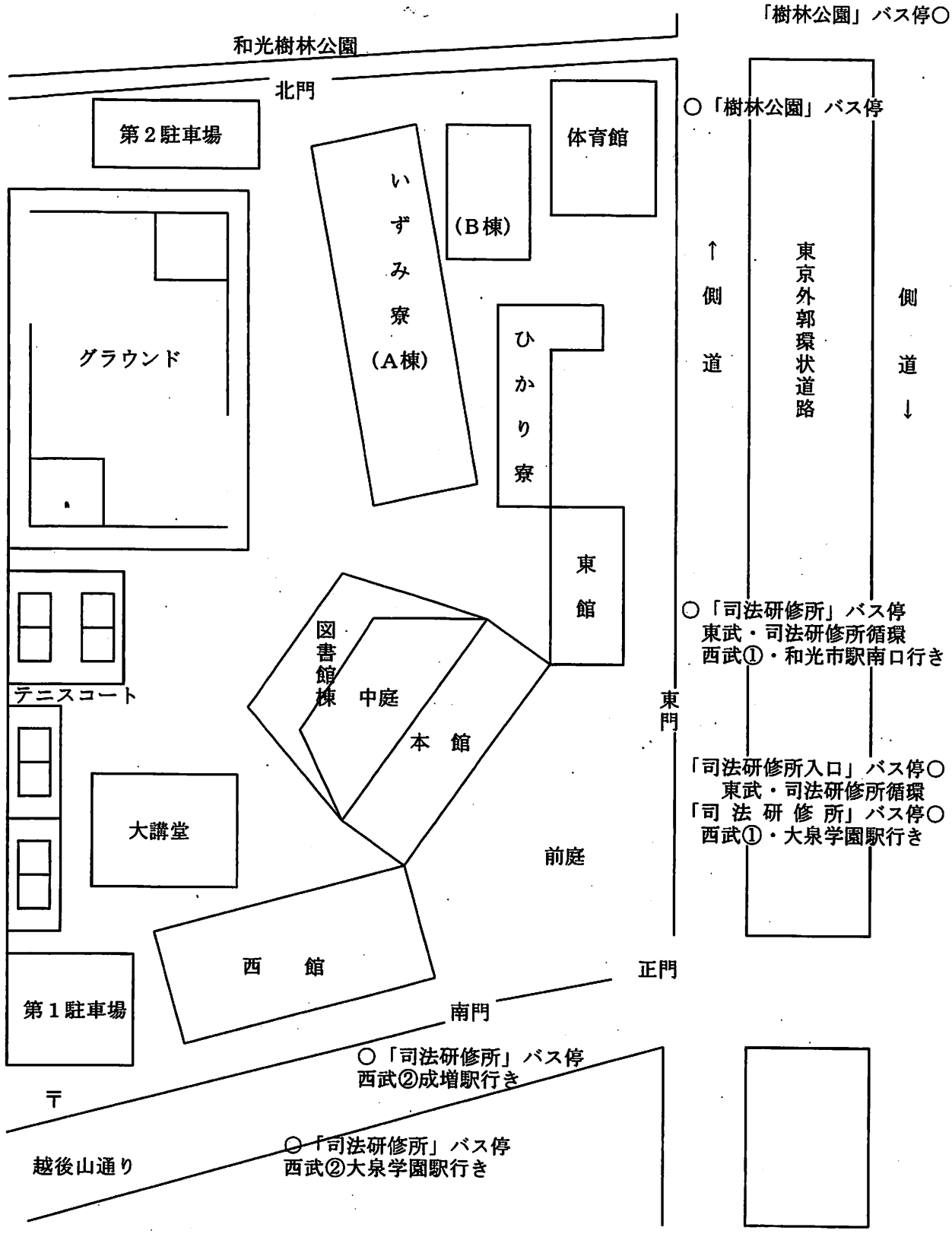
発	大泉学園駅北口			
行先	和光市駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5				
6	13	29	43	
7	01	14	29	43
8	04	24	40	55
9	12	25	41	56
10	10	30	46	
11	05	25	45	
12	01	20	45	
13	05	31	45	
14	05	25	45	
15	03	21	39	55
16	12	30	47	
17	05	21	45	
18	00	30	50	
19	10	30	59	
20	20	40		
21	10	40		
22	10			

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約15分）

発	大泉学園駅北口			
行先	成増駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5	55			
6	10	25	40	55
7	10	25	40	55
8	13	32	44	59
9	17	35	49	
10	05	20	40	55
11	10	28	44	
12	05	25	44	
13	05	25	43	
14	10	25	46	
15	05	27	47	
16	07	27	47	
17	05	20	35	50
18	06	22	45	
19	01	21	41	
20	05	28	55	
21	18	42		
22	09			

（別紙第６）

司 法 研 修 所 配 置 図



（別紙第７）

司法研修所いずみ寮の利用について

１　入寮について

入寮受付は，協議会前日は午後３時から午後７時まで，協議会当日は午後零時からいずれもいずみ寮事務室で行います（入寮方法は，該当する協議員に後日お知らせします。）。

２　寮室について

(1)　司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては，司法研修所が行います。

寮室番号は，入寮時にお知らせします。

(2)　寮室は，バス，トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ，石鹸，シャンプーリンス，タオル）及びバスタオルは用意してありますが，それ以外のものについては，各自で用意してください。

なお，浴衣の用意はありませんので，各自で用意してください。

おって，下足箱に上履用のスリッパが入っていますので，履き替えてください。下足箱は，寮室番号と同一のものを使用してください。

３　利用料金について

１泊目の利用料金は，３，０３０円で，２泊目以降は，１泊６５０円が加算されます。

４　寮室備付け電話の使用について

(1)　寮室備付けの電話機は，着信のほか，内線又は外線として使用することができます。

(2)　発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は，電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入，使用及び精算の方法については，いずみ寮Ａ棟１階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3)　寮室の電話番号は，入寮日に通知します。

5　エアコンの使用について

エアコンは，２４時間使用できます。

6　自動販売機の利用について

１階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7　緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には，寮室備付けの電話機で[redacted]番又は[redacted]番を押してください。[redacted]に繋がりますので，その指示に従ってください。

8　食事について

朝食・昼食とも平日のみ利用可能です。詳しくは別紙第８「司法研修所食堂の利用について」を参照してください。

9　退寮について

退寮の際，使用したシーツ，バスマット，枕カバー及びバスタオルなどは，リネン室に入れてください。

退寮する時は，寮室の鍵を午前１０時までに寮事務室へ返還してください。

10　給湯について

各寮室に，洗面用又は入浴用として午前７時から翌日午前零時まで給湯します。

また，給湯室の湯沸器は２４時間利用できます。

11　門限について

門限は，午後１１時です。

12　司法研修所への入構について

平日は，正門（午前８時から午後６時３０分まで），東門（車出入口：午前８時から午後９時まで，歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。

なお，日曜日の入構は，北門を利用してください（バスで来られる場合は「樹林公園」バス停を利用してください。）。

13　喫煙について

寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14　その他

入寮に関して御不明の点がある場合は，当研修所事務局総務課寮務係（電話番号[redacted]）にお問い合わせください。

（別紙第８）

司法研修所食堂の利用について

１　朝食（平日のみ営業）

午前８時から午前９時３０分までの間，図書館棟２階の第２食堂を御利用いただけます。

利用代金は１食３００円となっております。

２　昼食（平日のみ営業）

午前１１時３０分から午後１時までの間，図書館棟２階の第２食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが，１食３００円から５００円程度となっております。

３　その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は，当研修所事務局経理課管理係（電話番号[redacted]）にお問い合わせください。

（別紙第９－１）

平成２５年　　月　　日

司法研修所事務局総務課庶務係　御中
（ＦＡＸ番号 [redacted]）

（庁 会 名）
（自宅住所）
※　旅費支給手続に必要ですので，必ず記載してください。
〒

（氏　　名）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については，下記のとおりです。

記

1　６月２日（日）の宿泊施設として，いずみ寮を

□　利用し，６月３日（月）の朝食は
　□　食堂を利用する。
　□　食堂を利用しない。

※　入寮受付は15:00～19:00です。
※　６月２日（日）入寮希望者のみ必ず記載
　①　到着予定時刻（　　時　　分頃）
　②　携帯電話番号（　　－　　－　　）
※　６月２日（日）は，終日食堂を利用できません。

□　利用しない。
　□　いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□　自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□　宿泊しない。

2　６月３日（月）の宿泊施設として，いずみ寮を

□　利用し，６月４日（火）の朝食は
※　入寮受付は12:00～です。
　□　食堂を利用する。
　□　食堂を利用しない。

□　利用しない。
　□　いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□　自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□　宿泊しない。

（別紙第９－１）

3　６月３日（月）の昼食は
- □　食堂を利用する予定である。
- □　食堂を利用する予定はない。

4　６月３日（月）の懇談会に
- □　出席する。
- □　出席しない。

5　交通機関の利用について

□　新幹線（特急）を
- □　往復
- □　往路のみ
- □　復路のみ

利用し，

グリーン車を
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

なお，（　　）号を
↑
※のぞみ等記入
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

□　航空機を利用する（□ 往復利用　□ 往路のみ　□ 復路のみ）。
※証明書類を添付（実施要領参照）

6　パック旅行利用について
□　パック旅行を利用する　代金＿＿＿＿＿＿＿＿円
※証明書類を添付（実施要領参照）

（□食事なし　□朝食付　□夕食付　）

（注）①　該当する□内にレ印を付してください。
②　懇談会費（4,000円）及び寮の利用料金は，６月３日（月）の協議会受付において申し受けます（旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。）。食堂の利用代金は，食堂に直接お支払いいただくことになります。

（別紙第９－２）

平成２５年　　月　　日

司法研修所事務局総務課庶務係　御中
（ＦＡＸ番号[redacted]）

（庁 会 名）
（自宅住所）
※　旅費支給手続に必要ですので，必ず記載してください。
〒

（氏　　名）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第２回）における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については，下記のとおりです。

記

1　６月９日（日）の宿泊施設として，いずみ寮を

□　利用し，６月１０日（月）の朝食は
　□　食堂を利用する。
　□　食堂を利用しない。

※　入寮受付は15:00～19:00です。
※　６月９日（日）入寮希望者のみ必ず記載
　①　到着予定時刻（　　時　　分頃）
　②　携帯電話番号（　　－　　－　　）
※　６月９日（日）は，終日食堂を利用できません。

□　利用しない。
　□　いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□　自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□　宿泊しない。

2　６月１０日（月）の宿泊施設として，いずみ寮を

□　利用し，６月１１日（火）の朝食は
　※　入寮受付は12:00～です。
　□　食堂を利用する。
　□　食堂を利用しない。

□　利用しない。
　□　いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□　自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□　宿泊しない。

（別紙第９－２）

3　６月１０日（月）の昼食は
- □　食堂を利用する予定である。
- □　食堂を利用する予定はない。

4　６月１０日（月）の懇談会に
- □　出席する。
- □　出席しない。

5　交通機関の利用について

□　新幹線（特急）を
- □　往復
- □　往路のみ
- □　復路のみ

利用し，

グリーン車を
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

なお，（　　）号を
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

↑
※のぞみ等記入

□　航空機を利用する（□ 往復利用　□ 往路のみ　□ 復路のみ）。
※証明書類を添付（実施要領参照）

6　パック旅行利用について

□　パック旅行を利用する　代金＿＿＿＿＿＿＿＿円
※証明書類を添付（実施要領参照）

（□食事なし　□朝食付　□夕食付　）

（注）①　該当する□内にレ印を付してください。

②　懇談会費（4,000円）及び寮の利用料金は，６月１０日（月）の協議会受付において申し受けます（旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。）。
食堂の利用代金は，食堂に直接お支払いいただくことになります。

（別紙第１０）

※ 協議会の前後に私事旅行等をする場合に提出してください。

旅行日等変更承認申請

平成　　年　　月　　日

司法研修所　殿

研修等名
所 属 庁
氏　　名

私は，下記のとおり，旅行日等の変更を申請します。

記

1　出発日　　平成　　年　　月　　日
2　帰着日　　平成　　年　　月　　日
3　旅行の目的（該当する□にチェックしてください。）
　□①　自宅等への帰宅又は実家、親戚宅への訪問
　□②　出張地における職場関係者との懇談
　□③　その他（　　）

（ＦＡＸ　経理課経理係 [redacted]）

司研総第２１９号
（庶ろ－０３）
平成２５年３月２６日

東京地方裁判所長　殿

司法研修所長　安　井　久　治

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会の開催について
（通知）

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため，標記の協議会を別添の「実施要領」のとおり開催します。

ついては，出席者について，同実施要領別紙第１の「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」記載の人数を選定の上，別紙様式により４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係畑中（[redacted]）宛てメールにより回答してください。

なお，貴庁立川支部への周知につき，よろしくお取り計らいください。

（別紙様式）

平成２５年　　月　　日

司法研修所長　殿

東京地方裁判所長

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）の出席者について

（３月２６日付け司研総第２１９号に対する回答）

標記の出席者については，下記のとおりです。

記

官　職	民事又は刑事の別	ふりがな 氏　　名	男女の別	司法修習の期別	備　　考

（注）備考欄に，出席者の所属「本庁」又は「立川支部」を記入する。

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

実　施　要　領

１　開催日，対象庁会等

別紙第１「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

２　開催場所，宿舎等

(1)　開催場所

司法研修所

埼玉県和光市南２丁目３番８号

電話番号　０４８－４６０－２０００（代表）

来庁方法等については，別紙第４「司法研修所への交通案内図」，別紙第５「バス運行時刻表」及び別紙第６「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2)　集合時刻

ア　第１回出席者及び参列者　６月　３日（月）午後零時５０分

イ　第２回出席者及び参列者　６月１０日（月）午後零時５０分

(3)　宿泊場所

宿泊場所を必要とする協議会出席者には，当研修所いずみ寮を用意します（別紙第７「司法研修所いずみ寮の利用について」参照）。

なお，いずみ寮以外の有料宿泊施設を利用する場合には，寮に宿泊した場合の宿泊料が上限として支給されますので，あらかじめ御了承ください。

おって，出張日程等により前後泊分の宿泊料については，支給されないこともあります。宿泊費について御不明の点は，当研修所事務局経理課経理係（電話番号[redacted]）までお問い合わせください。

３　協議事項

新司法修習に関し，別紙第２「協議事項」について協議を行う予定ですので，これに関連して協議しておくべき論点，参考意見等がありましたら，４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要，ファクシミリ（[redacted]）可。）。

４　日程

別紙第３「日程表」のとおり。

5　出席者

出席者名簿は，追って送付します。

6　旅費

(1)　協議会当日，受付（本館エントランスホール）において支給しますので，印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。ただし，東京地方裁判所（立川支部を含む。），横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は，所属庁のＩＣカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。

(2)　パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合に，支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので，御注意ください。

なお，パック旅行を利用する際には，その金額及び内容の分かる書類を５月１４日までに提出してください。

(3)　航空機の利用

ア　航空機利用の場合には，往復割引普通運賃の範囲内（クラスＪ等特別座席の利用に要する料金は支給されない。）で，現に支払った金額を支給します。

イ　提出書類

a　金額と便を確認する書類（領収書と航空券写し）・・提出期限５月１４日

b　搭乗を確認する書類（搭乗半券等）・・・・・・・・提出期限６月１８日

ウ　マイレージの取得禁止

旅券購入によるマイレージの取得はできませんので，ご購入の際にはご注意ください。誤って取得してしまった場合は，マイレージの取り消しをした上で，その疎明資料を提出してください。

(4)　上記(2)と(3)の提出，及び旅費について御不明の点は，当研修所事務局経理課経理係（電話番号[redacted]）までお問い合わせください。

7　支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第７の３参照）及び懇談会費（希望者のみ。４，０００円）は，協議会当日，受付において申し受けます。

8　提出書類

出席者及び参列者は，(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上，４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要。ファクシミリ（[redacted]）可。）。

(1)　別紙第９－１「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

(2)　別紙第９－２「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第２回）におけ

るいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9　その他

食堂については，別紙第８「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別　紙　目　録

別紙第１	平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表
別紙第２	協議事項
別紙第３	日程表
別紙第４	司法研修所への交通案内図
別紙第５	バス運行時刻表
別紙第６	司法研修所配置図
別紙第７	司法研修所いずみ寮の利用について
別紙第８	司法研修所食堂の利用について
別紙第９－１	平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
別紙第９－２	平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第２回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
別紙第１０	旅行日等変更承認申請

（別紙第１）

平成25年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁管内	実務修習地	出席者数					開催月日
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計	
		民事	刑事				
東京	東京	2	2	2	東京 1 第一東京 1 第二東京 1	9	〔第１回〕 ６月３日 （月）
	立川支部	1	1	1	(東京三多摩支部) 1	4	
	横浜	1	1	1	1	4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉) 1	4	
	千葉	1	1	1	(千葉県) 1	4	
	水戸	1	1	1	(茨城県) 1	4	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県) 1	4	
	前橋	1	1	1	(群馬) 1	4	
	静岡	1	1	1	(静岡県) 1	4	
	甲府	1	1	1	(山梨県) 1	4	
	長野	1	1	1	(長野県) 1	4	
	新潟	1	1	1	(新潟県) 1	4	
名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県) 1	4	
	岐阜	1	1	1	(岐阜県) 1	4	
	金沢	1	1	1	1	4	
	富山	1	1	1	(富山県) 1	4	
仙台	仙台	1	1	1	1	4	
	福島	1	1	1	(福島県) 1	4	
	山形	1	1	1	(山形県) 1	4	
	盛岡	1	1	1	(岩手) 1	4	
	秋田	1	1	1	1	4	
	青森	1	1	1	(青森県) 1	4	
札幌	札幌	1	1	1	1	4	
	函館	1	1	1	1	4	
	旭川	1	1	1	1	4	
	釧路	1	1	1	1	4	
（計）	(26)	27	27	27	28	109	
大阪	大阪	1	1	1	1	4	〔第２回〕 ６月１０日 （月）
	京都	1	1	1	1	4	
	神戸	1	1	1	(兵庫県) 1	4	
	奈良	1	1	1	1	4	
	大津	1	1	1	(滋賀) 1	4	
	和歌山	1	1	1	1	4	
名古屋	津	1	1	1	(三重) 1	4	
	福井	1	1	1	1	4	
広島	広島	1	1	1	1	4	
	山口	1	1	1	(山口県) 1	4	
	岡山	1	1	1	1	4	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県) 1	4	
	松江	1	1	1	(島根県) 1	4	
福岡	福岡	1	1	1	(福岡県) 1	4	
	佐賀	1	1	1	(佐賀県) 1	4	
	長崎	1	1	1	(長崎県) 1	4	
	大分	1	1	1	(大分県) 1	4	
	熊本	1	1	1	(熊本県) 1	4	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県) 1	4	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県) 1	4	
	那覇	1	1	1	(沖縄) 1	4	
高松	高松	1	1	1	(香川県) 1	4	
	徳島	1	1	1	1	4	
	高知	1	1	1	1	4	
	松山	1	1	1	(愛媛) 1	4	
（計）	(25)	25	25	25	25	100	
合計	(51)	52	52	52	53	209	

（別紙第２）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

協　議　事　項

1　分野別実務修習の指導の現状と課題について

（出題理由）

分野別実務修習については，司法修習生指導要綱（甲）及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて，御指導をいただいているところである。新司法修習のこれまでの指導の実績，新しい法曹養成プロセスにおける新司法修習の位置付け及び指導理念，新司法修習における分野別実務修習の位置付け（弁護導入講義を含む導入的教育の在り方，集合修習との関係等を含む。）等を踏まえて，より実効的な修習の在り方を検討すべく，各配属庁会における第６６期司法修習生の実情（能力，資質等）につき，これまでの司法修習生との比較等を通じて報告をいただくとともに，分野別実務修習における指導内容や方法について協議したい。

2　選択型実務修習の充実に向けた取組等について

（出題理由）

選択型実務修習については，配属庁会において，選択型実務修習の運用ガイドラインや司法修習生の自発的な取組を促すための選択型実務修習の運用イメージ等に基づき，個別修習プログラムを策定，実施していただき，その成果が積み重ねられてきたところである。選択型実務修習は，新司法修習の意義・理念を踏まえ，分野別実務修習の成果の深化と補完を図るとともに，幅広い法曹の活動領域における知識・技法の修得を図ることを旨として行われるものとされているが，この機会に，改めてこの趣旨を踏まえた上で，各配属庁会における選択型実務修習の運用の実情を確認するとともに，個別修習プログラムの提供やホームグラウンド修習の実施の在り方を含め，各配属庁会における選択型実務修習のより一層の充実に向けた取組，工夫点，今後の課題等について協議したい。

以　上

（別紙第３）

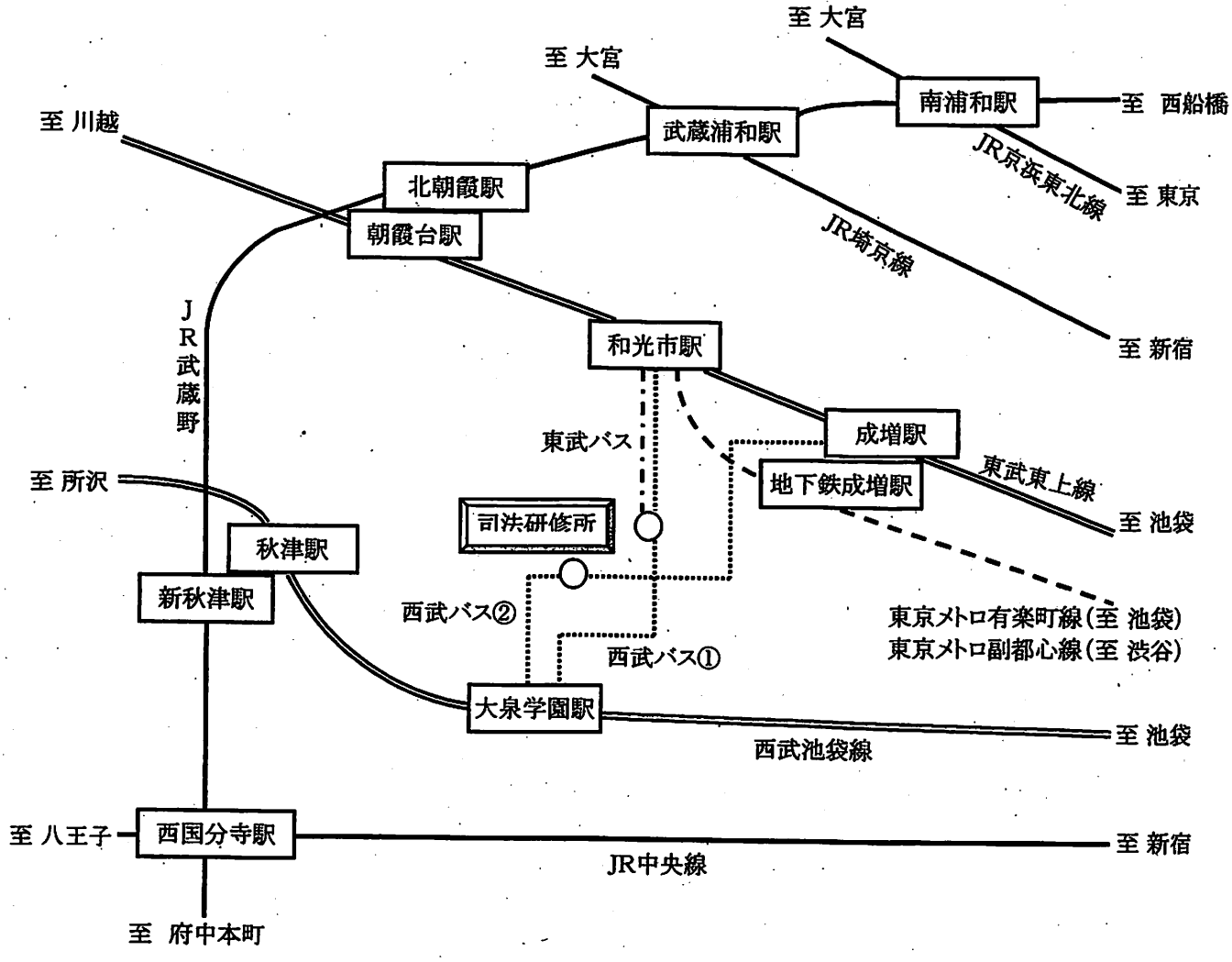
平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

日　程　表

月　日	時　間	実　施　内　容
〔第１回〕 ６月　３日（月） 〔第２回〕 ６月１０日（月）	１２：００ ～ １３：００	受付（本館１階エントランスホール） 〔到着確認，懇談会費・寮利用料金徴収手続等〕
	１３：００ ～ １３：４０	司法研修所長あいさつ 事務局説明 （中講堂）
	１３：５０ ～ １６：１５	分科協議 民事裁判（第５教室　西館２階） 刑事裁判（第６教室　西館２階） 検　　察（第７教室　西館２階） 弁　　護（第８教室　西館２階）
	１６：３０ ～ １７：００	総合協議（中講堂）
	１７：３０ ～ １８：５０	懇談会（図書館棟１階多目的ホール） ※ 希望者のみ

（別紙第４）

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】　埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

池袋駅 ―〔東武東上線〕→ 和光市駅 約16分(急行又は準急)
池袋駅 ―〔東京メトロ有楽町線〕→ 和光市駅 約18分
渋谷駅 ―〔東京メトロ副都心線〕→ 和光市駅 約35分(急行)
池袋駅 ―〔西武池袋線〕→ 大泉学園駅 約15分(準急)
西国分寺駅 ―〔JR武蔵野線〕→ 北朝霞駅 約19分
武蔵浦和駅 ―〔JR武蔵野線〕→ 北朝霞駅 約8分
南浦和駅 ―〔JR武蔵野線〕→ 北朝霞駅 約10分
朝霞台駅 ―〔東武東上線〕→ 和光市駅 約6分

・バス

和光市駅 ―〔東武バス 司法研修所循環〕→ 司法研修所 約10分
和光市駅 ―〔西武バス① 大泉学園駅行き〕→ 司法研修所 約10分
(和光市駅 ― 徒歩 → 司法研修所 約25分(約2㎞))
大泉学園駅 ―〔西武バス① 和光市駅南口行き〕→ 司法研修所 約12分
大泉学園駅 ―〔西武バス② 成増駅行き〕→ 司法研修所 約15分

（別紙第５）

バス運行時刻表（最寄り駅から司法研修所まで）　【平日】

【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1　和光市駅南口発（東武東上線，東京メトロ有楽町線，副都心線）

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車，バス停「司法研修所入口」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口									
行先	「司法研修所循環」又は「二軒新田」									
時	平　日									
6	23	35	45	56						
7	05	12	22	35	43	50	56			
8	03	10	17	22	27	35	43	49	54	
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41	54	
10	*05	22	37	*47	53					
11	03	13	25	40	53					
12	10	23	*40	54						
13	10	25	40	55						
14	09	25	*35	40	55					
15	10	19	31	*43	50	*57				
16	04	17	31	45	54					
17	02	11	16	22	28	34	42	48	55	
18	00	07	*14	18	24	30	34	*37	43	50
19	00	13	*22	30	*40	51				
20	*01	09	22	38	49					
21	02	13	27	41	56					
22	10	22	35	47	*58					
23	*11									
*印：二軒新田行き										

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は「長久保行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口						
行先	「大泉学園駅北口」又は「長久保」						
時	平　日						
6	26	43	58				
7	13	*20	29	42	55		
8	*05	10	22	*35	47	*55	
9	09	24	45	*52			
10	02	13	28	59			
11	15	30	54				
12	19	37	*57				
13	12	*25	42	59			
14	09	20	30	40			
15	00	20	45				
16	10	*30	40	*50	59		
17	10	22	33	43	55		
18	04	15	26	*35	40	50	
19	*00	11	*20	29	40	50	
20	00	10	20	30	40	50	
21	00	20	40				
22	00	20	40				
23	00						
*印：長久保行き							

2　大泉学園駅北口発（西武池袋線）

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約12分）

発	大泉学園駅北口					
行先	和光市駅南口					
時	平　日					
5						
6	00	16	30	45		
7	00	13	26	39	52	
8	05	18	33	48		
9	08	33	57			
10	20	45	59			
11	19	39	59			
12	15	34	51			
13	05	30	50			
14	10	30	51			
15	11	34	55			
16	10	21	31	42	52	
17	02	15	25	35	51	
18	05	16	26	36	47	56
19	05	16	30	45		
20	02	22	45			
21	12	30	49			
22	12	34				

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約15分）

発	大泉学園駅北口					
行先	成増駅南口					
時	平　日					
5	55					
6	05	15	25	35	45	56
7	10	21	32	43	53	
8	05	16	28	45		
9	00	18	40			
10	02	22	40	58		
11	18	38	58			
12	13	28	43			
13	01	21	40	59		
14	19	39	56			
15	13	33	53			
16	13	30	50			
17	09	29	49			
18	09	29	48			
19	07	27	47			
20	07	27	46			
21	05	24	46			
22	09					

バス運行時刻表（最寄り駅から司法研修所まで）　【土曜・日曜・祝日】

【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1　和光市駅南口発（東武東上線，東京メトロ有楽町線，副都心線）

(1)　東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車，バス停「司法研修所入口」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口
行先	「司法研修所循環」又は「二軒新田」
時	土曜・日曜・祝日
6	43　55
7	07　16　26　35　44　56
8	04　13　*22　32　43　53
9	03　14　28　*34　*47　56
10	10　24　40　*54
11	08　19　31　*40　49
12	04　18　31　40　54
13	09　17　27　40　48
14	00　17　32　47
15	00　*04　17　31　42　*51
16	02　17　31　47
17	03　13　26　*34　44　56
18	09　19　27　37　45　56
19	*02　11　19　30　*39　49
20	04　*19　33　48
21	03　18　33　48
22	03　17　*26　*42
23	
*印：二軒新田行き	

(2)　西武バス「大泉学園駅北口行き」又は「長久保行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口
行先	「大泉学園駅北口」又は「長久保」
時	土曜・日曜・祝日
6	45
7	09　*13　30　49
8	05　*12　22　39　55
9	*08　10　34　56
10	*03　16　32　47　59
11	*05　14　30　46
12	04　*20　24　42
13	00　*13　21　42
14	06　*14　30　48
15	07　*15　30　50　*55
16	09　30　*41　47
17	05　*15　23　38　56
18	14　*15　35　52
19	10　*20　27　47
20	07　33　51
21	06　21　41
22	08　37
23	
*印：長久保行き	

2　大泉学園駅北口発（西武池袋線）

(1)　西武バス「和光市駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約12分）

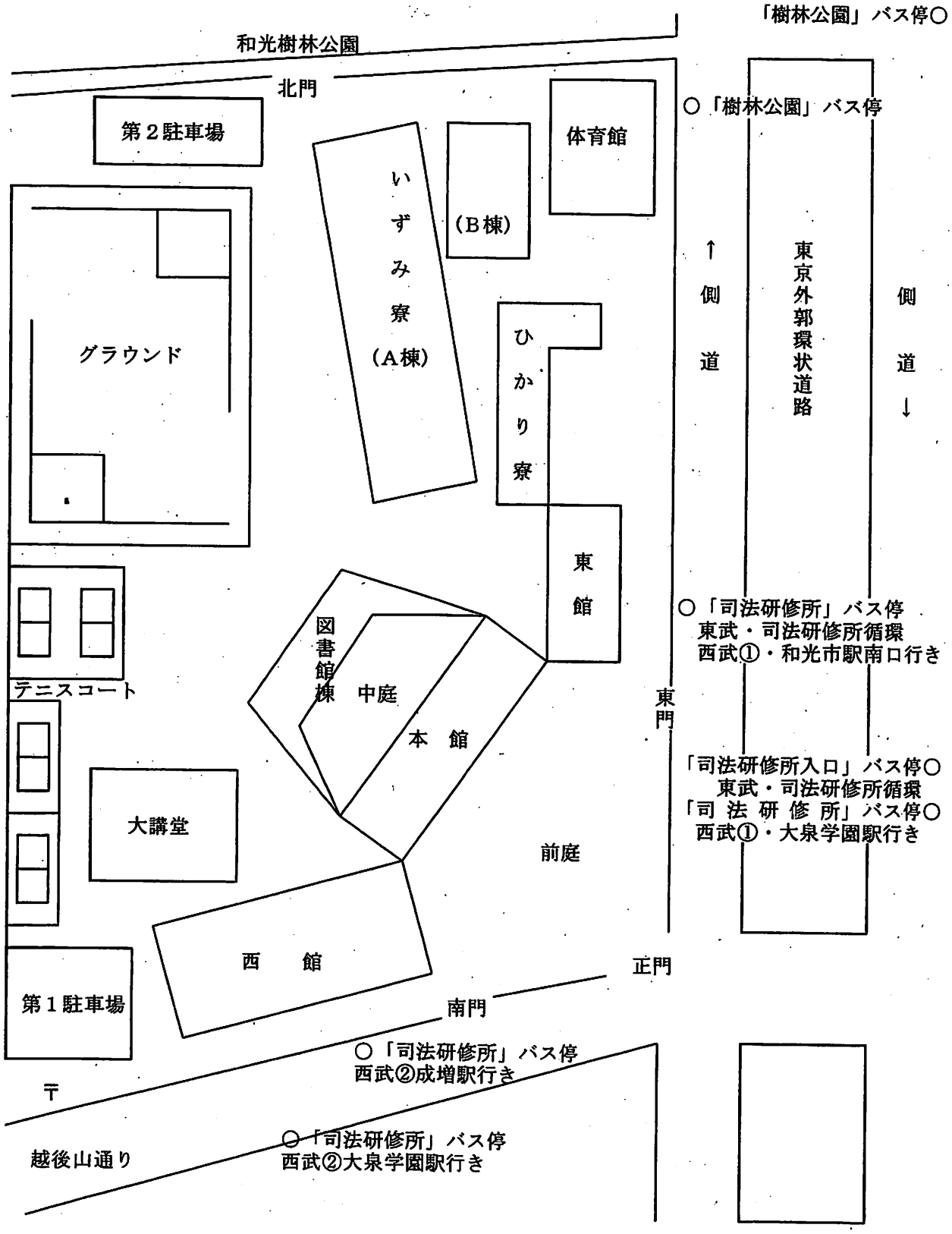
発	大泉学園駅北口
行先	和光市駅南口
時	土曜・日曜・祝日
5	
6	13　29　43
7	01　14　29　43
8	04　24　40　55
9	12　25　41　56
10	10　30　46
11	05　25　45
12	01　20　45
13	05　31　45
14	05　25　45
15	03　21　39　55
16	12　30　47
17	05　21　45
18	00　30　50
19	10　30　59
20	20　40
21	10　40
22	10

(2)　西武バス「成増駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約15分）

発	大泉学園駅北口
行先	成増駅南口
時	土曜・日曜・祝日
5	55
6	10　25　40　55
7	10　25　40　55
8	13　32　44　59
9	17　35　49
10	05　20　40　55
11	10　28　44
12	05　25　44
13	05　25　43
14	10　25　46
15	05　27　47
16	07　27　47
17	05　20　35　50
18	06　22　45
19	01　21　41
20	05　28　55
21	18　42
22	09

（別紙第６）

司法研修所配置図



（別紙第７）

司法研修所いずみ寮の利用について

１　入寮について

入寮受付は，協議会前日は午後３時から午後７時まで，協議会当日は午後零時からいずれもいずみ寮事務室で行います（入寮方法は，該当する協議員に後日お知らせします。）。

２　寮室について

(1)　司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては，司法研修所が行います。

寮室番号は，入寮時にお知らせします。

(2)　寮室は，バス，トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ，石鹸，シャンプーリンス，タオル）及びバスタオルは用意してありますが，それ以外のものについては，各自で用意してください。

なお，浴衣の用意はありませんので，各自で用意してください。

おって，下足箱に上履用のスリッパが入っていますので，履き替えてください。下足箱は，寮室番号と同一のものを使用してください。

３　利用料金について

１泊目の利用料金は，３，０３０円で，２泊目以降は，１泊６５０円が加算されます。

４　寮室備付け電話の使用について

(1)　寮室備付けの電話機は，着信のほか，内線又は外線として使用することができます。

(2)　発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は，電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入，使用及び精算の方法については，いずみ寮Ａ棟１階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3)　寮室の電話番号は，入寮日に通知します。

5　エアコンの使用について

エアコンは，２４時間使用できます。

6　自動販売機の利用について

１階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7　緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には，寮室備付けの電話機で[redacted]番又は[redacted]番を押してください。[redacted]に繋がりますので，その指示に従ってください。

8　食事について

朝食・昼食とも平日のみ利用可能です。詳しくは別紙第８「司法研修所食堂の利用について」を参照してください。

9　退寮について

退寮の際，使用したシーツ，バスマット，枕カバー及びバスタオルなどは，リネン室に入れてください。

退寮する時は，寮室の鍵を午前１０時までに寮事務室へ返還してください。

10　給湯について

各寮室に，洗面用又は入浴用として午前７時から翌日午前零時まで給湯します。

また，給湯室の湯沸器は２４時間利用できます。

11　門限について

門限は，午後１１時です。

12　司法研修所への入構について

平日は，正門（午前８時から午後６時３０分まで），東門（車出入口：午前８時から午後９時まで，歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。

なお，日曜日の入構は，北門を利用してください（バスで来られる場合は「樹林公園」バス停を利用してください。）。

13　喫煙について

寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14　その他

入寮に関して御不明の点がある場合は，当研修所事務局総務課寮務係（電話番号[redacted]）にお問い合わせください。

（別紙第８）

司法研修所食堂の利用について

１　朝食（平日のみ営業）

午前８時から午前９時３０分までの間，図書館棟２階の第２食堂を御利用いただけます。

利用代金は１食３００円となっております。

２　昼食（平日のみ営業）

午前１１時３０分から午後１時までの間，図書館棟２階の第２食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが，１食３００円から５００円程度となっております。

３　その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は，当研修所事務局経理課管理係（電話番号[redacted]）にお問い合わせください。

（別紙第９－１）

平成２５年　　月　　日

司法研修所事務局総務課庶務係　御中

（ＦＡＸ番号 [redacted] ）

（庁 会 名）

（自宅住所）

※　旅費支給手続に必要ですので，必ず記載してください。

〒

（氏　　名）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については，下記のとおりです。

記

１　６月２日（日）の宿泊施設として，いずみ寮を

□ 利用し，６月３日（月）の朝食は
　□ 食堂を利用する。
　□ 食堂を利用しない。

※　入寮受付は15:00～19:00です。

※　６月２日（日）入寮希望者のみ必ず記載
　①　到着予定時刻（　　時　　分頃）
　②　携帯電話番号（　　－　　－　　）

※　６月２日（日）は，終日食堂を利用できません。

□ 利用しない。
　□ いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□ 自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□ 宿泊しない。

２　６月３日（月）の宿泊施設として，いずみ寮を

□ 利用し，６月４日（火）の朝食は
　※　入寮受付は12:00～です。
　□ 食堂を利用する。
　□ 食堂を利用しない。

□ 利用しない。
　□ いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□ 自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□ 宿泊しない。

（別紙第９－１）

3　６月３日（月）の昼食は
- □　食堂を利用する予定である。
- □　食堂を利用する予定はない。

4　６月３日（月）の懇談会に
- □　出席する。
- □　出席しない。

5　交通機関の利用について

□　新幹線（特急）を
- □　往復
- □　往路のみ
- □　復路のみ

利用し，

グリーン車を
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

なお，（　　）号を
↑
※のぞみ等記入
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

□　航空機を利用する（□ 往復利用　□ 往路のみ　□ 復路のみ）。
※証明書類を添付（実施要領参照）

6　パック旅行利用について

□　パック旅行を利用する　代金＿＿＿＿＿＿＿＿円
※証明書類を添付（実施要領参照）

（□食事なし　□朝食付　□夕食付　）

（注）①　該当する□内にレ印を付してください。

②　懇談会費（4,000円）及び寮の利用料金は，６月３日（月）の協議会受付において申し受けます（旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。）。食堂の利用代金は，食堂に直接お支払いいただくことになります。

（別紙第９－２）

平成２５年　　月　　日

司法研修所事務局総務課庶務係　御中

（ＦＡＸ番号[redacted]）

（庁 会 名）

（自宅住所）

※　旅費支給手続に必要ですので，必ず記載してください。

〒

（氏　　名）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第２回）における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については，下記のとおりです。

記

１　６月９日（日）の宿泊施設として，いずみ寮を

□ 利用し，６月１０日（月）の朝食は
　□ 食堂を利用する。
　□ 食堂を利用しない。

※　入寮受付は15:00～19:00です。

※　６月９日（日）入寮希望者のみ必ず記載
　①　到着予定時刻（　　時　　分頃）
　②　携帯電話番号（　　－　　－　　）

※　６月９日（日）は，終日食堂を利用できません。

□ 利用しない。
　□ いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□ 自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□ 宿泊しない。

２　６月１０日（月）の宿泊施設として，いずみ寮を

□ 利用し，６月１１日（火）の朝食は
　※　入寮受付は12:00～です。
　□ 食堂を利用する。
　□ 食堂を利用しない。

□ 利用しない。
　□ いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□ 自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□ 宿泊しない。

（別紙第９－２）

3　６月１０日（月）の昼食は
- □　食堂を利用する予定である。
- □　食堂を利用する予定はない。

4　６月１０日（月）の懇談会に
- □　出席する。
- □　出席しない。

5　交通機関の利用について

□　新幹線（特急）を
- □　往復
- □　往路のみ
- □　復路のみ

利用し，

グリーン車を
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

なお，（　　）号を
↑
※のぞみ等記入
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

□　航空機を利用する（□ 往復利用　□ 往路のみ　□ 復路のみ）。
※証明書類を添付（実施要領参照）

6　パック旅行利用について

□　パック旅行を利用する　代金＿＿＿＿＿＿円
※証明書類を添付（実施要領参照）

（□食事なし　□朝食付　□夕食付　）

（注）①　該当する□内にレ印を付してください。

②　懇談会費（4,000円）及び寮の利用料金は，６月１０日（月）の協議会受付において申し受けます（旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。）。食堂の利用代金は，食堂に直接お支払いいただくことになります。

（別紙第１０）

※ 協議会の前後に私事旅行等をする場合に提出してください。

旅行日等変更承認申請

平成　　年　　月　　日

司法研修所　殿

研修等名
所属庁
氏　　名

私は，下記のとおり，旅行日等の変更を申請します。

記

1　出発日　　平成　　年　　月　　日
2　帰着日　　平成　　年　　月　　日
3　旅行の目的（該当する□にチェックしてください。）
　□①　自宅等への帰宅又は実家、親戚宅への訪問
　□②　出張地における職場関係者との懇談
　□③　その他（　　）

（ＦＡＸ　経理課経理係 [redacted]）

司研総第２２０号

平成２５年３月２６日

地方検察庁検事正　殿（東京を除く。）

弁護士会会長　殿（在京弁護士会を除く。）

司法研修所長　安井久治

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

（通知）

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため，標記の協議会を別添の「実施要領」のとおり開催します。

ついては，出席者について，同実施要領別紙第１の「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」記載の人数を選定の上，別紙様式による回答書を４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください（送付書不要，ファクシミリ（[redacted]）可）。

なお，出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は，当研修所が行います。

（別紙様式）

平成２５年　　月　　日

司法研修所長　殿

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第　回）の出席者について

（３月２６日付け司研総第２２０号に対する回答）

標記の出席者については，下記のとおりです。

記

官　職	ふりがな 氏　　名	男女の別	俸給の号	司法修習の期別	備　考

（注）

１　標題の「第　回」には，出席する回（「１」又は「２」）を記入する。

２　「俸給の号」は，検察庁のみ記入する。

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

実　施　要　領

１　開催日，対象庁会等

別紙第１「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

２　開催場所，宿舎等

(1)　開催場所

司法研修所

埼玉県和光市南２丁目３番８号

電話番号　０４８－４６０－２０００（代表）

来庁方法等については，別紙第４「司法研修所への交通案内図」，別紙第５「バス運行時刻表」及び別紙第６「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2)　集合時刻

ア　第１回出席者及び参列者　６月　３日（月）午後零時５０分

イ　第２回出席者及び参列者　６月１０日（月）午後零時５０分

(3)　宿泊場所

宿泊場所を必要とする協議会出席者には，当研修所いずみ寮を用意します（別紙第７「司法研修所いずみ寮の利用について」参照）。

なお，いずみ寮以外の有料宿泊施設を利用する場合には，寮に宿泊した場合の宿泊料が上限として支給されますので，あらかじめ御了承ください。

おって，出張日程等により前後泊分の宿泊料については，支給されないこともあります。宿泊費について御不明の点は，当研修所事務局経理課経理係（電話番号[redacted]）までお問い合わせください。

３　協議事項

新司法修習に関し，別紙第２「協議事項」について協議を行う予定ですので，これに関連して協議しておくべき論点，参考意見等がありましたら，４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要，ファクシミリ[redacted]）可。）。

４　日程

別紙第３「日程表」のとおり。

5　出席者

出席者名簿は，追って送付します。

6　旅費

(1)　協議会当日，受付（本館エントランスホール）において支給しますので，印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。ただし，東京地方裁判所（立川支部を含む。），横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は，所属庁のＩＣカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。

(2)　パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合に，支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので，御注意ください。

なお，パック旅行を利用する際には，その金額及び内容の分かる書類を５月１４日までに提出してください。

(3)　航空機の利用

ア　航空機利用の場合には，往復割引普通運賃の範囲内（クラスＪ等特別座席の利用に要する料金は支給されない。）で，現に支払った金額を支給します。

イ　提出書類

a　金額と便を確認する書類（領収書と航空券写し）・・提出期限５月１４日

b　搭乗を確認する書類（搭乗半券等）・・・・・・・・提出期限６月１８日

ウ　マイレージの取得禁止

旅券購入によるマイレージの取得はできませんので，ご購入の際にはご注意ください。誤って取得してしまった場合は，マイレージの取り消しをした上で，その疎明資料を提出してください。

(4)　上記(2)と(3)の提出，及び旅費について御不明の点は，当研修所事務局経理課経理係（電話番号[redacted]）までお問い合わせください。

7　支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第７の３参照）及び懇談会費（希望者のみ。４，０００円）は，協議会当日，受付において申し受けます。

8　提出書類

出席者及び参列者は，(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上，４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要。ファクシミリ（[redacted]）可。）。

(1)　別紙第９－１「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

(2)　別紙第９－２「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第２回）におけ

るいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9　その他

食堂については，別紙第８「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別　紙　目　録

別紙第１	平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表
別紙第２	協議事項
別紙第３	日程表
別紙第４	司法研修所への交通案内図
別紙第５	バス運行時刻表
別紙第６	司法研修所配置図
別紙第７	司法研修所いずみ寮の利用について
別紙第８	司法研修所食堂の利用について
別紙第９－１	平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
別紙第９－２	平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第２回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
別紙第１０	旅行日等変更承認申請

（別紙第１）

平成25年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁管内	実務修習地	出席者数					開催月日
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計	
		民事	刑事				
東京	東京	2	2	2	東京 1 第一東京 1 第二東京 1	9	
	立川支部	1	1	1	(東京三多摩支部) 1	4	
	横浜	1	1	1	1	4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉) 1	4	
	千葉	1	1	1	(千葉県) 1	4	
	水戸	1	1	1	(茨城県) 1	4	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県) 1	4	
	前橋	1	1	1	(群馬) 1	4	
	静岡	1	1	1	(静岡県) 1	4	
	甲府	1	1	1	(山梨県) 1	4	
	長野	1	1	1	(長野県) 1	4	〔第１回〕
	新潟	1	1	1	(新潟県) 1	4	
名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県) 1	4	６月３日
	岐阜	1	1	1	(岐阜県) 1	4	（月）
	金沢	1	1	1	1	4	
	富山	1	1	1	(富山県) 1	4	
仙台	仙台	1	1	1	1	4	
	福島	1	1	1	(福島県) 1	4	
	山形	1	1	1	(山形県) 1	4	
	盛岡	1	1	1	(岩手) 1	4	
	秋田	1	1	1	1	4	
	青森	1	1	1	(青森県) 1	4	
札幌	札幌	1	1	1	1	4	
	函館	1	1	1	1	4	
	旭川	1	1	1	1	4	
	釧路	1	1	1	1	4	
（計）	(26)	27	27	27	28	109	
大阪	大阪	1	1	1	1	4	
	京都	1	1	1	1	4	
	神戸	1	1	1	(兵庫県) 1	4	
	奈良	1	1	1	1	4	
	大津	1	1	1	(滋賀) 1	4	
	和歌山	1	1	1	1	4	
名古屋	津	1	1	1	(三重) 1	4	
	福井	1	1	1	1	4	
広島	広島	1	1	1	1	4	
	山口	1	1	1	(山口県) 1	4	
	岡山	1	1	1	1	4	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県) 1	4	〔第２回〕
	松江	1	1	1	(島根県) 1	4	
福岡	福岡	1	1	1	(福岡県) 1	4	６月１０日
	佐賀	1	1	1	(佐賀県) 1	4	（月）
	長崎	1	1	1	(長崎県) 1	4	
	大分	1	1	1	(大分県) 1	4	
	熊本	1	1	1	(熊本県) 1	4	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県) 1	4	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県) 1	4	
	那覇	1	1	1	(沖縄) 1	4	
高松	高松	1	1	1	(香川県) 1	4	
	徳島	1	1	1	1	4	
	高知	1	1	1	1	4	
	松山	1	1	1	(愛媛) 1	4	
（計）	(25)	25	25	25	25	100	
合計	(51)	52	52	52	53	209	

（別紙第２）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

協　議　事　項

1. 分野別実務修習の指導の現状と課題について

（出題理由）

分野別実務修習については，司法修習生指導要綱（甲）及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて，御指導をいただいているところである。新司法修習のこれまでの指導の実績，新しい法曹養成プロセスにおける新司法修習の位置付け及び指導理念，新司法修習における分野別実務修習の位置付け（弁護導入講義を含む導入的教育の在り方，集合修習との関係等を含む。）等を踏まえて，より実効的な修習の在り方を検討すべく，各配属庁会における第６６期司法修習生の実情（能力，資質等）につき，これまでの司法修習生との比較等を通じて報告をいただくとともに，分野別実務修習における指導内容や方法について協議したい。

2　選択型実務修習の充実に向けた取組等について

（出題理由）

選択型実務修習については，配属庁会において，選択型実務修習の運用ガイドラインや司法修習生の自発的な取組を促すための選択型実務修習の運用イメージ等に基づき，個別修習プログラムを策定，実施していただき，その成果が積み重ねられてきたところである。選択型実務修習は，新司法修習の意義・理念を踏まえ，分野別実務修習の成果の深化と補完を図るとともに，幅広い法曹の活動領域における知識・技法の修得を図ることを旨として行われるものとされているが，この機会に，改めてこの趣旨を踏まえた上で，各配属庁会における選択型実務修習の運用の実情を確認するとともに，個別修習プログラムの提供やホームグラウンド修習の実施の在り方を含め，各配属庁会における選択型実務修習のより一層の充実に向けた取組，工夫点，今後の課題等について協議したい。

以　上

（別紙第３）

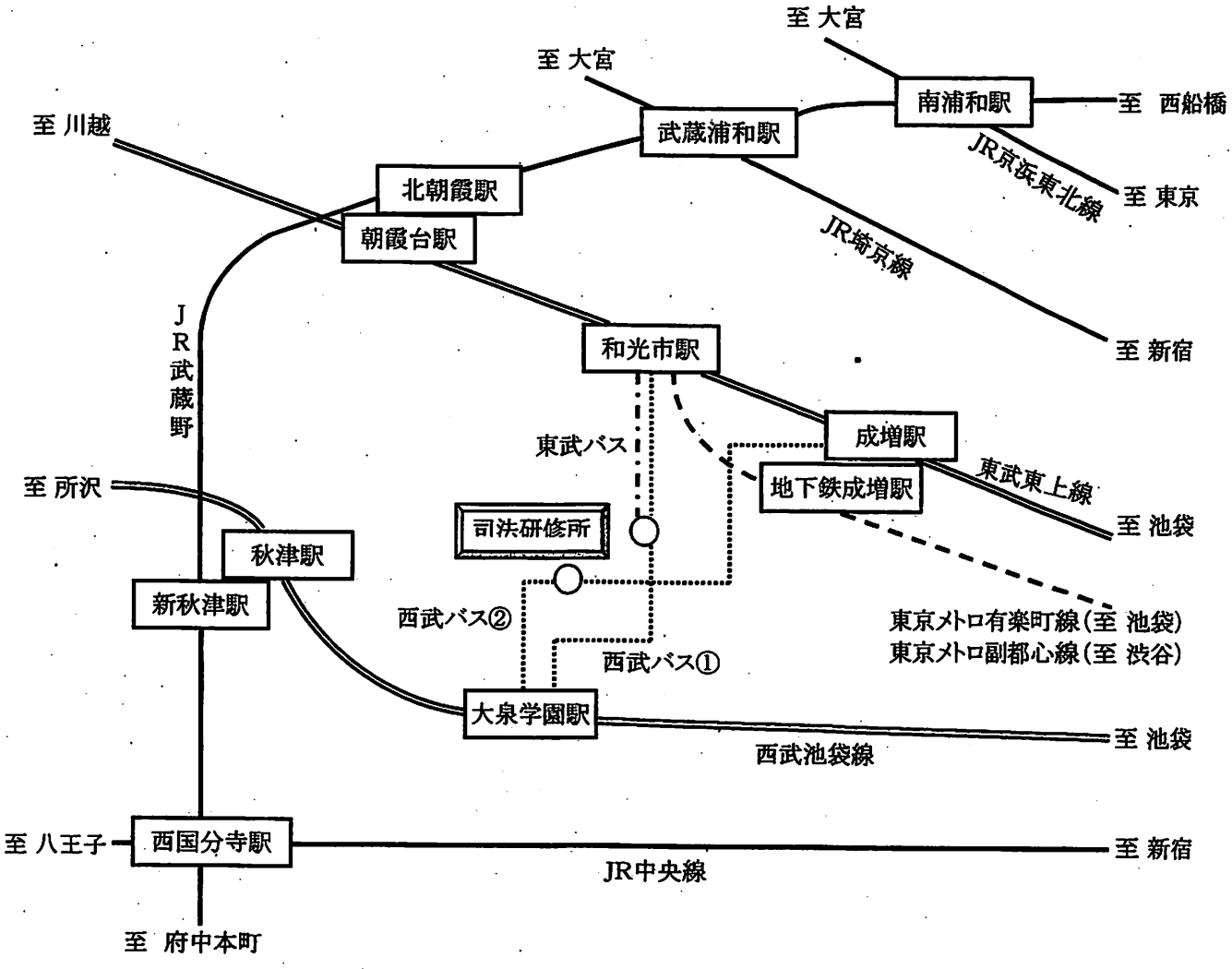
平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

日　程　表

月　日	時　間	実　施　内　容
〔第１回〕 ６月　３日（月） 〔第２回〕 ６月１０日（月）	１２：００ ～ １３：００	受付（本館１階エントランスホール） 〔到着確認，懇談会費・寮利用料金徴収手続等〕
	１３：００ ～ １３：４０	司法研修所長あいさつ 事務局説明 （中講堂）
	１３：５０ ～ １６：１５	分科協議 民事裁判（第５教室　西館２階） 刑事裁判（第６教室　西館２階） 検　　察（第７教室　西館２階） 弁　　護（第８教室　西館２階）
	１６：３０ ～ １７：００	総合協議（中講堂）
	１７：３０ ～ １８：５０	懇談会（図書館棟１階多目的ホール） ※ 希望者のみ

（別紙第４）

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】　埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

池袋駅 ―― 〔東武東上線〕 ―→ 和光市駅 約16分(急行又は準急)
池袋駅 ―― 〔東京メトロ有楽町線〕 ―→ 和光市駅 約18分
渋谷駅 ―― 〔東京メトロ副都心線〕 ―→ 和光市駅 約35分(急行)
池袋駅 ―― 〔西武池袋線〕 ―→ 大泉学園駅 約15分(準急)
西国分寺駅 ―― 〔JR武蔵野線〕 ―→ 北朝霞駅 約19分
武蔵浦和駅 ―― 〔JR武蔵野線〕 ―→ 北朝霞駅 約8分
南浦和駅 ―― 〔JR武蔵野線〕 ―→ 北朝霞駅 約10分
朝霞台駅 ―― 〔東武東上線〕 ―→ 和光市駅 約6分

・バス

和光市駅 ―― 〔東武バス 司法研修所循環〕 ―→ 司法研修所 約10分
和光市駅 ―― 〔西武バス① 大泉学園駅行き〕 ―→ 司法研修所 約10分
(和光市駅 ―― 徒歩 ―→ 司法研修所 約25分(約2㎞))
大泉学園駅 ―― 〔西武バス① 和光市駅南口行き〕 ―→ 司法研修所 約12分
大泉学園駅 ―― 〔西武バス② 成増駅行き〕 ―→ 司法研修所 約15分

（別紙第５）

バス運行時刻表（最寄り駅から司法研修所まで）【平日】

【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1　和光市駅南口発（東武東上線，東京メトロ有楽町線，副都心線）

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車，バス停「司法研修所入口」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口
行先	「司法研修所循環」又は「二軒新田」
時	平　日
6	23　35　45　56
7	05　12　22　35　43　50　56
8	03　10　17　22　27　35　43　49　54
9	01　06　12　*17　*23　27　*33　41　54
10	*05　22　37　*47　53
11	03　13　25　40　53
12	10　23　*40　54
13	10　25　40　55
14	09　25　*35　40　55
15	10　19　31　*43　50　*57
16	04　17　31　45　54
17	02　11　16　22　28　34　42　48　55
18	00　07　*14　18　24　30　34　*37　43　50
19	00　13　*22　30　*40　51
20	*01　09　22　38　49
21	02　13　27　41　56
22	10　22　35　47　*58
23	*11
*印：二軒新田行き	

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は「長久保行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口
行先	「大泉学園駅北口」又は「長久保」
時	平　日
6	26　43　58
7	13　*20　29　42　55
8	*05　10　22　*35　47　*55
9	09　24　45　*52
10	02　13　28　59
11	15　30　54
12	19　37　*57
13	12　*25　42　59
14	09　20　30　40
15	00　20　45
16	10　*30　40　*50　59
17	10　22　33　43　55
18	04　15　26　*35　40　50
19	*00　11　*20　29　40　50
20	00　10　20　30　40　50
21	00　20　40
22	00　20　40
23	00
*印：長久保行き	

2　大泉学園駅北口発（西武池袋線）

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約12分）

発	大泉学園駅北口
行先	和光市駅南口
時	平　日
5	
6	00　16　30　45
7	00　13　26　39　52
8	05　18　33　48
9	08　33　57
10	20　45　59
11	19　39　59
12	15　34　51
13	05　30　50
14	10　30　51
15	11　34　55
16	10　21　31　42　52
17	02　15　25　35　51
18	05　16　26　36　47　56
19	05　16　30　45
20	02　22　45
21	12　30　49
22	12　34

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約15分）

発	大泉学園駅北口
行先	成増駅南口
時	平　日
5	55
6	05　15　25　35　45　56
7	10　21　32　43　53
8	05　16　28　45
9	00　18　40
10	02　22　40　58
11	18　38　58
12	13　28　43
13	01　21　40　59
14	19　39　56
15	13　33　53
16	13　30　50
17	09　29　49
18	09　29　48
19	07　27　47
20	07　27　46
21	05　24　46
22	09

バス運行時刻表（最寄り駅から司法研修所まで）　【土曜・日曜・祝日】

【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1　和光市駅南口発（東武東上線，東京メトロ有楽町線，副都心線）

(1)　東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車，バス停「司法研修所入口」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口					
行先	「司法研修所循環」又は「二軒新田」					
時	土曜・日曜・祝日					
6	43	55				
7	07	16	26	35	44	56
8	04	13	*22	32	43	53
9	03	14	28	*34	*47	56
10	10	24	40	*54		
11	08	19	31	*40	49	
12	04	18	31	40	54	
13	09	17	27	40	48	
14	00	17	32	47		
15	00	*04	17	31	42	*51
16	02	17	31	47		
17	03	13	26	*34	44	56
18	09	19	27	37	45	56
19	*02	11	19	30	*39	49
20	04	*19	33	48		
21	03	18	33	48		
22	03	17	*26	*42		
23						
*印：二軒新田行き						

(2)　西武バス「大泉学園駅北口行き」又は「長久保行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口					
行先	「大泉学園駅北口」又は「長久保」					
時	土曜・日曜・祝日					
6	45					
7	09	*13	30	49		
8	05	*12	22	39	55	
9	*08	10	34	56		
10	*03	16	32	47	59	
11	*05	14	30	46		
12	04	*20	24	42		
13	00	*13	21	42		
14	06	*14	30	48		
15	07	*15	30	50	*55	
16	09	30	*41	47		
17	05	*15	23	38	56	
18	14	*15	35	52		
19	10	*20	27	47		
20	07	33	51			
21	06	21	41			
22	08	37				
23						
*印：長久保行き						

2　大泉学園駅北口発（西武池袋線）

(1)　西武バス「和光市駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約12分）

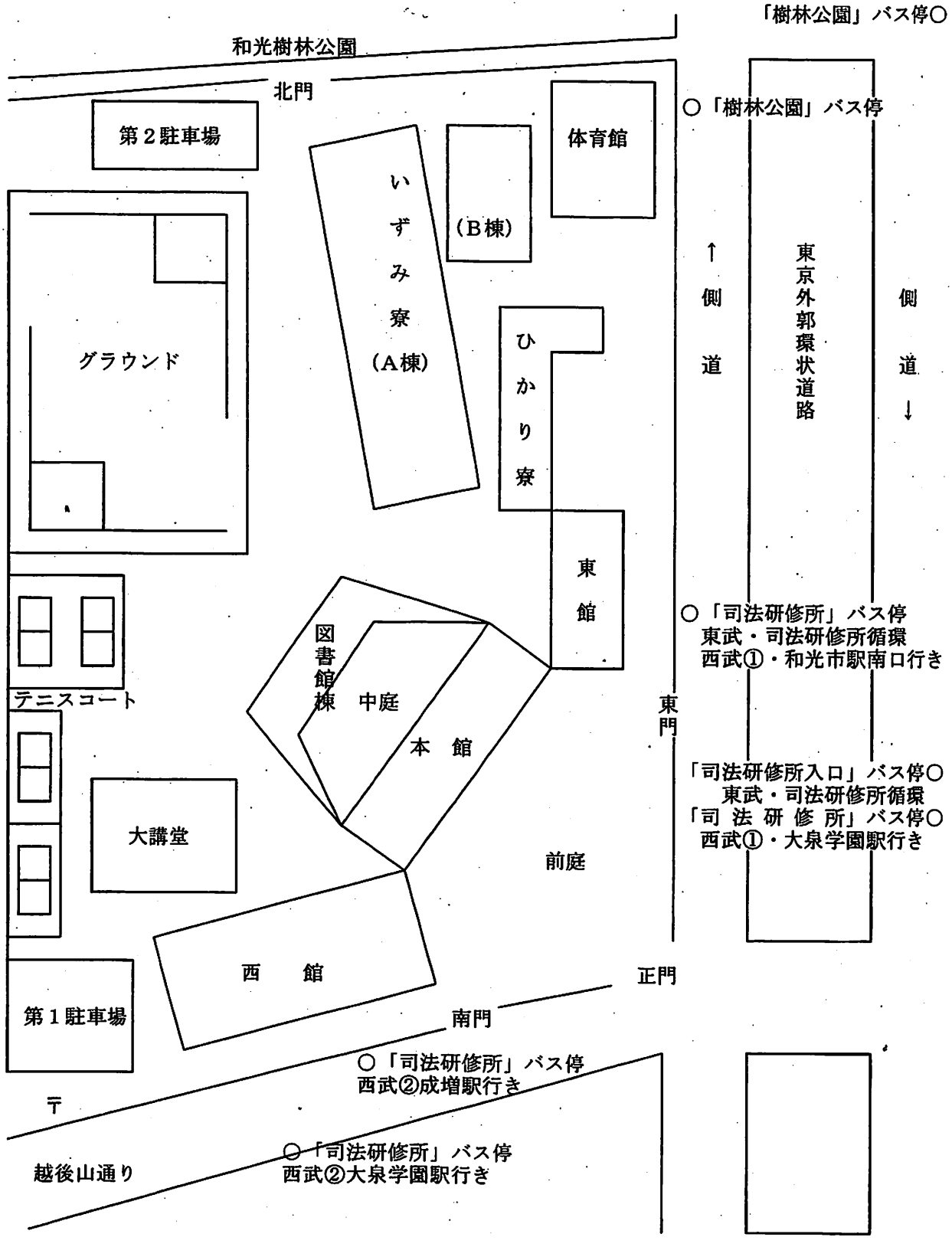
発	大泉学園駅北口			
行先	和光市駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5				
6	13	29	43	
7	01	14	29	43
8	04	24	40	55
9	12	25	41	56
10	10	30	46	
11	05	25	45	
12	01	20	45	
13	05	31	45	
14	05	25	45	
15	03	21	39	55
16	12	30	47	
17	05	21	45	
18	00	30	50	
19	10	30	59	
20	20	40		
21	10	40		
22	10			

(2)　西武バス「成増駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約15分）

発	大泉学園駅北口			
行先	成増駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5	55			
6	10	25	40	55
7	10	25	40	55
8	13	32	44	59
9	17	35	49	
10	05	20	40	55
11	10	28	44	
12	05	25	44	
13	05	25	43	
14	10	25	46	
15	05	27	47	
16	07	27	47	
17	05	20	35	50
18	06	22	45	
19	01	21	41	
20	05	28	55	
21	18	42		
22	09			

（別紙第６）

司 法 研 修 所 配 置 図



（別紙第７）

司法研修所いずみ寮の利用について

１　入寮について

入寮受付は，協議会前日は午後３時から午後７時まで，協議会当日は午後零時からいずれもいずみ寮事務室で行います（入寮方法は，該当する協議員に後日お知らせします。）。

２　寮室について

(1)　司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては，司法研修所が行います。

寮室番号は，入寮時にお知らせします。

(2)　寮室は，バス，トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ，石鹸，シャンプーリンス，タオル）及びバスタオルは用意してありますが，それ以外のものについては，各自で用意してください。

なお，浴衣の用意はありませんので，各自で用意してください。

おって，下足箱に上履用のスリッパが入っていますので，履き替えてください。下足箱は，寮室番号と同一のものを使用してください。

３　利用料金について

１泊目の利用料金は，３，０３０円で，２泊目以降は，１泊６５０円が加算されます。

４　寮室備付け電話の使用について

(1)　寮室備付けの電話機は，着信のほか，内線又は外線として使用することができます。

(2)　発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は，電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入，使用及び精算の方法については，いずみ寮Ａ棟１階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3)　寮室の電話番号は，入寮日に通知します。

5　エアコンの使用について

エアコンは，２４時間使用できます。

6　自動販売機の利用について

１階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7　緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には，寮室備付けの電話機で[redacted]番又は[redacted]番を押してください。[redacted]に繋がりますので，その指示に従ってください。

8　食事について

朝食・昼食とも平日のみ利用可能です。詳しくは別紙第８「司法研修所食堂の利用について」を参照してください。

9　退寮について

退寮の際，使用したシーツ，バスマット，枕カバー及びバスタオルなどは，リネン室に入れてください。

退寮する時は，寮室の鍵を午前１０時までに寮事務室へ返還してください。

10　給湯について

各寮室に，洗面用又は入浴用として午前７時から翌日午前零時まで給湯します。

また，給湯室の湯沸器は２４時間利用できます。

11　門限について

門限は，午後１１時です。

12　司法研修所への入構について

平日は，正門（午前８時から午後６時３０分まで），東門（車出入口：午前８時から午後９時まで，歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。

なお，日曜日の入構は，北門を利用してください（バスで来られる場合は「樹林公園」バス停を利用してください。）。

13　喫煙について

寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14　その他

入寮に関して御不明の点がある場合は，当研修所事務局総務課寮務係（電話番号[redacted]）にお問い合わせください。

（別紙第８）

司法研修所食堂の利用について

１　朝食（平日のみ営業）

午前８時から午前９時３０分までの間，図書館棟２階の第２食堂を御利用いただけます。

利用代金は１食３００円となっております。

２　昼食（平日のみ営業）

午前１１時３０分から午後１時までの間，図書館棟２階の第２食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが，１食３００円から５００円程度となっております。

３　その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は，当研修所事務局経理課管理係（電話番号[redacted]）にお問い合わせください。

（別紙第９－１）

平成２５年　　月　　日

司法研修所事務局総務課庶務係　御中

（ＦＡＸ番号 [redacted] ）

（庁 会 名）

（自宅住所）

※　旅費支給手続に必要ですので，必ず記載してください。

〒

（氏　　名）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については，下記のとおりです。

記

1　６月２日（日）の宿泊施設として，いずみ寮を

□　利用し，６月３日（月）の朝食は
　□　食堂を利用する。
　□　食堂を利用しない。

※　入寮受付は15:00～19:00です。

※　６月２日（日）入寮希望者のみ必ず記載
　①　到着予定時刻（　　時　　分頃）
　②　携帯電話番号（　　－　　－　　）

※　６月２日（日）は，終日食堂を利用できません。

□　利用しない。
　□　いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□　自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□　宿泊しない。

2　６月３日（月）の宿泊施設として，いずみ寮を

□　利用し，６月４日（火）の朝食は
　※　入寮受付は12:00～です。
　□　食堂を利用する。
　□　食堂を利用しない。

□　利用しない。
　□　いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□　自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□　宿泊しない。

（別紙第９－１）

3　６月３日（月）の昼食は
- □　食堂を利用する予定である。
- □　食堂を利用する予定はない。

4　６月３日（月）の懇談会に
- □　出席する。
- □　出席しない。

5　交通機関の利用について

□　新幹線（特急）を
- □　往復
- □　往路のみ
- □　復路のみ

利用し，

グリーン車を
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

なお，（　　）号を
↑
※のぞみ等記入
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

□　航空機を利用する（□ 往復利用　□ 往路のみ　□ 復路のみ）。
※証明書類を添付（実施要領参照）

6　パック旅行利用について
□　パック旅行を利用する　代金＿＿＿＿＿＿＿＿円
※証明書類を添付（実施要領参照）

（□食事なし　□朝食付　□夕食付　）

（注）①　該当する□内にレ印を付してください。
②　懇談会費（4,000円）及び寮の利用料金は，６月３日（月）の協議会受付において申し受けます（旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。）。食堂の利用代金は，食堂に直接お支払いいただくことになります。

（別紙第９－２）

平成２５年　　月　　日

司法研修所事務局総務課庶務係　御中

（ＦＡＸ番号[redacted]）

（庁 会 名）

（自宅住所）

※　旅費支給手続に必要ですので，必ず記載してください。

〒

（氏　　名）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第２回）における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については，下記のとおりです。

記

１　６月９日（日）の宿泊施設として，いずみ寮を

□　利用し，６月１０日（月）の朝食は
　□　食堂を利用する。
　□　食堂を利用しない。

※　入寮受付は15:00～19:00です。

※　６月９日（日）入寮希望者のみ必ず記載

①　到着予定時刻（　　時　　分頃）

②　携帯電話番号（　　－　　－　　）

※　６月９日（日）は，終日食堂を利用できません。

□　利用しない。
　□　いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□　自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□　宿泊しない。

２　６月１０日（月）の宿泊施設として，いずみ寮を

□　利用し，６月１１日（火）の朝食は
　※　入寮受付は12:00～です。
　□　食堂を利用する。
　□　食堂を利用しない。

□　利用しない。
　□　いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□　自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□　宿泊しない。

（別紙第９－２）

3　６月１０日（月）の昼食は
- □　食堂を利用する予定である。
- □　食堂を利用する予定はない。

4　６月１０日（月）の懇談会に
- □　出席する。
- □　出席しない。

5　交通機関の利用について

□　新幹線（特急）を
- □　往復
- □　往路のみ
- □　復路のみ

利用し，

グリーン車を
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

なお，（　　）号を
↑
※のぞみ等記入
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

□　航空機を利用する（□ 往復利用　□ 往路のみ　□ 復路のみ）。
※証明書類を添付（実施要領参照）

6　パック旅行利用について

□　パック旅行を利用する　代金＿＿＿＿＿＿＿＿円
※証明書類を添付（実施要領参照）

（□食事なし　□朝食付　□夕食付　）

（注）①　該当する□内にレ印を付してください。

②　懇談会費（4,000円）及び寮の利用料金は，６月１０日（月）の協議会受付において申し受けます（旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。）。食堂の利用代金は，食堂に直接お支払いいただくことになります。

（別紙第１０）

※ 協議会の前後に私事旅行等をする場合に提出してください。

旅行日等変更承認申請

平成　　年　　月　　日

司法研修所　殿

研修等名
所 属 庁
氏　　名

私は，下記のとおり，旅行日等の変更を申請します。

記

1　出発日　　平成　　年　　月　　日
2　帰着日　　平成　　年　　月　　日
3　旅行の目的（該当する□にチェックしてください。）
　□①　自宅等への帰宅又は実家、親戚宅への訪問
　□②　出張地における職場関係者との懇談
　□③　その他（　　）

（ＦＡＸ　経理課経理係 [redacted]）

司研総第２２１号

平成２５年３月２６日

東京地方検察庁検事正　殿

司法研修所長　安　井　久　治

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

（通知）

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため，標記の協議会を別添の「実施要領」のとおり開催します。

ついては，出席者について，同実施要領別紙第１の「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」記載の人数を選定の上，別紙様式による回答書を４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください（送付書不要，ファクシミリ（[redacted]）可）。

なお，出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は，当研修所が行います。

おって，貴庁立川支部への周知につき，よろしくお取り計らいください。

（別紙様式）

平成２５年　　月　　日

司法研修所長　殿

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第　回）の出席者について

（３月２６日付け司研総第２２１号に対する回答）

標記の出席者については，下記のとおりです。

記

官　職	ふりがな 氏　　名	男女の別	俸給の号	司法修習の期別	備　　考

（注）

１　標題の「第　回」には，出席する回（「１」又は「２」）を記入する。

２　備考欄に，出席者の所属「本庁」又は「立川支部」を記入する。

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

実　施　要　領

１　開催日，対象庁会等

別紙第１「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

２　開催場所，宿舎等

(1)　開催場所

司法研修所

埼玉県和光市南２丁目３番８号

電話番号　０４８－４６０－２０００（代表）

来庁方法等については，別紙第４「司法研修所への交通案内図」，別紙第５「バス運行時刻表」及び別紙第６「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2)　集合時刻

ア　第１回出席者及び参列者　６月　３日（月）午後零時５０分

イ　第２回出席者及び参列者　６月１０日（月）午後零時５０分

(3)　宿泊場所

宿泊場所を必要とする協議会出席者には，当研修所いずみ寮を用意します（別紙第７「司法研修所いずみ寮の利用について」参照）。

なお，いずみ寮以外の有料宿泊施設を利用する場合には，寮に宿泊した場合の宿泊料が上限として支給されますので，あらかじめ御了承ください。

おって，出張日程等により前後泊分の宿泊料については，支給されないこともあります。宿泊費について御不明の点は，当研修所事務局経理課経理係（電話番号[redacted]）までお問い合わせください。

３　協議事項

新司法修習に関し，別紙第２「協議事項」について協議を行う予定ですので，これに関連して協議しておくべき論点，参考意見等がありましたら，４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要，ファクシミリ（[redacted]）可。）。

４　日程

別紙第３「日程表」のとおり。

5　出席者

出席者名簿は，追って送付します。

6　旅費

(1)　協議会当日，受付（本館エントランスホール）において支給しますので，印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。ただし，東京地方裁判所（立川支部を含む。），横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は，所属庁のＩＣカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。

(2)　パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合に，支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので，御注意ください。

なお，パック旅行を利用する際には，その金額及び内容の分かる書類を５月１４日までに提出してください。

(3)　航空機の利用

ア　航空機利用の場合には，往復割引普通運賃の範囲内（クラスＪ等特別座席の利用に要する料金は支給されない。）で，現に支払った金額を支給します。

イ　提出書類

a　金額と便を確認する書類（領収書と航空券写し）・・提出期限５月１４日

b　搭乗を確認する書類（搭乗半券等）・・・・・・・・提出期限６月１８日

ウ　マイレージの取得禁止

旅券購入によるマイレージの取得はできませんので，ご購入の際にはご注意ください。誤って取得してしまった場合は，マイレージの取り消しをした上で，その疎明資料を提出してください。

(4)　上記(2)と(3)の提出，及び旅費について御不明の点は，当研修所事務局経理課経理係（電話番号[redacted]）までお問い合わせください。

7　支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第７の３参照）及び懇談会費（希望者のみ。４，０００円）は，協議会当日，受付において申し受けます。

8　提出書類

出席者及び参列者は，(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上，４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要。ファクシミリ（[redacted]）可。）。

(1)　別紙第９－１「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

(2)　別紙第９－２「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第２回）におけ

るいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9　その他

食堂については，別紙第８「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別紙目録

別紙第１	平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表
別紙第２	協議事項
別紙第３	日程表
別紙第４	司法研修所への交通案内図
別紙第５	バス運行時刻表
別紙第６	司法研修所配置図
別紙第７	司法研修所いずみ寮の利用について
別紙第８	司法研修所食堂の利用について
別紙第９－１	平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
別紙第９－２	平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第２回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
別紙第１０	旅行日等変更承認申請

（別紙第１）

平成25年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁管内	実務修習地	出席者数					開催月日
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計	
		民事	刑事				
東京	東京	2	2	2	東京 1 第一東京 1 第二東京 1	9	〔第１回〕 ６月３日 （月）
	立川支部	1	1	1	(東京三多摩支部) 1	4	
	横浜	1	1	1	1	4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉) 1	4	
	千葉	1	1	1	(千葉県) 1	4	
	水戸	1	1	1	(茨城県) 1	4	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県) 1	4	
	前橋	1	1	1	(群馬) 1	4	
	静岡	1	1	1	(静岡県) 1	4	
	甲府	1	1	1	(山梨県) 1	4	
	長野	1	1	1	(長野県) 1	4	
	新潟	1	1	1	(新潟県) 1	4	
名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県) 1	4	
	岐阜	1	1	1	(岐阜県) 1	4	
	金沢	1	1	1	1	4	
	富山	1	1	1	(富山県) 1	4	
仙台	仙台	1	1	1	1	4	
	福島	1	1	1	(福島県) 1	4	
	山形	1	1	1	(山形県) 1	4	
	盛岡	1	1	1	(岩手) 1	4	
	秋田	1	1	1	1	4	
	青森	1	1	1	(青森県) 1	4	
札幌	札幌	1	1	1	1	4	
	函館	1	1	1	1	4	
	旭川	1	1	1	1	4	
	釧路	1	1	1	1	4	
（計）	(26)	27	27	27	28	109	
大阪	大阪	1	1	1	1	4	〔第２回〕 ６月１０日 （月）
	京都	1	1	1	1	4	
	神戸	1	1	1	(兵庫県) 1	4	
	奈良	1	1	1	1	4	
	大津	1	1	1	(滋賀) 1	4	
	和歌山	1	1	1	1	4	
名古屋	津	1	1	1	(三重) 1	4	
	福井	1	1	1	1	4	
広島	広島	1	1	1	1	4	
	山口	1	1	1	(山口県) 1	4	
	岡山	1	1	1	1	4	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県) 1	4	
	松江	1	1	1	(島根県) 1	4	
福岡	福岡	1	1	1	(福岡県) 1	4	
	佐賀	1	1	1	(佐賀県) 1	4	
	長崎	1	1	1	(長崎県) 1	4	
	大分	1	1	1	(大分県) 1	4	
	熊本	1	1	1	(熊本県) 1	4	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県) 1	4	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県) 1	4	
	那覇	1	1	1	(沖縄) 1	4	
高松	高松	1	1	1	(香川県) 1	4	
	徳島	1	1	1	1	4	
	高知	1	1	1	1	4	
	松山	1	1	1	(愛媛) 1	4	
（計）	(25)	25	25	25	25	100	
合計	(51)	52	52	52	53	209	

（別紙第２）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

協　議　事　項

１　分野別実務修習の指導の現状と課題について

（出題理由）

分野別実務修習については，司法修習生指導要綱（甲）及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて，御指導をいただいているところである。新司法修習のこれまでの指導の実績，新しい法曹養成プロセスにおける新司法修習の位置付け及び指導理念，新司法修習における分野別実務修習の位置付け（弁護導入講義を含む導入的教育の在り方，集合修習との関係等を含む。）等を踏まえて，より実効的な修習の在り方を検討すべく，各配属庁会における第６６期司法修習生の実情（能力，資質等）につき，これまでの司法修習生との比較等を通じて報告をいただくとともに，分野別実務修習における指導内容や方法について協議したい。

２　選択型実務修習の充実に向けた取組等について

（出題理由）

選択型実務修習については，配属庁会において，選択型実務修習の運用ガイドラインや司法修習生の自発的な取組を促すための選択型実務修習の運用イメージ等に基づき，個別修習プログラムを策定，実施していただき，その成果が積み重ねられてきたところである。選択型実務修習は，新司法修習の意義・理念を踏まえ，分野別実務修習の成果の深化と補完を図るとともに，幅広い法曹の活動領域における知識・技法の修得を図ることを旨として行われるものとされているが，この機会に，改めてこの趣旨を踏まえた上で，各配属庁会における選択型実務修習の運用の実情を確認するとともに，個別修習プログラムの提供やホームグラウンド修習の実施の在り方を含め，各配属庁会における選択型実務修習のより一層の充実に向けた取組，工夫点，今後の課題等について協議したい。

以　上

（別紙第３）

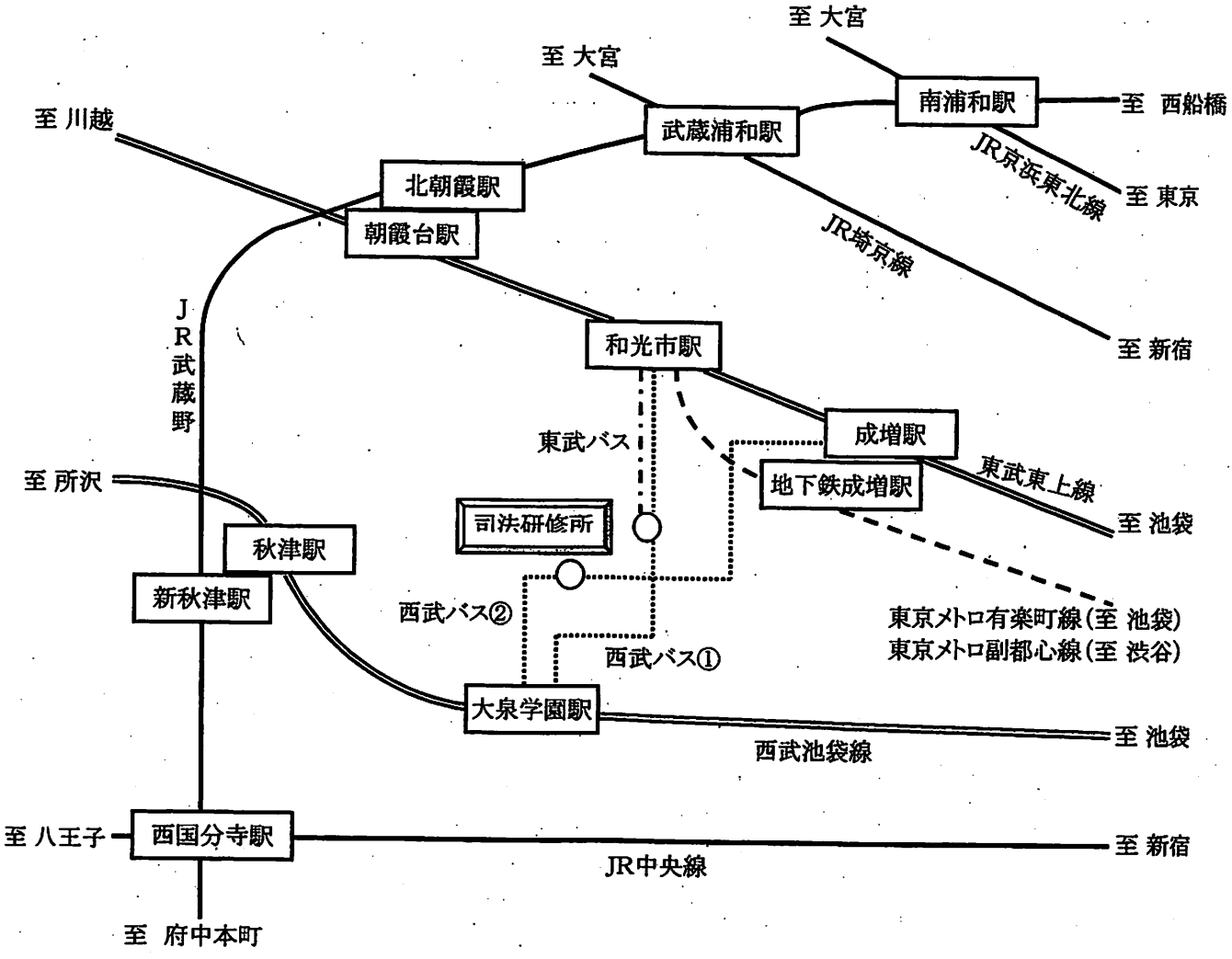
平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

日　程　表

月　日	時　間	実　施　内　容
〔第１回〕 ６月　３日（月） 〔第２回〕 ６月１０日（月）	１２：００ ～ １３：００	受付（本館１階エントランスホール） 〔到着確認，懇談会費・寮利用料金徴収手続等〕
	１３：００ ～ １３：４０	司法研修所長あいさつ 事務局説明 （中講堂）
	１３：５０ ～ １６：１５	分科協議 民事裁判（第５教室　西館２階） 刑事裁判（第６教室　西館２階） 検　　察（第７教室　西館２階） 弁　　護（第８教室　西館２階）
	１６：３０ ～ １７：００	総合協議（中講堂）
	１７：３０ ～ １８：５０	懇談会（図書館棟１階多目的ホール） ※ 希望者のみ

（別紙第４）

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】　埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

池袋駅 ――〔東武東上線〕――→ 和光市駅 約16分(急行又は準急)
池袋駅 ――〔東京メトロ有楽町線〕――→ 和光市駅 約18分
渋谷駅 ――〔東京メトロ副都心線〕――→ 和光市駅 約35分(急行)
池袋駅 ――〔西武池袋線〕――→ 大泉学園駅 約15分(準急)
西国分寺駅 ――〔JR武蔵野線〕――→ 北朝霞駅 約19分
武蔵浦和駅 ――〔JR武蔵野線〕――→ 北朝霞駅 約8分
南浦和駅 ――〔JR武蔵野線〕――→ 北朝霞駅 約10分
朝霞台駅 ――〔東武東上線〕――→ 和光市駅 約6分

・バス

和光市駅 ――〔東武バス 司法研修所循環〕――→ 司法研修所 約10分
和光市駅 ――〔西武バス① 大泉学園駅行き〕――→ 司法研修所 約10分
(和光市駅 ――― 徒歩 ―――→ 司法研修所 約25分(約2㎞))
大泉学園駅 ――〔西武バス① 和光市駅南口行き〕――→ 司法研修所 約12分
大泉学園駅 ――〔西武バス② 成増駅行き〕――→ 司法研修所 約15分

（別紙第５）

バス運行時刻表（最寄り駅から司法研修所まで）【平日】

【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1　和光市駅南口発（東武東上線，東京メトロ有楽町線，副都心線）

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車，バス停「司法研修所入口」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口									
行先	「司法研修所循環」又は「二軒新田」									
時	平　日									
6	23	35	45	56						
7	05	12	22	35	43	50	56			
8	03	10	17	22	27	35	43	49	54	
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41	54	
10	*05	22	37	*47	53					
11	03	13	25	40	53					
12	10	23	*40	54						
13	10	25	40	55						
14	09	25	*35	40	55					
15	10	19	31	*43	50	*57				
16	04	17	31	45	54					
17	02	11	16	22	28	34	42	48	55	
18	00	07	*14	18	24	30	34	*37	43	50
19	00	13	*22	30	*40	51				
20	*01	09	22	38	49					
21	02	13	27	41	56					
22	10	22	35	47	*58					
23	*11									
*印：二軒新田行き										

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は「長久保行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口					
行先	「大泉学園駅北口」又は「長久保」					
時	平　日					
6	26	43	58			
7	13	*20	29	42	55	
8	*05	10	22	*35	47	*55
9	09	24	45	*52		
10	02	13	28	59		
11	15	30	54			
12	19	37	*57			
13	12	*25	42	59		
14	09	20	30	40		
15	00	20	45			
16	10	*30	40	*50	59	
17	10	22	33	43	55	
18	04	15	26	*35	40	50
19	*00	11	*20	29	40	50
20	00	10	20	30	40	50
21	00	20	40			
22	00	20	40			
23	00					
*印：長久保行き						

2　大泉学園駅北口発（西武池袋線）

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約12分）

発	大泉学園駅北口					
行先	和光市駅南口					
時	平　日					
5						
6	00	16	30	45		
7	00	13	26	39	52	
8	05	18	33	48		
9	08	33	57			
10	20	45	59			
11	19	39	59			
12	15	34	51			
13	05	30	50			
14	10	30	51			
15	11	34	55			
16	10	21	31	42	52	
17	02	15	25	35	51	
18	05	16	26	36	47	56
19	05	16	30	45		
20	02	22	45			
21	12	30	49			
22	12	34				

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約15分）

発	大泉学園駅北口					
行先	成増駅南口					
時	平　日					
5	55					
6	05	15	25	35	45	56
7	10	21	32	43	53	
8	05	16	28	45		
9	00	18	40			
10	02	22	40	58		
11	18	38	58			
12	13	28	43			
13	01	21	40	59		
14	19	39	56			
15	13	33	53			
16	13	30	50			
17	09	29	49			
18	09	29	48			
19	07	27	47			
20	07	27	46			
21	05	24	46			
22	09					

バス運行時刻表（最寄り駅から司法研修所まで）　【土曜・日曜・祝日】

【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1　和光市駅南口発（東武東上線，東京メトロ有楽町線，副都心線）

(1)　東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車，バス停「司法研修所入口」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口
行先	「司法研修所循環」又は「二軒新田」
時	土曜・日曜・祝日
6	43　55
7	07　16　26　35　44　56
8	04　13　*22　32　43　53
9	03　14　28　*34　*47　56
10	10　24　40　*54
11	08　19　31　*40　49
12	04　18　31　40　54
13	09　17　27　40　48
14	00　17　32　47
15	00　*04　17　31　42　*51
16	02　17　31　47
17	03　13　26　*34　44　56
18	09　19　27　37　45　56
19	*02　11　19　30　*39　49
20	04　*19　33　48
21	03　18　33　48
22	03　17　*26　*42
23	
*印：二軒新田行き	

(2)　西武バス「大泉学園駅北口行き」又は「長久保行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口
行先	「大泉学園駅北口」又は「長久保」
時	土曜・日曜・祝日
6	45
7	09　*13　30　49
8	05　*12　22　39　55
9	*08　10　34　56
10	*03　16　32　47　59
11	*05　14　30　46
12	04　*20　24　42
13	00　*13　21　42
14	06　*14　30　48
15	07　*15　30　50　*55
16	09　30　*41　47
17	05　*15　23　38　56
18	14　*15　35　52
19	10　*20　27　47
20	07　33　51
21	06　21　41
22	08　37
23	
*印：長久保行き	

2　大泉学園駅北口発（西武池袋線）

(1)　西武バス「和光市駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約12分）

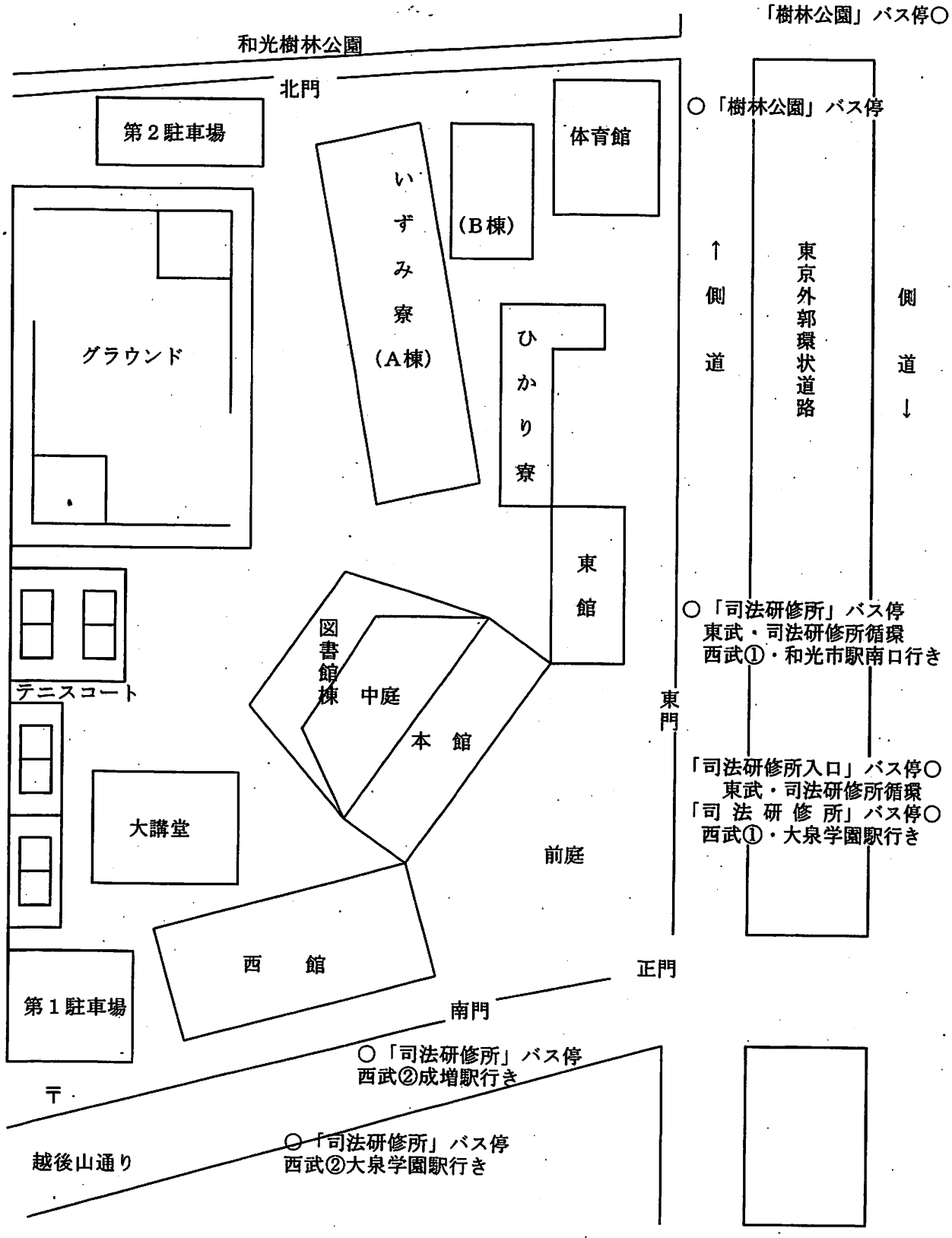
発	大泉学園駅北口
行先	和光市駅南口
時	土曜・日曜・祝日
5	
6	13　29　43
7	01　14　29　43
8	04　24　40　55
9	12　25　41　56
10	10　30　46
11	05　25　45
12	01　20　45
13	05　31　45
14	05　25　45
15	03　21　39　55
16	12　30　47
17	05　21　45
18	00　30　50
19	10　30　59
20	20　40
21	10　40
22	10

(2)　西武バス「成増駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約15分）

発	大泉学園駅北口
行先	成増駅南口
時	土曜・日曜・祝日
5	55
6	10　25　40　55
7	10　25　40　55
8	13　32　44　59
9	17　35　49
10	05　20　40　55
11	10　28　44
12	05　25　44
13	05　25　43
14	10　25　46
15	05　27　47
16	07　27　47
17	05　20　35　50
18	06　22　45
19	01　21　41
20	05　28　55
21	18　42
22	09

（別紙第６）

司 法 研 修 所 配 置 図



（別紙第７）

司法研修所いずみ寮の利用について

１　入寮について

入寮受付は，協議会前日は午後３時から午後７時まで，協議会当日は午後零時からいずれもいずみ寮事務室で行います（入寮方法は，該当する協議員に後日お知らせします。）。

２　寮室について

(1)　司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては，司法研修所が行います。

寮室番号は，入寮時にお知らせします。

(2)　寮室は，バス，トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ，石鹸，シャンプーリンス，タオル）及びバスタオルは用意してありますが，それ以外のものについては，各自で用意してください。

なお，浴衣の用意はありませんので，各自で用意してください。

おって，下足箱に上履用のスリッパが入っていますので，履き替えてください。下足箱は，寮室番号と同一のものを使用してください。

３　利用料金について

１泊目の利用料金は，３，０３０円で，２泊目以降は，１泊６５０円が加算されます。

４　寮室備付け電話の使用について

(1)　寮室備付けの電話機は，着信のほか，内線又は外線として使用することができます。

(2)　発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は，電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入，使用及び精算の方法については，いずみ寮Ａ棟１階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3)　寮室の電話番号は，入寮日に通知します。

5　エアコンの使用について

エアコンは，２４時間使用できます。

6　自動販売機の利用について

１階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7　緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には，寮室備付けの電話機で[redacted]番又は[redacted]番を押してください。[redacted]に繋がりますので，その指示に従ってください。

8　食事について

朝食・昼食とも平日のみ利用可能です。詳しくは別紙第８「司法研修所食堂の利用について」を参照してください。

9　退寮について

退寮の際，使用したシーツ，バスマット，枕カバー及びバスタオルなどは，リネン室に入れてください。

退寮する時は，寮室の鍵を午前１０時までに寮事務室へ返還してください。

10　給湯について

各寮室に，洗面用又は入浴用として午前７時から翌日午前零時まで給湯します。

また，給湯室の湯沸器は２４時間利用できます。

11　門限について

門限は，午後１１時です。

12　司法研修所への入構について

平日は，正門（午前８時から午後６時３０分まで），東門（車出入口：午前８時から午後９時まで，歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。

なお，日曜日の入構は，北門を利用してください（バスで来られる場合は「樹林公園」バス停を利用してください。）。

13　喫煙について

寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14　その他

入寮に関して御不明の点がある場合は，当研修所事務局総務課寮務係（電話番号[redacted]）にお問い合わせください。

（別紙第８）

司法研修所食堂の利用について

１　朝食（平日のみ営業）

午前８時から午前９時３０分までの間，図書館棟２階の第２食堂を御利用いただけます。

利用代金は１食３００円となっております。

２　昼食（平日のみ営業）

午前１１時３０分から午後１時までの間，図書館棟２階の第２食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが，１食３００円から５００円程度となっております。

３　その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は，当研修所事務局経理課管理係（電話番号[redacted]）にお問い合わせください。

（別紙第９－１）

平成２５年　　月　　日

司法研修所事務局総務課庶務係　御中
（ＦＡＸ番号 [redacted] ）

（庁 会 名）
（自宅住所）
※　旅費支給手続に必要ですので，必ず記載してください。
〒

（氏　　名）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については，下記のとおりです。

記

１　６月２日（日）の宿泊施設として，いずみ寮を

□ 利用し，６月３日（月）の朝食は
　□ 食堂を利用する。
　□ 食堂を利用しない。

※　入寮受付は15:00～19:00です。
※　６月２日（日）入寮希望者のみ必ず記載
　①　到着予定時刻（　　時　　分頃）
　②　携帯電話番号（　　－　　－　　）
※　６月２日（日）は，終日食堂を利用できません。

□ 利用しない。
　□ いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□ 自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□ 宿泊しない。

２　６月３日（月）の宿泊施設として，いずみ寮を

□ 利用し，６月４日（火）の朝食は
　※　入寮受付は12:00～です。
　□ 食堂を利用する。
　□ 食堂を利用しない。

□ 利用しない。
　□ いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□ 自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□ 宿泊しない。

（別紙第９－１）

3　６月３日（月）の昼食は
- □　食堂を利用する予定である。
- □　食堂を利用する予定はない。

4　６月３日（月）の懇談会に
- □　出席する。
- □　出席しない。

5　交通機関の利用について

□　新幹線（特急）を
- □　往復
- □　往路のみ
- □　復路のみ

利用し，

グリーン車を
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

なお，（　　）号を
↑
※のぞみ等記入
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

□　航空機を利用する（□ 往復利用　□ 往路のみ　□ 復路のみ）。
※証明書類を添付（実施要領参照）

6　パック旅行利用について
□　パック旅行を利用する　代金＿＿＿＿＿＿＿＿円
※証明書類を添付（実施要領参照）

（□食事なし　□朝食付　□夕食付　）

（注）①　該当する□内にレ印を付してください。

②　懇談会費（4,000円）及び寮の利用料金は，６月３日（月）の協議会受付において申し受けます（旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。）。食堂の利用代金は，食堂に直接お支払いいただくことになります。

（別紙第９－２）

平成２５年　　月　　日

司法研修所事務局総務課庶務係　御中
（ＦＡＸ番号 [redacted] ）

（庁 会 名）
（自宅住所）
※　旅費支給手続に必要ですので，必ず記載してください。
〒

（氏　　名）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第２回）における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については，下記のとおりです。

記

１　６月９日（日）の宿泊施設として，いずみ寮を

□ 利用し，６月１０日（月）の朝食は
　□ 食堂を利用する。
　□ 食堂を利用しない。

※　入寮受付は15:00～19:00です。
※　６月９日（日）入寮希望者のみ必ず記載
　①　到着予定時刻（　　時　　分頃）
　②　携帯電話番号（　　－　　－　　）
※　６月９日（日）は，終日食堂を利用できません。

□ 利用しない。
　□ いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□ 自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□ 宿泊しない。

２　６月１０日（月）の宿泊施設として，いずみ寮を

□ 利用し，６月１１日（火）の朝食は
　※　入寮受付は12:00～です。
　□ 食堂を利用する。
　□ 食堂を利用しない。

□ 利用しない。
　□ いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□ 自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□ 宿泊しない。

（別紙第９－２）

3　６月１０日（月）の昼食は
- □ 食堂を利用する予定である。
- □ 食堂を利用する予定はない。

4　６月１０日（月）の懇談会に
- □ 出席する。
- □ 出席しない。

5　交通機関の利用について

□ 新幹線（特急）を
- □ 往復
- □ 往路のみ
- □ 復路のみ

利用し，

グリーン車を
- □ 往復利用する。
- □ 往路のみ利用する。
- □ 復路のみ利用する。
- □ 利用しない。

なお，（　　）号を
↑
※のぞみ等記入
- □ 往復利用する。
- □ 往路のみ利用する。
- □ 復路のみ利用する。
- □ 利用しない。

□ 航空機を利用する（□ 往復利用　□ 往路のみ　□ 復路のみ）。
※証明書類を添付（実施要領参照）

6　パック旅行利用について
□ パック旅行を利用する　代金＿＿＿＿＿＿＿＿円
※証明書類を添付（実施要領参照）

（□食事なし　□朝食付　□夕食付　）

（注）① 該当する□内にレ印を付してください。
② 懇談会費（4,000円）及び寮の利用料金は，６月１０日（月）の協議会受付において申し受けます（旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。）。
食堂の利用代金は，食堂に直接お支払いいただくことになります。

（別紙第１０）

※ 協議会の前後に私事旅行等をする場合に提出してください。

旅行日等変更承認申請

平成　　年　　月　　日

司法研修所　殿

研修等名
所 属 庁
氏　　名

私は，下記のとおり，旅行日等の変更を申請します。

記

1　出発日　　平成　　年　　月　　日
2　帰着日　　平成　　年　　月　　日
3　旅行の目的（該当する□にチェックしてください。）
　□①　自宅等への帰宅又は実家、親戚宅への訪問
　□②　出張地における職場関係者との懇談
　□③　その他（　　）

（ＦＡＸ　経理課経理係 [redacted]）

司研総第２２２号

平成２５年３月２６日

東京弁護士会会長　殿

第一東京弁護士会会長　殿

第二東京弁護士会会長　殿

司法研修所長　安　井　久　治

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

（通知）

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため，標記の協議会を別添の「実施要領」のとおり開催します。

ついては，出席者について，同実施要領別紙第１の「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」記載の人数を選定の上，別紙様式による回答書を４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください（送付書不要，ファクシミリ（[redacted]）可）。

なお，出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は，当研修所が行います。

おって，貴会多摩支部に対する周知につき，よろしくお取り計らいください。

（別紙様式）

平成２５年　　月　　日

司法研修所長　殿

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）の出席者について

（３月２６日付け司研総第２２２号に対する回答）

標記の出席者については，下記のとおりです。

記

官　職	ふりがな 氏　　名	男女の別	司法修習の期別	備　　考

（注）多摩支部所属の出席者の場合は，備考欄に「多摩支部」と記入する。

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

実　施　要　領

１　開催日，対象庁会等

別紙第１「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

２　開催場所，宿舎等

(1)　開催場所

司法研修所

埼玉県和光市南２丁目３番８号

電話番号　０４８－４６０－２０００（代表）

来庁方法等については，別紙第４「司法研修所への交通案内図」，別紙第５「バス運行時刻表」及び別紙第６「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2)　集合時刻

ア　第１回出席者及び参列者　６月　３日（月）午後零時５０分

イ　第２回出席者及び参列者　６月１０日（月）午後零時５０分

(3)　宿泊場所

宿泊場所を必要とする協議会出席者には，当研修所いずみ寮を用意します（別紙第７「司法研修所いずみ寮の利用について」参照）。

なお，いずみ寮以外の有料宿泊施設を利用する場合には，寮に宿泊した場合の宿泊料が上限として支給されますので，あらかじめ御了承ください。

おって，出張日程等により前後泊分の宿泊料については，支給されないこともあります。宿泊費について御不明の点は，当研修所事務局経理課経理係（電話番号[redacted]）までお問い合わせください。

３　協議事項

新司法修習に関し，別紙第２「協議事項」について協議を行う予定ですので，これに関連して協議しておくべき論点，参考意見等がありましたら，４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要，ファクシミリ（[redacted]）可。）。

４　日程

別紙第３「日程表」のとおり。

5　出席者

出席者名簿は，追って送付します。

6　旅費

(1)　協議会当日，受付（本館エントランスホール）において支給しますので，印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。ただし，東京地方裁判所（立川支部を含む。），横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は，所属庁のＩＣカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。

(2)　パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合に，支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので，御注意ください。

なお，パック旅行を利用する際には，その金額及び内容の分かる書類を５月１４日までに提出してください。

(3)　航空機の利用

ア　航空機利用の場合には，往復割引普通運賃の範囲内（クラスＪ等特別座席の利用に要する料金は支給されない。）で，現に支払った金額を支給します。

イ　提出書類

a　金額と便を確認する書類（領収書と航空券写し）・・提出期限５月１４日

b　搭乗を確認する書類（搭乗半券等）・・・・・・・・提出期限６月１８日

ウ　マイレージの取得禁止

旅券購入によるマイレージの取得はできませんので，ご購入の際にはご注意ください。誤って取得してしまった場合は，マイレージの取り消しをした上で，その疎明資料を提出してください。

(4)　上記(2)と(3)の提出，及び旅費について御不明の点は，当研修所事務局経理課経理係（電話番号[redacted]）までお問い合わせください。

7　支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第７の３参照）及び懇談会費（希望者のみ。４，０００円）は，協議会当日，受付において申し受けます。

8　提出書類

出席者及び参列者は，(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上，４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要。ファクシミリ（[redacted]）可。）。

(1)　別紙第９－１「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

(2)　別紙第９－２「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第２回）におけ

るいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9　その他

食堂については，別紙第８「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別　紙　目　録

別紙第１　　平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表

別紙第２　　協議事項

別紙第３　　日程表

別紙第４　　司法研修所への交通案内図

別紙第５　　バス運行時刻表

別紙第６　　司法研修所配置図

別紙第７　　司法研修所いずみ寮の利用について

別紙第８　　司法研修所食堂の利用について

別紙第９－１　平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

別紙第９－２　平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第２回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

（別紙第１）

平成25年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁管内	実務修習地	出席者数					開催月日
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計	
		民事	刑事				
東京	東京	2	2	2	東京 1 第一東京 1 第二東京 1	9	〔第１回〕 ６月３日 （月）
	立川支部	1	1	1	(東京三多摩支部) 1	4	
	横浜	1	1	1	1	4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉) 1	4	
	千葉	1	1	1	(千葉県) 1	4	
	水戸	1	1	1	(茨城県) 1	4	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県) 1	4	
	前橋	1	1	1	(群馬) 1	4	
	静岡	1	1	1	(静岡県) 1	4	
	甲府	1	1	1	(山梨県) 1	4	
	長野	1	1	1	(長野県) 1	4	
	新潟	1	1	1	(新潟県) 1	4	
名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県) 1	4	
	岐阜	1	1	1	(岐阜県) 1	4	
	金沢	1	1	1	1	4	
	富山	1	1	1	(富山県) 1	4	
仙台	仙台	1	1	1	1	4	
	福島	1	1	1	(福島県) 1	4	
	山形	1	1	1	(山形県) 1	4	
	盛岡	1	1	1	(岩手) 1	4	
	秋田	1	1	1	1	4	
	青森	1	1	1	(青森県) 1	4	
札幌	札幌	1	1	1	1	4	
	函館	1	1	1	1	4	
	旭川	1	1	1	1	4	
	釧路	1	1	1	1	4	
（計）	(26)	27	27	27	28	109	
大阪	大阪	1	1	1	1	4	〔第２回〕 ６月１０日 （月）
	京都	1	1	1	1	4	
	神戸	1	1	1	(兵庫県) 1	4	
	奈良	1	1	1	1	4	
	大津	1	1	1	(滋賀) 1	4	
	和歌山	1	1	1	1	4	
名古屋	津	1	1	1	(三重) 1	4	
	福井	1	1	1	1	4	
広島	広島	1	1	1	1	4	
	山口	1	1	1	(山口県) 1	4	
	岡山	1	1	1	1	4	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県) 1	4	
	松江	1	1	1	(島根県) 1	4	
福岡	福岡	1	1	1	(福岡県) 1	4	
	佐賀	1	1	1	(佐賀県) 1	4	
	長崎	1	1	1	(長崎県) 1	4	
	大分	1	1	1	(大分県) 1	4	
	熊本	1	1	1	(熊本県) 1	4	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県) 1	4	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県) 1	4	
	那覇	1	1	1	(沖縄) 1	4	
高松	高松	1	1	1	(香川県) 1	4	
	徳島	1	1	1	1	4	
	高知	1	1	1	1	4	
	松山	1	1	1	(愛媛) 1	4	
（計）	(25)	25	25	25	25	100	
合計	(51)	52	52	52	53	209	

（別紙第２）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

協　議　事　項

１　分野別実務修習の指導の現状と課題について

（出題理由）

分野別実務修習については，司法修習生指導要綱（甲）及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて，御指導をいただいているところである。新司法修習のこれまでの指導の実績，新しい法曹養成プロセスにおける新司法修習の位置付け及び指導理念，新司法修習における分野別実務修習の位置付け（弁護導入講義を含む導入的教育の在り方，集合修習との関係等を含む。）等を踏まえて，より実効的な修習の在り方を検討すべく，各配属庁会における第６６期司法修習生の実情（能力，資質等）につき，これまでの司法修習生との比較等を通じて報告をいただくとともに，分野別実務修習における指導内容や方法について協議したい。

２　選択型実務修習の充実に向けた取組等について

（出題理由）

選択型実務修習については，配属庁会において，選択型実務修習の運用ガイドラインや司法修習生の自発的な取組を促すための選択型実務修習の運用イメージ等に基づき，個別修習プログラムを策定，実施していただき，その成果が積み重ねられてきたところである。選択型実務修習は，新司法修習の意義・理念を踏まえ，分野別実務修習の成果の深化と補完を図るとともに，幅広い法曹の活動領域における知識・技法の修得を図ることを旨として行われるものとされているが，この機会に，改めてこの趣旨を踏まえた上で，各配属庁会における選択型実務修習の運用の実情を確認するとともに，個別修習プログラムの提供やホームグラウンド修習の実施の在り方を含め，各配属庁会における選択型実務修習のより一層の充実に向けた取組，工夫点，今後の課題等について協議したい。

以　上

（別紙第３）

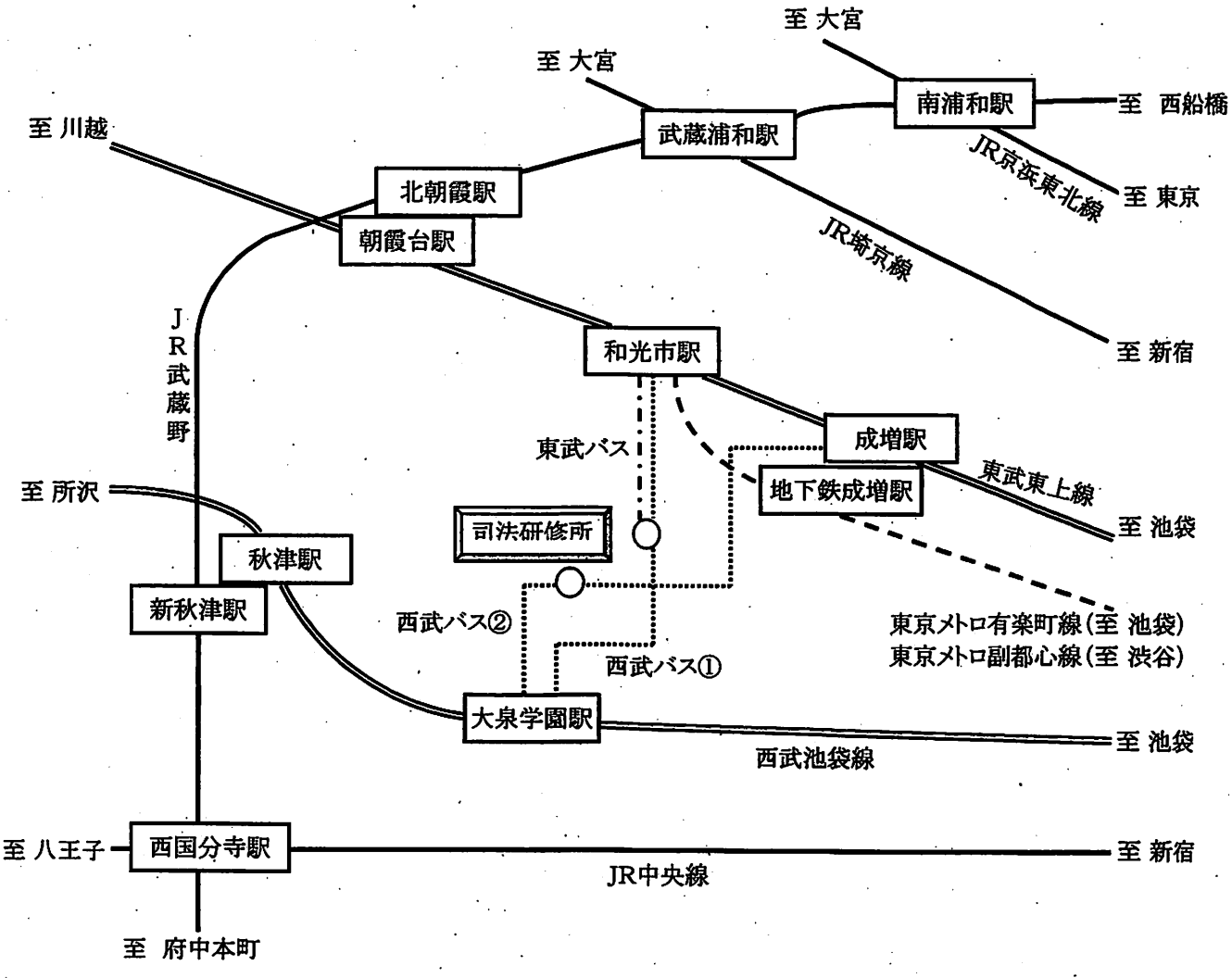
平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

日　程　表

月　日	時　間	実　施　内　容
〔第１回〕 ６月　３日（月） 〔第２回〕 ６月１０日（月）	１２：００ ～ １３：００	受付（本館１階エントランスホール） 〔到着確認，懇談会費・寮利用料金徴収手続等〕
	１３：００ ～ １３：４０	司法研修所長あいさつ 事務局説明 （中講堂）
	１３：５０ ～ １６：１５	分科協議 民事裁判（第５教室　西館２階） 刑事裁判（第６教室　西館２階） 検　　察（第７教室　西館２階） 弁　　護（第８教室　西館２階）
	１６：３０ ～ １７：００	総合協議（中講堂）
	１７：３０ ～ １８：５０	懇談会（図書館棟１階多目的ホール） ※ 希望者のみ

（別紙第４）

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】　　埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

池袋駅 ――〔東武東上線〕――→ 和光市駅 約16分(急行又は準急)
池袋駅 ――〔東京メトロ有楽町線〕――→ 和光市駅 約18分
渋谷駅 ――〔東京メトロ副都心線〕――→ 和光市駅 約35分(急行)
池袋駅 ――〔西武池袋線〕――→ 大泉学園駅 約15分(準急)
西国分寺駅 ――〔JR武蔵野線〕――→ 北朝霞駅 約19分
武蔵浦和駅 ――〔JR武蔵野線〕――→ 北朝霞駅 約8分
南浦和駅 ――〔JR武蔵野線〕――→ 北朝霞駅 約10分
朝霞台駅 ――〔東武東上線〕――→ 和光市駅 約6分

・バス

和光市駅 ――〔東武バス 司法研修所循環〕――→ 司法研修所 約10分
和光市駅 ――〔西武バス① 大泉学園駅行き〕――→ 司法研修所 約10分
(和光市駅 ――― 徒歩 ―――→ 司法研修所 約25分(約2㎞))
大泉学園駅 ――〔西武バス① 和光市駅南口行き〕――→ 司法研修所 約12分
大泉学園駅 ――〔西武バス② 成増駅行き〕――→ 司法研修所 約15分

（別紙第５）

バス運行時刻表（最寄り駅から司法研修所まで）【平日】

【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1　和光市駅南口発（東武東上線，東京メトロ有楽町線，副都心線）

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車，バス停「司法研修所入口」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口									
行先	「司法研修所循環」又は「二軒新田」									
時	平　日									
6	23	35	45	56						
7	05	12	22	35	43	50	56			
8	03	10	17	22	27	35	43	49	54	
9	01	06	12	*17	*23	27	*33	41	54	
10	*05	22	37	*47	53					
11	03	13	25	40	53					
12	10	23	*40	54						
13	10	25	40	55						
14	09	25	*35	40	55					
15	10	19	31	*43	50	*57				
16	04	17	31	45	54					
17	02	11	16	22	28	34	42	48	55	
18	00	07	*14	18	24	30	34	*37	43	50
19	00	13	*22	30	*40	51				
20	*01	09	22	38	49					
21	02	13	27	41	56					
22	10	22	35	47	*58					
23	*11									
*印：二軒新田行き										

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は「長久保行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口						
行先	「大泉学園駅北口」又は「長久保」						
時	平　日						
6	26	43	58				
7	13	*20	29	42	55		
8	*05	10	22	*35	47	*55	
9	09	24	45	*52			
10	02	13	28	59			
11	15	30	54				
12	19	37	*57				
13	12	*25	42	59			
14	09	20	30	40			
15	00	20	45				
16	10	*30	40	*50	59		
17	10	22	33	43	55		
18	04	15	26	*35	40	50	
19	*00	11	*20	29	40	50	
20	00	10	20	30	40	50	
21	00	20	40				
22	00	20	40				
23	00						
*印：長久保行き							

2　大泉学園駅北口発（西武池袋線）

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約12分）

発	大泉学園駅北口					
行先	和光市駅南口					
時	平　日					
5						
6	00	16	30	45		
7	00	13	26	39	52	
8	05	18	33	48		
9	08	33	57			
10	20	45	59			
11	19	39	59			
12	15	34	51			
13	05	30	50			
14	10	30	51			
15	11	34	55			
16	10	21	31	42	52	
17	02	15	25	35	51	
18	05	16	26	36	47	56
19	05	16	30	45		
20	02	22	45			
21	12	30	49			
22	12	34				

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約15分）

発	大泉学園駅北口					
行先	成増駅南口					
時	平　日					
5	55					
6	05	15	25	35	45	56
7	10	21	32	43	53	
8	05	16	28	45		
9	00	18	40			
10	02	22	40	58		
11	18	38	58			
12	13	28	43			
13	01	21	40	59		
14	19	39	56			
15	13	33	53			
16	13	30	50			
17	09	29	49			
18	09	29	48			
19	07	27	47			
20	07	27	46			
21	05	24	46			
22	09					

バス運行時刻表（最寄り駅から司法研修所まで）　【土曜・日曜・祝日】

【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1　和光市駅南口発（東武東上線，東京メトロ有楽町線，副都心線）

(1)　東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車，バス停「司法研修所入口」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口
行先	「司法研修所循環」又は「二軒新田」
時	土曜・日曜・祝日
6	43　55
7	07　16　26　35　44　56
8	04　13　*22　32　43　53
9	03　14　28　*34　*47　56
10	10　24　40　*54
11	08　19　31　*40　49
12	04　18　31　40　54
13	09　17　27　40　48
14	00　17　32　47
15	00　*04　17　31　42　*51
16	02　17　31　47
17	03　13　26　*34　44　56
18	09　19　27　37　45　56
19	*02　11　19　30　*39　49
20	04　*19　33　48
21	03　18　33　48
22	03　17　*26　*42
23	
*印：二軒新田行き	

(2)　西武バス「大泉学園駅北口行き」又は「長久保行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口
行先	「大泉学園駅北口」又は「長久保」
時	土曜・日曜・祝日
6	45
7	09　*13　30　49
8	05　*12　22　39　55
9	*08　10　34　56
10	*03　16　32　47　59
11	*05　14　30　46
12	04　*20　24　42
13	00　*13　21　42
14	06　*14　30　48
15	07　*15　30　50　*55
16	09　30　*41　47
17	05　*15　23　38　56
18	14　*15　35　52
19	10　*20　27　47
20	07　33　51
21	06　21　41
22	08　37
23	
*印：長久保行き	

2　大泉学園駅北口発（西武池袋線）

(1)　西武バス「和光市駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約12分）

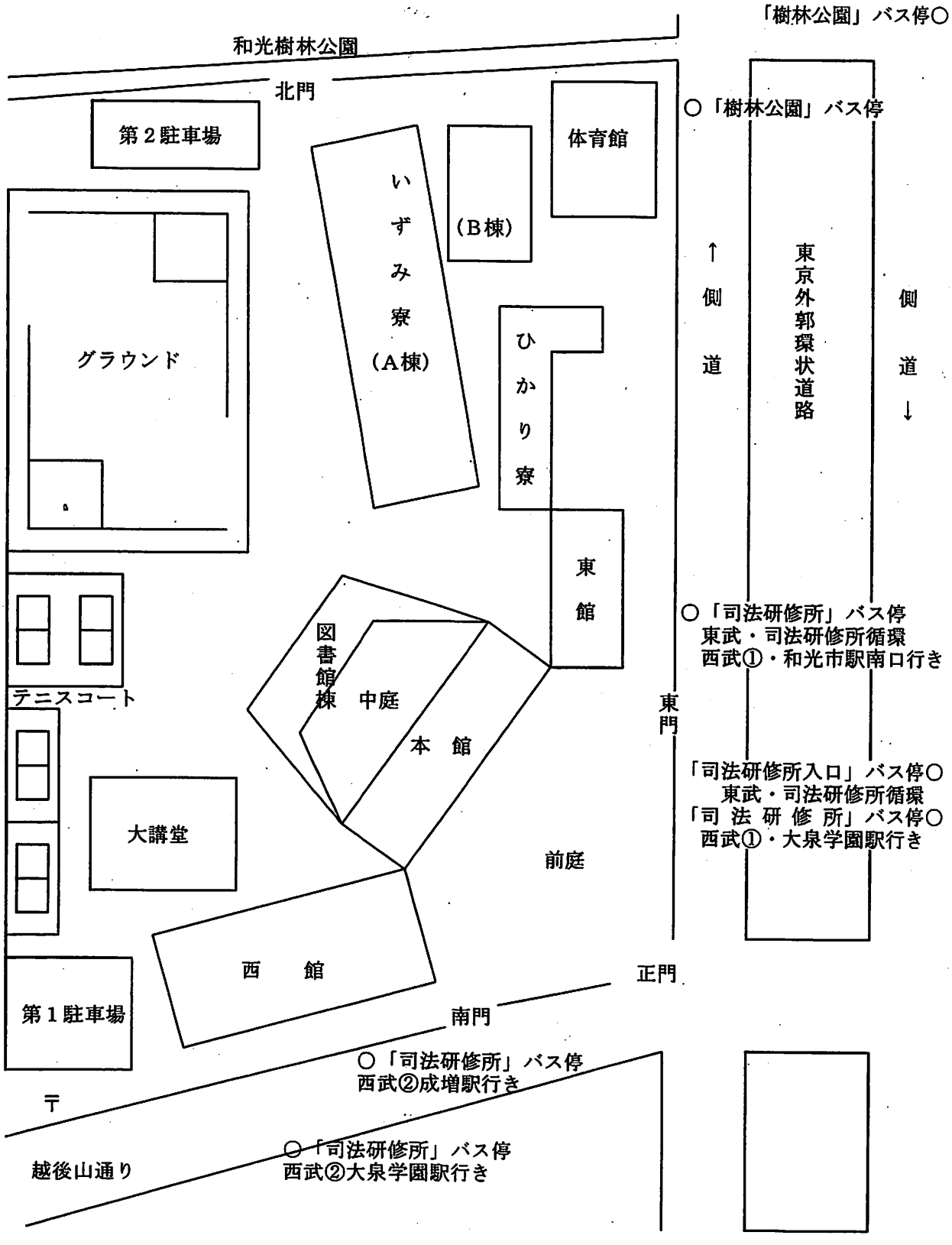
発	大泉学園駅北口
行先	和光市駅南口
時	土曜・日曜・祝日
5	
6	13　29　43
7	01　14　29　43
8	04　24　40　55
9	12　25　41　56
10	10　30　46
11	05　25　45
12	01　20　45
13	05　31　45
14	05　25　45
15	03　21　39　55
16	12　30　47
17	05　21　45
18	00　30　50
19	10　30　59
20	20　40
21	10　40
22	10

(2)　西武バス「成増駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約15分）

発	大泉学園駅北口
行先	成増駅南口
時	土曜・日曜・祝日
5	55
6	10　25　40　55
7	10　25　40　55
8	13　32　44　59
9	17　35　49
10	05　20　40　55
11	10　28　44
12	05　25　44
13	05　25　43
14	10　25　46
15	05　27　47
16	07　27　47
17	05　20　35　50
18	06　22　45
19	01　21　41
20	05　28　55
21	18　42
22	09

（別紙第６）

司 法 研 修 所 配 置 図



（別紙第７）

司法研修所いずみ寮の利用について

１　入寮について

入寮受付は，協議会前日は午後３時から午後７時まで，協議会当日は午後零時からいずれもいずみ寮事務室で行います（入寮方法は，該当する協議員に後日お知らせします。）。

２　寮室について

(1)　司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては，司法研修所が行います。

寮室番号は，入寮時にお知らせします。

(2)　寮室は，バス，トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ，石鹸，シャンプーリンス，タオル）及びバスタオルは用意してありますが，それ以外のものについては，各自で用意してください。

なお，浴衣の用意はありませんので，各自で用意してください。

おって，下足箱に上履用のスリッパが入っていますので，履き替えてください。下足箱は，寮室番号と同一のものを使用してください。

３　利用料金について

１泊目の利用料金は，３，０３０円で，２泊目以降は，１泊６５０円が加算されます。

４　寮室備付け電話の使用について

(1)　寮室備付けの電話機は，着信のほか，内線又は外線として使用することができます。

(2)　発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は，電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入，使用及び精算の方法については，いずみ寮Ａ棟１階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3)　寮室の電話番号は，入寮日に通知します。

5　エアコンの使用について

エアコンは，２４時間使用できます。

6　自動販売機の利用について

１階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7　緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には，寮室備付けの電話機で[redacted]番又は[redacted]番を押してください。[redacted]に繋がりますので，その指示に従ってください。

8　食事について

朝食・昼食とも平日のみ利用可能です。詳しくは別紙第８「司法研修所食堂の利用について」を参照してください。

9　退寮について

退寮の際，使用したシーツ，バスマット，枕カバー及びバスタオルなどは，リネン室に入れてください。

退寮する時は，寮室の鍵を午前１０時までに寮事務室へ返還してください。

10　給湯について

各寮室に，洗面用又は入浴用として午前７時から翌日午前零時まで給湯します。

また，給湯室の湯沸器は２４時間利用できます。

11　門限について

門限は，午後１１時です。

12　司法研修所への入構について

平日は，正門（午前８時から午後６時３０分まで），東門（車出入口：午前８時から午後９時まで，歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。

なお，日曜日の入構は，北門を利用してください（バスで来られる場合は「樹林公園」バス停を利用してください。）。

13　喫煙について

寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14　その他

入寮に関して御不明の点がある場合は，当研修所事務局総務課寮務係（電話番号[redacted]）にお問い合わせください。

（別紙第８）

司法研修所食堂の利用について

１　朝食（平日のみ営業）

午前８時から午前９時３０分までの間，図書館棟２階の第２食堂を御利用いただけます。

利用代金は１食３００円となっております。

２　昼食（平日のみ営業）

午前１１時３０分から午後１時までの間，図書館棟２階の第２食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが，１食３００円から５００円程度となっております。

３　その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は，当研修所事務局経理課管理係（電話番号[redacted]）にお問い合わせください。

（別紙第９－１）

平成２５年　　月　　日

司法研修所事務局総務課庶務係　御中
（ＦＡＸ番号 [redacted] ）

（庁 会 名）
（自宅住所）
※　旅費支給手続に必要ですので，必ず記載してください。
〒

（氏　　名）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については，下記のとおりです。

記

1　６月２日（日）の宿泊施設として，いずみ寮を

□　利用し，６月３日（月）の朝食は
　□　食堂を利用する。
　□　食堂を利用しない。

※　入寮受付は15:00～19:00です。
※　６月２日（日）入寮希望者のみ必ず記載
　①　到着予定時刻（　　時　　分頃）
　②　携帯電話番号（　　－　　－　　）
※　６月２日（日）は，終日食堂を利用できません。

□　利用しない。
　□　いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□　自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□　宿泊しない。

2　６月３日（月）の宿泊施設として，いずみ寮を

□　利用し，６月４日（火）の朝食は
※　入寮受付は12:00～です。
　□　食堂を利用する。
　□　食堂を利用しない。

□　利用しない。
　□　いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□　自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□　宿泊しない。

（別紙第９－１）

3　６月３日（月）の昼食は
- □　食堂を利用する予定である。
- □　食堂を利用する予定はない。

4　６月３日（月）の懇談会に
- □　出席する。
- □　出席しない。

5　交通機関の利用について

□　新幹線（特急）を
- □　往復
- □　往路のみ
- □　復路のみ

利用し，

グリーン車を
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

なお，（　　）号を
↑
※のぞみ等記入
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

□　航空機を利用する（□ 往復利用　□ 往路のみ　□ 復路のみ）。
※証明書類を添付（実施要領参照）

6　パック旅行利用について
□　パック旅行を利用する　代金＿＿＿＿＿＿＿＿円
※証明書類を添付（実施要領参照）

（□食事なし　□朝食付　□夕食付　）

（注）①　該当する□内にレ印を付してください。
②　懇談会費（4,000円）及び寮の利用料金は，６月３日（月）の協議会受付において申し受けます（旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。）。食堂の利用代金は，食堂に直接お支払いいただくことになります。

（別紙第９－２）

平成２５年　　月　　日

司法研修所事務局総務課庶務係　御中
（ＦＡＸ番号 [redacted] ）

（庁 会 名）
（自宅住所）
※　旅費支給手続に必要ですので，必ず記載してください。
〒

（氏　　名）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第２回）における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については，下記のとおりです。

記

１　６月９日（日）の宿泊施設として，いずみ寮を

□　利用し，６月１０日（月）の朝食は
　□　食堂を利用する。
　□　食堂を利用しない。

※　入寮受付は15:00～19:00です。
※　６月９日（日）入寮希望者のみ必ず記載
　①　到着予定時刻（　　時　　分頃）
　②　携帯電話番号（　　－　　－　　）
※　６月９日（日）は，終日食堂を利用できません。

□　利用しない。
　□　いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□　自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□　宿泊しない。

２　６月１０日（月）の宿泊施設として，いずみ寮を

□　利用し，６月１１日（火）の朝食は
※　入寮受付は12:00～です。
　□　食堂を利用する。
　□　食堂を利用しない。

□　利用しない。
　□　いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□　自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□　宿泊しない。

（別紙第９－２）

3　６月１０日（月）の昼食は
- □　食堂を利用する予定である。
- □　食堂を利用する予定はない。

4　６月１０日（月）の懇談会に
- □　出席する。
- □　出席しない。

5　交通機関の利用について

□　新幹線（特急）を
- □　往復
- □　往路のみ
- □　復路のみ

利用し，

グリーン車を
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

なお，（　　）号を
↑
※のぞみ等記入
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

□　航空機を利用する（□ 往復利用　□ 往路のみ　□ 復路のみ）。
※証明書類を添付（実施要領参照）

6　パック旅行利用について

□　パック旅行を利用する　代金＿＿＿＿＿＿＿＿円
※証明書類を添付（実施要領参照）

（□食事なし　□朝食付　□夕食付　）

（注）①　該当する□内にレ印を付してください。

②　懇談会費（4,000円）及び寮の利用料金は，６月１０日（月）の協議会受付において申し受けます（旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。）。食堂の利用代金は，食堂に直接お支払いいただくことになります。

司研総第２２３号

平成２５年３月２６日

日本弁護士連合会会長　殿

司法研修所長　安　井　久　治

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

（通知）

標記の協議会を別添「実施要領」のとおり開催しますから，貴会司法修習委員会委員１名が参列されますよう御配慮ください。

あわせて，上記参列者につき，別紙様式により４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係にお知らせください（送付書不要，ファクシミリ（[redacted]）可）。

なお，標記の協議会の開催につき，実務修習を委託した弁護士会会長に対し，別添のとおり通知しました。

（別紙様式）

平成２５年　　月　　日

司法研修所長　殿

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会の参列者について

（３月２６日付け司研総第２２３号に対する回答）

標記の参列者については，下記のとおりです。

記

役職名	ふりがな 氏　　名	男女の別	司法修習の期別	備　　考

（注）「備考」欄に，「第１回」又は「第２回」と記入する。

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

実　施　要　領

１　開催日，対象庁会等

別紙第１「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」のとおり

２　開催場所，宿舎等

(1)　開催場所

司法研修所

埼玉県和光市南２丁目３番８号

電話番号　０４８－４６０－２０００（代表）

来庁方法等については，別紙第４「司法研修所への交通案内図」，別紙第５「バス運行時刻表」及び別紙第６「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2)　集合時刻

ア　第１回出席者及び参列者　６月　３日（月）午後零時５０分

イ　第２回出席者及び参列者　６月１０日（月）午後零時５０分

(3)　宿泊場所

宿泊場所を必要とする協議会出席者には，当研修所いずみ寮を用意します（別紙第７「司法研修所いずみ寮の利用について」参照）。

なお，いずみ寮以外の有料宿泊施設を利用する場合には，寮に宿泊した場合の宿泊料が上限として支給されますので，あらかじめ御了承ください。

おって，出張日程等により前後泊分の宿泊料については，支給されないこともあります。宿泊費について御不明の点は，当研修所事務局経理課経理係（電話番号[redacted]）までお問い合わせください。

３　協議事項

新司法修習に関し，別紙第２「協議事項」について協議を行う予定ですので，これに関連して協議しておくべき論点，参考意見等がありましたら，４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要，ファクシミリ（[redacted]）可。）。

４　日程

別紙第３「日程表」のとおり。

5　出席者

出席者名簿は，追って送付します。

6　旅費

(1)　協議会当日，受付（本館エントランスホール）において支給しますので，印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。ただし，東京地方裁判所（立川支部を含む。），横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は，所属庁のＩＣカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしません。）。

(2)　パック旅行の利用及びホテルに宿泊される場合に，支給される宿泊料は寮に宿泊した場合と同額の支給となりますので，御注意ください。

なお，パック旅行を利用する際には，その金額及び内容の分かる書類を５月１４日までに提出してください。

(3)　航空機の利用

ア　航空機利用の場合には，往復割引普通運賃の範囲内（クラスＪ等特別座席の利用に要する料金は支給されない。）で，現に支払った金額を支給します。

イ　提出書類

a　金額と便を確認する書類（領収書と航空券写し）・・提出期限５月１４日

b　搭乗を確認する書類（搭乗半券等）・・・・・・・・提出期限６月１８日

ウ　マイレージの取得禁止

旅券購入によるマイレージの取得はできませんので，ご購入の際にはご注意ください。誤って取得してしまった場合は，マイレージの取り消しをした上で，その疎明資料を提出してください。

(4)　上記(2)と(3)の提出，及び旅費について御不明の点は，当研修所事務局経理課経理係（電話番号[redacted]）までお問い合わせください。

7　支払関係

いずみ寮の利用料金（利用者のみ。別紙第７の３参照）及び懇談会費（希望者のみ。４，０００円）は，協議会当日，受付において申し受けます。

8　提出書類

出席者及び参列者は，(1)又は(2)の回答書に所要事項を記入の上，４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要。ファクシミリ（[redacted]）可。）。

(1)　別紙第９－１「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

(2)　別紙第９－２「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第２回）におけ

るいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）」

9　その他

食堂については，別紙第８「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別　紙　目　録

別紙第１	平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表
別紙第２	協議事項
別紙第３	日程表
別紙第４	司法研修所への交通案内図
別紙第５	バス運行時刻表
別紙第６	司法研修所配置図
別紙第７	司法研修所いずみ寮の利用について
別紙第８	司法研修所食堂の利用について
別紙第９－１	平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）
別紙第９－２	平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第２回）におけるいずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

（別紙第１）

平成25年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁管内	実務修習地	出席者数					開催月日
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計	
		民事	刑事				
東京	東京	2	2	2	東京 1 第一東京 1 第二東京 1	9	〔第１回〕 ６月３日 （月）
	立川支部	1	1	1	(東京三多摩支部) 1	4	
	横浜	1	1	1	1	4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉) 1	4	
	千葉	1	1	1	(千葉県) 1	4	
	水戸	1	1	1	(茨城県) 1	4	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県) 1	4	
	前橋	1	1	1	(群馬) 1	4	
	静岡	1	1	1	(静岡県) 1	4	
	甲府	1	1	1	(山梨県) 1	4	
	長野	1	1	1	(長野県) 1	4	
	新潟	1	1	1	(新潟県) 1	4	
名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県) 1	4	
	岐阜	1	1	1	(岐阜県) 1	4	
	金沢	1	1	1	1	4	
	富山	1	1	1	(富山県) 1	4	
仙台	仙台	1	1	1	1	4	
	福島	1	1	1	(福島県) 1	4	
	山形	1	1	1	(山形県) 1	4	
	盛岡	1	1	1	(岩手) 1	4	
	秋田	1	1	1	1	4	
	青森	1	1	1	(青森県) 1	4	
札幌	札幌	1	1	1	1	4	
	函館	1	1	1	1	4	
	旭川	1	1	1	1	4	
	釧路	1	1	1	1	4	
（計）	(26)	27	27	27	28	109	
大阪	大阪	1	1	1	1	4	〔第２回〕 ６月１０日 （月）
	京都	1	1	1	1	4	
	神戸	1	1	1	(兵庫県) 1	4	
	奈良	1	1	1	1	4	
	大津	1	1	1	(滋賀) 1	4	
	和歌山	1	1	1	1	4	
名古屋	津	1	1	1	(三重) 1	4	
	福井	1	1	1	1	4	
広島	広島	1	1	1	1	4	
	山口	1	1	1	(山口県) 1	4	
	岡山	1	1	1	1	4	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県) 1	4	
	松江	1	1	1	(島根県) 1	4	
福岡	福岡	1	1	1	(福岡県) 1	4	
	佐賀	1	1	1	(佐賀県) 1	4	
	長崎	1	1	1	(長崎県) 1	4	
	大分	1	1	1	(大分県) 1	4	
	熊本	1	1	1	(熊本県) 1	4	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県) 1	4	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県) 1	4	
	那覇	1	1	1	(沖縄) 1	4	
高松	高松	1	1	1	(香川県) 1	4	
	徳島	1	1	1	1	4	
	高知	1	1	1	1	4	
	松山	1	1	1	(愛媛) 1	4	
（計）	(25)	25	25	25	25	100	
合計	(51)	52	52	52	53	209	

（別紙第２）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

協　議　事　項

１　分野別実務修習の指導の現状と課題について

（出題理由）

分野別実務修習については，司法修習生指導要綱（甲）及び分野別実務修習における各分野の指導準則等に基づいて，御指導をいただいているところである。新司法修習のこれまでの指導の実績，新しい法曹養成プロセスにおける新司法修習の位置付け及び指導理念，新司法修習における分野別実務修習の位置付け（弁護導入講義を含む導入的教育の在り方，集合修習との関係等を含む。）等を踏まえて，より実効的な修習の在り方を検討すべく，各配属庁会における第６６期司法修習生の実情（能力，資質等）につき，これまでの司法修習生との比較等を通じて報告をいただくとともに，分野別実務修習における指導内容や方法について協議したい。

２　選択型実務修習の充実に向けた取組等について

（出題理由）

選択型実務修習については，配属庁会において，選択型実務修習の運用ガイドラインや司法修習生の自発的な取組を促すための選択型実務修習の運用イメージ等に基づき，個別修習プログラムを策定，実施していただき，その成果が積み重ねられてきたところである。選択型実務修習は，新司法修習の意義・理念を踏まえ，分野別実務修習の成果の深化と補完を図るとともに，幅広い法曹の活動領域における知識・技法の修得を図ることを旨として行われるものとされているが，この機会に，改めてこの趣旨を踏まえた上で，各配属庁会における選択型実務修習の運用の実情を確認するとともに，個別修習プログラムの提供やホームグラウンド修習の実施の在り方を含め，各配属庁会における選択型実務修習のより一層の充実に向けた取組，工夫点，今後の課題等について協議したい。

以　上

（別紙第３）

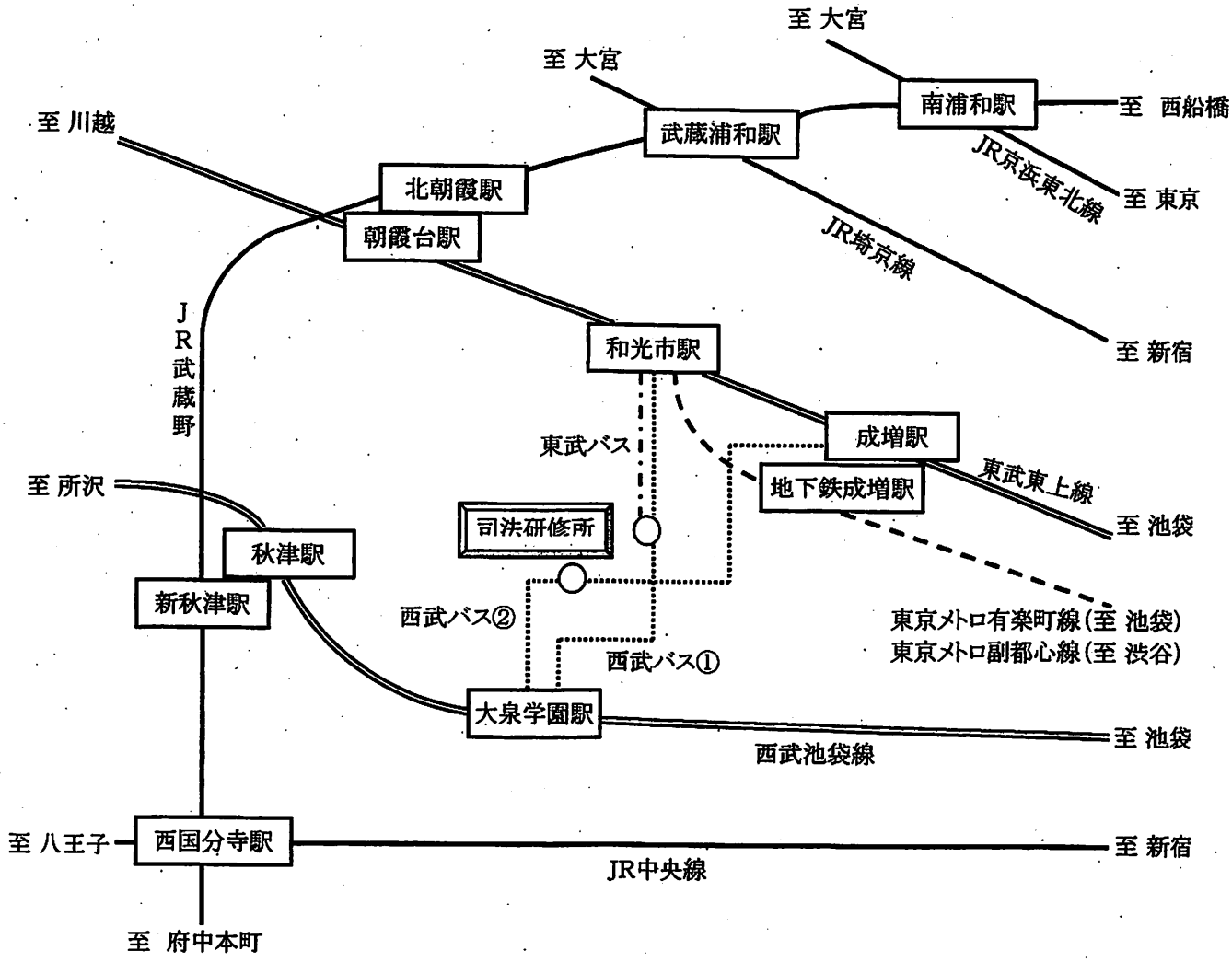
平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

日　程　表

月　日	時　間	実　施　内　容
〔第１回〕 ６月　３日（月） 〔第２回〕 ６月１０日（月）	１２：００ ～ １３：００	受付（本館１階エントランスホール） 〔到着確認，懇談会費・寮利用料金徴収手続等〕
	１３：００ ～ １３：４０	司法研修所長あいさつ 事務局説明 （中講堂）
	１３：５０ ～ １６：１５	分科協議 民事裁判（第５教室　西館２階） 刑事裁判（第６教室　西館２階） 検　　察（第７教室　西館２階） 弁　　護（第８教室　西館２階）
	１６：３０ ～ １７：００	総合協議（中講堂）
	１７：３０ ～ １８：５０	懇談会（図書館棟１階多目的ホール） ※ 希望者のみ

（別紙第４）

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】　　埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

池袋駅 ――〔東武東上線〕――→ 和光市駅 約16分(急行又は準急)
池袋駅 ――〔東京メトロ有楽町線〕――→ 和光市駅 約18分
渋谷駅 ――〔東京メトロ副都心線〕――→ 和光市駅 約35分(急行)
池袋駅 ――〔西武池袋線〕――→ 大泉学園駅　約15分(準急)
西国分寺駅 ――〔JR武蔵野線〕――→ 北朝霞駅 約19分
武蔵浦和駅 ――〔JR武蔵野線〕――→ 北朝霞駅 約8分
南浦和駅 ――〔JR武蔵野線〕――→ 北朝霞駅 約10分
朝霞台駅 ――〔東武東上線〕――→ 和光市駅 約6分

・バス

和光市駅 ――〔東武バス 司法研修所循環〕――→ 司法研修所　約10分
和光市駅 ――〔西武バス① 大泉学園駅行き〕――→ 司法研修所　約10分
(和光市駅 ――― 徒歩 ―――→ 司法研修所　約25分(約2㎞))
大泉学園駅 ――〔西武バス① 和光市駅南口行き〕――→ 司法研修所　約12分
大泉学園駅 ――〔西武バス② 成増駅行き〕――→ 司法研修所　約15分

（別紙第５）

バス運行時刻表（最寄り駅から司法研修所まで）【平日】

【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1　和光市駅南口発（東武東上線，東京メトロ有楽町線，副都心線）

(1) 東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車，バス停「司法研修所入口」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口
行先	「司法研修所循環」又は「二軒新田」
時	平　日
6	23　35　45　56
7	05　12　22　35　43　50　56
8	03　10　17　22　27　35　43　49　54
9	01　06　12　*17　*23　27　*33　41　54
10	*05　22　37　*47　53
11	03　13　25　40　53
12	10　23　*40　54
13	10　25　40　55
14	09　25　*35　40　55
15	10　19　31　*43　50　*57
16	04　17　31　45　54
17	02　11　16　22　28　34　42　48　55
18	00　07　*14　18　24　30　34　*37　43　50
19	00　13　*22　30　*40　51
20	*01　09　22　38　49
21	02　13　27　41　56
22	10　22　35　47　*58
23	*11
*印：二軒新田行き	

(2) 西武バス「大泉学園駅行き」又は「長久保行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口
行先	「大泉学園駅北口」又は「長久保」
時	平　日
6	26　43　58
7	13　*20　29　42　55
8	*05　10　22　*35　47　*55
9	09　24　45　*52
10	02　13　28　59
11	15　30　54
12	19　37　*57
13	12　*25　42　59
14	09　20　30　40
15	00　20　45
16	10　*30　40　*50　59
17	10　22　33　43　55
18	04　15　26　*35　40　50
19	*00　11　*20　29　40　50
20	00　10　20　30　40　50
21	00　20　40
22	00　20　40
23	00
*印：長久保行き	

2　大泉学園駅北口発（西武池袋線）

(1) 西武バス「和光市駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約12分）

発	大泉学園駅北口
行先	和光市駅南口
時	平　日
5	
6	00　16　30　45
7	00　13　26　39　52
8	05　18　33　48
9	08　33　57
10	20　45　59
11	19　39　59
12	15　34　51
13	05　30　50
14	10　30　51
15	11　34　55
16	10　21　31　42　52
17	02　15　25　35　51
18	05　16　26　36　47　56
19	05　16　30　45
20	02　22　45
21	12　30　49
22	12　34

(2) 西武バス「成増駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約15分）

発	大泉学園駅北口
行先	成増駅南口
時	平　日
5	55
6	05　15　25　35　45　56
7	10　21　32　43　53
8	05　16　28　45
9	00　18　40
10	02　22　40　58
11	18　38　58
12	13　28　43
13	01　21　40　59
14	19　39　56
15	13　33　53
16	13　30　50
17	09　29　49
18	09　29　48
19	07　27　47
20	07　27　46
21	05　24　46
22	09

バス運行時刻表（最寄り駅から司法研修所まで）　【土曜・日曜・祝日】

【注意】特別ダイヤで運行している場合があります。

1　和光市駅南口発（東武東上線，東京メトロ有楽町線，副都心線）

(1)　東武バス「司法研修所循環」又は「二軒新田行き」に乗車，バス停「司法研修所入口」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口					
行先	「司法研修所循環」又は「二軒新田」					
時	土曜・日曜・祝日					
6	43	55				
7	07	16	26	35	44	56
8	04	13	*22	32	43	53
9	03	14	28	*34	*47	56
10	10	24	40	*54		
11	08	19	31	*40	49	
12	04	18	31	40	54	
13	09	17	27	40	48	
14	00	17	32	47		
15	00	*04	17	31	42	*51
16	02	17	31	47		
17	03	13	26	*34	44	56
18	09	19	27	37	45	56
19	*02	11	19	30	*39	49
20	04	*19	33	48		
21	03	18	33	48		
22	03	17	*26	*42		
23						
*印：二軒新田行き						

(2)　西武バス「大泉学園駅北口行き」又は「長久保行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車

（所要時間　約10分）

発	和光市駅南口					
行先	「大泉学園駅北口」又は「長久保」					
時	土曜・日曜・祝日					
6	45					
7	09	*13	30	49		
8	05	*12	22	39	55	
9	*08	10	34	56		
10	*03	16	32	47	59	
11	*05	14	30	46		
12	04	*20	24	42		
13	00	*13	21	42		
14	06	*14	30	48		
15	07	*15	30	50	*55	
16	09	30	*41	47		
17	05	*15	23	38	56	
18	14	*15	35	52		
19	10	*20	27	47		
20	07	33	51			
21	06	21	41			
22	08	37				
23						
*印：長久保行き						

2　大泉学園駅北口発（西武池袋線）

(1)　西武バス「和光市駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約12分）

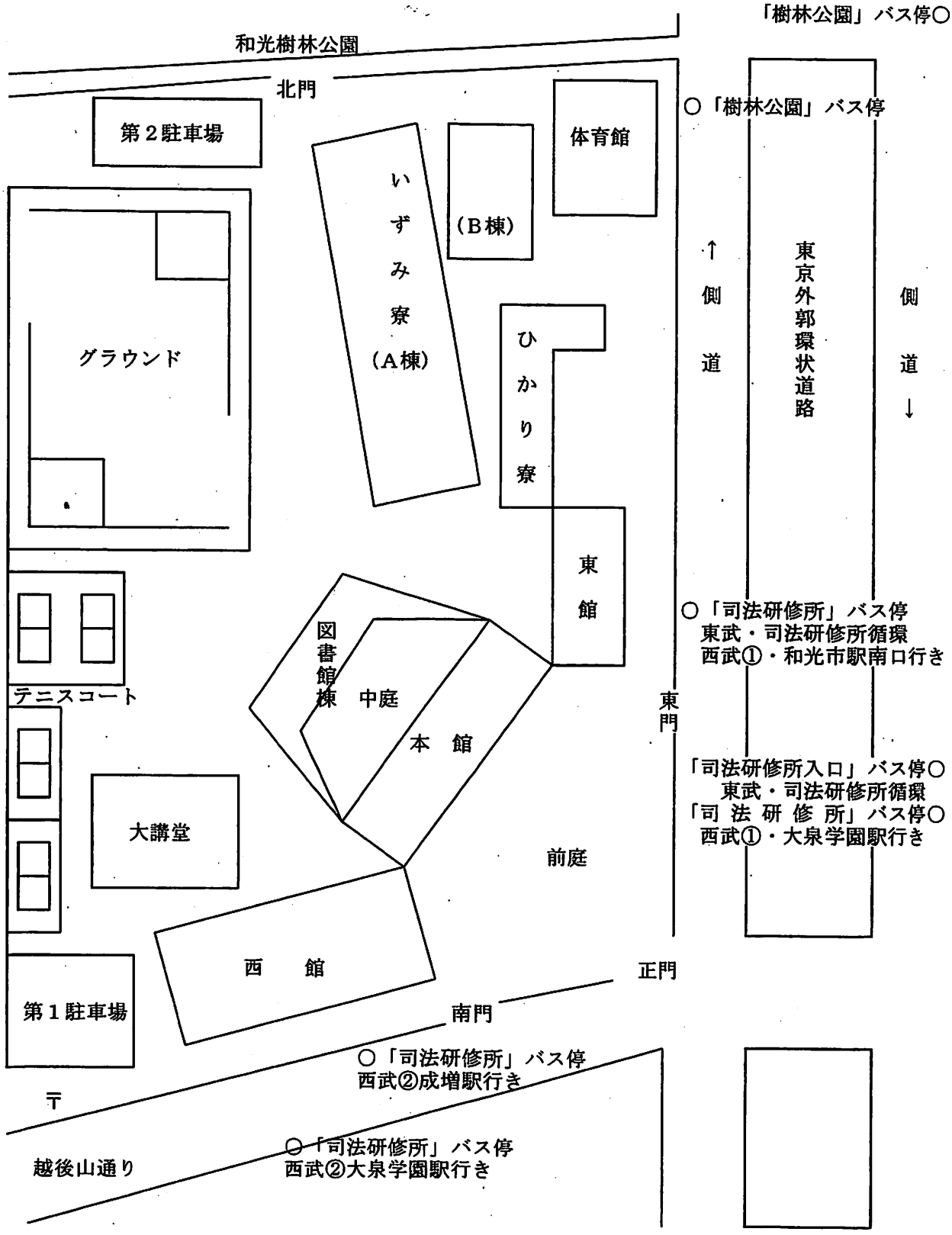
発	大泉学園駅北口			
行先	和光市駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5				
6	13	29	43	
7	01	14	29	43
8	04	24	40	55
9	12	25	41	56
10	10	30	46	
11	05	25	45	
12	01	20	45	
13	05	31	45	
14	05	25	45	
15	03	21	39	55
16	12	30	47	
17	05	21	45	
18	00	30	50	
19	10	30	59	
20	20	40		
21	10	40		
22	10			

(2)　西武バス「成増駅南口行き」に乗車，バス停「司法研修所」にて下車　（所要時間　約15分）

発	大泉学園駅北口			
行先	成増駅南口			
時	土曜・日曜・祝日			
5	55			
6	10	25	40	55
7	10	25	40	55
8	13	32	44	59
9	17	35	49	
10	05	20	40	55
11	10	28	44	
12	05	25	44	
13	05	25	43	
14	10	25	46	
15	05	27	47	
16	07	27	47	
17	05	20	35	50
18	06	22	45	
19	01	21	41	
20	05	28	55	
21	18	42		
22	09			

（別紙第６）

司　法　研　修　所　配　置　図



（別紙第７）

司法研修所いずみ寮の利用について

１　入寮について

入寮受付は，協議会前日は午後３時から午後７時まで，協議会当日は午後零時からいずれもいずみ寮事務室で行います（入寮方法は，該当する協議員に後日お知らせします。）。

２　寮室について

(1)　司法研修所いずみ寮の寮室の割当ては，司法研修所が行います。

寮室番号は，入寮時にお知らせします。

(2)　寮室は，バス，トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ，石鹸，シャンプーリンス，タオル）及びバスタオルは用意してありますが，それ以外のものについては，各自で用意してください。

なお，浴衣の用意はありませんので，各自で用意してください。

おって，下足箱に上履用のスリッパが入っていますので，履き替えてください。下足箱は，寮室番号と同一のものを使用してください。

３　利用料金について

１泊目の利用料金は，３，０３０円で，２泊目以降は，１泊６５０円が加算されます。

４　寮室備付け電話の使用について

(1)　寮室備付けの電話機は，着信のほか，内線又は外線として使用することができます。

(2)　発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は，電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入，使用及び精算の方法については，いずみ寮Ａ棟１階ロビーに備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3)　寮室の電話番号は，入寮日に通知します。

5　エアコンの使用について

エアコンは，２４時間使用できます。

6　自動販売機の利用について

１階ロビーに自動販売機コーナーがあります。

7　緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には，寮室備付けの電話機で[redacted]番又は[redacted]番を押してください。[redacted]に繋がりますので，その指示に従ってください。

8　食事について

朝食・昼食とも平日のみ利用可能です。詳しくは別紙第８「司法研修所食堂の利用について」を参照してください。

9　退寮について

退寮の際，使用したシーツ，バスマット，枕カバー及びバスタオルなどは，リネン室に入れてください。

退寮する時は，寮室の鍵を午前１０時までに寮事務室へ返還してください。

10　給湯について

各寮室に，洗面用又は入浴用として午前７時から翌日午前零時まで給湯します。

また，給湯室の湯沸器は２４時間利用できます。

11　門限について

門限は，午後１１時です。

12　司法研修所への入構について

平日は，正門（午前８時から午後６時３０分まで），東門（車出入口：午前８時から午後９時まで，歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。

なお，日曜日の入構は，北門を利用してください（バスで来られる場合は「樹林公園」バス停を利用してください。）。

13　喫煙について

寮室及び灰皿が設置されている場所（塵芥室外）以外での喫煙はできません。

14　その他

入寮に関して御不明の点がある場合は，当研修所事務局総務課寮務係（電話番号[redacted]）にお問い合わせください。

（別紙第８）

司法研修所食堂の利用について

１　朝食（平日のみ営業）

午前８時から午前９時３０分までの間，図書館棟２階の第２食堂を御利用いただけます。

利用代金は１食３００円となっております。

２　昼食（平日のみ営業）

午前１１時３０分から午後１時までの間，図書館棟２階の第２食堂を御利用いただけます。

利用代金はメニューにより異なりますが，１食３００円から５００円程度となっております。

３　その他

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は，当研修所事務局経理課管理係（電話番号[redacted]）にお問い合わせください。

（別紙第９－１）

平成２５年　　月　　日

司法研修所事務局総務課庶務係　御中
（ＦＡＸ番号 [redacted] ）

（庁 会 名）
（自宅住所）
※　旅費支給手続に必要ですので，必ず記載してください。
〒

（氏　　名）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第１回）における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については，下記のとおりです。

記

1　６月２日（日）の宿泊施設として，いずみ寮を

□ 利用し，６月３日（月）の朝食は
　□ 食堂を利用する。
　□ 食堂を利用しない。

※　入寮受付は15:00～19:00です。
※　６月２日（日）入寮希望者のみ必ず記載
　①　到着予定時刻（　　時　　分頃）
　②　携帯電話番号（　　－　　－　　）
※　６月２日（日）は，終日食堂を利用できません。

□ 利用しない。
　□ いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□ 自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□ 宿泊しない。

2　６月３日（月）の宿泊施設として，いずみ寮を

□ 利用し，６月４日（火）の朝食は
　※　入寮受付は12:00～です。
　□ 食堂を利用する。
　□ 食堂を利用しない。

□ 利用しない。
　□ いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□ 自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□ 宿泊しない。

（別紙第９－１）

3　６月３日（月）の昼食は
- □　食堂を利用する予定である。
- □　食堂を利用する予定はない。

4　６月３日（月）の懇談会に
- □　出席する。
- □　出席しない。

5　交通機関の利用について

□　新幹線（特急）を
- □　往復
- □　往路のみ
- □　復路のみ

利用し，

グリーン車を
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

なお，（　　）号を
↑
※のぞみ等記入
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

□　航空機を利用する（□ 往復利用　□ 往路のみ　□ 復路のみ）。
※証明書類を添付（実施要領参照）

6　パック旅行利用について
□　パック旅行を利用する　代金＿＿＿＿＿＿＿＿円
※証明書類を添付（実施要領参照）

（□食事なし　□朝食付　□夕食付　）

（注）①　該当する□内にレ印を付してください。
②　懇談会費（4,000円）及び寮の利用料金は，６月３日（月）の協議会受付において申し受けます（旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。）。食堂の利用代金は，食堂に直接お支払いいただくことになります。

（別紙第９－２）

平成２５年　　月　　日

司法研修所事務局総務課庶務係　御中
（ＦＡＸ番号 [redacted] ）

（庁 会 名）
（自宅住所）
※　旅費支給手続に必要ですので，必ず記載してください。
〒

（氏　　名）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第２回）における
いずみ寮の利用及び懇談会の出席等について（回答）

標記の利用等については，下記のとおりです。

記

１　６月９日（日）の宿泊施設として，いずみ寮を

□　利用し，６月１０日（月）の朝食は
　□　食堂を利用する。
　□　食堂を利用しない。

※　入寮受付は15:00～19:00です。
※　６月９日（日）入寮希望者のみ必ず記載
　①　到着予定時刻（　　時　　分頃）
　②　携帯電話番号（　　－　　－　　）
※　６月９日（日）は，終日食堂を利用できません。

□　利用しない。
　□　いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□　自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□　宿泊しない。

２　６月１０日（月）の宿泊施設として，いずみ寮を

□　利用し，６月１１日（火）の朝食は
※　入寮受付は12:00～です。
　□　食堂を利用する。
　□　食堂を利用しない。

□　利用しない。
　□　いずみ寮以外の宿泊施設を利用する。
　□　自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。
　（住所・市区町村名まで）
　［　　］
　□　宿泊しない。

（別紙第９－２）

3　６月１０日（月）の昼食は
- □　食堂を利用する予定である。
- □　食堂を利用する予定はない。

4　６月１０日（月）の懇談会に
- □　出席する。
- □　出席しない。

5　交通機関の利用について

□　新幹線（特急）を
- □　往復
- □　往路のみ
- □　復路のみ

利用し，

グリーン車を
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

なお，（　　）号を
↑
※のぞみ等記入
- □　往復利用する。
- □　往路のみ利用する。
- □　復路のみ利用する。
- □　利用しない。

□　航空機を利用する（□ 往復利用　□ 往路のみ　□ 復路のみ）。
※証明書類を添付（実施要領参照）

6　パック旅行利用について
□　パック旅行を利用する　代金＿＿＿＿＿＿＿＿円
※証明書類を添付（実施要領参照）

（□食事なし　□朝食付　□夕食付　）

（注）①　該当する□内にレ印を付してください。
②　懇談会費（4,000円）及び寮の利用料金は，６月１０日（月）の協議会受付において申し受けます（旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。）。
食堂の利用代金は，食堂に直接お支払いいただくことになります。

司研総第２２０号

平成２５年3月２６日

地方検察庁検事正　殿（東京を除く。）

弁 護 士 会 会 長　殿（在京弁護士会を除く。）

司法研修所長　安　井　久　治

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

（通知）

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため，標記の協議会を別添の「実施要領」のとおり開催します。

ついては，出席者について，同実施要領別紙第１の「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」記載の人数を選定の上，別紙様式による回答書を４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください（送付書不要，ファクシミリ（[redacted]）可）。

なお，出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は，当研修所が行います。

司研総第２２２号

平成２５年３月２６日

東京弁護士会会長　殿

第一東京弁護士会会長　殿

第二東京弁護士会会長　殿

司法研修所長　安　井　久　治

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会の開催について

（通知）

司法修習生の修習指導上の諸問題について協議するため，標記の協議会を別添の「実施要領」のとおり開催します。

ついては，出席者について，同実施要領別紙第１の「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」記載の人数を選定の上，別紙様式による回答書を４月１２日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に送付してください（送付書不要，ファクシミリ（[redacted]）可）。

なお，出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は，当研修所が行います。

おって，貴会多摩支部に対する周知につき，よろしくお取り計らいください。

平成２５年６月 ３日（月）　開催

平成２５年度

司法修習生指導担当者協議会（第１回）出席者名簿

※　外字を含む氏名の方につき，一般的な漢字の表記にさせていただきました。御了承ください。

司法研修所

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
東京地方裁判所	判事	民事	甲斐哲彦	カイ テツヒコ	[redacted]期
〃	〃	民事	木納敏和	キノウ トシカズ	[redacted]期
〃	〃	刑事	大熊一之	オオクマ カズユキ	[redacted]期
〃	〃	刑事	田村政喜	タムラ マサキ	[redacted]期
東京地方裁判所立川支部	〃	民事	三村晶子	ミムラ アキコ	[redacted]期
〃	〃	刑事	林正彦	ハヤシ マサヒコ	[redacted]期
東京地方検察庁	検事		古賀栄美	コガ エミ	[redacted]期
〃	〃		岡田和人	オカダ カズト	[redacted]期
東京地方検察庁立川支部	〃		大津由香	オオツ ユカ	[redacted]期
東京弁護士会	弁護士		志賀剛一	シガ コウイチ	[redacted]期
第一東京弁護士会	〃		安部祐志	アベ ユウジ	[redacted]期
第二東京弁護士会	〃		三森仁	ミツモリ サトル	[redacted]期
東京三弁護士会多摩支部	〃		竹村淳	タケムラ ジュン	[redacted]期
横浜地方裁判所	判事	民事	秋吉仁美	アキヨシ ヒトミ	[redacted]期
〃	〃	刑事	奥山豪	オクヤマ タケシ	[redacted]期
横浜地方検察庁	検事		髙橋健	タカハシ ケン	[redacted]期
横浜弁護士会	弁護士		髙岡俊之	タカオカ トシユキ	[redacted]期
さいたま地方裁判所	判事	民事	窪木稔	クボキ ミノル	[redacted]期
〃	〃	刑事	杉山愼治	スギヤマ シンジ	[redacted]期
さいたま地方検察庁	検事		和泉久美子	イズミ クミコ	[redacted]期
埼玉弁護士会	弁護士		蔭山好信	カゲヤマ ヨシノブ	[redacted]期
千葉地方裁判所	判事	民事	松並重雄	マツナミ シゲオ	[redacted]期
〃	〃	刑事	金子武志	カネコ タケシ	[redacted]期
千葉地方検察庁	検事		髙田浩	タカダ ヒロシ	[redacted]期
千葉県弁護士会	弁護士		橋本拓朗	ハシモト タクロウ	[redacted]期
水戸地方裁判所	判事	民事	脇博人	ワキ ヒロト	[redacted]期
〃	〃	刑事	根本渉	ネモト ワタル	[redacted]期
水戸地方検察庁	検事		武田純一	タケダ ジュンイチ	[redacted]期
茨城県弁護士会	弁護士		木島千華夫	キジマ チカオ	[redacted]期
宇都宮地方裁判所	判事	民事	端二三彦	ハタ フミヒコ	[redacted]期
〃	〃	刑事	松原里美	マツバラ サトミ	[redacted]期
宇都宮地方検察庁	検事		長谷川保	ハセガワ タモツ	[redacted]期
栃木県弁護士会	弁護士		田島二三夫	タジマ フミオ	[redacted]期
前橋地方裁判所	判事	民事	大野和明	オオノ カズアキ	[redacted]期
〃	〃	刑事	髙山光明	タカヤマ ミツアキ	[redacted]期
前橋地方検察庁	検事		若林美賀子	ワカバヤシ ミカコ	[redacted]期
群馬弁護士会	弁護士		小暮清人	コグレ キヨト	[redacted]期
静岡地方裁判所	判事	民事	足立哲	アダチ アキラ	[redacted]期
〃	〃	刑事	村山浩昭	ムラヤマ ヒロアキ	[redacted]期
静岡地方検察庁	検事		笹川修一	ササガワ シュウイチ	[redacted]期
静岡県弁護士会	弁護士		洞江秀	ドウコウ ヒデ	[redacted]期
甲府地方裁判所	判事	民事	佐久間政和	サクマ マサカズ	[redacted]期
〃	〃	刑事	菱田泰信	ヒシタ ヤスノブ	[redacted]期
甲府地方検察庁	検事		葛西敬一	カサイ ケイイチ	[redacted]期
山梨県弁護士会	弁護士		小澤義彦	オザワ ヨシヒコ	[redacted]期
長野地方裁判所	判事	民事	石原寿記	イシハラ ヒサノリ	[redacted]期
〃	〃	刑事	深見玲子	フカミ レイコ	[redacted]期
長野地方検察庁	検事		山本幸博	ヤマモト ユキヒロ	[redacted]期
長野県弁護士会	弁護士		柳澤修嗣	ヤナギサワ シュウジ	[redacted]期

新潟地方裁判所	判事	民事	大竹優子	オオタケ ユウコ	[redacted]期
〃	〃	刑事	藤井俊郎	フジイ トシロウ	期
新潟地方検察庁	検事		近藤真史	コンドウ マサフミ	期
新潟県弁護士会	弁護士		三部正歳	ミナベ マサトシ	期
名古屋地方裁判所	判事	民事	上田哲	ウエダ サトシ	期
〃	〃	刑事	入江猛	イリエ タケシ	期
名古屋地方検察庁	検事		荒木真人	アラキ マヒト	期
愛知県弁護士会	弁護士		矢崎信也	ヤザキ ノブヤ	期
岐阜地方裁判所	判事	民事	鈴木正弘	スズキ マサヒロ	期
〃	〃	刑事	大西直樹	オオニシ ナオキ	期
岐阜地方検察庁	検事		田澤博司	タザワ ヒロシ	期
岐阜県弁護士会	弁護士		竹中雅史	タケナカ マサシ	期
金沢地方裁判所	判事	民事	源孝治	ミナモト タカハル	期
〃	〃	刑事	手﨑政人	テサキ マサト	期
金沢地方検察庁	検事		金山陽一	カナヤマ ヨウイチ	期
金沢弁護士会	弁護士		西徹夫	ニシ テツオ	期
富山地方裁判所	判事	民事	阿多麻子	アタ アサコ	期
〃	〃	刑事	田中聖浩	タナカ キヨヒロ	期
富山地方検察庁	検事		井上一朗	イノウエ イチロウ	期
富山県弁護士会	弁護士		深水信行	フカミズ ノブユキ	期
仙台地方裁判所	判事	民事	山田真紀	ヤマダ マキ	期
〃	〃	刑事	渡邉英敬	ワタナベ ヒデタカ	期
仙台地方検察庁	検事		山根薫	ヤマネ カオル	期
仙台弁護士会	弁護士		官澤里美	カンザワ サトミ	期
福島地方裁判所	判事	民事	潮見直之	シオミ ナオユキ	期
〃	〃	刑事	中島真一郎	ナカジマ シンイチロウ	期
福島地方検察庁	検事		渡邊ゆり	ワタナベ ユリ	期
福島県弁護士会	弁護士		荒木貢	アラキ ミツギ	期
山形地方裁判所	判事	民事	石垣陽介	イシガキ ヨウスケ	期
〃	〃	刑事	矢数昌雄	ヤス マサオ	期
山形地方検察庁	検事		山中一弘	ヤマナカ カズヒロ	期
山形県弁護士会	弁護士		向田敏	ムカイダ サトシ	期
盛岡地方裁判所	判事	民事	貝原信之	カイハラ ノブユキ	期
〃	〃	刑事	岡田健彦	オカダ タケヒコ	期
盛岡地方検察庁	検事		小島直久	コジマ ナオヒサ	期
岩手弁護士会	弁護士		石川哲	イシカワ サトシ	期
秋田地方裁判所	判事	民事	棚橋哲夫	タナハシ テツオ	期
〃	〃	刑事	福士利博	フクシ トシヒロ	期
秋田地方検察庁	検事		森正史	モリ マサシ	期
秋田弁護士会	弁護士		伊勢昌弘	イセ マサヒロ	期
青森地方裁判所	判事	民事	浦野真美子	ウラノ マミコ	期
〃	〃	刑事	武田正	タケダ タダシ	期
青森地方検察庁	検事		加藤雄三	カトウ ユウゾウ	期
青森県弁護士会	弁護士		岩谷直子	イワヤ ナオコ	期
札幌地方裁判所	判事	民事	本間健裕	ホンマ ケンユウ	期
〃	〃	刑事	加藤学	カトウ マナブ	期
札幌地方検察庁	検事		伊藤秀道	イトウ ヒデミチ	期
札幌弁護士会	弁護士		舛田雅彦	マスダ マサヒコ	期

函館地方裁判所	判事	民事	鈴木尚久	スズキ ナオヒサ	[redacted]期
〃	〃	刑事	小林正樹	コバヤシ マサキ	[redacted]期
函館地方検察庁	検事		田中知子	タナカ トモコ	[redacted]期
函館弁護士会	弁護士		植松直	ウエマツ スナオ	[redacted]期
旭川地方裁判所	判事	民事	田口治美	タグチ ハルミ	[redacted]期
〃	〃	刑事	二宮信吾	ニノミヤ シンゴ	[redacted]期
旭川地方検察庁	検事		大野一樹	オオノ カズシゲ	[redacted]期
旭川弁護士会	弁護士		辻本純成	ツジモト ジュンセイ	[redacted]期
釧路地方裁判所	判事	民事	河本晶子	カワモト アキコ	[redacted]期
〃	〃	刑事	中川正隆	ナカガワ マサタカ	[redacted]期
釧路地方検察庁	検事		加藤匡倫	カトウ マサトモ	[redacted]期
釧路弁護士会	弁護士		簑島弘幸	ミノシマ ヒロユキ	[redacted]期

参列者

日本弁護士連合会 (東京弁護士会)	日弁連司法修習 委員会委員	山口孝司	ヤマグチ コウシ	[redacted]期

司法研修所

所長		安井久治	ヤスイ ヒサハル	
教官（判事）	民事裁判担当	村田渉	ムラタ ワタル	
〃	〃	竹内努	タケウチ ツトム	
〃	刑事裁判担当	中里智美	ナカザト トモミ	
〃	〃	吉井隆平	ヨシイ タカヒラ	
教官（検事）	検察担当	小山紀昭	コヤマ ノリアキ	
〃	〃	山口英幸	ヤマグチ ヒデユキ	
教官（弁護士）	民事弁護担当	出縄正人	デナワ マサト	
〃	〃	鷹取信哉	タカトリ ノブヤ	
〃	刑事弁護担当	木村哲司	キムラ テツジ	
〃	〃	二関辰郎	ニノセキ タツオ	
事務局長		吉崎佳弥	ヨシザキ ヨシヤ	
事務局次長		廣瀬一秀	ヒロセ カズヒデ	
事務局所付		牧野宇周	マキノ ウシュウ	

平成２５年６月 １０日（月）開催

平成２５年度

司法修習生指導担当者協議会（第２回）出席者名簿

※　外字を含む氏名の方につき，一般的な漢字の表記にさせていただきました。御了承ください。

司法研修所

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
大阪地方裁判所	判事	民事	森純子	モリ ジュンコ	[redacted]期
〃	〃	刑事	齋藤正人	サイトウ マサト	期
大阪地方検察庁	検事		杉田裕幸	スギタ ヒロユキ	期
大阪弁護士会	弁護士		石田法子	イシダ ノリコ	期
京都地方裁判所	判事	民事	栂村明剛	ツガムラ アキヨシ	期
〃	〃	刑事	市川太志	イチカワ フトシ	期
京都地方検察庁	検事		藤田信宏	フジタ ノブヒロ	期
京都弁護士会	弁護士		李載浩	イ チェーホ	期
神戸地方裁判所	判事	民事	植屋伸一	ウエヤ シンイチ	期
〃	〃	刑事	宮崎英一	ミヤザキ エイイチ	期
神戸地方検察庁	検事		仁田裕也	ニッタ ヒロヤ	期
兵庫県弁護士会	弁護士		浅田修宏	アサダ ノブヒロ	期
奈良地方裁判所	判事	民事	牧賢二	マキ ケンジ	期
〃	〃	刑事	柴田厚司	シバタ アツシ	期
奈良地方検察庁	検事		小原浩司	コハラ コウシ	期
奈良弁護士会	弁護士		福井英之	フクイ ヒデユキ	期
大津地方裁判所	判事	民事	長谷部幸弥	ハセベ サチヤ	期
〃	〃	刑事	飯島健太郎	イイジマ ケンタロウ	期
大津地方検察庁	検事		立石英生	タテイシ ヒデキ	期
滋賀弁護士会	弁護士		川瀬新也	カワセ シンヤ	期
和歌山地方裁判所	判事	民事	橋本眞一	ハシモト シンイチ	期
〃	〃	刑事	浅見健次郎	アサミ ケンジロウ	期
和歌山地方検察庁	検事		金木秀文	カネキ ヒデフミ	期
和歌山弁護士会	弁護士		小野原聡史	オノハラ サトシ	期
津地方裁判所	判事	民事	戸田彰子	トダ アキコ	期
〃	〃	刑事	岩井隆義	イワイ タカヨシ	期
津地方検察庁	検事		柴田真	シバタ シン	期
三重弁護士会	弁護士		板垣謙太郎	イタガキ ケンタロウ	期
福井地方裁判所	判事	民事	樋口英明	ヒグチ ヒデアキ	期
〃	〃	刑事	鵜飼祐充	ウカイ ヒロミツ	期
福井地方検察庁	検事		橋本修明	ハシモト ノブアキ	期
福井弁護士会	弁護士		内上和博	ウチカミ カズヒロ	期
広島地方裁判所	判事	民事	梅本圭一郎	ウメモト ケイイチロウ	期
〃	〃	刑事	伊藤寿	イトウ ヒサシ	期
広島地方検察庁	検事		坂本順彦	サカモト ノブヒコ	期
広島弁護士会	弁護士		水中誠三	ミズナカ セイゾウ	期
山口地方裁判所	判事	民事	山本善彦	ヤマモト ヨシヒコ	期
〃	〃	刑事	長倉哲夫	ナガクラ テツオ	期
山口地方検察庁	検事		石塚隆雄	イシヅカ タカオ	期
山口県弁護士会	弁護士		作良昭夫	サクラ アキオ	期
岡山地方裁判所	判事	民事	古田孝夫	フルタ タカオ	期
〃	〃	刑事	森岡孝介	モリオカ コウスケ	期
岡山地方検察庁	検事		樋口正行	ヒグチ マサユキ	期
岡山弁護士会	弁護士		吉岡康祐	ヨシオカ コウスケ	期
鳥取地方裁判所	判事	民事	大島雅弘	オオシマ マサヒロ	期
〃	〃	刑事	野口卓志	ノグチ タクシ	期
鳥取地方検察庁	検事		宮地佐都季	ミヤジ サツキ	期
鳥取県弁護士会	弁護士		松本啓介	マツモト ケイスケ	期

松江地方裁判所	判事	民事	河村浩	カワムラ ヒロシ	[redacted]期
〃	〃	刑事	横山泰造	ヨコヤマ タイゾウ	期
松江地方検察庁	検事		伊藤文規	イトウ フミノリ	期
島根県弁護士会	弁護士		安藤有理	アンドウ アリミチ	期
福岡地方裁判所	判事	民事	山口浩司	ヤマグチ コウジ	期
〃	〃	刑事	松藤和博	マツフジ カズヒロ	期
福岡地方検察庁	検事		秋山仁美	アキヤマ ヒトミ	期
福岡県弁護士会	弁護士		井上正義	イノウエ マサヨシ	期
佐賀地方裁判所	判事	民事	波多江真史	ハタエ マサシ	期
〃	判事	刑事	岩田光生	イワタ ミツオ	期
佐賀地方検察庁	検事		森永太郎	モリナガ タロウ	期
佐賀県弁護士会	弁護士		松尾弘志	マツオ ヒロシ	期
長崎地方裁判所	判事	民事	井田宏	イダ ヒロシ	期
〃	〃	刑事	重富朗	シゲトミ アキラ	期
長崎地方検察庁	検事		藤野晃俊	フジノ アキトシ	期
長崎県弁護士会	弁護士		中西祥之	ナカニシ ヨシユキ	期
大分地方裁判所	判事	民事	中平健	ナカダイラ ケン	期
〃	〃	刑事	真鍋秀永	マナベ ヒデナガ	期
大分地方検察庁	検事		田中宏明	タナカ ヒロアキ	期
大分県弁護士会	弁護士		生野裕一	ショウノ ユウイチ	期
熊本地方裁判所	判事	民事	中村心	ナカムラ ココロ	期
〃	〃	刑事	松尾嘉倫	マツオ ヨシミチ	期
熊本地方検察庁	検事		久保浩	クボ ヒロシ	期
熊本県弁護士会	弁護士		大村豊	オオムラ ユタカ	期
鹿児島地方裁判所	判事	民事	吉村真幸	ヨシムラ サネユキ	期
〃	〃	刑事	中牟田博章	ナカムタ ヒロアキ	期
鹿児島地方検察庁	検事		廣田能英	ヒロタ ヨシヒデ	期
鹿児島県弁護士会	弁護士		原田喜之	ハラダ ヨシユキ	期
宮崎地方裁判所	判事	民事	内藤裕之	ナイトウ ヒロユキ	期
〃	〃	刑事	瀧岡俊文	タキオカ トシフミ	期
宮崎地方検察庁	検事		加藤直人	カトウ ナオト	期
宮崎県弁護士会	弁護士		近藤日出夫	コンドウ ヒデオ	期
那覇地方裁判所	判事	民事	鈴木博	スズキ ヒロシ	期
〃	〃	刑事	鈴嶋晋一	スズシマ シンイチ	期
那覇地方検察庁	検事		阪井光平	サカイ コウヘイ	期
沖縄弁護士会	弁護士		池田修	イケダ オサム	期
高松地方裁判所	判事	民事	福田修久	フクダ ノブヒサ	期
〃	〃	刑事	下津健司	シモツ ケンジ	期
高松地方検察庁	検事		牧野展久	マキノ ノブヒサ	期
香川県弁護士会	弁護士		白井一郎	シライ イチロウ	期
徳島地方裁判所	判事	民事	黒田豊	クロダ ユタカ	期
〃	〃	刑事	吉井広幸	ヨシイ ヒロユキ	期
徳島地方検察庁	検事		田代英明	タシロ ヒデアキ	期
徳島弁護士会	弁護士		竹原大輔	タケハラ ダイスケ	期
高知地方裁判所	判事	民事	松田典浩	マツダ ノリヒロ	期
〃	〃	刑事	武田義徳	タケダ ヨシノリ	期
高知地方検察庁	検事		橋本晋	ハシモト シン	期
高知弁護士会	弁護士		稲田良吉	イナダ リョウキチ	期

松山地方裁判所	判事	民事	森實将人	モリザネ マサト	[redacted]期
〃	〃	刑事	足立勉	アダチ ベン	[redacted]期
松山地方検察庁	検事		川越弘毅	カワゴシ ヒロトシ	[redacted]期
愛媛弁護士会	弁護士		田所邦彦	タドコロ クニヒコ	[redacted]期

参列者

日本弁護士連合会 (東京弁護士会)	日弁連司法修習 委員会委員	山口孝司	ヤマグチ コウシ	[redacted]期

司法研修所

所長		安井久治	ヤスイ ヒサハル	
教官（判事）	民事裁判担当	村田渉	ムラタ ワタル	
〃	〃	竹内努	タケウチ ツトム	
〃	刑事裁判担当	中里智美	ナカザト トモミ	
〃	〃	吉井隆平	ヨシイ タカヒラ	
教官（検事）	検察担当	小山紀昭	コヤマ ノリアキ	
〃	〃	山口英幸	ヤマグチ ヒデユキ	
教官（弁護士）	民事弁護担当	出縄正人	デナワ マサト	
〃	〃	鷹取信哉	タカトリ ノブヤ	
〃	刑事弁護担当	木村哲司	キムラ テツジ	
〃	〃	二関辰郎	ニノセキ タツオ	
事務局長		吉崎佳弥	ヨシザキ ヨシヤ	
事務局次長		廣瀬一秀	ヒロセ カズヒデ	
事務局所付		牧野宇周	マキノ ウシュウ	

資　料　目　録

（事務局長説明関係）

1　新第６５期集合修習Ａ班カリキュラムの概要
2　現行第６５期後期修習及び新第６５期集合修習Ｂ班カリキュラムの概要
3　第６６期Ａ班集合修習日程予定表
4　第６６期Ｂ班集合修習日程予定表
5　第６６期選択型実務修習全国プログラム集計
6　第６６期個別修習プログラムの実情
7　自己開拓プログラムの主な修習先（新第６５期）
8　第６７期修習日程
9　第６７期事務日程
10　全国プログラムの募集から決定まで（第６７期）
11　第６６期弁護導入講義及び出張講義の概要
12　裁判所法の一部を改正する法律
13　裁判所法の一部を改正する法律案に対する修正案
14　裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律案　新旧対照表
15　最高裁判所規則第十号（司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則）
16　司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部改正について
17　司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文
18　新第６５期司法修習生の貸与申請の状況（平成２３年１１月２８日現在）
19　新第６５期司法修習生の貸与申請の状況（平成２４年１２月１７日現在）
20　第６６期司法修習生の貸与申請の状況（平成２４年１１月２７日現在）
21　平成２４年９月２０日付各法科大学院の改善状況に係る調査結果
22　平成２５年１月１６日付各法科大学院の改善状況に係る調査結果
23　法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）
24　「法科大学院教育改善プラン」について
25　法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告
26　平成２５年司法試験の受験予定者
27　平成２４年司法試験受験状況（予備試験合格者）
28　平成２５年司法試験予備試験の出願状況について
29　裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
30　法曹養成制度検討会議等について

31　法曹養成制度検討会議構成員名簿
32　法曹養成制度検討会議検討予定
33　法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ
34　法科大学院制度の改善に関する具体的提言

以　上

（注）　上記資料は，平成２５年度司法修習生指導担当者協議会において使用いたしますので，事前に必ず御一読の上，同協議会に御持参いただきますようお願いいたします。

（資料１）

（平成２４・１２・２０）

新第６５期集合修習Ａ班カリキュラムの概要

司 法 研 修 所

はしがき

平成２３年度１１月期（新第６５期）司法修習生のうち，実務修習地が東京，立川，横浜，さいたま，千葉，大阪，京都，神戸，奈良，大津，和歌山である者（Ａ班）を対象とする集合修習のカリキュラムは，１４クラス編成で平成２４年８月３日に開始され，同年９月２１日に終了した（その後，各実務修習地等において選択型実務修習が実施された。）。

新第６５期Ａ班の集合修習のカリキュラムの概要は，この資料及び別添「平成２３年１１月期（新第６５期）司法修習生Ａ班集合修習日程予定表」のとおりである。

集合修習のカリキュラム策定に当たっては，法科大学院において修得した学識及び実務の基礎的素養等並びに分野別実務修習の成果を踏まえて「幅広い法曹の活動に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と思考方法」（司法修習生指導要綱（甲）第１章第１）を修得させる観点から，実務修習を補完し，修習生全員に，実務の標準的知識，技法の教育を受ける機会を与えるとともに，体系的で汎用性のある実務知識や技法を修得させることを旨としている（要綱（甲）第３章第１）。

このような趣旨を踏まえ，新第６５期Ａ班においても，修習記録を用いて修習生に文書を起案させ，討論，講評を行うことを指導の中心としつつ（同第４の１），従来の司法修習で要求していたような法律書面の全体を形式面も含めて起案させることにはこだわらず，より実質的に，書面の内容の根底をなす思考過程を明らかにさせることを重視する方法で出題がなされているほか，ロールプレイングも含めた民事・刑事の様々な講義，演習，問題研究や法曹倫理，国際人権等に関する演習，講演なども実施された。

なお，新第６５期司法修習生のうち，Ａ班以外の者（Ｂ班）を対象とする集合修習カリキュラムは１４クラス編成で実施された。これについても，後日適宜の時期に情報提供する予定である。

第１　民事関係科目

Ⅰ　民事裁判
　１　講義 …… 1
　２　起案 …… 1
　３　演習（争点整理） …… 3
Ⅱ　民事弁護
　１　講義 …… 6
　２　問題研究 …… 6
　３　起案 …… 7
　４　演習（立証活動） …… 8
Ⅲ　民事共通
　１　民事共通演習１から４まで …… 10
　２　民事共通問題研究（和解） …… 12
　３　民事共通講義（契約） …… 12

第２　刑事関係科目

Ⅰ　刑事裁判
　１　講義 …… 13
　２　起案 …… 13
　３　問題研究１及び２ …… 15
Ⅱ　検　　察
　１　講義 …… 17
　２　起案 …… 17
　３　問題研究（被害者保護） …… 19
Ⅲ　刑事弁護
　１　講義 …… 20
　２　起案 …… 20
　３　問題研究 …… 21
Ⅳ　刑事共通
　１　刑事共通演習１及び２ …… 23
　２　刑事共通問題研究 …… 24

第３　その他の共通科目等

Ⅰ　全科目共通 …… 25
Ⅱ　弁護共通 …… 25

第１　民事関係科目

Ⅰ　民事裁判

１　講義

(1)　講義１

集合修習の冒頭に，集合修習における民事裁判科目及び民事共通科目の修習内容を説明してその意義を理解させ，今後の学習方法に関する指導を行うことで集合修習への動機付けを行うとともに，事実認定に関し，分野別実務修習の成果を理論的・体系的に整理するという観点から，記録形式の資料を用いて，基礎的な考え方に関する講義を行うとともに，当該事案の結論や判断過程等に関する討論を行った。

(2)　民裁問題研究

修習記録を使用した事実認定起案への導入として，修習記録を使用し，判断の基礎となる重要な事実をどのような証拠から認定すべきか，認定した重要な事実を踏まえて結論に至る判断の過程をどのように考えるかについて検討させ，講評を行った。併せて，当該事案において問題となる，市街化調整区域における開発行為の規制についても説明し，より広い視野に立った事件の検討について，視点を提供した。

(3)　講義２

民事裁判修習の総括を行い，実務家になるに当たっての心構えなどを講義した。

２　起案

(1)　総説

民事裁判科目の起案においては，第５９期後期からは主張整理用と事実認定用の異なる事件の２冊の修習記録を同時に与え，所定の時間内で主張整理起案と事実認定起案を行わせてきたところであるが，新６５期集合修習（Ａ班）からは，主張整理及び事実認定に加えて法規範への当てはめや法的評価の視点も取り入れ，また，１つの事件を深く考察して事件全体を見通した上で紛争解決の在り方を考えるという観点から，起案１，２のいずれについても１冊の修習記録を与えて起案を実施した。

起案１の講評では，主張整理及び法規範への当てはめの問題を中心に解説した。主張整理については，要件事実に関する細かな知識の修得ではなく，実体法の基本的な知識，考え方を基に，実務における様々な事件に応用することができる法的思考力をかん養させることを主眼とした。また，事実認定及びその法規範への当てはめについては，争点である事実の認定の可否を検討した上，当該事実が法規範に当てはまる事実であるのかを考察させることを通じて，法的三段論法の中核である事実認定と法解釈とを総合的に考えさせる指導を行った。

起案２の講評では，主張整理について，当事者の主張に対する理解を確認するとともに，争点整理の動的な手続展開を意識した解説を行い，また，事実認定について，当事者の交渉過程等に関する多角的・背景的な分析を行うことを通じて，事実認定に関する基礎的能力を複雑な事例に応用する実践的な指導を行った。

また，起案１，２のいずれにおいても，現代社会の実相を反映した事案や事項を取り上げることで，より実践的な観点を意識させることに意を用いた。

(2) 起案１

ア 事案の概要

原告（Ｘ）が被告（Ｙ）から購入した土地区画整理事業の保留地（２筆）に廃材等が埋没していたことが隠れた瑕疵に当たるとして，売買契約の瑕疵担保責任に基づき土壌の入替費用等の損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

Ｙは，いずれの土地についても廃材等の埋没の事実を否認しつつ，①Ｘは本件各土地の近隣で長年会社を経営しており，本件各土地が従前は沼地でその後埋め立てられた状況を知っていたから瑕疵の存在を知らなかったことに過失がある，②土地の引渡しから１年間に限り瑕疵担保責任を負う旨の特約によりＹの瑕疵担保責任は消滅したと主張した。

Ｘは，①の主張に対し，Ｙの理事長がＸに対し，宅地造成をする際に土壌を入れ替えたと発言したことから安心して本件各土地を購入したもので過失はない，②の主張に対し，同理事長が上記のような発言をしたにもかかわらずＹが責任期間制限特約の効力を主張するのは信義則に違反すると主張した。

このように本件は，実務上よく見られる不動産取引の事案のうち，瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求を取り上げて，主張の基本的な構造の分析及び事実認定とともにその法規範への当てはめを検討させるものである。

イ 起案事項等

①訴訟物の記載，②請求原因や抗弁等に当たる当事者の主張の見出しと主張内容の要約の記載，③裁判所が被告に対して責任期間制限特約について求釈明をした理由の説明，④本件各土地につき民法５７０条所定の「隠れた瑕疵」があったか否かについて結論の記載と結論に至った理由の説明，⑤原告の請求の当否に関する結論の記載と結論に至った理由の説明，をそれぞれ求めた。

瑕疵担保責任の規定を通じて民法の基本的事項（要件・効果など）に関する正確な理解及びこれに基づく主張整理の在り方に関する理解度を確認し，また，動的な争点整理の視点から，実体法上の要件分析を前提に，責任期間制限特約に関する主張上の問題点について書証を踏まえて検討させた。更に，本件各土地につき民法５７０条の「隠れた瑕疵」の有無（該当性）を検討させることを通じて，本件の事実関係を踏まえた法的概念への当てはめを検討させ，その結果を論述させることで，事実認定能力，法解釈能力とともに，論理性及び思考力を総合的に問うこととした。

起案の講評では，単に結論を教えるのではなく，双方向・多方向の指導方法を取り入れ，修習生に活発に意見を述べさせながら，結論に至る理由やプロセスを考えさせることに重点を置いた。

(3) 起案２

ア 事案の概要

食品の仲介販売業者である原告（Ｘ）が食品製造・販売業者である被告（Ｙ）に対し，国内産桜海老２６トンを１キログラム当たり３２３０円で売ったとして，

売買契約に基づき，在庫２３トン分の代金及び遅延損害金の支払を求めた事案である。Ｘは，Ｙから２６トンの発注を受けて仕入れを始め，その後単価３２３０円と記載のある見積書をＹが了承することによって価格が合意されたと主張したのに対し，Ｙは，発注をしていないのにＸが発注を見込んで仕入れたにすぎず，その後の価格交渉もまとまらなかったとして売買契約の締結を否認した上，短期消滅時効（民法１７３条１号）の抗弁を主張した。

国内産桜海老は，漁期が限定されている上に漁獲量も天候等によって左右されることから，それを大量に確保するためには漁期の早い段階から計画的に仕入れる必要があり，また，漁期の初期には漁獲量が安定せず取引価格を決定することが困難であって，ＸＹ間の過去３回にわたる取引でも，結局のところＸの提示した代金額で取引がなされたという経緯があった。

このように，本件は，実務上よく見られる動産売買の事案のうち，数度にわたる交渉を経て徐々に法律関係を構築していくような契約事例を取り上げて，桜海老取引の特殊性や原被告間の従前取引における慣行などにも配慮しつつ，最終的に契約締結に至ったのか否かを検討させるものである。

イ　起案事項等

①訴訟物の記載，②遅延損害金請求について，裁判所がＸに対して検討を求めるべき事項の説明，③Ｙが消滅時効の主張を撤回した理由の説明，④ＸＹ間で桜海老の売買契約が締結された事実を認定することができるかについて，結論の記載及び結論に至った理由の説明，をそれぞれ求めた。

民法の基本的事項に関する正確な理解を確認する観点から，本件における遅延損害金請求の要件（民法５７５条２項）を分析させ，また，書証を踏まえた争点整理の重要性を認識させるとの観点から，消滅時効の抗弁に対する時効中断の再抗弁の可能性を検討させた。更に，本件売買契約の締結について，桜海老取引の特殊性や過去の取引における慣行などを踏まえて事実認定をさせることにより，事実関係を広くかつ多角的な視野で検討する能力のかん養を目指した。

起案の講評は，起案１の講評と同様に，双方向・多方向の指導方法を取り入れるとともに，班別討議を行わせるなどして，修習生に活発に意見を述べさせながら，結論に至る理由やプロセスを考えさせることに重点を置いた指導を行い，特に，修習生が事案を背景事情にまで踏み込んで多角的に分析することの必要性・重要性を認識し，汎用的・実践的な事実認定能力を修得することができるように意を用いた指導を行った。

3　演習（争点整理）

(1)　総説

新６５期集合修習から新しく設けられたカリキュラムである。実践的な争点整理は，訴訟の進行に応じて変動する主張や証拠に即してなされるべきものであり，本演習は，修習生に対してこのような争点整理の動的な部分を体験させるのが趣旨である。本演習では，瑕疵担保責任が問題となる建築訴訟を取り上げた。まず，第１回口頭弁論期日終了後，弁論準備手続期日が指定され，双方から準備書面が提出さ

れた時点の記録（第１分冊）を配布して，事情も含めた事実や法的に不明確な主張を検討させ，争いのある事実を抽出するとともに，法的に構成し得ない主張や要件事実が不足する主張などを整理し，更にその時点の証拠から得られる暫定的な心証をも手がかりにして，今後の争点整理の方向性や立証の見通しを考えさせた。これらの点についての講評後，更に，第２回弁論準備手続期日が終了した段階の記録（第２分冊）を配布し，その段階での争点を検討させるとともに，提出されている主張と証拠の状況を踏まえ，専門委員の活用や現地進行協議期日の活用をも視野に入れてその後の進行を検討させた。また，和解を勧試するとした場合の考慮要素等を問い，当該訴訟の背景事情等も踏まえた解決の方向性や内容を検討させることで，事案に応じた適切な紛争解決能力をかん養することも目的としたものである。

(2) 事案の概要

原告（Ｘ）が，被告（Ｙ）に対し，Ｙから発注を受けたＹ宅のリフォーム工事及び耐震補強工事を完成させたとして，請負契約に基づき報酬の支払を請求した事案である。

Ｙは，Ｘには基礎の耐震補強工事も依頼していたとして請負契約の内容を否認するとともに，Ｘの施工した工事には不具合・未施工があるから仕事は完成していないとしてこれを否認した。また，抗弁として，①瑕疵があるから請負契約を解除する，②瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権と請求債権とを相殺する，と主張した。

このように，本件は，建築をめぐる訴訟であり，専門的知見を要する訴訟類型であることから，請負契約や瑕疵担保責任に関する正確な理解とともに，木造建築の構造や工法に関する一定程度の理解を要するものであり，争点整理を進めるにあたっては，専門的知見の利用も視野に入れて考えることが必要な内容となっている(ただし，必要な情報の多くは記録中に記載されている。）。

(3) 演習内容等

演習内容は，訴訟の進行に応じて２段階に分かれる。まず，第１段階は，修習記録の第１分冊に基づいて，①本件訴訟の訴訟物を検討する，②請求原因を整理して，そのうち請負契約の内容に関して争いがあるのか否かを確定するとともに立証の見通しを検討し，仕事の完成の意味を考察することを通じて，同事実に争いがあるのか否かを確定する，③解除の主張が民法の要件を満たしているのかを検討し，本件訴訟において解除を主張することの意味を撤回の当否を含めて検討する，④相殺の抗弁について，Ｙの主張する瑕疵の内容を確定し，そのうち争いのある事実を抽出するとともに，立証の見通し等を検討するというものである。次に，第２段階は，修習記録の第２分冊をも検討した上で，①これらの争点整理を経た結果，第２回弁論準備手続期日終了時点での争点は何かを確定する，②こうした争点整理の状況を踏まえ，専門的知見の利用等をも含めて今後の訴訟の進行について検討する，③本件訴訟について和解を勧試するとした場合に考慮すべき要素について検討するというものである。

演習の講評は，要件事実や訴訟手続の細かい知識を解説するのではなく，これらの検討過程を通じて，修習生が争点整理のダイナミズムを感じ，理解することができるように，主張や立証の状況によって争点がどのように変化するかという争点整

理のプロセスに重点を置いた指導を行い，また，争点整理に対する実務的な考え方や視点も織り交ぜながら実践的な指導を行った。このように，本カリキュラムは，実務家としての基礎的かつ実践的な思考力，状況に応じた問題解決能力のかん養を目的とするものであり，法曹としての実際の活動との架橋を意識したものである。

Ⅱ　民事弁護

1　講義

(1)　講義１（民事保全・民事執行）

ア　民事保全手続の概略（ビデオ教材視聴）

具体的な民事保全事件を映像化したビデオ教材を視聴させることにより，民事保全手続の具体的なイメージを持たせた。

ビデオ教材は，ある織物屋が卸問屋に反物を納入したところ，卸問屋が手形不渡りを出したため，織物屋が留保していた所有権に基づく動産引渡請求権を被保全権利として，納入した反物の占有移転禁止の仮処分を申し立て，執行官保管に至るまでの手続の流れを映像化したものである。

イ　両手続の概略的説明及び事例に基づく研究解説等

民事保全・民事執行はいずれも極めて実践的な分野であり，その手続の習熟及びスキルアップは実務家として必要不可欠である。そこで，両手続を概説し，実務上よく見受けられる事例を用いて研究させた。なお，民事事件において，保全，本案，執行は一連の手続の流れに位置づけられるものであるから，事例はいずれも民事保全及び民事執行を有機的に結びつけた設定とした。両手続を同一のカリキュラムにおいて一体的・統一的に教えることで，学修の効果を上げることを狙いとしたものである。

設問の内容は，①仮差押えの事案における事前調査方法，目的物の選択及び執行方法，保全異議，債権執行の方法並びに強制執行停止に関する実務的対応等，②建物無断転貸のケースにつき建物の明渡しを求める場合の保全手段において選択すべき保全命令及びその執行方法等，③所有者に無断で土地の所有権移転登記がなされていた事案において選択すべき保全命令及びその執行方法並びに起訴命令の申立て等の債務者側の対抗手段等を問うものである。

(2)　講義２（弁護士の職責と倫理）

法律実務家としての活動開始を目前にした修習生に，社会から負託された弁護士の職責，使命を再確認させ，弁護士活動における職務上の倫理の重要性を理解させることを目的とし，教官から実務法曹としての心構えについて指導した。なお，職責・倫理問題にアプローチする基本的な視座は，法曹を志す者全体に共通するものという意識を持たせるよう留意した。

2　問題研究

問題研究（準備書面）

(1)　実施内容

起案１，２の実施に先立ち，事案の法的な分析，事実や証拠の把握，分析に関する能力のかん養を図るとともに，法律文書の作成に関する一般的な留意事項，訴訟手続における最終準備書面の果たす役割等についての理解を深め，さらに，説得的な法律文書を作成するために必要な技法と思考方法を体得させることを目的として，修習記録を用いた最終準備書面起案を題材に問題研究，解説を行った。

(2) 事案の概要

原告が，被告に対して，所有権に基づき動産（花瓶）の引渡しを求め提訴し，被告（ただし提訴後被告は死亡し，相続人が承継）が，本件動産の承継取得及び即時取得を主張して争った事案である。

(3) 研究事項等

上記事案において，被告の立場から準備書面を起案させた。原告から被告に転々流通するまでに介在した関係者の処分授権の有無及び被告による即時取得の成否といった争点につき，これらを推認させる事情などを修習記録から的確に抽出し，被告の主張を説得的に論証することを求めた。これらを修習生に検討させた上，解説等を行った。

3 起案

(1) 起案1

ア 事案の概要

依頼者は，プールバーの経営を目的として，仲介業者の仲介により，売主から本件土地を1100万円で購入するとともに，仲介業者に対して本件土地上の建物の建築を発注したところ，本件土地が市街化調整区域内であり依頼者の意図していたプールバー施設の建築ができないことが判明した。このため依頼者が，売主に対して，売買契約を解除し，支払済みの売買代金1100万円の返還を求めた事案である。

イ 起案事項等

(ア) 事案分析報告書

上記事案につき，依頼者から提訴を依頼された弁護士という立場で，民事訴訟を提起する場合の法律構成や見通し等について分析した報告書を起案させた。分析事項は，本件請求をするにあたって考えられる法律構成及び適切と考えられる法律構成の選択と理由，事実認定上の争点，同争点に関する立証の見通し，並びに必要な立証活動等である。当該事案の事実関係と要件事実を念頭においた法律構成を意識しながら，確認すべき事実や証拠の過不足をチェックし，追加の事情聴取や調査・証拠収集を行い，依頼者のニーズと事案の解決に適した具体的な紛争解決手段の選択・分析を行うことは弁護士業務の基本である。具体的事案を通して，上記のような弁護士として必要不可欠なスキルのかん養を目的としたものである。

(イ) 訴状

上記事案の法的分析を踏まえて，訴状を起案させた。弁護士は，依頼者からの事情聴取，調査・証拠収集活動及び法的分析を経て，適切な紛争解決手段を選択し，依頼者の権利実現を図ることが求められる。本起案では，提訴を選択した場合を題材に，提訴に当たり検討すべき事項，訴状に記載すべき事項及び提出すべき証拠の取捨選択の視点，権利実現に向けた戦略等について，理解が深まるよう指導した。

(2) 起案2

ア　事案の概要

被告は，原告との間で，原告所有建物の一部を喫茶店として賃借し，併せて同建物敷地の隣接地を駐車場として使用貸借する旨の契約を締結した。その後，被告は，建物部分を借り増し，喫茶店と炉端焼店に，さらには，全面的に炉端焼店に改装して，営業を行った。そこで，原告は，建物部分について用法遵守義務違反・無断増改築を理由とする賃貸借契約解除による明渡しを，駐車場部分について使用貸借契約の期間満了による明渡しを，それぞれ求めて訴えを提起した。

イ　起案事項等

(ア)　（最終）準備書面

具体的事案を通して，法的問題の解決に必要な技法や思考方法，説得的な法律文書の作成方法といった法律家に共通して必要となるスキルを体得させることを目的として，被告最終準備書面を題材とする起案をさせた。

建物部分については用法遵守義務違反に基づく解除の効力（信頼関係不破壊の評価根拠事実）につき，また，駐車場部分についてはその貸借関係の法的性質につき，それぞれ適切な間接事実を抽出し，証拠に基づいて説得的な論証をすることを求めた。

(イ)　小問

上記事案において，和解及び弁護士倫理に関する小問を出題した。前者については，審理の過程において，原被告間で一定の合意が形成されたことを前提として，原告側から提示された和解条項案につき，被告側代理人として再提案すべき和解条項案を検討させ，もって和解交渉及び条項検討に際しての思考方法や視点を習得させることを狙いとした。後者については，依頼者が自力救済を企図する場面や，実際に着手する場面を設定し，各場面につき弁護士倫理上の問題点を研究させることで，実務上陥りやすい弁護士倫理上の問題点等を意識させた。

4　演習（立証活動）

(1)　総説

弁護士の活動において，訴訟の内外を問わず，事案の正確な把握と調査・証拠収集活動が極めて重要であることは論をまたない。事前の調査・証拠収集活動を迅速かつ適切に行うことが，事案にふさわしい紛争解決手段の選択につながり，また，提訴事案においても訴訟の帰すうを決することになる。他方，弁護士の調査・証拠収集活動には様々な制約や限界，費用の問題もある中で，いかに迅速かつ的確に調査をし，証拠収集を行うかは，ひとえに個々の弁護士の創意工夫とイマジネーション，熱意に裏打ちされた不断の努力に依拠している。

演習では，このように，民事弁護実務において極めて重要な立証活動について，総論として，裁判外及び裁判上の証拠収集活動の方法・手続を確認した上で，各論として，具体的な事例を題材に，弁護士が依頼者から相談を受け，事案を把握し，対応を検討するに際し，いかなる調査・証拠収集活動を行うのか，収集した内容をどのように証拠化していくのかといった点や，訴訟提起後の証拠申出方法について，

双方向の演習を通じて，修習生に修得させることを目的として指導を行った。

(2) 事案の概要

一棟マンションの所有者兼賃貸人であるXは，当該マンションの居室の賃借人であるYが，居住用と定める契約上の使用目的に反して，同居室を事務所として使用していることを知った。Xから依頼を受けたA弁護士がYに対し事務所使用を止めるよう内容証明郵便を送付したところ，Yの依頼を受けたB弁護士から反論の内容証明郵便が送付された。

当該居室は，その後，Y不在中の出火により，ほぼ全焼した。出火原因について，XはYが当該居室の室内を改造して取り付けた照明設備が原因と主張しており，他方，Yは賃借する以前から当該居室に備え付けられていた空調機が原因と主張している。

(3) 実施内容

事案の概要（出火の前と後のAB両弁護士による事情聴取の形式によるもの），賃貸借契約書及び図面等を資料として事前配布し，当該事例に関して，当該居室の事務所使用につき賃貸人Xの承諾があったという事実を立証するためにB弁護士が行うべき証拠収集活動や，相手方Yに対して損害賠償請求をするためにA弁護士が行うべき立証活動等についてあらかじめ検討させた上，演習実施日に討論及び解説を行った。

Ⅲ　民事共通

1　民事共通演習１から４まで

(1)　総説

ア　趣旨

裁判官，原告代理人又は被告代理人の各役割を修習生自身に模擬的に行わせ，証人役からの事情聴取，法律構成の再構築及び立証方針の策定等を経て，争点及び証拠を整理した上で人証の集中的な証拠調べを行うという訴訟運営を実施させることによって，一つの事件について，事情聴取から判決に至るプロセスを実践的に理解させ，法曹として必要な事実調査能力，法的分析能力，事実認定能力，説得的な表現能力等を総合的に向上させることを目標とした。

この演習では，修習生に対し，あえて法律構成や立証が不十分な主張書面，言い分及び各当事者の手持ち書証を与えることにより，生の言い分から動的に法律構成を組み立てさせ，主体的に事案を解決するプロセスを経験させ，実務的な対応を修得させることを狙いとしている。

イ　事案の概要

被告は，自ら経営するカラオケボックス店で使用する会員カードの製作を，印刷会社である原告に依頼することとし，原告は，２０店舗分の会員カード計８万枚の表面を印刷の上，新規出店の都度４０００枚ずつ裏面に必要な店舗情報を印刷し納品していた。被告は，３店舗分の計１２０００枚を受領し，これに相当する代金は支払ったものの，事業計画が頓挫し，残りのカードの受領を拒んだため，原告が表面印刷済の残カード全部の引取り及び代金等の支払を求めた事案である。

(2)　民事共通演習１（口頭弁論）

ア　課題及び実演等

修習生全員に裁判官，原告代理人，被告代理人，各証人の役割を与え，演習１に先立つ演習１準備において，各グループに法律構成等を検討させ，かつ，各代理人チームには証人役からの事情聴取を体験させ，あらかじめ各グループに合議の結果に基づく検討メモを作成，提出させた。その上で，裁判官役，原告代理人役又は被告代理人役それぞれ全員による大合議又は作戦会議での検討を経た上，第１回口頭弁論期日において，担当グループがロール・プレイングにより，訴訟物，主要な争点及び立証方針の確認等を行った。

イ　講評

民事裁判教官からは，訴状・答弁書の審査等，第１回口頭弁論期日前の準備について，民事弁護教官からは，事情聴取等の訴訟活動に向けての準備活動について，問題点を指摘するなどの講評を行った。

(3)　民事共通演習２（弁論準備手続期日）

ア　趣旨

演習２に先立ち，代理人役の担当グループに，第１回口頭弁論期日の結果を踏まえた準備書面を作成させ，併せて手持ち書証の中から追加提出すべきものを選択の上提出させた。演習２では，弁論準備手続期日において，担当グループが口

ール・プレイングによる主張及び証拠の整理を行い，主要事実レベルでの争点を確定するとともに，更に重要な間接事実レベルでの争点についても議論し，また，書証の認否，人証の採否及び人証調べに関する協議等を行った。

イ　講評

民事裁判教官からは，争点整理全般について講評を行い，民事弁護教官からは，主に次に予定する尋問についての総論的な講義を行った。

(4)　民事共通演習３（交互尋問）

ア　趣旨

演習２に引き続き，証人尋問を実施し，代理人としての立証活動及び尋問の事前準備についての理解を深めさせるとともに，尋問技術の修得を図ることを目指した。併せて，裁判官役の修習生には訴訟指揮を行わせ，交互尋問の進め方，補充尋問，異議の処理，事実認定に関する心証形成の在り方等についても体得させることによって，適切な尋問期日の進行（訴訟運営）や事実認定の在り方について研究させた。

イ　事前準備等

代理人役の担当グループに，各証人の陳述書，証拠申出書に記載する尋問事項を記載した尋問事項書及び尋問で明らかにするべき事項のポイントをまとめた尋問ポイントメモをそれぞれ事前提出させた。

ウ　交互尋問等

弁論準備手続の結果陳述を冒頭に行った上，各証人の尋問を実施した。

エ　講評等

修習生自身に尋問や訴訟指揮を模擬的に体験させることによって，尋問技術や訴訟指揮について，実際に行うことの難しさを経験させるとともに，尋問に至るまでの事情聴取や主張立証の組立ての重要性を確認させた。また，証人役の修習生からも，実際に尋問を受けた感想を発表させることによって，尋問する側からは気付きにくい視点を提供した。

(ｱ)　外部講師（裁判所職員総合研修所教官）による講評

尋問を傍聴した裁判所職員総合研修所教官から，裁判所書記官の観点での尋問の問題点等を指摘してもらうなどして，多面的かつ実践的な指導を行った。

(ｲ)　教官による講評

民事裁判教官及び民事弁護教官から，各場面での尋問の在り方や，あるべき訴訟指揮について指導を行った。

(ｳ)　事実認定討論

尋問を踏まえて，事実認定についてグループ討論を行わせ，裁判官役の各チームからは理由付きの判決メモを，代理人役の各チームからも簡易なメモを，それぞれ作成・提出させた。

(5)　民事共通演習４（判決）

ア　判決

従前の尋問結果を踏まえて，全裁判官チームによる判決言渡しを行った。

イ　教官による講評

民事裁判教官からは主に事実認定と心証形成の在り方などについて，民事弁護教官からは準備書面，陳述書及び尋問などについて総評的な講評を行った。

2　民事共通問題研究（和解）

実務では，訴訟上・訴訟外の和解により紛争が解決する件数が多い。そこで，民共演習と同一の記録を用いて，全修習生に裁判官，原告代理人及び被告代理人の各役割を割り振り，訴訟上の和解を素材に，和解交渉から和解成立（または不成立）に至るプロセスをロール・プレイングとして体験させた。演習後は，民事裁判教官及び民事弁護教官から，それぞれ，和解交渉に臨むにあたっての視点やポイントを講評した。

併せて，実務においても比較的多いと思われる２事例（事例１・金銭の分割払いを受ける事案，事例２・建物の明渡しを受ける事案）に係る参考和解条項案を配布して，和解条項一般について民事弁護教官が講義を行い，和解条項作成時の思考方法や配慮を要する事項等についてその理解を深めさせた。

3　民事共通講義（契約）

弁護士の業務は，法廷活動に限られるものではなく，その極めて基本的かつ重要なものとして，契約書の作成，修正及び契約締結交渉に係る業務がある。契約書作成に当たっては，最終的には訴訟手続上の証拠として提出され得ることも想定しながら，紛争を未然に予防し，依頼者の利益を擁護することが重要である。

本講義では，まず，修習生に，依頼者から検討を依頼された契約書案と法律相談の概要を配布し，契約書案に含まれる問題点の検討，修正案の作成，依頼者から聴取すべき点の検討，相手方の反応を想定した交渉戦略の検討を予め行わせた。その上で，契約実務の基本的な知識と考え方を教授することにより契約書のリーガルチェックにおいて考慮すべき事項や考え方を，できる限り実践的に体得させることに意を用いた。

第２　刑事関係科目

Ⅰ　刑事裁判

１　講義

(1)　講義１

ア　集合修習のガイダンス

集合修習の冒頭に，刑事裁判科目及び刑事共通科目として実施する修習内容を具体的に説明し，集合修習において学ぶべき事柄やその意義を理解させて，動機付けを行うとともに，今後の学習方法に関する指導を行った。

イ　小テスト

分野別実務修習を経た修習生が，刑事訴訟手続に関する基本的な理解を有しているかどうかを確認することを目的とした小テストを実施した上，解説を加えた。

出題内容は，①被疑者勾留と被告人勾留との関係，②証人の取調べを請求した場合の証拠開示，③秘匿決定があったときの起訴状の朗読，④書面等を示して行う尋問というような刑事訴訟手続上の基本的な問題点であり，出題形式は，これらについての制度趣旨や法的な意味合いを簡潔に答えさせるものとした。

ウ　事実認定

事実認定の手法やその留意点として，住居侵入，現住建造物等放火被告事件を内容とする「平成２１年版刑事第一審公判手続の概要（参考記録）」を用いるなど，具体的な事例に則して，争点を的確に把握することの意義，直接証拠と間接証拠の意義，間接事実による要証事実の推認方法，供述証拠に関する標準的かつ汎用的な信用性判断の手法，総合判断の手法やその重要性等について説明した。

(2)　講義２

最終講義として，集合修習における刑事裁判科目のまとめをしたほか，法曹となるに当たり必要な心構え等について，教官から，その経験等に基づいて説明した。

２　起案

(1)　総説

刑事裁判科目の起案は，基本的には，修習記録に基づいて特定の争点について事実認定を行うことを中心とし，併せて刑事訴訟手続等に関する法律問題（以下「法律問」という。）について解答を求めるものである。

修習記録は，実在した事件の中から修習に適したものを選別し，これを素材に適宜改変を施して作成されたものである。事実認定においては，証拠を検討して争点の判断にとって意味のある事実を指摘し，争点となった事実の存否について判断した過程を論理的に説明することを求めている。また，法律問は，日常的に行われている刑事訴訟の諸手続について，その根拠や法的な意味合いを理解させ，そのことを実務上の様々な場面で応用することができるように，出題内容を吟味している。

いずれも，判決書の形式等の枠にとらわれない，新司法修習における指導理念に対応し，法曹としての汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いた

出題となっている。

(2) 起案1

ア 事案の概要

被告人が，被害店舗において，陳列販売中のパン7点にそれぞれ縫い針1本を突き刺し，同店の業務を妨害したとして起訴された偽計業務妨害の事案である。

被告人は，公訴事実記載の日時に，同記載の店舗に行ったことはないとして，公訴事実を否認している。

イ 起案事項

(ア) 事実認定に関する起案

被告人と犯人との同一性という争点について，各自の結論を示させるとともに，結論に至る心証形成過程を証拠に基づいて説明するように求めた。供述の信用性については，重要証人1名及び被告人の各供述に限ってその検討過程を記載させた。

(イ) 法律問に関する起案

刑事訴訟法の基本的事項や，実務修習で日常的に起こる通常の刑事訴訟手続に関する事項について，その根拠や法的な意味合いの理解を再確認するため，①捜索差押許可状における捜索の範囲，②証人尋問調書末尾に写真を添付する措置，③刑の執行猶予の可否，④共同被告人の審理に関する問題を出題した。

ウ 講評

教官において起案を通覧し，評価した上で，起案から約2週間後，事実認定及び法律問の解説，講評を行った。

講評に際しては，特に争点である要証事実〈被告人と犯人との同一性〉の証明が合理的な疑いを超えてなされているかどうかについて，結論を左右する重要な事実は何かを踏まえて，証拠から間接事実を的確に認定した上，その位置付けや争点である要証事実を推認させる力の程度等に留意しながら，総合的に判断することが必要であることを理解させるように努めた。

(3) 起案2

ア 事案の概要

被告人が，実行犯1名と共謀の上，被害者2名に対して，暴行脅迫を加えて，両名から現金等をそれぞれ強取し，その際，うち1名に対して傷害を負わせたとして起訴された強盗致傷，強盗の事案である。

被告人は，暴行脅迫の事実についてはおおむね認めるものの，実行犯との間で強盗について共謀したことを争っている。

イ 起案事項

(ア) 事実認定に関する起案

被害者2名に対する強盗についての実行犯との各共謀の成否につき，各自の結論を示させるとともに，その結論に至る判断過程を具体的に説明するように求めた。供述の信用性については，共犯者である証人1名及び被告人の各供述の検討過程を記載させた。

(イ) 法律問に関する起案

起案１と同様の目的から，①勾留と保釈における罪証隠滅のおそれ，②公判期日と被告人の在廷，③被害者の権利利益の保護を図るための制度，④公判前整理手続における証拠能力の判断と証言拒絶が見込まれる場合の審理の在り方に関する問題を出題した。

ウ　講評

起案１と同様の方法で実施した。

共謀という法律概念に関する事実認定においては，その法律概念の意義，趣旨等を意識して間接事実を指摘する必要があること，本件に即して，積極方向及び消極方向の各間接事実が共謀の存否の判断に及ぼす影響力の程度を検討した上，これらを総合考慮して適切な判断をする必要があること，共犯者の供述の信用性判断に当たっての留意点について，十分に説明した。

3　問題研究１及び２

(1)　指導目標

間接事実による事実認定においては，科学的証拠が重要な位置を占めており，適切な事実認定をするためには，科学的証拠を理解する上で必要となる基本的視点を有していることのほか，科学的証拠により導き出される事実が争点判断に対し持つ意味を解明することが重要である。そこで，問題研究１では，修習生に対し，具体的事例に基づいて問題を提起し，科学的証拠を理解する上で持つべき基本的視点を修得させるとともに，争点に対して科学的証拠が持つ意味を研究させることを目標とした。

また，裁判員裁判が平成２１年５月に実施され，争点中心の分かりやすい公判審理を実現することが実務で現実に求められるようになり，その成否の鍵となる公判前整理手続の的確な運用が極めて重要なものとなってきている。そこで，問題研究２では，将来における裁判員裁判の中核を担う修習生に対し，証拠開示制度に関して，具体的事例に基づく問題を提起し，同制度の基本的な理解のほか，実務上重要な問題点について研究させることを目標とした。

(2)　実施内容

問題研究１は，いずれも犯人性が争われている住居侵入，窃盗の事例と傷害の事例を取り上げ，ＤＮＡ型鑑定を含む証拠により明らかにされた事実の概要に関する資料を配布し，研究を行った。

具体的には，各事例で問題となる間接事実，それが要証事実を推認させる理由について問題を提起し，グループ別討論を実施した上で，クラス全体による討論を行った。研究討論の際には，上記指導目標を意識し，科学的証拠により導かれた事実と要証事実との結び付きについて検討することの重要性について，修習生が理解できるよう配慮した。また，その冒頭において，ＤＮＡ型鑑定を題材として，科学的証拠が問題となる事実認定に関する注意点などについて，説明を加えた。

問題研究２は，有印私文書偽造，同行使，偽造有印公文書行使，詐欺未遂の事例を取り上げ，一件資料として，起訴状及び検察官請求証拠からなる刑事争点整理教材（本冊），検察官の証明予定事実記載書，証拠等関係カード（検察官請求分）を

配布し，研究を行った。

具体的には，弁護人が類型証拠として，どのような証拠の開示を求めるかについて，グループ別討論を実施した上で，クラス全体による討論を行った。また，修習生が証拠開示制度の基本的在り方を理解し，実務上の重要な問題についての現状やあるべき方向性などについても深い研究を行えるように，全体討論の際には検察教官及び刑事弁護教官の参加を得て，当事者的立場を踏まえた多角的視点からの助言も行うなどした。また，本年から，問題研究２で用いる一件資料と刑事共通演習１及び２で用いる教材を共通にして，これらのカリキュラムを連動して実施することにより，修習生が証拠開示及び争点整理の関連性を理解しやすいようにした。

Ⅱ　検察

1　講義

(1)　講義１（２コマ連続）

ア　集合修習のガイダンス等

集合修習の冒頭に，集合修習における検察科目のカリキュラムの概要及び修得目標を説明した。

イ　総括的復習等

これまで行ってきた分野別実務修習等の総まとめとして，検察官が捜査結果に基づいて当該事件の終局処分を決定する際の検討事項や思考過程に関する総括的な復習を行い，その中で，①証拠による事実認定の意義，②間接事実を用いた事実認定の手法，③特に客観的証拠を重視した犯人性推認の考え方，④犯人目撃識別供述，共犯者供述及び被疑者供述等の供述証拠の信用性判断の方法，⑤訴因構成の考え方，⑥個々の犯罪構成要件の意義を正確に把握して，これに該当し得る具体的な事実関係を証拠によって認定した上，その法的評価（要件該当性）を的確に検討するなどの犯罪の成否に関する検討の手法等について，改めて説明した。

さらに，こうした検討結果を正しく文章で表現するとの観点から，起訴状の公訴事実等の法的文章につき修習生が陥りがちな用語の誤解，誤用などに言及しつつ，改めて指導した。

(2)　講義２

司法研修所における検察科目の最終講義として，集合修習における検察科目の総まとめを行い，さらに，法曹となるに当たっての心構え等について講義を行った。

2　起案

(1)　検察起案の概要

検察科目の起案は，修習記録に基づいて検察官として適切と考える終局処分の内容を決定させて，起訴状あるいは不起訴裁定書を起案させた上，その思考過程について論述させるものである。犯人性及び犯罪の成否等の両方を論述させるもの，あるいは，主問として，その終局処分に至る思考過程のうち犯人性に係る部分又は犯罪の成否等に係る部分のいずれかについて論述させ，さらに，小問として，①主問で問わなかった犯人性又は犯罪の成否等のいずれかに関する問題，②刑事手続に関する問題について解答を求めるものである。

いずれも，新司法修習における指導理念に対応し，法曹としての汎用性のある基礎的な能力を習得させることに重点を置いた出題であり，刑事手続に関する小問についても，単に法的知識を問うだけではなく，修習記録中に現れた具体的な事実関係を正確に把握しなければ適切な結論に達し得ない問題を出題するように配慮した。

(2)　起案１

ア　事案の概要

本事件は，被疑者両名が，被害者から金員を喝取しようとしたものの，被害者が逃走を図ったことから直ちに強盗の意思を相通じ，被害者に対し，暴行を加え

て現金等を強取するとともに傷害を負わせた事案である。

イ　起案事項等

(ｱ)　主問

修習記録を検討し，検察官として適切と考える終局処分の起案をさせるとともに，その終局処分の決定に至る思考過程として犯人性及び犯罪の成否等の両方についての論述を求めた。

犯人性の検討に係る部分については，①犯人性を推認させる間接事実，②その間接事実が犯人性を推認させる理由やその推認力の程度，③間接事実の認定根拠である証拠の検討，④共犯者供述の評価，⑤被疑者供述の評価について，それぞれ論述を求めた。犯罪の成否の検討に係る部分については，構成要件該当性（客観面・主観面）に関し，証拠に即した具体的事実認定及びその法的評価について論述させた。

(ｲ)　小問

上記記録を用い，刑事手続に関する問題として，検察官が被疑者１名の接見禁止を請求するのを相当と判断した理由を論述させた。

ウ　講評

起案実施日の約２週間後に，評価等を終えた起案を修習生に返却して起案内容を確認させ，記憶を鮮明にさせながら，修習生の理解が不十分であった部分を入念に解説し，各修習生の理解を深めることに努めた。

講評に当たっては，犯人性を推認させる間接事実のうち証拠物等の客観的証拠に基づいて構成される間接事実の重要性，証拠とそれによって立証し得る事実との関係について説明した。犯罪の成否等についても，強盗致傷罪の構成要件該当性等の問題を様々な証拠から具体的事実を認定し，どのように法的評価すべきかを解説した。

刑事手続に関する小問では，接見禁止の要件を正確に理解させるとともに，具体的事実関係に即して「罪証隠滅のおそれ」を検討することの重要性を説明した。

(3)　起案２

ア　事案の概要

本事件は，宅地建物取引業を営む会社の取締役である被疑者が，不動産の売買を仲介した際，売主である被害者にうそを言って，買主から受け取った売買代金の一部の引渡を免れて自己の物とした事案である。

イ　起案事項等

(ｱ)　主問

修習記録を検討し，検察官として適切と考えられる終局処分の起案をさせるとともに，その終局処分の決定に至る思考過程のうち，犯罪の成否等について論述を求め，構成要件該当性（客観面・主観面）に関し，事案に即した訴因構成，証拠に即した具体的事実認定及びその法的評価について論述させた。

(ｲ)　小問

上記記録を用い，刑事手続に関する問題として，逮捕状の発付を受けていた被疑者を，その有効期間内に，逮捕状を所持していない警察官がたまたま発見

した場合における警察官の措置について論述を求めた。

ウ　講評

起案１と同様，起案実施日の約２週間後に評価等を終えた起案を修習生に返却し，修習生の理解が不十分であった部分を入念に解説し，各修習生の理解を深めることに努めた。

本事件では，送致罪名は２項詐欺であるところ，関係各証拠によれば，２項詐欺が成立すると考えることも可能であるが，業務上横領が成立すると考えることも可能であることから，修習生に対しては，的確な証拠判断をして両罪の構成要件該当性について検討した上で，送致事実に拘泥することなく，事案の実態に即した終局処分をすることの必要性を説明した。

刑事手続に関する小問では，逮捕状の緊急執行の意義，要件を正確に理解させるとともに，具体的事実関係に即して「急速を要するとき」の該当性を検討することの重要性を説明した。

3　問題研究（被害者保護）

修習生に対し，被害者保護に関する問題に直面した場合に自ら調査し，解決策を考えることができるようにするための手掛かりを与えることを目標とした。

具体的には，深夜，帰宅途中の女性が駐車場に連れ込まれて強制わいせつの被害に遭った事例を事前に修習生に呈示し，事件送致を受けた検察官が捜査を行う上で被害者に配慮すべき事項，公判請求後の被害者の証人尋問に当たり配慮すべき事項等についての設問を通じて，関係する法条を確認しながら，具体的事例に即して解説した。

なお，本問題研究では，刑事裁判教官及び刑事弁護教官の参加を得て，修習生の理解をより深めさせることとした。

Ⅲ　刑事弁護

1　講義

(1)　講義１

ア　集合修習のガイダンス

集合修習の冒頭に，刑事弁護科目の各カリキュラムが刑事弁護活動のどの場面に対応しているかを示しながら，カリキュラムの概要及び全体像について説明を行った。また，起案にあたっての注意事項などを説明した。

イ　総括的復習

分野別実務修習中に行った２回の出張講義の内容について記憶を喚起させた上で，２回目の出張講義の際に配布した自習用課題を題材にして，検察官の主張と立証構造の把握，弁護人による弾劾方法等について講義を行い，公判における弁護活動の基本的手法を確認した。

(2)　講義２

最終講義として，集合修習における刑事弁護科目のまとめや実務家になるにあたっての心構えなどについて講義を行った。

また，カリキュラムにおいて独立して扱えなかった一審判決後の注意点，控訴審での弁護活動について，強盗罪の共同正犯として第一審で実刑判決を受けた被告人が控訴した事案を題材に講義を行った。

2　起案

(1)　総説

２回の起案を実施し，講評を行った。

使用した修習記録は，実在した無罪事件や，いわゆる認定落ち事件の中から修習に適したものを選別して作成したものである。

いずれの起案の課題も，修習記録に基づいて，主要な論点について弁論要旨に記載すべき内容を起案させる主問と，当該事案における証拠構造・主たる争点，刑事訴訟手続上の基本的な事項等を論述させる小問とで構成されており，新司法修習における指導理念に対応し，法曹としての汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いた出題となっている。

(2)　起案１

ア　事案の概要

本事案は，外国人である被告人らがカラオケ店で遊興後，代金を支払わずに店外に出たところで従業員から料金を請求され，その支払いを免れるために，被告人が，他２名と共謀の上，従業員２名に暴行を加え，傷害を負わせたという強盗致傷の罪で公訴提起されたものである。

イ　起案事項

(ｱ)　主問

被告人が，自分は暴力を振るったことはなく，検察官は自分と別の人を取り違えていると主張している点について，弁論要旨に記載すべき内容を起案させ

た。

(イ) 小問

① 共謀の存否について，共謀の存在を基礎づける間接事実及び間接証拠を箇条書きにより記載させた。

② 被告人が自己に不利益な事実を認めている供述調書の信用性について，信用性を否定する方向に働く事実及び証拠を，その理由とともに箇条書きにより記載させた。

ウ 講評

設問に即して解答を解説するのではなく，まず事案全体を分析し，争点を把握させた。本件では，被告人による暴行（実行行為）の有無（捜査機関の行為者取り違えの有無），被告人と他の外国人との共謀の有無が主な争点となることから，これらの争点について検察官の主張・立証構造を解明し，主要な証拠である被害者供述及び目撃者供述の信用性の弾劾について解説した。また，不利益供述の任意性・信用性を否定する手法等についても説明を行った。

(3) 起案2

ア 事案の概要

本事案は，被告人が，勤め先の会社において，椅子に座っていた部下に対し，その右腕上腕部を強くつかんで引っ張りあげるなどの暴行を加え，加療約1週間を要する右上腕部打撲の傷害を負わせたという傷害の罪で公訴提起されたものである。

イ 起案事項

(ア) 主問

暴行を受けたとする被害者の供述の信用性を弾劾するために弁論要旨に記載すべき内容を起案させた。

(イ) 小問

① 本件の公訴事実のうち主たる争点及びその争点に関する検察官の立証構造について論述させた。

② 上記①の主たる争点に関する要証事実について，目撃証人作成のメモが直接証拠となりうるか，その理由とともに論述させた。

ウ 講評

起案1と同様に，設問に即して解答を解説するのではなく，事案全体を分析して，主な争点が暴行の存在であることを把握させた上で，当該争点に関する検察官の主張・立証構造を解明した。そして，検察官の主張を支える第三者供述の信用性の弾劾について解説を行った。

3 問題研究

(1) 問題研究1

ア 総説

起訴前弁護に関する事例（事例1）と保釈に関する事例（事例2）を修習生に提示し，研究課題について事前に検討させた。講評においては，刑事裁判教官及

び検察教官の参加を得て，実務上の運用等について，幅広い視点から解説を行った。

イ　事例１

当番弁護士として，詐欺，公務執行妨害の罪で逮捕された被疑者と初回接見することになったという事例である。修習生には，被疑者名や拘束場所等の連絡事項が記載された当番弁護士センター配点連絡票のみ配布した上で，模擬接見，グループ討論及び講評を実施し，初回接見の重要性や初回接見後の弁護活動等を学ばせた。

ウ　事例２

被告人が，利用していたマッサージ店の店長から二度と店に来ないように言われたことなどに立腹し，営業中の店内において自己のラジオを床に投げつけた上，同ラジオを蹴飛ばして壁に掛けられた鏡を割るなどして，威力業務妨害，器物損壊の罪で公訴提起されたという事例である。

被告人は胃潰瘍を患っており，また，高齢で寝たきりの母を介護しなければならない等の事情が存在する。

修習生には，保釈請求書に記載すべき事項等を予め検討させ，質疑応答を交えて解説を行った。

(2)　問題研究２

少年３名が，共謀の上，スーパーにおいて缶チューハイ１０点等を窃取したとして逮捕されたという事例について，少年役，模擬面会担当者を修習生の中から選定させ，模擬面会を実施した。そして，観護措置回避に向けた弁護人の準備活動や，要保護性解消のための付添人活動等について，模擬面会で聴取した事項に基づきグループ討論を行わせた。

講評においては，刑事裁判教官及び検察教官の参加を得て，観護措置決定や審判に関する実務上の運用等について，幅広い視点から解説を行った。

Ⅳ　刑事共通

1　刑事共通演習１及び２

(1)　指導目標

刑事共通演習は，争点整理演習（演習１　４５０分）とそれを踏まえた証人尋問演習（演習２　２５０分）との二つの場面で構成される。

争点整理演習は，公判前整理手続を念頭に置き，具体的な事例を題材として，適切に争点及び証拠を整理し，審理計画を策定するために，裁判官，検察官及び弁護人は，それぞれどのような観点から，どのような活動をすることが必要とされるのかについて，基本的な理解を得させることを目標とした。とりわけ，修習生に争点整理における当事者の果たすべき役割の重要性を認識させることを大きな目標の一つとした。

証人尋問演習は，争点整理の結果を踏まえて証人尋問や被告人質問を実演させ，争点に絞ったわかりやすい尋問の在り方を理解させることを目標とした。

なお，刑事共通カリキュラムとして争点整理を正面から取り上げるようになったのは平成２０年度からであり，その後，演習の時間枠を拡大して今日に至っているが，このカリキュラムは，法曹に共通として必要とされる能力を修習生に修得させることはもとより，裁判員裁判を中核とするこれからの刑事裁判を担っていく修習生に対し，争点整理の重要性を認識させるとともに，的確に争点整理を行う上で必要な視点を提供するという点からも，今後，ますます重要度を増していくと思われる。

(2)　実施内容

刑事裁判問題研究２で使用した有印私文書偽造，同行使，偽造有印公文書行使，詐欺未遂被告事件の刑事争点整理教材（本冊），同（別冊）を題材として，共謀の成否について，争点整理を行い，かつ，争点整理を踏まえた証人尋問と被告人質問の演習を行った。

本冊は，起訴状及び刑訴法３１６条の１４により検察官請求証拠として弁護人に開示された証拠で，別冊は，検察官の手持ち証拠として後日弁護人に開示されたものでそれぞれ構成されている。なお，今回の演習では，裁判官役を含め，全修習生に本冊及び別冊を配布して演習を実施した。

ア　課題等

修習生を裁判官，検察官及び弁護人のグループに分けて，事前に刑事争点整理教材のほか，証明予定事実記載書及び証拠等関係カード（検察官請求分）などの一件資料を配布し，各自に争点整理の検討・準備を行わせた。特に，グループ内での事前検討や書面の提出などは求めていない。

イ　実施方法

争点整理演習は，４５０分を３つの場面に分けた上，最初の場面と次の場面でいずれも共謀の成否につき，当事者間に争いのある事実関係を洗い出し，個々の事実の位置づけについての争点整理を行い，最後の場面で最終的な争点のまとめ

と証拠の採否などを行った。それぞれの場面で，各グループの代表チームが実演による争点整理手続を行ったが，それに先立って，実演を担当するチームを中心に，グループごとに全員による作戦会議を行わせ，各グループ内で実演に向けた対処方針についての共通認識を持たせた。実演は，この作戦会議の方針にのっとり行わせた。最初の実演と最終の実演終了後の二度にわたって，刑事裁判，検察及び刑事弁護の刑事系三教官が，それぞれの立場から，争点整理の方法や結果について問題点を指摘するなどして講評を行った。

証人尋問演習は，争点整理演習の結果を踏まえて尋問事項を検討し，各グループの代表チームが重要証人に対する尋問と被告人質問を実演し，実演終了後，刑事系三教官が，分かりやすく，かつ，効率的な尋問の在り方という観点から問題点を指摘するなどの講評を行った。

2　刑事共通問題研究

(1)　指導目標

具体的な事例を題材として，情状に関する充実した審理を実現するため，裁判官，検察官及び弁護人がどのような点に留意しながら活動又は判断することが必要とされるのかについて，修習生に基本的な理解を得させることを目標とした。

(2)　実施内容

強盗致傷被告事件について，具体的な事案を記載した書面，弁護人が接見時に被告人から聴取した事項のメモ，量刑分布表１及び２（即日回収）を配布して演習を実施した。

修習生を裁判官，検察官及び弁護人の３グループに分けて，裁判官グループには上記事案において量刑上最も重要な事情を，検察官グループには検察官としての情状に関する捜査の在り方のほか，公判における立証上の留意点等を，弁護人グループには犯情についての主張立証のほか，被害者との関係や被告人の更生という観点からの弁護の在り方等をそれぞれのグループごとに検討させ，レポートを提出させるとともに，これに基づいて発表を行わせた上，刑事系三教官から講評を行った。

第３　その他の共通科目等

Ⅰ　全科目共通

特別講演「国際人権法の理論と実践」
講　師　　弁護士（第一東京弁護士会）[redacted]氏

国際人権については，第５４期まで，刑事弁護科目の講義の中で，主に自由権規約（Ｂ規約）のうち刑事手続関係規定を取り上げていたが，国際人権の重要性に鑑み，第５５期以降は，全科目共通特別講義という形式に改めて国際人権全般にわたって講演を行ってきた。

新第６５期（Ａ班）集合修習においても，同様の趣旨に基づき，講師が，国際人権が全科目共通講義となっている理由や，国際人権法の国内的・国際的実施等について講演を行った。

Ⅱ　弁護共通

演習「弁護士倫理」

民事・刑事各分野の弁護士活動における弁護士倫理の重要性に鑑み，民事弁護に関する設例，刑事弁護に関する設例をあらかじめ検討させ，民事弁護及び刑事弁護両教官において，各設例について討論及び解説を行うとともに，弁護士懲戒制度についても講義した。

（別紙第１）

平成２３年１１月期（新第６５期）司法修習生

Ａ班　集合修習日程予定表

（注）　本表は予定であって，確定日程ではない。
確定日程は，毎週最終登庁日に配布する。

月／日	曜	1限目（9:50～11:40）	2限目（12:40～14:30）	3限目（14:45～16:35）
8／3	金	民裁講義１	刑裁講義１	刑弁講義１
6	月	検察講義１		刑弁問題研究１（令状）
7	火	民弁問題研究１		
8	水	民裁問題研究１		
9	木	民裁問題研究２	民共演習１準備	
10	金	民裁起案１（即日）		
13	月	刑裁起案１（即日）		
14	火	検察起案１（即日）		
15	水	刑弁起案１（即日）		
16	木	民共演習１（口頭弁論期日）		民弁問題研究２
17	金	刑裁問題研究１（ＤＮＡ）	民弁演習（立証）	

月／日	曜	1限目（9:50～11:40）	2限目（12:40～14:30）	3限目（14:45～16:35）
20	月	民弁起案１（即日）		
21	火	民裁起案１講評		
22	水	刑裁問題研究２（証拠開示）	民弁講義１（保全・執行）	
23	木	民弁講義１（保全・執行）	民共演習２（弁論準備期日）	
24	金	民裁起案２（即日）		
27	月	刑裁起案１講評		民共問題研究（和解）
28	火	全共特別講義	刑弁起案１講評	
29	水	刑弁起案２（即日）		
30	木	刑弁問題研究２（少年）	検察起案１講評	
31	金	刑裁起案２（即日）		
9／3	月	検察起案２（即日）		
4	火	民共演習３準備	民弁起案１講評	
5	水	民裁起案２講評		
6	木	民弁起案２（即日）		
7	金	民共演習３（交互尋問）		
10	月	弁共演習	刑弁起案２講評	
11	火	民共演習４（講評）	刑共演習	
12	水	刑共演習		
13	木	刑共演習		検察問題研究（被害者）
14	金	刑裁起案２講評		民共講義（契約）

月／日	曜	1限目（9:50～11:40）	2限目（12:40～14:30）	3限目（14:45～16:35）
17	月	敬老の日		
18	火	民裁演習（争点整理）	検察起案２講評	
19	水	民裁演習（争点整理）		
20	木	刑共問題研究（情状）	民弁起案２講評	
21	金	民裁講義２	刑裁講義２	検察講義２

民弁講義２	刑弁講義２	自由研究

選択型実務修習

11／19	月	考試
20	火	考試
21	水	考試
22	木	考試
23	金	勤労感謝の日
26	月	考試

凡例

民裁・・・民事裁判　　民共・・・民事共通
刑裁・・・刑事裁判　　刑共・・・刑事共通
民弁・・・民事弁護　　全共・・・全科共通
刑弁・・・刑事弁護　　弁共・・・弁護共通
（即日）・・・即日起案

（資料2）

（平成２５・１・２８）

現行第６５期後期修習及び新第６５期集合修習Ｂ班カリキュラムの概要

司法研修所

はしがき

平成２３年度７月期（現行第６５期）司法修習生を対象とする後期修習のカリキュラムは，１クラス編成で，平成２３年度１１月期（新第６５期）司法修習生のうち，実務修習地が東京，立川，さいたま，横浜，千葉，大阪，京都，神戸，奈良，大津，和歌山以外である者（Ｂ班）を対象とする集合修習のカリキュラムは，１４クラス編成で，それぞれ，平成２４年９月２７日に開始され，同年１１月１６日に終了した。

現行第６５期の後期修習及び新第６５期Ｂ班の集合修習のカリキュラムの概要は，この資料及び別添「平成２３年７月期（現行第６５期）司法修習生後期修習日程予定表・平成２３年１１月期（新第６５期）司法修習生Ｂ班集合修習日程予定表」のとおりである。なお，新第６５期Ａ班の集合修習のカリキュラムの概要は，平成２５年１月に配属庁会に情報提供済みであるので，併せて御参照いただきたい。

集合修習Ａ班のカリキュラムの説明と重複する部分もあるが，読みやすさの観点から，基本的には割愛せずに説明を加えた。なお，Ａ班で使用したものと同一の修習記録等を用いたときは，その旨を注意的に記載してある。

目　　次

第１　民　事　関　係　科　目

Ⅰ　民　事　裁　判
１　講義 …… 1
２　起案 …… 1
３　演習（争点整理） …… 3
Ⅱ　民　事　弁　護
１　講義 …… 6
２　問題研究 …… 6
３　起案 …… 7
４　演習（立証活動） …… 8
Ⅲ　民　事　共　通
１　民事共通演習１から４まで …… 10
２　民事共通問題研究（和解） …… 12
３　民事共通講義（契約） …… 12

第２　刑　事　関　係　科　目

Ⅰ　刑　事　裁　判
１　講義 …… 13
２　起案 …… 13
３　問題研究１及び２ …… 15
Ⅱ　検　　察
１　講義 …… 17
２　起案 …… 17
３　問題研究（被害者保護） …… 19
Ⅲ　刑　事　弁　護
１　講義 …… 20
２　起案 …… 20
３　問題研究 …… 22
Ⅳ　刑　事　共　通
１　刑事共通演習１及び２ …… 23
２　刑事共通問題研究 …… 24

第３　その他の共通科目等

Ⅰ　全科目共通 …… 25
Ⅱ　弁　護　共　通 …… 25

第１　民事関係科目

Ⅰ　民事裁判

１　講義

(1)　講義１

集合修習の冒頭に，集合修習における民事裁判科目及び民事共通科目の修習内容を説明してその意義を理解させ，今後の学習方法に関する指導を行うことで集合修習への動機付けを行い，また，事実認定に関し，分野別実務修習の成果を理論的・体系的に整理するという観点から，記録形式の資料を用いて，基礎的な考え方に関する講義を行うとともに，当該事案の結論や判断過程等に関する討論を行った。

(2)　民裁問題研究

修習記録を使用した事実認定起案への導入として，修習記録を使用し，判断の基礎となる重要な事実をどのような証拠から認定すべきか，認定した重要な事実を踏まえて結論に至る判断の過程をどのように考えるかについて検討させ，講評を行った。あわせて，当該事案において問題となる，市街化調整区域における開発行為の規制についても説明し，より広い視野に立った事件の検討について，視点を提供した。

(3)　講義２

民事裁判修習の総括を行い，実務家になるに当たっての心構えなどを講義した。

２　起案

(1)　総説

Ａ班と同様，主張整理及び事実認定に加えて法規範への当てはめや法的評価の視点も取り入れ，また，一つの事件を深く考察して事件全体を見通した上で紛争解決の在り方を考えるという観点から，起案１，２のいずれについても１冊の修習記録を与えて起案を実施した。

起案１の講評では，主張整理及び法規範への当てはめの問題を中心に解説した。主張整理については，実体法の基本的な知識，考え方を基に，実務における様々な事件に応用することができる法的思考力をかん養することを主眼とした。また，事実認定及び法規範への当てはめについては，解釈論及び要件論を展開し，争点である事実の認定の可否を検討した上，当該事実を要件に当てはめることを通じて，説得的な論述展開を体感させるとともに，事実認定と法解釈とを総合的に考えさせる指導を行った。

起案２の講評では，債務不履行の基礎的な理解と，事案に応じた法的構成をすることの重要性を意識した解説を行い，また，法科大学院等で修得した実体法の知識等を活用して事案に即した具体的な基準を設定した上で事実関係を整理することやその評価を通じて，事実認定や法解釈に関する基礎的な知識や一般的な技法等を複雑な事例に応用することができるよう実践的な指導を行った。

また，起案１，２のいずれにおいても，現代社会の実相を反映した事案や事項を

取り上げることで，より実践的な観点を意識させることに意を用いた。

(2) 起案１

ア　事案の概要

原告（Ｘ）が被告２（Ｙ２）の仲介により被告１（Ｙ１）から購入した土地及び建物について，①主位的請求として，条例上の規制により当該土地に建物を再築できないのに，そのような規制はないと信じて購入したからＸの意思表示には錯誤がある，または，Ｙらは同規制の存在を知りながら告げなかったので詐欺に当たるから意思表示を取り消すとして，不当利得に基づき，支払済みの代金等相当額の返還及び利息の支払を，②予備的請求として，宅地建物取引業者であるＹらは，上記規制について説明すべきであったのにこれを怠り，Ｘに土地価格の減価分の損害を被らせたとして，共同不法行為に基づき，損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

Ｙらは，Ｘに対して上記規制について重要事項説明書を基に説明したから，Ｘは売買契約の際には規制の存在を知って購入したのであるし，Ｘは上記不動産の環境や間取りなどが気に入り，家族と相当年数居住するために購入したのであって，契約の際に建物を再築する可能性について話が出たことなどないと主張した。

イ　起案事項等

本件訴訟のうちＹ１に対する請求について，①訴訟物の記載，②請求原因や抗弁等に当たる当事者の主張内容の要約の記載，③請求原因のうち，詐欺取消による不当利得返還請求についての要件事実の整理とその説明，④本件不動産の売買契約に錯誤が認められるかについての結論の記載と結論に至った理由の説明，⑤主位的請求につき，原告の請求の当否に関する結論の記載と結論に至った理由の説明，をそれぞれ求めた。

主張の全体構造を把握する能力をかん養するとともに，不当利得や詐欺の規律を通じて，民法の基本的事項（要件・効果など）に関する正確な理解及びこれに基づく主張整理の在り方に関する理解度を確認した。更に，Ｘの意思表示に錯誤があったか否かを解答させる設問は，動機の錯誤に関する解釈論や要件論を展開した上，争いのある事実であるＹ１のＸに対する上記規制の説明の有無やＸの動機の表示の有無を認定し，当該要件に当てはめることを通じて，事実認定能力，法解釈能力とともに，論理的思考力及び法的分析力を総合的に問うものである。

起案の講評では，特にＸの意思表示における錯誤の有無については修習生の間でも意見が大きく分かれる事案であったため，特定の結論を正しいとして教えるのではなく，双方向・多方向の指導方法を取り入れ，修習生に活発に意見を述べさせながら，各自の結論に至る理由やプロセスを考えさせ，また，それをいかに説得的に表現するかを検討させることに重点を置いた。

(3) 起案２

ア　事案の概要

化学製品の販売等を目的とする株式会社である原告（Ｘ）が，イオン交換樹脂の製造・販売等を業とするアメリカ合衆国ニューヨーク州法に基づいて設立された法人である被告（Ｙ）との間で，糖類や医薬原体の製造に用いられる各種イオ

ン交換樹脂（本件製品）の販売についての代理店契約を締結し，長年にわたってＹから輸入した本件製品を他社に販売していたところ，Ｙが，Ｘに対し，一方的に本件製品の供給を停止する旨通知し，Ｘからの本件製品の発注に対してその供給を拒否したとして，Ｘが，Ｙに対し，債務不履行に基づく損害賠償及び遅延損害金の支払を求めた事案である。

Ｙは，代理店契約の解約は，ＸがＹの競合他社製品を取引先に対して販売するなどＹとの信頼関係を裏切る行為をしたことに起因するものであって，解約には「やむ得ない事由」があると主張した。

イ　起案事項等

①請求原因につき，どのような内容の債務不履行をいうものかの結論及びその理由の記載，②本件においてＹの主張する「やむを得ない事由」があるといえるかの結論及び理由の記載，③当該事案における和解を検討するに当たって考慮すべき事項の説明，をそれぞれ求めた。

事案にふさわしい法律構成を行うことの重要性を理解させるという観点から，あえて訴状の一部分をブランクとした上，当事者の主張及び記録に表れた事実関係から債務不履行に関する法的構成を考えさせた。この設問は，Ｘが主張する債務の発生原因及び債務不履行の態様を十分に検討することを通じて，債務不履行に関する基礎的な理解に加えて，事案の解析能力及び法的分析力を問うものである。また，継続的契約の解消に関する「やむを得ない事由」の有無を問う設問は，当事者の主張を正確に理解するとともに，実体法の知識等を活用して事案に即した具体的な判断基準を立て，錯綜する事実関係を整理して上記基準に当てはめることを通じて，法解釈能力のみならず，論理的思考力や事案の整理・分析能力を問うものである。さらに，和解における考慮要素を考えさせることを通じて，本件の紛争解決の内容及び指針を検討させた。

起案の講評は，起案１の講評と同様に，双方向・多方向の指導方法を取り入れるとともに，班別討議を行わせるなどして，修習生に活発に意見を述べさせながら，結論に至る理由やプロセスを考えさせることに重点を置いた指導を行った。特に，本件で取り上げた継続的契約の解消と「やむを得ない事由」の要否は，判断基準が実務上確立されているとは必ずしもいい難い分野であるため，修習生の自由な発想を尊重し，未知の問題点に遭遇した際にどのように議論を展開するかを含めた実践的な紛争解決能力のかん養に意を用いた指導を行った。

3　演習（争点整理）

(1)　総説

実践的な争点整理は，訴訟の進行に応じて変動する主張や証拠に即してなされるべきものであり，本演習は，修習生に対してこのような争点整理の動的な部分を体験させるのが趣旨である。本演習では，瑕疵担保責任が問題となる建築訴訟を取り上げた。まず，第１回口頭弁論期日終了後，弁論準備手続期日が指定され，双方から準備書面が提出された時点の記録（第１分冊）を配布して，事情も含めた事実や法的に不明確な主張を検討させ，争いのある事実を抽出するとともに，法的に構成

し得ない主張や要件事実が不足する主張などを整理し，更にその時点の証拠から得られる暫定的な心証をも手がかりにして，今後の争点整理の方向性や立証の見通しを考えさせた。これらの点についての講評後，更に，第２回弁論準備手続期日が終了した段階の記録（第２分冊）を配布し，その段階での争点を検討させるとともに，提出されている主張と証拠の状況を踏まえ，専門委員の活用や現地進行協議期日の活用をも視野に入れてその後の進行を検討させた。また，和解を勧試するとした場合の考慮要素等を問い，当該訴訟の背景事情等も踏まえた解決の方向性や内容を検討させることで，事案に応じた適切な紛争解決能力をかん養することも目的としたものである。

(2) 事案の概要

原告（X）が，被告（Y）に対し，Yから発注を受けたY宅のリフォーム工事及び耐震補強工事を完成させたとして，請負契約に基づき報酬の支払を請求した事案である。

Yは，Xには基礎の耐震補強工事も依頼していたとして請負契約の内容を否認するとともに，Xの施工した工事には不具合・未施工があるから仕事は完成していないとしてこれを否認した。また，抗弁として，①瑕疵があるから請負契約を解除する，②瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求権と請求債権とを相殺する，と主張した。

このように，本件は，建築をめぐる訴訟であり，専門的知見を要する訴訟類型であることから，請負契約や瑕疵担保責任に関する正確な理解とともに，木造建築の構造や工法に関する一定程度の理解を要するものであり，争点整理を進めるにあたっては，専門的知見の利用も視野に入れて考えることが必要な内容となっている（ただし，必要な情報の多くは記録中に記載されている。）。

(3) 演習内容等

演習内容は，訴訟の進行に応じて２段階に分かれる。まず，第１段階は，修習記録の第１分冊に基づいて，①本件訴訟の訴訟物を検討する，②請求原因を整理して，そのうち請負契約の内容に関して争いがあるのか否かを確定するとともに立証の見通しを検討し，仕事の完成の意味を考察することを通じて，同事実に争いがあるのか否かを確定する，③解除の主張が民法の要件を満たしているのかを検討し，本件訴訟において解除を主張することの意味を撤回の当否を含めて検討する，④相殺の抗弁について，Yの主張する瑕疵の内容を確定し，そのうち争いのある事実を抽出するとともに，立証の見通し等を検討するというものである。次に，第２段階は，修習記録の第２分冊をも検討した上で，①これらの争点整理を経た結果，第２回弁論準備手続期日終了時点での争点は何かを確定する，②こうした争点整理の状況を踏まえ，専門的知見の利用等をも含めて今後の訴訟の進行について検討する，③本件訴訟について和解を勧試するとした場合に考慮すべき要素について検討するというものである。

演習の講評は，要件事実や訴訟手続の細かい知識を解説するのではなく，これらの検討過程を通じて，修習生が争点整理のダイナミズムを感じ，理解することができるように，主張や立証の状況によって争点がどのように変化するかという争点整理のプロセスに重点を置いた指導を行い，また，争点整理に対する実務的な考え方

や視点も織り交ぜながら実践的な指導を行った。このように，本カリキュラムは，実務家としての基礎的かつ実践的な思考力，状況に応じた問題解決能力のかん養を目的とするものであり，法曹としての実際の活動との架橋を意識したものである。

Ⅱ　民事弁護

1　講義

(1)　講義１（民事保全・民事執行）

ア　民事保全手続の概略（ビデオ教材視聴）

具体的な民事保全事件を映像化したビデオ教材を視聴させることにより，民事保全手続の具体的なイメージを持たせた。

ビデオ教材は，ある織物屋が卸問屋に反物を納入したところ，卸問屋が手形不渡りを出したため，織物屋が留保していた所有権に基づく動産引渡請求権を被保全権利として，納入した反物の占有移転禁止の仮処分を申し立て，執行官保管に至るまでの手続の流れを映像化したものである。

イ　両手続の概略的説明及び事例に基づく研究解説等

民事保全・民事執行はいずれも極めて実践的な分野であり，その手続の習熟及びスキルアップは実務家として必要不可欠である。そこで，両手続を概説し，実務上よく見受けられる事例を用いて研究させた。なお，民事事件において，保全，本案，執行は一連の手続の流れに位置づけられるものであるから，事例はいずれも民事保全及び民事執行を有機的に結びつけた設定とした。両手続を同一のカリキュラムにおいて一体的・統一的に教えることで，学修の効果を上げることを狙いとしたものである。

設問の内容は，①仮差押えの事案における事前調査方法，目的物の選択及び執行方法，保全異議，債権執行の方法並びに強制執行停止に関する実務的対応等，②建物無断転貸のケースにつき建物の明渡しを求める場合の保全手段において選択すべき保全命令及びその執行方法等，③所有者に無断で土地の所有権移転登記がなされていた事案において選択すべき保全命令及びその執行方法並びに起訴命令の申立て等の債務者側の対抗手段等を問うものである。

(2)　講義２（弁護士の職責と倫理）

法律実務家としての活動開始を目前にした修習生に，社会から負託された弁護士の職責，使命を再確認させ，弁護士活動における職務上の倫理の重要性を理解させることを目的とし，教官から実務法曹としての心構えについて指導した。なお，職責・倫理問題にアプローチする基本的な視座は，法曹を志す者全体に共通するものという意識を持たせるよう留意した。

2　問題研究

問題研究（準備書面）

(1)　実施内容

起案１，２の実施に先立ち，事案の法的な分析，事実や証拠の把握，分析に関する能力のかん養を図るとともに，法律文書の作成に関する一般的な留意事項，訴訟手続における最終準備書面の果たす役割等についての理解を深め，さらに，説得的な法律文書を作成するために必要な技法と思考方法を体得させることを目的として，修習記録を用いた最終準備書面起案を題材に問題研究，解説を行った。

(2) 事案の概要

原告が，被告に対して，所有権に基づき動産（花瓶）の引渡しを求め提訴し，被告（ただし提訴後被告は死亡し，相続人が承継）が，本件動産の承継取得及び即時取得を主張して争った事案である。

(3) 研究事項等

上記事案において，被告の立場から準備書面を起案させた。原告から被告に転々流通するまでに介在した関係者の処分授権の有無及び被告による即時取得の成否といった争点につき，これらを推認させる事情などを修習記録から的確に抽出し，被告の主張を説得的に論証することを求めた。これらを修習生に検討させた上，解説等を行った。

3 起案

(1) 起案1

ア 事案の概要

依頼者（建設会社）は，Ｙ１との間で建物建築請負契約を締結し，代金支払のために受け取った手形が決済されたときに建物所有権をＹ１に移転させる旨合意した上，材料を自ら調達して建物を完成させた。依頼者は，Ｙ１の請負代金の資金繰りのため，本件建物につきＹ１名義で保存登記し，銀行の抵当権を設定することを承諾した。ところが，Ｙ１は手形の決済をできず，他方，本件建物は，Ｙ１名義で保存登記されたのち，Ｙ２に移転登記され，さらに第三者の抵当権が設定された。そこで，依頼者が未払の請負代金の支払等を求めて，弁護士に相談したという事案である。

イ 起案事項等

(ア) 事案分析報告書

上記事案につき，依頼者から提訴を依頼された弁護士という立場で，民事訴訟を提起する場合の法律構成や見通し等について分析した報告書を起案させた。分析事項は，本件請求をするに当たって考えられる法律構成及び適切と考えられる法律構成の選択とその理由，事実認定上の争点，同争点に関する立証の見通し，並びに必要な立証活動等である。当該事案の事実関係と要件事実を念頭においた法律構成を意識しながら，確認すべき事実や証拠の過不足をチェックし，追加の事情聴取や調査・証拠収集を行い，依頼者のニーズと事案の解決に適した具体的な紛争解決手段の選択・分析を行うことは多様な分野で活動する弁護士に必要とされる基本的なスキルである。具体的事案を通して，上記スキルをかん養することを目的としたものである。

(イ) 訴状

上記事案の法的分析を踏まえて，訴状を起案させた。弁護士は，依頼者からの事情聴取，調査・証拠収集活動及び法的分析を経て，適切な法的紛争解決手段を選択し，依頼者の権利実現を図ることが求められる。本起案では，提訴を選択した場合を題材に，提訴に当たり検討すべき事項，訴状に記載すべき事項及び提出すべき証拠の取捨選択の視点，権利実現に向けた戦略等について，理

解が深まるよう指導した。

(2) 起案2

ア 事案の概要

被告（家具店）は，原告所有建物（本件建物）の一室を賃借して家具店を営むため，原告との間で本件建物の賃貸借契約を締結し，営業を開始した。ところが，その後，原告は，被告に対し，本件賃貸借契約の終了に基づく建物明渡しを求めて訴えを提起した。原告は，主位的には，本件契約は一時使用賃貸借契約であるとして中途解約による契約終了を主張し，予備的に，普通賃貸借契約であるとしても，更新拒絶の通知をなし，これには正当事由があるという主張をしている。

イ 起案事項等

(ア) （最終）準備書面

具体的事案を通して，法的問題の解決に必要な技法や思考方法，説得的な法律文書の作成方法といった法律家に共通して必要となるスキルを体得させることを目的として，被告最終準備書面を題材とする起案をさせた。

被告代理人として，論点を把握し，規範を定立した上，適切な間接事実を抽出し，証拠に基づく説得的な論証をすることが出来ているかを検証した。

(イ) 小問

上記事案を用い，和解及び弁護士倫理に関する小問も出題した。和解の小問においては，審理の過程において，原告側から提示された和解案につき必要な条項の一部を穴埋めさせるとともに，同和解案を被告側から検討した場合に修正すべき条項等を検討させ，もって和解交渉及び条項検討に際しての思考方法や視点を修得させることを狙いとした。弁護士倫理については，具体的な場面設定に基づき証人汚染，依頼者との金銭貸借，自力救済といった弁護士倫理上の問題点を研究させることで，実務上陥りやすい問題点等を意識させた。

4 演習（立証活動）

(1) 総説

弁護士の活動において，訴訟の内外を問わず，事案の正確な把握と調査・証拠収集活動が極めて重要であることは論をまたない。事前の調査・証拠収集活動を迅速かつ適切に行うことが，事案にふさわしい紛争解決手段の選択につながり，また，提訴事案においても訴訟の帰すうを決することになる。他方，弁護士の調査・証拠収集活動には様々な制約や限界，費用の問題もある中で，いかに迅速かつ的確に調査をし，証拠収集を行うかは，ひとえに個々の弁護士の創意工夫とイマジネーション，熱意に裏打ちされた不断の努力に依拠している。

演習では，このように，民事弁護実務において極めて重要な立証活動について，総論として，裁判外及び裁判上の証拠収集活動の方法・手続を確認した上で，各論として，具体的な事例を題材に，弁護士が依頼者から相談を受け，事案を把握し，対応を検討するに際し，いかなる調査・証拠収集活動を行うのか，収集した内容をどのように証拠化していくのかといった点や，訴訟提起後の証拠申出方法について，双方向の演習を通じて，修習生に修得させることを目的として指導を行った。

(2) 事案の概要

一棟マンションの所有者兼賃貸人であるXは，当該マンションの居室の賃借人であるYが，居住用と定める契約上の使用目的に反して，同居室を事務所として使用していることを知った。Xから依頼を受けたA弁護士がYに対し事務所使用を止めるよう内容証明郵便を送付したところ，Yの依頼を受けたB弁護士から反論の内容証明郵便が送付された。

当該居室は，その後，Y不在中の出火により，ほぼ全焼した。出火原因について，XはYが当該居室の室内を改造して取り付けた照明設備が原因と主張しており，他方，Yは賃借する以前から当該居室に備え付けられていた空調機が原因と主張している。

(3) 実施内容

事案の概要（出火の前と後のAB両弁護士による事情聴取の形式によるもの），賃貸借契約書及び図面等を資料として事前配布し，当該事例に関して，当該居室の事務所使用につき賃貸人Xの承諾があったという事実を立証するためにB弁護士が行うべき証拠収集活動や，相手方Yに対して損害賠償請求をするためにA弁護士が行うべき立証活動等についてあらかじめ検討させた上，演習実施日に討論及び解説を行った。

Ⅲ　民事共通

1　民事共通演習１から４まで

(1)　総説

ア　趣旨

裁判官，原告代理人又は被告代理人の各役割を修習生自身に模擬的に行わせ，証人役からの事情聴取，法律構成の再構築及び立証方針の策定等を経て，争点及び証拠を整理した上で人証の集中的な証拠調べを行うという訴訟運営を実施させることによって，一つの事件について，事情聴取から判決に至るプロセスを実践的に理解させ，法曹として必要な事実調査能力，法的分析能力，事実認定能力，説得的な表現能力等を総合的に向上させることを目標とした。

この演習では，修習生に対し，あえて法律構成や立証が不十分な主張書面，言い分及び各当事者の手持ち書証を与えることにより，生の言い分から動的に法律構成を組み立てさせ，主体的に事案を解決するプロセスを経験させることにより，実務的な対応を修得させることを狙いとしている。

イ　事案の概要

被告は，自ら経営するカラオケボックス店で使用する会員カードの製作を，印刷会社である原告に依頼することとし，原告は，２０店舗分の会員カード計８万枚の表面を印刷の上，新規出店の都度４０００枚ずつ裏面に必要な店舗情報を印刷し納品していた。被告は，３店舗分の計１２０００枚を受領し，これに相当する代金は支払ったものの，事業計画が頓挫し，残りのカードの受領を拒んだため，原告が表面印刷済の残カード全部の引取り及び代金等の支払を求めた事案である。

(2)　民事共通演習１（口頭弁論）

ア　課題及び実演等

修習生全員に裁判官，原告代理人，被告代理人，各証人の役割を与え，演習１に先立つ演習１準備において，各グループに法律構成等を検討させ，かつ，各代理人チームには証人役からの事情聴取を体験させ，あらかじめ各グループに合議の結果に基づく検討メモを作成，提出させた。その上で，裁判官役，原告代理人役又は被告代理人役それぞれ全員による大合議又は作戦会議での検討を経た上，第１回口頭弁論期日において，担当グループがロール・プレイングにより，訴訟物，主要な争点及び立証方針の確認等を行った。

イ　講評

民事裁判教官からは，訴状・答弁書の審査等，第１回口頭弁論期日前の準備について，民事弁護教官からは，事情聴取等の訴訟活動に向けての準備活動について，問題点を指摘するなどの講評を行った。

(3)　民事共通演習２（弁論準備手続期日）

ア　趣旨

演習２に先立ち，代理人役の担当グループに，第１回口頭弁論期日の結果を踏まえた準備書面を作成させ，併せて手持ち書証の中から追加提出すべきものを選択の上提出させた。演習２では，弁論準備手続期日において，担当グループがロ

ール・プレイングによる主張及び証拠の整理を行い，主要事実レベルでの争点を確定するとともに，更に重要な間接事実レベルでの争点についても議論し，また，書証の認否，人証の採否及び人証調べに関する協議等を行った。

イ　講評

民事裁判教官からは，争点整理全般について講評を行い，民事弁護教官からは，主に次に予定する尋問についての総論的な講義を行った。

(4)　民事共通演習３（交互尋問）

ア　趣旨

演習２に引き続き，証人尋問を実施し，代理人としての立証活動及び尋問の事前準備についての理解を深めさせるとともに，尋問技術の修得を図ることを目指した。併せて，裁判官役の修習生には訴訟指揮を行わせ，交互尋問の進め方，補充尋問，異議の処理，事実認定に関する心証形成の在り方等についても体得させることによって，適切な尋問期日の進行（訴訟運営）や事実認定の在り方について研究させた。

イ　事前準備等

代理人役の担当グループに，各証人の陳述書，証拠申出書に記載する尋問事項を記載した尋問事項書及び尋問で明らかにするべき事項のポイントをまとめた尋問ポイントメモをそれぞれ事前提出させた。

ウ　交互尋問等

弁論準備手続の結果陳述を冒頭に行った上，各証人の尋問を実施した。

エ　講評等

修習生自身に尋問や訴訟指揮を模擬的に体験させることによって，尋問技術や訴訟指揮について，実際に行うことの難しさを経験させるとともに，尋問に至るまでの事情聴取や主張立証の組立ての重要性を確認させた。また，証人役の修習生からも，実際に尋問を受けた感想を発表させることによって，尋問する側からは気付きにくい視点を提供した。

(ｱ)　外部講師（裁判所職員総合研修所教官）による講評

尋問を傍聴した裁判所職員総合研修所教官から，裁判所書記官の観点での尋問の問題点等を指摘してもらうなどして，多面的かつ実践的な指導を行った。

(ｲ)　教官による講評

民事裁判教官及び民事弁護教官から，各場面での尋問の在り方や，あるべき訴訟指揮について指導を行った。

(ｳ)　事実認定討論

尋問を踏まえて，事実認定についてグループ討論を行わせ，裁判官役の各チームからは理由付きの判決メモを，代理人役の各チームからも簡易なメモを，それぞれ作成・提出させた。

(5)　民事共通演習４（判決）

ア　判決

従前の尋問結果を踏まえて，全裁判官チームによる判決言渡しを行った。

イ　教官による講評

民事裁判教官からは主に事実認定と心証形成の在り方などについて，民事弁護教官からは準備書面，陳述書及び尋問などについて総評的な講評を行った。

2　民事共通問題研究（和解）

実務では，訴訟上・訴訟外の和解により紛争が解決する件数が多い。そこで，民共演習と同一の記録を用いて，全修習生に裁判官，原告代理人及び被告代理人の各役割を割り振り，訴訟上の和解を題材に，和解交渉から和解成立（または不成立）に至るプロセスをロール・プレイングとして体験させた。演習後は，民事裁判教官及び民事弁護教官から，それぞれ，和解交渉に臨むに当たっての視点やポイントを講評した。

併せて，実務においても比較的多いと思われる２事例（事例１・金銭の分割払いを受ける事案，事例２・建物の明渡しを受ける事案）に係る参考和解条項案を配布して，和解条項一般について民事弁護教官が講義を行い，和解条項作成時の思考方法や配慮を要する事項等についてその理解を深めさせた。

3　民事共通講義（契約）

弁護士の業務は，法廷活動に限られるものではなく，その極めて基本的かつ重要なものとして，契約書の作成，修正及び契約締結交渉に係る業務がある。契約書作成に当たっては，最終的には訴訟手続上の証拠として提出され得ることも想定しながら，紛争を未然に予防し，依頼者の利益を擁護することが重要である。

本講義では，まず，修習生に，依頼者から検討を依頼された契約書案と法律相談の概要を配布し，契約書案に含まれる問題点の検討，修正案の作成，依頼者から聴取すべき点の検討，相手方の反応を想定した交渉戦略の検討をあらかじめ行わせた。その上で，契約実務の基本的な知識と考え方を教授することにより契約書のリーガルチェックにおいて考慮すべき事項や考え方を，できる限り実践的に体得させることに意を用いた。

第２　刑事関係科目

Ⅰ　刑事裁判

１　講義

(1)　講義１

ア　集合修習のガイダンス

集合修習の冒頭に，刑事裁判科目及び刑事共通科目として実施する修習内容を具体的に説明し，集合修習において学ぶべき事柄やその意義を理解させて，動機付けを行うとともに，今後の学習方法に関する指導を行った。

イ　小テスト

分野別実務修習を経た修習生が，刑事訴訟手続に関する基本的な理解を有しているかどうかを確認することを目的とした小テストを実施した上，解説を加えた。

出題内容は，勾留通知先，尋問順序，被害者の意見陳述，公訴提起後の記録の閲覧謄写というような刑事訴訟手続上の基本的な問題点であり，出題形式は，これらについての制度趣旨や法的な意味合いを簡潔に答えさせるものとした。

ウ　事実認定

事実認定の手法やその留意点として，住居侵入，現住建造物等放火被告事件を内容とする「平成２１年版刑事第一審公判手続の概要（参考記録）」を用いるなど，具体的な事例に則して，争点を的確に把握することの意義，直接証拠と間接証拠の意義，間接事実による要証事実の推認方法，供述証拠に関する標準的かつ汎用的な信用性判断の手法，総合判断の手法やその重要性等について説明した。

(2)　講義２

最終講義として，集合修習における刑事裁判科目のまとめをしたほか，法曹となるに当たり必要な心構え等について，教官から，その経験等に基づいて説明した。

２　起案

(1)　総説

刑事裁判科目の起案は，基本的には，修習記録に基づいて特定の争点について事実認定を行うことを中心とし，併せて刑事訴訟手続等に関する法律問題（以下「法律問」という。）について解答を求めるものである。

修習記録は，実在した事件の中から修習に適したものを選別し，これを素材に適宜改変を施して作成されたものである。事実認定においては，証拠を検討して争点の判断にとって意味のある事実を指摘し，争点となった事実の存否について判断した過程を論理的に説明することを求めている。また，法律問は，日常的に行われている刑事訴訟の諸手続について，その根拠や法的な意味合いを理解させ，そのことを実務上の様々な場面で応用することができるように，出題内容を吟味している。

いずれも，判決書の形式等の枠にとらわれない，新司法修習における指導理念に対応し，法曹としての汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いた

出題となっている。

(2) 起案1

ア 事案の概要

被告人が，歩道上において，被害者を押し倒すなどして金品を強取しようとしたが，通行人に発見されたため逃走し，その目的を遂げず，その際，被害者を負傷させたとして起訴された強盗致傷の事案である。

被告人は，身に覚えがないとして，公訴事実を否認している。

イ 起案事項

(ア) 事実認定に関する起案

被告人と犯人との同一性という争点について，各自の結論を示させるとともに，結論に至る判断過程を証拠に基づいて説明するように求めた。供述の信用性については，被害者及び被告人の各供述に限って，その検討過程を記載させた。

(イ) 法律問に関する起案

刑事訴訟法の基本的事項や，実務修習で日常的に起こる通常の刑事訴訟手続に関する事項について，その根拠や法的な意味合いの理解を再確認するため，接見等禁止の裁判に対する不服申立てと一部解除，被害者特定事項の秘匿，刑の執行猶予の可否，公判前整理手続の終結・証拠調べに関する問題を出題した。

ウ 講評

講評に際しては，特に，争点である要証事実〈被告人と犯人との同一性〉の証明が合理的な疑いを超えてなされているかどうかについて，結論を左右する重要な事実は何かを踏まえて，証拠から間接事実を的確に認定した上，その位置付けや争点である要証事実を推認させる力の程度等に留意しながら，総合的に判断することが必要であることを理解させるように努めた。

(3) 起案2

ア 事案の概要

被告人が，実行犯数名が共謀の上，殺人未遂及び逮捕監禁の各犯行に及んだ際，その情を知りながら，実行犯数名を自動車に乗せて犯行現場まで送り届けて各犯行を幇助したとして起訴された殺人未遂幇助，逮捕監禁幇助の事案である。

被告人は，実行犯数名を自動車に乗せて犯行現場まで送り届けたとの事実については認めるものの，実行犯が各犯行に及ぶつもりであったことは知らなかったとして，幇助の故意を争っている。

イ 起案事項

(ア) 事実認定に関する起案

殺人未遂幇助及び逮捕監禁幇助の成否につき，各自の結論を示させるとともに，その結論に至る判断過程を具体的に説明するように求めた。供述の信用性については，実行犯の各犯行を幇助したとして起訴され，有罪の確定判決を受けた証人1名及び被告人の各供述に限って，その検討過程を記載させた。

(イ) 法律問に関する起案

起案1と同様の目的から，推測事項の証言，捜索差押許可状の記載事項，勾

留の判断資料，自白の補強証拠，裁判員裁判における証拠調べ等に関する問題を出題した。

ウ　講評

起案１と同様の方法で実施した。

幇助の故意に関する事実認定においては，その法律概念の意義，趣旨等を意識して間接事実を指摘する必要があること，本件に即して，積極方向及び消極方向の各間接事実が幇助の故意の存否についての判断に及ぼす影響力の程度を検討した上，これらを総合考慮して適切な判断をする必要があること，共犯者的な立場の証人の供述の信用性判断に当たっての留意点について，十分に説明した。

3　問題研究１及び２

(1)　指導目標

裁判員裁判が平成２１年５月に実施され，争点中心の分かりやすい公判審理を実現することが実務で現実に求められるようになり，その成否の鍵となる公判前整理手続の的確な運用が極めて重要なものとなってきている。そこで，問題研究１では，将来における裁判員裁判の中核を担う修習生に対し，証拠開示制度に関して，具体的事例に基づく問題を提起し，同制度の基本的な理解のほか，実務上重要な問題点について研究させることを目標とした。

また，間接事実による事実認定においては，科学的証拠が重要な位置を占めており，適切な事実認定をするためには，科学的証拠を理解する上で必要となる基本的視点を有していることのほか，科学的証拠により導き出される事実が争点判断に対し持つ意味を解明することが重要である。そこで，問題研究２では，修習生に対し，具体的事例に基づいて問題を提起し，科学的証拠を理解する上で持つべき基本的視点を修得させるとともに，争点に対して科学的証拠が持つ意味を研究させることを目標とした。

(2)　実施内容

問題研究１は，有印私文書偽造，同行使，偽造有印公文書行使，詐欺未遂の事例を取り上げ，資料として，起訴状及び検察官請求証拠からなる刑事争点整理教材（本冊），検察官の証明予定事実記載書，証拠等関係カード（検察官請求分）を配布し，研究を行った。

具体的には，弁護人が類型証拠として，どのような証拠の開示を求めるかについて，グループ別討論を実施した上で，クラス全体による討論を行った。また，修習生が証拠開示制度の基本的在り方を理解し，実務上の重要な問題についての現状やあるべき方向性などについても深い研究を行えるように，全体討論の際には検察教官及び刑事弁護教官の参加を得て，当事者的立場を踏まえた多角的視点からの助言も行うなどした。また，本年から，問題研究１で用いる資料と刑事共通演習１及び２で用いる教材を共通にして，これらのカリキュラムを連動して実施することにより，修習生が証拠開示及び争点整理の関連性を理解しやすいようにした。

問題研究２は，いずれも犯人性が争われている住居侵入，窃盗の事例と傷害の事例を取り上げ，ＤＮＡ型鑑定を含む証拠により明らかにされた事実の概要に関する

資料を配布し，研究を行った。

具体的には，各事例で問題となる間接事実，それが要証事実を推認させる理由について問題を提起し，グループ別討論を実施した上で，クラス全体による討論を行った。研究討論の際には，上記指導目標を意識し，科学的証拠により導かれた事実と要証事実との結び付きについて検討することの重要性について，修習生が理解できるよう配慮した。また，その冒頭において，ＤＮＡ型鑑定を題材として，科学的証拠が問題となる事実認定に関する注意点などについて，説明を加えた。

Ⅱ　検察

1　講義

(1)　講義１（２コマ連続）

ア　集合修習のガイダンス等

集合修習の冒頭に，集合修習における検察科目のカリキュラムの概要及び修得目標を説明した。

イ　総括的復習等

これまで行ってきた分野別実務修習等の総まとめとして，検察官が捜査結果に基づいて当該事件の終局処分を決定する際の検討事項や思考過程に関する総括的な復習を行い，その中で，①証拠による事実認定の意義，②間接事実を用いた事実認定の手法，③特に客観的証拠を重視した犯人性推認の考え方，④犯人目撃識別供述，共犯者供述及び被疑者供述等の供述証拠の信用性判断の方法，⑤訴因構成の考え方，⑥個々の犯罪構成要件の意義を正確に把握して，これに該当し得る具体的な事実関係を証拠によって認定した上，その法的評価（要件該当性）を的確に検討するなどの犯罪の成否に関する検討の手法等について，改めて説明した。

さらに，こうした検討結果を正しく文章で表現するとの観点から，起訴状の公訴事実等の法的文章につき修習生が陥りがちな用語の誤解，誤用などに言及しつつ，改めて指導した。

(2)　講義２

司法研修所における検察科目の最終講義として，集合修習における検察科目の総まとめを行い，さらに，法曹となるに当たっての心構え等について講義を行った。

2　起案

(1)　検察起案の概要

検察科目の起案は，修習記録に基づいて検察官として適切と考える終局処分の内容を決定させて，起訴状あるいは不起訴裁定書を起案させた上，その思考過程について論述させるものである。犯人性及び犯罪の成否等の両方を論述させるもの，あるいは，主問として，その終局処分に至る思考過程のうち犯人性に係る部分又は犯罪の成否等に係る部分のいずれかについて論述させ，さらに，小問として，①主問で問わなかった犯人性又は犯罪の成否等のいずれかに関する問題，②刑事手続に関する問題について解答を求めるものである。

いずれも，新司法修習における指導理念に対応し，法曹としての汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いた出題であり，刑事手続に関する小問についても，単に法的知識を問うだけではなく，修習記録中に現れた具体的な事実関係を正確に把握しなければ適切な結論に達し得ない問題を出題するように配慮した。

(2)　起案１

ア　事案の概要

本事件は，被疑者両名が，伝言ダイアルで知り合った被害者の自宅に赴き，被害者に睡眠薬入り飲料を飲ませて昏酔させ，被害者所有の現金及びキャッシュカード等を窃取した上，前記キャッシュカードを使用してＡＴＭ機から現金を引き

出して窃取したという事案である。

イ　起案事項等

(ｱ)　主問

修習記録を検討し，検察官として適切と考える終局処分の起案をさせるとともに，その終局処分の決定に至る思考過程として犯罪の成否等についての論述を求めた。

犯罪の成否の検討に係る部分については，構成要件該当性（客観面・主観面・共犯性）に関し，証拠に即した具体的事実認定及びその法的評価について論述させた。

(ｲ)　小問

上記記録を用い，刑事手続に関する問題として，検察官が勾留延長を相当と判断した理由について論述させた上で，勾留延長が５日間のみ認められたものの，検察官が５日間では所要の捜査を遂げることが著しく困難な場合に検察官として採り得る措置について検討させた。

ウ　講評

起案実施日の約２週間後に，評価等を終えた起案を修習生に返却して起案内容を確認させ，記憶を鮮明にさせながら，修習生の理解が不十分であった部分を入念に解説し，各修習生の理解を深めることに努めた。

刑事手続に関する小問では，刑事訴訟法２０８条の解釈及び実務上の取扱いを説明した。

(3)　起案２

ア　事案の概要

本事件は，借金返済に窮した被疑者が，被害者の留守中に被害者方に侵入して金品を持ち去ろうと考えて被害者方敷地内に立ち入ったところ，たまたま被害者が帰宅したことから，被害者の口を手でふさぎ，背中を手で突き飛ばすなどしてその場に転倒させ，加療約２か月間の傷害を負わせたという事案である。

イ　起案事項等

(ｱ)　主問

修習記録を検討し，検察官として適切と考えられる終局処分の起案をさせるとともに，その終局処分の決定に至る思考過程として犯人性及び犯罪の成否等の両方についての論述を求めた。

犯人性の検討に係る部分については，①犯人性を推認させる間接事実，②その間接事実が犯人性を推認させる理由やその推認力の程度，③間接事実の認定根拠である証拠の検討，④被疑者供述の評価について，それぞれ論述を求めた。

犯罪の成否の検討に係る部分については，構成要件該当性（客観面・主観面）に関し，証拠に即した具体的事実認定及びその法的評価について論述させた。

(ｲ)　小問

上記記録を用い，刑事手続に関する問題として，被害者立会の実況見分調書につき，立会人の説明部分の証拠能力について論述を求めた。

ウ　講評

起案１と同様，起案実施日の約２週間後に評価等を終えた起案を修習生に返却し，修習生の理解が不十分であった部分を入念に解説し，各修習生の理解を深めることに努めた。

本事件では，犯人性を推認させる間接事実のうち証拠物等の客観的証拠に基づいて構成される間接事実の重要性，証拠とそれによって立証し得る事実との関係について説明した。また，犯罪の成否につき，被疑者は，金品奪取に向けた言動を何ら行っていないこと，被害者がその場に落としたバッグを拾うことなく立ち去っていることなどから，財物奪取に向けられた暴行を振るったとは評価できないことを解説した。また，本件では，窃盗の実行に着手したとも認められないことから，終局処分としては送致罪名である強盗傷人ではなく，傷害として処理すべき事案であることを説明した。

また，小問の解説を通じて，刑事訴訟法３２１条３項及び判例の正確な理解が重要であることを指摘した。

3　問題研究（被害者保護）

修習生に対し，被害者保護に関する問題に直面した場合に自ら調査し，解決策を考えることができるようにするための手掛かりを与えることを目標とした。

具体的には，深夜，帰宅途中の女性が駐車場に連れ込まれて強制わいせつの被害に遭った事例を事前に修習生に呈示し，事件送致を受けた検察官が捜査を行う上で被害者に配慮すべき事項，公判請求後の被害者の証人尋問に当たり配慮すべき事項等についての設問を通じて，関係する法条を確認しながら，具体的事例に即して解説した。

なお，本問題研究では，刑事裁判教官及び刑事弁護教官の参加を得て，修習生の理解をより深めさせることとした。

Ⅲ　刑事弁護

1　講義

(1)　講義１

ア　集合修習のガイダンス

集合修習の冒頭に，刑事弁護科目の各カリキュラムが刑事弁護活動のどの場面に対応しているかを示しながら，カリキュラムの概要及び全体像について説明を行った。また，起案に当たっての注意事項などを説明した。

イ　総括的復習

分野別実務修習中に行った出張講義の内容について記憶を喚起させた上で，集合修習開始に先立って配布済みの自習用課題を題材にして，検察官の主張と立証構造の把握，弁護人による弾劾方法等について講義を行い，公判における弁護活動の基本的手法を確認した。

(2)　講義２

最終講義として，集合修習における刑事弁護科目のまとめや実務家になるに当たっての心構えなどについて講義を行った。

また，カリキュラムにおいて独立して扱えなかった一審判決後の注意点，控訴審での弁護活動について，強盗罪の共同正犯として第一審で実刑判決を受けた被告人が控訴した事案を題材に講義を行った。

2　起案

(1)　総説

２回の起案を実施し，講評を行った。

使用した修習記録は，実在した無罪事件や，いわゆる認定落ち事件の中から修習に適したものを選別して作成したものである。

いずれの起案の課題も，修習記録に基づいて，主要な論点について弁論要旨に記載すべき内容を起案させる主問と，当該事案における主たる争点・証拠構造，刑事訴訟手続上の基本的な事項等を論述させる小問とで構成されており，新司法修習における指導理念に対応し，法曹としての汎用性のある基礎的な能力を修得させることに重点を置いた出題となっている。

(2)　起案１

ア　事案の概要

本事案は，酒に酔った被告人及び共犯者が，路上で口論となった被害者に対し，共謀の上で殴る蹴るの暴行を加え，その後，被害者から金品を強取しようと企て，共謀の上，引き続き，暴行を加えてその反抗を抑圧した上，被害者から札入れを強取し，こうした一連の暴行により被害者に加療約５週間を要する傷害を負わせたが，この傷害は被告人両名に強盗の犯意を生じた前後いずれの暴行によるものか明らかでないとして，傷害及び強盗の罪で公訴提起されたものである。被告人は，共犯者と強盗の共謀をしたことはなく，札入れを強奪したこともない旨述べている。

イ　起案事項

(ｱ)　主問

被告人が被害者から札入れを奪取したか否かという争点に関し，「被告人から被害者の札入れを渡された」という共犯者の証言の信用性を弾劾するために弁論要旨に記載すべき内容を起案させた。

(ｲ)　小問

①　上記争点に関する被告人の捜査段階の自白には信用性がないことについて，弁論要旨に記載すべき内容を箇条書きにより記載させた。

②　被告人と共犯者との間における強盗の共謀の存否に関する争点について，共謀の存在を基礎づけるものとして，検察官が主張する間接事実及び間接証拠を箇条書きにより記載させた。

③　弁護人によって任意性が争われた被告人の捜査段階の供述調書が取り調べられるに至った経過について，公判における時系列に沿って説明させた。

ウ　講評

解説に当たっては，設問にとらわれることなく，まず事案全体を分析し，争点を把握させた。本件では，被告人による被害者の札入れの奪取の有無，被告人と共犯者との札入れの奪取に関する共謀の有無が主な争点となることから，これらの争点について検察官の主張・立証構造を解明し，主要な証拠である被害者供述及び共犯者供述の信用性の弾劾について解説した。また，被告人の捜査段階における不利益供述の任意性・信用性を否定する手法等についても説明を行った。

(3)　起案２

ア　事案の概要

本事案は，被告人が，原動付自転車を運転しながら，自転車で通行中の被害者が自転車前かごに入れていたハンドバッグを奪い取ろうとし，被害者を約３０メートルにわたって引きずり転倒させるなどしたとして，反抗を抑圧して強取しようとしたが，奪取に至らなかったという強盗未遂の罪で公訴提起されたものであり，被告人は，アリバイを主張し，身に覚えがないとしている（修習記録上は，これとは別に，道路交通法違反の自白事件も併合されている。）。

イ　起案事項

(ｱ)　主問

本事案では被告人と犯人との同一性が争点であり，被害者の犯人識別供述を含む供述の信用性を弾劾するために弁論要旨に記載すべき内容を起案させた。

(ｲ)　小問

①　本件の公訴事実のうち主たる争点及びその争点に関する検察官の主張を支える直接証拠について記載させた。

②　被告人が主張するアリバイの内容及び当該アリバイ主張を支える重要な証拠について，その理由とともに論述させた。

ウ　講評

起案１と同様に，設問に即した解答のみを解説するのではなく，事案全体を分析して，主な争点が被告人と犯人との同一性であることを把握させた上で，当該

争点に関する検察官の主張・立証構造を解説した。そして，検察官の主張を支える被害者及び目撃者の供述の信用性の弾劾並びに被告人のアリバイ主張について解説を行った。

3　問題研究

(1)　問題研究１

ア　総説

起訴前弁護に関する事例（事例１）と保釈に関する事例（事例２）を事前に修習生に提示し，研究課題について事前に検討させた。講評においては，刑事裁判教官及び検察教官の参加を得て，実務上の運用等について，幅広い視点から解説を行った。

イ　事例１

当番弁護士として，詐欺，公務執行妨害の罪で逮捕された被疑者と初回接見することになったという事例である。修習生には，被疑者名や拘束場所等の連絡事項が記載された当番弁護士センター配点連絡票のみ配布した上で，模擬接見，グループ討論及び講評を実施し，初回接見の重要性や初回接見後の弁護活動等を学ばせた。

ウ　事例２

被告人が，利用していたマッサージ店の店長から二度と店に来ないように言われたことなどに立腹し，営業中の店内において自己のラジオを床に投げつけた上，同ラジオを蹴飛ばして壁に掛けられた鏡を割るなどして，威力業務妨害，器物損壊の罪で公訴提起されたという事例である。

被告人は胃潰瘍を患っており，また，高齢で寝たきりの母を介護しなければならない等の事情が存在する。

修習生には，保釈請求書に記載すべき事項等をあらかじめ検討させ，質疑応答を交えて解説を行った。

(2)　問題研究２

少年３名が，共謀の上，スーパーにおいて缶チューハイ１０点等を窃取したとして逮捕されたという事例について，少年役，模擬面会担当者を修習生の中から選定させ，模擬面会を実施した。そして，観護措置回避に向けた弁護人の準備活動や，要保護性解消のための付添人活動等について，模擬面会で聴取した事項に基づきグループ討論を行わせた。

講評においては，刑事裁判教官及び検察教官の参加を得て，観護措置決定や審判に関する実務上の運用等について，幅広い視点から解説を行った。

Ⅳ　刑事共通

1　刑事共通演習１及び２

(1)　指導目標

刑事共通演習は，争点整理演習（演習１　４５０分）とそれを踏まえた証人尋問演習（演習２　２５０分）との二つの場面で構成される。

争点整理演習は，公判前整理手続を念頭に置き，具体的な事例を題材として，適切に争点及び証拠を整理し，審理計画を策定するために，裁判官，検察官及び弁護人は，それぞれどのような観点から，どのような活動をすることが必要とされるのかについて，基本的な理解を得させることを目標とした。とりわけ，修習生に争点整理における当事者の果たすべき役割の重要性を認識させることを大きな目標の一つとした。

証人尋問演習は，争点整理の結果を踏まえて証人尋問や被告人質問を実演させ，争点に絞ったわかりやすい尋問の在り方を理解させることを目標とした。

なお，刑事共通カリキュラムとして争点整理を正面から取り上げるようになったのは平成２０年度からであり，その後，演習の時間枠を拡大して今日に至っているが，このカリキュラムは，法曹に共通として必要とされる能力を修習生に修得させることはもとより，裁判員裁判を中核とするこれからの刑事裁判を担っていく修習生に対し，争点整理の重要性を認識させるとともに，的確に争点整理を行う上で必要な視点を提供するという点からも，今後，ますます重要度を増していくと思われる。

(2)　実施内容

刑事裁判問題研究１で使用した有印私文書偽造，同行使，偽造有印公文書行使，詐欺未遂被告事件の刑事争点整理教材（本冊），同（別冊）を題材として，共謀の成否について，争点整理を行い，かつ，争点整理を踏まえた証人尋問と被告人質問の演習を行った。

本冊は，起訴状及び刑訴法３１６条の１４により検察官請求証拠として弁護人に開示された証拠で，別冊は，検察官の手持ち証拠として後日弁護人に開示されたものでそれぞれ構成されている。なお，今回の演習では，裁判官役を含め，全修習生に本冊及び別冊を配布して演習を実施した。

ア　課題等

修習生を裁判官，検察官及び弁護人のグループに分けて，事前に刑事争点整理教材のほか，証明予定事実記載書及び証拠等関係カード（検察官請求分）などの資料を配布し，各自に争点整理の検討・準備を行わせた。特に，グループ内での事前検討や書面の提出などは求めていない。

イ　実施方法

争点整理演習は，４５０分を三つの場面に分けた上，最初の場面と次の場面でいずれも共謀の成否につき，当事者間に争いのある事実関係を洗い出し，個々の事実の位置づけについての争点整理を行い，最後の場面で最終的な争点のまとめと証拠の採否などを行った。それぞれの場面で，各グループの代表チームが実演

による争点整理手続を行ったが，それに先立って，実演を担当するチームを中心に，グループごとに全員による作戦会議を行わせ，各グループ内で実演に向けた対処方針についての共通認識を持たせた。実演は，この作戦会議の方針にのっとり行わせた。最初の実演と最終の実演終了後の二度にわたって，刑事裁判，検察及び刑事弁護の刑事系三教官が，それぞれの立場から，争点整理の方法や結果について問題点を指摘するなどして講評を行った。

証人尋問演習は，争点整理演習の結果を踏まえて尋問事項を検討し，各グループの代表チームが重要証人に対する尋問と被告人質問を実演し，実演終了後，刑事系三教官が，分かりやすく，かつ，効率的な尋問の在り方という観点から問題点を指摘するなどの講評を行った。

2　刑事共通問題研究

(1)　指導目標

具体的な事例を題材として，情状に関する充実した審理を実現するため，裁判官，検察官及び弁護人がどのような点に留意しながら活動又は判断することが必要とされるのかについて，修習生に基本的な理解を得させることを目標とした。

(2)　実施内容

強盗致傷被告事件について，具体的な事案を記載した書面，弁護人が接見時に被告人から聴取した事項のメモ，量刑分布表１及び２（即日回収）を配布して演習を実施した。

修習生を裁判官，検察官及び弁護人の３グループに分けて，裁判官グループには上記事案において量刑上最も重要な事情を，検察官グループには検察官としての情状に関する捜査の在り方のほか，公判における立証上の留意点等を，弁護人グループには犯情についての主張立証のほか，被害者との関係や被告人の更生という観点からの弁護の在り方等をそれぞれのグループごとに検討させ，レポートを提出させるとともに，これに基づいて発表を行わせた上，刑事系三教官から講評を行った。

第３　その他の共通科目等

Ⅰ　全科目共通

特別講演「国際人権法の理論と実践」

講　師　　弁護士（第一東京弁護士会）[redacted]氏

国際人権については，国際人権の重要性に鑑み，全科目共通特別講義という形式で国際人権全般にわたって講演を行っている。

現行第６５期後期修習及び新第６５期（Ｂ班）集合修習においても，同様の趣旨に基づき，講師が，国際人権が全科目共通講義となっている理由や，国際人権法の国内的・国際的実施等について講演を行った。

Ⅱ　弁護共通

演習「弁護士倫理」

民事・刑事各分野の弁護士活動における弁護士倫理の重要性に鑑み，民事弁護に関する設例，刑事弁護に関する設例をあらかじめ検討させ，民事弁護及び刑事弁護両教官において，各設例について討論及び解説を行うとともに，弁護士懲戒制度についても講義した。

（別紙第1）

平成２３年７月期（現行第６５期）司法修習生

後期修習日程予定表

平成２３年１１月期（新第６５期）司法修習生

B班　集合修習日程予定表

（注）　本表は予定であって，確定日程ではない。
確定日程は，毎週最終登庁日に配布する。

月／日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)
9／27	木	民裁講義１	刑裁講義１	刑弁講義１
28	金	民弁問題研究１		
10／1	月	検察講義１		刑弁問題研究１（令状）
2	火	刑裁起案１（即日）		
3	水	検察起案１（即日）		
4	木	刑弁起案１（即日）		
5	金	民裁問題研究１		
8	月	体育の日		
9	火	民裁問題研究２	民弁演習（立証）	
10	水	民裁起案１（即日）		
11	木	民共演習１準備		民弁問題研究２
12	金	民弁起案１（即日）		
15	月	刑弁問題研究２（少年）	刑裁起案１講評	
16	火	全共特別講義	刑弁起案１講評	
17	水	刑共問題研究（情状）	民共演習１（口頭弁論期日）	
18	木	刑裁問題研究１（証拠開示）	民弁講義１（保全・執行）	
19	金	民弁講義１（保全・執行）	検察起案１講評	
22	月	刑弁起案２（即日）		
23	火	民裁起案１講評		
24	水	検察起案２（即日）		
25	木	民裁起案２（即日）		
26	金	民共演習２（弁論準備期日）		民共問題研究（和解）
29	月	刑裁問題研究２（ＤＮＡ）	民弁起案１講評	
30	火	刑裁起案２（即日）		
31	水	民弁起案２（即日）		
11／1	木	民共演習３準備	刑共演習	
2	金	刑共演習		
5	月	刑共演習		検察問題研究（被害者）
6	火	民共演習３（交互尋問）		
7	水	民共講義（契約）	刑弁起案２講評	
8	木	民共演習４（講評）	検察起案２講評	
9	金	民裁起案２講評		
12	月	弁共演習	刑裁起案２講評	
13	火	民裁演習（争点整理）	民弁起案２講評	
14	水	民裁演習（争点整理）		
15	木	民裁講義２	刑裁講義２	検察講義２	民弁講義２	刑弁講義２	自由研究
16	金	自由研究日		
19	月	考試		
20	火	考試		
21	水	考試		
22	木	考試		
23	金	勤労感謝の日		
26	月	考試		

凡例

民裁・・・民事裁判　　民共・・・民事共通
刑裁・・・刑事裁判　　刑共・・・刑事共通
民弁・・・民事弁護　　全共・・・全科共通
刑弁・・・刑事弁護　　弁共・・・弁護共通
（即日）・・・即日起案

平成２４年度１１月期（第６６期）司法修習生

Ａ班　集合修習日程予定表

（注）　本表は予定であって，確定日程ではない。
確定日程は，毎週最終登庁日に配布する。

月／日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)
8／2	金	民裁講義１	刑裁講義１	刑弁講義１
5	月	検察講義１		刑弁問題研究１（起訴前弁護）
6	火	民弁問題研究１		
7	水	民裁問題研究		
8	木	民裁問題研究	民共演習１準備	
9	金	民裁起案１（即日）		
12	月	刑弁起案１（即日）		
13	火	検察起案１（即日）		
14	水	刑裁起案１（即日）		
15	木	民共演習１（口頭弁論期日）		民弁問題研究２
16	金	刑裁問題研究１（科学的証拠）	民弁演習（立証）	
19	月	民弁起案１（即日）		
20	火	民裁起案１講評		
21	水	刑弁問題研究２（少年）	民弁講義１（保全・執行）	
22	木	民弁講義１（保全・執行）	民共演習２（弁論準備期日）	
23	金	民裁起案２（即日）		
26	月	民共問題研究（和解）	刑弁起案１講評	
27	火	刑裁問題研究２（証拠開示）	検察起案１講評	
28	水	刑弁起案２		
29	木	検察問題研究（被害者保護）	刑裁起案１講評	
30	金	検察起案２（即日）		
9／2	月	民共演習３準備	民弁起案１講評	
3	火	刑裁起案２（即日）		
4	水	民裁起案２講評		
5	木	民弁起案２（即日）		
6	金	民共演習３（交互尋問）		
9	月	全共特別講義	刑弁起案２講評	
10	火	民共演習４（講評）	刑共演習（争点整理）	
11	水	刑共演習（争点整理）		
12	木	刑共演習（尋問）		民共講義（契約）
13	金	弁共演習（弁護士倫理）	検察起案２講評	
16	月	敬老の日		
17	火	民裁演習（争点整理）		
18	水	民裁演習（争点整理）	刑裁起案２講評	
19	木	刑共問題研究（情状）	民弁起案２講評	
20	金	民裁講義２	刑裁講義２	検察講義２ / 民弁講義２ / 刑弁講義２ / 自由研究

選択型実務修習

月／日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)
11／20	水	考試		
21	木	考試		
22	金	考試		
25	月	考試		
26	火	考試		

凡例

民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通
刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通
民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通
刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通
	（即日）・・・即日起案

（２５．３．２２　司研企２印）

（資料３）

平成２４年度１１月期（第６６期）司法修習生

B班　集合修習日程予定表

（注）　本表は予定であって，確定日程ではない。
確定日程は，毎週最終登庁日に配布する。

月／日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)
9／27	金	民裁講義１	刑裁講義１	刑弁講義１
30	月	検察講義１		刑弁問題研究１（起訴前弁護）
10／1	火	民弁問題研究１		
2	水	検察起案１（即日）		
3	木	刑裁起案１（即日）		
4	金	刑弁起案１（即日）		
7	月	民裁問題研究		
8	火	民裁問題研究	民弁演習（立証）	
9	水	民裁起案１（即日）		
10	木	民共演習１準備		民弁問題研究２
11	金	民弁起案１（即日）		

月／日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)
14	月	体育の日		
15	火	刑裁問題研究１（証拠開示）	検察起案１講評	
16	水	刑裁起案１講評		民弁講義１（保全・執行）
17	木	民弁講義１（保全・執行）		民共演習１（口頭弁論期日）
18	金	民共演習１（口頭弁論期日）	刑弁起案１講評	
21	月	検察起案２（即日）		
22	火	民裁起案１講評		
23	水	刑弁起案２（即日）		
24	木	刑裁起案２（即日）		
25	金	刑裁問題研究２（科学的証拠）	民共演習２（弁論準備期日）	
28	月	民共問題研究（和解）	民弁起案１講評	
29	火	民裁起案２（即日）		
30	水	民弁起案２（即日）		
31	木	民共演習３準備	刑共演習（争点整理）	
11／1	金	刑共演習（争点整理）		
4	月	振替休日		
5	火	刑共演習（尋問）		検察問題研究（被害者保護）
6	水	全共特別講義	民共講義（契約）	弁共演習（弁護士倫理）
7	木	刑弁問題研究２（少年）	検察起案２講評	
8	金	民共演習３（交互尋問）		

月／日	曜	1限目 (9:50～11:40)	2限目 (12:40～14:30)	3限目 (14:45～16:35)
11	月	刑共問題研究（情状）	刑裁起案２講評	
12	火	民共演習４（講評）	刑弁起案２講評	
13	水	民裁起案２講評		
14	木	民裁演習（争点整理）	民弁起案２講評	
15	金	民裁演習（争点整理）		
18	月	民裁講義２	刑裁講義２	検察講義２
		民弁講義２	刑弁講義２	自由研究
19	火	自由研究日		
20	水	考試		
21	木	考試		
22	金	考試		
25	月	考試		
26	火	考試		

凡例	
民裁・・・民事裁判	民共・・・民事共通
刑裁・・・刑事裁判	刑共・・・刑事共通
民弁・・・民事弁護	全共・・・全科共通
刑弁・・・刑事弁護	弁共・・・弁護共通
	（即日）・・・即日起案

（２５．３．２２　司研企２印）

（資料４）

（資料5）

選択型実務修習全国プログラム集計（第66期A班・B班の合計）

庁　会	実施庁会	プログラム名	プログラム数	募集人数	応募人数	決定人数
裁判所	東京地裁	知　財	4	80	104	80
	大阪地裁	知　財	4	32	30	30
検察庁	法務省	法務行政	2	40	217	40
弁護士会	東京三会	大規模事務所	8	23	36	17
		渉　外	5	5	1	1
		知　財	2	4	13	4
		企業法務	2	2	10	2
	大　阪	渉　外	22	33	41	28
		知　財	15	16	2	2
法テラス			52	96	252	83
外務省			1	1	7	1
UNHCR			2	4	7	4
IOM			1	2	6	1
JICA			2	4	34	4
ILO			2	4	8	6
計			124	346	768	303

修習地	応募人数	決定人数
東京（立川）	129(10)	57(7)
横浜	29	9
さいたま	21	10
千葉	32	11
水戸	5	2
宇都宮	4	2
前橋	22	9
静岡	6	1
甲府	3	1
長野	7	3
新潟	7	1
大阪	68	34
京都	28	11
神戸	18	8
奈良	20	8
大津	3	2
和歌山	5	3
名古屋	53	12
津	12	4
岐阜	12	5
福井	5	1
金沢	12	5
富山	1	1
広島	29	13
山口	7	4

修習地	応募人数	応募人数
岡山	25	9
鳥取	2	2
松江	4	2
福岡	29	6
佐賀	5	2
長崎	7	5
大分	11	3
熊本	12	5
鹿児島	11	4
宮崎	6	3
那覇	1	1
仙台	27	11
福島	7	2
山形	2	1
盛岡	5	2
秋田	11	2
青森	1	1
札幌	19	5
函館	2	1
旭川	1	0
釧路	3	1
高松	7	3
徳島	6	4
高知	11	6
松山	15	5
計	639	303

※立川は内数である。

第６６期個別修習プログラムの実情

プログラムの概要			提供庁数
裁判所	(1)通常事件		50
	(2)特殊事件	保全	40
		執行	44
		破産	42
	(3)家庭裁判所		50
検察庁	(1)捜査・公判（１箇月）		49
	(2)捜査・公判（２週間）		37
	(3)見学等		49
弁護士会	(1)他事務所修習		31
	(2)特殊事件	保全	18
		執行	12
		倒産	36
		行政	16
		労働	34
		家事	26
		少年	36
	(3)専門分野	消費者問題等	40
		民事暴力	17
		交通事故	31
		人権	24
		高齢・障害	32
		犯罪被害者	20
	(4)公益的活動		20
	(5)その他	法テラス	26
		民間	24
		自治体等	19
共　同	民事模擬裁判（模擬和解を含む。）		20
	刑事模擬裁判		50

※　各庁から報告されたプログラム案内から分析したものであり，集計された提供庁数は概数である。

（資料７）

司研企第002844号
（組ろ－０４）
平成２４年１２月２１日

地方裁判所事務局長　殿

司法研修所事務局長　笠　井　之　彦

平成２３年度１１月期（新第６５期）司法修習生の選択型実務修習における自己開拓プログラムの修習先及び審査結果等について（通知）

標記の自己開拓プログラムの修習先及び審査結果等について，別紙のとおり取りまとめましたので，執務の参考にしてください。

なお，貴地所在の地方検察庁及び弁護士会に対しては，貴庁から通知してください。

（別紙）

選択型実務修習における自己開拓プログラム修習先と審査結果等（新第６５期）

【承認された修習先】

・官公庁及びその関係機関等

① 厚生労働省

② 中央労働委員会

③ 経済産業省

④ 内閣府

⑤ 国税庁

⑥ 労働局

⑦ 県庁・市役所

⑧ 県警察本部，警察署

⑨ 児童相談所

⑩ 国立大学大学院法医学教室

⑪ 独立行政法人

⑫ 裁判外紛争解決機関

⑬ 労働相談センター

⑭ 生活支援センター

・民間企業等

① 一般企業（銀行，保険，ＩＴ，メーカー（自動車，食品，製薬，機械等），鉄道，商社，物流，プロ野球球団運営，資産運用，金融コンサルティング，経営コンサルティング，ソーシャルアプリ開発事業，著作権管理，介護事業等）

② 新聞社，放送局

③ 会計事務所（税理士，公認会計士）

④ 監査法人

⑤ 特許事務所

⑥　司法書士事務所

⑦　社会保険労務士事務所

⑧　行政書士事務所

⑨　土地家屋調査士事務所

⑩　医療機関（病院）

⑪　公益社団法人（犯罪被害者支援）

⑫　一般財団法人（体育協会）

⑬　特定非営利活動法人（ＮＰＯ法人）（犯罪被害者支援等）

⑭　ＮＧＯ（人権等）

⑮　損害保険料率算出機構自賠責損害調査センター

⑯　公設弁護士事務所

⑰　紛争解決支援センター運営委員会

【不承認とされた修習先】

①　弁護士事務所

司法修習生と弁護士の合意により弁護修習先を選択することを認めることになるため，弁護士事務所を自己開拓プログラムの修習先とすることは原則として認められない（選択型実務修習の運用ガイドラインに関するＱ＆ＡのＱ１９参照）。

②　配属修習地外の市役所，公設弁護士事務所，会計事務所，一般企業

いずれも修習先が配属修習地外であるところ，「配属修習地では履修が不可能な修習内容」があるとは認められない（選択型実務修習の運用ガイドライン第２参照）。

③　修習生の親族が経営する建設設計事務所

④　矯正歯科クリニック

修習内容について，法曹の活動と密接な関連が認められない。

⑤　公立中学校

修習生が中学校の現場において教育の実践を行うという内容であり，法曹の活動との関連が認められない。

※　注意事項

ここで承認された修習先として掲げた修習先と同業種の修習先であれば，直ちに承認がされるものではない。修習先の業種のみならず，修習の内容，当該司法修習生と修習先との関係等を個別に検討した上で，承認又は不承認が判断されるものであることに留意する必要がある。

第６７期　修習日程

修習区分		B班			A班		
		修習期間		移動日	修習期間		移動日
分野別実務修習	第１クール	第１クール開始日	25. 11. 27. (水)		第１クール開始日	25. 11. 27. (水)	
		終了日	26. 1. 31. (金)		終了日	26. 1. 31. (金)	
		実日数	41		実日数	41	
	第２クール	第２クール開始日	26. 2. 1. (土)		第２クール開始日	26. 2. 1. (土)	
		終了日	26. 3. 31. (月)		終了日	26. 3. 31. (月)	
		実日数	39		実日数	39	
	第３クール	第３クール開始日	26. 4. 1. (火)		第３クール開始日	26. 4. 1. (火)	
		終了日	26. 5. 31. (土)		終了日	26. 5. 31. (土)	
		実日数	41		実日数	41	
	第４クール	第４クール開始日	26. 6. 1. (日)		第４クール開始日	26. 6. 1. (日)	
		終了日	26. 7. 31. (木)		終了日	26. 7. 31. (木)	
		実日数	43		実日数	43	
選択型実務修習及び集合修習		選択型修習開始日	26. 8. 1. (金)		集合修習開始日	26. 8. 1. (金)	26. 8. 1 (金) から26. 8. 3 (日) （３日間）
		選択型修習カリキュラム開始日	26. 8. 1. (金)		集合修習カリキュラム開始日	26. 8. 4. (月)	
		カリキュラム終了日	26. 9. 22. (月)		カリキュラム終了日	26. 9. 22. (月)	
		終了日	26. 9. 26. (金)	26. 9. 23 (火) から26. 9. 28 (日) （６日間）	終了日	26. 9. 22. (月)	
		実日数			実日数	35	
		集合修習開始日	26. 9. 27. (土)		選択型修習開始日	26. 9. 23. (火)	26. 9. 23 (火) から26. 9. 25 (木) （３日間）
		集合修習カリキュラム開始日	26. 9. 29. (月)		選択型修習カリキュラム開始日	26. 9. 26. (金)	
		カリキュラム終了日	26. 11. 18. (火)		カリキュラム終了日	26. 11. 18. (火)	
		終了日	26. 11. 19. (水)	自由研究日	終了日	26. 11. 19. (水)	自由研究日
		実日数	35	自由研究日をあわせて36日			

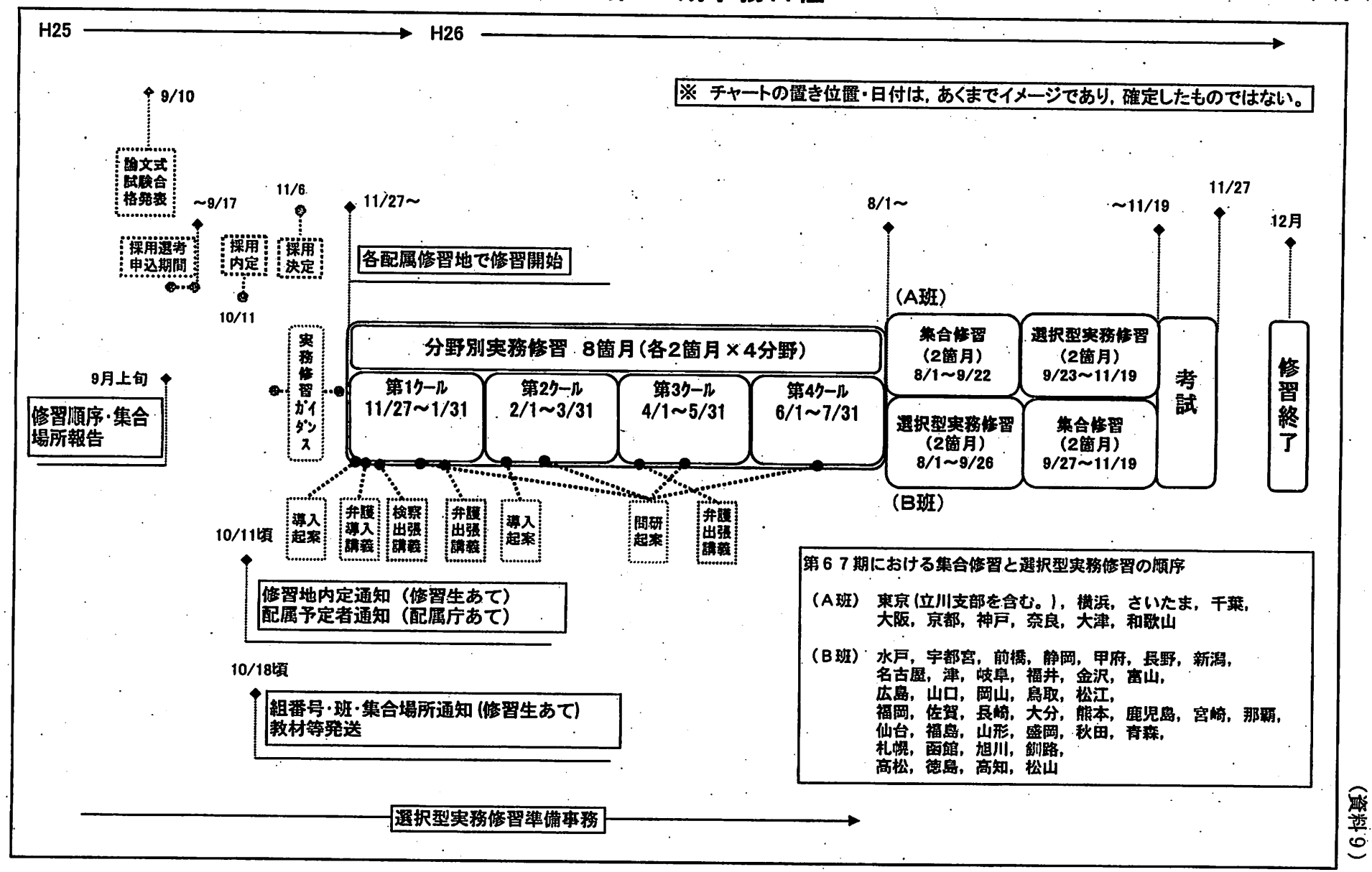
※　なお，Ａ班の選択型実務修習及びＢ班の集合修習のカリキュラム終了後，５科目の筆記考試が行われる予定である。

２　第６７期　配属地

東京（立川支部を含む。），横浜，さいたま，千葉，水戸，宇都宮，前橋，静岡，甲府，長野，新潟，大阪，京都，神戸，奈良，大津，和歌山，名古屋，津，岐阜，福井，金沢，富山，広島，山口，岡山，鳥取，松江，福岡，佐賀，長崎，大分，熊本，鹿児島，宮崎，那覇，仙台，福島，山形，盛岡，秋田，青森，札幌，函館，旭川，釧路，高松，徳島，高知，松山

第67期事務日程

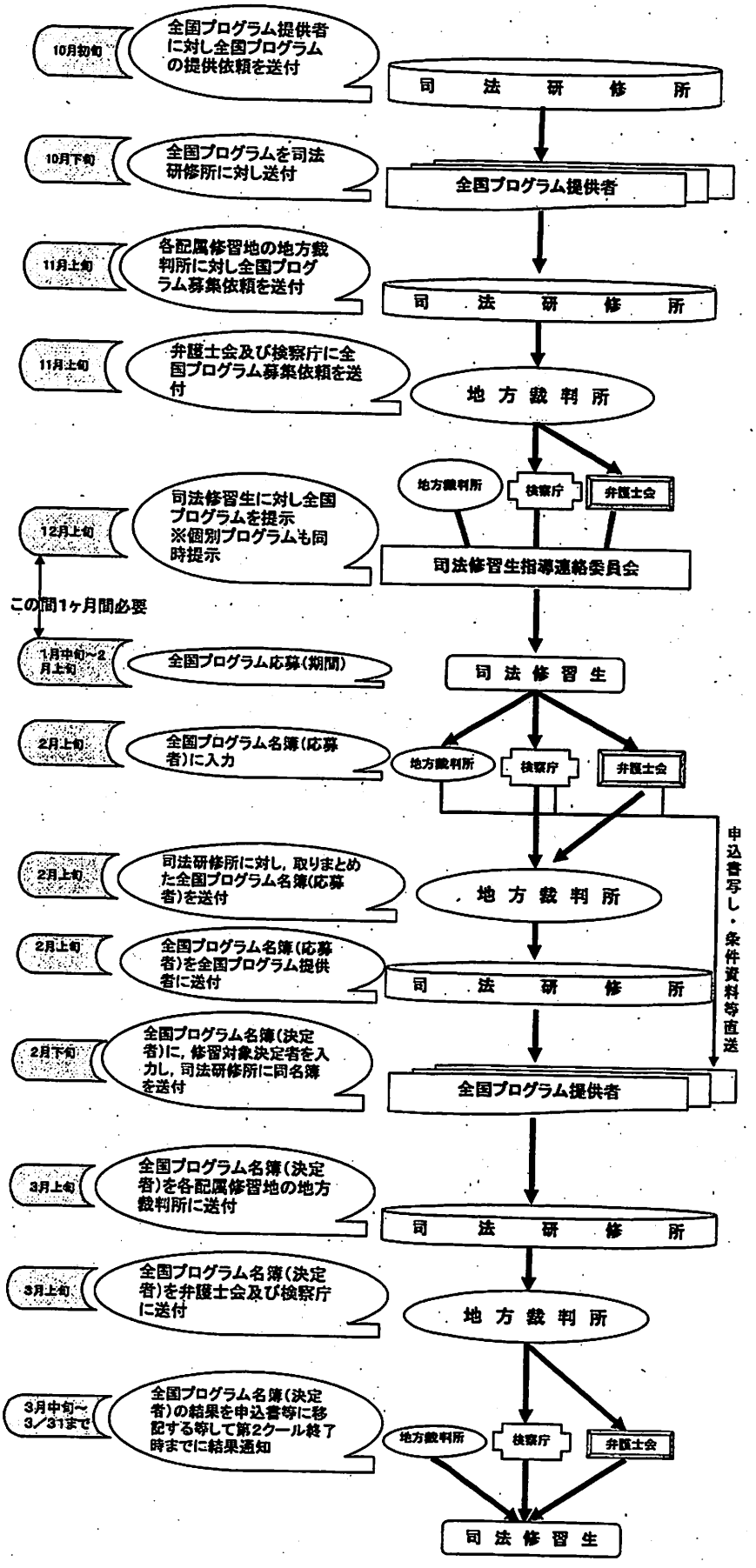
平成25年6月3日



(資料9)

（資料１０）

全国プログラムの募集から決定まで（第67期）



（資料１１）

第６６期弁護導入講義及び出張講義の概要

１　民事弁護（平成２４年１１月３０日実施）

(1)　弁護導入講義

○　事前課題の内容

弁護士事務所に依頼者からの相談の電話があったところから始まる弁護士事務所の1日をシナリオ風にアレンジした教材を用い，事件の進行に従って，①相談の依頼を受けた弁護士が依頼者に指示・確認すべき事項，②弁護士として行うべき権利保全のための手続，③受任に当たって弁護士倫理上考慮すべき事項，④事案解決のために考えられる紛争解決手段，⑤収集すべき資料・情報とのその収集目的，収集方法，⑥訴状の作成，⑦訴状の作成に当たって検討した事実上・法律上の問題点及びそれに対する意見という課題を設定して検討をさせた。

○　共通カリキュラムの内容（１００分ずつ２コマ）

幅広い分野で活動する法律実務家としての基本的能力のかん養という司法修習の趣旨・目的やその中での弁護実務修習の意義，法科大学院教育との違い，集合修習との連携などを踏まえつつ，民事事件に関する弁護士の活動全般についての具体的なイメージを持たせ，分野別実務修習において何をどのように学ぶかを明確にするガイダンスを行うとともに，事前課題の解説を通じ，法科大学院で履修した内容を確認し，比較的簡単な事案を用いて実際の法的分析，事実認定等に触れさせた。

○ 各単位会でのカリキュラムの内容（１００分１コマ）

事前課題の事案を素材とした民事保全の課題など，上記共通カリキュラムを補完，発展させる講義等を実施した。

(2)　出張講義

事前課題として，訴状を受け取った依頼者からの聴き取り内容と関係

資料に基づいて，答弁書に対する認否及び主張の構成とその理由，特定の合意に関して主張すべき事実，その証明のために収集すべき情報とその方法について検討をさせ，その上で，弁護導入講義が実施されていることを前提に，具体的事例に基づく法的分析，事実認定，証拠収集等の弁護士活動について，より具体的にそのイメージを理解させる講義を行った。

2　刑事弁護（平成２４年１２月３日実施）

(1)　弁護導入講義

○ 事前課題の内容

事後強盗致傷の罪名で起訴された事案で，暴行の有無が争点となっている事例を用い，事件の全体像を把握し，個々の問題点が事件の全体像の中のどこに位置する問題なのかを理解してもらうという趣旨を明示した上で，その弁論要旨を検討させた。

○ 共通カリキュラムの内容（１００分ずつ２コマ）

刑事弁護人の活動全般や刑事弁護人としての心構え等についての具体的なイメージを持たせ，分野別実務修習において何をどのように学ぶかを明確にするガイダンスを行うとともに，事前課題の概要についての解説を行うことを通じ，法科大学院で履修した内容を確認し，比較的簡単な事案を用いて実際の法的分析，事実認定等に触れさせた。

○ 各単位会でのカリキュラムの内容（１００分１コマ）

覚せい剤事案を素材にした模擬接見など，上記共通カリキュラムを補完，発展させる演習等を実施した。

(2)　出張講義

前記事前課題の検討がされ，弁護導入講義が実施されていることを前提に，さらに，上記課題についての詳細な解説を行い，刑事弁護人の活動について，より具体的にそのイメージを理解させる講義を行った。

以　上

裁判所法の一部を改正する法律

裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の二第三項中「なつたとき」の下に「、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるとき」を加える。

附　則

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

裁判所法の一部を改正する法律案に対する修正案

裁判所法の一部を改正する法律案の全部を次のように修正する。

裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律

（裁判所法の一部改正）

第一条　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の二第三項中「なつたとき」の下に「、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるとき」を加える。

附則に次の一項を加える。

第六十七条の二第一項の修習資金の貸与については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）附則第二条の規定による法曹の養成に関する制度についての検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする。

（法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正）

第二条　法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「、この法律の施行後十年を経過した場合において」を削り、「勘案し、」の下に「国民の信頼に足る」を加え、「検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の」を「、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中裁判所法第六十七条の二第三項の改正規定は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

（資料１４）

裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律案　新旧対照表

（傍線部分は政府原案による改正部分、二重傍線部分は修正による新たな改正部分）

○　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）

改正案	現行
第六十七条の二　（修習資金の貸与等）　（略）	第六十七条の二　（修習資金の貸与等）　（同上）
②　（略）	②　（同上）
③　最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたとき、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。	③　最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたときは、その返還の期限を猶予することができる。この場合においては、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二十六条の規定は、適用しない。
④・⑤　（略）	④・⑤　（同上）
附　則	附　則
④　（略）	④　（同上）
⑤　第六十七条の二第一項の修習資金の貸与については、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）附則第二条の規定による法曹の養成に関する制度についての検討において、司法修習生に対する適切な経済的支援を行う観点から、法曹の養成における司法修習生の修習の位置付けを踏まえつつ、検討が行われるべきものとする。	（新設）

（二重傍線部分は修正による新たな改正部分）

○ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）

改正案	現行
附　則	附　則
（検討）	（検討）
第二条　政府は、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について、学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ、裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第　　号）の施行後一年以内に検討を加えて一定の結論を得た上、速やかに必要な措置を講ずるものとする。	第二条　政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、法曹の養成に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

◎最高裁判所規則第十号

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年十月二十六日

最高裁判所

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則（平成二十一年最高裁判所規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「次条第一項及び第六条第二号において」を「以下」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（法第六十七条の二第三項に規定する最高裁判所の定める事由）

第七条の二　法第六十七条の二第三項に規定する最高裁判所の定める事由は、次に掲げるものとする。

一　修習資金の貸与を受けた者が給与所得（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。）以外の所得を有しない者（次号において「給与所得者」という。）である

場合において、当該者の最高裁判所の定める期間における収入金額（法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）における修学のための借入金（最高裁判所の定めるものを除く。次号において単に「借入金」という。）を当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した残額）が三百万円以下であること（当該者について次条第二項第二号から第五号までに掲げる事由のいずれかが生じたときを除く。）。

二　修習資金の貸与を受けた者が給与所得者以外の者である場合において、当該者の前号に規定する期間における総収入金額（借入金を当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した残額）から必要経費を控除した残額が二百万円以下であること（当該者について次条第二項第二号から第五号までに掲げる事由のいずれかが生じたときを除く。）。

第八条中「前条」を「第七条」に改める。

附　則

この規則は、平成二十四年十一月三日から施行する。

最高裁判所長官　竹﨑博允

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部改正について

○ 「法曹の養成に関するフォーラム」第一次取りまとめ（平成２３年８月３１日）

１　貸与制を基本とする。
２　経済的理由により修習資金を返還することが困難であると認められる者を対象として，貸与された修習資金の返還期限について猶予措置を講ずる。
＜措置の具体的内容＞
①　日本学生支援機構の奨学金制度における経済困難を理由とする返還猶予事由を参考に
◆　給与所得者　　－　年間収入金額３００万円以下
◆　給与所得者以外　－　年間所得金額２００万円以下
を基準として，最長５年の返還猶予可能。
②　法科大学院在学中の修学資金であることが明確なもの（法科大学院の奨学金等）については，その年間返還額を①の年間収入・所得額から控除。

○ 裁判所法の一部改正（平成２４年７月２７日成立・８月３日公布）

＜改正後の第６７条の２第３項＞
最高裁判所は、修習資金の貸与を受けた者が災害、傷病その他やむを得ない理由により修習資金を返還することが困難となつたとき、又は修習資金の貸与を受けた者について修習資金を返還することが経済的に困難である事由として最高裁判所の定める事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。　　※下線は改正部分
＜施行日＞　平成２４年１１月３日

○ 貸与制規則の一部改正等

１　修習資金の返還の期限を猶予できる「最高裁判所の定める事由」を規定

◆　給与所得者　　－　最高裁判所の定める期間（※１）における収入金額が３００万円以下であること
◆　給与所得者以外　－　最高裁判所の定める期間（※１）における所得金額（※２）が２００万円以下であること
（※１）　猶予を受けようとする返還の期限前１年間（要綱改正）
（※２）　収入金額から必要経費を控除した残額

２　収入・所得金額から控除される金額を規定

返還した法科大学院における修学のための借入金（※）
（※）　ただし，配偶者及び３親等内の親族からの借入金を除く（要綱改正）。

３　施行日：平成２４年１１月３日（改正後の裁判所法と同一日）

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則（平成二十一年最高裁判所規則第十号）

新	旧
（貸与申請の方式等） 第一条　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号。以下「法」という。）第六十七条の二第一項に規定する申請（以下「貸与申請」という。）は、最高裁判所の定める事項を記載した申請書（以下この条及び次条第一項において「貸与申請書」という。）を最高裁判所に提出してしなければならな	（貸与申請の方式等） 第一条　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号。以下「法」という。）第六十七条の二第一項に規定する申請（以下「貸与申請」という。）は、最高裁判所の定める事項を記載した申請書（以下この条及び次条第一項において「貸与申請書」という。）を最高裁

い。

2・3　（略）

（法第六十七条の二第三項に規定する最高裁判所の定める事由）

第七条の二　法第六十七条の二第三項に規定する最高裁判所の定める事由は、次に掲げるものとする。

一　修習資金の貸与を受けた者が給与所得（俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る所得をいう。）以外の所得を有しない者（次号において「給与所得者」という。）である場合において、当該者の最高裁判所の定める期間における収入金額（法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）

判所に提出してしなければならない。

2・3　（同上）

（新設）

第九十九条第二項に規定する専門職大学院であって、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）における修学のための借入金（最高裁判所の定めるものを除く。次号において単に「借入金」という。）を当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した残額）が三百万円以下であること（当該者について次条第二項第二号から第五号までに掲げる事由のいずれかが生じたときを除く。）。

二　修習資金の貸与を受けた者が給与所得者以外の者である場合において、当該者の前号に規定する期間における総収入金額（借入金を当該期間中に返還したときは、その返還額を控除した

残額）から必要経費を控除した残額が二百万円以下であること（当該者について次条第二項第二号から第五号までに掲げる事由のいずれかが生じたときを除く。）。

（期限の利益の喪失）

第八条　修習資金の貸与を受けた者は、その者について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、第七条の規定にかかわらず、最高裁判所の請求に基づき、その指定する日までに、返還未済額の全部を返還しなければならない。

一～四　（略）

2　修習資金の貸与を受けた者は、その者について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、第七

（期限の利益の喪失）

第八条　修習資金の貸与を受けた者は、その者について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、前条の規定にかかわらず、最高裁判所の請求に基づき、その指定する日までに、返還未済額の全部を返還しなければならない。

一～四　（同上）

2　修習資金の貸与を受けた者は、その者について次に掲げる事由のいずれかが生じたときは、前条

条の規定にかかわらず、直ちに返還未済額の全部を返還しなければならない。

一～六　（略）

の規定にかかわらず、直ちに返還未済額の全部を返還しなければならない。

一～六　（同上）

（資料１８）

新第６５期司法修習生の貸与申請の状況

（平成２３年１１月２８日現在）

１　貸与申請件数

１，６８８件（約８４．４％）

２　貸与申請額の内訳

２３万円：１，１８７件（約７０．３％）

２５万５千円（住居加算）：３７８件（約２２．４％）

２５万５千円（扶養加算）：３５件（約２．１％）

２８万円：３７件（約２．２％）

１８万円：５１件（約３．０％）

３　保証人の内訳

自然人：１，３９３人（約８２．５％）

機関保証：２９５人（約１７．５％）

以上

（資料１９）

新第６５期司法修習生の貸与申請の状況

（平成２４年１２月１７日現在）

１　貸与申請件数

１，７４１件（約８７．０％）

２　貸与申請額の内訳

２３万円：１，３２１件（約７５．９％）

２５万５千円（住居加算）：２９５件（約１７．０％）

２５万５千円（扶養加算）：４２件（約２．４％）

２８万円：４４件（約２．５％）

１８万円：３９件（約２．２％）

３　保証人の内訳

自然人：１，４４０人（約８２．７％）

機関保証：３０１人（約１７．３％）

以上

（資料２０）

第６６期司法修習生の貸与申請の状況

（平成２４年１１月２７日現在）

１　貸与申請件数

１，６４５件（約８０．８％）

２　貸与申請額の内訳

２３万円：１，０９０件（約６６．３％）

２５万５千円（住居加算）：４２２件（約２５．６％）

２５万５千円（扶養加算）：３８件（約２．３％）

２８万円：４４件（約２．７％）

１８万円：５１件（約３．１％）

３　保証人の内訳

自然人：１，３４８人（約８１．９％）

機関保証：２９７人（約１８．１％）

以上

（資料２１）

各法科大学院の改善状況に係る調査結果

平成２４年９月２０日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
法科大学院教育の質の向上に関する
改善状況調査ワーキング・グループ

１．経緯及び趣旨

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）では、平成２１年４月にとりまとめた「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」に基づき、これまでに５回にわたって各法科大学院の教育の改善状況について調査を実施し、その結果を公表することにより、各法科大学院における改善の取組を加速させるように促してきた。

その結果、これまでの調査を通じて、課題を抱えた多くの法科大学院で、入学定員の見直しをはじめとする組織見直しや教育の質の向上に真摯に取り組んでいることが確認できた一方で、一部の法科大学院では、なお入学者選抜における入学者の質の確保や成績評価・修了認定の在り方に課題を抱えていることが確認されてきたところである。

このような状況の中、「法科大学院教育の質の向上に関する改善状況調査ワーキング・グループ」（以下「本ワーキング・グループ」という。）では、平成２４年度入学者選抜の調査結果を分析したところ、より多くの法科大学院において入学者選抜における競争倍率２倍以上の確保を目指した取組による競争的な環境の整備等が進み、入学者の質の確保が図られつつあるが、一方で、依然として入学者選抜における競争性の確保が不十分であったり、適性試験の点数が著しく低い者を入学させたりしている法科大学院が一部に存在していることが明らかになった。さらに、新たな課題として入学定員充足率が５割にも満たない法科大学院が近年増加傾向にあるとともに、入学者数が１桁となった法科大学院も増加していることが確認された。

以上のことから、今回の調査では、本年６月に開催された法科大学院特別委員会における審議を踏まえ、入学者選抜における競争性の確保や適性試験の適正な位置づけとともに、新たに、入学定員の充足状況や入学者数に課題があると考えられる法科大学院を対象に調査を実施することとした。

２．調査の概要

本ワーキング・グループでは、法科大学院特別委員会における審議を踏まえ、各法科大学院における入学者の質の確保に関する取組や、入学定員及び入学者数に関する状況についての調査方針及び内容を審議・決定し、次のとおり実施した（調査対象校については別紙参照。）。

（１）書面調査

各法科大学院における入学者選抜の状況を把握するため、以下のとおり書面調査を実施した。

① 競争倍率（受験者数／合格者数）が２倍を下回る状況は、法科大学院志願者の総数が減少していることを考慮しても、入学者選抜における選抜機能が十分に働いているとは言えない。平成２４年度入学者選抜において競争倍率が２倍未満となった法科大学院に対し、質の高い入学者を確保するために、競争的な環境を整えることが不可欠であると考えられることから、その理由や入学定員の見直しを含めた競争性の確保に向けた今後の取組等について調査を実施した。

② 適性試験については、本年３月に開催された法科大学院特別委員会において、適性試験で著しく低い点数の者は、入学後の学修状況や司法試験合格状況等を考慮して入学させないよう、各法科大学院において、総受験者の下位から１５％を基本として入学最低基準点を設定すべきとの考え方が示されたことを踏まえ、平成２４年度入学者選抜において適性試験の点数が下位１５％未満の者を合格させた法科大学院に対し、その理由や入学最低基準点の設定に関する考え方等について調査を実施した。

③ 上記①及び②に加えて、平成２４年度入学者選抜において、入学定員充足率が５割に満たない法科大学院に対し、その理由及び授業や選択科目の開講への影響に関する状況等について調査を実施した。

（２）ヒアリング調査

上記書面調査に対する各法科大学院からの回答を分析・審議した結果、次の①～③のうち２つ以上に該当する法科大学院にはヒアリング調査を実施し、入学者の質の確保に関する取組の状況や今後の運営方針、適性試験の最低基準点を設定する必要性等について聴取することとした。

① 平成２４年度入学者選抜において競争倍率が２倍未満となった法科大学院

② 適性試験における総受験者の下位１５％未満の者を合格させた法科大学院

③ 平成２３年度及び平成２４年度入学者選抜の結果において、入学定員充足率が５割に満たない法科大学院

加えて、平成２４年度の入学者数が１桁であった全ての法科大学院に対しても、双方向的・多方向的な授業を実施する上で支障がないか、教育を実施する上で確保することが望ましい入学者数についてどのように考えるか等を聴取することとした。

さらに、これらの聴取結果を踏まえ、計２５校の法科大学院に対し、平成２５年度以降の入学者の質の確保を促すこととした。

３．調査の結果

本ワーキング・グループとしては、今回の調査を通じて各法科大学院の入学者の質の確保や、入学定員及び入学者数の状況に関し、以下のような所感を得た。

【総論】

入学者選抜における競争性の確保については、平成２２年度入学者選抜において、競争倍率が２倍未満となった法科大学院が４０校にも上っていたが、平成２３年度入学者選抜では１９校、平成２４年度入学者選抜では１３校となり、全体としては相当程度改善が図られてきたところである。一方で、依然として入学定員の充足等を優先するなど

して、複数年にわたり改善が見られない法科大学院（１０校）や、前年度よりもさらに競争倍率を下げている法科大学院（１校）も存在している状況にある。

次に適性試験については、平成２４年度入学者選抜において、適性試験における入学最低基準点を設定した法科大学院は３６校あり、その多くが総受験者の下位から１５％以上の点数を基準点としている。また、入学最低基準点を設定するまでには至っていないものの、入学者選抜の過程において適性試験の点数が著しく低い者は不合格とする運用を行っている法科大学院も多く、５５校では結果として下位１５％未満の者を合格させていない。一方で、下位から１５％未満という著しく低い点数の者を合格させた法科大学院も１８校あり、中にはそのような者を多数合格させた法科大学院（１０名以上１校）もあった。

最後に入学定員及び入学者数については、入学定員の適切な見直しを行わないまま、入学定員充足率が５割に満たない状況が継続している法科大学院が平成２２年度には１３校であったものが、平成２３年度には２１校、平成２４年度には３５校と、近年急速に増加する傾向にある。また、入学者数が１桁となった法科大学院についても、平成２３年度には１１校であったものが、平成２４年度には２０校まで増加しており、これらの法科大学院全てにおいて入学定員充足率５割を満たしていない状況にある。

本ワーキング・グループとしては、法科大学院が法曹養成における中核的な機関としての社会的責任を果たすためにも、プロセスとしての養成の入口にあたる入学者選抜の段階において入学者の質を確保することが重要であると考えている。その上で充実した教育を提供するとともに厳格な成績評価・修了認定を実施することで、質の高い修了者を輩出することが必要であることから、本ワーキング・グループでは、入学者選抜における入学者の質の確保の重要性について、これまでも繰り返し強調してきたところである。

その中でも、競争倍率２倍以上の確保は、それのみで入学者の質が十分確保されるとは言えないとしても、少なくともこれを下回る（不合格者よりも合格者の方が多い）状況では、選抜機能が働いているとは言い難いことから、最低限守るべき基準として提示されているものである。

また、適性試験についても、法科大学院入学後の成績や司法試験の成績との正の相関は必ずしも強いとは言えないものの、そこで判定される一定程度の判断力・思考力・分析力・表現力等は、法科大学院における教育により高度専門職業人としての法曹を養成するための基礎として必要とされる資質・能力である。それ故、入学者選抜における重要な判定資料として活用することが求められており、実際、適性試験の成績が著しく低い者については、一部例外を除き、全体としては法科大学院入学後の成績も伸びず、仮に修了できたとしても司法試験に合格していないことから、入学者の質を確保するためには、このような者が入学しないような選抜システムとすることが必要だと考える。

さらに、入学定員と入学者数が大きく乖離している状況については、当該法科大学院が魅力ある、質の高い教育の提供等ができる体制であるという評価を学生から受けていない、また、入学定員等を踏まえて用意された教員数や施設設備などの教育体制が実際に入学した学生数に比して不相応な規模になっているという課題を抱えていると言えるため、このような法科大学院では、入学定員の見直しをはじめとする自主的・自律的な組織見直しに取り組むことが強く望まれるところである。

また、入学者数が１桁となった法科大学院については、双方向的・多方向的な授業が

効果的かつ継続的に実施できるよう、また、異なる意見や見識を有する複数の学生が互いに影響を与え合うなど切磋琢磨する学修環境となるよう、一定規模の学生数の確保が必要であると考える。該当する法科大学院の大半においても、授業運営および教育効果上それが望ましい状態でないという認識にはあるが、これについては、抜本的な方策ないし対応を早急に講ずることが求められるところである。

法科大学院として優れた人材を輩出するためには、質の高い入学者を出来るだけ多く確保し、それらの者に対して質の高い効果的な教育を行い、その上で厳格な成績評価、修了認定を行うことにより修了者の質を保証するといった、入学以後の段階を含めた全体としての意識的な取組が必要である。入学者選抜についての対応のみで足りるわけではないが、その最初の段階として、入学者選抜において入学者の質を確保することは極めて重要である。したがって、依然として改善を要する点が存在する法科大学院においては、入学者の最低限の質を確保するための選抜システムとして競争性の確保や入学者選抜における適性試験結果の扱いの厳格化とともに、一定規模の学生数の確保に向けた努力が強く求められる。

【ヒアリング調査における各法科大学院の説明とそれに対する本ワーキング・グループの考え】

○　平成２４年度入学者選抜の結果、競争倍率が２倍未満となった理由については、入学志願者数の減少を挙げる法科大学院が多く、具体的には、全国的な志願者数の減少、他の法科大学院との競合により入学者の確保が困難となっていること、自校の司法試験合格状況の低迷等が挙げられた。これらの法科大学院においては、改善方策として、広報活動の強化や入学者選抜の内容・方法・日程・会場設定等の改善、学生への経済的支援の充実、教育指導体制の強化による司法試験合格状況改善への取組等が示された。

しかし、志願者数の多寡にかかわらず、入学者の質を確保するためには競争性の確保が必要であり、志願者数の減少はその必要を減じる理由とはならない。

○　競争倍率が２倍を下回る結果になるとしても、一定の入学者数を確保することを重視して合格者数を決定したとする法科大学院や、合格発表後に追加合格者を出したことで競争倍率が２倍を下回ったとする法科大学院があった。

しかし、このような方法により競争性を軽視して一定の入学者数を確保できたとしても、概して、最終的に修了できない者や、修了しても司法試験を受けるだけの学力があるという自信を持ち得ない者、受けても合格するに至らない者を多数出してしまう結果になるといえよう。入学者選抜の段階から入学者の質の確保を図ることは極めて重要である。そのために各法科大学院は入学者選抜において競争性の確保を徹底するべきであり、その結果として入学者が入学定員を相当に下回る状況が継続する場合には、入学定員自体を見直すなど、更なる抜本的な改善に取り組む必要がある。

○　また、前年までの入学者選抜に比べて合格水準を下げているわけではないこと等から、入学者の質は確保できていると説明する法科大学院もあった。

しかし、全体の志願者数が減少しており、以前にも増して入学者の質を確保することが困難な状況になりつつある中で、競争性の極めて低い入学者選抜において質の高い入学者を確保し続けることができるかは疑問である。また、従来どおりの合格水準を維持していれば質が確保されるとする説明についても、その「合格水準」が普遍性のあるものとまで言えるかは疑問とする余地があり、当該法科大学院の修了者のうち

相当数が司法試験に合格していない状況にあるなどの実績にも照らすと、入学者選抜における競争性の確保に取り組む必要を減じるだけの十分な説得力を持つ説明とは言い難い。すでに述べたとおり、入学者選抜において、競争倍率が２倍未満の状況では、入試における選抜機能が働いているとは言えず、このような状況を続けるのは、入学者の質の確保についての意識が低いと言わざるを得ないことから、その点での早急な意識改革が必要とされる。

○　さらに、複数回行った入学者選抜について、全体として競争倍率が２倍を上回ることを目標としたため、各回において競争倍率２倍を堅持しなかった結果、競争倍率が２倍を下回る結果になったと説明する法科大学院や、法学既修者については競争倍率が２倍を上回ったものの、法学未修者については競争倍率が２倍を下回ったと説明する法科大学院があった。

しかし、入学者選抜全体として競争倍率２倍を上回ったとしても、各入試日程や試験区分により選抜機能に差がある状況は決して望ましいものではない。入学者選抜の各回において、入学者の質の確保のため、競争倍率が２倍を上回るよう努めることが求められる。

○　適性試験については、平成２５年度以降の入学者選抜において、総受験者の下位から１５％を最低基準点として設定すると説明する法科大学院が見られた。他方、適性試験の点数が最低基準点に満たない場合であっても、面接試験の結果や、社会人としての職歴、資格の保有状況等の要素を加味し、適性試験の点数が総受験者の下位から１５％未満にある者についても合格とすることがあると説明する法科大学院や、総受験者の下位から１５％よりも低い点数を最低基準点として設定している法科大学院があった。さらに、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績、司法試験の成績との間に有意の相関が認められないことや、適性試験の点数が著しく低い者であっても入学後に学力が伸びる可能性があることから、入学者選抜の段階で絞りきることは適切でないという考えの法科大学院もあった。

確かに、これまで得られた検証結果等に照らす限り、適性試験の点数が高い者は法科大学院入学後の成績が良い、あるいは、司法試験の成績も良いという正の相関が顕著に認められるとまでは言えない。しかし、ごく一部の例外を除くと、適性試験の点数が著しく低い者は、一般に法科大学院入学後の成績も良くなく、仮に修了できたとしても司法試験に合格していない。そのような意味から、入学者選抜における質の確保のための最低ラインとして、適性試験の点数が著しく低い者を入学させることのないように、適性試験総受験者の下位から１５％を基本として最低基準点を設定し、受験生にその旨を開示し、厳格に運用することが必要であると考えられる。

○　平成２４年度の入学者選抜の結果、入学定員充足率が５割に満たない法科大学院からは、入学定員充足率が低いのは、そもそも法科大学院への志願者数が全国的に減少していることに原因があると説明する法科大学院が多くあった。

しかし、志願者数の全国的な減少傾向の中にあっても、高い競争倍率と入学定員充足率の両方を維持している法科大学院も存在していることから、全国的な傾向に原因を求めるだけでなく、個々の法科大学院において、この法科大学院間の競争に耐えうるだけの組織的な力量を培い、教育力の向上に努め、志願者の確保に向けた取組や入学定員の見直しなどを早急に行うといった対応をとることが求められる。

○　また、入学者数が著しく少ないことについては、それが望ましい状態ではないとい

う認識が該当法科大学院の大半にあった。そのなかで、現時点では大きな支障はないものの、学生の年次が上がるにつれて選択科目での履修者が少なくなり、双方向的・多方向的な授業の実施が難しくなる可能性や、演習授業等で学生１人当たりの負担増について言及し、今後支障が出てくるのではないかという法科大学院もみられた。一方、むしろ少人数指導による充実した教育を行うことができるので問題ないという法科大学院や、教員が多面的な視点を示すことや実施方法の工夫などで対応できると説明する法科大学院もあった。

確かに、学生数が少ないことによって少人数指導による充実した教育が行えるという見方もできなくはないが、そのような状況が継続した場合、双方向的・多方向的な授業が効果的かつ継続的に実施できているのか、異なる意見や見識を有する複数の学生が互いに影響を与え合うなど切磋琢磨する学修環境となっているのか、少人数の中で学生が自らの到達度を他の学生との比較において客観的に判断できているのか、さらには、学生同士で取り組む自主ゼミの開催など自発的な学修にも影響を与えていないのかといったことについては大いに疑念が生じるところであり、教育の質の確保の観点から、一定規模の学生数の確保に向けて取り組むことが必要であると考える。

【まとめ】

今回の調査では、課題を抱える多くの法科大学院から、入学者の質の確保の重要性を認識し、平成２５年度以降の入学者選抜において、競争倍率２倍以上の確保や適性試験最低基準点の設定に取り組んでいくことが表明された一方で、ごく一部ではあるが、全国的な司法試験合格率の低迷や法科大学院志願者数の減少という状況の中で、個々の法科大学院の努力には限界があり、平成２５年度以降の入学者選抜においても、そのような取組を行うことは困難であるとする法科大学院もあった。

しかし、こうした一部の法科大学院の問題意識の低さを放置してしまうと、そのままでは、法科大学院全般、さらには法曹養成制度全体の信頼性を失わせることにつながりかねない。法曹養成制度全体のあり方の問題として取り組まなければならない課題があることは確かだとしても、個々の法科大学院として、質の高い修了者を出していく責務を放棄できるものではなく、その責務を果たすために、入口である入学者選抜における入学者の質の確保も極めて重要であることは、繰り返すまでもない。平成２５年度入学者選抜における各法科大学院のさらに徹底した改善の取組に期待したい。

また、入学定員充足率が５割に満たない法科大学院や入学者数が１桁となった法科大学院においては、その現状を重く受け止め、より一層多くの学生から選ばれる法科大学院となるための質の高い教育を提供するといった取組を進めるとともに、現状を踏まえた入学定員の更なる適正化や組織の見直しなどの取組も速やかに進めることが強く望まれる。

４．今後の取組

今後は、平成２４年司法試験の結果等も踏まえながら、各法科大学院における改善状況について、引き続きフォローアップを実施し、その結果について随時、法科大学院特別委員会に報告していく予定である。

（資料２２）

各法科大学院の改善状況に係る調査結果

平成２５年１月１６日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
法科大学院教育の質の向上に関する
改善状況調査ワーキング・グループ

１．経緯及び趣旨

平成２１年４月に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「法科大学院特別委員会」という。）が「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という。）をとりまとめてから３年半以上が経過したが、この間、法科大学院入学志願者数の減少が続き、司法試験合格率も平成２４年試験結果では制度創設後はじめて上昇傾向に転じたものの低迷状態から脱したとまでは言えない状況が続いている。

このような中、平成２４年４月に発表された総務省による政策評価では、法科大学院における教育の質の向上や未修者対策の強化、入学定員の更なる削減、他校との統廃合の検討などに取り組むよう勧告がなされたところである。また、同年８月政府に設置された法曹養成制度関係閣僚会議及び法曹養成制度検討会議においては、法曹の養成に関する制度の在り方そのものに関する検討が開始されるなど、法科大学院を含む法曹養成制度全体を取り巻く状況は一層厳しさを増している。

各法科大学院は、制度全体が極めて厳しい状況下にあることを十分に認識した上で、法曹養成制度の中核的機関として社会の期待に応えるため、教育の改善に一層真摯に取り組むことが不可欠である。本ワーキング・グループにおいても、特別委員会報告の提言を踏まえ、これまでに６回にわたり、各法科大学院の教育の改善状況について調査を実施し、その結果を公表して改善の取組を加速させるよう促してきた。

特に、第１回、第３回及び第５回の改善状況調査においては、すべての法科大学院に対し、現状の分析や特別委員会報告を踏まえた改善の取組等について調査を実施し、調査結果においては、司法試験の合格状況等を踏まえ、入学者選抜や授業内容、成績評価、教育体制に関して課題を抱える一部の法科大学院に対して個別に改善すべき事項を指摘した。

また、入学者選抜の結果を踏まえた第２回、第４回及び第６回の改善状況調査においては、入学者の質の確保のための取組が十分ではないと考えられる法科大学院を中心に調査を実施し、調査結果においては、入学者選抜における競争性（競争倍率２倍以上）の確保の徹底、適性試験の合格最低基準点の設定及び入学定員の見直し等にかかる抜本的な改善の必要性を指摘した。

各法科大学院が特別委員会報告や本ワーキング・グループの指摘を踏まえ、入学定員の削減等の改善に取り組んでいることはこれまでの調査でも確認されてきたところであるが、一方で、一部の法科大学院では、これまでの調査で指摘した課題の解決に至っておらず、また、改善に取り組んでいる法科大学院においてもその効果の顕在化には至っておらず、依然として厳しい状況にあることもまた事実である。

このため、本ワーキング・グループは、今回、平成２４年司法試験の結果が９月に発表されたことを踏まえ、第７回の改善状況調査として、第１回、第３回及び第５回の調査結果で指摘した課題等を中心に、各法科大学院における改善の進捗状況について確認を行うこととした。

２．調査の概要

本ワーキング・グループにおいては、調査方針及び内容について審議した結果、以下の方法で調査を実施した（調査対象校については別紙参照）。

（１）書面調査

第１回、第３回及び第５回の改善状況調査と同様、すべての法科大学院を対象に書面調査を実施した。これにより、過去の改善状況調査時に法科大学院から説明があった教育の改善の取組の進捗状況について、全体的な把握を行った。

（２）ヒアリング調査及び実地調査

以下のとおり、１５校に対してヒアリング調査、１７校（ヒアリング調査対象校２校を含む。）に対して実地調査を実施した。

① 第５回の改善状況調査において「重点的なフォローアップを実施」することが必要と指摘した法科大学院（１０校）と、「継続的なフォローアップを実施」することが必要と指摘した法科大学院のうち「改善の取組が全体的に進んでいるとは言い難い」と指摘されたもの（５校）については、第５回の改善状況調査における指摘を踏まえた改善の進捗状況に関し、直接現地で確認を行う必要があると考えられることから、実地調査（教員との意見交換、定期試験答案確認、学生面談等）を実施した。

② 第５回の改善状況調査において「継続的なフォローアップを実施」することが必要と指摘した法科大学院のうち、前記①の該当校を除いた法科大学院（１３校）と、司法試験合格率が平均の半分未満の状況が２年連続で継続している法科大学院のうち上記の該当校を除いた法科大学院（２校）については、（１）の書面調査及び平成２４年司法試験の結果を踏まえ、司法試験の合格率、または修了直後の修了者における司法試験の合格率が著しく低い状況が継続していることなどから、これらの法科大学院に対して、まずヒアリング調査を実施した。その上で、当該

法科大学院の現状や改善のための取組等に関し、より詳細に確認することが必要と判断された法科大学院（２校）については追加で実地調査（定期試験答案確認、学生面談等）を実施した。

３．調査の結果

前述のとおり、今回の改善状況調査においても、法科大学院を含む法曹養成制度を巡る状況は極めて厳しい事態にあることに対して、全体として各法科大学院における危機意識が高まっていることは実感できた。

このような意識の下、多くの法科大学院では、本ワーキング・グループの指摘も踏まえ、試行錯誤を重ねながら改善の取組を強化してきている。

これらを踏まえ、今後の法科大学院の発展の観点から、今回の改善状況調査において確認された改善の取組と今後の課題を概括的に示すと、以下のとおりである。

なお、個別の法科大学院における改善状況に関する委員所見については、別紙に示した。これまでの改善状況調査において、個別に改善すべき事項について指摘した法科大学院のうち、１１校については重点的に、２１校については継続的にフォローアップが必要であるとした。

（１）入学者選抜における入学者の質の確保に係る取組

入学者選抜における入学者の質の確保の重要性については、過去６回にわたる調査において、重ねて指摘してきたところであり、今回、ヒアリング調査や実地調査を実施した大部分の法科大学院においては、調査実施時点の途中経過ではあるものの、平成２５年度入学者選抜において競争倍率２倍以上の確保に努める、法科大学院統一適性試験の点数が著しく低い者を入学させないための合格最低基準点を導入する等の改善の取組を行っていることが認められた。

また、入学定員においても、前年度比で２２３人減となり、ピーク時（５，８２５名：平成１７～１９年度）と比較して１，５６４人削減される見通しとなっており、入学者の質の確保の意識は引き続き着実に改善されてきていると考えられる。

このように多くの法科大学院で改善に向けた取組がなされる一方で、数は限られているものの、一部の法科大学院においては、平成２５年度入学者選抜における競争倍率が依然として２倍を大きく下回るなど、入学者の質の確保の必要性についての認識が不十分な法科大学院も見られた。入学者の質の確保が十分でない法科大学院においては、第５回調査時と同様に学生間の学力や意欲にも大きな格差が見られるとともに、一部の法科大学院においては、入学志願者の大幅な減少に伴い、学生の学力や意欲が全体的に低下している状況が見受けられた。結果として、法科大学院が提供する教育全体の質が低下するなどの問題が生じていることもあり、法科大学院の入口での質の確保の重要性について再認識する必要がある。

また、受験者間の競争性を意識して競争倍率２倍は厳守するものの、入学者数が著しく少ない法科大学院が見られた。これらの法科大学院においては、入学者選抜の競争性を確保するため、競争倍率２倍の基準は最低限守りつつも、志願者数・受験者数の拡大に向けた取組を早急に行う必要がある。

さらに近年、入学定員充足率が５割に満たない状態が継続している法科大学院、あるいは入学者数が一桁となった法科大学院が増加傾向にある。このように学生数が著しく少ない状態が継続した場合、双方向的・多方向的な授業が効果的かつ継続的に実施できているのか、異なる意見や見識を有する複数の学生が互いに影響を与え合うなど切磋琢磨する学修環境となっているのか、少人数の中で学生が自らの到達度を他の学生との比較において客観的に判断できているのか、さらには、学生同士で取り組む自主ゼミの開催など自発的な学修にも影響を与えていないのかといったことについては大いに疑念が生じるところである。このため、教育の質の確保の観点から、一定規模の学生数の確保に向けて取り組むとともに、組織全体の見直しに早急に取りかかる必要がある。

（２）教育内容・方法の改善や成績評価の厳格化等に係る取組

各法科大学院においては、共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム改訂の実施やファカルティ・ディベロップメント（ＦＤ）等を通じた教育内容・方法の改善や成績評価及び修了認定の一層の厳格化に取り組むなど、一定の取組が行われていることが確認できた。

しかし、修了者の多くが修了直後の司法試験を受験せず、受験しても合格率が著しく低いといった状況が見られるとともに、学生からは法科大学院の授業には期待していないという意見が聞かれるような法科大学院が一部存在した。さらに、数は少ないものの、改善に向けた取組の効果が現れていないにもかかわらずその検証がなされていない、あるいは更なる改善に取り組む意識が低いと思われる法科大学院も一部見られた。このような状況を改善するためには、十分な学力を身に付けた者のみを修了させるとともに、学生自身も到達目標を意識して学修し、司法試験を受験するのに十分な学力を身に付けたという自信を持って修了できるようにする必要がある。

また、数は限られるものの、成績評価や修了認定の在り方についてなお課題を抱える法科大学院が見受けられた。例えば、基礎的な理解を欠いていると思われる答案にもかかわらず合格点ないしそれ以上の評価を与えている、成績評価においてボーダーライン上と思われる学生が大半を占めており、再試験の状況と併せて見れば厳格な進級・修了認定の信頼性が疑われるなどの状況が確認された。これらの法科大学院においては、教育の在り方や成績評価の在り方について、改善に向けた組織的な対応を図る必要がある。

4．おわりに

３．で示したとおり、多くの法科大学院では、法曹養成制度を巡る極めて厳しい状況も踏まえ、特別委員会報告の提言やこれまでの改善状況調査における本ワーキング・グループの指摘事項等を真摯に受け止め、改善に取り組んできており、その中には、学生からの評価が向上したり、司法試験の合格状況に改善が見られたりするなど、相当程度の改善効果を上げているところも見受けられた。

一方では、様々な改善策を講じてきているにもかかわらず、結果につながっていない法科大学院も一部に見られるところであり、これまでに行った改善策を検証し、その原因分析を早急に行い、対策を講じていく必要がある。

さらには、ヒアリング調査又は実地調査の対象となった法科大学院の中には、残念ながら依然として危機意識に欠け、教育の質の改善に関する真摯な取組が不十分なところも見受けられた。本ワーキング・グループでは、数次にわたって問題点等を指摘することで各法科大学院における自発的な改善を促してきたところであるが、こうした状況にある法科大学院がなお存在していることを報告せざるを得ない。数は限られるとはいえ、こうした一部の法科大学院の状況は、法科大学院制度全体の信頼性を損ね、新たな法曹養成制度を一層の悪循環に陥いらせることにより、その根幹を揺るがしかねない。これらの法科大学院においては、教育の質の改善のため、組織全体としてあらゆる手段を用いて抜本的な改善を果たせるように取り組んで行く必要がある。

本ワーキング・グループでは、入学者選抜の結果や司法試験の結果を踏まえた調査を今回の調査も含め７回にわたり実施してきたところであるが、上述のとおり、改善の取組が確認できている一方、取組の内容やその効果について、なお引き続き確認していく必要がある法科大学院が複数存在すると言わざるを得ない。

これまでも、課題を抱える法科大学院に対しては、本ワーキング・グループとして厳しく指摘してきたところである。文部科学省においても、深刻な課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進するための公的支援の見直しを決定し、既に平成２４年度予算より公的支援の減額が実施されることになっているが、さらにその改善に向けた取組を加速させるため、平成２４年９月には、入学定員の充足状況を新たな指標に加えるなどした公的支援の更なる見直しを決定・公表することなどを通じて、その組織見直しの促進が図られているところである。法科大学院を含む法曹養成制度は極めて厳しい状況にあることを鑑みれば、この状況を好転させるため、文部科学省においても、引き続き定員見直しの促進をはじめとしたあらゆる効果的な施策の促進に努めることが必要であると思われる。

（資料２３）

法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について

（提言）

平成２４年７月１９日

中央教育審議会大学分科会

法科大学院特別委員会

目次

○ はじめに・・・

はじめに

1．我が国の法曹養成制度は、旧司法試験における競争の激化により、受験者の受験技術優先の傾向が顕著となるなど法曹となるべき者の資質の確保に重大な影響を及ぼす事態に至った反省を踏まえ、司法制度改革の理念に基づき、いわゆる「点のみによる選抜」から「プロセスとしての養成」へ大きく転換することとなり、その中核的機関として法科大学院制度が平成16年度に創設されて以降、本年度で９年目を迎えている。

2．この間、法科大学院は７期にわたり、法曹をはじめとして民間企業や公務部門など、社会の様々な分野に修了者を送り出している。特に、法曹資格を取得した者は一万人以上となっており、現在では、弁護士の全登録数のうち約四分の一を法科大学院修了者が占めるに至っている。

3．これら法科大学院修了者については、法曹関係者のみならず広く法律実務に携わる関係者から、自発的・積極的な学修意欲が高い、判例や文献等の法情報調査能力が高い、法律家として求められる文書作成能力が相当程度習得されている、コミュニケーション能力に優れているなど、法科大学院の教育課程を通じて高い能力を習得しているとの評価を受けており、新たな法曹養成制度が目指した質・量ともに充実した法曹を育てるという理念が実現しつつある。

4．法科大学院では、法理論と実務との架橋を強く意識した教育が、少人数のクラス編成を基本とし、双方向的・多方向的で密度の濃い授業を通じて実践されるなど、従前の大講義型を中心とした教育から変化を遂げており、大学改革の先導的なモデルとしての意義も大きい。

5．この法科大学院の教育については、「法曹の養成に関するフォーラム」の関係者ヒアリングの中でも、①多角的な側面から一つの事象を検討することで法的能力を涵養すること、②双方向で議論することや、自分の議論の筋道を立てて相手を説得すること、③多人数の前でプレゼンテーションすること、④リーガル・クリニック等を通じて実務的な体験をすること、⑤一部の法科大学院では英語による授業や交換留学制度を通じて国際化対応能力を涵養すること等が行われ、また、⑥多様なバックグラウンドを持つ学生から様々な経験を学ぶ機会にもなっているとの指摘や、利害特定能力・利害調整能力・論理的説得能力という社会のあらゆる場面で機能する価値の高い能力を学ぶ場となっているとの指摘も受けている。

6．しかし、その一方、一部の法科大学院で教育の実施状況等に問題点が生じていた

ことから、本特別委員会では、平成21年4月「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について（報告）」（以下「特別委員会報告」という）を取りまとめ、法科大学院の教育の質の向上を図るため、総合的な改善方策を提言したところである。

7．この提言に基づき、これまで、各法科大学院においては教育の改善に向けた取組を進めており、相当数の法科大学院で成果をあげているところである。

しかしながら、こうした改善が進められているにもかかわらず、司法試験合格者数が、政府目標とされた年間3,000人を大きく下回っていること、また、法曹有資格者の就職の道が期待通りに開かれておらず、特に弁護士としての就職が厳しい状況にあることなどを背景に、法科大学院への志願者数の減少が続くとともに、一部の法科大学院において十分な成果があげられず、司法試験の合格状況をはじめ、法科大学院間の差が拡大しつつあるといった課題が深刻化しているなど、法科大学院を中核とした法曹養成制度全体は、これまでにも増して厳しい環境に置かれていると言わざるを得ない。

以上のような実態が、法科大学院制度全体に対する社会的信頼の確立の障害となっていることは否定しがたいところであり、法科大学院制度全体を早期に安定させるため、これらの課題への対応が必要である。

8．また、法科大学院は、多様なバックグラウンドを持つ者を受入れ、法曹として養成するという司法制度改革の目指す理念を踏まえて制度設計されているが、現状では、社会人や非法学部出身者の入学者数は減少傾向にあり、また、標準修業年限修了率や司法試験合格率でも法学既修者と法学未修者との差が大きく、かつ、この差は次第に拡がりつつある。

このように、法学未修者についてはその受入れ体制とともに、教育課程や教育方法の在り方の問題が顕在化してきており、速やかな対応が迫られていると言える。

9．このため、本特別委員会は、改めて法科大学院が置かれている現状と課題を確認し、法科大学院教育の優れた点は評価し、それを更に伸ばす一方で、現在、法科大学院制度が抱えている課題の解決に向けた迅速な取組を推進することを通じて、司法制度改革の理念を踏まえた法曹養成制度が適切に機能することを図るため、法科大学院教育の更なる見直しの方向性及び具体的な改善方策について提言することとする。

10．本特別委員会としては、各法科大学院に対して、法曹養成の中核的機関としての役割を適切に果たすべく、教育の質の更なる向上に向けた改善方策に速やかに取り組むことを、また、文部科学省に対して、本提言を踏まえた実効性のある施策を迅速かつ計画的に立案し、実行に移すことを強く期待する。

Ⅰ　これまでの改善状況と主な課題

１．特別委員会報告に基づくこれまでの改善状況

○ 入学者の質の確保

- **各法科大学院が、教育の質の向上を図るため入学定員の適正化を実施した結果、入学定員はピーク時より約２割の減となった。**
- **質の高い入学者を確保するため、競争倍率（受験者数／合格者数）の確保を促した結果、実入学者数はピーク時より４割以上の減となった。**

○ 修了者の質の確保

- **法学未修者の教育を充実するため、１年次の法律基本科目の単位数を増加させることができるよう省令を改正し、50校が単位数を増加させた。**
- **修了者の質の確保のため、各法科大学院が成績・進級判定を厳格化した結果、標準修業年限修了者の割合が約７割まで低下した。**

○ 教育体制の見直しの推進

- **深刻な課題を抱える法科大学院において、自主的・自律的な組織見直しを促進するため、公的支援の見直しを実施した。**
- **教育体制の見直しにより、現在までのところ、法科大学院５校が学生の募集停止を実施又は表明した。**

○ 質を重視した評価システムの構築

- **修了者の進路等の評価項目への追加、重点評価項目の設定など認証評価基準・方法の改善のための省令改正を実施した。**
- **各法科大学院の教育の改善状況について調査を実施し、結果を公表した。**

平成21年の特別委員会報告において、入学者の質と多様性の確保、修了者の質の保証、教育体制の充実、質を重視した評価システムの構築に向けた改善方策について提言を行った。

文部科学省及び各法科大学院においては、この特別委員会報告の提言に基づき、次に掲げる取組を実施しているところである。

〈入学者の質の確保〉

各法科大学院において、教育の質の向上を図るため、入学定員の適正化に取り組んだ結果、入学定員は、ピーク時の平成19年度の5,825人から、平成24年度は4,484人と、約２割の縮減となっている。

法科大学院の入学者選抜において選抜機能を十分に働かせ、質の高い入学者を確保するため、文部科学省では、入学者選抜における競争倍率（受験者数／合格者数）２倍の確保を徹底するよう促してきた。その結果、入学者選抜において競争倍率２倍を確保できなかった法科大学院は、平成22年度に40校あったものが、平成24年度には

13校まで減少するとともに、入学者の質の確保に向けた取組などの結果、実入学者数は、ピーク時の平成18年度の5,784人から、平成24年度は3,150人と、４割以上の縮減となっている。

適性試験についても、特別委員会報告において、適性試験の統一的な入学最低基準点の設定に係る考え方が示された。これについては、更に本特別委員会において検討を行い、入学後の学修状況や司法試験合格状況等を考慮し、入学最低基準点を総受験者の下位から15%を基本として各法科大学院が設定すること、及び法科大学院の募集要項等に明示することの必要性を明らかにしたところである。

なお、多様性の確保に関しては、後記「２．入学者及び修了者の状況」のとおりである。

〈修了者の質の確保〉

法科大学院修了者の質の確保の観点から、特別委員会報告では、共通的な到達目標の設定を提言した。これを受けて、平成22年９月、法曹三者を含めた学識経験者等により、法科大学院修了者が共通に備えておくべき能力等の到達目標モデルが作成され、全法科大学院及び関係機関に対して提示された。現在、各法科大学院では、このモデルを踏まえ具体的な到達目標を設定するとともにカリキュラムの改善に向けた取組を推進しているところである。

また、法学未修者教育の一層の充実を目指して、文部科学省においては、法学未修者１年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、各法科大学院が法律基本科目の単位数を最大６単位まで増加させて１年次に配当することを可能とする省令改正を行った。この改正により、平成23年度現在、50校において１年次の法律基本科目の配当科目数が増加されるなど、法学未修者の教育の充実が図られているところである。

さらに、法科大学院における厳格な成績評価・修了認定の徹底を促した結果、進級制を導入する大学が、平成18年度の56校から、平成23年度には70校まで増加するなど取組が進むとともに、平成18年度に修了した者のうち標準修業年限で修了したものが80.6%を占めていたところ、平成23年度に標準修業年限を迎えた修了者では68.7%まで低下してきている。

〈教育体制の見直しの推進〉

法科大学院の教育体制の充実、見直しについては、特別委員会報告とともに、その後本特別委員会で行われた更なる議論を踏まえ、平成22年９月、文部科学省において、深刻な課題を抱える法科大学院における自主的・自律的な組織見直しを促進するため、入学者選抜の競争倍率や司法試験合格率等を指標として、国立大学法人運営費交付金及び私立大学等経常費補助金の減額を行う公的支援の見直しを発表し、平成24年度予

算より実施している（平成24年度予算での見直し対象となった法科大学院は６校）。

なお、現在までのところ、教育体制の見直しにより、５校の法科大学院が学生の募集停止を実施又は停止することを表明している状況である。

〈質を重視した評価システムの構築〉

特別委員会報告では、法科大学院がその役割を十分果たしているかを評価できるよう、認証評価における評価基準・方法を改善すべき旨の提言を行った。

文部科学省においては、この提言を受けて、平成22年３月、①評価項目の改善として、新司法試験の合格状況を含む修了者の進路に関する事項を新たな評価項目として追加するとともに、②評価方法の改善として、法曹養成の基本理念を踏まえ、特に重要と判断した項目の評価結果を勘案しつつ、総合的に評価するなど、適切な適格認定を行うことができる評価方法となるよう、関係省令を改正し、各認証評価機関もこの省令改正を踏まえ、自らの評価基準等を改めたところである。

現在、これら改正された認証評価基準や適格認定の方法に基づく２巡目の認証評価が、平成23年度から開始されているところである。

また、本特別委員会においても、特別委員会報告の取組状況を各法科大学院に確認するため、平成22年１月から、５回に及ぶ改善状況調査を実施してきており、個別の法科大学院における課題を指摘・公表するなどしてその改善を強力に促しているところである。

2．入学者及び修了者の状況

○ 法科大学院の入学者数は、平成 18 年度以降減少傾向にあり、特に法学未修者の減少数が大きい。
○ 標準修業年限修了率は、初期と比べ、法学既修者はほぼ同程度であるのに対し、法学未修者では大きく低下している。
○ 司法試験合格状況については、平成 22 年頃までに合格者数を年間 3,000 人とするという政府目標（閣議決定）が達成されず、平成 20 年以降 2,000 人をやや上回る数で推移している。一方、受験者数は増加している結果、単年の司法試験合格率は年々低下している。
○ 司法試験の累積合格率（全合格者数／全修了者数）は、法学既修者では６～７割程度であるが、法学未修者では３～４割程度である。

〈法科大学院の入学者数と修了の状況について〉

法科大学院の入学者数は、初年度の平成 16 年度が 5,767 人（うち法学既修者 2,350 人／法学未修者 3,417 人）であり、平成 18 年度には 5,784 人と最多となった。その後、各法科大学院が入学定員の削減や厳格な入学者選抜といった取組を行った結果、入学者数は絞られており、平成 24 年度は 3,150 人（うち法学既修者 1,825 人／法学未修者 1,325 人）となってきている。中でも法学既修者に比べ法学未修者の減少の幅が著しく大きくなっている。

また、法科大学院の標準修業年限修了率は、平成 16 年度入学者では法学既修者 92.6%／法学未修者 75.1%であったが、平成 21 年度入学者では法学既修者 89.6%／法学未修者 56.8%となっており、法学既修者においてはそれほど変化がないのに対し、法学未修者においては大きく低下している。

〈司法試験合格状況（各年）〉

司法試験合格者数については、平成 14 年に閣議決定された司法制度改革推進計画において「平成 22 年ころには司法試験の合格者数を年間 3,000 人程度とすることを目指す」とされている。しかし、その合格者数は平成 20 年までは順調に増加したものの、その後は 2,000 人をやや上回る数の合格者数で推移しており、現在に至るまで年間 3,000 人の政府目標は達成されていない。

このため、司法試験の各年の合格率は、法科大学院修了者が初めて受験した平成 18 年に 48.3%となって以降、毎年の修了者が新たに加わることによる受験者数の増加に伴い、年々低下しており、直近の平成 23 年では 23.5%（法学既修者 35.4%、法学未修者 16.2%）となっている。なお、近時、各法科大学院においては、教育の質の向上のため入学定員の縮減、入学者選抜における競争倍率の確保、成績評価・修了認定の厳格化等を進めてきており、既に毎年の修了者数も減少に転じていることからすると、仮に近年と同程度の合格者数で推移するとすれば、上記のような司法試験合格率の低

下に歯止めがかかるものと見込まれる。

〈司法試験合格状況（累積）〉

これまでの法科大学院の全修了者数（平成17年度～22年度の累積修了者数：25,825人）に対する司法試験の累積合格者数（計11,105人）の割合は43.0%である。

年度ごとの修了者別に見た場合、既に法科大学院修了後5年が経過した平成17年度及び18年度の修了者についての最終的な累積合格率は、平成17年度修了者にあっては69.8%、平成18年度修了者にあっては49.5%という結果になっている。

平成17年度の修了者は法学既修者のみであったが、法学既修者及び法学未修者の両者がはじめて修了した平成18年度修了者のそれぞれの累積合格率を見ると、法学既修者は前年と同様6割を超えて63.4%、法学未修者は39.5%である。

法科大学院修了後に3年以上5年未満を経過した平成19年度及び20年度修了者についても、なお受験機会を残す者もいる段階ではあるものの、上記と同様の傾向が認められ、法学既修者の合格率は6割を超えているのに対し、法学未修者の合格率は3割程度に留まっている。

３．主な課題

① 法科大学院間における差の拡大

- **法科大学院間で司法試験合格状況に大きな差が生じている。**
- **入学者選抜の競争倍率が２倍に満たない法科大学院も未だ存在している。**

② 法学未修者と法学既修者間における差の拡大

- **標準修業年限での修了率において、両者の間で差があり、かつ、その差が拡大してきている。**
- **司法試験の合格率において、両者の間で相当な差が生じている。もっとも、法学未修者の司法試験合格者数は増加している。**

〈法科大学院間における差の拡大〉

各法科大学院の司法試験の合格状況について、公的支援の見直し指標でもある全国平均の半分未満の合格率を仮の指標として、単年度の合格率で比較してみると、指標に達しない法科大学院は平成19年司法試験では17校であったのに対し、平成23年司法試験では32校に増加している。また累積合格率で比較してみると、全体では43.0%であり、指標を上回る法科大学院の累積合格率が50.7%であるのに対し、指標に達しない法科大学院の累積合格率は15.5%に留まっている。また、入学者選抜における競争倍率を見ても、平成24年度入学者選抜の実績で、競争倍率２倍に満たない法科大学院が13校存在している。

このように、法科大学院の出口においても入口においても、法科大学院の間に大きな差が生じており、このうち、特に課題を抱える法科大学院に対する対応が必要と考えられる。

〈法学未修者と法学既修者間における差の拡大〉

新たな法曹養成制度の理念では、法科大学院入学者における多様性の確保が重視され、そのことを念頭に法科大学院の教育課程は基本的に３年を標準修業年限として制度設計されている。しかし、現状における法学未修者と法学既修者それぞれに関する各種データを比較・分析すると、いくつかの課題があることが分かる。

例えば、直近の平成23年の司法試験合格率は、法学既修者が35.4%であるのに対し、法学未修者は16.2%に留まっており、しかも、そのような両者の差は当初から継続する傾向となっている。また、司法試験の累積合格率を見ても、法学既修者が60.5%であるのに対して、法学未修者は27.9%であり、単年の合格率についてと同様、大きな差が生じている。もっとも、平成19年司法試験と平成23年司法試験を比較すると、法学未修者の合格者数自体は増加している（636人→881人）。

司法試験の中でも、平成23年における短答式試験の合格率は、法学既修者が81.4%、法学未修者が54.1%と両者の差は27.3ポイントであるのに対し、短答式試験の合格者が論文式試験を経て最終合格する率は、法学既修者が43.5%、法学未修者が30.0%で

あることからすると、法学未修者にとっては、特に短答式試験が課題となっているものと考えられる。

司法試験の合格状況のみならず、法科大学院における標準修業年限修了率においても、法学未修者が厳しい状況にあることが認められる。平成 23 年度の修了者のうち、法学既修者は 86.6%が２年で修了しているのに対し、法学未修者については、３年で修了している者は 56.8%に留まっている。

なお、平成 19 年司法試験と平成 23 年司法試験の合格者において、法学未修者のうち、法学部出身者は合格者数を増やしている（344 人→621 人）のに対して、非法学部出身者はやや減少（292 人→260 人）しており、法学部出身者に比べて非法学部出身者がより厳しい状況にある。また、平成 21 年度入学者の標準修業年限修了率（法学未修者）を見ると、法学部出身者が 60.4%であるのに対して、非法学部出身者は 50.4%となっている。

Ⅱ　今後の見直しに関する基本的な考え方

○ 本特別委員会は、政府の「法曹の養成に関するフォーラム」における制度の在り方の検討を待つまでもなく対応できる実施上の課題については、速やかに具体的な改善方策を検討・実施していくことが必要と認識している。

○ 改善方策の検討・実施に当たっては、法科大学院教育の優れた点を改めて評価し、これを更に伸ばすことにより、法科大学院が法曹養成制度の中核的機関としての責務を果たし、社会全体から確固たる信頼を得るように努めることを基本とすべきである。

○ その際、法科大学院ごとの状況の違いや地域ごとの実情の違い、法学未修者教育の充実に関する課題の存在、既に講じてきた施策の進捗状況や効果等を踏まえて、きめ細かな改善方策を検討・実施していくべきである。

＜法科大学院特別委員会の検討状況＞

本特別委員会では、特別委員会報告後にワーキング・グループを設け、個別の法科大学院の教育の改善状況について継続的な把握を行ってきた。

具体的には、入学者選抜や授業内容、成績評価・修了認定、教育体制、司法試験合格状況等において課題を抱える法科大学院に対し、現状分析や課題の洗い出し、改善の取組状況などの調査を実施し、その結果をこれまで５回にわたって報告・公表することを通じて、これらの法科大学院に対して改善の取組を促してきたところである。

本特別委員会のワーキング・グループの調査結果等に鑑みると、調査対象とされた法科大学院の多くが改善に向けた取組を行っており、短期間にもかかわらず、相当の効果を上げているところが見られる。その一方で、一部の法科大学院では依然として危機意識に欠け、教育の質の改善に関する取組が十分でないところも見られる状況にある。

本特別委員会では、これまでも改善状況調査を通じて指摘を重ねてきているものの、これら一部の法科大学院の状況については、速やかにその適切な改善が図られなければ、法科大学院制度全体への信頼が損われるおそれもあると考える。

＜政府の検討状況＞

このような状況の中で、平成23年５月に関係６大臣（内閣官房、総務省、法務省、財務省、文部科学省、経済産業省）の申し合わせにより、法曹の養成に関する制度の在り方について検討することを目的として政府内に設置された「法曹の養成に関するフォーラム」では、法科大学院の視察や関係者へのヒアリング等を通じて、現状把握と意見交換を重ね、平成24年５月には、法曹養成制度に関する「論点整理」が取りまとめられた。

また、平成23年11月の行政刷新会議による提言型政策仕分けでは、「法科大学院の需

給のミスマッチの問題については、定員の適正化を計画的に進めるとともに、産業界・経済界との連携も取りながら、法科大学院制度の在り方そのものを抜本的に見直すことを検討する」旨の取りまとめが行われた。そして、本年４月の総務省の政策評価においては、法曹養成の現状についてコスト等も含めて調査した上で、法科大学院における教育の質の向上や法学未修者教育の強化、入学定員の更なる削減、他校との統廃合の検討などの勧告が行われた。

＜今後の見直しに関する基本的な考え方＞

法科大学院を取り巻く厳しい状況に鑑み、本特別委員会は、政府の「法曹の養成に関するフォーラム」における制度の在り方に関する検討を待つまでもなく対応できる実施上の課題については、速やかに具体的な改善方策を検討・実施していく必要があると考える。

具体的な改善方策を検討・実施していくに当たっては、法科大学院教育の優れた点を改めて確認し、これを更に伸ばすことにより、法科大学院が法曹養成制度の中核的機関としての責務を果たし、社会全体から確固たる信頼を得るように努めることを基本とすべきである。

その際、法科大学院ごとの状況の違い、地域ごとの実情の違い、法学未修者教育を充実させるという課題があること、既に講じてきた施策の進捗状況や効果等を踏まえて、よりきめ細かな改善方策を検討・実施していくべきである。

Ⅲ　今後検討すべき改善方策

前記Ⅰ、Ⅱにおいて、法科大学院に関するこれまでの改善の取組状況、法科大学院の現状と課題、今後目指すべき改革の方向性について確認してきた。

これらの改革の方向性を着実かつ効果的に進めるために必要な改善方策については、主に、以下に掲げる４つの観点から取り組むべきである。

本特別委員会としては、その具体化に向けて更に検討を深め、随時提言をおこなうこととする。文部科学省においても、本特別委員会の提言を踏まえ実効性のある施策を迅速かつ計画的に立案し、成案がまとまったものから速やかに実行に移すことを期待する。

１．法科大学院教育の成果の積極的な発信

○ 法科大学院の教育の成果を広く社会に積極的に発信する取組の促進

○ 法科大学院修了者が高度の法的素養を備えた人材として、広く社会で活躍できるよう支援するため、その進路状況のより正確な把握、就職支援の充実方策の検討・実施

まず、第一の取組としては、法曹養成制度の中核的機関として法科大学院の教育の優れた点について国民の理解を広め、社会全体からの信頼を確固たるものとしていくことが必要である。このため、法科大学院教育の成果を積極的に発信していくとともに、法科大学院修了者が社会の様々な分野で活躍できるような環境を整えていくことが重要である。

＜法科大学院教育の成果の積極的な発信＞

司法制度改革に基づく新しい法曹養成制度は、真に国民の期待と信頼に応える法曹を養成し、司法制度の人的基盤を質・量ともに充実させることを目指すものである。

その中核的機関としての法科大学院の今後の見直しに当たっては、後記「２.」のとおり、重大な問題意識を持って、課題を抱える法科大学院の改善方策を迅速に実施していくことが必要であることは既に述べたとおりである。

ただし、法曹養成制度の課題ばかりが過度に強調されることによって、次代を担う人材が法曹への途に挑戦することを躊躇するようなことが仮に起こるとするならば、司法制度の人的基盤を質・量ともに充実させるという目標の達成は覚束なくなってしまう。

したがって、改革の第一としてまず取り組むべきことは、各法科大学院において、司法制度改革の理念に基づく法科大学院教育の優れた成果を広く社会に積極的に発信し、社会の理解と信頼を得ていくことである。

もとより、各法科大学院の日々の教育活動及び教育内容が学生によって優れたものと評価されること、その学生たちが修了者として、法曹をはじめとする社会の各方面

で高い評価を受けることが何よりも基本であり、後記「4.」のとおり、法科大学院教育の質の改善に取り組むことが重要な課題であることはいうまでもない。

そのような教育の質の改善を前提としつつ、より効果的・効率的な成果の発信を行うため、法科大学院協会を中心として、法科大学院自身が主体的に情報発信に取り組むことが必要である。例えば、各法科大学院において、学生が法律事務所、民間企業、地方公共団体等で研修を行う「エクスターンシップ」等の授業を、法科大学院の教育効果を対外的に発信する機会という側面をも持つものと捉えて、より積極的に実施していくことや、各法科大学院が、民間企業や地方公共団体等とのネットワークを構築して、法科大学院教育の意義や内容が広く知られるよう努めることが考えられる。

同時に、各法科大学院においては、率先して修了者の進路状況の正確な把握と充実した就職支援策を進め、それらの結果として、法科大学院教育の成果である「法務博士（専門職）」の存在が社会に広く認知されることを目指すことが強く期待される。

また、文部科学省においては、法科大学院修了者が専門的な法的知識や考え方を身に付けた有為な人材として広く社会で活躍できるよう支援するため、修了者の進路状況のより正確な把握や就職支援の充実方策の検討が必要である。

併せて、法科大学院が社会で適切に評価されていく環境を整えるために、文部科学省においても、法科大学院協会と協力しながら、法科大学院教育の現状や学生が置かれている学習環境や経済状況などの実態について、よりきめ細かく把握し、発信し、必要な改善方策を検討していくことも重要である。

2．課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速

（1） 課題を抱える法科大学院における取組の促進
○ 中教審／改善状況調査の対象校を絞り込み、より重点的なフォローアップを実施
○ 課題を抱える法科大学院に対する改善計画の提出要請・ヒアリング・公表の実施
○ 認証評価で不適格となった法科大学院に対する改善状況の報告・確認の徹底
（2） 法科大学院に対する公的支援の更なる見直し
○ 入学者選抜の競争倍率と司法試験合格率に加えて、入学定員の充足状況を新たな指標とすることを含む、公的支援の更なる見直し
（3） 組織改革の加速に向けた取組
○ 課題を抱える法科大学院において、自主的・自律的な取組が促進されるよう、組織見直しに向けたモデル及びその推進方策を提示

第二の取組としては、課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の更なる適正化等による入学者の質の確保を進めるとともに、課題を抱える法科大学院における自主的・自律的な教育体制の抜本的見直しが加速されるようにすることが重要である。

＜課題を抱える法科大学院における取組の促進＞

課題を抱える法科大学院についての具体的な改善方策として、個々の法科大学院の取組の促進を行うことが重要であり、特別委員会報告において提言された施策の実施状況に関するフォローアップのため、本特別委員会が現在実施している改善状況調査については、対象とする法科大学院を絞り込み、重点的に書面調査・ヒアリング・実地調査を実施することが適当である。

また、文部科学省においては、上記調査で浮き彫りになった課題等への改善の取組を明らかにさせるなど、課題を抱える法科大学院に対する改善計画の提出要請・ヒアリング・公表を実施することも考えられる。その際、法科大学院が法曹養成のための専門的教育機関として設置されたものであり、かつ、原則としてその修了者のみ司法試験の受験資格が認められていることを踏まえれば、入学者や修了者の質の確保とともに、司法試験の合格状況も重要な指標の一つとして考慮される必要がある。なお、その場合、現在の司法試験の合格状況については、法科大学院教育と司法試験の在り方との間にギャップがあるのではないかとの指摘があることにも留意する必要がある。

さらに、今後多くの法科大学院が２巡目の認証評価を受ける時期に入るが、その際、不適格認定を受けた法科大学院に対しては、不適格と判断される原因となった事項の改善が図られるまで、文部科学省から継続的に報告・確認を求めるなどの取組を実施することが適当である。

＜法科大学院に対する公的支援の更なる見直し＞

また、課題のある法科大学院の組織見直しを促進するため、平成22年９月に文部科学省から発表された「公的支援の見直しについて」は、平成24年度予算より６大学を対象として実施されることとなっている。

現行の仕組みでは、法科大学院への入学者選抜における競争倍率と司法試験の合格率等の２つの観点を指標としているが、現在、競争倍率の確保を重視することなどにより、定員充足率が５割に満たない状態が継続している法科大学院が多く見られるなど、入学定員と実入学者数が大きく乖離する事態も生じている。その是正を図るという観点から、上記指標に加え、法科大学院の入学定員の充足状況を新たな指標として追加する方向で、文部科学省において速やかに検討し、公表・実施することが必要である。

ただし、そのように新たに入学定員の充足状況を指標に追加するに当たっては、課題を抱える法科大学院において入学者の質の確保が軽視されることにならないよう指標の組み合わせなどに工夫が必要である。

また、新しい指標の適用方法や更なる見直しの開始時期については、入学者選抜の実施等において現場に無用の混乱が生じないよう配慮することが必要である。

＜組織改革の加速に向けた取組＞

具体的な改善方策としては、上記に示した課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の更なる適正化を進めるとともに、抜本的な組織見直しに向けた取組が促進されるようにすることが必要である。

文部科学省においては、国公私立の法科大学院を対象に、各大学における改革の参考となるような、組織見直しに向けたモデル及びそのための推進方策を提示することにより、共同教育課程や連合大学院、統合等の自主的・自律的な取組が促進されるようにすることが必要である。

なお、抜本的な組織見直しの検討を行う際には、当該地域における法曹養成の在り方についても留意した施策を併せて検討することが必要である。例えば、学部教育の充実、他の法科大学院との連携・協力関係の強化、地方自治体等との協力などが考えられる。

3．法学未修者教育の充実

○ 着実な取組を実施している法科大学院における法学未修者教育に関する優れた取組の共有化の促進
○ 共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム策定の促進、夜間開講や３年を超える教育課程を設定できる長期履修制度の活用の促進、入学前に法的知識・考え方などを学べるようにするための取組の促進
○ 入学者選抜、教育期間、教育手法、入学前の教材の開発など法学未修者教育の充実方策の多面的な検討
○ 法学未修者教育充実のための新たなワーキング・グループを設置し、改善方策について集中的に検討

第三の取組としては、法学未修者教育の充実方策の実施である。

＜法学未修者教育の充実方策の実施＞

現状において、制度全体として法学未修者の教育に課題があることは明らかである。一方で、法学未修者教育において着実な成果を上げている法科大学院も存在することから、こうした法科大学院における法学未修者教育についての優れた取組の共有化を図ることが必要である。

また、各法科大学院が共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム策定を行うよう、引き続き促していくことが必要である。さらに、社会人等の多様な人材の法科大学院での学修を支援するため、夜間開講や３年を超える教育課程を設定することができる長期履修制度の活用を促進するとともに、法科大学院での学修の準備として入学前に法的知識・考え方の基礎などを学べるようにするための取組を促進することが適当である。

このような法科大学院の取組を支援するためにも、入学者選抜において法学未修者の適性を適切に把握する機能の強化、法学未修者コースに入学する非法学部出身者の教育期間の在り方に関する研究、法学未修者に対する効果的な授業の進め方など教育手法の確立、入学前の法学未修者用の教材開発など、法学未修者教育の充実方策について多面的に検討する必要がある。

このため、本特別委員会の下に新たなワーキング・グループを設置して集中的に検討する体制を構築することが必要である。

４．法科大学院教育の質の改善等の促進

（１）入学者選抜の改善

○ 適性試験の検証など入学者選抜の改善を実施

（２）プロセスとしての法曹養成の中核的機関として求められる教育課程の確立

○ 法科大学院は、専門的な法知識を確実に修得させるだけでなく、創造的な思考力、法的分析能力、法曹として必要な倫理観等が着実に涵養されるような充実した教育課程となるよう改善

（３）質の高い教育環境の確保

○ 教員の資質能力向上の観点から、研究者教員と実務家教員が共同して行うなどのＦＤ（ファカルティ・ディベロップメント）を促進

○ 研究者教員と実務家教員の役割分担を踏まえつつ、その分担する教科や配置割合などについて改めて検証し、必要に応じた措置を検討

○ 双方向的・多方向的な授業を有効に実施するために必要な適正なクラス規模など学生数の在り方について検討

（４）認証評価結果の主体的な活用を通じた改善

○ 今後２巡目の認証評価が本格化することから、評価基準・方法の改善を踏まえて行われた評価結果を活用して、各法科大学院が積極的な教育の改善に取り組むよう促進

（５）法曹の継続教育に対する法科大学院の積極的貢献

○ 現に実務に携わる法曹関係者が、先端的・現代的分野、国際関係、学際分野を法科大学院において学び直す機会の創出に向けた取組を促進

第四の取組としては、プロセスとしての法曹養成を更に充実していく観点から、法科大学院教育の優れた点を伸ばしていくことが重要である。着実な取組を実施している法科大学院の成果を共有化することを含め、教育の質の改善等を更に促進する必要がある。

＜入学者選抜の改善＞

適性試験については、既に本特別委員会としても、各法科大学院において適性試験の総受験者の下位から15％を入学最低基準点として設定することを促すなど改善方策を打ち出しているが、さらに、文部科学省においては、入学者の質の確保を一層強化する観点から、適性試験管理委員会と協力しながら、適性試験の結果と法科大学院入学後の学内成績や司法試験の成績との相関関係を含め、その内容等について検証し、必要に応じて改善に向けた取組を促すことが適当である。

また、法科大学院への志願者数が減少する傾向にある中、法曹を志望する優秀な学部生や社会人等がより積極的に法科大学院に入学する環境を整えていくため、前述した法学未修者教育の充実と併せて、法学部教育との連携強化を推進するとともに、飛

び入学や早期卒業など既存の仕組みの活用を検討することも考えられる。

なお、入学者選抜については、現在、社会人や非法学部出身者を確保することが入学者の質の確保の観点から難しくなりつつあるとの指摘もあるが、多様な人材を確保するとの司法制度改革の理念を可能な限り実現するよう努めるべきであり、前記「3.」の法学未修者教育の充実方策とも併せて検討することが求められる。

＜プロセス養成の中核的機関として求められる教育課程の確立＞

法科大学院における教育では、専門的な法知識を確実に習得させることはもとより、創造的な思考力、事実に即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力及び法的議論の能力等の育成、並びに法曹としての責任感や倫理観の涵養等、プロセス養成の中核的機関として求められる様々な役割を果たすことが不可欠である。

このため、各法科大学院においては、共通的な到達目標モデルも踏まえつつ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれについて一層充実した教育がバランス良く行われるよう、自らの教育課程を不断に見直し、その改善・充実に取り組むことが必要である。

＜質の高い教育環境の確保＞

教員の資質能力の向上のためのＦＤ（ファカルティ・ディベロップメント）については、特別委員会報告でも推進のための提言をおこなってきたところであるが、各法科大学院において理論と実務の架橋を強く意識した教育を実施していくため、研究者教員と実務家教員とが共同して行うＦＤ活動を更に促進することとし、そのため、国内外からの外部講師の招聘や講習会等への参加、着実な教育成果をあげている法科大学院の授業見学など教員の資質能力を向上させる機会の確保等により積極的に取り組む必要がある。また、共通的な到達目標についても、ＦＤ活動に取り組むことを通じて教員間の意識を共有化する必要がある。

質の高い教員を確保する観点から、文部科学省において、現在の法科大学院における研究者教員と実務家教員との役割分担を踏まえつつ、それぞれの教員が担当する教科の分担の仕方や教員の配置割合などについて改めて検証し、必要に応じた措置を検討することが必要である。

一方、今後の法科大学院を支える教員を質・量ともに安定的に養成することが重要であり、法学研究者の養成を担う既存の修士課程・博士課程とも連携しながら、法科大学院の教員、更には法学部をはじめとした我が国の法学研究を支える人材を実効的に養成することが求められる。このため、各法科大学院においては、法科大学院生のうち大学教員として法学教育・研究に取り組むことを志望する者に対する適切な支援を行っていくことが必要である。

また、昨今、入学者が一桁の人数に留まるなど極端に学生数が少ない法科大学院が見られるなど、同一学年における学生数も減少していることから、双方向的・多方向

的な授業等を効果的かつ継続的に実施するとともに、異なる意見や見識を持った複数の学生が、互いに影響を与え合う学習環境を維持するという点で危惧が生じている。そのため、特に、双方向的・多方向的な授業を有効に実施するために必要なクラスの適正規模など法科大学院における学生数の在り方について検討が必要である。

このほかにも、各法科大学院においては、国際関係の授業科目の開設や海外留学生の積極的な受入れとともに、海外留学を希望する学生へのサポートや海外での法曹資格の取得など、グローバル化に対応できる教育環境の一層整備に努めることが期待される。

＜認証評価結果の主体的な活用を通じた改善＞

各法科大学院にとって２回目の認証評価が、見直しが行われた評価基準・方法に基づいて実施される中で、各認証評価機関においては、形式的な評価に留まることなく、教育の質についての実質的な評価を実施するよう努めるとともに、各認証評価機関の評価基準・方法については引き続き更なる改善に向けた検討を進めていくことが求められる。

その際、各認証評価機関では、特に適格認定に当たって、その公平性・公正性が確保され、認証評価への信頼が得られるよう留意することが重要である。

また、文部科学省においては、今後行われる認証評価の実施状況やその結果について報告を受け、情報収集・分析等を行うことを通じて、見直された認証評価の仕組みが適切に運用されているかどうかを把握し、必要に応じて更なる改善方策を検討することが必要である。さらに、各法科大学院においては、その評価結果をより積極的かつ主体的に法科大学院教育の改善に活用すべきである。

＜法曹の継続教育に対する法科大学院の積極的貢献＞

現に実務に携わる法曹関係者に対して、先端的・現代的分野、国際関係、学際分野等を学び直す機会を提供することは、グローバル化や知識基盤社会が急速に進展する現代社会において充実した法的サービスを提供し続けていく上で重要であるとともに、法曹関係者の資質能力の一層の向上を図る観点からも望ましい。

このため、各法科大学院においては、法曹関係者の要望を踏まえながら、最新の法学研究の成果に基づく専門的知識等を提供するための研修コース等を設けるとともに、実務の現場で生じる諸課題について法曹関係者が学ぶことができるような機会を設けることが求められる。特に、司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援についても積極的に取り組むことが重要である。

Ⅳ　今後の政府における検討に期待すること

○ 司法制度改革の理念を達成していくため、法科大学院の在り方に密接に関連する課題として、下記に掲げる事項については、政府全体で早急に検討し、対応を講じていくことが期待される。

① 司法制度改革の理念を踏まえた検討

今後の社会における法曹として活躍が期待される人材に求められる資質とは何か、また、そのために必要な法曹養成制度の在り方とは何かについて、司法制度改革の理念を踏まえた検討が必要

② 多様な人材の確保に向けての検討

司法制度改革が目指してきた多様な人材の確保の観点から、法科大学院での教育に加えて、司法試験の在り方をどう改善していくかなど、総合的な検討が必要

③ 好循環に転換するための継続的・総合的な検討

これまでの施策として入学定員の削減を行い、実入学者数の減少を含めて見直しの取組が進められており、こうした取組の効果を損ねることにならぬよう、司法試験の受験回数制限や予備試験の取扱いなどについては法曹養成に関する制度全体の見直しの中で慎重な検討が必要

以上、本特別委員会として、法科大学院教育の現状と課題、今後の改革の方向性、改善方策について提言するが、現在、政府全体としても、内閣官房、総務省、法務省、財務省、文部科学省、経済産業省からなる関係６大臣の申し合わせに基づき設置された「法曹の養成に関するフォーラム」において、法曹の養成に関する制度の在り方に関する検討が進められ、本年５月 10 日には、その論点整理が行われた。それに基づき、今後は、法曹有資格者の活動領域拡大の方策、これを踏まえた将来の法曹人口や法曹養成制度の在り方等について検討を深めていくことが予定されている。

本特別委員会としては、その際、法科大学院教育の改善を含めて司法制度改革の理念を達成していくため、下記に掲げる事項について政府全体として早急に検討し、その対応策を講じていくことを期待したい。

まず、第一に、司法制度改革の理念を踏まえた検討が行われることである。グローバル化が一層進展するとともに、地域における法曹ニーズの拡大や少子高齢化の進展など、社会情勢が変化している我が国において、今後、法曹として活動する人材に求められる資質とは何か、また、そのために必要な法曹養成制度とは何かについて、これまで進められてきた司法制度改革の理念を踏まえて検討することが必要である。

第二に、多様な人材の確保に向けて検討を行うことである。具体的には、司法制度改革が目指しているところの多様な人材の確保の観点から、法学未修者教育の充実を

はじめとした法科大学院での教育に加えて、司法試験の在り方も含めた総合的な検討が必要である。

第三に、法曹養成制度が好循環に転換することを目指した継続的・総合的な検討を行うことである。そのため、法科大学院自体についての当面の方策として、入学定員の適正化や実入学者数の削減を含めた見直しを進めているところであるが、その一方で、司法試験の受験回数制限や予備試験の取扱いなどに変更が生じた場合にはこうした取組の効果を著しく損ねるおそれがあることから、これらについては、法曹養成に関する制度全体の見直しの中で、整合性がとれるよう慎重に検討することが必要である。

本特別委員会としては、法曹養成制度全体を見据えた形で上記３点の検討が行われることを通じて、今後、法科大学院を中核とした法曹養成制度が好循環に転換し、司法制度改革の理念を着実に実現することを期待したい。

（資料２４）

「法科大学院教育改善プラン」について

～法科大学院を中核とする法曹養成の好循環への転換を目指して～

平成24年7月２０日
文　部　科　学　省

１．本プラン策定の趣旨

平成２４年７月１９日、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会より、「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について」の提言が行われたところである。

このため、文部科学省としては、本提言を踏まえ、「法科大学院教育改善プラン」を策定し、法科大学院を中核とする法曹養成が好循環へ転換することを目指すため、成果目標を設定するとともに具体的な改善方策を明確にした計画を明らかにし、その実現に向けて迅速かつ着実に取り組むこととする。

２．本プランにおいて目指す成果目標

文部科学省としては、当面、下記３．に記載する具体的な改善方策に取り組むことを通じて、次に掲げる成果目標の達成を目指すこととする。

〔目指すべき成果目標〕

１．法曹資格を有する法科大学院修了生を中心に、法曹のみならず、民間企業や国・地方の公務部門など社会の様々な分野で活躍できるよう、その支援体制を整えるとともに、その状況を広く社会に発信すること。

２．司法試験について、平成２３年試験の合格率である２３．５％から大幅な増加を目指す。

３．具体的な改善方策

Ⅰ　法科大学院教育の成果の積極的な発信

○ シンポジウムの開催等を通じて、着実な取組を実施している法科大学院の教育の状況やその成果を広く社会に発信する方策を講じる。

【平成24年度から速やかに実施】

○ 各法科大学院に対し、法科大学院修了者について、進路状況のより正確な把握や就職支援の充実を促す。

【平成24年度から速やかに実施】

Ⅱ　課題を抱える法科大学院を中心とした入学定員の適正化、教育体制の見直し等の取組の加速

（１）　課題を抱える法科大学院における取組の促進

○ 課題を抱える法科大学院に対し、中教審の調査等で明らかになった課題に対する改善計画の提出の要請、ヒアリング、公表などの措置を講じる。

【平成24年度から国立大学法人より速やかに実施】

○ 今後実施される認証評価で不適格認定を受けた法科大学院に対して、不適格と判断される原因となった事項の改善が図られるまで、改善状況の報告・確認を徹底し、必要に応じて指導等の措置を講じる。

【平成24年度から速やかに実施】

（２）　法科大学院に対する公的支援の更なる見直し

○ 現行の公的支援の見直しについて、入学者選抜における競争倍率と司法試験合格率の指標に加えて、入学定員の充足状況を新たな指標として追加する。

【速やかに見直し、平成26年度予算から適用】

（３）　組織改革の加速に向けた取組

○ 各法科大学院における共同教育課程や連合大学院、統合等の自主的・自律的な取組が促進されるよう、組織見直しに向けたモデル及びそのための推進方策を提示する。

【平成24年度中に提示】

Ⅲ　法学未修者教育の充実

○ 法学未修者教育の充実に向けて、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の下に新たな検討組織を設置し、具体的な充実方策について更に検討し、必要な措置を講じる。

【平成24年度中に中教審としての一定の結論を得る】

Ⅳ　法科大学院教育の質の改善等の促進

（１）入学者選抜の改善

○ 適性試験管理委員会と協力し、適性試験の結果と法科大学院入学後や司法試験の成績との相関関係を含め、その内容等について検証を行い、その結果を踏まえて各法科大学院や適性試験管理委員会に対して改善に向けた取組を促すなど必要な措置を講じる。

【平成25年度前半までに検証を実施】

（２）質の高い教育環境の確保

○ 研究者教員と実務家教員との配置人数の割合や役割分担について改めて検証し、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。

【平成24年度中に検証を実施】

○ 双方向的・多方向的な授業を有効に実施するために必要な適正なクラス規模など法科大学院における学生数の在り方等について検討を行い、その結果を踏まえて必要な措置を講じる。

【平成24年度から検証に着手】

（３）　認証評価結果の活用を通じた改善

○ 今後行われる法科大学院の認証評価について、実施状況やその結果を踏まえて認証評価の仕組みが適切に運用されているかどうかを検討し、必要に応じて更なる改善方策を講じる。

【平成24年度から認証評価の実施状況を検証】

法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告（概要）

司法制度改革で目指された姿

○ 法科大学院は、学部段階での専門分野を問わず、社会人等にも広く門戸を開放

○ 修了者のうち、相当程度（例えば約7～8割）の者が司法試験に合格できるような充実した教育を実施

しかし現実は・・・

法学未修者の現状

● 入学者に占める社会人、法学部以外の学部出身者が大幅に減少

● 法学未修者の司法試験における累積合格率は3～4割（※法学既修者は約6～7割）

法学未修者教育を巡る『4つの課題』

（1）法学部以外の学部出身者を巡る課題

・法律学に関する専門的知識や、学修を進める前提の基盤がない

・法的な考え方になじめない学生が一部存在

（2）法学部出身者を巡る課題

・法学を初めて学ぶ者との間で差があり、学修意欲等の面で全体に影響を及ぼす可能性

・法的な考え方になじみにくい学生が一部存在

（3）社会人経験を持つ者を巡る課題

・仕事を続ける社会人が学修しやすい環境の不足

・同一の教育課程の中で三者が混在して学ぶため、それぞれに対するきめ細やかな対応を取ることが難しい

（4）多様な者が混在して学ぶことに関する課題

司法制度改革の理念に基づき、多様なバックグラウンドを有する者に充実した教育を行うことで、法学未修者が安心して、法科大学院で学び、法曹を目指せる環境整備を目指す

法学未修者教育に関する充実方策

【改善の主なポイント】

◇ 法曹として共通に必要とされる法律に関する基礎・基本の徹底

◇ 法科大学院間で共通的な到達度判定に資する仕組の導入に向けた検討

◇ 個々の学生に応じ、きめ細やかに対応する教育課程内外の学修支援

◇入学者の多様性に応じた柔軟な履修を可能とする体制整備に向けた検討

【具体的な方策】

1．システム改革に向けた検討

（1）法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みの検討

○ 2年次進級時に、「共通到達度確認試験（仮称）」を導入するなど厳格な進級判定の仕組の検討

○ 3年次進級時に、その後学修に必要な法的知識・能力の修得を厳格に判定する仕組の検討

（2）基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための改善の検討

○ 1年次は、憲法・民法・刑法など基本的な法律科目をより重点的に教育し、基礎・基本の徹底を図る

○ 他学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮し、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の履修を一部免除することができる仕組みを検討

（3）法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討

○ 入学者選抜において、法的なセンスの判定精度を高めるための手法等の改善・見直しの検討

2．入学前から卒業後を一貫した充実方策

（1）「入学前」における充実方策

○ 法科大学院志望者への入門的な教育機会提供の促進

○ 法科大学院入学予定者に対する学修支援の促進

（2）「入学後」における充実方策

○ 到達目標の設定や法学の基礎・基本の徹底など教育内容の改善

○ 講義の適切な活用や小テスト・ICT等を活用した学修定着・理解度把握の推進など教育方法等の改善

（3）「卒業後」における充実方策

○ 修了生への学修支援や卒後の動向把握・就職支援等の充実

（4）充実した教育体制・支援体制の整備

○ FDなど教員の資質向上の促進や、夜間開講制の充実の検討など教育支援体制の整備

法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告

平成２４年１１月３０日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
法学未修者教育の充実のための
検討ワーキング・グループ

目次

はじめに・・・

はじめに

・平成 24 年 7 月に中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「特別委員会」という。）から提言された「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について」で課題として指摘されているように、現在、法学未修者については、法科大学院への社会人や法学部[1]以外の学部出身者の入学者数が減少傾向にある中、標準修業年限修了率や司法試験合格率でも法学既修者との差が大きくなり、かつ、さらに拡がりつつある状況にある。このことは、入学者選抜の競争性の確保や司法試験合格状況などで法科大学院間の差が拡大しつつあることとあいまって、法科大学院を中核とした法曹養成制度全体に対する社会的信頼を揺るがしかねない要因となっている。

・司法制度改革が目指した新しい法曹養成制度においては、多様なバックグラウンドを有する者を法科大学院に受け入れて養成し、質・量ともに充実した人材を法曹に送り出すという理念を掲げており、この理念を達成するためにも、法学未修者に対する教育課程や教育方法等における現状を分析して課題を洗い出し、速やかに改善を図ることが必要不可欠である。

・このため、本ワーキング・グループでは、各法科大学院に対する状況調査、委員発表、法科大学院からのヒアリングなどを行った上で集中的な審議を行い、法学未修者教育の現状と課題及びその充実方策に関する調査検討結果をとりまとめた。

・各法科大学院においては、本ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、法学未修者教育の更なる充実に向けた改善に取り組まれることを、文部科学省においては、法学未修者教育の充実に向けて必要な施策の立案・実行が行われることを期待したい。

[1] 主として法学を履修する課程を想定しており、必ずしも学部の名称が「法学部」であるかを問わない。以下同様。

1．法学未修者教育の現状

（1）司法制度改革において目指している姿と現状

・司法制度改革では、法曹の人的基盤の拡充に向けて、高度の専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において活躍する法曹を養成することを目指している。特に、社会人等としての経験を積んだ者を含め、多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹として受け入れるため、プロセスとしての法曹養成の中核的な教育機関である法科大学院には、学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要があるとされているところである。

・しかしながら、入学者の状況についてみると、法科大学院制度が平成 16 年度に創設されて以降、法科大学院に進学する者のうち、多様なバックグラウンドを有する者として考えられた社会人経験を積んだ者や法学部以外の学部出身者の割合は年々減少する一方、法学未修者として３年間の教育課程に入学する者に占める社会人経験を持たない法学部出身者の割合は増加する傾向にある。

・また、標準修業年限での修了率に関しても、成績評価・進級判定・修了認定の厳格化に向けた取組が進められてきたことにもよるが、法学既修者と比較した場合、法学未修者の標準修業年限の修了率は減少傾向にあり、最近のデータでは、法学未修者のうち半数近くの者は標準の３年では修了できていない状況にある。

・さらに、司法試験合格状況についても、法学既修者の合格率に対し、法学未修者の合格率は半分近くまで低下するといった状況にある。

（2）これまで法学未修者教育の充実方策として講じられてきた方策

上記（1）に挙げられる事態に対し、これまで中央教育審議会においても改善方策が議論されており、平成 21 年の特別委員会報告を踏まえ、法学未修者教育の充実に向けて、以下に掲げる改善方策が推進されてきたところである。

①法学未修者について、１年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため、各法科大学院が法律基本科目の単位数を最大６単位まで増加させて１年次に配当することを可能とする省令改正を実施。
この改正により、平成 23 年度現在、50 校において１年次の法律基本科目の配当科目数が増加されるなど、法学未修者の教育の充実が図られている。

②法学未修者の自学自修を支援する体制の充実も図られるべきであるとの指摘を受け、正課の授業以外において、法科大学院の教員によるオフィスアワーなどにおける学修指導、上級年次の法科大学院生・修了者によるメンターないしチューター制

度の活用、ＴＡ（ティーチング・アシスタント）によるサポートなどの体制整備が進められつつある。

③成績評価・進級判定・修了認定の厳格化の必要性についての指摘を受け、進級制を導入する大学が、平成 18 年度の 56 校から平成 23 年度には 70 校まで増加するとともに、法学既修者、法学未修者を合わせた全修了者のうち、平成 18 年度において標準修業年限で修了した者が 80.6%であったところ、平成 23 年度においては 68.7%まで低下してきている。

（３）法学未修者の現状

①「入口」の状況

・法科大学院への志願者数は、平成 24 年度においてのべ 18,446 人であり、法科大学院制度を創設した初年度に当たる平成 16 年度の 72,800 人と比較して約４分の１、翌 17 年度の 41,756 人と比較しても約２分の１まで減少している。

・平成 24 年度の総入学者数は 3,150 人であり、最も入学者が多かった平成 18 年度（5,784 人）と比較して 2,634 人の減少となっている。そのうち、法学未修者については、平成 18 年度の 3,605 人から平成 24 年度は 1,325 人と 2,280 人も減少しており、減少した総入学者数に占める法学未修者の入学者数の割合は約 86%と極めて大きい。

・さらに、平成 24 年度に入学した法学未修者に占める法学部出身者は 929 人で、その割合は 70.1%と、平成 16 年度の割合 50.9%と比較しても相当程度上昇している一方、法学部以外の学部出身者の入学者数は平成 16 年度の 1,677 人から、平成 24 年度の 396 人と大幅に減少している。

②「学修」の状況

・厳格な成績評価による進級判定等が進められてきた結果、法学未修者における１年次から２年次への進級率[2]は、平成 16 年度には 94.7%であったが、平成 23 年度には 76.3%と、約４人に１人は２年次に進級できない状況になっている。

・また、標準修業年限での修了率に関し、法学既修者については、平成 21 年度入学者は 89.6%となり、平成 16 年度の 92.6%と比較してもほぼ９割前後で推移しているが、法学未修者については、平成 16 年度入学者の 75.1%から、平成 21 年度入学者の 56.8%と顕著に低下している。この問題は、法学既修者の９割近くが２年で修了しているのに対し、法学未修者の半数近くが３年では修了できずにいるということを意味しており、法学既修者と法学未修者との間の差が大きい状況にあると言わ

[2] 長期履修者を除く

ざるを得ない。

③「出口」の状況

・法科大学院修了者の司法試験合格状況については、法学既修者の総受験者に占める合格者の割合が 61.2%であるのに対し、法学未修者の総受験者に占める合格者の割合は 29.6%とその差は顕著である。また、既に結果が確定している平成 18 年度及び平成 19 年度に修了した法学既修者と法学未修者を比較すると、法学既修者の累積合格率は平成 18 年度に 63.4%、平成 19 年度に 65.4%であるのに対し、法学未修者の累積合格率は平成 18 年度に 39.5%、平成 19 年度に 32.6%となり、法学既修者と法学未修者との間の司法試験合格率の差は、さらに拡大する傾向にある。

・一方、各年の司法試験において、法学未修者の合格者数は平成 16 年の 636 人から平成 24 年は 873 人と増加傾向にあることが見られ、総入学者に占める法学未修者の数が減少する中にあっても、一定の司法試験合格者を出している状況にあると言える。

（4）法科大学院間の差

・法学未修者の状況について個々の法科大学院ごとに分析したところ、例えば、司法試験の合格状況を見ると、法学未修者の総受験者に占める合格者の割合が 60%以上の法科大学院から 10%未満の法科大学院まで幅広く分布している。そのうち、全国平均である 29.6%を上回る法科大学院は 25 校あり、全体の約 7 割にあたる 3,222 人の合格者を出している。一方、その平均を下回る法科大学院は 49 校で、全体の約 3 割にあたる 1,511 人の合格者を出しているが、さらに全国平均の半分以下となっている法科大学院が 16 校存在し、全体の 5.5%に当たる 259 人の合格者を出している状況にある。

・以上のことから、法学未修者教育についても、法科大学院の間で大きな差があり、とりわけ、特に深刻な課題を抱える法科大学院が一部存在していると言わざるを得ない状況にあると考えられる。

2．法学未修者教育の課題について

上記１．で見た法学未修者教育の現状から、今後改善を検討すべき課題については、概ね以下の４つの観点に整理できるものと考える。

（１）法学部以外の学部出身者を巡る主な課題

・法学部以外の学部出身者は、大学等において体系的に法学を学んだ経験がなく、法科大学院に入学して、初めて本格的な法学に関する学修に取り組むことになることから、まず法学の基礎的な学識の修得が課題となる。したがって、特に１年次においては、法学に関する学修の方法や法律用語の理解など、法科大学院における学修を進めるに当たって前提となる基盤ができていない可能性があることについて十分配慮して教育課程を構築する必要がある。

・また、入学者の中には、法理論を身に付けていく上で必要となる法的思考力、あるいは事実に即して具体的な法的問題を解決していくため必要な法的分析能力など、法的な考え方になじめない学生が一定数存在することが課題として指摘されている。

・さらに、法科大学院において継続して学修を続けることにより、徐々に理解が進む者もいれば、ある時何らかのきっかけで一気に理解が深まるという者も存在するなど３年間の学修の進み方にも個人差があることに留意する必要がある。同時に、３年間の教育課程を経ても、なお法曹に共通して必要とされる水準にまで至らない学生への対応も課題として挙げられる。

（２）法学部出身者を巡る主な課題

・現在、標準修業年限３年の教育課程に入学する者の中で、学部段階で法学を学修した者が大勢を占めているが、この教育課程は、法学の基礎的な学識を有していない者を対象としているものであることから、スタート時点において、法学部出身者と法学部以外の学部出身者とでは、知識・理解度の面において大きな差があり、法学部出身者にとっては学修に対する意欲や姿勢を保ちにくいなどの影響を及ぼす場合があることが課題として挙げられる。

・また、法学部出身者は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有しているとの認定を受けない、あるいは受けられていないということを勘案して、法科大学院入学後の教育上の工夫を要するとともに、法学部出身者であっても法的な考え方になじみにくい学生が一部に存在することにも留意する必要がある。

（３）社会人経験を有する者を巡る主な課題

・一定の社会人経験を経た上で法科大学院に入学する者については、職歴等の多様性を背景として、入学時点における法学に関する学識や専門的資質・能力の水準も様々であると考えられる。

・特に、民間や公務の分野で活躍するなど豊かな社会人経験等を有している者については、視野を広げたり、専門領域の幅を広げたりすることよりも、基本的な法学に関する科目の確実な修得が求められるが、その点に注力した指導がしにくいといった課題があると考えられる。

・また、社会人経験を有する者の入学者数が減少傾向にある現状をみれば、法科大学院への進学、修了に対する動機付け・モチベーションの不足が課題であると考えられる。特に、仕事を続けながら法科大学院に通うことを希望する社会人にとっては、学修時間が夜間等に限られるなどの時間的制約の中で効果的・効率的に学修することができる環境整備が不足しているのではないかという点が課題として考えられる。

（４）上記（１）～（３）の者が混在して学ぶことに関する課題

・以上のとおり、法学未修者は、法学部出身者と法学部以外の学部出身者に大別されるとともに、それぞれに学部等から直接進学する者と社会人経験を経て入学する者がいることから、法学未修者として同一の教育課程の枠組みの中で、法学に関する学識や専門的資質・能力の水準が異なる者が混在して学ぶこととなる。その中で、それぞれの学生の到達度には差があり、授業のみでそれぞれの学生に対するきめ細やかな対応を取ることが難しい状況にあることから、授業の内容・方法に工夫が求められるとともに、授業以外の時間においても、きめ細やかな対応を取ることが求められると考えられる。

・なお、その際には、法学部出身者が同じクラスにいることで、初めて法学を学ぶ他の法学未修者が学修を進める上での刺激となり、良い影響を及ぼす効果もあることについて留意が必要である。

3．法学未修者教育に関する充実方策について

（1）法学未修者教育の充実を通じて目指すべき姿

上記1．及び2．で確認したように、現在の法学未修者については、社会人や法学部以外の学部出身者など、多様なバックグラウンドを有する人材が減る傾向にある。

しかしながら、司法制度改革審議会意見書では、「法科大学院には学部段階での専門分野を問わずに広く受け入れ、また、社会人等にも広く門戸を開放する必要がある」とされており、法科大学院は標準修業年限3年の教育課程を基本とする制度設計がなされているものである。

本ワーキング・グループとしては、法学未修者教育の充実に向けた改善方策の検討・実施を通じて、司法制度改革における当初の理念に基づき、多様なバックグラウンドを有する者に対して更に充実した教育を行えるよう改善方策を講じることで、法学未修者が安心して法科大学院で学び、法曹を目指せる環境を整えることを目指すこととする。

その際、特に社会人や法学部以外の学部出身者の特性を踏まえて、法学未修者教育の充実に向けた改善方策を検討・実施し、法曹の多様性の確保に資することに配慮することとする。

（2）具体的な充実方策

本ワーキング・グループとしては、上記（1）を前提として、法学未修者教育が抱える課題の解決を目指した法学未修者教育の充実方策として、次に掲げるものを検討・実施していく必要があると考える。

なお、これらの方策については、あくまで、専ら法曹の養成のための教育を行うことを目的とする法科大学院における教育の充実を目指すものであることに留意が必要である。また、具体的な充実方策に取り組むに当たっては、例えば、文部科学省令又は告示の一部改正に伴い、認証評価機関における評価基準及び留意事項の改訂がなされるなど、現在の法科大学院制度や認証評価の規定、それらの運用の改善についても所要の見直しがなされる必要がある。

【Ⅰ．システム改革に向けた検討】

（1）法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みの検討

法科大学院については、修了生、特に法学未修者の司法試験合格率が低迷していることから、その修了生の質の保証が強く求められているが、上記のとおり、法学未修者の3年間の学修の進み方には個人差があると同時に、この教育課程を経ても、なお法曹に共通して必要とされる水準にまで至らない学生も少なくない。

そこで、法学未修者に対する教育の質保証の観点から、3年間の教育課程の充実はもとより、その教育を通じ、将来の法曹として求められる法学的な素養や法的思考力等をどの程度修得できたのかを教育課程の各段階で客観的に把握し、その後の教育指導に活かすことが重要である。

さらに、法学未修者が学ぶ３年間の教育課程における２度の進級判定の在り方を抜本的に見直し、学修の到達度を客観的に把握するとともに、次の年次に進級し、新たな学修に取り組むことが適当かどうかを厳格に認定することができる新しい体系的な仕組みの導入を検討する必要があると考える。

法学未修者１年次については、公法系・民事系・刑事系の基本的な法律である憲法・民法・刑法といった法律基本科目をより重点的に教育することで、その基礎・基本の修得の徹底を図る（具体的な改善内容は後述（２））とともに、２年次への進級に当たっては、法学未修者の中に法的な考え方等になじめない者が一部存在する可能性があることも踏まえ、２年次以降の教育課程における学修への適性等を判定するため、憲法、民法、刑法等の基礎的な学識や法的思考力を客観的かつ厳格に評価することが必要である。特に、２年次からは法学既修者も受講する授業を学ぶことになることから、各学生は、進級に当たり、１年間の学修到達度を確認し、その後の学修につなげることも期待される。

このため、法科大学院教育全体の質保証を図るという観点から、「共通到達度確認試験（仮称）」の導入など法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みの構築を検討することとする。なお、この仕組みを全法科大学院共通で実施することを念頭において構築することによって、個々の法科大学院間に差が生じている現状や学生数が著しく少ない法科大学院が増加しつつある現状の中で、学生は全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することも可能となり、各法科大学院の教育内容の改善はもとより、各学生の学修促進にも資するという利点があると考えられる。

また、多くの法科大学院では、２年次において、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、行政法などの法律基本科目等に関して大学院レベルの高度な知識・能力の修得を目指した双方向の授業によるカリキュラムを組んでいるところである。

そして、３年次は、これら法律基本科目の修得をベースとして、例えばエクスターンシップやリーガルクリニックなど実務に関する体験的学修や、法曹実務・企業法務等において求められる、より発展的な学修をすることとなっている。

このため、２年次から３年次への進級に当たっては、各大学におけるカリキュラムの編成や法学未修者の学修の進み方に関する個人差を考慮すれば、画一的な方法による実施はふさわしくないと考えられるものの、その後の発展的な学修に取り組むために必要となる法的な知識を活用して課題を解決する能力が確実に修得できているかどうかを客観的かつ厳格に判定することができる仕組みの導入を検討することが重要である。

上記の到達度判定の仕組みを導入するに当たっては、２年次あるいは３年次以降、予定通り標準修業年限での修了を目指して通常の教育課程を進むのか、それともより時間をかけて学修する方向に転換するのか、各学生の適性・能力等に応じて法科大学

院在学中でも「長期履修コース」への転換を可能とするなどの柔軟な対応を検討することが求められる。その際、長期履修制度に対応した（独）日本学生支援機構の有利子奨学金が活用されるよう各法科大学院において周知に努める必要がある。

また、法学未修者は、法科大学院への入学者選抜の段階では法学の基礎的な学識は問わずに入学が認められている者であることを踏まえ、進級判定の更なる厳格化を推進することとあわせて、個々の学生の法学に対する適性の有無や本人の希望等に応じて、法曹以外への進路の途中変更もより円滑に行える仕組みについても別途検討することが求められる。

なお、在籍学生の進級判定に関する最終的な判断は各大学が行うものであり、上記の仕組みについても、各大学の判断でその活用の程度などが決められるよう制度設計することが必要である。

その際、進級判定の客観性及び厳格性が確保されることで法科大学院制度の全体としての信頼性を高めるとともに、学生にとっても全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することが可能となる利点があることから、各法科大学院が「共通到達度確認試験（仮称）」を活用した進級判定の更なる厳格化の取組に主体的に参加することが期待される。

（２） 基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための改善の検討

法学未修者については、法学の基礎的な学識が全くない者も、最終的には３年間の教育課程修了時までに法学に関する知識・能力を法学既修者と同等のレベルにまで引き上げる必要がある。したがって、特に学修の出発点である１年次については、公法系・民事系・刑事系の基本的な法律である憲法・民法・刑法といった法律基本科目をより重点的に教育することで、基礎・基本の修得の徹底を図ることが求められる。

法科大学院が開設すべきとされている４つの授業科目（「法律基本科目」、「法律実務基礎科目」、「基礎法学・隣接科目」、「展開・先端科目」）について、各学生の授業科目の履修がいずれかに過度に偏ることのないよう配慮しつつも、これまでの法学未修者と法学既修者との間での標準修業年限修了率や司法試験合格状況の差を勘案して、法学未修者が法律基本科目をより重点的に学ぶことができるようにする工夫が必要である。

基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目は、学生の視野を拡げるとともに社会の様々な領域における法的ニーズの増大・多様化に対応できるようにするという趣旨から設けられていることから考えると、法学未修者が有する多様で幅広い法学部以外の学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮すれば、必ずしもそうした基礎法学・隣接科目や展開・先端科目を法学既修者と全く同一レベルで履修する必要はないとも考えられる。

したがって、法学未修者、特に社会人・法学部以外の学部出身者については、法学部以外の学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮して、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の履修を一部免除し、より法律基本科目に注力して学ぶことが

できる仕組みの導入を検討することが重要である。

（３） 法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討

法学未修者については、法学の学修経験がなく、法科大学院に入学して初めて法学を学ぶ者が一定程度存在していることから、入学後に結果として法学になじめない者が一部生じてしまうという現状がある。

他方、入学者選抜の段階では、法律科目試験を実施することはできないため、法学になじめるか否かを判定するのは容易ではないが、法学になじめる者を判定する精度を上げる努力は引き続き必要である。

このため、まず入学者選抜における適性試験の在り方については、法科大学院における履修の前提となる判断力、思考力、分析力、表現力に関する能力をより高い精度で測ることで、その後法科大学院で行われる教育への適応性を見極めることができるよう、特に、第一部・第二部・第三部ごとの各学生の成績とその後の法科大学院での成績及び司法試験の結果との相関性を調査することも含め、その仕組みの改善・見直しなどに継続的に取り組むことが期待される。

また、各法科大学院においては、独自に実施する小論文の設問の工夫、あるいは面接試験の工夫などの改善に取り組むことが期待される。さらに、入学者選抜段階における適性試験や入学試験の結果とその後の法科大学院における成績及び司法試験における成績との間の相関関係を継続的にチェックし、そこで得られた結果を基に適性試験や入学試験に反映することや、得られた結果を各法科大学院間で情報共有することを通じて、法的なセンスの判定精度を高めることができる手法を検討・実施することが望ましい。

【Ⅱ．入学前・入学後・卒業後を一貫した法学未修者教育の充実方策】

（１）法科大学院「入学前」における教育の充実方策

①これから法科大学院を目指す者に対する入門的な教育機会の提供

法科大学院への志願者が減少する中で、多様なバックグラウンドを有する者が少しでも多く法曹を目指し、法科大学院を志願することになるよう、あらゆる努力を講じることが急務である。

このため、これから法科大学院を志望しようと考えている者を対象に、法学の学識や法的な考え方等を学ぶきっかけや、法的な考え方が自分に合うかどうかを確認する機会となるよう、法学に関する優れた入門教材の作成や、インターネット等を活用した優れた法学講座の配信等の取組について検討する必要がある。その際、法学を初めて学ぶ者に対する教育のノウハウを有すると考えられる法学部との連携・協力も視野に入れて、例えば、法科大学院への入学を希望する者に対する特別コースのほか、法学部の授業の活用などの取組も検討していくことが望まれる。

同時に、各法科大学院においては、法曹が職種として持つ将来の可能性やその魅力についても、法学の教育内容と併せて積極的に発信していくことが望まれる。

②法科大学院入学が内定している者に対する事前の学修支援の促進

多くの法科大学院における入学者選抜は入学前年度の秋頃を中心に実施され、その合格者が決まっていくことになるが、翌年４月の入学まで数ヶ月程度期間があることに着目して、法科大学院に入学し、初めて本格的に法学に関する学修に取り組む法学未修者に対し、その学修方法や法律用語の理解など、法科大学院における学修を円滑にスタートするために必要な基盤をできるだけ早く身に付けることができるよう支援することが期待されている。

このため、各法科大学院においては、入学が内定している者に対し、入学前ガイダンスの実施や入門用の基本書・教材の紹介及び学修の奨励など事前準備に取り組んでいく必要がある。

（２）法科大学院「入学後」における充実方策

①法学未修者に対する教育内容の改善

現在、法科大学院修了生が、将来の法曹となるにふさわしい法学の学識を修得していることを保証する観点から、修了者が共通に備えておくべき能力等の到達目標モデルが策定され、全ての法科大学院に対して提示されているが、特に法学未修者にとって、法科大学院における学修を通じて目指すべき目標となる重要な指針の一つであると言うことができる。

このため、各法科大学院においては、この共通的な到達目標モデルを踏まえ、特に１年次については、その内容を厳選するなどの創意工夫をしながら、各々具体的な到達目標を設定するとともに、それに応じた教育課程の見直し・改善に取り組むことで法学未修者教育の充実に努める必要がある。

また、法学未修者は、法学の基礎・基本を徹底的に身に付ける必要があることから、各法科大学院においては、例えば講義形式を中心とする基礎的な授業科目の充実はもとより、別途その科目に関する補充的な演習科目を設けて履修可能とすることなどにより、法学未修者の理解を深めるといった取組を進める必要がある。併せて、法曹として共通的に必要とされる法的文書の作成の基礎的技能を伸ばすことは、法科大学院教育において求められている役割の一つであることから、法的文書作成に係る授業科目を設定するなど更に充実した内容とする取組を進める必要がある。

なお、各法科大学院の限られた教育資源でこれらの方策を実現するためには、例えば、法律基本科目など講義形式を中心とする授業科目については、双方向性は確保しつつも、必ずしも少人数授業にこだわらないこととし、教員の余力を補充的な演習科目等に振り向けることができるようにすることも検討する必要がある。

法学未修者のうち、これまで法学を学んだことがない者であっても、３年間の学修を通じて修了時までには法学既修者と同水準まで到達することが求められるが、１年次修了時の段階で、必ずしも法学既修者と同水準にならなければならないものではない。

このため、各法科大学院においては、各大学ごとに定めている到達目標について、各年次においてどの程度まで到達すべきかについて提示するなど、それぞれの学生の置かれた状況を踏まえたきめ細やかな情報提供の取組が進められることが望ましい。

②法学未修者に対する教育方法等の改善

法科大学院における授業方法等は、双方向的・多方向的で密度の濃いものとすることが求められている。しかしながら、法学未修者に対する標準的な３年間の教育課程のうち、特に１年次の教育課程については、法学を全く学んでいない者を含め、法学の基礎的な学識を問われずに入学している者が対象となることから、質疑応答や討論を中心とした授業方法に過度にこだわるのではなく、法学の知識や法的思考力等の基礎・基本の徹底を図るため、講義形式での授業方法を中心として取り入れるといった工夫が求められる。なお、講義形式を中心とする授業の規模については従来よりも柔軟に考えるとともに、旧来の一方向的な授業とならないよう配慮することが必要である。

このため、各法科大学院においては、３年間の教育課程を通じて最終的に目指すべき目標に到達できるよう、学生の理解度等の状況に応じて効果的な授業方法を使い分けるなど適宜工夫することが求められる。その際、希有な事例や過度に難しい事例を扱うのではなく、典型的な事例や適度な難易度の事例を素材とし、当該制度

についての基本的な理解を徹底させるような授業を展開する必要があるとともに、特に法学を学んだことのない者の指導に用いる教材開発にも取り組む必要がある。

法学未修者に対するきめ細やかな指導を行うためには、学生の理解度を随時把握し、つまずきが見られる場合には早期に指導助言することが重要であるため、各法科大学院においては、効果的かつ効率的な手法として、ＩＣＴ等を活用しながら、授業科目の単元毎に小テスト・中間テストを実施し、それらを通じて学生の理解度を確認するなどの工夫に努めることなどが求められる。

また、授業や演習の中で学生に修得した基本的学識を文書に表現させる機会を設けるとともに、定期試験等の講評の機会等を捉えて模範的な学生の答案について公表することや添削指導等の方法により、学生に文書作成能力を修得させる機会を積極的に設けるといった取組を充実させていくことも必要である。

さらに、法科大学院教育が一層効果的なものとなるためには、正規の教育課程の充実はもとより、個々の学生の自学自修を促すことも重要であり、正課外における学生の学修を支援することによって学生の理解度を高め、法科大学院における教育の習熟度をより高めることが期待できることから、法科大学院には、学生の自学自修を促進する環境を整備することが求められる。

このため、各法科大学院においては、正課外や長期休業期間におけるゼミ開講やチューター制の活用などの学修支援に努めることも期待される。

（３）法科大学院「卒業後」における充実方策

①修了生に対する支援の充実

そもそも法科大学院を修了した学生に対する対応方策を講じることには限界があるが、法学未修者については、その修了後、法学既修者と比較して司法試験をより長期にわたり受験する状況にあると考えられることから、法学未修者として修了した者に対する可能な支援を検討することが求められる。

このため、各法科大学院においては、修了者の状況に応じて適切な支援を行うための前提として、修了後の動向把握の徹底を図るとともに、修了生に対して授業や学校施設の開放の促進、就職支援を含む相談体制の確立・充実に努める必要がある。

（４）多様な入学者に対応するための教育体制・支援体制の整備

①教員の資質能力の向上のための取組の充実

特に、法学を学んだことのない者が含まれる法学未修者に対する教育を充実させるためには、教育内容・教育方法の改善とともに、学生の指導に直接あたる教員の資質能力の向上が求められる。

このため、各法科大学院においては、教員の資質能力の向上のためのＦＤ（ファカルティ・ディベロップメント）について、研究者教員と実務家教員とが共同して

行うＦＤ活動を更に促進することとし、国内外からの外部講師の招聘や講習会等への参加、研究会の実施、着実な教育成果をあげている法科大学院の授業見学など教員の資質能力を向上させる機会の確保等により積極的に取り組む必要がある。

また、共通的な到達目標についても、ＦＤ活動に取り組むことを通じて教員間の意識を共有化する必要があるとともに、当該法科大学院に在籍する学生の状況は様々であることから、ＦＤ等を通じて、教員間での個々の学生に関する情報の共有を密にするとともに、教育内容や教育方法についても不断の見直しに向けた検討を行うことが必要である。

②法学未修者が学修しやすい支援体制の整備

現在、多様なバックグラウンドを有する法学未修者の入学者数が減少していることを踏まえ、特に社会人や法学を学んだことのない者を含む法学未修者が学修しやすいような教育支援体制の整備が重要である。とりわけ夜間開講は、社会人が定職に就きながら法曹を目指す手段として有効で、多様性の確保にも資するものである。

このため、例えば地域ごとにいくつかの法科大学院が共同するなど夜間開講コースの充実を検討することが望まれる。

法学未修者教育の充実に向けた実践例①
～ 法学基礎教育に重点を置くカリキュラムの編成 ～

一橋大学 ～法学基礎教育を充実した教育課程～

■1年次のカリキュラムでは、法律基本科目を重視（基本的に全て必修）。前期に憲法、民法、刑法、後期に民事訴訟法、刑事訴訟法を扱う。

■双方向的な授業の方式も取り入れつつ、まずは知識の定着を目指して講義形式を中心に講義を行う。

■また、特に法科大学院生は復習が疎かになりがちなため、穴埋め問題等の「小テスト」を活用し、基本をしっかりと理解させる。

■さらに、純粋未修者を対象に、六法の読み方等の基本的な情報を提供する「導入ゼミ」（1単位、8回の講義）を実施。（9人（全体の約36%）が受講）

前期	憲法Ⅰ	2単位
	民法Ⅰ	3.5単位
	民法Ⅱ	3.5単位
	民法Ⅳ	1単位
	刑法Ⅰ	4単位
	導入ゼミ	1単位
夏	（刑事訴訟法）	
	法曹実務見学講習	－
後期	憲法Ⅱ	2単位
	民法Ⅲ	4単位
	民事訴訟法	4単位
	刑法Ⅱ	2単位
	刑事訴訟法	4単位
	比較法制度論	1単位

〔法学未修者1年次の科目履修例〕

中央大学 ～法律基本科目の増加を活用した未修者カリキュラムの強化～

■修了に必要な法律基本科目の単位数を増加

※1年次と3年次に「総合系科目」を新設し、単位数の割り振りも見直し

■1年次の法律基本科目を増加

※具体的には「刑法Ⅱ」「基礎事案研究」を新設、「生活紛争と法」を必修化

■1年次には、少人数できめ細かな指導を行う、正規の授業科目として「基礎演習」、課外の学修支援として「フォローアップ演習」を提供

※「フォローアップ演習」には、法学未修入学者のほぼ全員が参加

法律基本科目群カリキュラム一覧

1年次		2年次	3年次	修了要件
人権の司法的救済(2)	行政活動の法的統制(2)	公法総合Ⅰ(2) 公法総合Ⅱ(2) 公法総合Ⅲ(2)		12単位必修
	統治の基礎 *(2)			選択
民法Ⅰ(4) 民法Ⅱ(4)	民法Ⅲ(2) 民法Ⅳ(2) 債法Ⅰ(2) 債法Ⅱ(2) 民事訴訟法(2)	民事法総合Ⅰ(4) 民事法総合Ⅱ(2) 民事法総合Ⅲ(2)	民事法総合Ⅳ(2)	31単位必修
			手形法・小切手法(2)	選択
刑法Ⅰ(2)	刑法Ⅱ(2) 刑事訴訟法(2)	刑事法総合Ⅰ(2) 刑事法総合Ⅱ(2)	刑事法総合Ⅲ(2)	14単位必修
生活紛争と法(2)			総合事案研究(2)	3単位必修
	基礎事案研究*(2)			選択
基礎演習*(2)				

60単位必修

※( )内の数字は単位数を表します。*の科目は1年次のみ履修することができます。

〔法律基本科目一覧〕

法学未修者教育の充実に向けた実践例②
～ 法学基礎教育に重点を置くカリキュラムの編成 ～

東京大学 ～基本科目演習 5科目の新設～

■1年次に「基本科目演習」1単位×5科目（民法2科目、刑法、行政法、商法）を追加。身につけた基本科目の定着を図る。

■20名以下の少人数クラスを専任講師が担当。各基本科目と同一の教材を使用し、基本科目の復習や文章を書く練習を実施。
（毎年、休学者を除く未修1年次全員が受講）

■基本科目演習に対する授業評価の例

- 授業を聞いてなんとなく理解したつもりになっていたが、この演習で理解の足りていない部分やどうしてそう考えるのかといった思考方法を教えて頂き、大変勉強になった。
- この演習を通じて、授業や教科書の情報をうまく整理し直すことができた。
- 他の授業の予習に追われて消化不良になるところが、演習があることによって強制的に復習せざるを得なくなったので助かった。
- 講義内容を大まかに分かっただけでは、具体的な事例を解くことはできないということを実感できてよかった。

2010年夏

（必修ー法律基本科目）基本科目憲法	2単位
（必修ー法律基本科目）基本科目民法1	4単位
（必修ー法律基本科目）基本科目民法2	4単位
（必修ー法律基本科目）基本科目刑法	4単位
（必修ー法律基本科目）基本科目演習（民法S）	1単位
（必修ー法律基本科目）基本科目演習（刑法）	1単位
（展開・先端科目）アメリカ法プログラム	2単位

2010年冬

（必修ー法律基本科目）基本科目行政法	2単位
（必修ー法律基本科目）基本科目民法3	4単位
（必修ー法律基本科目）基本科目商法	4単位
（必修ー法律基本科目）基本科目民事訴訟法	4単位
（必修ー法律基本科目）基本科目刑事訴訟法	2単位
（必修ー法律基本科目）基本科目演習（民法W）	1単位
（必修ー法律基本科目）基本科目演習（商法）	1単位
（必修ー法律基本科目）基本科目演習（行政法）	1単位

〔平成25年3月修了予定者の1年次の科目履修例〕

法学未修者教育の充実に向けた実践例③
～ 基本科目の確実な修得に向けた取組の工夫 ～

東北大学 ～反復的・段階的な学修の重視と助教等による学修支援～

■繰り返し段階的に学ぶことを重視

◇第1年次・基本科目（30単位必修）
①授業における議論の筋道を明確化
②講義形式を重視・活用
③小テスト・中間試験により理解度を把握

◇第2年次・基幹科目（28単位必修）
未修者・既修者の理解度の平準化に配慮

◇第3年次・応用基幹科目
（4単位まで選択可）
知識の定着、応用力・表現力の向上に配意

■助教等による学修支援

◇学期中、助教がオフィスアワーを設定

◇法学未修者に対する補習ゼミを開設
平成20年度より第1年次末に実施
第2年次末にも実施（法学既修者も参加）

◇助教や研究大学院学生が指導を担当
開講科目は憲法、民法及び刑法
各年度の参加者は1科目当たり5名（18%）から22名(44%)の間で推移

◇第1年次に学んだ内容を確認し、基本知識を定着させる機会（第2年次より法学既修者の学生と一緒のクラスで学ぶ基礎固め）



〔助教による指導の様子〕

法学未修者教育の充実に向けた実践例④
～ 学生の学修意欲を引き出す取組の工夫 ～

明治大学 ～成績優秀者の表彰と厳格な成績評価～

成績優秀者の表彰

■入学から3年次前期までに履修した全科目の成績（GPA）が顕著に優秀な学生に対し「成績優秀者表彰」を実施。平成24年度は25人（うち法学未修者15人）を表彰。

■ また、入学から2年次前期までに履修した全科目の成績（GPA）が顕著に優秀な学生に対し、「明治大学法科大学院振興基金成績優秀者表彰」を実施。平成24年度は20人（うち法学未修者10人）を表彰。

■前年度の必修科目の成績（GPA）が顕著に優秀な2年生及び3年生に対し，「明治大学法科大学院給費奨学金（在学生）」を給付。平成24年度は2年生17人（17人全員法学未修者），3年生29人（うち法学未修者17人）に給付。



〔成績優秀者表彰式〕

厳しい進級判定

■厳格な進級判定を設定しており、具体的には、1年次から2年次の進級要件として、必修科目の総単位数（30単位）の5分の4（24単位）以上の修得、及び必修科目のGPAで1.4以上の修得が必要。平成23年度は12人（14.5%）が不合格。

■ 2010年度より、成績不良者への退学制度を実施。同一年次に引き続き2年間在学する学生が、なお進級できない場合、その年度末において退学となる。平成23年度は9人（10.8%）が該当。

法学未修者教育の充実に向けた実践例⑤
～　手厚い教育支援体制　～

早稲田大学　～充実したアカデミック・アドバイザーの配置～



〔法律文書作成指導の一コマ〕

■早稲田大学出身の法律実務家がアカデミック・アドバイザーとして、心身両面において個人の学修を細やかにサポート。

■純粋未修者に対し、入学前の導入教育、1年次春学期のフォローアップゼミによって、法律基本科目の学修に必要な基礎的スキルの構築を促進。（純粋未修者のほぼ全員が受講）

■学修が進んでいる学生に対しては、苦手科目の克服や発展的内容の学修のために、テーマ別ゼミや法律文書作成指導、コーチング指導など幅広い視野による支援を展開。

京都大学　～教育補助スタッフを活用した教育支援～

■教育補助スタッフ（法科大学院を修了して博士後期課程に進学した学生）及び法科大学院を修了した助教により、未修者の学修を支援。
（平成24年度のスタッフ数：9人）

■具体的には、

・法律基本科目において、授業の進度に応じ、各科目の教員の助言の下に、知識確認テストの問題を作成・実施。

・問題は基礎知識の確認に必要な範囲に限定。

・採点の結果は記録として残し、教員や教育補助スタッフ等が学生への助言をする際の参考にする。（授業の成績には反映させない。）

・実施後、解説を配付し、質問を受け付ける。

■これにより、学生は自分がどの程度授業内容を理解できたか客観的に把握できる。

■スタッフは将来の法科大学院教員であるので、それに備えた教育の経験にもなる。

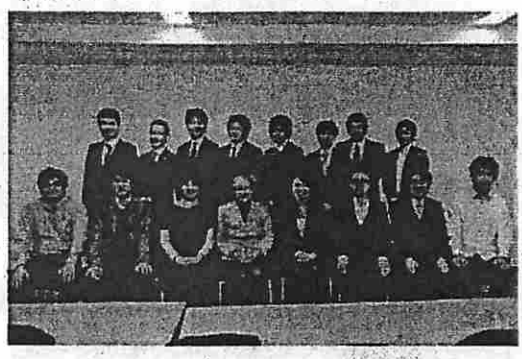
法学未修者教育の充実に向けた実践例⑥
～ 手厚い教育支援体制 ～

上智大学 ～若手弁護士等による手厚い学修支援～

■上智大学出身の若手弁護士が在校生に対する様々な学修支援を実施。具体的には、学修や受験のアドバイスを行うチューター制度や、OB・OG会主催のゼミや論文個別指導を実施。（チューターは約90人登録、活動は主に各学年週1回程度、ゼミや論文個別指導は年にのべ70回程度実施）

■未修者向けの授業（法学実務基礎）で数名の若手弁護士が講師およびチューターの役割を担うことによって、学生とチューターの距離が近く、学生は気兼ねすることなく学修上の相談ができている。チューターも授業をとおして個々の学生の法律学についての習熟度を了知しているために未修者に対する適切な指導と、きめ細かいサポートが可能となっている。

■入学直後のガイダンスにおいて、「法曹への道」と題して、裁判官、検察官、弁護士による各々の講話を提供し、法曹について具体的イメージを持たせ、学修へのモチベーションを抱かせるよう努めている。



〔チューター陣〕



〔ゼミの様子〕

法学未修者教育の充実に向けた実践例⑦
～ ICT等を利用した学修支援 ～

同志社大学 ～ICTを用いた学生理解度の把握～

■ICTによる学修支援システムやe-learningシステムを導入し、授業レジュメの配布や、レポート課題の提示、レポートの提出、提出状況の管理を電子データ上で行うことで、効率的・効果的な授業を実施。

■特に、未修者1年の授業において、授業内容に応じて短答式の問題を割り当て、復習課題として翌週までの解答を推奨することで、授業の理解を促すとともに、学生に自らの理解度を把握させている。

■また、リアルタイムで学生の解答率、所要時間、正答率をクラス単位・個人単位で把握できるため、教員にとっても学生の理解度の把握に役立っている。さらに、授業時間中に小テストを実施する必要が無く、より効率的・効果的な授業をすることが可能。

■なお、特定の設問についてのみ正答率が低い場合などについては、その結果を受けて、授業における説明の工夫や補充的な解説を行うことで、学生の理解を深め、知識を定着させることができる。

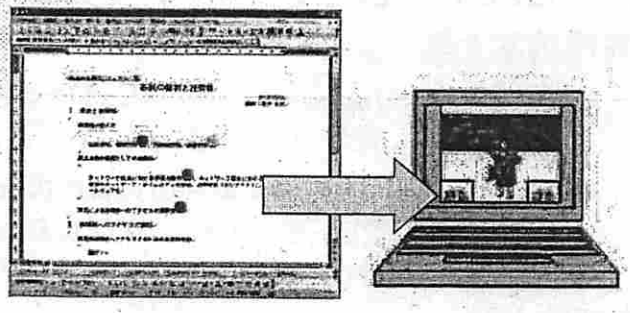
法学未修者教育の充実に向けた実践例⑧
～ ICT等を利用した学修支援 ～

名古屋大学 ～「お助け君ノート」システムと「学ぶ君」システム～

お助け君ノートシステム

■授業を録画し、受講生がLANを通じて復習に活用する「お助け君ノート」システムを開発・導入。

■法律基本科目のうち1年次と2年次の必修科目を収録。効率的かつ正確な復習の支援に効果。（1ヶ月あたり数百から数千のアクセス数）

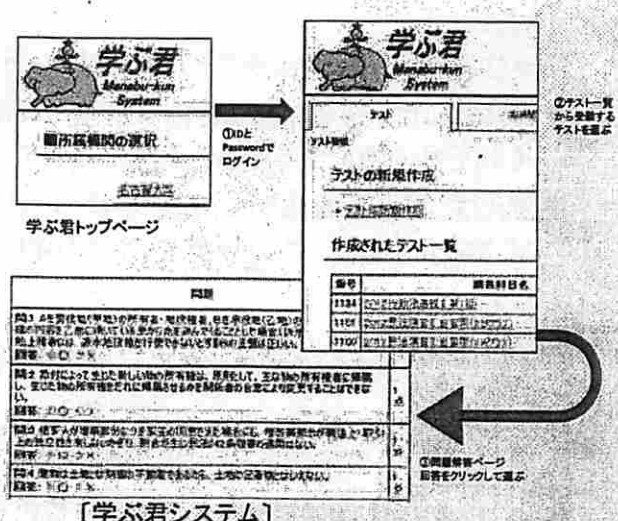


〔お助け君ノートシステム〕

学ぶ君ノートシステム

■Web上で択一問題を実施する「学ぶ君」システムを開発。他の7法科大学院と共同利用。

■学生の理解度を教員・学生双方に提供。学生は自身の基礎学力を確認し、弱点を把握することができる。（1ヶ月あたり約170人の学生が利用）



〔学ぶ君システム〕

学ぶ君問題数

分野	問題数
憲法	1299
民法	2891
刑法	1313
商法	746
民事訴訟法	1913
刑事訴訟法	649
行政法	1281
知的財産法	60
労働法	287

2012年8月末現在

〔学ぶ君システムの問題数〕

法学未修者教育の充実に向けた その他の実践例

～ 教育課程や教育内容における取組 ～

岡山大学

■1年次配当の法律基本科目の単位数を増加し、入門科目「法解釈入門」を設置。実務家教員が担当し、法曹三者の職務内容の紹介をはじめ、実務家になるための素養、必要とされる法的知識の程度、簡単な事例問題分析（民事・刑事）、憲法訴訟に関する代表的判例などについて講義。

■実務家教員が指導するため、学生は自らが目指す実務家像を早期の段階で具体的にイメージすることができ、その後の勉学に対するモチベーションの向上に繋がっている。

慶應義塾大学

■未修者コースの法律基本科目の単位数を5単位増加。刑法、憲法、刑事訴訟法は既存の科目を1単位増加し、民法、民事手続法については、基礎演習（各1単位）を新設。

■例えば、民法については、既存の科目が民法Ⅰ～民法Ⅵまで分断して授業が行われるため、相互に科目を架橋し、民法全体についての総合的な視角を涵養することを図っている。また、40人クラスを2つに分けて授業を行うため、教員の指導も行き届きやすくなっている。

学習院大学

■法学の基礎的な能力を養成するため、1年次に「起案等指導1及び2」を開講（教員1人に対し学生4、5名という少人数制クラス）。

■具体的な判決を素材にして、関連する判決・文献・解説を探索する練習、判決の意義や問題点を文章に表現する練習、法律学事典の使い方・六法の引き方等を指導。

■文書作成能力の向上や、自分の頭で考えることの重要性の理解を促進することができる。

神戸大学

■夏休み期間中に集中講義形式で「裁判・行政の基本構造」を自由選択科目として設置。

■具体的には、刑事訴訟法と民事訴訟法の講義を4回ずつ実施した後、行政法の講義を6回実施し、それぞれの機能する場面を整理した上で、概観を理解できる講義を実施。

■例えば、民事訴訟法では、まず手続のイメージを持ってもらうために、第1審手続の流れを物語形式で紹介するビデオの視聴や、シナリオに沿って模擬裁判をやってもらうといった授業を実施。

北海道大学

■未修者1年次を対象に「基礎ゼミ」を実施。（年間で、民事法7回、刑事法3回、計10回）

■学生は、事前に出題された事例問題に対してレポートを作成。ゼミの際に、担当教員は問題の解説やレポートの添削を行う。担当教員は実務経験5～10年程度の弁護士（非常勤講師）が務める。

■これにより、①法律家としての文章の書き方を体得、②学生同士の自主ゼミの基盤を形成、③実務家とふれ合うことで将来像を具体的に描くことができるといった効果が期待できる。

立教大学

■1年次に「民事法基礎演習」を開講し、民法に関する基本的な最高裁判例について学修する。

■一審からの判決原本と最高裁判所判例解説を事前に予習し、当事者の主張・立証に留意した事案の整理と民法上の問題点について、演習形式で授業を実施。

■判決文を読んだことのない学生に対して、判決文や判例解説の読み方を指導でき、現実の裁判の仕組みを理解させることで、2年次以降の学修のための基礎的な能力を修得させることができる。9

法学未修者教育の充実に向けた その他の実践例

～ 入学前及び入学時における取組 ～

大阪大学

■未修者コースの入学者に対し、入学前の３月に、憲法・民法・刑法の基本科目の導入講座「スプリングスクール」（1.5h×6コマ程度×3科目）を実施。

■学修の進め方などのガイダンスから始まり、1学期の正課授業との関係を意識しながら、全体像をとらえることに重点を置いた授業を実施。

■正課授業の序盤から用いる、法令・判例の分析検討に対する戸惑いの緩和などに繋がる。

金沢大学

■1年次必修科目の5科目について、法律を全く学修したことがない者と、法律を一通り学修した者にレベルを分けて、「入学前の事前学修用図書」を提示し、授業までによく読むように指導。

■また、入学直後1週間の時期には、1年次必修科目として「法学入門」を開講し、研究者教員と実務家教員で分担しながら、法学未修者向けに、法の解釈、判例、実務の概要等、学修の基礎となる知識を教えている。

～ 学修支援に関する取組 ～

九州大学

■修学上の悩みに対応するため、チューター制度を設け、新入生に対して春と秋の2回面談を実施。春は先輩との良好な関係を早期に築けるよう2・3年次生との会合形式、秋は特に成績中位者以下の者の指導に力を入れて面談を実施。

■また、未修者コースであっても、きちんと勉強すれば司法試験に合格できることを理解させ、落ち着いて学修に臨ませるため、未修者コース出身の司法試験合格者に、在学中の勉強計画や方法といった修学体験を伝えてもらう取組を実施。

大阪市立大学

■授業終了後に若手弁護士（本法科大学院を修了し、2～3年程度の実務経験を有する者が中心）による学修支援の時間を設定。

■ 具体的には、若手弁護士が1年次配当の法律基本科目の担当教員とも連携しつつ、法律論をどのように構成するか、その前提となる基礎的知識をどのように定着させるかといった内容について学生にアドバイス等を行うことで、学生の法律基本科目への理解を深める。

～ FD(ファカルティ・デベロップメント)に関する取組 ～

広島大学

■1年次の授業のあり方について、FD(ファカルティ・デベロップメント)を通じて、入学者の学修経験や授業等に対する姿勢を把握し、現在の教育の質と量が、入学者に一定レベルの法的・論理的思考を修得させるという教育目的の達成に効果的であるのかを検討。

■ 平成24年度後期は、パイロット授業として選定した1年次必修の刑法・憲法について全教員が授業を参観し、授業の進め方が適切かつ効果的かといった点について検証を行う。

第６期 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会
法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ
委員名簿

◎：主査　　○：主査代理

（専門委員）　８名

	秋　山　靖　浩	早稲田大学法学学術院教授
	齋　藤　誠二郎	弁護士
○	佐　伯　仁　志	東京大学大学院法学・政治学研究科教授
	日　吉　由美子	弁護士
	松　並　孝　二	法務省大臣官房付
	松　本　哲　治	同志社大学大学院司法研究科教授
	村　田　　渉	司法研修所教官
◎	山　本　和　彦	一橋大学大学院法学研究科教授

計　８名

＊発令日は平成24年9月26日

＊日吉委員、山本委員の発令日は平成23年5月10日

＊松並委員の発令日は平成24年3月7日

法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループの設置について

平成２４年７月１９日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会決定

法科大学院特別委員会の下に、「法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ」（以下、「未修者教育ワーキング・グループ」という。）を次のとおり設置する。

１．所掌事務

法曹の多様性を確保する観点から、法科大学院においては、法学未修者を受け入れて、法理論教育を中心としつつ実務教育の導入部分をも併せ持った教育を実施しているところであるが、昨今の入学者選抜における法学未修者の割合の著しい減少や、法科大学院教育における法学未修者の修了認定等での厳しい状況を踏まえ、法学未修者教育の充実に向けた調査・分析を行う。

２．委員、臨時委員、専門委員

① 未修者教育ワーキング・グループに属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下、「委員」という。）は、座長が指名する。

② 未修者教育ワーキング・グループに主査を置き、座長が指名する。

③ 主査に事故があるときは、未修者教育ワーキング・グループに属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

３．設置期間

未修者教育ワーキング・グループの設置期間は、設置された日から平成２５年１月３１日までとする。

４．法科大学院特別委員会への報告

未修者教育ワーキング・グループの審議状況は、適時に法科大学院特別委員会へ報告するものとする。

５．その他

① 未修者教育ワーキング・グループの庶務は、関係各課の協力を得て専門教育課で処理する。

② ここに定めるもののほか、議事の手続その他未修者教育ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、主査が未修者教育ワーキング・グループに諮って定める。

平成２５年司法試験の受験予定者

平成２５年４月２５日

１　受験予定者数等　　１０，１７８人

(1) 性別構成

男性	７，４６５人	（７３．３４%）
女性	２，７１３人	（２６．６６%）

(2) 受験資格

ア　法科大学院課程修了の資格に基づいて受験する者　　９，９９４人（９８．１９%）

(ｱ) うち既修者・法学部卒	３，３７０人	（３３．７２%）
(ｲ) うち既修者・非法学部卒	４５２人	（４．５２%）
(ｳ) うち未修者・法学部卒	４，１２９人	（４１．３１%）
(ｴ) うち未修者・非法学部卒	２，０４３人	（２０．４４%）

(注) 受験願書に基づく情報

イ　司法試験予備試験合格の資格に基づいて受験する者　　１８４人（１．８１%）

(3) 受験回数

１回目	４，４４７人	（４３．６９%）
２回目	３，３８８人	（３３．２９%）
３回目	２，３４３人	（２３．０２%）

２　選択科目別受験予定者

倒産法	２，２５３人	（２２．１４%）
租税法	７３０人	（７．１７%）
経済法	９９９人	（９．８２%）
知的財産法	１，２６１人	（１２．３９%）
労働法	３，１８３人	（３１．２７%）
環境法	６１５人	（６．０４%）
国際関係法（公法系）	１５８人	（１．５５%）
国際関係法（私法系）	９７９人	（９．６２%）

３　試験地別受験予定者

札幌市	２７３人	（２．６８%）
仙台市	４２９人	（４．２１%）
東京都	５，５４７人	（５４．５０%）
名古屋市	７６７人	（７．５４%）
大阪市	２，０６２人	（２０．２６%）
広島市	４８８人	（４．７９%）
福岡市	６１２人	（６．０１%）

平成24年司法試験受験状況（予備試験合格者）

※　司法試験予備試験合格の資格に基づく受験者の参考情報である。

性別	出願者	受験者	短答合格者	最終合格者
男	84	76	75	52
女	11	9	9	6
合計	95	85	84	58

年齢別	出願者	受験者	短答合格者	最終合格者
20～24歳	35	31	31	30
25～29歳	4	4	4	4
30～34歳	18	16	15	11
35～39歳	16	14	14	4
40～44歳	12	11	11	5
45～49歳	4	4	4	2
50～54歳	2	2	2	1
55～59歳	2	2	2	0
60～64歳	2	1	1	1
合計	95	85	84	58

平成24年12月31日現在

職種別	出願者	受験者	短答合格者	最終合格者
公務員	11	10	10	4
教職員	1	1	1	0
会社員	11	8	8	5
法律事務所事務員	2	2	2	0
塾教師	2	2	2	1
自営業	2	2	2	0
法科大学院生	11	9	9	8
大学生	32	28	28	26
無職	22	22	22	14
その他	1	1	0	0
合計	95	85	84	58

※　本データは出願者の自己申告によるもの
出願時現在

最終学歴別	出願者	受験者	短答合格者	最終合格者
大学卒業	42	38	38	20
大学在学中	32	28	27	26
法科大学院修了	3	3	3	0
法科大学院在学中	11	9	9	8
法科大学院中退	1	1	1	0
法科大学院以外の大学院修了	4	4	4	2
法科大学院以外の大学院中退	2	2	2	2
合計	95	85	84	58

※　本データは出願者の自己申告によるもの
出願時現在

平成２５年司法試験予備試験の出願状況について

平成２５年司法試験予備試験の出願状況は，下記のとおりです（平成２５年４月１２日現在）。

１　出願者数　１１，２５５人（前年９，１１８人）

２　試験地別

北海道	３３２人	（　２．９％）
仙台市	２２３人	（　２．０％）
東京都	７，３１２人	（６５．０％）
名古屋市	５８８人	（　５．２％）
兵庫県	２，０３３人	（１８．１％）
広島市	２５２人	（　２．２％）
福岡市	５１５人	（　４．６％）

裁判所法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

１　法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律附則第二条の規定による合議制の組織は、閣議決定に基づくものとし、従前の検討体制をより強力にし、かつ、法科大学院及び法曹関係者以外の多様な意見も反映されるよう整備すること。

２　１の合議制の組織においては、法科大学院志願者数の減少、司法試験合格率の低迷等の法曹養成制度の問題状況を踏まえ、その原因を探求の上、法科大学院における適正な定員の在り方や司法試験の受験の在り方を含め、質の高い法曹を養成するための法曹養成制度全体についての検討を加えた結果を１年以内に取りまとめ、政府においては、講ずべき措置の内容及び時期を直ちに明示することとすること。

３　２の検討に当たっては以下の点に特段の配慮をすること。

①法科大学院教育、司法試験及び司法修習等の法曹の養成に関する各課程の役割と相互の連携を十分に踏まえたものとすること。

②我が国の司法を支える法曹の使命の重要性や公共性に鑑み、高度の専門的能力と職業倫理を備えた法曹を養成するために、法曹に多様かつ有為な人材を確保するという観点から、法曹を目指す者の経済的・時間的な負担を十分考慮し、経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにすること。

③司法修習生に対する経済的支援については、司法修習生の修習専念義務の在り方等多様な観点から検討し、必要に応じて適切な措置を講ずること。

資料3－1
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会
（第54回）H25.5.8

法曹養成制度検討会議等について

法曹養成制度関係閣僚会議

法曹養成制度関係閣僚会議の構成

議　長：内閣官房長官
副議長：法務大臣，文部科学大臣
議　員：総務大臣，財務大臣，経済産業大臣

法曹養成制度関係閣僚会議の業務

法曹の養成に関する制度の在り方について，法曹養成制度検討会議の意見等を踏まえつつ，法律の施行後１年以内（平成25年８月２日まで）に検討を加えて一定の結論を得る。

検討依頼

意見の取りまとめ

法曹養成制度検討会議

法曹養成制度検討会議の構成

関係政務等
有識者
（関係機関，オブザーバーを含む）

法曹養成制度検討会議の業務

法曹の養成に関する制度の在り方について，法曹の養成に関するフォーラムによる論点整理の内容等を踏まえつつ，検討を行い，検討結果を１年以内に取りまとめる。

法曹養成制度検討会議　構成員名簿

（平成２５年２月２２日現在）

１　構成員

【関係政務等】

	世耕　弘成	内閣官房副長官
	坂本　哲志	総務副大臣
	後藤　茂之	法務副大臣
	山口　俊一	財務副大臣
	谷川　弥一	文部科学副大臣
	赤羽　一嘉	経済産業副大臣

【有識者】　（敬称略）

座長	佐々木　毅	学習院大学法学部教授

（五十音順）

伊藤　鉄男	弁護士（元次長検事）
井上　正仁	東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授
岡田　ヒロミ	消費生活専門相談員
翁　百合	株式会社日本総合研究所理事
鎌田　薫	早稲田大学総長・法学学術院教授
清原　慶子	三鷹市長
久保　潔	元読売新聞東京本社論説副委員長
国分　正一	医師・東北大学名誉教授
田島　良昭	社会福祉法人南高愛隣会理事長
田中　康郎	明治大学法科大学院法務研究科教授 （元札幌高等裁判所長官）
南雲　弘行	日本労働組合総連合会事務局長
萩原　敏孝	株式会社小松製作所特別顧問
丸島　俊介	弁護士
宮脇　淳	北海道大学公共政策大学院長
山口　義行	立教大学経済学部教授
和田　吉弘	弁護士

【関係機関】

小林　宏司	最高裁判所事務総局審議官

２　オブザーバー

林　眞琴	最高検察庁総務部長
橋本　副孝	日本弁護士連合会法曹養成制度改革実現本部委員

（資料３２）

（H25.4現在）

法曹養成制度検討会議　検討予定

	年	月	時間	議　題
第1回	H24	8月28日(火)	10:00～12:00	・議論の進め方 ・法曹有資格者の活動領域の在り方(1)
第2回		9月20日(木)	10:30～12:30	・法曹人口の在り方(1)
第3回		10月30日(火)	10:00～12:00	・法曹養成全体総論(1) (主な論点) 「プロセスとしての法曹養成」「法曹志願者の減少」 「法曹の多様性の確保」「法曹養成課程における経済的支援」
第4回		11月29日(木)	10:00～12:00	・法科大学院について(1) (主な論点) 「教育の質の向上」「定員，設置数」「認証評価」
第5回		12月18日(火)	10:00～12:00	・法科大学院について(2) (主な論点) 「法学未修者の教育」
第6回		12月25日(火)	10:00～12:00	・司法試験について(1) (主な論点) 「受験回数制限」「方式・内容，合格基準・合格者決定」
第7回	H25	1月23日(水)	14:00～16:00	・司法試験について(2) ・司法修習について (主な論点) 「予備試験」「司法修習と法科大学院教育との連携の在り方」「司法修習の内容」
第8回		1月30日(水)	16:00～18:00	・継続教育について ・法曹養成全体総論(2) (主な論点) 「継続教育」「プロセスとしての法曹養成」「法曹志願者の減少」 「法曹の多様性の確保」「法曹養成課程における経済的支援」
第9回		2月22日(金)	15:00～17:00	・法曹有資格者の活動領域の在り方(2) ・法科大学院について(3) (主な論点) 「法曹有資格者の活動領域の在り方」「法科大学院の定員，設置数」
第10回		3月14日(木)	15:00～17:00	・法曹人口の在り方(2) (主な論点) 「法曹人口」
第11回		3月27日(水)	13:00～15:00	・各論点の全体協議(全2回) ・法曹有資格者の活動領域の在り方 ・法曹人口の在り方 ・法曹養成制度の在り方 ・要綱素案の取りまとめ <パブリック・コメントの実施>
第12回		4月9日(火)	10:00～12:00	
第13回以降				・パブリック・コメントで提出された意見の検討 ・最終案の検討 ・取りまとめ

※政府における検討期限は，平成25年8月2日。

（資料３３）

法曹養成制度検討会議・中間的取りまとめ

（目　　次）

はじめに

第１　法曹有資格者の活動領域の在り方

第２　今後の法曹人口の在り方

第３　法曹養成制度の在り方

１　法曹養成制度の理念と現状

(1)　プロセスとしての法曹養成

(2)　法曹志願者の減少，法曹の多様性の確保

(3)　法曹養成課程における経済的支援

２　法科大学院について

(1)　教育の質の向上，定員・設置数，認証評価

(2)　法学未修者の教育

３　司法試験について

(1)　受験回数制限

(2)　方式・内容，合格基準・合格者決定

(3)　予備試験制度

４　司法修習について

(1)　法科大学院教育との連携

(2)　司法修習の内容

５　継続教育について

はじめに

我が国の司法制度の抜本的な改革ともいうべき司法制度改革は，国民に身近で頼りがいのある司法の実現を目指した。そして，我が国において司法制度の役割の重要性が増大していることを踏まえ，司法制度の機能を充実強化することが緊要な課題であるとして，様々な施策を提言した。その中で，司法制度を支える法曹の在り方については，国民生活の様々な場面において法曹に対する需要がますます多様化・高度化されることが予想され，法曹が社会の隅々に進出することが期待されることなどから，その人的基盤の整備のために法曹人口拡大の目標を掲げるとともに，法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度を創設した。法科大学院は平成１６年から学生の受入れを開始し，平成１８年からは法科大学院修了者を対象とした新司法試験が実施され，新しい法曹養成制度を経た多くの有為な人材が法曹として活躍するに至っている。その一方で，制度発足後，法曹志願者の減少が続いているほか，閣議決定で定められた年間司法試験合格者数の目標も達成されておらず，法科大学院ごとの司法試験の合格状況にばらつきがあり，社会の隅々への進出を目指した法曹有資格者の活動領域の拡大もいまだ限定的であるなど，この制度に関する様々な問題点も指摘されるようになり，現状を放置し，十分な対応をしなければ，質・量ともに豊かな法曹を養成するという司法制度改革の理念の実現が困難になるのではないかと危惧される状態が生じている。

このような状況の下，法務省及び文部科学省が，「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」を開催して法曹養成制度に関する問題点・論点とこれに対する改善方策の選択肢の整理を行い，平成２２年７月にその検討結果を取りまとめるとともに，問題点・論点に対応するための方策について更に具体的な検討をする必要があるとされた。また，平成２３年５月から，内閣官房長官，総務大臣，法務大臣，財務大臣，文部科学大臣及び経済産業大臣の申し合わせにより「法曹の養成に関するフォーラム」を開催し，同年８月には，それまでの検討結果を第一次取りまとめとして公表するとともに，平成２４年５月には，法曹の養成に関する制度の在り方についての論点整理（取りまとめ）を公表した。

さらに，同年７月に成立した裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律により，政府は，法科大学院における教育，司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し，国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について，学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ，法律の施行後一年以内（平成２５年８月２日まで）に検討を加えて一定の結論を得た上，速やかに必要な措置を講ずるものとされた。また，その際，衆議院法務委員会決議において，前記合議制の組織は，閣議決定に基づくものとし，従前の検討体制をより強力にし，かつ，法科大学院及び法曹関係者以外の多様な意見も反映されるよう整備することとされた。

これらの改正法及び附帯決議を踏まえ，政府においては，平成２４年８月，閣議決定により，内閣に法曹養成制度関係閣僚会議を設置するとともに，法曹の養成に関する制度の在り方について，学識経験を有する者等の意見を求めるため，その下

に，本検討会議を置くこととした。

本検討会議においては，前記フォーラムの論点整理（取りまとめ）の内容等を踏まえつつ，検討を行うものとされており，同論点整理記載の各項目に従い，１２回にわたり会議を開催して検討を行った。本検討会議は，司法制度改革の理念を踏まえ，法曹養成制度の現在の課題を直視して，その解決に向け検討を行ってきたものであり，現時点までの議論状況を踏まえ，一定の方向性を示すものとして，下記のとおり検討結果を中間的に取りまとめたものである。

今後，この中間的な取りまとめを，パブリック・コメント手続に付した上で，同手続で出された意見を踏まえつつ，更に検討を重ねて，本検討会議として最終的な取りまとめを行うことを予定している。

なお，法曹養成制度関係閣僚会議においては，前記閣議決定に基づき，本検討会議の最終的な取りまとめ等を踏まえつつ，平成２５年８月２日までに検討を加えて一定の結論を得ることが予定されている。

第１　法曹有資格者の活動領域の在り方

○　法曹有資格者の活動領域は，広がりつつあるものの，その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ，更なる拡大を図るため，関係機関・団体が連携して，各分野における法曹有資格者のニーズを多角的に分析するとともに，課題や解決策をきめ細かく検討し，拡大に向けた取組を積極的に行う必要がある。

○　企業内の法曹有資格者は，企業にとって，案件の始めから終わりまで一貫して関与させ，その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど，社外弁護士とは異なる役割・有用性が認められる。企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて，関係機関・団体が連携して，企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知，企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革に向けた取組などを積極的に行うことが重要である。

○　国家公務員については，これまで法曹有資格者を採用してきたところ，新たな採用試験体系の中でも，司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設しており，今後とも，有為な人材について，行政への関心を高め，公務に取り込んでいくことが重要である。

○　地方分権改革や情報公開制度の浸透，住民の権利意識の変化等に伴い，地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性が認められることから，関係機関・団体等が連携して，法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組，地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組等を積極的に行うことが重要である。また，地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。

○　法テラスの常勤弁護士の活動を通じ，福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。

○　刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用であるところ，これを充実・強化するなどの観点から，弁護士，弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

○　日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから，関係機関・団体等の連携の下，日本の弁護士の海外展開を促進する。また，日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ，海外展開業務を充実させる必要がある。

○　法務省を始め関係機関・団体が連携して法曹有資格者の活動領域の拡大を図るための体制の整備について検討する必要がある。

（問題の所在）

司法制度改革審議会意見書では，「法の支配」を全国あまねく実現するため，弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに，弁護士が，公的機関，企業，国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された。

これまで，社会の隅々に進出することを目指した法曹有資格者の新たな分野への活動も広がりつつあるものの，いまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ，法曹有資格者の活動領域の拡大の状況や法曹に対する需要の現状及びこれまでの取組の状況等を検討し，そこで明らかになった課題を整理しつつ，弁護士の地域的偏在の解消等そのニーズに即した活動領域の在り方や，弁護士を始めとする法曹有資格者の需要が見込まれる官公庁，企業，海外展開等への活動領域拡大のための方策について検討する必要がある。

（検討結果）

- これまでの取組を通じ，法曹有資格者の新しい分野における活動が広がりつつあり，各分野について法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められるが，その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることから，更なる拡大を図るため，関係機関・団体が連携して，各分野における法曹有資格者のニーズを多角的に分析するとともに，課題や解決策をきめ細かく検討し，拡大に向けた取組を積極的に行う必要がある。
- 企業の分野では，企業における法曹有資格者の採用者数がここ数年急増している。企業において，企業法務の役割の重要性の拡大を背景として，法曹養成課程を通じて一定の専門的能力を有し，社内事情に精通する法曹有資格者を社内に置くことにより，案件の始めから終わりまで一貫して関与させ，その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど，社外弁護士と異なる法曹有資格者の役割・有用性が認められている結果であると考えられる。もっとも，法曹有資格者の有用性についての企業側の認識や，企業で勤務する意義についての法曹有資格者側の認識は，いずれも十分でないことから，今後，企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて，関係機関・団体が連携しながら，企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知や法曹有資格者等の意識改革などに向けた取組を積極的に行うことが重要である。
- 国家公務員の分野では，これまで，国家公務員採用試験や任期付職員制度等により，法曹有資格者を採用してきた。また，平成２４年度から実施されている新たな採用試験体系の中でも，司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設した。今後とも，有為な人材について，行政への関心を高め，公務に取り込んでいくことが重要である。
- 地方自治体の分野では，少しずつ法曹有資格者の採用が増えてはいるものの，まだ多いとはいえない。地方分権改革に伴い，地域の実情に応じた独自の政策・条例の制定などに当たり法的な観点からの検討を行う政策法務の役割が重要となっていることや，情報公開制度の浸透・住民の権利意識の変化に伴い，自治体の業務において法的な対応が必要となる場面が増え，法曹有資格者が自治体内に存在することによって，業務の適正化・迅速化を図るこ

とができることなど，地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性は認められる。もっとも，その必要性・有用性についての理解は必ずしも浸透しておらず，更なる拡大のためには，関係機関・団体が連携して，法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組，地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組のほか，複数の自治体が共同で法曹有資格者を採用する方法の検討や，地方自治体の理解を得て法科大学院生のエクスターンシップを積極的に実施するなど，法曹有資格者の採用を促進する方策を積極的に進めていくことが重要である。また，例えば，学校教育を支援する部署，児童虐待対応などを行う部署においては，法曹有資格者を配置することによって適正かつ迅速な業務の遂行が特に期待できることから，地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。

- 福祉分野など法的ニーズがありながら，必ずしも一般の弁護士の手が届きにくい分野においては，法テラスの常勤弁護士を活用することにより，弁護士の関与が必要な活動領域の開拓をなお一層進めることも有益である。また，常勤弁護士は，災害の被災者に対する法律相談実施など公益性の高いサービスを組織的かつ迅速に実施し得る存在である。これらの要請に応えるため，常勤弁護士の所要の態勢の確保が求められる。
- 「再犯防止に向けた総合対策」（平成２４年７月犯罪対策閣僚会議）でも言及されているように，刑務所出所者等の円滑な社会復帰・自立更生には弁護士による法的支援が必要かつ有益であるところ，これを充実・強化するなどの観点から，弁護士，弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。
- 日本経済のグローバル化の進む中，日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう，日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから，関係機関・団体等の連携の下，日本の弁護士の海外展開を促進し，日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ，海外展開業務を充実させる必要がある。
- 法務省を始め関係機関・団体が連携して法曹有資格者の活動領域の拡大を図るための体制の整備について検討する必要がある。

第２　今後の法曹人口の在り方

○　社会がより多様化，複雑化する中，法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され，このような社会の要請に応えるべく，質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下，全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。
○　現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば，現時点において，司法試験の年間合格者数を３，０００人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは，現実性を欠く。現状においては，司法試験の年間合格者数の数値目標は設けないものとすることが相当である。
○　今後の法曹人口の在り方については，法曹としての質を維持することに留意しつつ，法曹有資格者の活動領域の拡大状況，法曹に対する需要，司法アクセスの進展状況，法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら，その都度検討を行う必要がある。

（問題の所在）

司法制度改革審議会意見書では，国民生活の様々な場面における法曹需要は，量的に増大するとともに，質的にますます多様化，高度化することが予想され，その対応のためにも，法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であるとして，法曹人口増大の必要性が指摘された。今後の法曹人口の在り方について，法曹有資格者の活動領域の拡大状況や，これからの我が国社会における法曹の役割，法曹に対する社会の需要をも踏まえ，様々な角度から検討を行う必要がある。

（検討結果）

・　司法制度改革においては，法曹が社会において果たすべき役割がますます大きくなることから，法曹人口の増大を図る必要があるとされ，閣議決定において，「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら，平成２２年ころには司法試験の合格者数を年間３，０００人程度とすることを目指す。」との目標が定められた。なお，もとより，実際の司法試験合格者は，司法試験委員会において，法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から，適正に判定されるものである。
・　司法制度改革後の日本社会を取り巻く環境は変化を続けており，より多様化，複雑化する中，法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され，このような社会の要請に応えるべく，質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下，全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。

他方で，「プロセス」としての法曹養成制度が多くの課題を抱える中，司法試験の合格者数は，平成２２年以降も２，０００人から２，１００人程度にとどまり，閣議決定された司法試験の合格者数は達成されていない。また，近年，過払金返還請求訴訟事件を除く民事訴訟事件数や法律相談件数はさほ

ど増えておらず，法曹の法廷以外の新たな分野への進出も現時点では限定的といわざるを得ない状況にある。さらに，ここ数年，司法修習終了者の終了直後の弁護士未登録者数が増加する傾向にあり，法律事務所への就職が困難な状況が生じていることがうかがわれることからすれば，現時点においても司法試験の年間合格者数を３，０００人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは，現実性を欠くものといわざるを得ない。

- 上記数値目標は，法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であったことから，早期に達成すべきものとして掲げられた目標であり，このことを含めた司法制度改革によって，弁護士が１人もいない地域がなくなり，国民が法的サービスにアクセスしやすくなったこと，法曹が自治体，企業及び海外展開等においても広く活動する足掛かりとなったことなど，成果が認められる。もっとも，現状においては，司法試験の年間合格者数の数値目標を掲げることによって，大幅な法曹人口増加を早期に図ることが必要な状況ではなくなっているため，今後も新たな数値目標を設けるべきとの考えもあるものの，当面，このような数値目標を立てることはせず，引き続き，社会の要請に応えるべく，質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下，法曹としての質を維持することに留意しつつ，法科大学院の改善策（後記第３の２で検討する。）を進めながら，全体としての法曹人口を増加させることを目指すものとすることが相当である。
- その上で，将来，司法試験の年間合格者数を３，０００人程度とすべきことについて再び現実性が出てくることがあり得ることは否定しないものの，いずれにせよ，今後の法曹人口の在り方については，法曹有資格者の活動領域の拡大状況，法曹に対する需要，司法アクセスの進展状況，法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら，その都度検討を行う必要があるものと考えられる。

第３　法曹養成制度の在り方

１　法曹養成制度の理念と現状

(1)　プロセスとしての法曹養成

○　法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄し，法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃すれば，法科大学院教育の成果が活かされず，法曹志願者全体の質の低下を招くおそれがある。
○　「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持した上で，制度をより実効的に機能させるため，教育体制が十分でない法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直しの促進とともに，法学未修者教育の充実など法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる必要がある。

（問題の所在）

現在の法曹養成制度は，司法試験という「点」のみによる選抜から，法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設け，法学教育，司法試験，司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成を目指して導入されたものである。

このような「プロセス」としての法曹養成の考え方を前提に，司法試験の受験資格は，原則として法科大学院修了者について認められている。

これに対し，「プロセス」としての法曹養成の考え方について，法科大学院を中核とする制度の枠組み自体を批判する立場からは，法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃して，法科大学院を司法試験の受験資格とは無関係なものと位置付けるべきであるとの指摘もある。

そこで，「プロセス」としての法曹養成の在り方について検討する必要がある。

（検討結果）

・　新しい法曹養成制度における中核的な教育機関である法科大学院では，ソクラティックメソッド等による双方向性の議論を重視した授業が実践され，学生に物事の本質や判断の分岐点を考えながら学習を積ませるようになるなど，優れた教育がされている例も報告されている。また，司法試験の結果においても，法科大学院修了直後の受験者の合格率が最も高く，修了後年数が経過するにつれて合格率が低下する傾向が定着し，法科大学院の教育と司法試験との連携が相当程度図られているといえ，これらの点により，法科大学院教育は，相応の成果を上げているといえる。このような「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄すれば，法曹養成課程の中核である法科大学院教育の成果と意義が十分に活かされないだけでなく，旧司法試験下の受験技術優先の傾向が再現されることにもなりかねず，法曹志願者全体の質の低下を招くことが危惧される。

・　他方で，司法試験の受験資格を原則として法科大学院修了者に限定していることを踏まえると，法科大学院が，与えられた役割を踏まえ，十分な

教育を行うことができることが求められるが，法科大学院の中には，入学者選抜や進級・修了認定が十分に機能せず，教育体制も十分整わないなど，法曹の養成のための教育機関としての役割を十分に果たしていない大学があることも否定し難い。したがって，「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持した上で，制度をより実効的に機能させるため，これらの法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直しの促進（後記２(1)で検討する。）とともに，法学未修者教育の充実（後記２(2)で検討する。）など法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる必要がある。

(2) 法曹志願者の減少，法曹の多様性の確保

○ 法曹志願者の減少は，司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きく，全体としての司法試験合格率は高くなっておらず，また，司法修習終了後の就職状況が厳しい一方で，法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから，法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられていることが原因である。また，このことは，多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に確保することが困難となっている要因としても当てはまる。

○ 上記要因を可能な限り解消して，法曹志願者の増加や多様性の確保を図るため，法曹としての質の維持に留意しつつ，個々の論点における具体的な方策を講ずる必要がある。

（問題の所在）

新しい法曹養成制度の導入後，法科大学院の志願者数は年々減少を続けており，現状のままでは，法曹の質を維持しつつ，その大幅の増加を図るという所期の理念の実現は困難ではないかとの懸念が示されている。また，法曹志願者が減少している要因についても，様々な見方があることから，法曹養成制度の在り方の検討に当たっては，法曹志願者の減少の観点からも検討する必要がある。

また，司法制度改革審議会意見書では，多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため，法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ，また，社会人等にも広く門戸を開放する必要があるとされた。しかし，法科大学院の志願者が大幅に減少する中で，法学部の学生以外の志望者も減少しており，司法制度改革の理念の実現に支障が生じている。

（検討結果）

・ 法曹志願者が減少する要因としては，司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きく，全体としての司法試験の合格率がそれほど高くなっておらず，また，司法修習を終えた後も，法律事務所等に就職して活動を始めることが困難な者が増加しているといわれる状況にある一方，

大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要することから，法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられている状況にあると考えられる。また，このことは，法曹の多様性確保が困難となっている要因としても当てはまる。

・　そこで，法曹志願者が減少する要因について，可能な限り解消するよう検討することにより，法曹志願者の増加や法曹の多様性の確保を図り，質・量ともに豊かな法曹の養成を目指すことが必要であり，法曹としての質の維持に留意しつつ，個々の論点における具体的な方策（司法修習終了者の就職状況については，前記第１及び第２で検討したとおりであり，法曹養成課程における経済的支援については後記(3)で，司法試験の合格率の上昇に資する法科大学院教育の質の向上については後記２で，司法試験制度については後記３で，それぞれ検討する。）を講ずる必要がある。また，法学部教育も含めた養成期間の短縮，例えば飛び入学の場合の進学方法などを検討すべきとの指摘もある。

(3)　法曹養成課程における経済的支援

○　法科大学院生に対する経済的支援については，通常の大学院生と比較しても，既に相当充実した支援がされているところであり，今後とも，意欲と能力のある学生に対する支援の取組を継続していく必要がある。

○　司法修習生に対する経済的支援の在り方については，貸与制を前提とした上で，司法修習の位置付けを踏まえつつ，より良い法曹養成という観点から，経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう，司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め，必要となる措置を更に検討する必要がある。

（問題の所在）

法曹養成課程における経済的支援として，法科大学院生及び司法修習生に対する経済的支援の更なる充実を図る必要があるかどうかについて検討が必要である。

（検討結果）

・　法科大学院生に対する経済的支援については，授業料の減免に加え，無利子・有利子（低利子）で最長２０年間で返済する（独）日本学生支援機構の奨学金制度があり，無利子奨学金の業績優秀者は奨学金の返還も減免されることがあるほか，有利子奨学金においては，法科大学院の授業料が相対的に高額であることをも考慮し，貸与月額も増額が可能とされているなど，既に充実した支援がなされているところであり，今後とも，意欲と能力のある学生が，経済的理由によって修学を断念することのないよう取組を継続していく必要がある。

・　司法修習が，法曹養成において実務教育の主要部分を担う不可欠の課程

として置かれており，司法修習生は，修習期間中は修習に専念することが求められていることから，司法修習生の修習期間中の生活の基盤を確保し，修習の実効性を確保するための方策として，司法修習生に対する経済的支援を行う必要がある。そして，具体的な支援の在り方については，給費制とすべきとの意見もあったが，貸与制を導入した趣旨，貸与制の内容，これまでの政府における検討経過に照らし，貸与制を維持すべきである。

その上で，司法修習生に対する経済的支援については，司法修習の位置付けを踏まえつつ，より良い法曹養成という観点から，経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないよう，司法修習に伴い個々の司法修習生の間に生ずる不均衡への配慮や，司法修習生の修習専念義務の在り方なども含め，必要となる措置を本検討会議において更に検討する必要がある。

2　法科大学院について

(1)　教育の質の向上，定員・設置数，認証評価

○　法科大学院は，法曹養成のための専門職大学院であり，その修了者に司法試験受験資格を与える制度としていることに鑑み，修了者のうち相当程度（例えば約７～８割）が司法試験に合格できるよう，充実した教育を行うことが求められる。

○　司法試験合格の見通しを制度的に高めて，資質のある多くの者が法科大学院を志願するようになる観点からも，修了者のうち相当程度の者が司法試験に合格できる状態を目指すことが重要である。

○　個々の法科大学院についてみると，法科大学院間のばらつきが大きく，充実した教育を行っている法科大学院がある一方で，教育状況に課題がある法科大学院もあり，このような課題のある法科大学院については，教育の質を向上させる必要があるとともに，定員削減及び統廃合などの組織見直しを進める必要がある。

○　今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方については，まずは，法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきである。

○　現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり，また，全体としても定員が過大になっていることから，入学定員については，現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し，法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。その上で，その後は，法曹有資格者の活動領域の拡大状況，法曹に対する需要，司法試験合格者数の推移等を見つつ，定員の見直しを行うべきである。

○　司法試験受験資格を原則として法科大学院修了者に限定している以上，法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし，それにふさわしい教育の質を確保する観点から，課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するためにも，公的支援の見直しの方策を更に強化すべきである。その際，財政的支援の見直しのみならず，人的支援の見直しについても実施すべきである。

○　このような自主的な組織見直しを促進するための方策を強化しても一定期間内に組織見直しが進まない場合，課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について，認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意しつつ，新たに法的措置を設けることについても，更に検討する必要がある。

（問題の所在）

司法制度改革審議会意見書は，プロセスとしての法曹養成制度の中核としての法科大学院において，法理論教育を中心としつつ，実務教育の導入部分をも

合わせて実施することとし，実務との架橋を強く意識した教育を行うべきであるとした。また，法科大学院の教育方法は，少人数教育を基本とし，双方向的・多方向的で密度の濃いものとすべきとした上，厳格な成績評価及び修了認定の実効性を担保する仕組みを具体的に講じるべきであるとし，法科大学院の課程を修了した者のうち相当程度（例えば約７～８割）の者が新司法試験に合格できるよう，充実した教育を行うべきであるとした。また，併せて，法科大学院の設置は，関係者の自発的創意を基本としつつ，基準を満たしたものを認可することとし，広く参入を認める仕組みとすべきとした。

この結果，法科大学院の定員数はピーク時には５，８２５人に上り，その後の定員削減により平成２４年度には４，４８４人となっているものの，平成２０年以降，司法試験合格者数は２，０００人から２，１００人程度で推移し，法科大学院修了者全体の司法試験合格率は，教育の目標とされていた修了者の約７～８割に達しておらず，単年合格率が約２５％，累積合格率（ある年度の法科大学院修了者数のうち司法試験を受験した者の数に対する同修了者の受験期間中の累積合格者数の割合を指す。以下同じ）でも約５割程度にとどまっている。

また，法科大学院ごとに見ると，司法試験合格率や入学定員の充足状況等のばらつきが大きく，一部の法科大学院において，司法試験合格率が著しく低迷しており，入学者数が定員を大きく下回るなど深刻な課題を抱えている。

このような状況は，法曹志願者減少の要因となっており，教育の質を向上させ，司法試験合格率を上昇させるための改善方策を検討する必要がある。

（検討結果）

- 法科大学院は，法曹養成のための専門職大学院であり，司法試験の受験資格は原則として法科大学院修了者に限定していることを踏まえ，法科大学院は，法曹養成の中核としての使命を果たし，それにふさわしい教育をすることが求められ，修了者のうち相当程度（例えば約７～８割）が司法試験に合格できるよう，充実した教育を行うことが求められる。
- また，法科大学院全体としての司法試験合格率が低迷し，法科大学院を修了しても，司法試験に合格して法曹となることができる見通しが低いことが，法科大学院の志願者が減少している一つの要因となっている状況にある。この状況を改善し，司法試験合格の見通しを高めて，資質のある多くの者が法科大学院を志願するようになるという観点からも，法科大学院全体として，修了者のうち相当程度の者が司法試験に合格できる状態を目指すことが重要である。また，質が高く幅広い教育を行うためにも，上記のような状態を実現させることが重要である。
- 個々の法科大学院についてみると，充実した教育を行い，修了者のうち相当程度が司法試験に合格している法科大学院もある一方で，司法試験合格率が低く，入学者数が定員を大きく下回るなど課題を抱える法科大学院もあり，法科大学院間のばらつきが大きい。教育状況に課題がある法科大学院は，教育の質を向上させることが必要である。また，法科大学院は，前述の使命を

果たし，それにふさわしい教育を行うものであることが求められるという観点から，課題を抱える法科大学院については，定員削減や統廃合などの組織見直しを更に促進する必要がある。

- 今後の法科大学院の統廃合や定員削減については，まずは，法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきである。
- 現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり，また，全体としても定員が過大であるといわざるを得ない。教育の質を向上させる努力を払いつつも，まずは教育力に見合った適正な定員削減を行うべきである。そこで，入学定員については，現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し，法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。その上で，その後は法曹有資格者の活動領域の拡大状況，法曹に対する需要，司法試験合格者数の推移等を見つつ，定員の見直しを行うべきである。
- 文部科学省においては，司法試験合格率や入学競争倍率などにおいて深刻な課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するために，公的支援見直しを実施しており，これまでに６校が学生募集停止を実施又は公表しているものの，いまだ深刻な課題を抱える法科大学院は存在していることから，現行の施策の効果を見極めつつ，これを更に促進する方策を加速・強化するとともに，連携強化や改組転換等を促すなど積極的な改善策についても進める必要がある。また，法科大学院への裁判官及び検察官等の教員としての派遣についても，見直しを行うべきである。
- このような自主的な組織見直しを促進するための方策を加速・強化しても一定期間内に組織見直しが進まない場合，課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について，認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意しつつ，新たに法的措置を設けることについても，本検討会議において更に検討する必要がある。

なお，法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。

(2) 法学未修者の教育

○ 法学未修者の教育の質の保証の観点から，法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして，１年次から２年次に進級する際の「共通到達度確認試験（仮称）」の導入の早期実現を目指す。また，２年次から３年次への進級においても，客観的で厳格な到達度判定の仕組みの導入を検討するべきである。

○ 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を検討するべきである。

（問題の所在）

司法制度改革においては，多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため，法科大学院においては，学部段階の専門分野を問わず広く受け入れ，また，社会人等にも広く門戸を開放する必要があるとし，入学選抜において法律学についての知識を問わない法学未修者を原則としてその標準修業年限を３年としつつ，法律学の基礎的な学識を有すると認められた法学既修者については２年での修了を認めるとの制度とした。

しかしながら，現状を見ると，法学既修者の司法試験の累積合格率が約６割から７割であるのに対し，法学未修者は約３割から４割となっており，法学未修者に対する教育に課題が大きいことが明らかである。

このような法学未修者の司法試験合格率の低迷は，特に法学部以外の学部出身者や社会人経験者の志願者減少の要因となり，多様な人材を法曹に受け入れようとした司法制度改革の理念の実現に支障が生じることから，法学未修者教育の充実のための方策を検討する必要がある。

（検討結果）

・　法学未修者は，入学選抜段階で法学の基礎的な学識を有するとの認定を受けていない者であるから，基本的な法律科目を重点的に教育し，基礎・基本の習得の徹底を図るとともに，その到達度を，教育課程の各段階に応じて客観的に判定する仕組みが必要である。

　特に，学修の出発点である１年次においては基本的な法律科目の修得を徹底し，２年次以降は法学既修者も受講する授業を受けることになることから，進級に当たり厳格な到達度判定を行う必要がある。そこで，法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして，平成２４年１１月３０日付け中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法学未修者教育充実のためのワーキング・グループ報告で提言されている「共通到達度確認試験（仮称）」の導入を，その具体的内容が上記報告の趣旨に沿うものとなるよう配慮しつつ，早期に実現することを目指す。また，２年次から３年次への進級においても，客観的かつ厳格に学修到達度を判定する仕組みの導入を検討すべきである。

・　また，法学未修者のうち特に社会人や法学部以外の学部出身者に対する教育の充実は，法曹の多様性を確保する観点から重要であるため，法律基本科目をより重点的に学ぶことを可能とするためのシステムの改善を検討するとともに，現在優れた法学未修者教育を実施している法科大学院については，それらを更に充実させる取組が必要である。

3　司法試験について

(1)　受験回数制限

○　受験回数制限制度は維持した上で，制度の趣旨も踏まえつつ，その制限を一定程度緩和することが適当かどうか，更に検討する。

（問題の所在）

司法試験の受験資格は，法科大学院修了又は予備試験合格後，５年間に３回まで受験できるとの受験回数制限が設けられているが，これを撤廃又は緩和すべきであるとの意見があることから，受験回数制限制度について変更を加えるべきかどうかを検討する必要がある。

（検討結果）

- 受験回数制限制度は，旧司法試験の下での問題状況を解消するとともに，プロセスとしての法曹養成制度を導入する以上，法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるとの考え方から導入したものである。この点について，法科大学院の教育状況が目標としていたとおりにはなっていないことや法科大学院修了後５年の間に合格しない者が多数いることなどから，受験回数制限自体を撤廃すべきであるとの立場もあるが，受験回数制限を撤廃して旧司法試験の下で生じていた問題状況を再び招来することになるのは適当ではなく，また，法科大学院修了を受験資格とする以上は法科大学院の教育効果が薄れないうちに受験させる必要もあると考えられる。さらに，法曹を目指し，司法試験を受験する者の多くを占める２０歳から３０歳代は，人生で最も様々なものを吸収できる，あるいは吸収すべき世代であり，本人に早期の転進を促し，法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図るための一つの機会ともなる。したがって，受験回数制限を設けること自体は合理的である。
- 受験回数については，現行制度は，３回程度の受験回数制限を課すことが適当と考えられ，その上で，受験生が特別の事情で受験できない場合があり得ることも考慮し，５年間に３回受験できることとされている。
- もっとも，現在，多くの受験生がより多くの回数受験することができるものとすることを求めている。そもそも，受験回数制限制度において制限される回数については，３回とすることが必須であるというものではなく，その制度の趣旨に反しない限度であれば，受験回数制限を緩和することも考えられる。

この点に関し，これまでの司法試験の結果によれば，法科大学院修了直後の者の合格率が最も高く，受験期間が長くなるにつれて合格率が低下する傾向にあるところ，受験期間を維持するのであれば，この傾向に与える影響は大きくないとの指摘もあるので，更に検討する。また，受験期間と受験回数との差がない方が，受験資格があるのに受験を控えるようなことはなく，全ての受験者が法科大学院教育の効果が最も高いときから間断な

く受験することになるとの指摘もあるので，この点について，更に検討する。

さらに，受験回数制限を緩和し，受験期間内において司法試験を受験できることとしても受験期間の途中で司法試験を受験しなくなる者も相当数いることが想定されることからすれば，合格率の低下はそれほど大きくない，あるいは，累積合格率は低下しないとの指摘もあるので，この点について，更に検討する。

以上のとおり，受験回数制限制度については，制度の趣旨も踏まえつつ，その制限を一定程度緩和することが適当かどうか，本検討会議において更に検討することとする。

(2) 方式・内容，合格基準・合格者決定

○ 法科大学院教育との連携や，司法試験受験者の負担軽減を考慮し，試験科目の削減を行うことなどを更に検討する。

（問題の所在）

司法試験の出題内容は，各科目とも法科大学院での教育内容を踏まえたものとなっていると評価されているとの意見もある一方，旧司法試験に比して科目が増えていること等から受験者の負担が重いため，科目数等を限定し，負担を軽減すべき等の意見もあり，方式・内容，合格基準・合格者決定の在り方について検討する必要がある。

（検討結果）

法科大学院教育において，基本的な法律科目をより重点的に学習できるよう改善を図ることとされる（前記第３の２(2)参照）ことから，司法試験についてもそのような法科大学院における教育との連携を図る必要があるとともに，現在の司法試験が，旧司法試験のときの試験方式と比べて科目が増えており，司法試験受験者の負担軽減を図る必要があることを考慮し，試験科目の削減を行う（選択科目を廃止するなど。）ことなどを，本検討会議において更に検討する。

また，試験科目以外の具体的な方式・内容，合格基準・合格者決定の在り方に関しては，司法試験委員会において，現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく，同委員会の下に，検討体制を整備することが期待される。

(3) 予備試験制度

○ 予備試験制度については，現時点では，制度の実施後間もないことから，引き続き，予備試験の結果の推移，予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で，法科大学院

教育の改善状況も見ながら，予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討すべきである。

（問題の所在）

予備試験制度は，司法制度改革審議会意見書において，経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり，予備試験は，法科大学院修了者と同等の能力を有するかどうかを判定することを目的として行われ，その合格者には，司法試験の受験資格が与えられる。

予備試験については，その導入の趣旨を踏まえて実施すべきとの立場から，本来の制度の趣旨とは異なる状況が生じており，何らかの受験資格制限を設けるべきとの指摘がある一方，予備試験を受験者の多様性を確保するための重要な制度であると見る立場から，予備試験の科目数等を簡素化・簡易化して受験生の負担を軽減すべきであるとの指摘もあり，制度の実施状況を踏まえつつ，この点を検討する必要がある。

（検討結果）

予備試験制度について，制限的にすべきとの立場は，予備試験制度が，司法制度改革審議会意見書において，経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり，このような制度の趣旨を踏まえて実施すべきであるとする。そのような立場からは，これまでの２回の予備試験及び予備試験合格者が初めて受験した平成２４年司法試験の結果によれば，既に本来の制度の趣旨とは異なる状況が生じており，その傾向が拡大して法科大学院を中核とする法曹養成制度のいわゆるバイパスになるおそれや，それが法科大学院の教育及び法曹を目指す者の学習に及ぼす影響等への懸念が示されている。

一方で，予備試験制度について，積極的に評価すべきとの立場は，予備試験制度が，法科大学院を経由せずに法曹を志願する途を確保する制度であり，法科大学院の時間的・経済的負担を考えると，予備試験制度について，法科大学院を中核とする現在の法曹養成制度においても，重要な制度として位置付けるべきであるとする。

このように，予備試験制度については，様々な見方があるものの，現時点では，制度の実施後間もないことから，引き続き，予備試験の結果の推移，予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で，法科大学院教育の改善状況も見ながら，予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討する必要がある。

4　司法修習について

(1)　法科大学院教育との連携

○　司法修習について，法科大学院教育との役割分担を踏まえ，法科大学院教育との連携が図られているが，今後ともその連携状況を把握しつつ，その連携の更なる充実に向けた検討を行うべきである。

（問題の所在）

司法修習については，法科大学院における教育との有機的な連携の下に，法曹としての実務に必要な能力を修得させることが求められているところであり，法科大学院教育との連携の在り方について検討する必要がある。

（検討結果）

法科大学院教育と司法修習の役割分担について，法科大学院教育は，法理論教育及び実務への導入教育を行うものであるのに対し，司法修習は，法科大学院における教育を前提とし，これと連携を図りながら，実務修習を中核とする実務に即した教育を行う課程と位置付けられる。

そのような役割分担を前提とし，法科大学院教育から司法修習への円滑な移行を行い，修習の効果を上げるために，司法研修所及び配属庁会において，修習の開始前後に導入的教育が実施されている。

司法修習生は，これらの導入的教育を経て分野別実務修習に取り組むことにより，集合修習の開始までに概ね必要な水準に達すると評価されており，法科大学院との連携に関する取組は相当程度効果を上げていると考えられるが，今後ともその連携状況を把握しつつ，その連携の更なる充実に向けた検討を行うべきである。

(2)　司法修習の内容

○　司法修習の実情を踏まえつつ，選択型実務修習も含めて，今後とも司法修習の更なる充実に向けた検討を行うべきである。

（問題の所在）

新しい時代の多様なニーズに則した法的サービスを提供する法曹を養成するものとしてふさわしい司法修習の内容について，検討する必要がある。

（検討結果）

司法修習においては，多様化する法曹に対する社会的ニーズに応えるべく，幅広い法曹の活動に共通して必要とされる汎用的能力を修得していくための指導が行われるとともに，選択型実務修習では，これまで，多岐にわたる分野で幅広く修習が実施されてきたところである。今後法曹が地方自治体など幅広い領域で活動することを更に促進するため，司法修習の段階でも，より多様な分野について知識，技能を修得する機会が設けられていることが望ま

しい。

その上で，司法修習は，新しい制度の下で修習期間が短縮されたことなどから，実務に即した教育を行う課程として，より密度の濃いものとするための工夫が求められており，その実情を踏まえつつ，選択型実務修習も含めて，今後とも司法修習の更なる充実に向けた検討を行うべきである。

5　継続教育について

○　法曹となった者に対する継続教育の在り方について，弁護士会を始めとする法曹三者の取組を更に進めるとともに，法科大学院においても，法曹資格取得後の継続教育について，必要な協力を行うことを検討すべきである。また，法科大学院には，法曹が先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供することも期待される。

（問題の所在）

法曹となった者に対する継続教育の在り方についても，検討する必要がある。

（検討結果）

- 法曹となった者に対する継続教育について，弁護士会を始めとする法曹三者の取組を更に進める必要があるとともに，法科大学院においても，法曹資格取得後の継続教育について，必要な協力を行うことを検討すべきである。
- 法科大学院の在り方については，法曹有資格者の養成機関としての役割に加え，今後，制度全体の改善を図った上で，法曹が先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供するなど，法曹への継続教育機関としての役割を果たしていくことが期待される。

（資料３４）

法科大学院制度の改善に関する具体的提言

２０１２年（平成２４年）７月１３日
日本弁護士連合会

法科大学院制度は，２１世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに充実した法曹を養成するための中核的な教育機関として創設された。そこでは，各法科大学院は，その創意をもって入学者の適性評価及び多様性確保に配慮した公平な入学者選抜を行い，少人数による密度の高い授業により，法曹としての実務に必要な学識と応用能力，法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し，その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこととされ（「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律」第２条第１号），こうした理念の下に，多くの法科大学院が法曹専門教育の実践に取り組んできた。その結果，多数の社会人や非法学部出身者などを含む意欲あふれる法曹志願者が法科大学院に入学し，法曹として現在社会で活躍しているところである。

しかし，他方で，法科大学院制度の現状は，上記の理想とはなお遠い状況にあることも事実である。法科大学院の乱立による司法試験合格率の低迷，教育の質の格差拡大の懸念は，その代表的なものと考えられるが，さらに法曹人口の急増による司法修習生のいわゆる「就職難」もあり，法科大学院は入学志願者の急激な減少という危機的な状況を迎えている。この司法試験合格率の低迷と教育の質の格差拡大の懸念は，法科大学院の理念と制度設計を損なうものであり解決すべき喫緊の課題というべきである。また，学費負担の軽減化等も法科大学院進学の間口を実質的に広げるという意味で重要な課題である。

当連合会は，こうした認識の下，司法試験合格率や教育の質の大幅な向上，経済的負担の軽減等の直面する課題に関し，制度理念の実現に向けた具体的対応策として，以下のとおり提言する。

提言の趣旨

１　法科大学院制度

多様で質の高い法曹の養成を目的として，法令改正等の方法を通じて以下の改善を行うべきである。

(1) 法科大学院の教育理念に基づく法曹養成教育の質を維持・向上させるために，法科大学院の統廃合と学生定員・入学者総数の大幅な削減を促進することとし，そのために法科大学院について以下の措置を実施すべきである。

① 学生定員の上限を設定し，これに合わせて大規模校及び中規模校全体の定員削減を進めること。小規模校においても，教育の質を維持しうるよう定員の下限を設定すること。

② 入学者選抜の競争性確保を目的とした，入学者の競争倍率及び学生定員充足 率に関する基準を設けること。

③ 教員体制の充実を目的とした以下の措置を実施すること。

ア 学生定員及び科目単位数を考慮した，法律基本科目における必要専任教員数の増員。

イ 専任教員総数に対する実務家教員必要数の増員。

ウ 教育能力を重要な判断要素とする方向での教員審査の運用改善。

④ 司法試験合格率が著しく低い法科大学院の統廃合を目的とした合格率に関する基準を設けること。

(2) 法科大学院の地域適正配置と学生の多様性確保のために，以下の措置を実施すべきである。

① 地方法科大学院について，これまでの当該法科大学院の改善努力の実施状況，地元弁護士会等による支援状況や同校出身者の地元への定着状況，近隣県を含む当該地域における同校の存在意義等を総合的に考慮し，地域適正配置の観点から必要があると認められる場合には，上記１(1)の各措置の実施について一定の時間的猶予を与えるなどの特例措置を認めること。

② 夜間に学べる仕組みを持つ法科大学院（以下「夜間法科大学院」という。）の教育の改善を促すとともに，その設置を促進するため，求められる質を備えた教育の実施が見込まれる夜間法科大学院に対して以下の特例措置を認めること。

ア 上記１(1)の各措置を実施するに際し，一定の時間的猶予を与える。

イ 国は，夜間法科大学院の設置促進と教育の充実を目的とした特別の経済支援を行う。

③ 当連合会は，地域適正配置及び夜間法科大学院支援の観点から，必要と認めた法科大学院に対し，同校の要請に応じて，求められる質を備えた弁護士実務家教員を推薦するなどの支援を行う。

(3) 教育の質の向上のために，上記１(1)の措置に加えて以下の措置を実施すべきである。

① 法律基本科目（とりわけ民法）の教育充実の観点から，年間履修単位数の

上限について，上限を定めた趣旨を踏まえつつ，若干の緩和を図ること。

② 法律実務基礎科目群の必要履修単位数を増加させること。

③ 法律基本科目についても，学修の到達点を確認するとともに応用力を養うことを目的とした文書作成指導が積極的に行われるようにすること。

④ 弁護士実務家教員の法科大学院運営への関与をより実質化すること。

⑤ 適性試験の改善を図るため，各法科大学院に対し，適性試験結果と法科大学院の成績との相関性の検証に必要な情報の適性試験実施機関への開示を義務付けること。

⑥ 適性試験について統一的な入学最低基準点を設定し，同基準点を下回る者は特段の事情がない限り法科大学院に入学させないものとすること。

⑦ 未修者が法曹になるための基礎力を適切に修得できるよう，カリキュラム，教育内容・方法等に関するさらなる改善を図るとともに，特に２年次への進級判定を一層厳格に行うこと。

(4) 法科大学院修了までの経済的・時間的負担を軽減するために，以下の措置を実施すべきである。

① 学費の低額化を図るため，法科大学院の統廃合の促進を前提に，各法科大学院に対する国の財政支援を増加させること。

② 日本学生支援機構による「特に優れた業績による返還免除制度」の対象者枠を拡大するとともに，法科大学院生を対象とした給付制奨学金制度を創設すること。

③ 学部の早期卒業（３年卒業）等に基づく法科大学院への入学がより広く可能になる方向での運用の改善を検討すること。

(5) 各法科大学院に対し，入学者選抜，教育内容，進級・修了認定，修了者の進路等に関する具体的な情報の開示を義務付けること。

2 司法試験制度

(1) 法科大学院教育との有機的連携を強化する観点から，司法試験に関し，以下の措置を実施すること。

① 短答式試験の現状が，法科大学院教育のあり方や法曹の多様性確保に悪影響を与えているとの指摘があることに鑑み，同試験科目の削減，出題範囲の限定，出題内容の基本的事項への限定，短答式試験の合格に必要な成績を得た者についてのみ論文式試験の採点を行う合否判定制度（司法試験法第２条

第２項）の見直し，短答式試験と論文式試験の配点比率の見直しなどの改善策について，現状の検証を踏まえつつ検討すること。

② 論文式試験について，専門的な学識と法的な分析，構成，論述の能力を判定するという趣旨（司法試験法第３条第２項）に照らし，論点の数や解答すべき分量が適切であるか，試験時間内にじっくり考えて解答できる問題となっているかについて，現状の検証を踏まえつつ，必要な改善を図ること。

③ 合否判定の結果について外部からの検証が可能になるよう，どのような答案が「優秀」，「良好」，「一応の水準」，「不良」の各ランクに相当するかなど，必要な情報開示を行うこと。

④ 司法試験の受験回数制限を当面の間５年５回等に緩和すること。

(2) 予備試験については，その実施状況を検証しつつ，経済的な事情等により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得の途を確保するとの制度趣旨を踏まえた運用をすること。

提言の理由

はじめに

司法制度改革は，２１世紀の司法を支えるにふさわしい質・量ともに充実した法曹を養成するため，法科大学院を中核とする新しい法曹養成制度を創出した。

旧司法試験制度の下では，大学は法曹志望者に対する教育機関としての役割を有しておらず，法曹志望者は，受験予備校に依拠するなどして司法試験合格を直接の目的とした学修を行っていた。そのため，若年層の司法試験離れ，受験技術優先の傾向等，厳しい受験競争による様々な弊害が指摘されてきた。こうした中で，短答式試験の問題数削減やパズル化，論文式試験の論点減少，応用力重視等の対応が繰り返し試みられ，ついに１９９６年以降は３年以内の少数回受験者を優遇する合格枠制度（丙案）が実施されるに至った。

これに対し，２００４年に始まった現在の法曹養成制度は，法曹専門教育，司法試験，司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備するという方針の下に，法科大学院を法曹養成に特化した中核的教育機関と位置付けた制度として誕生した。

多様性確保，地域適正配置への配慮等を旨とするこの制度の下で，非法学部出身者や社会人経験者も含め，旧司法試験時代には法曹を志望しなかった多数の者が法科大学院を志願し，すでに８０００名を超える修了者が法曹資格を取得するに至っている。旧司法試験時代は，司法試験対策として，抽象的な法解釈に学修のウエイトが置かれていたが，法科大学院では，事実に即して思考する能力の養成に重きがおかれ，法律基本科目だけでなく法律実務基礎科目，展開・先端科目といった幅広い法分野と法曹倫理の修得が求められるなど，法曹養成に特化したプロフェッショナル・スクールとして旧制度下における法学部，受験予備校等とは大きく異なる教育が行われている。そして，その担い手として研究者のみならず，非常勤講師を含めると１４００名以上の弁護士が実務家教員として法科大学院の教壇に立っている。全国各地で多数の弁護士・弁護士会が法科大学院教育に関与し，研究者と協力・協働して法曹養成に携わるようになったことは大きな意義がある。そして，こうした新制度で養成された法曹については，これまでよりも総体として多様なバックグラウンドを有しており，コミュニケーション能力，プレゼンテーション能力，判例・文献等の調査能力などに優れているといった指摘もなされている。

しかし，他方で，当初想定を大きく下回る司法試験合格率，司法修習生の就職難，これらの状況下における経済的負担感の増大などの理由によって，制度創設当初には数万人に上った法科大学院志願者は，絶対数においても，非法学部・社会人の割

合においても大幅な減少を続けている。また，法科大学院による教育の質の格差によって，法律基本科目等の基本的な知識・理解が不十分な修了者，論理的表現能力が不十分な修了者が一部に見られるなど，法曹の質の確保という観点から看過できない状況が生じているとの指摘もなされており，法科大学院制度は，早急に改善を要すべき様々な課題に直面している。

このような状況の下，当連合会の会員の中にも，法科大学院制度を廃止すべきである，あるいは，司法試験受験資格を原則として法科大学院修了者に限定する制度を廃止して誰もが司法試験を受験できるようにすべきであるといった意見が少なからず生じるなど，プロセスとしての法曹養成制度の中核を担うべき法科大学院制度は，危機的な状況にあると言わなければならない。

当連合会は，法科大学院創設以来，これを中核とする法曹養成制度の理念を踏まえ，その充実，発展に向けて取り組んできたところであるが，このような現状に対し，この間，「新しい法曹養成制度の改善方策に関する提言」（２００９年1月１６日付け。以下「２００９年提言」という。），「法曹養成制度の改善に関する緊急提言」（２０１１年3月２７日付け。以下「２０１１年提言」という。），「法科大学院教育と司法修習との連携強化のための提言」（２０１１年8月１９日付け）をはじめとした各種提言を行い，同提言を踏まえ具体的な取組を続けてきたところである。

本提言は，法曹の養成に関するフォーラム又はその後継組織において法曹養成制度の見直しに関する検討が開始されるにあたり，法科大学院を中核とする法曹養成制度を，その理念に沿って改善するいわば「最後のチャンス」との認識の下，上記各提言を踏まえつつ，法科大学院と司法試験のあり方に関する，より具体的な改善方策を提言するものである。

1　法科大学院制度の改善について

多様で質の高い法曹の養成に向けて法科大学院の現状を改善するためには，多様性確保と地域適正配置の観点を踏まえつつ，法科大学院の統廃合と学生定員の削減を促進すること，それによって司法試験合格率を上昇させること，教育の質を向上させること，修了までの経済的負担を軽減すること，各法科大学院の情報開示を一層進めることなどの改善策を実現することが必要である。こうした改善策の実現に加えて，法曹の活動領域拡大と司法修習生の就職難改善等にも取り組むことで，法科大学院及び職業としての法曹の魅力を回復し，法曹志願者の増加を図ることが可能となる。

なお，法科大学院が学問研究の発展にとどまらず，国家資格である法曹の養成を目的とした専門職大学院であり，その帰趨は我が国の法曹，ひいては司法のあ

り方に重大な影響を及ぼすことに鑑みると，これら改善策の実施については，各法科大学院の自主的な改善努力を踏まえつつも，これにとどまることなく，法令改正等を行うことにより，その裏付けをもって実施することが必要である。

(1) 法科大学院の統廃合と学生定員・入学者総数の削減のために

当連合会はすでに，２００９年提言，２０１１年提言等において，多様で質の高い法曹の養成に向けて教育の質を維持・向上させる観点から，法科大学院の統廃合と学生定員削減の必要性を提言してきた。

この間，学生定員は，ピーク時（２００５年）の５８２５人から４５７１人（２０１１年度）にまで減少し，入学者総数については，３１５０人（２０１２年度）にまで減少している。しかし，司法試験合格者数をまず１５００人にまで減員すべきとの当連合会の提言（「法曹人口政策に関する提言」２０１２年３月１５日付け）を踏まえ，厳格な成績評価と修了認定を経た修了者の多くが司法試験に合格するという制度設計に沿った状況を回復するためには，学生定員・入学者総数について，本年度の入学者総数（３１５０人）よりも大幅な削減を図る必要がある。

また，法科大学院の学校数は，ピーク時（２００５年）の７４校から大きな変化はなく，学生募集を停止した法科大学院が１校，停止を発表した法科大学院が３校，他校との統合による事実上の撤退を決定した法科大学院が１校あるのみであり，統廃合を通じた大幅な学校数の削減が必要である。

法科大学院の教育理念に基づく法曹養成教育の質を維持・向上させるためには，学生定員・入学者総数の削減と統廃合を一層進めることが必要であり，以下の措置をとるべきである。

① 学生定員の上下限の設定

法科大学院において一定の質を備えた教育を実現するためには，1クラスの学生数は重要な要素である。

大規模校・中規模校においては教員の過重負担を改善して少人数教育を具体的に担保するとともに，大都市に存在する大規模校・中規模校に多数の教員と学生が集中することで地方法科大学院の教員と学生の質が確保できなくなる事態を回避するとの観点から，定員の上限を定め，これに合わせて大規模校・中規模校全体の定員削減を図ることが必要である。

また，小規模校においても，あまりに少人数のクラスでは，双方向，多方向的授業は容易に成立せず，学生同士の切磋琢磨という点においても著しい

不都合が生じることになる。実際，入学者数が著しく少ない法科大学院においてはこのような弊害が生じているとの指摘も少なくない。したがって，教育の質を確保するためには，学生定員の下限を設定することも必要である。

② 入学者選抜の競争性の確保

教育の質の向上には，質の高い入学者を確保することが前提として重要である。

そのためには，入学者選抜の競争性を確保することが必要であり，入学者の競争倍率(合格者数／受験者数)に関する一定の基準を設けるべきである。志願者数が少ない法科大学院が競争倍率に関する基準を満たすには，合格者の人数を減らす必要があることから，このような法科大学院においては入学者数の削減という結果をもたらすことにもなる。

他方で，上記基準のみを設けると，定員を著しく下回る人数しか入学させないことで競争性を確保することが可能となり，定員の下限を設定した趣旨が潜脱される懸念がある。したがって，上記基準とともに，学生定員充足率についても一定の基準を設けるべきである。

③ 教員体制の充実

ア 法律基本科目における必要専任教員数の増員

質の高い教育を行うためには，綿密な授業準備やレポート，法文書等の添削を行うことなど，教員が授業に対して十分な労力を費やすことが不可欠である。これを担保するには，法科大学院の授業は基本的に専任教員によって担われるのが望ましく，少なくとも，法律基本科目については，このような観点からの厳格な基準が設けられる必要がある。

この点については，現状においても，認証評価基準として，定員数及び担当科目に応じた専任教員必要数が定められている。しかし，法律基本科目における教育の質を一層向上させるという見地からは，定員数及び科目に応じて最低限必要とされる専任教員の人数を，現在，各認証評価機関が定めている基準よりも増加させるべきである。

このことによって，必要数を確保できない法科大学院においては，学生定員を減少させることが求められることになる。ただし，この基準を充足するために大規模校が他の法科大学院から教員を引き抜き確保するという事態を防止するためには，学生定員の上限の設定が併せて行われる必要がある。

イ　実務家教員割合の引上げ

専門職大学院においては，専任教員の概ね３割以上は，いわゆる実務家教員であることが必要とされている（専門職大学院に関し必要な事項を定める件（１９９７年文部科学省告示第５３号）第２条第１項)。ところが，法科大学院については特例によって，実務家教員の割合は専任教員の概ね２割以上でよいとされている（同告示第２条第３項)。これは，法科大学院においては，法律基本科目等，研究者教員が行う授業についても実務との架橋を意識した教育が行われることなどがその理由とされている。

しかし，弁護士を中心とする実務家教員が法科大学院教育により広汎に関与するためには，実務家教員の必要人数を増員すべきである。例えば，上記特例を廃止し，通常の専門職大学院と同様，実務家教員を専任教員の概ね３割以上とすることなどが考えられる。この措置によって，実務家教員の必要割合を満たせない法科大学院については，学生定員を削減することが必要となる。

ウ　教員審査の運用改善

法科大学院の教員は，研究者教員，実務家教員を問わず，担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力が要件とされている（専門職大学院設置基準第５条第１項)。しかし，実際には，法科大学院設置時の教員審査において，研究者教員については執筆論文のリストが極めて重要な役割を果たし，教育能力が実質的に考慮されることはほとんどなかった。また，実務家教員も，実務経験についての審査は行われたものの，教育能力の点では同様であった。このような経緯もあって，一部ではあるが，教育能力に深刻な問題のある教員が法科大学院の教育を担う事態が生じていると指摘されている。

しかし，研究者教員における高度な研究能力や，実務家教員における高度な実務能力は，それ自体で必ずしも高度な教育能力を担保するものではない。

学生の授業評価アンケートや認証評価における実地調査の結果を現状よりも重視することなどの工夫を通じて，教育能力についても実質的な審査を行うよう認証評価における運用の一層の改善を図り，改善が図られない教員については法科大学院の教員を継続させないようにすることが必要である。この措置についても，その結果，教員を必要数確保できない限り，学生定員の削減や統廃合が必要になるという効果をもたらすものといえる。

なお，法律基本科目，とりわけ通常未修１年次に配当される基本法科目

については当該分野の執筆論文が教員審査に際して極めて重要な役割を果たしており，それゆえ，基本法科目を担当する弁護士実務家教員がほとんどいないという状況についても同様の観点から改善が必要である。すなわち，例えば応用的な法律基本科目（例えば，「民事法応用演習」といった科目など）に関する教育経験と同授業に対する学生等の評価など，研究論文以外の要素で基本法科目に関する教育能力が認められる場合には，弁護士実務家教員においても基本法科目の担当を認めるべきである。

④　司法試験合格率の確保

法科大学院を中核とする法曹養成制度において，司法試験は，法科大学院教育を適切に履修したことを確認するための試験と位置付けられる。したがって，法科大学院教育が，司法試験合格を自己目的としたり，合格率の向上を至上命題としてはならないのは当然のことである。

しかし，他方で，法科大学院が法曹養成を目的とした教育機関であることに鑑みるならば，修了者のごく一部しか司法試験に合格せず，したがって修了生の大半が法曹になることができない法科大学院は，後述のとおり司法試験の改善に向けた検討を要する点が存在することを考慮に入れでもなお，その本来の目的を果たしていると見ることはできないだろう。

したがって，法科大学院の教育が司法試験合格のみを目的としたものに変質する危険性に十分留意しつつ，合格率が著しく低い法科大学院の統廃合を目的として，司法試験合格率に関する基準を設けることが必要である。

なお，この点については，各法科大学院の修了生について，単年度における受験者全体の司法試験合格率だけでなく，直近修了未修者の司法試験合格率を指標とすることも考慮すべきである。

(2) 地域適正配置と学生の多様性確保のために

２００９年提言及び２０１１年提言等において論じたとおり，統廃合と定員削減の結果，法科大学院の地域適正配置や学生の多様性が損なわれる事態が生じてはならない。

すなわち，法の支配をあまねく実現するためには，各地の様々な階層から法曹を生み出すことが重要であり，そのため，法科大学院を全国に適正配置し，地方在住者がその地域で教育を受けて法曹になる機会を実質的に保障することは，司法制度改革の目的に直結する重要な理念である。そして，地方法科大学院の存在が地元志望者の経済的負担を大きく軽減させるだけでなく，司法過疎

の解消，地域司法の充実・発展に貢献し，さらには，地方自治・地方分権を支える人材を育成するという観点からも重要な役割を担っていることなどを併せて考えれば，法科大学院の統廃合は，地域適正配置の理念を踏まえつつ実施される必要がある。

また，学生の多様性確保のための一つの制度的対応として，働きながら学ぶことができる環境を整備することが必要である。しかし，夜間コースを設置する法科大学院や，夜間に開講される授業を中心に履修することで仕事を続けながら修了することが可能な法科大学院は極めて少なく，また，現存する夜間法科大学院の多くについても，教育面において真摯な改善を要する厳しい状況にあると指摘されている。そこで，法科大学院全体の定員削減を進める中においても，夜間法科大学院の設置は今後とも促進されるべきであり，そのため，夜間法科大学院の設置・運営に伴う困難を緩和するための措置をとることが必要である。

他方，地域適正配置及び夜間法科大学院の充実という目的達成のために，地方法科大学院や夜間法科大学院の教育の質等について，他の法科大学院と大きく異なった基準を設けることは適切とはいえない。特に，地方や夜間であることから受ける制約条件を克服し，充実した教育を実現するためには，教育の質の向上に向けた特段の取組が求められることは，強く銘記されなければならない。

このような観点を踏まえつつ，以下の措置がとられるべきである。

① 地域適正配置の観点からの猶予措置

地域適正配置の観点から，一定の要件を満たす法科大学院については，提言の趣旨１(1)の各措置を実施するに際し，一定の時間的猶予を与えるなどの特例措置を認めるべきである。

地方法科大学院のうち，どのような地域の法科大学院について特例措置を認めるかは困難な問題であるが，当該法科大学院が特例適用を希望することを前提に，これまでの改善努力の実施状況，地元弁護士会による支援状況や同校出身者の地元への定着状況，近隣県を含む当該地域における同校の存在意義等を総合的に考慮し，地域適正配置の観点から必要があると認められる場合に，当該法科大学院を同措置の対象とすべきである。

また，教育の質を確保すべきとの観点からは，これら地域の法科大学院について，特例措置の内容として，より緩やかな基準を適用するなどのダブルスタンダードを認めるべきではない。しかし，地方法科大学院における教育

や学生の水準が概ね厳しい実情にあると指摘されており，これら法科大学院には相当真摯な改善努力が求められるが，かかる改善努力の成果が現れるまでには一定の期間を要することを踏まえるならば，地域適正配置の理念の重要性を踏まえ，一定の時間的猶予（例えば，５年程度を原則とすることが考えられる。）を与えるなどの特例措置を認めることが必要と考えられる。

② 夜間法科大学院に対する特例

夜間法科大学院の充実に向けて，その設置を促進するとともに，既存校の教育の改善を図るため，以下の特例措置を認めるべきである。ただし，既存の夜間法科大学院については，これまでの同校の改善努力の実施状況を踏まえ，自主的改善によって求められる質を備えた教育の実施が見込まれることを特例適用の条件とする。

ア 夜間法科大学院に対する猶予措置

提言の趣旨１(1)の各措置を実施するに際し，一定の時間的猶予を与えるべきである。ただし，これによって夜間法科大学院の自主的改善努力が懈怠されることがあってはならず，不断に教育の質の向上が図られるように留意されるべきである。

イ 夜間法科大学院に対する財政措置

夜間法科大学院は，通常の法科大学院よりも教員の確保が難しく，教職員の勤務体制も変則的となることから，その設置に伴う財政的な負担は大きい。そこで，国は，夜間法科大学院の充実が，法科大学院生の多様性確保，すなわち多様なバックグラウンドをもった法曹の養成という観点から重要であるとの見地に立ち，より多くの学生が働きながら夜間法科大学院で学べるよう，その設置を促進するための特別の財政措置を講ずるべきである。

③ 当連合会による教員推薦支援

地域適正配置と夜間法科大学院支援のためには，これらの法科大学院において質の高い教員が教育を担うことが重要である。当連合会は，このような観点から，法科大学院からの要請に応じて，弁護士実務家教員を推薦するなどの支援を行う。

具体的には，前記地方法科大学院及び夜間法科大学院から教員推薦要請がなされた場合，当該法科大学院の状況を個別に検討し，必要と認めた場合には，必要な質を備えた弁護士実務家教員を推薦するなどの支援を行うものと

する。なお，法律基本科目を担当する教員の推薦要請がなされた場合にもできる限り対応することとし，かかる場合には，弁護士登録をしている研究者教員を推薦することも検討する。

(3) 法科大学院教育の質の向上のために

提言の趣旨１(1)の各措置は，法科大学院教育の質の向上に向けた措置であるとともに，統廃合と学生定員削減を促進する効果が期待される措置であるが，これらに加え，教育の質の向上の観点から，以下の措置を実施すべきである。

① 年間履修単位数の上限緩和

現在，法科大学院では，学生の自学自修を重視する観点から，１年間の履修可能単位数の上限が定められており，同単位数は１年次４２単位，２年次３６単位，３年次４４単位とされている。これらのうち，１年次の履修単位数の上限については，当初３６単位であったものが，法学未修者１年次における法律基本科目の基礎的な学修を確保するため，６単位増加させて４２単位となったものである。

しかし，法律基本科目，とりわけ民法について，修了生の一部に修得が不十分な者が存するとの意見もあることから，民法の応用的な科目の充実を念頭に２年次の履修単位数の上限を緩和し，各法科大学院に自主的判断によって，より多くの単位数の配当を可能にすることが適当である。すなわち，修了要件単位数の９３単位を変更することなく，２年次の履修単位数の上限について，現状の３６単位から若干の緩和を図るべきである。

なお，１年次の履修単位数の上限緩和の運用状況を見ると，ほとんどの法科大学院で６単位のうち一部の単位数しか増加させていない現状が見られる。したがって，２年次の履修単位数の上限緩和の際の増加単位数については慎重に検討するとともに，緩和によって増加可能となった単位数を実際に増加させるか否かはあくまで各法科大学院の自主的判断に委ねられるよう運用に配慮すべきである。

② 法律実務基礎科目群の単位数増加

法律実務基礎科目群の履修単位数に関し，法科大学院設立当初は最低６単位を必修にすべきとされていたが，設立当初の予定に沿って，現在は，最低１０単位程度を必修又は選択必修にすべきとされている。

しかし，現在，大半の法科大学院において，民事訴訟実務の基礎，刑事訴

訟実務の基礎，法曹倫理に相当する科目各２単位，計６単位が必修とされており，これに４単位が増加されても，法律実務基礎教育の充実という観点からの効果は限定的であり，また，模擬裁判，ローヤリング，クリニック，エクスターンシップ等，当連合会が主張してきた臨床科目の充実という観点からも十分といえるものではない。

法律実務基礎科目は，法曹養成を目的とした教育機関である法科大学院のカリキュラムにおいて，最も重要な特色であり，また，法律実務基礎科目の履修を通じて法律基本科目の理解も効果的に深化するという側面も有するものである。

したがって，法律基本科目をはじめとした他科目とのバランスに配慮しつつ，法律実務基礎科目の履修単位数について若干の増加を図るべきである。

③　文書作成指導の充実

法曹にとって法文書の作成は，最も基礎的な作業であると同時に，書面による説得的な表現能力は，法曹が備えるべき基礎的能力の一つである。かかる意味で，法曹養成教育において文書作成指導は，極めて重要な位置を占めるべきものといえる。

ところが，法科大学院における文書作成指導は，必ずしも十分とは言えない実情にある。また，２００７年の司法試験考査委員による入試問題漏洩事件を契機とした一連の受験指導批判のなかで，文書作成指導自体が許されないかのような誤った認識が教育現場の一部で生じている。

このような現状に対し，当連合会はすでに「法科大学院教育と司法修習との連携強化のための提言」（２０１１年８月１９日付け）において，法律実務基礎科目を利用して，訴状，答弁書等の起案の機会を積極的に与えるべきとの提言を行っているが，法律実務基礎科目のみならず，法律基本科目においても，学修の到達点を確認するとともに応用力を養うことを目的とした文書作成指導が積極的に行われるようにすべきである。

④　弁護士実務家教員の法科大学院運営への関与

現在，全国の法科大学院では４００名を超える弁護士が専任教員（みなし専任教員を含む。）として教育に関与しているが，これらの中には，教授会への参加資格がない教員も少なくなく，また，教授会構成員となっている場合にも，研究科運営には実質的には関与していない場合が少なくない。

しかし，専任教員であるにもかかわらず，弁護士実務家教員は授業を担当

するだけで，研究科運営は研究者教員に委ねられるという状況は，法曹養成機関という法科大学院の性質上，適切とはいえない。みなし専任を含め，専任教員である弁護士実務家教員が，より実質的に法科大学院運営に関与できるよう，各法科大学院における運用の工夫が図られるべきである。

⑤ 適性試験の選抜機能の向上

法科大学院の入学者選抜においては，法科大学院全国統一適性試験の受験が事実上義務付けられており，適性試験の成績が，入学者選抜における必須の考慮要素とされている。このような適性試験制度は，アメリカのロースクール制度におけるＬＳＡＴ（Law School Admission Test）を参考にしたものとされる。

しかし，ＬＳＡＴについては，その成績と，ロースクール１年次の成績との間に高度の相関関係があるのに対し，法科大学院全国統一適性試験に関しては，その成績と１年次成績との相関性の程度について疑問の声もあり，法科大学院の入学者選抜において果たす機能は十分でないとされている。

このように，適性試験が期待された選抜機能を果たしていないのは，適性試験の成績と法科大学院入学後の成績の相関性を検証するために必要な情報が，各法科大学院から十分に開示されていないことが原因とされている。そのため，適性試験の選抜機能の向上が図られないだけでなく，そのことは，法律科目試験を課すことが認められていない未修者の入学者選抜機能の信頼性にも大きく影響している。

したがって，適性試験の選抜機能を向上させるため，各法科大学院に，相関性検証のために必要な情報を開示することを義務付け，これを適性試験実施機関が活用できるようにすべきである。

⑥ 適性試験の入学最低基準点の設定

適性試験の選抜機能について上記のような限界はあるものの，少なくとも，適性試験の成績が著しく低い学生は，その後の法科大学院における教育効果が限定的であり，法曹資格の取得も極めて困難な状況にある。また，そのような学生を入学させることは，当該法科大学院の教育の質に負の影響を及ぼすことにもなりかねない。

したがって，適性試験については統一的な入学最低基準点を設定し，同得点を下回る者については特段の事情がない限り入学させないとする措置がとられるべきである。

⑦　未修者の基礎力修得に向けた進級判定厳格化等

現在，未修者と既修者との間に司法試験合格率に大きな格差が生じており，多様な人材を法曹界に迎え入れるという法科大学院制度の基本理念に照らして深刻な問題が生じている。この問題の解決のためには，後述のとおり司法試験にも改善を要する点が存在するが，法科大学院制度にも改善を要する点は少なくない。

この点について当連合会は，２００９年提言において，法科大学院の基本的履修科目について過大な知識を詰め込む学修に陥ることのないよう適切な到達目標を設定すること，未修者を想定した教育内容・方法の工夫を図ることなど，未修者が３年間で法曹になるための基礎力を修得できるようになるためのカリキュラム，教育内容，方法等に関する提言を行っているところであるが，同提言後の状況を踏まえつつ，これらの点についてのさらなる改善が図られるべきである。また，十分な学修到達点に達していない未修者が漫然と進級することは，進級後の学修に困難を来すことにつながり当該未修者の学修にとって負の影響が生ずるだけでなく，到達度に大きなばらつきのある学生を対象に教育を行うことは，当該法科大学院の教育全体にも負の影響を生じさせることになる。

厳格な成績評価と進級判定が，法科大学院生全体について実施されるべきことは論を待たないが，未修者をめぐる上記問題点を踏まえるならば，ＧＰＡ制度（授業科目毎の成績評価を段階毎に点数化し，その平均が一定水準以上であることを修了や進級の要件とする制度）の採用及び運用の厳格化などの方策を通じて，未修者の進級判定に関する一層の厳格化を図ることが必要である。なお，これについては，既修者と同一クラスでの授業を行うことになる２年次への進級が主として想定されるが，平均的な未修者が修了時に既修者と同等の学修到達度に至ること自体に困難が生じている現状を踏まえるならば，３年次への進級についてもＧＰＡ制度等を通じた厳格化が検討されるべきである。

(4)　法科大学院修了までのコスト削減のために

当連合会は，経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにするため，司法修習生に対する給費制の存続を訴えているが，法科大学院修了までの期間においても，その経済的・時間的負担の軽減策として以下の措置を実施すべきである。

① 統廃合を前提とした法科大学院への財政支援の強化

すでに当連合会として繰り返し提言しているとおり，他の大学院等に比して高額となっている法科大学院の学費の低額化を図るため，法科大学院に対する国の財政支援の強化を図るべきである。

なお，統廃合を通じた大幅な法科大学院数の削減が必要であることから，現在の法科大学院全体に対して一律に財政支援の強化を図ることは必ずしも適切ではないし，また現実的でもない。法科大学院の統廃合を進めつつ，支援すべき法科大学院に対しては財政支援の一層の強化を図るという，メリハリの効いた支援強化が図られるべきである。

併せて，授業料免除制度の拡充も引き続き推進されるべきである。

② 奨学金返還免除制度の拡充と給付制奨学金の創設

法科大学院の学費の低額化とともに，奨学金の充実も喫緊の課題であり，当連合会として繰り返し提言してきたところである。

現在，日本学生支援機構による第二種奨学金（有利子）については，法科大学院の学生は，希望すれば貸与を受けられる状況にあり，奨学金の支給を受けたくても受けられないという事態は生じていないとされる。

しかし，低合格率と資格取得後の就業困難という現状の下，返済の見通しが立たないことから，貸与を受けることに慎重になる傾向が現れており，貸与制奨学金の整備のみでは，法科大学院生に対する経済的支援として不十分であることが明白な状況にある。

したがって，まず，日本学生支援機構の第一種奨学金（無利息）を対象とする「特に優れた業績による返還免除制度」の対象者を拡げるべきである。

同制度は，学業成績や専攻分野における活躍，社会貢献等について「特に優れた業績」がある学生について，修了前に第一種奨学金（月額５万円又は８万８０００円から選択。収入要件及び成績要件がある。）の返済を免除する制度であり，受給者の約３割が全額又は半額の返還免除を受けている。この免除枠を拡大させることが必要である。

また，文部科学省は２０１２年度予算の概算要求の中に，初めて給付制奨学金の創設を盛り込んだ。最終的に同年度予算として結実はしなかったが，本来，奨学金は給付制であるべきであり，同制度の早急な実現が図られるべきである。

③ 学部早期卒業制度等の活用

現在，法曹資格を取得するためには，原則として４年間の大学学部を卒業し，３年又は２年の法科大学院を修了し，司法試験に合格して司法修習を終了する必要がある。したがって，既修者であっても，法曹資格取得まで原則として大学入学後約７年８か月の期間が必要であり，資格取得時の年齢は，２５歳以上となる。

法科大学院を中核とする法曹養成制度が，多様で質の高い法曹の養成を目的とすることからすれば，早期に，若年で法曹資格を取得することは必ずしも必須の価値とはいえない。しかし，旧司法試験制度の下では，ごく少数ではあるものの，２４歳以下で法曹資格を取得する者が存在していたこと，また，通常の大学院に比べて学費が高額で，厳しいカリキュラムからアルバイトを行うことが事実上困難な法科大学院で学ぶことの経済的負担が大きいことなどを踏まえるならば，法科大学院において十分な教育を受けつつ，より早期に法曹資格を取得できる途を用意しておくことが適切である。

これについては，現在，早期卒業制度（３年卒業）によって学部３年次修了後，大学院に入学する制度が存在しており，同制度を利用しつつ法科大学院に既修者として入学すれば，最短で２４歳で法曹資格を取得することが可能になる。法科大学院側が３年修了時からの大学院入学を認めることができる，いわゆる飛び入学制度によっても同様の結果をもたらすことができる。学部３年修了後，既修者として入学することは望ましくないとの考え方もあり，慎重な検討は必要であるが，このような可能性を一律に排除することも現在の状況を踏まえるならば，必ずしも適切とはいえない。

しかし，上記制度を利用できるためには，学部の側において早期卒業制度が採用されていること，あるいは，法科大学院側において飛び入学を認めていることが必要となり，現状ではこのような運用が広く行われているとは必ずしも言い難い。したがって，上記問題点も踏まえつつ，このような運用がより広く行われる方向での改善を検討すべきである。

(5) 法科大学院に関する情報開示

法科大学院の日常的な教育活動等の状況については，積極的な情報提供が求められてきたところであり（中央教育審議会「法科大学院の設置基準等について（答申）」（２００２年８月５日)），各認証評価機関の認証評価基準においても一定範囲の情報開示が求められている。また，この間，学校教育法施行規則の改正によって，大学全般に対し，より積極的な情報の公表が求められるようになるなどの変化も生じている（学校教育法施行規則第１７２条の２)。

しかし，実際の情報開示の状況は，法科大学院によってばらつきがあり，また，一般的に自校に不利になる情報は義務付けられた必要最小限の情報以外は開示しないという傾向が見られる。

情報開示の一般的な必要性に加え，今後多くの法科大学院が統廃合の対象になるという現状の下では，自校に不利になる情報も含めて十分な情報開示を行うことは，法科大学院志願者が法科大学院への進学及び志望法科大学院を決定するための判断材料という観点から見て極めて重要である。また，すべての法科大学院が十分な情報を開示することは，今後の制度改革に向けた基礎資料という観点からも重要である。

したがって，各法科大学院について，入学者選抜，教育内容，進級・修了認定，修了者の進路等，上記観点から必要な一定範囲の情報を具体的に定め，その開示を義務付けるべきである。

2　司法試験制度について

(1) 司法試験

司法試験制度について，法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度の理念を踏まえ，法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を判定することを目的とした試験として，法科大学院教育及び司法修習との有機的連携をもって実施されるようにするため（司法試験法第１条第１項，同条第３項），以下の改善が図られるべきである。

①　短答式試験

現在の短答式試験に対しては，７科目に及ぶ多数の科目の知識を詰め込む学修に学生を誘導して法律基本科目の基礎的事項をじっくり学修することを阻害しかねない，法科大学院のカリキュラムにおいて短答式試験の準備は自学自修とされるため知識量の蓄積の少ない未修者の短答式試験合格率が低迷しており，その結果，多様な人材が法曹を目指すことへの阻害要因になりかねないなどの指摘が存在する。

これらの指摘に関し現状の検証を踏まえつつ，短答式試験について，試験科目の削減（例えば，旧試験並の憲民刑３科目，又はこれに刑訴，民訴を加えた５科目など），出題範囲の限定，出題内容の基本的事項への限定，短答式試験の合格に必要な成績を得た者についてのみ論文式試験の採点を行う合否判定制度（司法試験法第２条第２項）の見直し，短答式試験と論文式試験の配点比率の見直しなどの改善策について検討すべきである。

② 論文式試験

論文式試験の出題内容については，概ね法科大学院教育の内容を踏まえた良問であるとの評価がなされている。しかし，１問あたり２時間という試験時間に比して解答すべき論点数と解答内容が多すぎるため，試験時間内に多数の論点について広く浅く触れて要領よく論ずる答案が高く評価される一方，じっくり掘り下げて考えて答案作成するタイプの受験生は，触れられない論点が生ずるために高得点になりにくい傾向が生じているのではないか，また，そのような傾向はここ２，３年で強まっているのではないかとの指摘が存在する。

しかし，論文式試験で問われるべき能力は，法曹となろうとする者に必要な「専門的な学識並びに法的な分析，構成及び論述の能力」（司法試験法第３条第２項）であって，多数の論点について広く浅く触れて要領よくまとめる能力を過度に重視することは適切とはいえない。

したがって，論文式試験の出題について，論点の数や解答すべき内容の分量が適切であるか，試験時間内にじっくり考えて解答できる問題となっているかという点に関し，現状の検証を踏まえつつ，必要な改善を図るべきである。

なお，短答式試験，論文式試験の改善は，上記各趣旨の下に実施されるべきものであり，試験のレベルを低下させることを目的とするものでない。かえって，法律家に必要な基礎知識をより確実に修得し，法的思考能力と応用能力を試すことを目指すものである。

③ 合否判定基準の明確化

司法試験委員会による合否判定の結果について，法曹関係者，法科大学院関係者による検証，ひいては広く国民的な検証が可能になるよう，必要な情報が開示されるべきである。

具体的には，①現在行われている論文式試験の出題の趣旨の公表のあり方を一歩進め，出題の趣旨との関係で，「優秀」，「良好」，「一応の水準」，「不良」の４段階に分けて採点するものとされている論文式試験の答案について，どのような内容と程度がそれぞれのランクとして想定されているかに関する情報を公表すること，②合否のボーダーラインにあるいくつかの答案を公表すること（ボーダーラインについては総合評価を前提にする方法と各科目毎の成績を前提にする方法とが考えられる。），③司法試験委員会において考査委員の採点経過等を踏まえて合格水準の定め方に関する意見交換を最終合格者

発表前に行い，同意見交換の逐語議事録を作成し，原則としてこれを公開することなどが検討されるべきである（当連合会「新司法試験の合否判定に関する要望書」（２００９年１０月２０日付け））。

なお，上記①に関しては，司法試験委員会から公表されている「平成２３年新司法試験の採点実感等に関する意見」において，問題に含まれている各論点を中心に，「優秀」，「良好」，「一応の水準」，「不良」の４段階を意識した意見が述べられていることは積極的に評価できるところである。このような到達点を踏まえ，各論点だけでなく，答案全体のランクについてのより具体的な情報が公表されるべきである。

④　受験回数制限の緩和

司法試験の現状は，当初想定を大きく下回る合格率にあり，現行の受験回数制限は受験生にとって過酷な制度と受け止められていること，そのため，受験控えが広範に生じており受験現場に歪みを生じさせていることなどを踏まえ，現在の受験回数制限については，少なくとも当面の間，５年以内に５回まで受験できるとするなど，一定の緩和を行うことが相当である。

(2)　予備試験

司法試験予備試験は，「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも，法曹資格取得のための適切な途を確保すべきである」との司法制度改革審議会意見書の提言を受けて制度化されたものであり，その制度趣旨は明確である。

他方，法科大学院は，上記のとおり法曹養成のための中核的教育機関として設置されたものであり，司法試験科目である法律基本科目及び法律実務基礎科目以外にも，幅広い専門的法分野の教育や臨床法学教育も行われている。したがって，奨学金等の経済的支援の拡充や夜間コースの充実などにより，かかる教育を受ける機会が法曹志望者に広く保障されることが望ましい。

こうした観点をふまえ，法科大学院及び予備試験双方の制度趣旨に沿って両者が調和的に運用される必要がある。この点については，司法試験法等改正の際の衆議院法務委員会附帯決議（２００２年１１月１２日）が，「法科大学院を中核とする法曹養成制度の理念を損ねることのないよう，司法試験予備試験の運用に努める」としており，参議院法務委員会も同様の附帯決議を行っているところでもある。

なお，規制改革会議（当時）は，「規制改革推進のための３か年計画（再改定）」

（２００９年３月３１日閣議決定）において，法務分野の措置事項として「法曹人口の大幅増員等」とともに「予備試験合格者に占める本試験合格者の割合と法科大学院修了者に占める本試験合格者の割合とを均衡させる」ことなどを提言していた。

予備試験は昨年度から運用が開始されたが，昨年度の予備試験合格者中何名が本年度司法試験に合格し，その学歴・職歴等の内訳がどのようなものとなるかについては，本年９月１１日の司法試験合格発表以後に検証することになる。

このような経緯を踏まえ，予備試験については，その実施状況を十分検証しつつ，上記の制度趣旨を踏まえた運用をすべきである。

以　上

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会第１回

（平成２５年６月３日（月）開催）

総合協議要録（各分科協議結果発表）

括弧内は発表者である。

〈民事裁判（函館地方裁判所　鈴木尚久判事）〉

１　分野別実務修習の指導の現状と課題について

まず，６６期司法修習生の特徴について，大勢の意見としては，従前との比較でさほど変わりがないという報告がされた。ただし，傾向として，要件事実に対する理解の程度が，これまでと比べてやや低下しているのではないかといった意見があった。これについては，法科大学院での要件事実の取扱いなどが影響しているのではないかという分析も報告された。また，漠然とした印象での発言や質問が多くなっているのではないか，あるいは，傍聴前に記録を検討していないことがある，といった意見も出された。

分野別実務修習の指導の在り方については，起案の在り方及び民裁教官室が実務修習用に制作し，各庁に配布しているＤＶＤの活用の在り方の２点について議論，報告がされた。

まず，起案における事実認定について，現在，サマリー起案が主流となっているが，サマリー起案の中でも，事実認定の起案ではどのような事案が利用されているかという点について報告がされた。従前は，二段の推定が問題となる書証中心の起案が多かったようであるが，近時，黙示の使用貸借や契約締結前の過失，信義則違反の認定といった法的評価型，間接事実推認型の事案も利用されているといった報告があった。また，これら以外にも，交通事故における過失相殺の事案なども司法修習生の起案向きであり，利用するのに適しているといった意見もあった。

次に，主張整理起案について，新様式を利用すると主要事実が軽視されがちになり，旧様式を利用した主張整理を行うと間接事実が軽視されがちになる点について，各庁での工夫例が報告された。

事実認定起案の形式について，判決書に準じた起案，自由形式による起案，積極・消極の間接事実を挙げさせた上で整理させるといった起案の形式がある中で，どの方式をとるのがよいのかについて報告がされた。積極・消極の間接事実を挙げさせて起案させるという方式をとると，単に事実を列挙するだけの羅列型になってしまうおそれがあり，事実の軽重を考えさせるなどの配慮が必要ではないかといった意見も出た。

起案の指導，添削の方法等については様々な意見があったところ，複数の司法修習生に同一起案をさせた上で，議論をさせて講評をするといった方式が増えている傾向が見られた。

判決全文起案については，利用例はあまりなかったが，利用する場合には，獲得目標をどこに置くか意識することが必要ではないかといった意見が出た。

また，事実認定起案，争点整理以外の起案として，和解条項，リサーチペーパー，心証メモ，今後の見通しペーパー等をどのように利用するかという点が話題に上った。

司法研修所の民裁教官室で制作しているＤＶＤの活用については，視聴の時期，指導については，概ね，民裁教官室から出されているガイドラインに沿った時期に視聴していることや，これを用いた指導方法についての工夫例が紹介された。

2　選択型実務修習の充実に向けた取組等について

選択型実務修習の指導の在り方という点については，主に，３週間の選択型実務修習の応募者が少ないのではないかという点につき，その隘路の利用と改善方策等について意見交換がされた。

〈刑事裁判（釧路地方裁判所　中川正隆判事）〉

1　分野別実務修習の指導と現状の課題について

分野別実務修習の指導の在り方については，まず，公判前整理手続を通じた指導の在り方に関して協議を行った。冒頭，ロースクールへの派遣経験者から，ロースクールでは公判前整理手続についての基礎的な知識のみを教えており，修習開始前に公判前整理手続の具体的なイメージを持たせることまでは困難であるとの教育の実情が紹介された。これを踏まえて，協議を行った結果，実務修習における公判前整理手続の指導が非常に重要であることが共通認識となった。指導上の工夫例としては，①クール開始時に，いわゆる一審解説のＤＶＤを視聴させた上で公判前整理手続の在り方について講義を行う，②ミニ模擬裁判を通じて公判前整理手続を体験，③実際の公判前整理手続期日の傍聴の前後において質疑応答をしたり，レポートを出してもらう，④左陪席と同様に合議メモを提出させて裁判官と一緒に合議をする，などが報告された。これらの工夫例の紹介を通じ，手続の進行段階に応じて公判前整理手続において行うべきことを学ばせることの重要性が確認された。

次に，裁判員裁判の傍聴を通じた指導の在り方について協議が行われ，各庁から審理，評議の傍聴を通じて学んだことを定着させる工夫例について報告がなされた。具体的には，審理，評議の傍聴後，遡って公判前整理手続の問題点等を検討させる，審理の傍聴後，評議の前や後に事実認定や法律上の争点についての起案をさせる，法曹三者の反省会に司法修習生を参加させるなどの例が紹介された。

最後に，長期間の裁判員裁判があるような繁忙時において，どのような指導をすべきかについて議論がなされた。この点については，指導に適切な審理・評議を選択して傍聴させることや，修習内容にバラエティを持たせるためにストックされた既済記録を活用して事実認定起案をさせること，裁判員裁判に関与しない右陪席裁判官に指導を委ねるときには部総括と右陪席との意思疎通を良くすることが必要であることなどの工夫例や意見が紹介された。

2　選択型実務修習の充実に向けた取組等について

分野別実務修習との差別化を図るための工夫例について，司法修習生のニーズを事前に聴取して，内容を工夫しているという例や，外部の機関との連携を図ったメニューを用意しているという例などが報告された。

〈検察（東京地方検察庁　古賀栄美検事）〉

1　分野別実務修習の指導の現状と課題について

検察の分野別実務修習は，具体的事件を取り扱い，検察官の立場で修習することを通じて，法曹として必要な基本的知識，技法を修得させるとともに，検察官の使命と役割，検察官として必要な心構え，検察の実務を理解させることを指導目標としている。

議論に先立ち，６６期の司法修習生の実情についての意見が出されたが，この中では，明朗でコミュニケーション能力に問題はないというプラスの意見があった反面で，基本的な法律知識が必ずしも十分と言えない者もいる，表現能力や創意工夫する能力に物足りなさが否めないといった厳しい意見もあった。

このような実情を踏まえ，まず，検察における分野別実務修習の中心が捜査実務修習であるにもかかわらず，その修習に入る前に，どの実務庁においても一定期間の導入教育に時間を要し，その分短縮された期間で具体的事件の修習をさせざるを得ないという現状が報告された。

また，司法修習生に適した事件の確保が難しいといった実情，指導体制の制約，限られた期間に一定数の事件を確保することが非常に大きな課題になっている実情も報告された。例えば，ある大規模庁では，こうした実情の下で，事件確保や指導体制の観点から，全ての希望者に身柄事件を体験させることは不可能な状況であるため，司法修習生を，まず身柄事件を希望する者と希望しない者とに分け，いずれも４人一組で班を構成した上で，一組当たり２件の在宅事件を体験させ，身柄事件を希望する者で構成する班には在宅事件２件に加えて身柄事件を１件ずつ体験させ，身柄事件を希望しない者を中心とする班には１週間の公判修習期間を設け，公判傍聴，冒頭陳述，論告の起案等を行わせ，検察官の多様な仕事ぶりを理解させるよう努めているという報告がなされた。

また，これとは逆に小規模庁においても，時間，事件数あるいは体制の制約の下で，可能な限り多様な事件を体験させるなどの工夫を凝らし，検察官の執務

を実践・体感させるよう，例えば，司法修習生２人を一組とした上ではあるが，否認事件や共犯事件など，処理に困難を伴う事件も体験させ，あるいは，１週間の導入教育の後，身柄事件を順次体験させる等して，捜査修習に当てる時間を可能な限り長くとるように努力している等の報告があった。

さらに，事件処理件数の多さよりも，当該事件について徹底した捜査を尽くすことが大事だと指導しているが，起訴猶予，罰金相当の事案が多いことから，警察が補充捜査の実施に難色を示すことがある等，警察との関係で苦労しているという報告もあった。また，司法修習生は前期修習を経ていないこともあり，検察庁の基本的な仕事内容を知らない者が多いという指摘もあった。

そのような中で，司法修習生を目撃者役と検察官役とに分け，目撃者役の司法修習生に模擬犯行再現ビデオを見せた上で，検察官役の司法修習生に目撃者役の司法修習生の取調べをさせて，供述調書を作成させるという模擬調べを実施することによって，事実の聞き出し方，正確な調書化の方法を模擬体験させているという報告もあった。

また，多くの実務庁から，指導担当検事以外の検事を，いわゆる里親として指名し，司法修習生の指導に当たらせるという里親制度を採用することによって，司法修習生が多くの検察官に接触し，その指導を受けることができるように工夫しているという報告があった。ある地検では，１名の司法修習生につき，１か月交代で２名の里親検事による指導を実施し，司法修習生に多くの事件を見せることができるよう配慮しているという報告もあった。

また，公判修習に関し，模擬記録を用いて模擬公判準備をさせているという報告や，模擬教材を使用して模擬証人尋問を実施しているという報告等もあった。

2　選択型実務修習の充実に向けた取組等について

検察庁では，捜査公判に関する基本的な指導にとどまる分野別実務修習を更に深化，補完した指導を行っている。

選択型実務修習については，４週間コース，２週間コース及び見学コースを設定している庁が多数であった。そのような中で，４週間コースでは身柄事件の処理を体験するのに時間を持て余すし，２週間では勾留延長事案を取り扱えないことから，期間を３週間に改めたという報告もあった。

また，県警本部の協力を得て，司法司法修習生を１週間警察に配属させるプログラムを設置しているという報告もあった。

４週間コースの選択者が少数であった庁では，その司法修習生を重大事件の捜査会議に同席させたり，事件現場に同行させたりするなど，密度の濃い修習をさせているという発表もあった。

このように，各実務庁が実情に応じて，選択型実務修習の充実に向けて工夫していることが披露された。

〈弁護（東京三弁護士会多摩支部　竹村淳弁護士）〉

1　分野別実務修習の指導の現状と課題について

分野別実務修習の指導の在り方について，従前から議論があるところの現場中心で行くべきか，起案中心に行くべきかという議論があった。現場中心というのは，個別指導担当弁護士に付いて，弁護士としての活動を見ることを主体とし，起案は従たるものと捉える考え方で，もう片方の起案中心主義は，起案中心に指導をするという指導の仕方であるが，起案を中心にすることになると，それだけで個別指導担当弁護士の確保が難しくなってしまうことがあり，各単位会は概ね現場中心という方向で動いているようである。

ただし，起案についてもフォローをしており，多くの弁護士会では，司法修習生を集めて合同講義などをやっているようであるが，単位会によっては，人数不足等の事情により，そのようなことができていないところもあった。

個別指導担当弁護士の確保については，各単位会とも非常に苦労している。単位会によっては，役職のある弁護士に依頼したり，大規模庁でも委員長クラスの先生が一本釣りのような形で引き抜きをして，ようやく確保している状況がある。

ただし，そうすると若い期の弁護士に指導担当をやってもらうことが増え，どうしても指導能力の問題が出てくるため，単位会によっては主任・副任制をとり，主任はベテランの弁護士，副任は若手弁護士という形をとりフォローする体制を作っているところもある。

2　選択型実務修習の充実に向けた取組等について

選択型実務修習の在り方について，各単位会ともエース級の弁護士が集まり，いろいろなプログラムを用意して，努力してやっているということであった。

ただし，選択型実務修習で司法修習生を外部の民間企業や自治体等に配属する場合，その配属先がホームグラウンドの事務所の相手方だったというケースがあったらしく，そういうコンフリクトの問題が存在することに注意する必要がある

との意見があった。

また，検察官志望，裁判官志望の司法修習生が選択型実務修習で裁判所，検察庁のプログラムをとったものの，直前になって，やむを得ずその志望を撤回せざるを得ないような場合に，結局，検察庁のプログラム，裁判所のプログラムを受けることが果たしていいのか，本人が撤回したいといった場合どうすればいいのかということも議論になった。

弁護導入講義等，弁護教官と単位会及び指導担当弁護士との連携について，今年から始まった弁護導入講義は非常に好評だという意見が出ていた。ただ，導入時期に実施されるので，第３クール，第４クールになると，既に忘れているのではないかという意見もあった。

出張講義の後に弁護教官と単位会の委員会メンバーとの意見交換会が行われているが，これについては今後も継続した方がよいという意見が出ていた。

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会第２回

（平成２５年６月１０日（月）開催）

総合協議要録（各分科協議結果発表）

括弧内は発表者である。

〈民事裁判（熊本地方裁判所　中村心判事）〉

１．分野別実務修習の指導の現状と課題について

６６期司法修習生の資質については，全体的に見て，６５期以前の司法修習生と大きな変化はないとの意見が大勢であったが，おとなしく，受け身で，向上心不足のため，裁判官の方から働きかける必要がある者がいるとの指摘もあった。

学力については，実務修習開始時点では，実体法・訴訟法の体系的知識・理解の不足，調査能力・文章力の不足，正解志向が見られる者がいるとの指摘があった。特に気になったのは，表面的なリサーチしかしないという点であり，これについては，基本文献をしっかり押さえること，あるいは多面的な調査方法，自分の説と違う説についても調査するといった方法を指導した結果，相応の改善が見られたとの報告がされた。行動面では，無断欠席が目立つとの指摘もあった。

分野別実務修習についての中心テーマは，サマリー起案についてであった。サマリー起案では，二段の推定が問題になっているもの，間接事実からの推認が問題になるもの，あるいは法的概念の当てはめまで検討させるもの等を扱っているところが多かった。中には，交通事故の事案についてサマリー起案をさせているという庁が幾つかあり，例えば，簡裁からの控訴事件を用いて，簡裁の判断を基に事故態様を再検討させたり，あるいは和解案を起案させたりしている庁があった。

また，主張整理の方式については，いわゆる在来様式と新様式とがあるが，在来様式で起案させている庁もあれば，新様式で起案させている庁もあった。新様

式で起案させている庁は，事実認定や争点の抽出に力点を置く，あるいは事実の推認過程に力点を置いて主張整理をさせているとの報告がされた。ただ，その場合も，要件事実をおろそかにすべきではなく，例えばブロックダイヤグラムを作成させるなどして，要件事実について意識させているという意見が出された。要件事実と争点の抽出・事実認定は，車の両輪であるということで意見の集約を見た。

事実認定については，判決全文に近い起案をさせる庁，自由な形式で起案させる庁，積極・消極の間接事実を列挙した上で判断を示すという列挙型で起案させる庁等，いろいろな起案方式が紹介された。

司法修習生に自由形式での起案を指示しても，司法修習生の多くは教官室作成の「事実認定のしおり」や前の司法修習生からもらった書式を参考にしているためか，だんだんと列挙型になっていく傾向があるとの指摘がされた。司法研修所では，自分で考えるということを重視するスタイルになっており，列挙型を必ずしも重視しているわけではないということであり，今後は，自分で考える自由記載型が主流になるのではないかという意見があった。

講評の方法については，起案の添削と口頭での説明とが考えられるが，中心となるのは，口頭での説明のようであった。起案の添削をするのは，事実を取捨選択しつつ，しっかりと検討すべき案件や，あるいは日本語表現をしっかり練るという意味で添削するのが相当と考えられる場合等であるとの意見があった。口頭で講評するタイプの中には，複数の司法修習生に同じ事件の起案をさせて，その上で複数の司法修習生と指導官が，口頭でディスカッションを行うという指導方法があることが紹介された。

その他には，確定記録を使って起案をさせ，その後裁判所の判決起案を見せるというやり方をしている庁もあった。また，複数の司法修習生が同じ事件を起案する場合には，司法修習生同士でお互いの起案を交換して，他の司法修習生の気が付いた点を相互に検討させる，あるいは司法修習生同士で議論をさせ，その上

で指導官が講評をする方法を採っているという紹介もあった。

判決全文起案方式については，そのような方式では起案させていない庁が多く，希望者には起案させている庁もあるが，一般的には，判決全文起案よりも，サマリー起案を充実させた方がいいという意見が有力であった。ただ，判決全文起案のメリットとして，判断の形を示すこと，細かなところに気を付ける習慣を身に付けさせること，判決全文判決のような文章にも触れさせることなどが挙げられるという意見もあった。

サマリー起案や判決全文起案以外に，リサーチペーパーを起案させている例もあった。例えば，ある程度複雑な事件の争点整理をさせて，立証のポイントはどこかを書かせ，このポイントについて，今後どういう立証がされていくのか見通しを書かせる，あるいは暫定的な心証を書かせるといった，今後の訴訟の進行を考えさせる動的な起案をさせているという工夫例が幾つか紹介された。

その他，司法研修所で作成している事実認定と争点整理のＤＶＤの視聴方法に関して，グループ討論，司法修習生にプレゼンをさせての討論，あるいは途中でＤＶＤをいったん止めて，その後の展開を予測させて議論させるなどの工夫例が紹介された。

2　選択型実務修習の充実に向けた取組等について

民事模擬裁判について議論となった。模擬裁判を実施している庁は，２５庁中９庁であった。小規模庁などでは，別の魅力的なプログラムと重なるなどした場合に，参加者の確保に苦労している庁もあるが，裁判修習の総仕上げであるということを指導官がアピールするなどして，多くの司法修習生が参加して実施されている庁もあった。

その他には，弁護士会の強力なサポートの下，非常に活発に模擬裁判が実施されているという報告があった。これは，争点整理の段階から弁護士が関与して司法修習生を指導し，尋問を実施した後は講評を行い，更には懇親会での意見交

換まで，弁護士会と裁判所が協力して行っているということであった。

〈刑事裁判（宮崎地方裁判所　瀧岡俊文判事）〉

1　分野別実務修習の指導の現状と課題について

公判前整理手続を通じた指導の在り方については，協議に先立ち，ロースクールとの連携という観点から，ロースクール派遣経験者から，ロースクールにおける指導の実情について報告がされた。ロースクールによってはその指導が手薄なところがあり，修習開始時に公判前整理手続について具体的な手続イメージを持っている司法修習生は限られていることから，分野別実務修習における指導の重要性が確認された。これを踏まえて，司法修習生に公判前整理手続の具体的なイメージを持たせ，理解を深めさせるためには，どのような指導が効果的であるか意見交換が行われた。各庁からはさまざまな工夫例が紹介されたが，次の３点を指摘する。

一つ目は，一審解説ＤＶＤの視聴など，実務へのかけ橋となるような指導を行っていること。二つ目は，記録を検討させた上で，質疑応答を通じて問題意識を持たせること。例えば，今後の手続の展開において，進行管理上考慮すべき事項や整理すべき出張立証の内容・実質面を司法修習生に具体的に考えさせること。三つ目が，ミニ模擬裁判等で公判前整理手続を実際に体験させることである。

さらに，この意見交換の中で，出席者間で共感が得られていた意見を二つ紹介する。一つは，ロースクールの段階で，裁判員裁判対象事件・非対象事件のいずれについても，公判傍聴をしてもらうことがよいのではないかという意見で，もう一つは，量刑の基本的な考え方，すなわち裁判員裁判における量刑評議の在り方について分野別実務修習の中で指導し，自白事件について，合理的かつ効果的で有意義な当事者の訴訟活動を司法修習生に考えてもらうという意見である。

次に，裁判員裁判の傍聴を通じた指導の在り方については，審理・評議を通じて学んだことを定着させるための工夫例が報告された。傍聴の前後に，適宜の指導を行うことの重要性も確認された。その中で，とりわけ公判前整理手続に立ち返った指導が効果的であるという指摘があったほか，裁判員裁判終了後の法曹三

者の反省会では法曹三者から率直な意見が述べられるので，これを司法修習生に傍聴させるのも効果的であるという指摘がされた。

また，１クールに裁判員裁判が複数回実施されることが増えてきたことから，限られた修習期間内で効果的な指導をするためには，適切な事件を傍聴させる必要があるという意見があり，特に異論はなかった。

さらに，繁忙時における指導の在り方として，部や庁全体で連携ないし共同体制をとるなどの工夫例が紹介された。

2　選択型実務修習の充実に向けた取組等について

選択型実務修習の指導方針について，深化型のプログラムにおいては，プログラム内容に工夫を凝らしたり，外部機関などとの連携を図ったりした工夫例が報告された。

模擬裁判については，他庁会の協力を得ながら，実施時期等を工夫しているなどの報告がされた。これらの報告を通じて，司法修習生の希望に応じた工夫などを重ねることが重要であるとの点で，意見が一致した。

なお，模擬裁判についての具体的な工夫例として，二つ紹介する。一つは，近隣の大学の法学部生や裁判所職員の協力を得て，裁判員役を引き受けてもらい，模擬裁判を行っているというものであり，もう一つは，その際の評議を，当事者役の司法修習生にも見てもらって，何が自分たちの訴訟活動で足りなかったか，どうすれば効果的だったかなどについて，振り返ってもらうということである。

〈検察（大阪地方検察庁　杉田裕幸検事）〉

1　分野別実務修習の指導の現状と課題について

検察における分野別実務修習において中心となるのは，やはり捜査実務の修習である。ただ，どの実務庁においても，前期修習がないことから，一定期間の導入教育に時間を要しており，導入教育を終えた残りの期間で具体的事件の修習をせざるを得ないという実情がある。

また，司法修習生に適した事件を確保することが難しいといった実情，指導体制上の制約もあり，限られた期間に一定数の事件を確保することが課題となっている。例えばある大規模庁では，司法修習生１人当たりに在宅事件１件程度という状況にあるため，司法修習生を原則として３名１組の班に分け，各班に罪種の異なる事件を割り当て，司法修習生が可能な限り多様な事件を体験できるよう工夫しているとの報告があった。

小規模庁においても，可能な限り，多様な事件を体験させるなどの工夫を凝らしており，例えばある庁では，司法修習生２名を１組としているものの，共犯事件を含む身柄事件を積極的に体験させているとの報告があった。

その他，指導担当以外の検事に配てんされている事件についても，司法修習生に記録検討をさせるなどの工夫を凝らしている，確定記録を用いた演習を実施し，勾留の要否，問題点及び補充捜査事項の検討などを行わせている，司法修習生に取り調べのイメージを理解させるため，司法修習生に事件を割り当てる前に，全司法修習生に取調べの傍聴を行わせている，導入教育の期間中に模擬取調べを実施している，といった各庁の工夫例の報告があった。

また，多くの実務庁から，指導担当以外の検事を，いわゆる里親として指名し，司法修習生の指導に当たらせるという里親制度を採用することにより，司法修習生が多くの検察官に接触し，その指導を受けることができるように工夫しているとの報告があった。指導係検事以外の多数の検察官にも司法修習生に体験させる事件を配点し，その配点を受けた検察官がそれぞれの事件につき，司法修習

生の指導を行っているという報告もあった。

公判修習に関しては，ある庁では，一審判決に対して控訴すべきか否かを地検内で審議する控訴審議に司法修習生を参加させ，検察官が審議の際にどのような検討をしているのかを理解させるようにしているとの報告があった。

各種勉強会や見学などについての意見としては，管内で発生した特異重大な事件につき，県警本部警察官による内偵捜査の講義，公判担当検察官による公判プレゼンテーションを含めた講義を実施し，検察官の仕事を理解させるよう努めているとの報告があった。

2　選択型実務修習の充実に向けた取組等について

各実務庁の実情としては，２週間ないし４週間の捜査・公判補完プログラム，見学コースを設けているところが多数であった。ある庁では，捜査・公判補完プログラムの中で，比較的難易度の高い共犯身柄事件の捜査処理の体験や裁判員裁判の記録を用いた冒頭陳述メモの作成を行わせているとの報告があった。

また，選択型実務修習のプログラム申込時期が５月ないし６月初めごろである庁が多く，第４クールの司法修習生にとっては，場合によっては検察実務修習が始まる前にプログラムを申し込まなければならないこととなってしまうが，ある庁では，選択型実務修習のプログラム申込期限を第４クール開始から約２週間後に設定することにより，第４クールの司法修習生にも検察実務修習を一部経験した上で，プログラムを選択できるようにしているとの報告があった。

〈弁護（鹿児島県弁護士会　原田喜之弁護士）〉

1　分野別実務修習の指導の現状と課題について

まず，個別指導の在り方について，指導担当弁護士の扱っている事件にばらつきが存在しており，その解消をどうするかという問題がある。この点については，大小の規模に関わらず，各単位会にばらつきがあるようであり，例えば，刑事弁護や保全については，経験できているところとそうでないところに大きく分かれている。

刑事弁護については，司法修習委員会で名簿を作成しており，司法修習生で幹事を決めて，刑事弁護を経験できていない場合には問い合わせができるようにするなどの対応をして，指導担当弁護士以外の弁護士が刑事事件を担当した際に司法修習生の指導を依頼して，司法修習生が刑事弁護を経験できるよう配慮しているという報告があった。

保全については，どうしても２カ月の間に保全をやるというのは難しいという報告があり，今後の対応策としては，選択型実務修習のプログラムでの対応や，その単位会の弁護士を専門分野別にグループ分けして，各分野に司法修習生を割り振って，いろいろな専門的分野も経験できるようにすることも検討に値するのではないかという意見があった。

その他，分野別実務修習については，個別の指導と合同の指導のバランスについての意見も出された。司法修習生の成績評価との関係で，個別の指導をしている弁護士に評価を任せるべきとの意見がある一方で，司法修習生の成績評価の公平を図るべく，個別指導と合同による起案指導等もやるべきではないかという意見があった。そして，短期間でもいいので，集合修習を行うべきなのではないかという意見があった。

また，司法修習生の起案能力及び司法修習生の最近の傾向について報告があった。司法修習生の起案能力については，これまでに比べて，特に低くなっているという報告はなかったが，起案の能力については，先に民裁修習を経た後に弁護

修習をやっている司法修習生の方が起案能力が向上していて，その後の修習も有意義にできているという報告があった。また，起案能力というよりも，マニュアル志向，指示待ちの司法修習生が多いという意見が多数あり，実務家として，あるいは社会人としての自覚に欠けていて，学生の意識のままで変わっていない傾向があるとの指摘があり，その点については何らかの対応を考えるべきではないかという意見があった。

続いて，個別指導担当弁護士の確保について議論になった。各単位会で指導担当弁護士になる経験年数の要件について違いがあるが，それぞれの単位会について，特に不都合な点があるわけではないということであった。ただ，司法修習生の数と単位会所属会員の数を比較すると，アンバランスな状況になっている単位会があり，そのことが原因で指導担当弁護士の負担が大きくなっているという意見があった。

指導の在り方に関して，有効な指導方法がないかという点について意見交換がされたが，それぞれの指導担当弁護士が，弁護士としての人となりなどを司法修習生に教えるという点では特に問題もなく，これまでの指導の在り方を変える必要はないのではないかという意見があった。

その他，意欲のある司法修習生が指導担当弁護士の担当する事件のばらつき等のために経験できる事件に極端な偏りが生じないようにするため，例えば複数の弁護士で１人の司法修習生を指導するなどして，充実した修習ができる対応をするべきではないかという意見があった。

2　選択型実務修習の充実に向けた取組等について

選択型実務修習の充実に向けた取組について，各単位会においては，他士業の専門講義をしたり，支部で修習したり，裁判員裁判のブートキャンプと称して，１日かけて，全ての司法修習生に対して，冒頭陳述，論告・弁論をペーパーレスで実演させたり，福祉施設や女性支援センター，交通関係では飲酒検知を見学さ

せたり，家屋調査士の測量等の現場に立ち会って行う研修について，特に好評だという報告があった。

今後も，司法修習生の意欲があれば，こうしたプログラムをできる限り実現させる方向でやりたいとの意見があったが，ただ，連続した１週間のホームグラウンド修習をしなければならないという制約がある関係で，１週間単位で希望するプログラムができないのではないかという意見もあり，連続した１週間のホームグラウンド修習の必要性についても，今後検討するべきではないかという意見があった。

Ａ班とＢ班の違いについては，Ａ班では二回試験の直前期なので，選択型プログラムについて消極的な傾向があるのではないかという意見があった一方で，１１月の二回試験の直前期に模擬裁判を実施しているという単位会もあり，司法修習生も熱意を持って模擬裁判に必死に取り組んで，充実した修習を送っているという報告があった。

刑事模擬裁判については，特に問題はないようであったが，単位会によっては司法修習生の人数が多くて，全ての司法修習生が模擬裁判に参加できないところもあった。ただ，そのような単位会では模擬裁判に参加できない人も傍聴は必ずさせて，刑事模擬裁判に関わるようにしているとのことだった。

最後に，弁護導入講義及び教官と指導担当弁護士との連絡についてであるが，弁護導入講義については，まず刑事弁護について，模擬接見を実施したことで，実際に被疑者との接見のイメージが掴めて，その後の修習で活かされたという報告があり，好評を得ていた。他方，民事弁護については，実際に司法修習生に配布されたテキストのボリュームが多過ぎて，司法修習生が若干ついていけなかったという印象があったという報告があった。民事保全の資料，講義にウエートが置かれ過ぎていて，本案事件にあまり時間がかけられなかったのではないかという意見があり，そのあたりを今後は改善するべきではないかという意見であった。

教官と指導担当弁護士との連絡の取り方では，教官と指導担当弁護士との間で

なかなかうまく連絡が取れないことがあるので，今後は，弁護士会を通じて，教官と指導担当弁護士できちんと連絡が取れるような対応をしていくべきとの意見があった。

司研総第３６号
（庶ろ－０３）
平成２６年１月２３日

地方裁判所長　殿（東京を除く。）

司法研修所長　山　名　　学

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第３回，第４回）の開催について（通知）

司法修習生に対する修習指導上の諸問題について協議するため，標記の協議会を下記のとおり開催します。

ついては，出席者について，別表「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」記載の人数を選定の上，別紙様式の書面により，２月１４日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係畑中（[redacted]）宛てメールにて回答してください。

なお，出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は，当研修所が行います（横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所を除く。）。

記

１　日時　　第３回　３月１０日（月）午前１０時から午後５時まで
　　第４回　３月１４日（金）午前１０時から午後５時まで
　　いずれも午前９時５０分集合（午前９時受付開始）
２　場所　　司法研修所（埼玉県和光市南二丁目３番８号）
３　協議事項　別途通知する。

（別紙様式）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第３回，第４回）
の出席者について
（１月２３日付け司研総第３６号に対する回答）

（庁名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

官　職	民事又は刑事の別	ふりがな 氏　　名	司法修習の期別	出席する回
			期	第　　回
			期	第　　回

（司研総）

（別表）

平成25年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁管内	実務修習地	出席者数					開催月日
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計	
		民事	刑事				
東京	東京	2	2	2	東京 1 第一東京 1 第二東京 1	9	〔第３回〕 ３月１０日 （月）
	立川支部	1	1	1	(東京三多摩支部) 1	4	
	横浜	1	1	1	1	4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉) 1	4	
	千葉	1	1	1	(千葉県) 1	4	
	水戸	1	1	1	(茨城県) 1	4	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県) 1	4	
	前橋	1	1	1	(群馬) 1	4	
	静岡	1	1	1	(静岡県) 1	4	
	甲府	1	1	1	(山梨県) 1	4	
	長野	1	1	1	(長野県) 1	4	
	新潟	1	1	1	(新潟県) 1	4	
名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県) 1	4	
	岐阜	1	1	1	(岐阜県) 1	4	
	金沢	1	1	1	1	4	
	富山	1	1	1	(富山県) 1	4	
仙台	仙台	1	1	1	1	4	
	福島	1	1	1	(福島県) 1	4	
	山形	1	1	1	(山形県) 1	4	
	盛岡	1	1	1	(岩手) 1	4	
	秋田	1	1	1	1	4	
	青森	1	1	1	(青森県) 1	4	
札幌	札幌	1	1	1	1	4	
	函館	1	1	1	1	4	
	旭川	1	1	1	1	4	
	釧路	1	1	1	1	4	
（計）	(26)	27	27	27	28	109	
大阪	大阪	1	1	1	1	4	〔第４回〕 ３月１４日 （金）
	京都	1	1	1	1	4	
	神戸	1	1	1	(兵庫県) 1	4	
	奈良	1	1	1	1	4	
	大津	1	1	1	(滋賀) 1	4	
	和歌山	1	1	1	1	4	
名古屋	津	1	1	1	(三重) 1	4	
	福井	1	1	1	1	4	
広島	広島	1	1	1	1	4	
	山口	1	1	1	(山口県) 1	4	
	岡山	1	1	1	1	4	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県) 1	4	
	松江	1	1	1	(島根県) 1	4	
福岡	福岡	1	1	1	(福岡県) 1	4	
	佐賀	1	1	1	(佐賀県) 1	4	
	長崎	1	1	1	(長崎県) 1	4	
	大分	1	1	1	(大分県) 1	4	
	熊本	1	1	1	(熊本県) 1	4	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県) 1	4	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県) 1	4	
	那覇	1	1	1	(沖縄) 1	4	
高松	高松	1	1	1	(香川県) 1	4	
	徳島	1	1	1	1	4	
	高知	1	1	1	1	4	
	松山	1	1	1	(愛媛) 1	4	
（計）	(25)	25	25	25	25	100	
合計	(51)	52	52	52	53	209	

司研総第３７号
（庶ろ－０３）
平成２６年１月２３日

東京地方裁判所長　殿

司法研修所長　山　名　　学

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第３回，第４回）の開催にいて（通知）

司法修習生に対する修習指導上の諸問題について協議するため，標記の協議会を下記のとおり開催します。

ついては，出席者について，別表「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」記載の人数を選定の上，別紙様式の書面により，２月１４日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係畑中（[redacted]）宛てメールにて回答してください。

なお，貴庁立川支部への周知につき，よろしくお取り計らいください。

記

１　日時　　第３回　３月１０日（月）午前１０時から午後５時まで
　　第４回　３月１４日（金）午前１０時から午後５時まで
　　いずれも午前９時５０分集合（午前９時受付開始）
２　場所　　司法研修所（埼玉県和光市南二丁目３番８号）
３　協議事項　別途通知する。

（別紙様式）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第３回，第４回）
の出席者について
（１月２３日付け司研総第３７号に対する回答）

（東京地裁本庁）

官　職	民事又は刑事の別	ふりがな 氏　　名	司法修習の期別	出席する回
			期	第　　回
			期	第　　回
			期	第　　回
			期	第　　回

（立川支部）

官　職	民事又は刑事の別	ふりがな 氏　　名	司法修習の期別	出席する回
			期	第　　回
			期	第　　回

（司研総）

（別表）

平成25年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁管内	実務修習地	出席者数					開催月日
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計	
		民事	刑事				
東京	東京	2	2	2	東京 1 第一東京 1 第二東京 1	9	
	立川支部	1	1	1	(東京三多摩支部) 1	4	
	横浜	1	1	1	1	4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉) 1	4	
	千葉	1	1	1	(千葉県) 1	4	
	水戸	1	1	1	(茨城県) 1	4	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県) 1	4	
	前橋	1	1	1	(群馬) 1	4	
	静岡	1	1	1	(静岡県) 1	4	
	甲府	1	1	1	(山梨県) 1	4	
	長野	1	1	1	(長野県) 1	4	
	新潟	1	1	1	(新潟県) 1	4	〔第３回〕
名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県) 1	4	
	岐阜	1	1	1	(岐阜県) 1	4	３月１０日
	金沢	1	1	1	1	4	（月）
	富山	1	1	1	(富山県) 1	4	
仙台	仙台	1	1	1	1	4	
	福島	1	1	1	(福島県) 1	4	
	山形	1	1	1	(山形県) 1	4	
	盛岡	1	1	1	(岩手) 1	4	
	秋田	1	1	1	1	4	
	青森	1	1	1	(青森県) 1	4	
札幌	札幌	1	1	1	1	4	
	函館	1	1	1	1	4	
	旭川	1	1	1	1	4	
	釧路	1	1	1	1	4	
（計）	(26)	27	27	27	28	109	
大阪	大阪	1	1	1	1	4	
	京都	1	1	1	1	4	
	神戸	1	1	1	(兵庫県) 1	4	
	奈良	1	1	1	1	4	
	大津	1	1	1	(滋賀) 1	4	
	和歌山	1	1	1	1	4	
名古屋	津	1	1	1	(三重) 1	4	
	福井	1	1	1	1	4	
広島	広島	1	1	1	1	4	
	山口	1	1	1	(山口県) 1	4	
	岡山	1	1	1	1	4	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県) 1	4	〔第４回〕
	松江	1	1	1	(島根県) 1	4	
福岡	福岡	1	1	1	(福岡県) 1	4	３月１４日
	佐賀	1	1	1	(佐賀県) 1	4	（金）
	長崎	1	1	1	(長崎県) 1	4	
	大分	1	1	1	(大分県) 1	4	
	熊本	1	1	1	(熊本県) 1	4	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県) 1	4	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県) 1	4	
	那覇	1	1	1	(沖縄) 1	4	
高松	高松	1	1	1	(香川県) 1	4	
	徳島	1	1	1	1	4	
	高知	1	1	1	1	4	
	松山	1	1	1	(愛媛) 1	4	
（計）	(25)	25	25	25	25	100	
合計	(51)	52	52	52	53	209	

司研総第３８号

平成２６年１月２３日

地方検察庁検事正　殿（東京を除く。）

弁 護 士 会 会 長　殿（在京弁護士会を除く。）

司法研修所長　山　名　　学

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第３回，第４回）の開催について（通知）

司法修習生に対する修習指導上の諸問題について協議するため，標記の協議会を下記のとおり開催します。

ついては，出席者について，別表「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」記載の人数を選定の上，別紙様式の書面により，２月１４日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係宛てにファクシミリ（[redacted]）にて回答してください。

なお，出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は，当研修所が行います。

記

１　日時　　第３回　３月１０日（月）午前１０時から午後５時まで
　　第４回　３月１４日（金）午前１０時から午後５時まで
　　いずれも午前９時５０分集合（午前９時受付開始）

２　場所　　司法研修所（埼玉県和光市南二丁目３番８号）

３　協議事項　別途通知する。

（別紙様式）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第　回）の出席者について

（１月２３日付け司研総第３８号に対する回答）

（庁会名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

官　職	ふりがな 氏　　名	俸給の号	司法修習の期別
		号	期

（注）

１　標題の「第　回」には，出席する回（「３」又は「４」）を記入する。

２　「官職」及び「俸給の号」は，検察庁のみ記入する。

（別表）

平成25年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁管内	実務修習地	出席者数					開催月日
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計	
		民事	刑事				
東京	東京	2	2	2	東京 1 第一東京 1 第二東京 1	9	
	立川支部	1	1	1	(東京三多摩支部) 1	4	
	横浜	1	1	1	1	4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉) 1	4	
	千葉	1	1	1	(千葉県) 1	4	
	水戸	1	1	1	(茨城県) 1	4	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県) 1	4	
	前橋	1	1	1	(群馬) 1	4	
	静岡	1	1	1	(静岡県) 1	4	
	甲府	1	1	1	(山梨県) 1	4	
	長野	1	1	1	(長野県) 1	4	〔第３回〕
	新潟	1	1	1	(新潟県) 1	4	
名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県) 1	4	３月１０日
	岐阜	1	1	1	(岐阜県) 1	4	（月）
	金沢	1	1	1	1	4	
	富山	1	1	1	(富山県) 1	4	
仙台	仙台	1	1	1	1	4	
	福島	1	1	1	(福島県) 1	4	
	山形	1	1	1	(山形県) 1	4	
	盛岡	1	1	1	(岩手) 1	4	
	秋田	1	1	1	1	4	
	青森	1	1	1	(青森県) 1	4	
札幌	札幌	1	1	1	1	4	
	函館	1	1	1	1	4	
	旭川	1	1	1	1	4	
	釧路	1	1	1	1	4	
（計）	(26)	27	27	27	28	109	
大阪	大阪	1	1	1	1	4	
	京都	1	1	1	1	4	
	神戸	1	1	1	(兵庫県) 1	4	
	奈良	1	1	1	1	4	
	大津	1	1	1	(滋賀) 1	4	
	和歌山	1	1	1	1	4	
名古屋	津	1	1	1	(三重) 1	4	
	福井	1	1	1	1	4	
広島	広島	1	1	1	1	4	
	山口	1	1	1	(山口県) 1	4	
	岡山	1	1	1	1	4	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県) 1	4	〔第４回〕
	松江	1	1	1	(島根県) 1	4	
福岡	福岡	1	1	1	(福岡県) 1	4	３月１４日
	佐賀	1	1	1	(佐賀県) 1	4	（金）
	長崎	1	1	1	(長崎県) 1	4	
	大分	1	1	1	(大分県) 1	4	
	熊本	1	1	1	(熊本県) 1	4	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県) 1	4	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県) 1	4	
	那覇	1	1	1	(沖縄) 1	4	
高松	高松	1	1	1	(香川県) 1	4	
	徳島	1	1	1	1	4	
	高知	1	1	1	1	4	
	松山	1	1	1	(愛媛) 1	4	
（計）	(25)	25	25	25	25	100	
合計	(51)	52	52	52	53	209	

司研総第３９号

平成２６年１月２３日

東京地方検察庁検事正　殿

司法研修所長　山　名　　学

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第３回，第４回）の開催について（通知）

司法修習生に対する修習指導上の諸問題について協議するため，標記の協議会を下記のとおり開催します。

ついては，出席者について，別表「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」記載の人数を選定の上，別紙様式の書面により，２月１４日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係宛てにファクシミリ（[redacted]）にて回答してください。

なお，出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は，当研修所が行います。

おって，貴庁立川支部への周知につき，よろしくお取り計らいください。

記

１　日時　　第３回　３月１０日（月）午前１０時から午後５時まで
　　第４回　３月１４日（金）午前１０時から午後５時まで
　　いずれも午前９時５０分集合（午前９時受付開始）

２　場所　　司法研修所（埼玉県和光市南二丁目３番８号）

３　協議事項　別途通知する。

（別紙様式）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第３回）の出席者について

（１月２３日付け司研総第３９号に対する回答）

（東京地検本庁）

官　職	ふりがな 氏　　名	俸給の号	司法修習の期別
		号	期
		号	期

（立川支部）

官　職	ふりがな 氏　　名	俸給の号	司法修習の期別
		号	期

（別表）

平成25年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁管内	実務修習地	出席者数					開催月日
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計	
		民事	刑事				
東京	東京	2	2	2	東京 1 第一東京 1 第二東京 1	9	
	立川支部	1	1	1	(東京三多摩支部) 1	4	
	横浜	1	1	1	1	4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉) 1	4	
	千葉	1	1	1	(千葉県) 1	4	
	水戸	1	1	1	(茨城県) 1	4	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県) 1	4	
	前橋	1	1	1	(群馬) 1	4	
	静岡	1	1	1	(静岡県) 1	4	
	甲府	1	1	1	(山梨県) 1	4	
	長野	1	1	1	(長野県) 1	4	
	新潟	1	1	1	(新潟県) 1	4	〔第３回〕
名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県) 1	4	
	岐阜	1	1	1	(岐阜県) 1	4	３月１０日
	金沢	1	1	1	1	4	（月）
	富山	1	1	1	(富山県) 1	4	
仙台	仙台	1	1	1	1	4	
	福島	1	1	1	(福島県) 1	4	
	山形	1	1	1	(山形県) 1	4	
	盛岡	1	1	1	(岩手) 1	4	
	秋田	1	1	1	1	4	
	青森	1	1	1	(青森県) 1	4	
札幌	札幌	1	1	1	1	4	
	函館	1	1	1	1	4	
	旭川	1	1	1	1	4	
	釧路	1	1	1	1	4	
（計）	(26)	27	27	27	28	109	
大阪	大阪	1	1	1	1	4	
	京都	1	1	1	1	4	
	神戸	1	1	1	(兵庫県) 1	4	
	奈良	1	1	1	1	4	
	大津	1	1	1	(滋賀) 1	4	
	和歌山	1	1	1	1	4	
名古屋	津	1	1	1	(三重) 1	4	
	福井	1	1	1	1	4	
広島	広島	1	1	1	1	4	
	山口	1	1	1	(山口県) 1	4	
	岡山	1	1	1	1	4	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県) 1	4	〔第４回〕
	松江	1	1	1	(島根県) 1	4	
福岡	福岡	1	1	1	(福岡県) 1	4	３月１４日
	佐賀	1	1	1	(佐賀県) 1	4	（金）
	長崎	1	1	1	(長崎県) 1	4	
	大分	1	1	1	(大分県) 1	4	
	熊本	1	1	1	(熊本県) 1	4	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県) 1	4	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県) 1	4	
	那覇	1	1	1	(沖縄) 1	4	
高松	高松	1	1	1	(香川県) 1	4	
	徳島	1	1	1	1	4	
	高知	1	1	1	1	4	
	松山	1	1	1	(愛媛) 1	4	
（計）	(25)	25	25	25	25	100	
合計	(51)	52	52	52	53	209	

司研総第４０号

平成２６年１月２３日

東京弁護士会会長　殿

第一東京弁護士会会長　殿

第二東京弁護士会会長　殿

司法研修所長　山　名　　学

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第３回，第４回）の開催について（通知）

司法修習生に対する修習指導上の諸問題について協議するため，標記の協議会を下記のとおり開催します。

ついては，出席者について，別表「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」記載の人数を選定の上，別紙様式の書面により，２月１４日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係宛てにファクシミリ（[redacted]）にて回答してください。

なお，出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は，当研修所が行います。

おって，貴会多摩支部への周知につき，よろしくお取り計らいください。

記

１　日時　　第３回　３月１０日（月）午前１０時から午後５時まで

第４回　３月１４日（金）午前１０時から午後５時まで

いずれも午前９時５０分集合（午前９時受付開始）

２　場所　　司法研修所（埼玉県和光市南二丁目３番８号）

３　協議事項　別途通知する。

（別紙様式）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第３回）の出席者について

（１月２３日付け司研総第４０号に対する回答）

（会名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ふりがな 氏　　名	司法修習 の期別	備　　考
	期	
	期	

（注）多摩支部所属の出席者の場合は，備考欄に「多摩支部」と記入する。

（別表）

平成25年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁管内	実務修習地	出席者数					開催月日
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計	
		民事	刑事				
東京	東京	2	2	2	東京 1 第一東京 1 第二東京 1	9	〔第３回〕 ３月１０日 （月）
	立川支部	1	1	1	(東京三多摩支部) 1	4	
	横浜	1	1	1	1	4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉) 1	4	
	千葉	1	1	1	(千葉県) 1	4	
	水戸	1	1	1	(茨城県) 1	4	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県) 1	4	
	前橋	1	1	1	(群馬) 1	4	
	静岡	1	1	1	(静岡県) 1	4	
	甲府	1	1	1	(山梨県) 1	4	
	長野	1	1	1	(長野県) 1	4	
	新潟	1	1	1	(新潟県) 1	4	
名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県) 1	4	
	岐阜	1	1	1	(岐阜県) 1	4	
	金沢	1	1	1	1	4	
	富山	1	1	1	(富山県) 1	4	
仙台	仙台	1	1	1	1	4	
	福島	1	1	1	(福島県) 1	4	
	山形	1	1	1	(山形県) 1	4	
	盛岡	1	1	1	(岩手) 1	4	
	秋田	1	1	1	1	4	
	青森	1	1	1	(青森県) 1	4	
札幌	札幌	1	1	1	1	4	
	函館	1	1	1	1	4	
	旭川	1	1	1	1	4	
	釧路	1	1	1	1	4	
（計）	(26)	27	27	27	28	109	
大阪	大阪	1	1	1	1	4	〔第４回〕 ３月１４日 （金）
	京都	1	1	1	1	4	
	神戸	1	1	1	(兵庫県) 1	4	
	奈良	1	1	1	1	4	
	大津	1	1	1	(滋賀) 1	4	
	和歌山	1	1	1	1	4	
名古屋	津	1	1	1	(三重) 1	4	
	福井	1	1	1	1	4	
広島	広島	1	1	1	1	4	
	山口	1	1	1	(山口県) 1	4	
	岡山	1	1	1	1	4	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県) 1	4	
	松江	1	1	1	(島根県) 1	4	
福岡	福岡	1	1	1	(福岡県) 1	4	
	佐賀	1	1	1	(佐賀県) 1	4	
	長崎	1	1	1	(長崎県) 1	4	
	大分	1	1	1	(大分県) 1	4	
	熊本	1	1	1	(熊本県) 1	4	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県) 1	4	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県) 1	4	
	那覇	1	1	1	(沖縄) 1	4	
高松	高松	1	1	1	(香川県) 1	4	
	徳島	1	1	1	1	4	
	高知	1	1	1	1	4	
	松山	1	1	1	(愛媛) 1	4	
（計）	(25)	25	25	25	25	100	
合計	(51)	52	52	52	53	209	

司研総第４１号

平成２６年１月２３日

日本弁護士連合会会長　殿

司法研修所長　山　名　　学

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第３回，第４回）の開催について（通知）

標記の協議会を下記のとおり開催しますから，貴会司法修習委員会委員１名が参列されますよう御配慮ください。

あわせて，上記参列者につき，別紙様式により２月１４日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係にお知らせください（送付書不要，ファクシミリ（[redacted]）可）。

なお，標記の協議会の開催につき，実務修習を委託した弁護士会会長に対し，別添のとおり通知しました。

記

１　日時　　第３回　３月１０日（月）午前１０時から午後５時まで
　　第４回　３月１４日（金）午前１０時から午後５時まで
　　いずれも午前９時５０分集合（午前９時受付開始）

２　場所　　司法研修所（埼玉県和光市南二丁目３番８号）

３　協議事項　別途通知する。

（別紙様式）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第３回，第４回）の参列者について

（１月２３日付け司研総第４１号に対する回答）

役職名	ふりがな 氏　　名	司法修習の期別	出席する回
		期	第　　回
		期	第　　回

（別表）

平成25年度司法修習生指導担当者協議会実施表

高裁管内	実務修習地	出席者数					開催月日
		地方裁判所		検察庁	弁護士会	計	
		民事	刑事				
東京	東京	2	2	2	東京 1 第一東京 1 第二東京 1	9	
	立川支部	1	1	1	(東京三多摩支部) 1	4	
	横浜	1	1	1	1	4	
	さいたま	1	1	1	(埼玉) 1	4	
	千葉	1	1	1	(千葉県) 1	4	
	水戸	1	1	1	(茨城県) 1	4	
	宇都宮	1	1	1	(栃木県) 1	4	
	前橋	1	1	1	(群馬) 1	4	
	静岡	1	1	1	(静岡県) 1	4	
	甲府	1	1	1	(山梨県) 1	4	
	長野	1	1	1	(長野県) 1	4	〔第３回〕
	新潟	1	1	1	(新潟県) 1	4	
名古屋	名古屋	1	1	1	(愛知県) 1	4	３月１０日
	岐阜	1	1	1	(岐阜県) 1	4	（月）
	金沢	1	1	1	1	4	
	富山	1	1	1	(富山県) 1	4	
仙台	仙台	1	1	1	1	4	
	福島	1	1	1	(福島県) 1	4	
	山形	1	1	1	(山形県) 1	4	
	盛岡	1	1	1	(岩手) 1	4	
	秋田	1	1	1	1	4	
	青森	1	1	1	(青森県) 1	4	
札幌	札幌	1	1	1	1	4	
	函館	1	1	1	1	4	
	旭川	1	1	1	1	4	
	釧路	1	1	1	1	4	
（計）	(26)	27	27	27	28	109	
大阪	大阪	1	1	1	1	4	
	京都	1	1	1	1	4	
	神戸	1	1	1	(兵庫県) 1	4	
	奈良	1	1	1	1	4	
	大津	1	1	1	(滋賀) 1	4	
	和歌山	1	1	1	1	4	
名古屋	津	1	1	1	(三重) 1	4	
	福井	1	1	1	1	4	
広島	広島	1	1	1	1	4	
	山口	1	1	1	(山口県) 1	4	
	岡山	1	1	1	1	4	
	鳥取	1	1	1	(鳥取県) 1	4	〔第４回〕
	松江	1	1	1	(島根県) 1	4	
福岡	福岡	1	1	1	(福岡県) 1	4	３月１４日
	佐賀	1	1	1	(佐賀県) 1	4	（金）
	長崎	1	1	1	(長崎県) 1	4	
	大分	1	1	1	(大分県) 1	4	
	熊本	1	1	1	(熊本県) 1	4	
	鹿児島	1	1	1	(鹿児島県) 1	4	
	宮崎	1	1	1	(宮崎県) 1	4	
	那覇	1	1	1	(沖縄) 1	4	
高松	高松	1	1	1	(香川県) 1	4	
	徳島	1	1	1	1	4	
	高知	1	1	1	1	4	
	松山	1	1	1	(愛媛) 1	4	
（計）	(25)	25	25	25	25	100	
合計	(51)	52	52	52	53	209	

司研総第３８号

平成２６年１月２３日

地方検察庁検事正　殿（東京を除く。）

弁 護 士 会 会 長　殿（在京弁護士会を除く。）

司法研修所長　山　名　　学

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第３回，第４回）の開催について（通知）

司法修習生に対する修習指導上の諸問題について協議するため，標記の協議会を下記のとおり開催します。

ついては，出席者について，別表「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」記載の人数を選定の上，別紙様式の書面により，２月１４日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係宛てにファクシミリ（[redacted]）にて回答してください。

なお，出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は，当研修所が行います。

記

１　日時　　第３回　３月１０日（月）午前１０時から午後５時まで
　　第４回　３月１４日（金）午前１０時から午後５時まで
　　いずれも午前９時５０分集合（午前９時受付開始）

２　場所　　司法研修所（埼玉県和光市南二丁目３番８号）

３　協議事項　別途通知する。

司研総第４０号

平成２６年１月２３日

東京弁護士会会長　殿

第一東京弁護士会会長　殿

第二東京弁護士会会長　殿

司法研修所長　山　名　　学

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第３回，第４回）の開催について（通知）

司法修習生に対する修習指導上の諸問題について協議するため，標記の協議会を下記のとおり開催します。

ついては，出席者について，別表「平成２５年度司法修習生指導担当者協議会実施表」記載の人数を選定の上，別紙様式の書面により，２月１４日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係宛てにファクシミリ（[redacted]）にて回答してください。

なお，出席者に対する旅行命令及び旅費支給に関する手続は，当研修所が行います。

おって，貴会多摩支部への周知につき，よろしくお取り計らいください。

記

１　日時　　第３回　３月１０日（月）午前１０時から午後５時まで

第４回　３月１４日（金）午前１０時から午後５時まで

いずれも午前９時５０分集合（午前９時受付開始）

２　場所　　司法研修所（埼玉県和光市南二丁目３番８号）

３　協議事項　別途通知する。

平成２６年１月３１日

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会出席者　殿

日本弁護士連合会司法修習委員会参列者　殿

司法研修所事務局長　吉　崎　佳　弥

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第３回，第４回）の開催について（事務連絡）

標記の協議会の開催については，別添の実施要領のとおりです。

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

実　施　要　領

１　開催日，日程

別紙第１「日程表」のとおり。

２　開催場所，宿舎等

(1)　開催場所

司法研修所

埼玉県和光市南二丁目３番８号

電話番号　０４８－４６０－２０００（代表）

来庁方法等については，別紙第２「司法研修所への交通案内図」及び別紙第３「司法研修所配置図」を御参照ください。

なお，自家用車での来庁は御遠慮ください。

(2)　集合時刻

ア　第３回出席者及び参列者　３月１０日（月）午前９時５０分

イ　第４回出席者及び参列者　３月１４日（金）午前９時５０分

(3)　宿泊場所

宿泊場所を必要とする協議会出席者には，当研修所ひかり寮を用意します（別紙第４「司法研修所ひかり寮の利用について」参照）。

なお，ひかり寮以外の有料宿泊施設を利用する場合には，寮に宿泊した場合の宿泊料が上限として支給されますので，あらかじめ御了承ください。

おって，出張日程等により前後泊分の宿泊料については，支給されないこともあります。宿泊費について御不明の点は，当研修所事務局経理課経理係（電話番号[redacted]）までお問い合わせください。

３　出席者

出席者名簿は，追って送付します。

４　旅費

(1)　協議会当日に，現金支給をしますので，印鑑（シャチハタ等のスタンプ式は不可）を御持参ください。受付時に，請求書等に押印をいただき，昼食休憩後に分科協議会場にて旅費支給を行います。ただし，東京地方裁判所（立川支部を含む。），横浜地方裁判所及びさいたま地方裁判所からの出席者は，所属庁のＩＣカード等を利用してください（当研修所において旅費の支給はいたしま

せん。）。

(2) パック旅行を利用する際には，その金額及び内容の分かる書類を２月１４日（金）までに提出してください。

(3) 航空機の利用

ア 航空機利用の場合には，往復割引普通運賃の範囲内（クラスＪ等特別座席の利用に要する料金は支給されない。）で，現に支払った金額を支給します。

イ 提出書類

a 金額と便を確認する書類（領収書と航空券写し）
２月１４日（金）までに提出してください。

b 搭乗を確認する書類（搭乗半券等）
往路分は当日回収します。復路分は帰着後に提出してください。

ウ マイレージの取得禁止

旅券購入によるマイレージの取得はできませんので，御購入の際には御注意ください。誤って取得してしまった場合は，マイレージの取り消しをした上で，その疎明資料を提出してください。

(4) 上記(2)と(3)の提出書類の提出及び旅費についてのお問い合わせは，当研修所事務局経理課経理係（電話番号[redacted] ファクシミリ番号[redacted]）宛てにお願いします。

5 支払関係

ひかり寮の利用料金（利用者のみ。別紙第４の３参照）は，協議会当日，受付において申し受けます。

6 提出書類

出席者及び参列者は，別紙様式１又は別紙様式２の回答書に所要事項を記入の上，２月１４日（金）までに当研修所事務局総務課庶務係に提出してください（送付書不要。ファクシミリ（[redacted]）可。）。

なお，本協議会の前後に私事旅行等をする場合は，別紙様式３による旅行日等変更承認申請書を当研修所事務局経理課経理係に提出してください（送付書不要。ファクシミリ（[redacted]）可。）。

7 その他

食堂については，別紙第５「司法研修所食堂の利用について」を御参照ください。

別　紙　等　目　録

別紙第１	日程表
別紙第２	司法研修所への交通案内図
別紙第３	司法研修所配置図
別紙第４	司法研修所ひかり寮の利用について
別紙第５	司法研修所食堂の利用について
別紙様式１	平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第３回）におけるひかり寮の利用等について（回答）
別紙様式２	平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第４回）におけるひかり寮の利用等について（回答）
別紙様式３	旅行日等変更承認申請

（別紙第１）

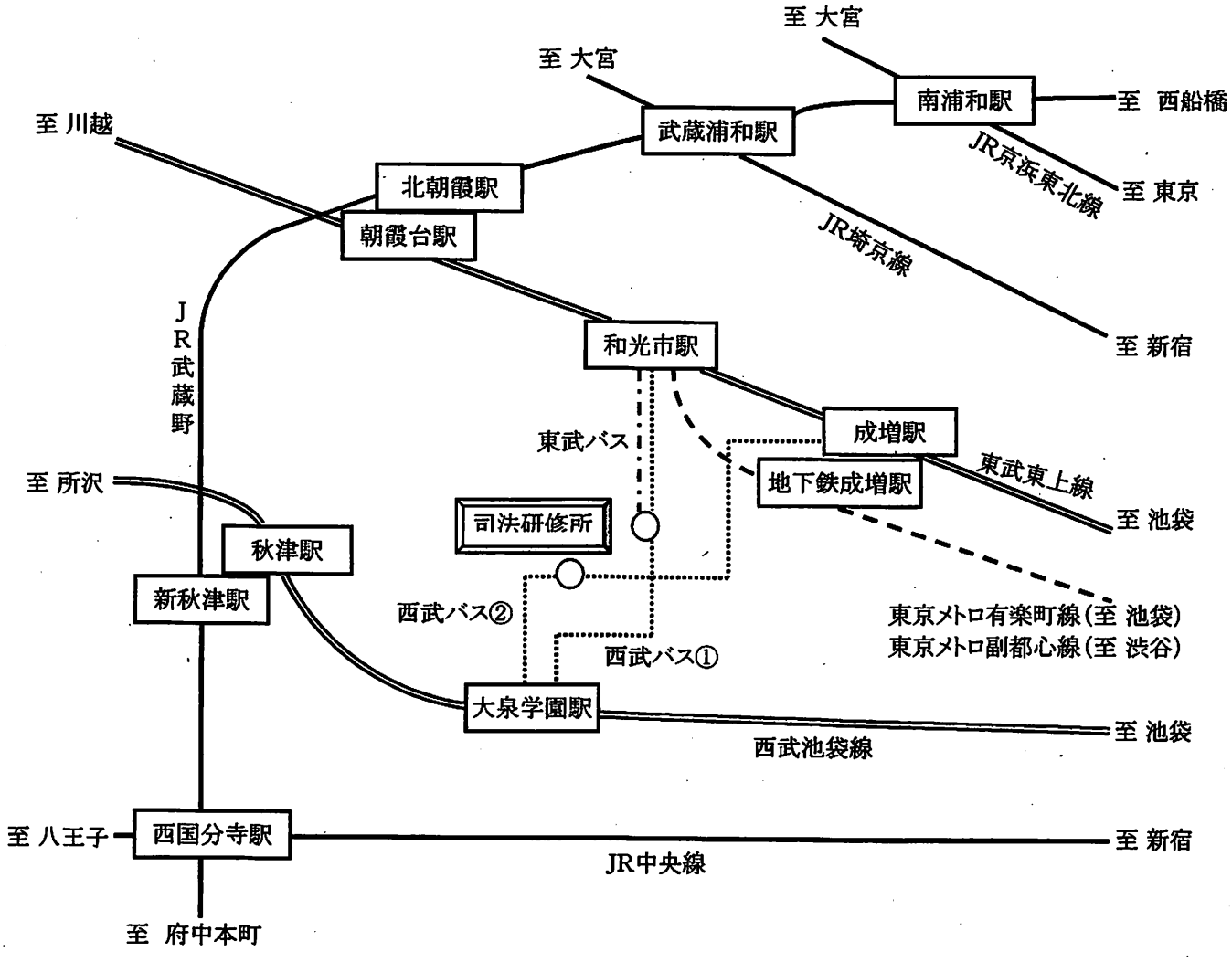
平成２５年度司法修習生指導担当者協議会

日　程　表

月　日	時　間	実　施　内　容
〔第３回〕 ３月１０日（月） 〔第４回〕 ３月１４日（金）	９：００ ～ １０：００	受付（本館１階エントランスホール） 〔到着確認，寮利用料金徴収手続等〕
	１０：００ ～ １０：４０	司法研修所長あいさつ 事務局説明 （中講堂　西館１階）
	１０：５０ ～ １２：００	分科協議 民事裁判（第５教室　西館２階） 刑事裁判（第６教室　西館２階） 検　　察（第７教室　西館２階） 弁　　護（第８教室　西館２階）
	１３：００ ～ １６：１０	※１２：００～１３：００　昼食休憩
	１６：３０ ～ １７：００	総合協議（中講堂　西館１階）

（別紙第２）

司法研修所への交通案内図



【司法研修所所在地】　埼玉県和光市南2丁目3番8号

【所要時間】

・電車

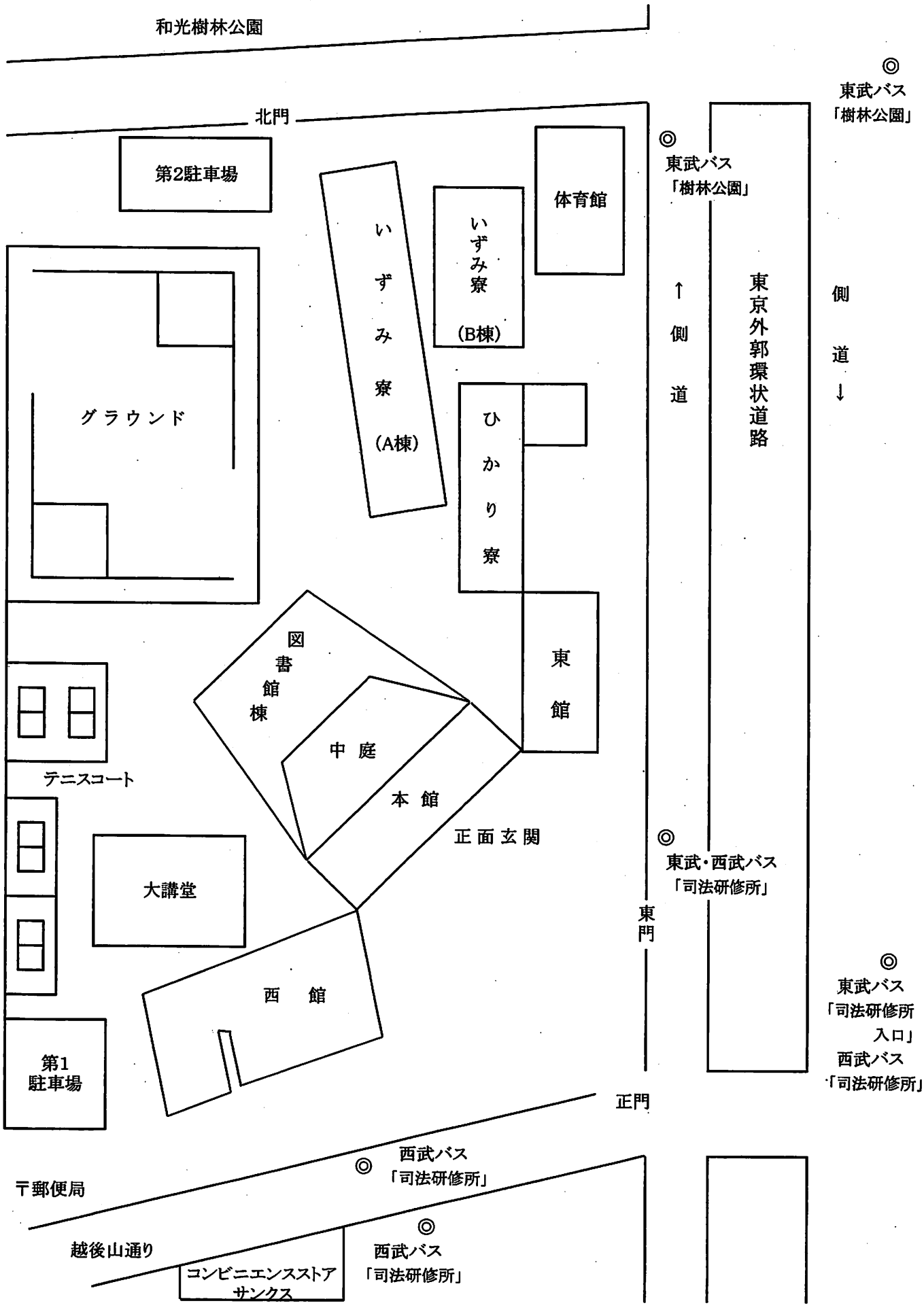
池袋駅 ――〔東武東上線〕――→ 和光市駅 約16分（急行又は準急）
池袋駅 ――〔東京メトロ有楽町線〕――→ 和光市駅 約18分
渋谷駅 ――〔東京メトロ副都心線〕――→ 和光市駅 約35分（急行）
池袋駅 ――〔西武池袋線〕――→ 大泉学園駅 約15分（準急）
西国分寺駅 ――〔JR武蔵野線〕――→ 北朝霞駅 約19分
武蔵浦和駅 ――〔JR武蔵野線〕――→ 北朝霞駅 約8分
南浦和駅 ――〔JR武蔵野線〕――→ 北朝霞駅 約10分
朝霞台駅 ――〔東武東上線〕――→ 和光市駅 約6分

・バス

和光市駅 ――〔東武バス 司法研修所循環〕――→ 司法研修所 約10分
和光市駅 ――〔西武バス① 大泉学園駅行き〕――→ 司法研修所 約10分
（和光市駅 ――― 徒歩 ―――→ 司法研修所 約25分（約2㎞））
大泉学園駅 ――〔西武バス① 和光市駅南口行き〕――→ 司法研修所 約12分
大泉学園駅 ――〔西武バス② 成増駅行き〕――→ 司法研修所 約15分

（別紙第3）

司法研修所配置図



（別紙第４）

司法研修所ひかり寮の利用について

１　入寮について

入寮受付は，協議会前日は午後３時から午後７時まで，協議会当日は午前９時からいずれもひかり寮事務室で行います（入寮方法は，該当する協議員に後日お知らせします。）。

２　寮室について

(1)　司法研修所ひかり寮の寮室の割当ては，司法研修所が行います。

寮室番号は，入寮時にお知らせします。

(2)　寮室は，バス，トイレ付の洋室の個室です。洗面用具等タオルセット（歯ブラシ，石鹸，シャンプーリンス，タオル）及びバスタオルは用意してありますが，それ以外のものについては，各自で用意してください。

なお，浴衣の用意はありませんので，各自で用意してください。

おって，下足箱に上履用のスリッパが入っていますので，履き替えてください。下足箱は，寮室番号と同一のものを使用してください。

３　利用料金について

１泊目の利用料金は，３，０３０円で，２泊目以降は，１泊６５０円が加算されます。

４　寮室備付け電話の使用について

(1)　寮室備付けの電話機は，着信のほか，内線又は外線として使用することができます。

(2)　発信により市内通話及び市外通話を行う場合の通話料金の支払は，電話専用のプリペイドカードを使用します。プリペイドカードの購入，使用及び精算の方法については，ひかり寮１階事務室手前に備付けの電話専用プリペイドカード利用案内を参照してください。

(3)　寮室の電話番号は，入寮日に通知します。

（別紙第４）

５　エアコンの使用について

エアコンは，２４時間使用できます。

６　自動販売機の利用について

１階事務室の隣に自動販売機コーナーがあります。

７　緊急時等の対応について

夜間に緊急を要する場合には，寮室備付けの電話機で[redacted]番又は[redacted]番を押してください。[redacted]に繋がりますので，その指示に従ってください。

８　食事について

平日のみ食堂の利用が可能です。詳しくは別紙第５「司法研修所食堂の利用について」を参照してください。

９　退寮について

退寮の際，使用したシーツ，バスマット，枕カバー及びバスタオルなどは，リネン室に入れてください。

退寮する時は，寮室の鍵を午前１０時までに事務室へ返還してください。

10　給湯について

各寮室に，洗面用又は入浴用として午前７時から翌日午前零時まで給湯します。

また，給湯室の湯沸器は２４時間利用できます。

11　門限について

門限は，午後１１時です。

12　司法研修所への入構について

平日は，正門（午前８時から午後６時３０分まで），東門（車出入口：午前８時から午後９時まで，歩行者出入口：終日開放）又は北門（歩行者出入口：終日開放）を利用してください。

なお，日曜日の入構は，北門を利用してください（バスで来られる場合は「樹林公園」バス停を利用してください。）。

13　喫煙について

（別紙第４）

寮室及び灰皿が設置されている場所以外での喫煙はできません。

14　その他

入寮に関して御不明の点がある場合は，当研修所事務局総務課寮務係（電話番号[redacted]）にお問い合わせください。

（別紙第５）

司法研修所食堂の利用について

平日に限り，次の時間帯に図書館棟２階の第２食堂を御利用いただくことができます。

食堂の利用に関して御不明の点がある場合は，当研修所事務局経理課管理係（電話番号[redacted]）にお問い合わせください。

１　朝食

午前８時から午前９時３０分まで

２　昼食

午前１１時３０分から午後１時まで

３　夕食

午後５時３０分から午後８時まで

（別紙様式１）

平成２６年　　月　　日

司法研修所事務局総務課庶務係　御中

（ＦＡＸ番号 [redacted] ）

（庁 会 名）

（自宅住所及び最寄り駅）

※　旅費支給手続に必要ですので，必ず記載してください。

〒

（最寄り駅　　）

（氏　　名）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第３回）における
ひかり寮の利用等について（回答）

標記の利用等については，下記のとおりです。

記

１　３月９日（日）の宿泊施設として，ひかり寮を

□　利用する。

入寮受付は15:00～19:00です。

※３月９日（日）入寮希望者のみ必ず記載

①　到着予定時刻（　　時　　分頃）

②　携帯電話番号（　　－　　－　　）

※３月　９日（日）は，終日食堂を利用できません。

１０日（月）の朝食は　□食堂を利用する。　□食堂を利用しない。

□　利用しない。

□　ひかり寮以外の宿泊施設を利用する。

□　自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。

（住所・市区町村名まで）

[　　]

□　宿泊しない。

２　３月１０日（月）の宿泊施設として，ひかり寮を

□　利用する。

入寮受付は 9:00～です。

３月１０日（月）の夕食は　□食堂を利用する。　□食堂を利用しない。

１１日（火）の朝食は　□食堂を利用する。　□食堂を利用しない。

□　利用しない。

□　ひかり寮以外の宿泊施設を利用する。

□　自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。

（住所・市区町村名まで）

[　　]

□　宿泊しない。

（別紙様式１）

3　交通機関の利用について

□　新幹線（特急）を　（□ 往復　□ 往路のみ　□ 復路のみ）　利用し，

グリーン車を
- □ 往復利用する。
- □ 往路のみ利用する。
- □ 復路のみ利用する。
- □ 利用しない。

なお，（　　）号を
↑
※のぞみ，はやて，さくら等記入
- □ 往復利用する。
- □ 往路のみ利用する。
- □ 復路のみ利用する。
- □ 利用しない。

□　航空機を利用する（□ 往復利用　□ 往路のみ　□ 復路のみ）。
※証明書類を添付（実施要領参照）

4　パック旅行利用について

□　パック旅行を利用する　代金＿＿＿＿＿＿＿＿円
※証明書類を添付（実施要領参照）

（□食事なし　□朝食付　□夕食付　）

（注）①　該当する□内にレ印を付してください。

②　寮の利用料金は，３月１０日（月）の協議会受付において申し受けます（旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。）。食堂の利用代金は，食堂に直接お支払いいただくことになります。

（別紙様式２）

平成２６年　　月　　日

司法研修所事務局総務課庶務係　御中

（ＦＡＸ番号 [redacted] ）

（庁 会 名）

（自宅住所及び最寄り駅）

※　旅費支給手続に必要ですので，必ず記載してください。

〒

（最寄り駅　　）

（氏　　名）

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第４回）における
ひかり寮の利用等について（回答）

標記の利用等については，下記のとおりです。

記

１　３月１３日（木）の宿泊施設として，ひかり寮を

□　利用する。

入寮受付は15:00～19:00です。

※　３月１３日（木）入寮希望者のみ必ず記載

①　到着予定時刻（　　時　　分頃）

②　携帯電話番号（　　－　　－　　）

※３月１３日（木）の夕食は　□食堂を利用する。　□食堂を利用しない。

１４日（金）の朝食は　□食堂を利用する。　□食堂を利用しない。

□　利用しない。

□　ひかり寮以外の宿泊施設を利用する。

□　自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。

（住所・市区町村名まで）

［　　］

□　宿泊しない。

２　３月１４日（金）の宿泊施設として，ひかり寮を

□　利用する。

入寮受付は 9:00～です。

※３月１４日（金）の夕食は　□食堂を利用する。　□食堂を利用しない。

１５日（土）は終日食堂を利用できません。

□　利用しない。

□　ひかり寮以外の宿泊施設を利用する。

□　自宅等（親戚，知人宅を含む。）を利用する。

（住所・市区町村名まで）

［　　］

□　宿泊しない。

（別紙様式２）

3　交通機関の利用について

□　新幹線（特急）を　（□ 往復　□ 往路のみ　□ 復路のみ）　利用し，

グリーン車を
- □ 往復利用する。
- □ 往路のみ利用する。
- □ 復路のみ利用する。
- □ 利用しない。

なお，（　　）号を
- □ 往復利用する。
- □ 往路のみ利用する。
- □ 復路のみ利用する。
- □ 利用しない。

↑
※のぞみ，はやて，さくら等記入

□　航空機を利用する（□ 往復利用　□ 往路のみ　□ 復路のみ）。
※証明書類を添付（実施要領参照）

4　パック旅行利用について

□　パック旅行を利用する　代金＿＿＿＿＿＿＿＿円
※証明書類を添付（実施要領参照）

（□食事なし　□朝食付　□夕食付　）

（注）①　該当する□内にレ印を付してください。

②　寮の利用料金は，３月１４日（金）の協議会受付において申し受けます（旅費から利用料金等を差し引きする出席者及び参列者を除く。）。食堂の利用代金は，食堂に直接お支払いいただくことになります。

（別紙様式３）

※ 協議会の前後に私事旅行等をする場合に提出してください。

旅行日等変更承認申請

平成　　年　　月　　日

司法研修所　殿

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会
所 属 庁
氏　　名

私は，下記のとおり，旅行日等の変更を申請します。

記

1　出発日　　平成　　年　　月　　日
2　帰着日　　平成　　年　　月　　日
3　旅行の目的（該当する□にチェックしてください。）
　□①　自宅等への帰宅又は実家、親戚宅への訪問
　□②　出張地における職場関係者との懇談
　□③　その他（　　）

（ＦＡＸ　経理課経理係 [redacted]）

司研総第１３４号

（庶ろ－０３）

平成２６年２月２１日

地方裁判所事務局長　殿

地方検察庁事務局長　殿

弁護士会事務局長　殿

司法研修所事務局長　吉　崎　佳　弥

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第３回及び第４回）の協議事項及び出席者名簿について（送付）

標記の協議事項及び出席者名簿を別添のとおり送付しますので，出席者に配布してください。

平成２５年度司法修習生指導担当者協議会（第３回・第４回）

協　議　事　項

1　分野別実務修習の実情について

（出題理由）

現在，政府において，法曹養成制度全般について見直し作業が行われているが，司法修習についても更なる充実が求められているところであり，そのため今般，司法修習委員会における議論を踏まえて，後記のように導入修習を実施することとするとともに，各分野ごとに実務修習ガイドラインが策定されたところである。そこで，これらの充実方策に関して協議事項２，３で協議する前提として，まず分野別実務修習における司法修習生の実情と，指導の現状について，指導担当者の認識を伺い，司法研修所との間で情報を共有したい。

具体的な協議事項は，次のとおり。

(1)　司法修習生の能力，実務修習に臨む姿勢等について

(2)　現状の指導上の問題点等について

(3)　その他実務修習の実情について

2　導入修習を踏まえた分野別実務修習の在り方について

（出題理由）

今般，修習開始冒頭の段階で，司法研修所における集合形式で約１か月間（実質は平日１５日間）の導入修習を実施することとし，現在，第６８期の司法修習からこれを実施する方向で準備を進めている。

そこで，導入修習の趣旨・内容について司法研修所から報告した上で，これを踏まえた導入修習実施後の分野別実務修習における指導の在り方等について協議したい。

具体的な協議事項は，次のとおり。

(1)　導入修習実施が，分野別実務修習の指導内容に与える影響について

(2)　導入修習が実施されることに伴い，分野別実務修習の日程が変更になることを踏まえ，その変更に伴う問題点について

3　分野別実務修習の充実に向けた取組等について

（出題理由）

分野別実務修習を充実させるための一方策として，今般，各分野ごとに実務修習ガイドラインが策定された。

そこで，これらガイドラインの趣旨・内容を踏まえた協議を行いたい。

具体的な協議事項は，次のとおり。

(1)　各配属庁会における分野別実務修習の実情に応じて，ガイドライン実施に向けたより具体的な方策，その問題点や解決策について

(2)　分野別実務修習を充実させるためのその他の方策について

4　選択型実務修習の充実方策について

（出題理由）

選択型実務修習をより一層充実させるための取組については，本協議会でもこれまで協議していただいてきたところであるが，更なる充実に向けた取組について改めて協議したい。

具体的な協議事項は，次のとおり。

(1)　選択型実務修習につき，司法修習生の取組意欲や能力涵養の実情について

(2)　各配属庁会による個別修習プログラムの提供の実情，あい路等について

(3)　個別修習プログラムを実施するに当たっての工夫例等について

(4)　ホームグラウンド修習の実施の在り方について

以　上

平成２６年３月 １０日（月）開催

平成２５年度

司法修習生指導担当者協議会（第３回）出席者名簿

※ 外字を含む氏名の方につき，一般的な漢字の表記にさせていただきました。御了承ください。

司法研修所

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
東京地方裁判所	判事	民事	三角比呂	ミスミ ヒロ	[redacted]期
〃	〃	〃	笠井之彦	カサイ ユキヒコ	期
〃	〃	刑事	大熊一之	オオクマ カズユキ	期
〃	〃	〃	安東章	アンドウ アキラ	期
東京地方裁判所立川支部	〃	民事	三村晶子	ミムラ アキコ	期
〃	〃	刑事	林正彦	ハヤシ マサヒコ	期
東京地方検察庁	検事		古賀栄美	コガ エミ	期
〃	〃		岡田和人	オカダ カズト	期
東京地方検察庁立川支部	〃		大津由香	オオツ ユカ	期
東京弁護士会	弁護士		志賀剛一	シガ コウイチ	期
第一東京弁護士会	〃		岩崎晃	イワサキ アキラ	期
第二東京弁護士会	〃		三森仁	ミツモリ サトル	期
東京三弁護士会多摩支部	〃		佐藤南平	サトウ ナンペイ	期
横浜地方裁判所	判事	刑事	奥山豪	オクヤマ タケシ	期
横浜地方検察庁	検事		髙橋健	タカハシ ケン	期
横浜弁護士会	弁護士		髙岡俊之	タカオカ トシユキ	期
さいたま地方裁判所	判事	民事	窪木稔	クボキ ミノル	期
さいたま地方検察庁	検事		中川深雪	ナカガワ ミユキ	期
埼玉弁護士会	弁護士		蔭山好信	カゲヤマ ヨシノブ	期
千葉地方裁判所	判事	民事	松並重雄	マツナミ シゲオ	期
〃	〃	刑事	金子武志	カネコ タケシ	期
千葉地方検察庁	検事		西尾正	ニシオ タダシ	期
千葉県弁護士会	弁護士		橋本拓朗	ハシモト タクロウ	期
水戸地方裁判所	判事	民事	新谷晋司	シンタニ シンジ	期
〃	〃	刑事	根本渉	ネモト ワタル	期
水戸地方検察庁	検事		髙橋孝一	タカハシ コウイチ	期
茨城県弁護士会	弁護士		木島千華夫	キジマ チカオ	期
宇都宮地方裁判所	判事	民事	岩坪朗彦	イワツボ アキヒコ	期
〃	〃	刑事	松原里美	マツバラ サトミ	期
宇都宮地方検察庁	検事		川原幸夫	カワハラ ユキオ	期
栃木県弁護士会	弁護士		平野浩視	ヒラノ ヒロミ	期
前橋地方裁判所	判事	民事	原道子	ハラ ミチコ	期
〃	〃	刑事	髙山光明	タカヤマ ミツアキ	期
前橋地方検察庁	検事		若林美賀子	ワカバヤシ ミカコ	期
群馬弁護士会	弁護士		橋爪健	ハシヅメ タケシ	期
静岡地方裁判所	判事	民事	大久保正道	オオクボ マサミチ	期
〃	〃	刑事	村山浩昭	ムラヤマ ヒロアキ	期
静岡地方検察庁	検事		松居徹	マツイ トオル	期
静岡県弁護士会	弁護士		洞江秀	ドウコウ ヒデ	期
甲府地方裁判所	判事補	民事	小川恵輔	オガワ ケイスケ	期
〃	〃	刑事	三重野真人	ミエノ マサト	期
甲府地方検察庁	検事		葛西敬一	カサイ ケイイチ	期
山梨県弁護士会	弁護士		鶴田和雄	ツルタ カズオ	期
長野地方裁判所	判事	民事	石原寿記	イシハラ ヒサノリ	期
長野地方検察庁	検事		山本幸博	ヤマモト ユキヒロ	期
長野県弁護士会	弁護士		柳澤修嗣	ヤナギサワ シュウジ	期

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
新潟地方検察庁	検事		近藤真史	コンドウ　マサフミ	[redacted]期
新潟県弁護士会	弁護士		伊藤秀夫	イトウ　ヒデオ	[redacted]期
京都地方裁判所	判事	民事	栂村明剛	ツガムラ　アキヨシ	[redacted]期
名古屋地方裁判所	〃	〃	上田哲	ウエダ　サトシ	[redacted]期
〃	〃	刑事	入江猛	イリエ　タケシ	[redacted]期
名古屋地方検察庁	検事		荒木真人	アラキ　マヒト	[redacted]期
愛知県弁護士会	弁護士		矢崎信也	ヤザキ　ノブヤ	[redacted]期
津地方裁判所	判事	民事	坪井宣幸	ツボイ　ノリユキ	[redacted]期
〃	〃	刑事	岩井隆義	イワイ　タカヨシ	[redacted]期
岐阜地方裁判所	〃	民事	唐木浩之	カラキ　ヒロユキ	[redacted]期
〃	〃	刑事	大西直樹	オオニシ　ナオキ	[redacted]期
岐阜地方検察庁	検事		田澤博司	タザワ　ヒロシ	[redacted]期
岐阜県弁護士会	弁護士		古田修	フルタ　オサム	[redacted]期
福井地方裁判所	判事	民事	樋口英明	ヒグチ　ヒデアキ	[redacted]期
〃	〃	刑事	鵜飼祐充	ウカイ　ヒロミツ	[redacted]期
金沢地方裁判所	〃	民事	和田健	ワダ　タケシ	[redacted]期
〃	〃	刑事	手﨑政人	テサキ　マサト	[redacted]期
金沢地方検察庁	検事		米口慎也	ヨネグチ　シンヤ	[redacted]期
金沢弁護士会	弁護士		西徹夫	ニシ　テツオ	[redacted]期
富山地方検察庁	検事		茅根航一	チノネ　コウイチ	[redacted]期
富山県弁護士会	弁護士		串田光成	クシタ　ミツナリ	[redacted]期
宮崎地方裁判所	判事	民事	末吉幹和	スエヨシ　ミキカズ	[redacted]期
仙台地方裁判所	〃	刑事	渡邉英敬	ワタナベ　ヒデタカ	[redacted]期
仙台地方検察庁	検事		山根薫	ヤマネ　カオル	[redacted]期
仙台弁護士会	弁護士		官澤里美	カンザワ　サトミ	[redacted]期
福島地方裁判所	判事	民事	潮見直之	シオミ　ナオユキ	[redacted]期
〃	〃	刑事	中島真一郎	ナカジマ　シンイチロウ	[redacted]期
福島地方検察庁	検事		渡邊ゆり	ワタナベ　ユリ	[redacted]期
福島県弁護士会	弁護士		大峰仁	オオミネ　ヒトシ	[redacted]期
山形地方検察庁	検事		山中一弘	ヤマナカ　カズヒロ	[redacted]期
山形県弁護士会	弁護士		田中暁	タナカ　アキラ	[redacted]期
盛岡地方裁判所	判事	民事	貝原信之	カイハラ　ノブユキ	[redacted]期
〃	〃	刑事	岡田健彦	オカダ　タケヒコ	[redacted]期
盛岡地方検察庁	検事		千葉由美子	チバ　ユミコ	[redacted]期
岩手弁護士会	弁護士		石川哲	イシカワ　サトシ	[redacted]期
秋田地方検察庁	検事		森正史	モリ　マサシ	[redacted]期
秋田弁護士会	弁護士		伊勢昌弘	イセ　マサヒロ	[redacted]期
青森地方裁判所	判事	民事	浦野真美子	ウラノ　マミコ	[redacted]期
〃	〃	刑事	武田正	タケダ　タダシ	[redacted]期
青森地方検察庁	検事		田中宏幸	タナカ　ヒロユキ	[redacted]期
青森県弁護士会	弁護士		竹中孝	タケナカ　タカシ	[redacted]期
札幌地方検察庁	検事		伊藤秀道	イトウ　ヒデミチ	[redacted]期
札幌弁護士会	弁護士		三春裕嗣	ミハル　ユウジ	[redacted]期
函館地方裁判所	判事	民事	鈴木尚久	スズキ　ナオヒサ	[redacted]期
〃	〃	刑事	佐藤卓生	サトウ　タカオ	[redacted]期
函館地方検察庁	検事		佐藤慎也	サトウ　シンヤ	[redacted]期
函館弁護士会	弁護士		山﨑英二	ヤマザキ　エイジ	[redacted]期

庁　名	官職	担当	氏　名	フリガナ	備　考
旭川地方検察庁	検　事		瀧山さやか	タキヤマ　サヤカ	[redacted]期
旭川弁護士会	弁護士		中村元弥	ナカムラ　モトヤ	[redacted]期
釧路地方裁判所	判　事	民事	河本晶子	カワモト　アキコ	[redacted]期
〃	〃	刑事	中川正隆	ナカガワ　マサタカ	[redacted]期
釧路地方検察庁	検　事		廣澤英幸	ヒロサワ　ヒデユキ	[redacted]期
釧路弁護士会	弁護士		簑島弘幸	ミノシマ　ヒロユキ	[redacted]期
高松地方裁判所	判　事	民事	福田修久	フクダ　ノブヒサ	[redacted]期
徳島地方裁判所	〃	〃	黒田豊	クロダ　ユタカ	[redacted]期

参列者

日本弁護士連合会 (大阪弁護士会)	日弁連司法修習 委員会委員長	山口孝司	ヤマグチ　コウシ	[redacted]期

司法研修所

所　長		山名学	ヤマナ　マナブ	
教官判事	民事裁判担当	村田渉	ムラタ　ワタル	
〃	〃	竹内努	タケウチ　ツトム	
〃	刑事裁判担当	中里智美	ナカザト　トモミ	
〃	〃	神田大助	カンダ　ダイスケ	
教官検事	検察担当	廣上克洋	ヒロカミ　カツヒロ	
〃	〃	山口英幸	ヤマグチ　ヒデユキ	
教官弁護士	民事弁護担当	永野剛志	ナガノ　タケシ	
〃	〃	木﨑孝	キサキ　タカシ	
〃	刑事弁護担当	設楽あづさ	シダラ　アヅサ	
〃	〃	一瀬晴雄	イチノセ　ハルオ	
事務局長		吉崎佳弥	ヨシザキ　ヨシヤ	
事務局次長		廣瀬一秀	ヒロセ　カズヒデ	
事務局所付		牧野宇周	マキノ　ウシュウ	

平成２６年３月 １４日（金）開催

平成２５年度

司法修習生指導担当者協議会（第４回）出席者名簿

※　外字を含む氏名の方につき，一般的な漢字の表記にさせていただきました。御了承ください。

司法研修所

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
横浜地方裁判所	判事	民事	吉田彩	ヨシダ アヤ	[redacted]期
さいたま地方裁判所	〃	刑事	杉山慎治	スギヤマ シンジ	期
新潟地方裁判所	〃	民事	三浦隆志	ミウラ タカシ	期
〃	〃	刑事	藤井俊郎	フジイ トシロウ	期
大阪地方裁判所	〃	民事	野田恵司	ノダ ケイジ	期
〃	〃	刑事	齋藤正人	サイトウ マサト	期
大阪地方検察庁	検事		横山和可子	ヨコヤマ ワカコ	期
大阪弁護士会	弁護士		西出智幸	ニシデ トモユキ	期
京都地方裁判所	判事	刑事	市川太志	イチカワ フトシ	期
京都地方検察庁	検事		青木純代	アオキ スミヨ	期
京都弁護士会	弁護士		南聡	ミナミ サトシ	期
神戸地方裁判所	判事	民事	植屋伸一	ウエヤ シンイチ	期
〃	判事補	刑事	片田真志	カタダ マサシ	期
神戸地方検察庁	検事		仁田裕也	ニッタ ヒロヤ	期
兵庫県弁護士会	弁護士		浅田修宏	アサダ ノブヒロ	期
奈良地方裁判所	判事	民事	牧賢二	マキ ケンジ	期
奈良地方検察庁	検事		高橋亮	タカハシ リョウ	期
奈良弁護士会	弁護士		藤井茂久	フジイ シゲヒサ	期
大津地方裁判所	判事	民事	長谷部幸弥	ハセベ サチヤ	期
〃	〃	刑事	飯島健太郎	イイジマ ケンタロウ	期
大津地方検察庁	検事		立石英生	タテイシ ヒデキ	期
滋賀弁護士会	弁護士		川瀬新也	カワセ シンヤ	期
和歌山地方裁判所	判事	民事	橋本眞一	ハシモト シンイチ	期
〃	〃	刑事	浅見健次郎	アサミ ケンジロウ	期
和歌山地方検察庁	検事		石川梨枝	イシカワ リエ	期
和歌山弁護士会	弁護士		森崎有治	モリサキ ユウジ	期
津地方検察庁	検事		澤本直彬	サワモト ナオアキ	期
三重弁護士会	弁護士		杉岡治	スギオカ オサム	期
福井地方検察庁	検事		紀義治	キノ ヨシハル	期
福井弁護士会	弁護士		神田芳和	カンダ ヨシカズ	期
富山地方裁判所	判事	民事	阿多麻子	アタ アサコ	期
〃	〃	刑事	田中聖浩	タナカ キヨヒロ	期
広島地方裁判所	〃	民事	梅本圭一郎	ウメモト ケイイチロウ	期
〃	〃	刑事	伊藤寿	イトウ ヒサシ	期
広島地方検察庁	検事		坂本順彦	サカモト ノブヒコ	期
広島弁護士会	弁護士		水中誠三	ミズナカ セイゾウ	期
山口地方裁判所	判事	民事	山本善彦	ヤマモト ヨシヒコ	期
〃	〃	刑事	内山孝一	ウチヤマ コウイチ	期
山口地方検察庁	検事		石塚隆雄	イシヅカ タカオ	期
山口県弁護士会	弁護士		佐伯奉文	サエキ トモフミ	期
岡山地方裁判所	判事	民事	古田孝夫	フルタ タカオ	期
〃	判事補	刑事	豊岡慎也	トヨオカ シンヤ	期
岡山地方検察庁	検事		樋口正行	ヒグチ マサユキ	期
岡山弁護士会	弁護士		横田亮	ヨコタ リョウ	期

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
鳥取地方裁判所	判事	民事	大島雅弘	オオシマ　マサヒロ	[redacted]期
〃	〃	刑事	野口卓志	ノグチ　タクシ	期
鳥取地方検察庁	検事		淺田伊世雄	アサダ　イセオ	期
鳥取県弁護士会	弁護士		松本啓介	マツモト　ケイスケ	期
松江地方裁判所	判事補	民事	古賀秀雄	コガ　ヒデオ	期
〃	〃	刑事	園部伸之	ソノベ　ノブユキ	期
松江地方検察庁	検事		伊藤文規	イトウ　フミノリ	期
島根県弁護士会	弁護士		安藤有理	アンドウ　アリミチ	期
福岡地方裁判所	判事	民事	山口浩司	ヤマグチ　コウジ	期
〃	〃	刑事	岡部豪	オカベ　マサル	期
福岡地方検察庁	検事		秋山仁美	アキヤマ　ヒトミ	期
福岡県弁護士会	弁護士		市丸信敏	イチマル　ノブトシ	期
佐賀地方裁判所	判事	民事	坂本寛	サカモト　ヒロシ	期
〃	〃	刑事	杉田友宏	スギタ　トモヒロ	期
佐賀地方検察庁	検事		森永太郎	モリナガ　タロウ	期
佐賀県弁護士会	弁護士		松尾弘志	マツオ　ヒロシ	期
長崎地方裁判所	判事	民事	松葉佐隆之	マツバサ　タカユキ	期
〃	〃	刑事	宮本聡	ミヤモト　サトシ	期
長崎地方検察庁	検事		藤野晃俊	フジノ　アキトシ	期
長崎県弁護士会	弁護士		戸田久嗣	トダ　ヒサツグ	期
大分地方裁判所	判事	民事	中平健	ナカダイラ　ケン	期
〃	〃	刑事	真鍋秀永	マナベ　ヒデナガ	期
大分地方検察庁	検事		田中宏明	タナカ　ヒロアキ	期
大分県弁護士会	弁護士		大森克磨	オオモリ　カツマ	期
熊本地方裁判所	判事	民事	中村心	ナカムラ　ココロ	期
〃	〃	刑事	松尾嘉倫	マツオ　ヨシミチ	期
熊本地方検察庁	検事		久保浩	クボ　ヒロシ	期
熊本県弁護士会	弁護士		大村豊	オオムラ　ユタカ	期
鹿児島地方裁判所	判事	民事	吉村真幸	ヨシムラ　サネユキ	期
〃	〃	刑事	山田直之	ヤマダ　ナオユキ	期
鹿児島地方検察庁	検事		廣田能英	ヒロタ　ヨシヒデ	期
鹿児島県弁護士会	弁護士		熊谷光司	クマガイ　コウジ	期
宮崎地方裁判所	判事	刑事	瀧岡俊文	タキオカ　トシフミ	期
宮崎地方検察庁	検事		加藤直人	カトウ　ナオト	期
宮崎県弁護士会	弁護士		近藤日出夫	コンドウ　ヒデオ	期
那覇地方裁判所	判事	民事	鈴木博	スズキ　ヒロシ	期
〃	〃	刑事	鈴嶋晋一	スズシマ　シンイチ	期
那覇地方検察庁	検事		阪井光平	サカイ　コウヘイ	期
沖縄弁護士会	弁護士		池田修	イケダ　オサム	期
仙台地方裁判所	判事	民事	山田真紀	ヤマダ　マキ	期
山形地方裁判所	〃	〃	石垣陽介	イシガキ　ヨウスケ	期
〃	判事補	刑事	本多進	ホンダ　ススム	期
秋田地方裁判所	判事	民事	棚橋哲夫	タナハシ　テツオ	期
〃	〃	刑事	福士利博	フクシ　トシヒロ	期
札幌地方裁判所	〃	民事	本間健裕	ホンマ　ケンユウ	期
〃	〃	刑事	大久保俊策	オオクボ　シュンサク	期
旭川地方裁判所	〃	民事	田口治美	タグチ　ハルミ	期
〃	〃	刑事	二宮信吾	ニノミヤ　シンゴ	期

庁名	官職	担当	氏名	フリガナ	備考
高松地方裁判所	判事	刑事	片岡理知	カタオカ　マサトモ	[redacted]期
高松地方検察庁	検事		木村泰昌	キムラ　ヤスマサ	[redacted]期
香川県弁護士会	弁護士		関谷利裕	セキヤ　トシヒロ	[redacted]期
徳島地方裁判所	判事	刑事	吉井広幸	ヨシイ　ヒロユキ	[redacted]期
徳島地方検察庁	検事		田代英明	タシロ　ヒデアキ	[redacted]期
徳島弁護士会	弁護士		竹原大輔	タケハラ　ダイスケ	[redacted]期
高知地方裁判所	判事	民事	松田典浩	マツダ　ノリヒロ	[redacted]期
〃	〃	刑事	武田義徳	タケダ　ヨシノリ	[redacted]期
高知地方検察庁	検事		天沼慶子	アマヌマ　ケイコ	[redacted]期
高知弁護士会	弁護士		稲田良吉	イナダ　リョウキチ	[redacted]期
松山地方裁判所	判事	民事	森實将人	モリザネ　マサト	[redacted]期
〃	判事補	刑事	澤田博之	サワダ　ヒロユキ	[redacted]期
松山地方検察庁	検事		川越弘毅	カワゴシ　ヒロトシ	[redacted]期
愛媛弁護士会	弁護士		小川佳和	オガワ　ヨシカズ	[redacted]期

参列者

日本弁護士連合会 （大阪弁護士会）	日弁連司法修習 委員会委員長	山口孝司	ヤマグチ　コウシ	[redacted]	期

司法研修所

所長		山名学	ヤマナ　マナブ	
教官判事	民事裁判担当	村田渉	ムラタ　ワタル	
〃	〃	竹内努	タケウチ　ツトム	
〃	刑事裁判担当	中里智美	ナカザト　トモミ	
〃	〃	吉井隆平	ヨシイ　タカヒラ	
教官検事	検察担当	廣上克洋	ヒロカミ　カツヒロ	
〃	〃	山口英幸	ヤマグチ　ヒデユキ	
教官弁護士	民事弁護担当	永野剛志	ナガノ　タケシ	
〃	〃	鈴木道夫	スズキ　ミチオ	
〃	刑事弁護担当	設楽あづさ	シダラ　アヅサ	
〃	〃	渡部朋広	ワタナベ　トモヒロ	
事務局長		吉崎佳弥	ヨシザキ　ヨシヤ	
事務局次長		廣瀬一秀	ヒロセ　カズヒデ	
事務局所付		牧野宇周	マキノ　ウシュウ	

資　料　目　録

※　資料についての補足説明

資料３ないし10は，司法修習の在り方を巡る議論に関する資料です。

平成２５年１２月３日に行われた司法修習委員会においては，基本的に資料５のような考えから導入修習を実施し，分野別実務修習のガイドラインを策定することとされました。そこで，平成２６年１月２８日の司法修習委員会において，導入修習のカリキュラムとして資料６が，実務修習のガイドラインの骨子としては資料８がそれぞれ示され，いずれも了承されました。

（事務局長説明関係）

1　第６６期司法修習生の貸与申請の状況（平成２５年１１月２７日現在）
2　第６７期司法修習生の貸与申請の状況（平成２５年１１月２７日現在）
3　法曹養成制度検討会議取りまとめ
4　法曹養成制度改革の推進について（法曹養成制度関係閣僚会議決定）
5　司法修習の充実方策について
6　導入修習日程案
　6－1　A班日程案
　6－2　B班日程案
7　導入修習カリキュラムの骨子
8　分野別実務修習の充実方策
9　司法修習委員会議事録
　9－1　第２４回司法修習委員会（平成２５年９月１３日開催）
　9－2　第２５回司法修習委員会（平成２５年１１月１日開催）
10　司法修習に関するアンケート結果（概要）
　10－1　民事裁判
　10－2　刑事裁判
　10－3　検察
　10－4　弁護
11　修習日程（第６８期において導入修習を実施する場合の例）
12　法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について
13　法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について
14　平成２５年司法試験の結果
15　平成２５年司法試験受験状況（予備試験合格者）
16　平成２５年司法試験予備試験
17　法曹養成制度改革推進会議の開催について
18　法曹養成制度の検討体制
19　法曹養成制度改革顧問会議構成員名簿

以上

（注）　上記資料は，平成２６年３月の司法修習生指導担当者協議会において使用致しますので，事前に必ず御一読の上，同協議会に御持参くださいますようお願い致します。

（資料 1）

第６６期司法修習生の貸与申請の状況

（平成２５年１１月２７日現在）

１　貸与申請件数

１，６９１件（約８３．１％）

２　貸与申請額の内訳

２３万円：１，２７０件（約７５．１％）

２５万５千円（住居加算）：２９５件（約１７．５％）

２５万５千円（扶養加算）：４１件（約２．４％）

２８万円：４２件（約２．５％）

１８万円：４３件（約２．５％）

３　保証人の内訳

自然人：１，３７９人（約８１．６％）

機関保証：３１２人（約１８．４％）

以上

（資料 2）

第６７期司法修習生の貸与申請の状況

（平成２５年１１月２７日現在）

１　貸与申請件数

１，４４９件（約７３．５％）

２　貸与申請額の内訳

２３万円：９６９件（約６６．９％）

２５万５千円（住居加算）：３５８件（約２４．７％）

２５万５千円（扶養加算）：３０件（約２．１％）

２８万円：２５件（約１．７％）

１８万円：６７件（約４．６％）

３　保証人の内訳

自然人：１，１５３人（約７９．６％）

機関保証：２９６人（約２０．４％）

以上

（資料 3）

法曹養成制度検討会議取りまとめ

平成２５年６月２６日

（目　　次）

はじめに

第１　法曹有資格者の活動領域の在り方

第２　今後の法曹人口の在り方

第３　法曹養成制度の在り方
　１　法曹養成制度の理念と現状
　(1)　プロセスとしての法曹養成
　(2)　法曹志願者の減少，法曹の多様性の確保
　(3)　法曹養成課程における経済的支援
　２　法科大学院について
　(1)　教育の質の向上，定員・設置数，認証評価
　(2)　教育の質の向上・法学未修者の教育
　３　司法試験について
　(1)　受験回数制限
　(2)　方式・内容，合格基準・合格者決定
　(3)　予備試験制度
　４　司法修習について
　(1)　法科大学院教育との連携
　(2)　司法修習の内容
　５　継続教育について

第４　今後の法曹養成制度についての検討体制の在り方

おわりに

検討経過

構成員名簿

はじめに

わが国における法曹の役割は，それまでの行政優位の体制から市場重視へ，更には政治主導へという，統治構造全体の大きな変化の相の下に理解されなければならない。この大きな構造変化の背後には国民の意識の変化や社会情勢の変化に加え，グローバル化への不可避的な傾向があった。この統治構造の変化によって日本のデモクラシーは新しい，「平成デモクラシー」とでも呼ぶべき段階に入ったのである。この構造転換の中にあって大きな役割を期待されるようになったのが司法の機能であり，それを支える法曹人材の質・量の飛躍的な充実であった。このように，司法機能や法曹人材の問題は「国のかたち」に関わる問題であり，他の問題と切り離して論じたり，更に関係者の利害だけで議論することは不適当であるという前提に立ちつつ司法制度改革が試みされたことは，正に必然であり，画期的なことであった。現に，その後近隣諸国の動向を見ても法曹人口の着実な増加は極めて明瞭であり，基本的にこの趨勢は今後とも継続していくものと考えられる。したがって，法曹養成は国民の法的サービスに対する利便性の向上の観点からのみならず，いわば戦略的な意味を持つ人材の問題として国はその積極的な活用をも含め，長期展望に立った関与をなすべきである。正に，政府全体として法曹人材の養成と活用の動向を不断に注視し，必要な手段を迅速に講ずる必要がある課題である。本検討会議はかつての司法制度改革審議会の掲げた基本な視点をあくまでも共有しつつ，このような観点に立って，現状を踏まえた問題状況の検討と制度の見直し作業を行ったところである。

司法制度改革においては，司法制度を支える人的基盤として，質・量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保するものとされ，量の面では，法曹人口の大幅な拡大を図るものとし，閣議決定により年間司法試験合格者数の目標が定められ，質の面では，法科大学院を中核とし，これと司法試験や司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度を新たに整備することとされた。こうして新たに設けられた法科大学院は，平成１６年から学生の受入れを開始し，平成１８年からは法科大学院修了者を対象とした新司法試験が実施され，新しい法曹養成制度を経た多くの有為かつ多様な人材が法曹として活躍するに至っている。その一方で，制度発足後，法科大学院ごとの司法試験の合格状況に大きなばらつきがあり，閣議決定で定められた年間司法試験合格者数の目標も達成されておらず，法曹志願者の減少が続いているほか，社会の隅々への進出を目指した法曹有資格者の活動領域の拡大もいまだ限定的であるなど，新たな制度に関する様々な問題点も指摘されるようになっている。こうした現状を放置し，十分な対応をしなければ，多くの有為な人材が法曹を志願しなくなり，社会が求める司法の機能を担うべき質・量ともに豊かな法曹を養成するという司法制度改革の理念の実現が困難になるのではないかと危惧される状態が生じている。

このような状況の下，平成２２年から法務省及び文部科学省により合同開催された「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」，平成２３年５月から内閣官房長官・総務大臣・法務大臣・財務大臣・文部科学大臣・経済産業大臣の申し合わせ

により開催された「法曹の養成に関するフォーラム」において，法曹の養成に関する制度について，検討が行われてきた。

平成２４年７月に成立した裁判所法及び法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部を改正する法律により，政府は，法科大学院における教育，司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し，国民の信頼に足る法曹の養成に関する制度について，学識経験を有する者等により構成される合議制の組織の意見等を踏まえつつ，法律の施行後１年以内（平成２５年８月２日まで）に検討を加えて一定の結論を得た上，速やかに必要な措置を講ずるものとされ，その際，衆議院法務委員会決議において，前記合議制の組織は，閣議決定に基づくものとし，従前の検討体制をより強力にし，かつ，法科大学院及び法曹関係者以外の多様な意見も反映されるよう整備することとされた。これを踏まえ，平成２４年８月，閣議決定により内閣に設置された法曹養成制度関係閣僚会議の下に，本検討会議が置かれ，法曹の養成に関する制度の在り方について意見を求められたものである。

本検討会議は，法曹養成制度に関する種々の課題を直視し，その解決に向けて，１６回にわたり会議を開催し，委員間で活発な議論，意見交換を行った。第１２回会議においては，それまでの議論状況を踏まえて一定の方向性を示すものとして，中間的な取りまとめを行い，パブリックコメントを求める手続に付し，国民からの意見等を求め，その後，これに寄せられた多数の意見等をも踏まえて，更に議論を重ねた。

本検討会議においては，法曹養成制度をめぐる諸問題の解決が，政府全体として必要な手段を迅速に講ずる必要がある喫緊の課題であるとの認識の下，議論を進めてきたが，遺憾ながら，いくつかの課題については，今後の検討に委ねざるを得なかった。

思えば，新たな法曹養成制度が始まってから１０年目を迎えた今，正にプロセスとしての法曹養成制度の真価が問われているところであり，現在生じていると指摘されている諸問題の解決に向けた真摯な取組が求められる。今後の検討においても，司法制度改革の理念は堅持しつつ，これら諸問題に真摯に対応しながら，国民にとって，より利用しやすく，分かりやすく，頼りがいがあり，国民からの信頼が強固に確立された司法を未来志向で築き上げていくべきである。そのためには，政府はもとより，法曹三者，法科大学院関係者を始めとして，法曹の養成に関わる全ての者がより一層密接に協力し合い，より良い制度を築いていくことを期待したい。

第１　法曹有資格者の活動領域の在り方

○　法曹有資格者の活動領域は，広がりつつあるものの，その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることを踏まえ，更なる拡大を図るため，第４で述べる新たな検討体制の下，各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け，その下に企業，国・地方自治体，福祉及び海外展開等の各分野別に分科会を置くべきである。

各分科会は，各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について，後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し，次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は，分科会の議論等をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第４で述べる新たな検討体制においては，有識者会議から，各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い，活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。

○　企業内の法曹有資格者は，企業にとって，案件の始めから終わりまで一貫して関与させ，その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど，社外弁護士とは異なる役割・有用性が認められる。前記有識者会議の下で，企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて，「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして，関係機関・団体が連携して，企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知，企業で勤務する意義についての法曹有資格者等の意識改革に向けた取組などを積極的に行うことが重要である。

○　国家公務員については，これまで法曹有資格者を採用してきたところ，新たな採用試験体系の中でも，司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設しており，今後とも，有為な人材について，行政への関心を高め，公務に取り込んでいくことが重要である。また，国会関係機関においても，法曹有資格者の積極的な活用が期待される。

○　地方分権改革や情報公開制度の浸透，住民の権利意識の変化等に伴い，地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性が認められることから，前記有識者会議の下で，「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどして，関係機関・団体等が連携して，法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組，地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組等を積極的に行うことが重要である。また，地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓や弁護士過疎・偏在の解消に積極的に取り組むことが重要である。

○　法テラスの常勤弁護士の活動を通じ，福祉分野など弁護士の関与が必要な領域の開拓をなお一層図る必要がある。常勤弁護士の所要の態勢の確保が必要である。

○　刑務所出所者等の社会復帰等に果たす弁護士の法的支援が必要かつ有用で

あるところ，これを充実・強化するなどの観点から，弁護士，弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

○　日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから，前記有識者会議の下で，「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどして，関係機関・団体等の連携の下，公的分野におけるものも含め，日本の弁護士の海外展開を促進する。また，日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ，海外展開業務を充実させる必要がある。

・　司法制度改革審議会意見書では，「法の支配」を全国あまねく実現するため，弁護士の地域的偏在の是正が必要であるとともに，弁護士が，公的機関，企業，国際機関等社会の隅々に進出して多様な機能を発揮する必要があると指摘された。

・　これまでの取組を通じ，法曹有資格者の新しい分野における活動が広がりつつあり，各分野について法曹有資格者の必要性や活躍の可能性は概ね認められるが，その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にあることから，更なる拡大を図るため，第４で述べる新たな検討体制の下，各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け，その下に企業，国・地方自治体，福祉及び海外展開等の各分野別に，後述の意見交換会等を活用するなどして，分科会を置くべきである。

各分科会は，各分野における法曹有資格者の活動領域拡大に向けた関係者の具体的な取組の実施状況や試行的取組の実践状況について，後述する有識者会議の助言等も踏まえて分析・検討し，次なる取組の実施・実践に役立てるべきである。有識者会議は，分科会の議論をフォローアップして意見交換等を通じて問題意識を共有した上で分科会に対して助言等を行うべきである。第４で述べる新たな検討体制においては，有識者会議から，各取組状況等について報告を受けて総括的な検討を行い，活動領域の拡大を図っていくものとするべきである。

・　企業の分野では，企業における法曹有資格者の採用者数がここ数年急増している。企業において，企業法務の役割の重要性の拡大を背景として，法曹養成課程を通じて一定の専門的能力を有し，社内事情に精通する法曹有資格者を社内に置くことにより，案件の始めから終わりまで一貫して関与させ，その専門性を機動的に活かすことが可能となるなど，社外弁護士と異なる法曹有資格者の役割・有用性が認められている結果であると考えられる。もっとも，法曹有資格者の有用性についての企業側の認識や，企業で勤務する意義についての法曹有資格者側の認識は，いずれも十分でないことから，今後，前記有識者会議の下で，企業における法曹有資格者の活動領域の更なる拡大に向けて，「企業における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし，関係機関・団体が連携しながら，企業における法曹有資格者の役割・有用性の周知や法曹有資格者等の意識改革などに向けた取組を積極

的に行うことが重要である。

・　国家公務員の分野では，これまで，国家公務員採用試験や任期付職員制度等により，法曹有資格者を採用してきた。また，平成２４年度から実施されている新たな採用試験体系の中でも，司法試験合格者を対象とする総合職試験の院卒者試験（法務区分）を新設した。今後とも，有為な人材について，行政への関心を高め，公務に取り込んでいくことが重要である。また，国会関係機関においても，法曹有資格者の積極的な活用が期待される。

・　地方自治体の分野では，少しずつ法曹有資格者の採用が増えてはいるものの，まだ多いとはいえない。地方分権改革に伴い，地域の実情に応じた独自の政策・条例の制定などに当たり法的な観点からの検討を行う政策法務の役割が重要となっていることや，情報公開制度の浸透・住民の権利意識の変化に伴い，自治体の業務において法的な対応が必要となる場面が増え，法曹有資格者が自治体内に存在することによって，業務の適正化・迅速化を図ることができることなど，地方自治体において法曹有資格者を活用する必要性・有用性は認められる。もっとも，その必要性・有用性についての理解は必ずしも浸透しておらず，更なる拡大のためには，前記有識者会議の下で，「地方自治体における法曹有資格者の活動領域の拡大に関する意見交換会」を分科会として位置付けるなどし，関係機関・団体の連携の下，法曹有資格者の意識改革や能力向上のための取組，地方自治体における法曹有資格者の必要性・有用性の周知に向けた取組のほか，複数の自治体が共同で法曹有資格者を採用する方法の検討や，自治体が法曹有資格者を採用しやすくするための配慮の検討，地方自治体の理解を得て法科大学院生のエクスターンシップを積極的に実施するなど，法曹有資格者の採用を促進する方策を積極的に進めていくことが重要である。そして，弁護士過疎・偏在対策の問題がある一定の規模の自治体地域内における法的ニーズに応えるために，日本弁護士連合会と日本司法支援センター（法テラス）が連携して，弁護士過疎・偏在の解消に取り組むことが重要である。また，例えば，学校教育を支援する部署，児童虐待対応などを行う部署においては，法曹有資格者を配置することによって適正かつ迅速な業務の遂行が特に期待できることから，地方自治体を中心とした地域における福祉や教育等の様々な分野に着目した活動領域の開拓に積極的に取り組むことが重要である。

・　福祉分野など法的ニーズがありながら，必ずしも一般の弁護士の手が届きにくい分野においては，法テラスの常勤弁護士を活用することにより，弁護士の関与が必要な活動領域の開拓をなお一層進めることも有益である。また，常勤弁護士は，災害の被災者に対する法律相談実施など公益性の高いサービスを組織的かつ迅速に実施し得る存在である。これらの要請に応えるため，常勤弁護士の所要の態勢の確保が求められる。

・　「再犯防止に向けた総合対策」（平成２４年７月犯罪対策閣僚会議）でも言及されているように，刑務所出所者等の円滑な社会復帰・自立更生には弁護士による法的支援が必要かつ有益であるところ，これを充実・強化するなどの観点から，弁護士，弁護士会及び日本弁護士連合会並びに日本司法支援センター（法テラス）等との連携方策について検討すべきである。

・　日本経済のグローバル化の進む中，日本企業の戦略的かつ円滑な海外展開とその維持発展に資するよう，日本の弁護士が個別のビジネスサポートや国際的な貿易・投資ルールの策定等において一定の役割を果たすことが期待されることから，前記有識者会議の下で，「海外展開総合支援協議会」を分科会として位置付けるなどし，関係機関・団体等の連携の下，上記の役割を果たすことに対する日本企業のニーズやこれに応える具体的方法，課題等を検討しつつ，公的分野におけるものも含め，日本の弁護士の海外展開を促進し，日本の弁護士が国際案件処理についての能力向上に努めつつ，海外展開業務を充実させる必要がある。

・　法科大学院においては，学生が上記のような分野に関心を持ち，幅広い知識を得ることができるよう，エクスターンシップ等の取組を充実させるほか，第３の５で述べるように，法曹有資格者に先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供するなど，法曹有資格者の活動領域拡大に向けた積極的な取組を行うべきである。

第２　今後の法曹人口の在り方

○　社会がより多様化，複雑化する中，法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され，このような社会の要請に応えるべく，質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下，全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。

○　現在の法曹養成制度を取り巻く状況に鑑みれば，現時点において，司法試験の年間合格者数を３，０００人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは，現実性を欠く。

○　今後の法曹人口の在り方については，当面，このような数値目標を立てることはせず，第４で述べる新たな検討体制の下で，法曹としての質を維持することに留意しつつ，法曹有資格者の活動領域の拡大状況，法曹に対する需要，司法アクセスの進展状況，法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら，あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行う必要がある。

そのために，第４で述べる新たな検討体制の下，その時点における法曹有資格者の活動領域等の状況及び法科大学院，司法修習や弁護士に対する継続教育等の法曹養成制度の状況・規模等を踏まえ，法曹人口についての必要な調査を行うとともに，その結果を２年以内に公表するべきである。また，その後も継続的に調査を実施するべきである。

・　司法制度改革審議会意見書では，国民生活の様々な場面における法曹需要は，量的に増大するとともに，質的にますます多様化，高度化することが予想され，その対応のためにも，法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であるとして，法曹人口増大の必要性が指摘され，閣議決定において，「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら，平成２２年ころには司法試験の合格者数を年間３，０００人程度とすることを目指す。」との目標が定められた。なお，もとより，実際の司法試験合格者は，司法試験委員会において，法曹となろうとする者に必要な学識・能力を有しているかどうかという観点から，適正に判定されるものである。

・　このような目標を掲げた司法制度改革によって，我が国の法曹人口は，平成１３年の２万１，８６４人から，平成２５年には３万８，４１６人にまで増加し，弁護士が１人もいない地域がなくなり，国民が法的サービスにアクセスしやすくなったこと，法曹が自治体，企業及び海外展開等においても広く活動する足掛かりとなったことなど，成果が認められる。

・　司法制度改革後の日本社会を取り巻く環境は変化を続けており，より多様化，複雑化する中，法曹に対する需要は今後も増加していくことが予想され，このような社会の要請に応えるべく，質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下，全体としての法曹人口を引き続き増加させる必要があることに変わりはない。

・　他方で，「プロセス」としての法曹養成制度が多くの課題を抱える中，司法試験の合格者数は，平成２２年以降も２，０００人から２，１００人程度にと

どまり，閣議決定された司法試験の合格者数は達成されていない。また，近年，過払金返還請求訴訟事件を除く民事訴訟事件数や法律相談件数はさほど増えておらず，法曹の法廷以外の新たな分野への進出も現時点では限定的といわざるを得ない状況にある。さらに，ここ数年，司法修習終了者の終了直後の弁護士未登録者数が増加する傾向にあり，法律事務所への就職が困難な状況が生じていることがうかがわれることからすれば，現時点においても司法試験の年間合格者数を３，０００人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは，現実性を欠くものといわざるを得ない。

・　上記数値目標は，法曹人口の大幅な増加を図ることが喫緊の課題であったことから，早期に達成すべきものとして掲げられた目標であるが，現状においては，司法試験の年間合格者数の数値目標を掲げることによって，大幅な法曹人口増加を早期に図ることが必要な状況ではなくなっている。そこで，当面，このような数値目標を立てることはせず，今後の法曹人口の在り方については，第４で述べる新たな検討体制の下で，法曹有資格者の活動領域の拡大状況，法曹に対する需要，司法アクセスの進展状況，法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら，あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行う必要がある。

そのために，第４で述べる新たな検討体制の下，その時点における法曹有資格者の活動領域の状況，法曹に対する需要，司法アクセスの状況及び法科大学院，司法修習や弁護士に対する継続教育等の法曹養成制度の状況・規模等を踏まえ，法曹人口についての調査を行うとともにその結果を２年以内に公表するべきである。

また，その後も継続的に調査を実施するとともに，あるべき法曹人口について，その都度検討を行う必要がある。

・　いずれにせよ，引き続き，社会の要請に応えるべく，質・量ともに豊かな法曹を養成するとの理念の下，法曹としての質を維持することに留意しつつ，法科大学院の改善策（後記第３の２で検討する。）を進めながら，全体としての法曹人口を増加させることを目指すものとすることが相当である。

第３　法曹養成制度の在り方

１　法曹養成制度の理念と現状

(1)　プロセスとしての法曹養成

○　法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持した上で，制度をより実効的に機能させるため，教育体制が十分でない法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直しの促進とともに，法学未修者教育の充実など法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる必要がある。

・　現在の法曹養成制度は，司法試験という「点」のみによる選抜から，法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールである法科大学院を設け，法学教育，司法試験，司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成を目指して導入されたものである。

　このような「プロセス」としての法曹養成の考え方を前提に，司法試験の受験資格は，原則として法科大学院修了者について認められているが法科大学院を中核とする制度の枠組み自体を批判する立場からは，法科大学院修了を司法試験の受験資格とする制度を撤廃して，法科大学院を司法試験の受験資格とは無関係なものと位置付けるべきであるとの指摘もある。

・　新しい法曹養成制度における中核的な教育機関である法科大学院では，ソクラティックメソッド等による双方向性の議論を重視した授業が実践され，学生に物事の本質や判断の分岐点を考えながら学習を積ませるようになるなど，優れた教育がされている例も報告されている。また，司法試験の結果においても，法科大学院修了直後の受験者の合格率が最も高く，修了後年数が経過するにつれて合格率が低下する傾向が定着し，法科大学院の教育と司法試験との連携が相当程度図られているといえ，これらの点により，法科大学院教育は，相応の成果を上げているといえる。このような「プロセス」としての法曹養成の考え方を放棄すれば，法曹養成課程の中核である法科大学院教育の成果と意義が十分に活かされないだけでなく，旧司法試験下の受験技術優先の傾向が再現されることにもなりかねず，法曹志願者全体の質の低下を招くことが危惧される。

・　他方で，司法試験の受験資格を原則として法科大学院修了者に限定していることを踏まえると，法科大学院が，与えられた役割を踏まえ，十分な教育を行うことができることが求められるが，法科大学院の中には，入学者選抜や進級・修了認定が十分に機能せず，教育体制も十分整わないなど，法曹の養成のための教育機関としての役割を十分に果たしていない大学があることも否定し難い。したがって，「プロセス」としての法曹養成の理念を堅持した上で，制度をより実効的に機能させるため，これらの法科大学院の定員削減や統廃合などの組織見直しの促進（後記２(1)で検討する。）とともに，法学未修者教育の充実（後記２(2)で検討する。）など法科大学院教育の質の向上について必要な方策をとる必要がある。

(2) 法曹志願者の減少，法曹の多様性の確保

○ 法曹志願者の減少は，司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きく，全体としての司法試験合格率は高くなっておらず，また，司法修習終了後の就職状況が厳しい一方で，法科大学院において一定の時間的・経済的負担を要することから，法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられていることが原因である。また，このことは，多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に確保することが困難となっている要因としても当てはまる。

○ 上記要因を可能な限り解消して，法曹志願者の増加や多様性の確保を図るため，法曹としての質の維持に留意しつつ，個々の論点における具体的な方策を講ずる必要がある。

・ 新しい法曹養成制度の導入後，法科大学院の志願者数は年々減少を続けており，現状のままでは，法曹の質を維持しつつ，その大幅の増加を図るという所期の理念の実現は困難ではないかとの懸念が示されている。

また，司法制度改革審議会意見書では，多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため，法科大学院には学部段階での専門分野を問わず広く受け入れ，また，社会人等にも広く門戸を開放する必要があるとされた。しかし，法科大学院の志願者が大幅に減少する中で，法学部の学生以外の志望者も減少しており，司法制度改革の理念の実現に支障が生じている。

・ 法曹志願者が減少する要因としては，司法試験の合格状況における法科大学院間のばらつきが大きく，全体としての司法試験の合格率がそれほど高くなっておらず，また，司法修習を終えた後も，法律事務所等に就職して活動を始めることが困難な者が増加しているといわれる状況にある一方，大学を卒業した後の数年にわたる法科大学院での就学やそのための相当額の金銭的負担を要することから，法曹を志願して法科大学院に入学することにリスクがあるととらえられている状況にあると考えられる。また，このことは，法曹の多様性確保が困難となっている要因としても当てはまる。

・ そこで，法曹志願者が減少する要因について，可能な限り解消するよう検討することにより，法曹志願者の増加や法曹の多様性の確保を図り，質・量ともに豊かな法曹の養成を目指すことが必要であり，法曹としての質の維持に留意しつつ，個々の論点における具体的な方策（司法修習終了者の就職状況については，前記第１及び第２で検討したとおりであり，法曹養成課程における経済的支援については後記(3)で，司法試験の合格率の上昇に資する法科大学院教育の質の向上については後記２で，司法試験制度については後記３で，それぞれ検討する。）を講ずる必要がある。また，法学部教育も含めた養成期間の短縮，例えば飛び入学等の積極的な運用も考えられる。

(3) 法曹養成課程における経済的支援

○ 法科大学院生に対する経済的支援については，通常の大学院生と比較しても，既に相当充実した支援がされているところであり，今後とも，意欲と能力のある学生に対する支援の取組を継続していく必要がある。

○ 司法修習生に対する経済的支援の在り方については，貸与制を前提とした上で，司法修習の位置付けを踏まえつつ，より良い法曹養成という観点から，経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにするため，措置を講じる必要がある。具体的には，可能な限り第６７期司法修習生（本年１１月修習開始）から，次の措置を実施すべきである。

1 分野別実務修習の開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者本人について，旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。

2 集合修習期間中，司法研修所への入寮を希望する者のうち，通所圏内に住居を有しない者については，入寮できるようにする。

3 司法修習生の兼業の許可について，法の定める修習専念義務を前提に，その趣旨や司法修習の現状を踏まえ，司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来の運用を緩和する。具体的には，司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認めることとする。

・ 法科大学院生に対する経済的支援については，授業料の減免に加え，無利子・有利子（低利子）で最長２０年間で返済する（独）日本学生支援機構の奨学金制度があり，無利子奨学金の業績優秀者は奨学金の返還も減免されることがあるほか，有利子奨学金においては，法科大学院の授業料が相対的に高額であることをも考慮し，貸与月額も増額が可能とされているなど，既に充実した支援がなされているところであり，今後とも，意欲と能力のある学生が，経済的理由によって修学を断念することのないよう取組を継続していく必要がある。

・ 司法修習が，法曹養成において実務教育の主要部分を担う不可欠の課程として置かれており，司法修習生は，修習期間中は修習に専念することが求められていることから，司法修習生の修習期間中の生活の基盤を確保し，修習の実効性を確保するための方策として，司法修習生に対する経済的支援を行う必要がある。そして，具体的な支援の在り方については，給費制とすべきとの意見もあったが，貸与制を導入した趣旨，貸与制の内容，これまでの政府における検討経過に照らし，貸与制を維持すべきである。

その上で，司法修習生に対する経済的支援については，司法修習の位置付けを踏まえつつ，より良い法曹養成という観点から，経済的な事情によって法曹への道を断念する事態を招くことがないようにするため，措置を講じる必要がある。具体的には，司法修習に伴い個々の司法修習生の間に生ずる不均衡への配慮や，司法修習生の修習専念義務の在り方に関して，可能な限り第６７期司

法修習生（本年１１月修習開始）から，次の措置を講じるべきである。

① 分野別実務修習開始時における転居費用について

分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について，旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。

② 集合修習期間中の入寮について

集合修習期間中，司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち，通所圏内に住居を有しない者については，入寮できるようにする。

③ 修習専念義務について

司法修習生の兼業の許可について，法の定める修習専念義務を前提に，その趣旨や司法修習の現状を踏まえ，司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来の運用を緩和する。具体的には，司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導を始めとする教育活動により収入を得ることを認めることとする。

（なお，この問題も含む司法修習の在り方については後記４参照）

2　法科大学院について

(1)　教育の質の向上，定員・設置数，認証評価

○　法科大学院は，法曹養成のための専門職大学院であり，その修了者に司法試験受験資格を与える制度としていることに鑑み，修了者のうち相当程度（例えば約７～８割）が司法試験に合格できるよう，充実した教育を行うことが求められる。

○　司法試験合格の見通しを制度的に高めて，資質のある多くの者が法科大学院を志願するようになる観点からも，上記のとおり，修了者のうち相当程度の者が司法試験に合格できる状態を目指すことが重要である。

○　個々の法科大学院についてみると，法科大学院間のばらつきが大きく，充実した教育を行っている法科大学院がある一方で，教育状況に課題がある法科大学院もあり，このような課題のある法科大学院については，教育の質を向上させる必要があるとともに，定員削減及び統廃合などの組織見直しを進める必要がある。

○　今後の法科大学院の統廃合や定員の在り方については，まずは，法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきである。

○　現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり，また，全体としても定員が過大になっていることから，入学定員については，現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し，法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。その上で，その後は，法曹有資格者の活動領域の拡大状況，法曹に対する需要，司法試験合格者数の推移等を見つつ，定員の見直しを行うべきである。

○　司法試験受験資格を原則として法科大学院修了者に限定している以上，法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし，それにふさわしい教育の質を確保する観点から，課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを加速させるためにも，公的支援の見直しの方策を更に強化すべきである。その際，財政的支援の見直しのみならず，人的支援の見直しについても同様に実施すべきである。

○　こうした施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは，課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について，法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み，組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとする。法的措置の内容を含めた具体的な制度の在り方については，大学教育の特性に配慮するとともに，認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意し，司法試験合格状況，教育状況その他法的措置を行う際の指標の在り方も含め，第４で述べる新たな検討体制において検討し，２年以内に結論を得るべきである。

○　上記のような課題を抱える法科大学院の自主的な取組の促進と合わせて，法科大学院の浮揚に向けた総合的方策を展開することも必要である。法曹養

成のための充実した教育ができる法科大学院については，特色ある教育等の取組を先導的に行うことや，教育資源を有効活用した改組転換，法科大学院間の連携・連合等のネットワーク化を推進するために必要な支援を行うべきである。

・　司法制度改革審議会意見書は，プロセスとしての法曹養成制度の中核としての法科大学院において，法理論教育を中心としつつ，実務教育の導入部分をも合わせて実施することとし，実務との架橋を強く意識した教育を行うべきであるとした。また，法科大学院の教育方法は，少人数教育を基本とし，双方向的・多方向的で密度の濃いものとすべきとした上，厳格な成績評価及び修了認定の実効性を担保する仕組みを具体的に講じるべきであるとし，法科大学院の課程を修了した者のうち相当程度（例えば約７～８割）の者が新司法試験に合格できるよう，充実した教育を行うべきであるとした。また，併せて，法科大学院の設置は，関係者の自発的創意を基本としつつ，基準を満たしたものを認可することとし，広く参入を認める仕組みとすべきとした。

この結果，法科大学院の定員数はピーク時には５，８２５人に上り，その後の定員削減により平成２５年度には４，２６１人となっているものの，平成２０年以降，司法試験合格者数は２，０００人から２，１００人程度で推移し，法科大学院修了者全体の司法試験合格率は，教育の目標とされていた修了者の約７～８割に達しておらず，単年合格率が約２５％，累積合格率（ある年度の法科大学院修了者数のうち司法試験を受験した者の数に対する同修了者の受験期間中の累積合格者数の割合を指す。以下同じ）でも約５割程度にとどまっている。

また，法科大学院ごとに見ると，司法試験合格率や入学定員の充足状況等のばらつきが大きく，一部の法科大学院において，司法試験合格率が著しく低迷しており，入学者数が定員を大きく下回るなど深刻な課題を抱えている。

このような状況は，法曹志願者減少の要因となっており，教育の質を向上させ，司法試験合格率を上昇させるための改善が必要である。

・　法科大学院は，法曹養成のための専門職大学院であり，司法試験の受験資格は原則として法科大学院修了者に限定していることを踏まえ，法科大学院は，法曹養成の中核としての使命を果たし，それにふさわしい教育をすることが求められ，修了者のうち相当程度（例えば約７～８割）が司法試験に合格できるよう，充実した教育を行うことが求められる。

・　また，法科大学院全体としての司法試験合格率が低迷し，法科大学院を修了しても，司法試験に合格して法曹となることができる見通しが低いことが，法科大学院の志願者が減少している一つの要因となっている状況にある。この状況を改善し，司法試験合格の見通しを高めて，資質のある多くの者が法科大学院を志願するようになるという観点からも，法科大学院全体として，上記のとおり，修了者のうち相当程度の者が司法試験に合格できる状態を目指すことが重要である。また，質が高く幅広い教育を行うためにも，上記のような状態を実現させることが重要である。

・　個々の法科大学院についてみると，充実した教育を行い，修了者のうち相当程度が司法試験に合格している法科大学院もある一方で，司法試験合格率が低く，入学者数が定員を大きく下回るなど課題を抱える法科大学院もあり，法科大学院間のばらつきが大きい。教育状況に課題がある法科大学院は，教育の質を向上させることが必要である。また，法科大学院は，前述の使命を果たし，それにふさわしい教育を行うものであることが求められるという観点から，課題を抱える法科大学院については，定員削減や統廃合などの組織見直しを更に促進する必要がある。

・　今後の法科大学院の統廃合や定員削減については，まずは，法科大学院が全体としてこれまで司法試験合格者を相当数輩出してきた事実を踏まえて検討すべきである。

・　現在の教育力に比して定員が過大な法科大学院が相当数あり，また，全体としても定員が過大であるといわざるを得ない。教育の質を向上させる努力を払いつつも，まずは教育力に見合った適正な定員削減を行うべきである。そこで，入学定員については，現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し，法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきである。その上で，その後は法曹有資格者の活動領域の拡大状況，法曹に対する需要，司法試験合格者数の推移等を見つつ，定員の見直しを行うべきである。

・　文部科学省においては，司法試験合格率や入学競争倍率などにおいて深刻な課題を抱える法科大学院の自主的な組織見直しを促進するために，公的支援見直しを実施しており，これまでに８校が学生募集停止を実施又は公表しているものの，いまだ深刻な課題を抱える法科大学院は存在していることから，現行の施策の効果を見極めつつ，これを更に促進する方策を加速・強化するとともに，連携強化や改組転換等を促すなど積極的な改善策についても進める必要がある。また，このような課題を抱える法科大学院への裁判官及び検察官等の教員としての派遣についても，同様に見直しを行うべきである。

・　教育状況に課題のある法科大学院については，公的支援の見直しの更なる強化をはじめ，その浮揚に向けた総合的方策を展開し，組織見直しを加速させる。こうした施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは，課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について，法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み，組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとする。法的措置の内容を含めた具体的な制度の在り方については，大学教育の特性に配慮するとともに，認証評価による適格認定の厳格化など認証評価との関係にも留意し，司法試験合格状況，教育状況その他法的措置を行う際の指標の在り方も含め，第４で述べる新たな検討体制において検討し，２年以内に結論を得るべきである。

なお，法科大学院の地域的配置や夜間開講等の特性を有する法科大学院に対する配慮についても検討が必要である。

・　上記のような課題を抱える法科大学院の自主的な取組の促進と合わせて，法科大学院の浮揚に向けた総合的方策を展開することも必要である。法曹養成の

ための充実した教育ができる法科大学院については，特色ある教育等の取組を先導的に行うことや，教育資源を有効活用した改組転換，法科大学院間の連携・連合等のネットワーク化を推進するために必要な支援を行うべきである。

(2) 教育の質の向上・法学未修者の教育

○ 法学未修者の教育の質の保証の観点から，法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして，１年次から２年次に進級する際の「共通到達度確認試験（仮称）」の導入の早期実現を目指す。さらに，これを既修者にも活用できるものとして整備することについて，第４に述べる新たな検討体制の下で検討するべきである。
○ 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を検討するべきである。

・ 司法制度改革においては，多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるため，法科大学院においては，学部段階の専門分野を問わず広く受け入れ，また，社会人等にも広く門戸を開放する必要があるとし，入学選抜において法律学についての知識を問わない法学未修者を原則としてその標準修業年限を３年としつつ，法律学の基礎的な学識を有すると認められた法学既修者については２年での修了を認めるとの制度とした。

しかしながら，現状を見ると，法学既修者の司法試験の累積合格率が約６割から７割であるのに対し，法学未修者は約３割から４割となっており，法学未修者に対する教育に課題が大きいことが明らかである。

このような法学未修者の司法試験合格率の低迷は，特に法学部以外の学部出身者や社会人経験者の志願者減少の要因となり，多様な人材を法曹に受け入れようとした司法制度改革の理念の実現に支障が生じることから，法学未修者教育の充実のための方策が必要である。

・ 法学未修者は，入学選抜段階で法学の基礎的な学識を有するとの認定を受けていない者であるから，基本的な法律科目を重点的に教育し，基礎・基本の習得の徹底を図るとともに，その到達度を，教育課程の各段階に応じて客観的に判定する仕組みが必要である。

特に，学修の出発点である１年次においては基本的な法律科目の修得を徹底し，２年次以降は法学既修者も受講する授業を受けることになることから，進級に当たり厳格な到達度判定を行う必要がある。そこで，法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして，平成２４年１１月３０日付け中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法学未修者教育充実のためのワーキング・グループ報告で提言されている「共通到達度確認試験（仮称）」の導入を，その具体的内容が上記報告の趣旨に沿うものとなるよう配慮しつつ，早期に実現することを目指す。

・ 共通到達度確認試験（仮称）については，法学未修者が，その学ぶべき内容（例えば共通的な到達目標）の達成度を確認でき，自らの学修成果を客観的に

把握することでその後の学修に活かせるようにするとともに，法科大学院が学生に対する指導の際の参考資料とすることができるものとして構築する。さらに，第４で述べる新たな検討体制において，これを法学既修者にも活用できるものとして整備することを検討し，その際には，法律基本科目の試験について，その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して適切に制度の整備を進めるべきである。その際，３(2)で検討する司法試験の短答式試験の科目削減等との関係も考慮するべきである。なお，共通到達度確認試験は，あくまでも法科大学院における学修の達成度を確認するためのものであり，司法試験における短答式試験そのものを前倒しするものではない。

・　また，法学未修者のうち特に社会人や法学部以外の学部出身者に対する教育の充実は，法曹の多様性を確保する観点から重要であるため，法律基本科目をより重点的に学ぶことを可能とするためのシステムの改善を検討するとともに，現在優れた法学未修者教育を実施している法科大学院については，それらを更に充実させる取組が必要である。

3　司法試験について

(1)　受験回数制限

○　受験回数制限制度は維持した上で，法科大学院修了又は予備試験合格後５年以内に５回まで受験できるよう，その制限を緩和するべきである。

・　受験回数制限制度は，旧司法試験の下での問題状況を解消するとともに，プロセスとしての法曹養成制度を導入する以上，法科大学院における教育効果が薄れないうちに司法試験を受験させる必要があるとの考え方から導入したものである。この点について，法科大学院の教育状況が目標としていたとおりにはなっていないことや法科大学院修了後５年の間に合格しない者が多数いることなどから，受験回数制限自体を撤廃すべきであるとの立場もあるが，受験回数制限を撤廃して旧司法試験の下で生じていた問題状況を再び招来することになるのは適当ではなく，また，法科大学院修了を受験資格とする以上は法科大学院の教育効果が薄れないうちに受験させる必要もあると考えられる。さらに，法曹を目指し，司法試験を受験する者の多くを占める２０歳から３０歳代は，人生で最も様々なものを吸収できる，あるいは吸収すべき世代であり，本人に早期の転進を促し，法学専門教育を受けた者を法曹以外の職業での活用を図るための一つの機会ともなる。したがって，受験回数制限を設けること自体は合理的である。

・　受験回数については，現行制度は，３回程度の受験回数制限を課すことが適当と考えられ，その上で，受験生が特別の事情で受験できない場合があり得ることも考慮し，５年間に３回受験できることとされている。

・　もっとも，現在，多くの受験生がより多くの回数受験することができるものとすることを求めている。そもそも，受験回数制限制度において制限される回数については，３回とすることが必須であるというものではなく，その制度の趣旨に反しない限度であれば，受験回数制限を緩和することも考えられる。

この点に関し，これまでの司法試験の結果によれば，法科大学院修了直後の者の合格率が最も高く，受験期間が長くなるにつれて合格率が低下する傾向にあるところ，受験期間を維持するのであれば，この傾向に与える影響は大きくないと考えられる。また，受験期間と受験回数との差がない方が，受験資格があるのに受験を控えるようなことはなく，全ての受験者が法科大学院教育の効果が最も高いときから間断なく受験することになるとの利点もあると考えられる。

さらに，受験回数制限を緩和し，受験期間内において司法試験を受験できることとすれば，単年合格率が低下し，更に志願者を減少させるおそれがあるとの意見もあるが，受験回数制限を緩和しても受験期間の途中で司法試験を受験しなくなる者も一定数いることが想定されることからすれば，単年合格率の低下は一定の範囲にとどまると考えられるし，累積合格率はほとんど低下しないものと想定される。また，今後，制度全体の改善を図ることによって，法曹志願者の減少を防ぐことは可能であり，むしろ，受験回数制限を緩和し，５回ま

で受験できるとする方が法曹を志願しやすい環境につながると考えられる。

以上のことから，受験回数制限制度は維持した上で，法科大学院修了又は予備試験合格後５年以内に５回まで受験できるよう，その制限を緩和することとするべきである。

なお，この場合，既に３回受験して資格を失った者であっても，法科大学院修了又は予備試験合格後５年を経過していない場合には，受験資格が認められることとなる（既に５年を経過した者については，法科大学院教育の成果が維持される期間を過ぎていると考えられるため，新制度開始後に受験資格を認める経過措置はとらない。）。

(2) 方式・内容，合格基準・合格者決定

○ 法科大学院教育との連携や，司法試験受験者の負担軽減を考慮し，司法試験の短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法に限定すべきである。これに加えて，論文式試験の試験科目の削減につき，選択科目の廃止を含め，その在り方について，予備試験との関係に留意しつつ，第４で述べる新たな検討体制において検討し，２年以内に結論を得るべきである。

・ 司法試験の出題内容は，各科目とも法科大学院での教育内容を踏まえたものとなっていると評価されているとの意見もある一方，旧司法試験に比して科目が増えていること等から受験者の負担が重いため，科目数等を限定し，負担を軽減すべき等の意見もある。

法科大学院教育において，基本的な法律科目をより重点的に学習できるよう改善を図ることとされる（前記第３の２(2)参照）ことから，司法試験についてもそのような法科大学院における教育との連携を図る必要があるとともに，現在の司法試験が，旧司法試験のときの試験方式と比べて科目が増えており，司法試験受験者の負担軽減を図る必要があることを考慮し，短答式試験の試験科目（司法試験法第３条各号所定のかっこ書の内容を含む）を憲法・民法・刑法に限定すべきである。これに加えて，論文式試験の試験科目につき，選択科目の廃止を含め，その在り方について，予備試験との関係に留意しつつ，第４で述べる新たな検討体制において，２年以内に検討し，結論を得るべきである。

また，具体的な方式・内容，合格基準・合格者決定の在り方に関しては，司法試験委員会において，現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく，同委員会の下に，検討体制を整備することが期待される。

(3) 予備試験制度

○ 予備試験制度については，現時点では，制度の実施後間もないことから，引き続き，予備試験の結果の推移，予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で，法科大学院教育の改善状況も見ながら，予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検

討すべきであり，第４で述べる新たな検討体制において，２年以内に検討して結論を得るべきである。

・　予備試験制度は，司法制度改革審議会意見書において，経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり，予備試験は，法科大学院修了者と同等の能力を有するかどうかを判定することを目的として行われ，その合格者には，司法試験の受験資格が与えられる。

・　予備試験制度について，制限的にすべきとの立場は，予備試験制度が，司法制度改革審議会意見書において，経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のための適切な途を確保すべきとされたことから導入された制度であり，このような制度の趣旨を踏まえて実施すべきであるとする。そのような立場からは，これまでの２回の予備試験及び予備試験合格者が初めて受験した平成２４年司法試験の結果によれば，既に本来の制度の趣旨とは異なる状況が生じており，その傾向が拡大して法科大学院を中核とする法曹養成制度のいわゆるバイパスになるおそれや，それが法科大学院の教育及び法曹を目指す者の学習に及ぼす影響等への懸念が示されている。

一方で，予備試験制度について，積極的に評価すべきとの立場は，予備試験制度が，法科大学院を経由せずに法曹を志願する途を確保する制度であり，法科大学院の時間的・経済的負担を考えると，予備試験制度について，法科大学院を中核とする現在の法曹養成制度においても，重要な制度として位置付けるべきであるとする。

・　このように，予備試験制度については，様々な見方があるものの，現時点では，制度の実施後間もないことから，引き続き，予備試験の結果の推移，予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で，法科大学院教育の改善状況も見ながら，予備試験制度を見直す必要があるかどうかを検討する必要がある。また，(2)で述べた司法試験の内容との関係でも，予備試験の在り方を検討する必要がある。そこで，予備試験の在り方については，法科大学院修了者と同等の能力を判定するという位置付けを踏まえ，第４で述べる新たな検討体制において２年以内に検討し，結論を得ることとすべきである。

4　司法修習について

(1)　法科大学院教育との連携

(2)　司法修習の内容

○　司法修習について，法科大学院教育との役割分担を踏まえ，法科大学院教育との連携が図られているが，現在，各法科大学院の実務基礎教育の内容にばらつきがあることを踏まえると，各法科大学院において実務基礎教育の質を向上させることによって，その解消を図るとともに，司法修習の早い段階においても，同様の観点から，より一層実務に即した効果的な分野別実務修習を実施できるよう，司法修習生に対する導入的教育を更に充実させることが求められる。また，司法修習においては，新しい制度の下で修習期間が１年間に短縮されたことなどから，より密度の濃いものとするための工夫が求められている。

○　最高裁判所においては，司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが求められる。

　また，第４で述べる新たな検討体制の下で，質の高い法曹を育成できるよう，法科大学院教育との連携，司法修習の実情，上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ，司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて，法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い，２年以内に結論を得るべきである。

・　司法修習については，法科大学院における教育との有機的な連携の下に，法曹としての実務に必要な能力を修得させることが求められている。法科大学院教育と司法修習の役割分担について，法科大学院教育は，法理論教育及び実務への導入教育を行うものであるのに対し，司法修習は，法科大学院における教育を前提とし，これと連携を図りながら，実務修習を中核とする実務に即した教育を行う課程と位置付けられる。このような役割分担を前提とし，法科大学院教育から司法修習への円滑な移行を行い，修習の効果を上げるために，司法研修所及び配属庁会において，修習の開始前後に導入的教育が実施されている。司法修習生は，これらの導入的教育を経て分野別実務修習に取り組むことにより，集合修習の開始までに概ね必要な水準に達すると評価されているが，現在，各法科大学院の実務基礎教育の内容にばらつきがあることを踏まえると，各法科大学院において実務基礎教育の質を向上させることによって，その解消を図るとともに，司法修習の早い段階においても，同様の観点から，より一層実務に即した効果的な分野別実務修習を実施できるよう，司法修習生に対する導入的教育を更に充実させることが求められる。

　また，司法修習においては，多様化する法曹に対する社会的ニーズに応えるべく，幅広い法曹の活動に共通して必要とされる汎用的能力を修得していくための指導が行われるとともに，選択型実務修習が多岐にわたる分野で幅広く修習が実施されているが，新しい制度の下で修習期間が１年間に短縮されたことなどから，より密度の濃いものとするための工夫が求められている。

・　最高裁判所においては，司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが求められる。

また，第４で述べる新たな検討体制の下で，質の高い法曹を育成できるよう，法科大学院教育との連携，司法修習の実情，上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ，司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて，法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い，２年以内に結論を得るべきである。

なお，今後，法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討する中で，必要があれば，司法修習生の地位及びこれに関連する措置の在り方や兼業許可基準の更なる緩和の要否についても検討することが考えられる。

5　継続教育について

○　法曹となった者に対する継続教育の在り方について，弁護士会を始めとする法曹三者の取組を更に進めるとともに，法科大学院においても，各法科大学院の特色を生かした先端的分野等を学ぶ機会を幅広く提供したり，司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援を行うなど，必要な協力を行い，継続教育の一層の充実を図るものとするべきである。

法曹となった者であっても，多様化する社会のニーズに対応するため，引き続き幅広い知見を得る機会をもつべきである。法曹となった者の継続教育については，弁護士会を始めとする法曹三者の取組を更に進める（例えば，法テラスを活用することも考えられる。）必要があるが，法科大学院も，各法科大学院の特色を生かして，法曹に対して先端的分野等を学ぶ機会を積極的に提供したり，司法修習終了直後の法曹有資格者に対する支援を行うなど，これまでの法曹有資格者の養成機関としての役割だけではなく，継続教育機関としての役割を果たしていくことが期待される。これらの取組により，法曹となった者に対する継続教育の一層の充実を図るべきである。

第４　今後の法曹養成制度についての検討体制の在り方

○　今後，本検討会議で結論が得られた施策については着実に実施し，残された検討課題については着実に検討を進めていくべきであり，これらを省庁横断的にフォローアップしつつ，検討課題について速やかに結論を得ることのできる新たな検討体制を整備するとともに，学識経験者や法曹三者等の意見を必要に応じて求めることができる体制を設けるべきである。

・　本検討会議においては，司法制度改革の理念を踏まえ，法曹の養成に関する制度の在り方について，有機的に関連する諸問題を整合的に解決するべく，詳細に検討を行ってきたところであるが，検討した各論点について一定の結論が得られたものがある一方，今後の法曹人口，法科大学院，司法試験及び司法修習の在り方について，今後の検討課題を残すこととせざるを得なかった。

今後，本検討会議で結論が得られた施策については着実に実施し，残された検討課題については着実に検討を進めていくべきであり，これらを省庁横断的にフォローアップするとともに，検討課題については，速やかに結論を得ることのできる新たな検討体制を整備するべきである。その際，法曹の養成に関する制度は，その所管が複数の省庁等にまたがって有機的に関連していることから，新たな検討体制は，各省庁等を統括してリーダーシップを取ることのできる強力な体制として整備する必要がある。

また，第１で述べたとおり，法曹有資格者の活動領域の在り方については，活動領域の拡大に向けて，各分野の有識者で構成する有識者会議及び各分野別の分科会を設けるべきであり，これを新たな検討体制の下に置くべきである。

さらに，今後の検討課題を検討するに当たっては，学識経験を有する者や実際に司法権に関わる職務を行う法曹三者等の意見を必要に応じて求めることができる体制を設けるべきである。

おわりに

我が国の新しい法曹養成制度は開始から１０年目を迎え，正にプロセスとしての法曹養成制度の真価が問われているところであるが，現在，様々な問題が指摘されており，このままでは法曹志願者が減少し，多様で有為な人材を法曹に確保することが困難となる危機に直面していることは否定できない。新たな検討体制においては，この危機的な状況を十分に認識し，速やかに検討を進めるべきである。そして，本検討会議が示した結論や方向性を前提に残された課題の検討を行うに当たっては，司法制度改革の枠組みを堅持しつつこの法曹養成制度を改善する最後の機会ともいうべき状況にあるとの認識の下で，個々の問題のみを検討するのではなく，制度全体の在り方を一体的に見て整合的な検討を行う必要があることを忘れてはならない。法曹養成制度全体がより良いものとなり，多数の有為な人材が法曹を志願することのできる制度となるよう，関係者の緊密な協力関係の下，更なる努力を期待する。

法曹養成制度検討会議　検討経過

	開催日	議題
第1回	平成24年　8月28日(火)	・議論の進め方 ・法曹有資格者の活動領域の在り方(1)
第2回	9月20日(木)	・法曹人口の在り方(1) (主な論点) 「法曹人口に関するこれまでの状況」「法曹人口の在り方」 「法曹有資格者の活動領域の在り方に関する今後の検討」
第3回	10月30日(火)	・法曹養成全体総論(1) (主な論点) 「プロセスとしての法曹養成」「法曹志願者の減少」 「法曹の多様性の確保」「法曹養成課程における経済的支援」
	11月5日(月)	・法科大学院視察 ・成蹊大学大学院法務研究科 ・一橋大学大学院法学研究科
第4回	11月29日(木)	・法科大学院について(1) (主な論点) 「教育の質の向上」「定員，設置数」「認証評価」
第5回	12月18日(火)	・法科大学院について(2) (主な論点) 「法学未修者の教育」
第6回	12月25日(火)	・司法試験について(1) (主な論点) 「受験回数制限」「方式・内容，合格基準・合格者決定」
第7回	平成25年　1月23日(水)	・司法試験について(2) ・司法修習について (主な論点) 「予備試験」「司法修習と法科大学院教育との連携の在り方」「司法修習の内容」
第8回	1月30日(水)	・継続教育について ・法曹養成全体総論(2) (主な論点) 「継続教育」「プロセスとしての法曹養成」「法曹志願者の減少」 「法曹の多様性の確保」「法曹養成課程における経済的支援」
第9回	2月22日(金)	・法曹有資格者の活動領域の在り方(2) ・法科大学院について(3) (主な論点) 「法曹有資格者の活動領域の在り方」「法科大学院の定員，設置数」
第10回	3月14日(木)	・法曹人口の在り方(2) (主な論点) 「法曹人口に関するこれまでの状況」「法曹人口の在り方」
第11回	3月27日(水)	・各論点の全体協議(全2回) ・法曹有資格者の活動領域の在り方 ・法曹人口の在り方 ・法曹養成制度の在り方 ・中間的取りまとめ
第12回	4月9日(火)	
	4月12日(金) ～ 5月13日(月)	パブリック・コメントの実施
第13回	5月30日(木)	・パブリック・コメントで提出された意見の検討 ・最終案の検討 ・取りまとめ
第14回	6月6日(木)	
第15回	6月19日(水)	
第16回	6月26日(水)	

法曹養成制度検討会議　構成員名簿

（平成２５年６月２６日現在）

１　構成員

【関係政務等】

世耕弘成	内閣官房副長官
坂本哲志	総務副大臣
後藤茂之	法務副大臣
山口俊一	財務副大臣
谷川弥一	文部科学副大臣
赤羽一嘉	経済産業副大臣

【有識者】（敬称略）

座長	佐々木　毅	前学習院大学法学部教授

（五十音順）

伊藤鉄男	弁護士（元次長検事）
井上正仁	東京大学名誉教授 早稲田大学大学院法務研究科教授
岡田ヒロミ	消費生活専門相談員
翁　百合	株式会社日本総合研究所理事
鎌田　薫	早稲田大学総長・法学学術院教授
清原慶子	三鷹市長
久保　潔	元読売新聞東京本社論説副委員長
国分正一	医師・東北大学名誉教授
田島良昭	社会福祉法人南高愛隣会理事長
田中康郎	明治大学法科大学院法務研究科教授 （元札幌高等裁判所長官）
南雲弘行	日本労働組合総連合会事務局長
萩原敏孝	株式会社小松製作所特別顧問
丸島俊介	弁護士
宮脇　淳	北海道大学公共政策大学院長
山口義行	立教大学経済学部教授
和田吉弘	弁護士

【関係機関】

小林宏司	最高裁判所事務総局審議官

２　オブザーバー

林　眞琴	最高検察庁総務部長
橋本副孝	日本弁護士連合会法曹養成制度改革実現本部委員

（資料 4）

法曹養成制度改革の推進について

（平成25年７月16日
法曹養成制度関係閣僚会議決定）

はじめに

本閣僚会議は、司法制度改革によって導入された新しい法曹養成制度について様々な課題が指摘されていることから、その在り方について、法曹養成制度検討会議の意見等も踏まえて検討を行ったものである。

本閣僚会議は、法曹養成制度検討会議取りまとめの内容を是認し、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として、講ずべき措置の内容及び時期を示すものである。

第１　今後の検討体制

内閣に関係閣僚で構成する会議体（以下「閣僚会議」という。）を設置し、その下に事務局を置いて、以下に述べる施策の実施をフォローアップするとともに、２年以内を目途に課題の検討を行うこととすべきである。

また、法曹養成制度の改革・改善を進めていくに当たっては、政府のみでなく、最高裁判所及び日本弁護士連合会も一体となって取り組んでいく必要があることに鑑み、より良い法曹養成制度を実現するため、最高裁判所において、必要な施策を検討・実施することを期待するとともに、日本弁護士連合会においても、必要な取組を積極的に行うことを期待する。

第２　法曹有資格者の活動領域の在り方

法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る。

第３　今後の法曹人口の在り方

司法試験の年間合格者数については、3,000人程度とすることを目指すべきとの数値目標を掲げることは現実性を欠くものであり、当面、このような数値目標を立てることはしないものとする。

閣僚会議の下で、法曹としての質を維持することに留意しつつ、法曹有資格者の活動領域の拡大状況、法曹に対する需要、司法アクセスの進展状況、法曹養成制度の整備状況等を勘案しながら、あるべき法曹人口について提言をするべくその都度検討を行うこととする。

そのために、閣僚会議の下で、法曹人口についての必要な調査を行い、その結果を２年以内に公表する。また、その後も継続的に調査を実施する。

第４　法曹養成制度の在り方

１　法曹養成課程における経済的支援について

最高裁判所において、可能な限り第67期司法修習生（平成25年11月修習開始）から、次の措置を実施することが期待される。

(1)　分野別実務修習開始に当たり現居住地から実務修習地への転居を要する者について、旅費法に準じて移転料を支給する（実務修習地に関する希望の有無を問わない。）。

(2)　集合修習期間中、司法研修所内の寮への入寮を希望する者のうち、通所圏内に住居を有しない者については、入寮できるようにする。

(3)　司法修習生の兼業の許可について、法の定める修習専念義務を前提に、その趣旨や司法修習の現状を踏まえ、司法修習生の中立公正性や品位を損なわないなど司法修習に支障を生じない範囲において従来の運用を緩和する。具体的には、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認める。

２　法科大学院について

(1)　法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

ア　文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会（以下「中教審」という。）の審議を踏まえ、１年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、２年以内にその結論に沿った実施を開始する。

イ　閣僚会議の下で、課題を抱える法科大学院に対する裁判官及び検察官等の教員派遣の見直し方策について、上記文部科学省の公的支援の見直し強化策をも踏まえて、１年以内に検討し、結論を得る。

法務省は、２年以内にその結論に沿った実施を開始する。

また、最高裁判所においても、同様に教員派遣の見直し方策を実施することが期待される。

ウ　上記ア、イの施策を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において２年以内に検討し、結論を得る。

(2)　文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を１年以内に検討して結論を得た上、２年以内にその結論に沿った実施を開始する。

(3)　文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、こ

れを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、２年以内に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を２年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、５年以内に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行う。

(4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を１年以内に検討し、実施準備を行う。

3 司法試験について

(1) 法務省において、司法試験の受験回数制限につき、法科大学院修了又は予備試験合格後５年以内に５回まで受験できるよう緩和し、短答式試験の試験科目を憲法・民法・刑法の３科目に限定するために、所要の法案を１年以内に提出する。

(2) 閣僚会議の下で、法科大学院教育との連携や、司法試験受験者の負担軽減を考慮し、司法試験の論文式試験の試験科目の削減につき、論文式試験の選択科目の廃止を含め、その在り方について、予備試験との関係に留意しつつ検討し、２年以内に結論を得る。

(3) 閣僚会議の下で、予備試験の結果の推移、予備試験合格者の受験する司法試験の結果の推移等について必要なデータの収集を継続して行った上で、法科大学院教育の改善状況も見ながら、予備試験制度の在り方について検討し、２年以内に結論を得る。

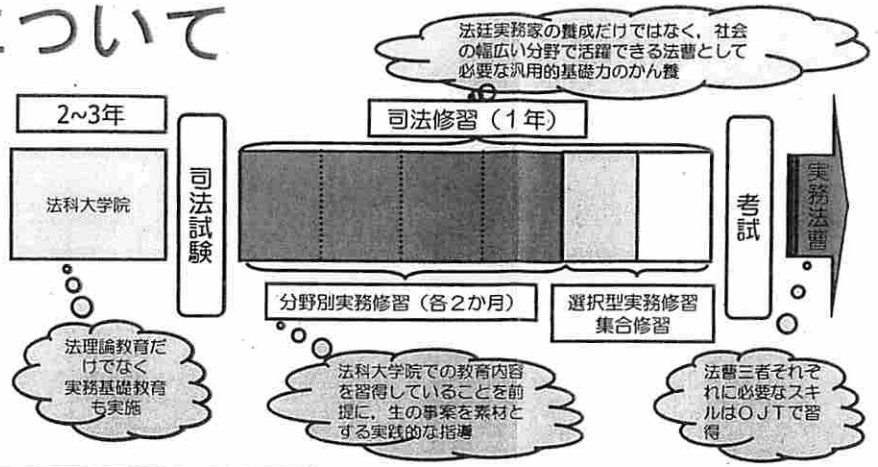
(4) 司法試験の具体的な方式・内容、合格基準・合格者決定の在り方に関しては、司法試験委員会において、現状について検証・確認しつつより良い在り方を検討するべく、同委員会の下に、検討体制を整備することが期待される。

4 司法修習について

最高裁判所においては、司法修習生に対する導入的教育や、選択型実務修習を含め司法修習内容の更なる充実に向けた検討を行うことが期待される。

また、閣僚会議の下で、質の高い法曹を育成できるよう、法科大学院教育との連携、司法修習の実情、上記の最高裁判所における検討状況等を踏まえつつ、司法修習生に対する導入的教育や選択型実務修習の在り方を含め司法修習の更なる充実に向けて、法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い、２年以内に結論を得る。

司法修習の充実方策について



法曹養成制度検討会議取りまとめ

i　司法修習については法科大学院教育との連携が図られているが，現在，各法科大学院の実務基礎教育の内容にばらつきがある。

・各法科大学院において実務基礎教育の質を向上させることによって，ばらつきの解消を図ること
・司法修習の早い段階においても，より一層実務に即した効果的な分野別実務修習を実施できるよう，修習生に対する導入的教育を更に充実させること

が求められた。

ii　司法修習の期間が１年間に短縮されたこと等

修習（選択型実務修習を含む）をより密度の濃いものとするための工夫

が求められた。

法曹三者による分野別実務修習担当者に対するアンケート結果等

i　法曹三者に温度差はあるものの，修習生の中には，修習開始段階での要件事実の考え方，事実認定の基礎的知識，当事者法曹としての視点・姿勢，検察の役割・機能に関する理解等が不足している者がいるとの指摘があった。

ii　分野別実務修習の内容に相当のばらつきがあり，検察，弁護のアンケートによれば，各分野別実務修習終了時においても必要な能力を身に付けさせられていないとの指摘があった。

iii　検察，弁護のアンケートによれば，上記ｉを踏まえ，導入的教育として，研修所教官による相当期間の集合修習を行うべきであるとの意見があった。

司法修習充実の基本方針

1　修習委員会では，これまで司法修習の運営に特段の問題があるとは認識していなかったが，法曹養成制度検討会議の取りまとめ，法曹三者アンケート結果等を受けて，今後は修習の実情を把握し，改善すべきは改善するという姿勢で臨むこととする。

2　①修習開始段階の修習生の状況，すなわち法科大学院の実務基礎教育を経て司法試験に合格して司法修習生になった者の知識・能力の状況（その限りで法科大学院の実務基礎教育の状況，司法試験の状況も視野に入ることになる），②各分野別実務修習において行われている指導内容，その効果の実情，③選択型実務修習，集合修習の状況，④修習終了時に法曹としての汎用的基礎力が身に付いている状況等，修習全体について，その実情を把握し，これらを分析して，導入段階の教育を含む修習全体の充実方策を検討するべきである。

3　現在，必ずしも２の①～④の修習の実情がつぶさに把握できているわけではないが，法曹養成制度検討会議の取りまとめ，法曹三者アンケート結果等，中でも検察，弁護の結果を踏まえ，現時点で考えられる方策は，

Ⅰ　不足が指摘されている基礎知識等について
司法研修所の企画する導入段階の統一的教育を行う。
導入段階におけるその教育目的・内容・方法については，本書面記載の諸状況を踏まえ，現在，幹事会ワーキンググループにおいて議論しているところ。
⇒ 議論の状況について別に説明

Ⅱ　分野別実務修習において
ガイドラインの策定等により，各分野別実務修習における指導内容を明確化・充実化する。
司法研修所は，各分野の課題の把握と支援を行う。
⇒ 分野別実務修習の充実方策参照

4　修習委員会は，今後継続的に，２の①～④の実情及び３のⅠ，Ⅱの方策の効果を調査し，これらを分析して，Ⅰ，Ⅱの方策を改善する必要がないかを含め，修習全体について，不断に実情の把握と充実方策の検討を行っていく。

A4に拡大

（資料6－1）

導入修習日程（A班）

	9:50			17:00
1	民事第1審手続の概説（講義）（コラボ）＊1 民裁・民弁		問題研究1（事情聴取・法律構成の選択・立証見通し・訴状） 民弁	
2	刑裁講義 刑事訴訟手続の目的・在り方，事前課題（手続）の解説等 刑裁	検察講義等 事前課題解説＋終局処分の考え方 検察	刑弁講義 弁護人としての視点からの刑事手続概観 刑弁	
3	民裁即日起案 要件事実＋事実認定の基礎		検察即日起案 主に終局処分	
4	民弁即日起案（問題研究2　主に準備書面）		刑弁即日起案 「見通す弁護」 ① 公判前整理手続等 ② 保釈請求	
5	民事総合1（コラボ）＊2	勾留・保釈（コラボ）＊3	刑裁即日起案 事実認定	
6	民裁即日起案（要件事実と事実認定の基礎）解説 民裁			
7	問題研究3（準備書面起案の解説等）		講義1（保全手続・執行手続への対応）	
	民弁			
8	民事事実認定の手法と留意点ー事前課題の解説等 民裁		演習1（証拠収集の対象と方法・立証活動） 民弁	
9	民事総合2（コラボ）＊2 民裁・民弁		演習2（契約案件への対応） 民弁	※空白
10	検査演習（模擬記録に基づく検査の考え方） 検察			
11	刑事手続における弁護人の活動 事前課題（弁論要旨・「振り返る弁護」）・起案（見通す弁護）の解説 刑弁			
12	事実認定の基礎ー刑裁即日起案・事前課題（事実認定）の解説等 刑裁			
13	刑事共通演習基礎ー公判前整理手続に関する演習（証拠開示・争点整理）（コラボ） 刑裁・検察・刑弁			
14	検察即日起案講評＋検察官の心構え等 検察		裁判官の役割・職務・心構え，裁判修習のガイダンス（コラボ） 民裁・刑裁	
15	講義2（代理人としての職責・心構え・倫理） 民弁	刑弁 ① 捜査段階における弁護活動 ② 弁護人の役割・職務・心構え ③ 分野別修習に向けての姿勢		留意事項 事務局長

＊1　民事第1審手続の確認と裁判所及び当事者訴訟代理人のそれぞれの立場からの実務上の留意事項等の解説（民裁・民弁）

＊2　模擬記録（主張書面と証拠等）を検討し，修習生によるグループ討論と全体討論，民裁教官と民弁教官による解説（民裁・民弁）

＊3　勾留・保釈の要件、保釈請求手続（刑裁・検察・刑弁）

導入修習日程（B班）

	9:50			17:00
1	刑裁講義 刑事訴訟手続の目的・在り方，事前課題（手続）の解説等 刑裁	検察講義等 事前課題解説＋終局処分の考え方 検察	刑弁講義 弁護人としての視点からの刑事手続概観 刑弁	
2	民事第1審手続の概説（講義）（コラボ）＊1 民裁・民弁		問題研究1（事情聴取・法律構成の選択・立証見通し・訴状） 民弁	
3	民裁即日起案 要件事実＋事実認定の基礎		検察即日起案 主に終局処分	
4	民弁即日起案（問題研究2　主に準備書面）		刑弁即日起案 「見通す弁護」 ① 公判前整理手続等 ② 保釈請求	
5	勾留・保釈（コラボ）＊3	民事総合1（コラボ）＊2	刑裁即日起案 事実認定	
6	捜査演習（模擬記録に基づく捜査の考え方） 検察			
7	刑事手続における弁護人の活動 事前課題（弁論要旨・「振り返る弁護」）・起案（見通す弁護）の解説 刑弁			
8	事実認定の基礎－刑裁即日起案・事前課題（事実認定）の解説等 刑裁			
9	刑事共通演習基礎－公判前整理手続に関する演習（証拠開示・争点整理）（コラボ） 刑裁・検察・刑弁			
10	民裁即日起案（要件事実と事実認定の基礎）解説 民裁			
11	問題研究3（準備書面起案の解説等） 民弁		講義1（保全手続・執行手続への対応）	
12	民事事実認定の手法と留意点－事前課題の解説等 民裁		演習1（証拠収集の対象と方法・立証活動） 民弁	
13	民事総合2（コラボ）＊2 民裁・民弁		演習2（契約案件への対応） 民弁	※空白
14	講義2（代理人としての職責・心構え・倫理） 民弁	刑弁 ① 捜査段階における弁護活動 ② 弁護人の役割・職務・心構え ③ 分野別修習に向けての姿勢		留意事項 事務局長
15	検察即日起案講評＋検察官の心構え等 検察		裁判官の役割・職務・心構え，裁判修習のガイダンス（コラボ） 民裁・刑裁	

＊1　民事第1審手続の確認と裁判所及び当事者訴訟代理人のそれぞれの立場からの実務上の留意事項等の解説（民裁・民弁）

＊2　模擬記録（主張書面と証拠等）を検討し，修習生によるグループ討論と全体討論，民裁教官と民弁教官による解説（民裁・民弁）

＊3　勾留・保釈の要件、保釈請求手続（刑裁・検察・刑弁）

導入修習・カリキュラムの骨子

※このカリキュラムの骨子は現時点で検討中のものであり，確定したものではない。
※文中，「事前課題」とあるのは，修習開始前に修習生（予定者）に教材等を送付して課題を与え，修習開始までに全員から課題に対するレポートを提出させるもの。

1　趣旨・目的

修習開始段階で司法修習生に不足している実務基礎知識・能力に気付かせ，かつ，より効果的・効率的な分野別実務修習が円滑に行えるようにする。

2　民事系カリキュラムの骨子

(1)　コラボカリキュラム

ア　民事第一審手続の概説（A班１日目，B班２日目）

（題材）模擬記録（民事第一審手続の概説（別冊記録））

（目的・内容）手続全体の概観，手続の節目ごとの実務上の留意点や実務修習で体験すべき点等につき，民裁教官・民弁教官により解説

イ　民事総合１・２（A班５日目・９日目，B班５日目１３日目）

（題材）模擬記録

（目的・内容）修習生を裁判官役，原告訴訟代理人役，被告訴訟代理人役に分けた上で（各グループ５人程度），主張・立証活動の在り方や訴訟指揮・求釈明の在り方，今後の見通し等の検討・意見交換，民裁教官・民弁教官による解説

(2)　民事裁判カリキュラム

ア　即日起案・解説（A班３日目・６日目，B班３日目・１０日目）

（題材）模擬記録

（目的）要件事実及び事実認定の基礎知識及び応用力の養成

（内容）要件事実を用いた主張分析及び事実認定，証拠法の基礎的知識等に関する起案，解説

イ　民事事実認定の手法と留意点（A班８日目，B班１２日目）

（題材）事前課題（簡単な模擬記録に基づく事実認定の設問）

（目的・内容）修習生の事実認定，証拠法の基礎知識等を確認しながら，教官と修習生が意見交換等を行うことにより，事実認定の一般的手法等について実務的な観点から解説

ウ　裁判官の役割・職務・心構え，裁判修習のガイダンス（A班１４日目，B班１５日目）

（目的・内容）　裁判官の役割，職務，心構え等についての解説及び裁判

実務修習への留意点等について民裁教官・刑裁教官による説明・質疑応答等

(3) **民事弁護カリキュラム**

ア　問題研究

（目的）一連の起案を通じた当事者法曹としての動的視点の疑似体験

○問題研究１（Ａ班１日目，Ｂ班２日目）

（題材）事前課題（依頼者からの事情聴取記録に基づく検討と訴状起案）

（内容）事前課題に基づき，法的構成，法的構成の取捨選択，事実認定上の問題点及び立証の見通し等の検討を含めた講評

○問題研究２（４日目）・問題研究３（Ａ班７日目，Ｂ班１１日目）

（題材）上記事情聴取記録並びに訴状，答弁書及び書証等の追加資料

（内容）原告第一準備書面の即日起案・講評

イ　講義

○講義１（Ａ班７日目，Ｂ班１１日目）

（題材）設問（修習開始前に配布）及びＤＶＤ

（目的）具体的な事案を題材として，保全・執行についての一連の動的な流れ，具体的な対応等を理解させる。

（内容）設問事例を事前に検討し，ＤＶＤを視聴させるなどした上で，意見交換・解説

○講義２（Ａ班１５日目，Ｂ班１４日目）

（目的・内容）依頼者のための弁護士の視点と心構え，弁護士倫理に関する具体的事案の解説及び実務修習の留意点等

ウ　演習

○演習１（Ａ班８日目，Ｂ班１２日目）

（題材）依頼者からの事情聴取記録

（目的）事実関係の聴取，法律構成の検討，必要な証拠の収集といった，証拠収集・立証活動における弁護士の循環的な活動の流れを理解させる。

（内容）当事者の視点からの証拠評価，不足している証拠及びその収集方法等の検討・講評

○演習２（Ａ班９日目，Ｂ班１３日目）

（題材）依頼者からの聴取結果及び契約書案

（目的）依頼者の要望を理解・分析し，予防法学の観点から依頼者の権利保護及び事前の紛争回避方法等を理解させる。

（内容）契約書案の分析や修正案の検討・講評

3　刑事系カリキュラムの骨子

(1)　コラボカリキュラム

ア　勾留・保釈（５日目）

（題材）模擬記録

（目的）手続の進展も意識させながら勾留・保釈の要件の実質的理解を深める

（内容）勾留・保釈に関する課題の検討・報告，刑裁教官・検察教官・刑弁教官による解説

イ　刑事共通演習基礎（Ａ班１３日目，Ｂ班９日目）

（題材）争点整理教材

（目的・内容）手続の進展を意識した動的視点からの証明予定事実，類型証拠開示請求，予定主張の検討，討論，刑裁教官・検察教官・刑弁教官による解説

(2)　刑事裁判カリキュラム

ア　刑裁講義（Ａ班２日目，Ｂ班１日目）

（題材）手続関係の事前課題（公判前整理手続の場面を題材とした簡略な事例に基づく設問）

（目的・内容）裁判員制度の導入を契機とした刑事裁判の動きを織り交ぜながらの刑事訴訟手続（特に公判前整理手続と公判審理の目的，在り方）の俯瞰的な解説，事前課題についてのグループ討論・意見交換，解説

イ　即日起案（５日目）

（題材）比較的簡略な事実認定教材

（目的・内容）事実認定上の争点に対する結論及びその結論を導いた論理的な道筋の起案

ウ　事実認定の基礎（Ａ班１２日目，Ｂ班８日目）

（題材）即日起案で使用した事実認定教材，事実認定関係の事前課題（刑事第一審公判手続の概要（参考記録）の事例に基づく設問）

（目的・内容）事実認定に関する基礎知識を確認しながら，質疑応答，グループ討論を交えて行う刑事事実認定の総論，即日起案，事前課題の各解説等

エ　裁判官の役割・職務・心構え，裁判修習のガイダンス（Ａ班１４日目，Ｂ班１５日目）

前記２(2)ウに同じ

(3)　検察カリキュラム

ア　検察講義等（A班２日目，B班１日目）

（題材）事前課題（簡単な模擬記録に基づく終局処分に関する設問）

（目的・内容）終局処分の段階で予想される争点を見越した犯人性及び犯罪の成否の検討の在り方等の解説

イ　即日起案（３日目）

（題材）比較的簡略な模擬記録

（目的）終局処分に関する事前課題の解説を受けた修習生の理解度を確認

（内容）終局処分決定に至る思考過程の起案

ウ　捜査演習（A班１０日目，B班６日目）

（題材）模擬記録

（目的）捜査実務修習の試行体験をさせることにより，検察官の捜査の在り方，取調べの在り方を理解する視点を形成

（内容）身柄事件の受理段階における基本的な手続の履行，その後の捜査の在り方，考え方，進め方等に関する演習・講評

エ　即日起案講評等（A班１４日目，B班１５日目）

（題材）即日起案

（目的・内容）即日起案の講評を通じて，実務修習における修得目標を確認。検察官の職責，心構え等の説明により実務修習上の留意点を確認

(4)　刑事弁護カリキュラム

ア　刑弁講義（A班２日目，B班１日目）

（題材）模擬記録

（目的・内容）刑事訴訟に関する制度や条文等の知識を前提に，刑事弁護活動として見た場合におけるそのような制度等の具体的な現れ方について解説

イ　即日起案（４日目）

（題材）公判前整理手続の模擬記録

（目的）検察官の応答や裁判官の判断等を見通しながら弁護活動を進めていく「見通す弁護」の体験（弁論要旨を起案させる事前課題がそれまでの証拠調べの結果等を振り返る形の「振り返りの弁護」であることとの対比）

（内容）証拠意見メモ，開示請求類型証拠メモや予定主張メモ等及び保釈請求書の起案

ウ　刑事手続における弁護人の活動（A班１１日目，B班７日目）

（題材）事前課題（弁論要旨起案）及び即日起案

（目的・内容）刑事弁護人の視点による弁護活動及び検察官主張の弾劾

方法等の解説

エ　捜査段階における弁護活動等（Ａ班１５日目，Ｂ班１４日目）

（目的・内容）捜査段階における弁護活動として模擬接見の実施，弁護人の役割・職務・心構え，分野別実務修習にあたって注意すべき事項等の解説

以上

（資料 8）

分野別実務修習の充実方策

民事裁判修習ガイドライン

【起案】
・全体で少なくとも４件
・うち事実認定が問題となる事件（証拠構造や証拠評価が問題となる事件）を少なくとも２件
・起案に適した既済記録を部ごと，裁判官ごとに蓄積
・サマリー起案等の活用
【指導】
・同一記録を複数の修習生に検討させ，あるいは，事実認定等の起案をさせた上で修習生同士で討議させ指導する。
・可能であれば，弁護士会と協力し，１つの記録を用いた記録検討演習を行う。
・手続傍聴の際の解説・質疑応答について手続の進行等を意識した指導の実施
・分野別実務修習中の勉強会の実施や質問受付により，修習生の自学自修を支援

刑事裁判修習ガイドライン

【起案】
・全体で少なくとも４件
・うち事実認定が問題となる事件（証拠構造や証拠評価が問題となる事件）を少なくとも２件
・起案に適した既済記録を部ごと，裁判官ごとに蓄積
・サマリー起案等の活用
【指導】
・同一記録を複数の修習生に検討させ，あるいは，事実認定等の起案をさせた上で修習生同士で討議させ指導する。
・可能であれば，法曹三者で協力し，１つの記録を用いた記録検討演習を行う。
・手続傍聴の際の解説・質疑応答について手続の進行等を意識した指導の実施
・分野別実務修習中の勉強会の実施や質問受付により，修習生の自学自修を支援

検察修習ガイドライン

【捜査実務修習】
・少なくとも３件の事件について，捜査実務修習を行わせるよう努める。（確定記録を用いた演習や，修習生複数名に共同して行わせるものを含む。）
・捜査実務修習における指導は，具体的な事件について，事案の真相解明のための捜査方針（証拠収集及び取調要領）の検討，捜査（証拠収集，取調べ）の体験，終局処分の在り方（事案の真相の把握，法令の適用，証拠の価値判断・見通し，事件報告，起訴・不起訴処分の決定等）の検討等を行わせる。（事件に応じて相当と思われるものを実施。討議による指導も考慮。）
・少なくとも１回は，指導係検事等の指導の下，自ら被疑者又は参考人の取調べにおいて，発問等を体験させるように努める。
・各庁の実情に応じ可能であれば，指導係検事又はいわゆる里親検事が行う捜査に立ち会わせ，指導を受けさせるように努める。

【公判実務修習】
・少なくとも１件の事件について，公判実務修習を行わせる。（確定記録を用いた演習等を含む。）
・公判実務修習における指導は，具体的な事件について，証拠の整理，証拠等関係カード，証明予定事実記載書面，冒頭陳述，論告等の起案，公判前整理手続，公判手続の傍聴，裁判員裁判の準備リハーサル，証人テスト，控訴審査等の立会等を行わせて指導する。（事件に応じて相当と思われるものを実施。）

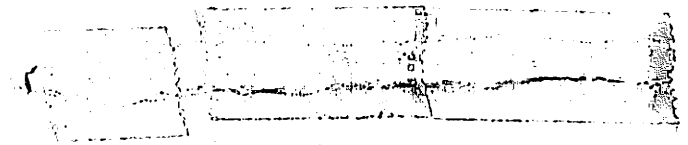
弁護修習ガイドライン

指導担当弁護士の指導の下，下記各項目につき，司法修習生に積極的，主体的に修習に取り組ませる。
刑事，民事ともに，下記各項目につき，偏りなく，少なくとも1件ずつ行うよう努めるものとする。
○事実調査と証拠収集
法律相談，事情聴取，被疑者，被告人との接見等に立ち会わせる際には，聴取すべき事項，収集すべき証拠等について事前に検討させるなどする。
なお，法律相談，事情聴取，接見等の際に修習生に発問させる場合には，指導担当弁護士が立ち会い，その指導のもとに発問させる。
○事実整理と法的分析等に関する意見交換
法律相談等で聴取した内容を整理させ，法的分析，立証上の問題点及び被聴取者が訴える背景事情，解決手段の選択，解決の見込み等について検討させ，指導担当弁護士と意見交換を行う。
○裁判所提出書類の起案
主張書面，陳述書等の法律文書を起案させ，指導担当弁護士が添削し，論理構成等について意見交換を行う。
○尋問事項書の起案と証拠調べの傍聴
記録を精査して聞き取り時の被聴取者への聴取事項を検討させるなどした上で尋問事項書を起案させ，これを指導担当弁護士が添削し，意見交換を行う。また，証拠調べの傍聴後には，尋問を巡って意見交換を行う。
○契約書類等訴訟外法律文書の起案
法律相談等に基づき請求書，回答書，示談書，契約書等の法律文書を起案させ，添削，意見交換等を行う。
○刑事弁護
刑事弁護については，最低１件（可能であれば起訴前，起訴後とも各１件以上）を体験させるよう努めるものとし，指導担当弁護士の立会い及び指導の下，手続きの進行段階に応じた弁護活動の技術・能力・マインドを，適宜の起案等を行わせ，意見交換を行うなどして修得させる。

司法研修所による課題の把握，支援

○課題の把握：指担協や修習結果簿を通じた実情把握の強化
○支援：起案件数，指導の在り方等に関するガイドラインの作成，適切な素材のない場合の教材作成
各教官室によるガイドラインの共有と各修習の連携強化

A４に縮小



司法修習委員会（第２４回）議事録

１　日時

平成２５年９月１３日（金）午後３時から午後５時まで

２　場所

最高裁判所中会議室

３　出席者

（委員）井窪保彦，稲川龍也，鎌田薫，鈴木健太，高瀬浩造，高橋宏志（委員長），安井久治（敬称略）

（幹事）大須賀寛之，神村昌通，木村哲司，木村光江，小林克典，小林宏司，出縄正人，中里智美，廣上克洋，巻之内茂，松本裕，村田渉，山本和彦，吉崎佳弥（敬称略）

（説明者）日本弁護士連合会事務次長鈴木啓文（敬称略）

４　議題

（１）意見交換

司法修習の実情把握等について

（２）今後の予定について

５　議事

（１）委員及び幹事の交替

林委員に替わり，稲川委員が，小野寺幹事，小山太士幹事，谷幹事，天海幹事，小山紀昭幹事，松並幹事に替わり，大須賀幹事，神村幹事，木村哲司幹事，出縄幹事，廣上幹事，松本幹事が新たに任命された旨の報告

（２）報告

吉崎幹事から，法曹養成制度をめぐる情勢等について，政府に設置された法曹養成制度検討会議において，本年６月に最終取りまとめが行われ，その中で，司法修習生に対する経済的支援措置として，実務修習地へ転居を要する

者に対して移転料を支給すること，通所圏内に住居を有しない者を集合修習期間中入寮させること及び兼業許可基準を一定程度緩和することの３つの措置を講じることが最高裁判所に対して求められたこと，最高裁判所及び司法研修所としては，これら３つの措置を併せて実施することは司法修習生に対する経済的支援として一定の合理性を有するものであると考えており，その速やかな実施に向けた検討を進めているところであること等が報告された。なお，兼業許可については，上記最終取りまとめにおいて提言を受けた業務，すなわち，休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとした教育活動については，許可しても差し支えのない場合が多いことから，取扱いを緩和することとし，司法修習予定者に対し周知する方針であることが報告された。

（高橋委員長）

ただいまの御報告について，御質問あるいは御意見等があればお願いしたい。

（井窪委員）

経済的支援の関係であるが，日弁連がいわゆる給費制の復活を強く求めていることは，当委員会においても折に触れてお伝えしてきたところである。この修習生に対する経済的支援の問題というのは，本来は法曹養成制度の全体像が固まったところで改めて検討されるべきことと考えている。法曹養成制度検討会議の取りまとめには，「今後，法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討する中で，必要があれば，司法修習生の地位及びこれに関連する措置の在り方等についても検討することが考えられる」との記載があるが，これは今申し上げたような趣旨を含んでいるものと私どもとしては理解している。ただし当面は，検討会議の取りまとめにおいて司法修習生に対する経済的支援として求められている３つの措置を講じることで修習生の経済的負担の軽減を図っていただくことは，歓迎すべきことであり，また必要なことと認識している。

（高橋委員長）

３つの経済的支援措置のうち移転料の支給や集合修習期間中の入寮に関する措置と，兼業許可基準の緩和は質的にかなり違うもののような気がしている。何かその点について御質問や御意見があれば伺いたい。

法科大学院については，いろいろな法科大学院があっていい，個性あふれる法科大学院などと言われていた時代もあった。司法修習生に法科大学院で補助的な作業をしてもらい，それが兼業となって報酬を得るということがあまりぴんとこない。財源は，大学によってはＯＢ会あたりから出してもらえるのかもしれないが，それにしてもそう大きな金額になるとは思えないのだが，いかがか。

（高瀬委員）

経済的な支援を何らかの形でやらなければならないというのは，そのとおりかもしれない。ただ，私の認識では，今まで司法修習生が時間的に余裕があるという報告を受けた記憶がない。兼業許可について推進するとなると，司法修習生にそれ相応の時間的余裕がないと難しいであろうと思う。今までは，修習生はあまり時間的余裕がないためにずっと勉強に走って，修習がもう一つだというような意見もあったりしたから，兼業するための時間的余裕はないと思っていた。そのように考えると，無理があるような印象を持つのだが，その点は大丈夫なのか。

（吉崎幹事）

お尋ねの点は，ごもっともな点があると思う。併せて，どういったニーズがあるかという実情も踏まえつつ，その業務の内容が，時間的に，あるいは業務量として，修習生にとって過剰な負担にならないかという点を見極めた上で，個別の事案に応じて検討していきたい。

（鎌田委員）

検討会議の一員でもあるので，若干責任を感じているところだが，この議論

が出たのは，給費制復活の論拠の一つが，修習専念義務を課して他のことを一切禁じている一方で，生活に必要な収入を得る道を閉ざしていることがおかしいのではないか，というところがそもそもの発端だと理解している。そこで，給費制を復活できないのであれば，一切のアルバイト収入を禁ずるというところを若干緩められるのではないかとなったが，他方で，これも無限定になると，修習よりも収入を得ることに走る人が出てくるし，修習生にふさわしくないアルバイトというようなことも懸念されるということで，確かに生活の維持という意味ではほとんど役に立たないのかもしれないが，修習生が修習の実態を踏まえて法科大学院生に何がしか先輩としての講演をすることは，今はあまり好ましいことではないし，ましてや一切謝金をもらってはいけないと言われているが，せめてそれぐらいのところは緩めていただくということはあり得るのではないかということで，検討会議の取りまとめにおいてこのような表現で記載された。検討会議の議論の中では予備校での指導・採点を禁ずる趣旨でないことを確認する，むしろ，それはできるのだと記載すべきだというふうな意見も相当強くあったが，いずれにせよ，この点に関する運用については，司法研修所の方で，慎重に検討を進めていただきたい。

（高橋委員長）

兼業許可の在り方については，今後，実態を踏まえ，ニーズなどを調べながら検討を進めていくとのことで，ケース・バイ・ケースの判断になるのではないかということであったが，また機会があれば御意見を賜ることがあろうかと思う。

（３）意見交換

司法修習の実情把握等について

（高橋委員長）

司法修習の実情把握等について，意見交換をお願いしたい。まず，吉崎幹事から司法修習の実情把握の状況についての御説明をお願いしたい。

（吉崎幹事）

先ほど御紹介した検討会議での最終取りまとめの前段階である座長試案でも司法修習に関して触れられるなど，司法修習，とりわけ，実務修習の在り方やその果たすべき機能が十全なものとなっているかについて，様々な意見がみられ，司法修習が，その指導理念に沿ったものとなっているかどうかについて，司法研修所事務局として問題意識を有し，早急に司法修習の実情の把握に努める必要があると考え，６月１８日に開催された第２４回司法修習委員会幹事会にお諮りし，司法修習の実情把握に向けた取組を行うこと，そのために幹事の皆様に御協力いただくことにつき了解いただいた。これを受け，司法研修所として，司法修習の実情を把握すべく，司法研修所教官からのヒアリング等やカリキュラムの分析を実施してきた。また，木村幹事長の御了解も得て，実務家幹事で構成するワーキング・グループを立ち上げた。その場において，これまで５回にわたり，司法修習，とりわけ実務修習の実情の把握と，それに基づく実務的な観点からの議論を行ってきた。

さらに，司法修習を担当する法曹三者においては，司法修習の実情把握のため，全国アンケート調査をそれぞれ実施したところである。このアンケート調査自体は司法研修所やワーキング・グループで行ったものではないが，質問内容の策定に当たっては法曹三者が相互に関与しており，アンケート結果はワーキング・グループにも報告されている。

司法修習の実情把握については，本来司法研修所において責任を持って分析，整理すべきところであるが，現段階ではその全てを分析，整理することができていないことから，本日は，法曹三者それぞれの立場から，調査結果から見て取れる司法修習の現状と課題について説明していただくよう依頼している。最高裁の立場から最高裁審議官の小林宏司幹事，法務省・検察庁の立場から法務省刑事局総務課長神村幹事，日弁連の立場から鈴木次長にお願いしている。この先の説明は各氏にお譲りしたいと思う。

（高橋委員長）

前回の委員会以降，６月に第２４回幹事会が開催され，本日，この委員会の直前にも第２５回幹事会が開催された。そこで，幹事会の議論状況について，木村幹事長から御報告をお願いしたい。

（木村幹事長）

本年６月１８日に開催した第２４回幹事会及び本日開催した第２５回幹事会における議論の状況について御報告する。

第２４回幹事会においては，先ほど吉崎幹事から御報告のあったとおり，司法修習の実情と課題について御議論いただいた上で，司法修習，とりわけ実務修習の在り方やその果たしている機能について，実情の把握を行うことについて，幹事の皆様方の御了解をいただいた。その後，司法研修所において修習の実情把握を行うとともに，ワーキング・グループが立ち上げられて議論がされてきたことも，吉崎幹事の御報告のとおりである。

こうした議論を踏まえ，本日，第２５回幹事会を開催して議論を行った。小林宏司幹事，神村幹事及び鈴木次長からアンケート調査の結果等について御説明をいただいた上で，その内容を中心に議論が行われたこと，議論の収束までには至らなかったものの，今後もワーキング・グループで議論を続けていくこと，ワーキング・グループでの議論に当たっては，委員会，幹事会での本日の御意見を踏まえて行うことについて，幹事の皆様の意見の一致を見た。本日のこの委員会においても，以上を踏まえた御意見をちょうだいしたいと思う。

（高橋委員長）

それでは本日の幹事会でも御説明されたということであるが，この委員会でも改めて御説明をお願いしたい。

それでは順不同だが，まず最高裁の立場から小林宏司幹事からお願いしたい。

（小林（宏）幹事）

私からは，裁判教官からのヒアリング結果や，全国５０箇所の本庁と立川支部を対象として行ったアンケートの結果の概要について紹介するとともに，これらの結果から見て取れる裁判修習の現状と課題について御説明する。

まず，分野別実務修習における指導の実情について御紹介する。修習生は，配属部の裁判官の指導の下，民事裁判であれば口頭弁論，弁論準備手続，和解手続等の傍聴，記録検討，起案及びこれらを踏まえた議論等を通じて，また，刑事裁判であれば公判廷や公判前整理手続の傍聴，記録検討，起案及びこれらを踏まえた議論等を通じて，司法修習生の知識，能力のかん養が図られているところである。アンケートによると，各庁からは，おおむね，裁判官から着眼点を指摘したり，修習生から問題点を報告させるなどして問題意識を持たせた上で具体的事件の修習に臨ませること等によって，訴訟運営等の実情を理解させるとともに，法曹として必要となる法的分析能力，事実認定能力，表現能力等をかん養することを指導の目標としている旨の回答がされており，新しい司法修習の意義，理念がどのように修習の指導に反映されているかを尋ねた質問に対しては，各庁から，法律実務家に必要とされる基本的かつ汎用的な能力を修得させることを念頭に置いて指導している，指導に当たっては，数多くの事件に触れさせる，書面の形式にはこだわらずサマリー起案を活用するといった回答が出されているところである。

次に，司法修習生が，司法修習の各課程を通じて必要な知識，能力を修得しているのかという観点から，ヒアリング結果やアンケート結果を分析する。

まず，実務修習開始後の早い段階に着目すると，裁判科目については，第１クール又は第２クールに，導入起案と司法研修所教官が各庁に出張して行う講評が行われているが，裁判教官からは，導入起案の段階では，１クラス７０人のうち，３から４人程度，基本的知識におぼつかない者がいるとの実感が聞かれた。

この点に関する各庁の認識を見ると，各庁アンケートでは，分野別民事裁

判修習（又は刑事裁判修習）の開始時において，修習生に，修習を円滑に行う上で支障となるほど不足している知識・理解はあるか，あるとすればどのようなものかを尋ねているが，これに対しては，「不足なし」（不足している旨の指摘がないもの）が多いものの，項目によっては，「一部」の修習生にそうした不足があるといった回答が多いものも見られたところである。厳密には分からないが，先ほどの裁判教官ヒアリングでの実感と大きく異なるところはないように思われる。

そのような「不足」のある修習生に対しては，裁判教官ヒアリングでは，修習生に面談した際に具体的な勉強方法を指導したり，各庁の指導担当者に指導上の留意点を伝えるなどして，個別的に指導しているところである。そして，各庁アンケートにおいては，導入起案の効果を尋ねた一般的質問ではあるが，修習生の能力・理解の伸張があったと回答した庁が７割以上あり，少なくとも教官による導入起案及び講評というカリキュラムによる指導は，相応の成果を上げていることがうかがわれる。なお，その余の回答は，導入起案前の状況を把握していないので分からないという回答か，理由の記載のないものであった。

また，裁判実務修習終了時の段階に着目すると，修習終了時点において，修習生に対して，その時点において必要な知識・能力等を修得させられたと感じたかを尋ねた各庁アンケートでは，７割ないし８割以上の庁で「感じた」と回答している。

以上のことは，分野別実務修習を終了した後に，集合修習を行う立場にある裁判教官のヒアリング結果からもうかがわれるところである。すなわち，集合修習に来るまでに分野別実務修習等を経ていることにより多くの者はキャッチアップできている，集合修習時に法曹として修習終了させることに不安を感じる修習生は少数である旨指摘されているところである。

以上を総合すると，裁判実務修習開始冒頭段階で，修習に円滑に入るのに支

障となるほどの知識，能力が不足している者は一部の者にとどまっており，分野別民裁（刑裁）修習終了時には，大多数の司法修習生は，その時点における必要な知識，能力を修得していることがうかがわれ，そのことは，分野別実務修習を経た後に集合修習を担当する裁判教官の認識とも符合するということができると思われる。

もっとも，次のような課題が浮かび上がってきているようにも思われる。

新しい司法修習は，１年間という限られた時間の中で，幅広い分野で活躍する法律実務家に必要とされる基本的，汎用的な能力を修得させるための教育として，生の事件に触れ，個別の指導官の指導を受ける実務修習を中核としているところであり，事件を実際に経験することを通じて，事実調査能力，事実認定能力，法的分析能力，表現能力のかん養が図られているところである。

この点，裁判教官ヒアリングや各庁アンケート等を見ると，実地での臨床教育の意義，重要性については共通理解が得られていると思われるところもあるが，民事事件では，特定の事件の期日には一，二回しか関与することができず，事件がどのように展開していくか見てもらうのはなかなか難しい，刑事事件では公判前整理手続を断片的にしか見ることができず，手続の進展を十分に理解することができていないのではないかなどの指摘もされている。

また，各庁アンケートによると，平均起案通数については，民事裁判で３本から８本，刑事裁判で１本から７本となっている。

さらに，修習を円滑に行う上で支障となるほど不足している知識・理解についての状況が，クールによって違いがあるかという質問に対しては，５割強の庁が，クールを経るに従って能力の向上が見られる等として「違いがある」と回答したものの，「違いがない」と回答した庁も４割強あった。

司法修習委員会の議論の取りまとめや，司法修習生指導要綱（甲）第２章第１の３によると，法曹に共通して必要とされる基本的な能力の養成に焦点

を絞るなどの指導上の工夫を行い，質量ともに修習の実が上がるよう配慮することが求められており，複数の修習生同士で議論をする，既済記録を使用して起案指導をする等の指導上の工夫も行われているところであるが，引き続きこうした指導上の工夫等の取組を進めていく必要があると考えている。

また，分野別実務修習の実を上げるためには，修習生が実務修習に円滑に入ることができるよう指導をする必要があり，従前から，修習開始前後に導入的教育，例えば，修習開始前の事前課題の検討，修習開始後の導入起案とその講評やＤＶＤ教材の視聴等によって，法科大学院で学んだ法理論，実務導入教育と，司法修習における実地の修習との架橋を図ってきたところである。

もっとも，先ほど御紹介した，分野別民裁（刑裁）修習時に，実務修習を円滑に行う上で著しく不足している知識・能力の有無や程度を尋ねた各庁アンケートにおいて，民事裁判についての民事実体法の知識，要件事実の考え方，事実認定の基礎的知識・理解等，刑事裁判についての刑事訴訟手続の基本的知識，事実認定の基礎的知識・理解のように，「一部」の修習生に不足があるとの回答が比較的多かった項目も見られるところである。また，裁判教官ヒアリングによっても，修習生には，実体法の知識，要件事実，事実認定の基礎的知識・理解等について不足が見られる者がいる旨の意見が出されており，さらに，いわゆる下位層が広がっているのではないかとの意見も見られるところである。

そして，以上のような指摘がされる背景事情として，裁判教官ヒアリングでは，出身法科大学院ごとの教育状況の差異やこれに起因する知識，能力を指摘する意見があり，各庁アンケートにおいても同趣旨の意見が出されているところであるが，裁判教官ヒアリングの中では，法科大学院での学習から司法修習の開始までに時間が経っており，平均的な修習生は大部分を忘れてしまっている，刑事実務基礎が司法試験科目ではないため，修習生がリマインドする機会がなく知識の定着度が低かったなどの指摘もされているところ

である。

司法研修所としては，円滑に実務修習に入るための事前準備として，法科大学院で学んだこと等についての自学自修を促す冊子を配布しており，各庁における修習生ガイダンス等でもこの点を説明してきたところではあるが，今般の裁判教官ヒアリングや各庁アンケートを見ると，円滑に実務修習に入るための導入的教育の在り方が現状で十分なものであるかをよく検討し，十分でない部分についてはその問題状況に応じた対策を考えなければならないものと考えている。

（高橋委員長）

次に，検察庁の立場から法務省の神村幹事に説明をお願いしたい。

（神村幹事）

今回のアンケートは全地方検察庁と東京地検立川支部，合計５１庁に対して行った。

検察実務修習開始時において司法修習生に検察実務修習を行う上で支障となるほどに不足している知識・能力があると思うかとの質問に対しては，全部の庁が「思う」という回答である。不足していると思う知識・能力とその割合については，例えば，検察の役割・機能に関する基礎知識が不足していると回答したのが４１庁（全体の８０．４％），検察官の捜査・公判活動や検察実務に関する基礎知識が不足していると回答したのが４６庁（全体の９０．２％），事実認定に関する基礎知識・理解が不足していると回答したのが４８庁（全体の９４．１％）であった。現在実施している導入教育の時期，期間についての質問に対しては，多くの庁が実務修習開始直後に１週間から２週間程度の導入教育を実施しているとの回答結果であった。

導入教育としてどのようなことを，どのような理由で行っているかという質問に対しては，検察の役割・機能，捜査・公判活動や検察実務の基礎知識及び捜査活動の具体的内容についての各講義は全庁で実施しており，大半の庁

が事件記録等を用いた模擬起案・講評を実施しているとの回答がされた。また，こうしたカリキュラムを組んだ理由として，例えば事実認定に関する基本的な検討方法等実務修習開始時に必要な知識等を修得していない者が多いため，こういうカリキュラムをやっているといった回答があった。

それから，現在実施している導入教育により不足している知識・能力を補うことができていると思うかという質問に対して，４８庁（全体の９４．１%）が「思わない」と回答している。「思わない」と回答した庁が挙げた理由としては，修習生の実務に関する理解や知識量が絶対的に少なくて，実務修習開始時までに事実認定の手法や考え方が十分に学べていないとか，実務修習期間が全体に２か月しかなく，導入教育ばかりに時間を割くわけにもいかないといったことが挙げられている。

それから，法科大学院での教育を改善することにより，不足している知識・能力を補うことができると思うかという質問に対して，「思わない」という庁が４６庁（全体の９０．２%）という結果だった。「思わない」と回答した庁が挙げた理由としては，例えば，全ての法科大学院に実務家教員が派遣されておらず，実務家教員がいたとしても，実務基礎教育に十分な時間が取れていないため，検察の役割や機能，法曹三者の立場の違い等に着目した教育は困難であるといったものがあった。

次に，実務修習開始前に一定期間，司法研修所による統一的な導入教育を行う必要があると思うかという質問に対しては，全ての庁が「思う」という回答をしており，そのように回答した庁に対する導入教育としての検察科目を必要とする理由や必要とする期間についての質問に対しては，検察科目に１週間から２週間を充てるべきとした庁が最も多く，導入教育を必要とする理由については，実務修習開始までに備えておくべき実務における手続の流れや検察の役割や活動に関する基礎知識，事実認定に関する基礎知識などについての理解を欠いているから，などといった理由が挙げられていた。

次に，各庁で実施している捜査実務修習の内容に関する質問に対しては，すべての庁において，捜査方針の検討や，被疑者の取調べ，警察官への捜査指揮事項の検討，処分の検討等を実施していると回答するなど，各庁において捜査方針の検討から終局処分までを経験させる捜査修習を行っている状況がうかがわれる回答結果であった。

続いて，捜査実務修習において，１つの事件につき何人の修習生を担当者として事件を配てんしているかとの質問に対しては，多くの庁が修習生１人に対して又は２人の班に対して事件を配てんしているとの回答結果であった。

それから，公判実務修習の実施状況についての質問に対しては，３１庁は全ての修習生に公判実務修習を実施しているが，８庁では捜査実務修習をある程度終えた者にのみ実施，５庁では希望者のみに実施，３庁では全く実施していないとの回答結果であった。公判実務修習を実施していない理由については，３庁全てに共通していたのは，割く時間がないということであった。

選択型実務修習の実施状況に関する質問に対しては，多くの庁で検察としては捜査や公判実務修習の補完となるものや施設見学などのプログラムを提供しているという回答結果が出ている。実施時期についての質問に対しては，現在のままでよいとしたのは７庁にとどまっていて，「その他」というのが４１庁あるわけだが，二回試験後というのがそうした答えの庁の最多数を占めた。

選択型実務修習の期間についての質問に対しては，４６庁（全体の９０．２％）が「適当だと思わない」と回答しており，それらが適当と思う期間をどう考えたかについては，全ての庁が現在の２か月よりも短い期間を適当と考えているという結果となった。そうした考えの理由としては，選択型実務修習の２か月間を全て選択型実務修習に充てている修習生は少数であるとか，プログラムの多くは本来全ての修習生が知識等を得ておくべき内容であって，分野別実務修習で全修習生を対象にするのがよい，といった意見があった。

検察庁が提供している選択型実務修習の意義に関しての質問に対しては，「意義があると思う」が８庁，「必ずしも意義があるとは思われない」とするのが４３庁で，「意義があるとは思われない」と回答した庁の方が圧倒的に多いが，その理由は若干錯綜していて，やっていること自体に意義がないというよりは，分野別実務修習期間内に連続して実施するほうが効果的だからといった意見も出ている。また，選択型実務修習期間は二回試験に向けた勉強期間になっていて，取組に身が入っていないとの回答もあった。

司法修習生指導要綱（甲）に定める基本的かつ汎用的な技法と思考方法を修得させるという観点から，現在の検察実務修習によって，必要な技法・思考方法を修得させられていると思うかという質問に対しては，「思わない」と回答した庁が４８庁に上っている。その主な理由としては，修習期間が短い上に導入教育に時間を取られて指導のための十分な時間がないといった回答があり，特に，公判実務を指導することができていないといったことも多くの庁が挙げている。

それから，こうした技法・思考方法を修得させるためにはどのようなカリキュラムを実施する必要があると思うか，そのためにはどの程度の実務修習期間が追加で必要になると思うか，との質問に対しては，期間については，一，二週間より長い期間を望んでいる庁がかなりあり，そうした期間を使って，現在より多数の事件処理とか公判修習，あるいは模擬取調べや模擬裁判などを行い，さらには，特定のカリキュラムではなく実務修習全体の期間を延長することが必要だとする意見があった。

最後の項目として，検察実務修習開始時における司法修習生の状況等について質問をしたが，資質，能力，知見等について，旧修習時代と比較して，修習生の間に差異があると思うかとの質問に対しては，「差異があると思う」と回答した庁が２６庁と半数に達し，また，修習生間の差についても，４４庁と，多くの庁は個人差が大きいと感じている傾向が出ている。出身法

科大学院によるばらつきがあると思うかとの質問に対しては，「思わない」と回答した２１庁と「どちらともいえない」と回答した２１庁で大多数を占めている。それから，こうしたばらつきについて検察実務修習終了時には小さくなっていると思うかという点については，これも「思わない」と回答した庁が２７庁と過半数を占めているという結果である。

最後の質問は，修習に対する熱意は感じられるかというものであったが，「全体的に熱意が感じられる」という回答９庁と，「個人差はあるが熱意が感じられる修習生が多い」という回答３８庁で大部分を占めていた。

以上の結果は，最初に申し上げたとおり分析はできていないが，特徴的な結果としては，検察実務修習開始時点で知識・能力が不足していると全ての庁が考えているという結果が出ていたこと，現在，各実務庁で導入教育はやっているが，これではまだ不十分だという回答がほとんどの庁からあったこと，現在の検察実務修習では必要とされている技法や思考方法を修得させることができていないとする回答が，かなりの数に上っていることが挙げられる。また，最後にもう一つ述べると，全ての庁が，統一的な導入修習を一定期間司法研修所でやることが必要だという回答をしていたという結果であった。

（高橋委員長）

続いて，日弁連から鈴木次長にお願いしたい。

（鈴木説明者）

日弁連は，弁護士会に対するアンケートと，個別指導担当弁護士に対するアンケートを実施した。今日はその中から幾つかピックアップしたものを説明させていただく。

弁護士会に対するアンケートの回収状況であるが，全弁護士会・多摩支部の５３会から回答が来ているが，本日の集計は５２会の分である。また，個別指導担当弁護士は全国で１，９０２人いるが，その内１，０８７人から回答が来ている。ただし，集計が間に合っている分が７５８人分，全体の約４

０％であり，これから御説明するアンケート結果はまだ途中のものということで御理解いただきたい。

まず，司法修習によって修得すべき知識・能力の目標を定めているかという問いに対し，弁護士会の方で「定めている」と回答したのは７会，「特に定めていない」と回答したのが４４会であり，これは一つの課題かと思われる。個別指導担当弁護士のほうでも弁護士会から「示されている」が２０２人で，「示されていない」が５２９人であった。

それから，分野別実務修習における各分野の指導準則第３の１の（２）では，「配属会の司法修習委員会と担当弁護士は，緊密に連絡協議し，指導方法の研究及び向上に努める」とあるが，弁護士会と個別指導担当弁護士の間でこのような工夫が行われているかということについて，「工夫している」が２２会，「特に工夫していない」が２８会あった。会として過半数が特に工夫していないことになり，この点も一つの課題だろうと思われる。

次に，新第６１期以降，司法研修所による統一的な導入的修習がなくなり，第６６期弁護導入講義が実施されるまで，すなわち新第６５期までの間で，弁護実務修習開始時に司法修習生に弁護実務修習を行う上で支障となるほどに不足している知識・能力があると思ったことはあるかという問いに対し，弁護士会の方では，「思ったことがある」と答えたのが３１会で６割，個別指導担当弁護士の方でも，「思ったことがある」と答えたのが２６２人，３４．６％であった。ただ，個別指導担当弁護士の方では，「思ったことがない」と答えたのが３５２人で，半分程度が「思ったことがない」という答えであった。また，「わからない」と答えた個別指導担当弁護士も１３５人いた。

続いて，前の質問で「思ったことがある」と答えた場合のみ回答するということで，第６６期で実施された弁護導入講義が，弁護実務修習を受ける上で支障となるほどに不足していた知識・能力の全部または一部を補うことがで

きる内容だったと思うかという問いに対し，弁護士会は，「思う」と答えたのが１７会，３２．７％，「わからない」と答えたのが１５．４％であった。個別指導担当弁護士の方も，「わからない」と答えたのが２１．５％であった。

また，弁護実務修習を受ける上で支障となるほどに不足している知識・能力があると思ったことがあるかとの問いに「思ったことはない」と答えた方に対しその理由を尋ねる問いで，「法科大学院教育が十分であったから」という理由については，「当てはまる」と答えた弁護士会が１会，「当てはまらない」と答えたのが５会であった。個別指導担当弁護士は，「当てはまらない」と答えたのが２７３人，「当てはまる」と答えたのが７０人であった。また，「弁護士会独自の研修で補えたから」という理由については，個別指導担当弁護士で「当てはまらない」と答えたのが２１８人，「当てはまる」と答えたのが１２５人であった。

弁護導入講義によって司法修習生が弁護実務修習を行う上で必要な知識・能力が備わり，または深まったと思うかという問いに対しては，「思う」と答えたのが弁護士会の方が２８会で半数以上であり，個別指導担当弁護士の方は「わからない」と答えたのが４１９人で半数以上という結果であった。

実務修習開始前に一定期間，裁判・検察・弁護修習について，統一的な導入的修習を行う必要があると思うかという問いについて，弁護士会は「思う」と答えたのが４８会で，９割を超えている。個別指導担当弁護士の方は６１６人で，８割を超えている。

この「思う」と答えた方に関し，その期間と場所について質問した。期間について，弁護士会の方では「１か月以上」と答えたのが１４会で２６．９％，「２か月程度」と答えたのが２１会で４０．４％，「２か月以上」と答えたのが７会で１３．５％という回答結果であった。個別指導担当弁護士の方では，「１か月程度」と答えたのが１１４人で１５．０％，「２か月程度」と

答えたのが２３８人で３１．４％，「２か月以上」と答えたのも１９３人，２５．５％であった。また，その場所としては，司法研修所と実務修習地，その他という形で質問したが，弁護士会，個別指導担当弁護士のいずれも「司法研修所」で行うべきだと考えていることが分かる回答結果だった。「実務修習地」と答えたのは，数がかなり少なかった。

弁護実務修習終了時において，司法修習生に必要な知識・能力を修得させられたと思うかということを個別指導担当弁護士に尋ねたが，修得させられたと「思う」と答えたのが２３８人で３１．４％，「思わない」と答えたのが２４４人で３２．２％，「わからない」と答えたのが２７４人で３６．１％と，ほぼ３分の１ずつという結果であった。

「弁護実務修習の内容をより充実させるという観点から，個別指導担当弁護士による指導の下，司法修習生に行わせたい修習内容はどのようなものですか（法改正の要否は問いません。）。」という問いに対する回答中，特に法廷に関する部分を紹介すると，法廷の同席のみだと答えた方は少なく，弁護士会の方は１４会であり，そうではない，他にもやらせるべきだというのが３４会であった。個別指導担当弁護士の方も５０７人，６６．９％が他にもやらせるべきだと答えた。それ以外の修習内容については，時系列表の作成，論点整理資料の作成，尋問事項書の下書きといったものは「当てはまる」と答えた会が多かった。個別指導担当弁護士の方も，時系列表の作成は４９．９％，論点整理資料の作成は６４．８％，尋問事項書の下書きは６９．３％の方がやらせてもよいのではないかと答えている。それに対し，主張の陳述，証拠書類等の朗読・提示，尋問は，ここまでは無理だろうという方が多かった。

続いて，選択型実務修習の期間，つまり２か月間であるが，これについてどのように思うかを聞いた。弁護士会の方では，１７会が「長い」，１４会が「ちょうどよい」と答え，「短い」と答えたのは２会であった。また，「わ

からない」と答えたのも１８会あった。個別指導担当弁護士は「わからない」と答えたのが圧倒的に多くて，４１４人，５４．６％であった。「長い」，「ちょうどよい」，「短い」と答えたのが，それぞれ１４．１％，１４．２％，１２．４％と，あまり違いがないような回答結果になっている。

それから，現行修習時代の司法修習生，つまり第５９期以前あるいは現行第６０期から現行第６５期と，新修習時代の司法修習生，新第６０期以降とで変わったと思うかという問いをした。弁護士会は，「変わったと思う」と答えたのが２６会であり，「わからない」と答えたのも１６会，３０．８％であった。個別指導担当弁護士も４００人，５２．８％が「変わったと思う」と答えており，「わからない」と答えたのも３３．４％あった。

司法修習生は，新司法修習が開始した当初のころの司法修習生（新第６０期・新第６１期）と，最近の司法修習生（新第６５期・第６６期）とで変わったと思うかという問いに対し，弁護士会で「思う」と答えたのが１８会，３４．６％であった。個別指導担当弁護士の方は２０７人で，２７．３％が「そう思う」と答えた。ただ，個別指導担当弁護士は「思わない」と回答したのも２３．７％おり，また，「わからない」が４６．７％であった。

現在，概要を取りまとめているが，最初に言ったようにまだ回収した分を集計し切れておらず，また，分析も緒についたところであるので，完成した際には，また御報告させていただきたい。

（高橋委員長）

修習の在り方について，どうしたらよいかという改善策も考えなければいけないが，それは次回以降ということにさせていただき，本日は，アンケートやヒアリング結果についての意見交換，フリーディスカッションを中心にしたい。

（鈴木委員）

私は実際に動き出した新修習はほとんど見ていないが，以前制度改正に若

干関わったという立場で御質問をさせていただく。

新司法修習になって，分野別実務修習期間が従前の４か月ずつから２か月ずつとなったが，その点について一番心配したのが，絶対的な時間の不足，あるいはその庁の事件の動向により，個別の修習生について修習内容にばらつきが生じてしまうのではないかということであった。裁判修習に関するアンケートによると，例えば，どのぐらい起案をしているかという質問について，民裁は最低でも３本位というものだったが，刑裁は１本から７本ということで，かなり幅が生じているようである。しかも，個人についてであればそういうこともあり得ると思うが，庁としての平均が１本から７本というのは，なぜそんなに差がついてしまうのかという気がする。どの辺に原因があるのかという点が，まず，第１点である。

それから，これは民裁も刑裁も同じようであるが，クールが進むに従って能力が上がっているかという質問に対して，上がっているという方が半数を超えているようであるが，そうでもないというのが４割を少し超えているぐらいある。もちろん分野別実務修習であり，別々の分野であるので，前に行った修習が後の修習に役に立つとは必ずしも言えないとは思うが，常識的に考えれば，別の分野でも実務的な考え方等に共通したところがあるので，当然，クールが進んで司法修習生が実務を経るに従って従前の実務修習の効果が上がり，後になればなるほど実務的な知識・能力が上がるのではないかと思うが，四十何%ほどの回答が必ずしもそうとは言えないというのは，どうしてなのかと思う。もし何かおわかりになれば教えていただきたいと思う。

（小林（宏）幹事）

２点御質問をいただいたが，あまりはっきりしないところも多い。

まず，平均起案通数の点だが，刑裁において，１庁ではあるが平均起案通数１本という庁もある。この具体的な事情は，率直に申し上げてよくわからない。ただ，新修習になるに当たり，期間は短くても数多くの事件に当たらせ

るように，例えば，一つの事件を複数の修習生にやらせるといった様々な工夫をすべきであるということは言われていた。今後，もう少し工夫をしつつ，庁によるばらつきをなくしていくことが必要になってくると思っている。

２点目の，クールによって能力不足の状況が変わってくるかという点だが，どちらかというと多くの庁の回答は，違いが生じているとしており，基礎的なところは大分力がついてくるのではないかというところだとは思うが，他方において，違いがないという庁もある。ここも率直なところ，よくはわからないところがあるが，推測するに，どの部分を見ているのかというところで違っているのかもしれない。例えば，能力の不足も個々の能力ごとに違いがあるもので，ある能力について見て，この能力に関して言えばあまり違いが生じないというところがあるかもしれない。あるいは修習生全体を見ているのか，個々の修習生を見ているのか，といった違いも考えられ，そのあたりの見方の違いが前提にあるのではないかと思われる。ただ，裁判教官ヒアリングでは，クールを経るごとに力がついてきているという印象が述べられており，全体的に言うとそのように言えるのではないかと思われる。

（木村幹事長）

幹事会での議論も少し御紹介しながら発言したい。

１点は，私もロースクールに所属しているので，少しショックな数字であったが，司法修習生の修習開始時の能力が不足しているかという問題について，裁判所と弁護士会のアンケートからは，比較的温かい目で見ていただいているのかなという気がしたが，検察の方のアンケートでかなり厳しい数字が出ていて，不足している知識・能力があると思うかという問いに対して全ての庁で「思う」と言われてしまっているという状況であった。そこで，先ほども幹事会で少し議論が出たが，なぜこれほどの差が出るのかということについて，検察修習の特殊性というのはあるのではないかという御指摘をちょうだいした。確かに，検察修習では動いている事件を扱うという意味で特殊で

あり，司法修習生に対する要求水準も少し違ってくるかもしれないというような話もあったが，それにしてもこれほど差があるのかと，私自身はショックを受けた数字であった。

それから，導入的な教育はそれぞれの庁で非常に工夫してやっていただいているが，それに関し，検察のアンケートにおいて，現在実施している導入教育によって，不足している知識・能力を補うことができるかという問いに対し，ほとんどの庁が「思わない」と回答したとの報告があった。現在検察で実施されている導入的な教育ではうまくいかないということで，やはり統一的な導入教育が必要ではないかという意見が強いようだが，幹事会では，それでは司法研修所でやればうまくいくのかという質問があった。それに対しては，実務庁での導入的な教育では，その担当者の経験や能力によって差異が生じてしまうところもあるという御説明があったが，導入教育の内容としては講義が多いということであるので，個人的な感想ではあるが，担当者によってそれほどのばらつきがあるのかという感想を持った。

（高橋委員長）

司法修習生が円滑に修習に入るのに必要な基本的な知識・能力が不足しているかという質問の中で，「検察官の役割」に関する知識という項目が出てきたが，法科大学院を出ていながら，「検察官の役割」をきちんとわかっていないというのは，具体的にはどういうことを指すのか。

（神村幹事）

まだ深く分析もしていないし，アンケートでは聞いていないという点があるので，推測になってしまうが，一つ，こんな話があり得るのではないか。検察官というのは公平な立場で刑事事件を処理して，適正な刑罰権の行使を実現することを職責とするが，そうでなく，できるだけ有罪を獲得して，できるだけ重い処罰をとるのが優れた検察官であり，それが検察の目的であって，検察官というのは一方当事者の偏った立場で処罰を求めるという方に傾

いた形で職務をすればよいと誤解している修習生がいて，そういう形で事件の処理をしようとしたりする例がある，という話は聞こえている。

（髙橋委員長）

法科大学院を出ていながら，そういうものかなという気もするが。

（髙瀬委員）

アンケート結果の御説明を聞いていると，まるで別世界があるように見えてしまうが，今までの委員会の議論では，そういう状況があったとは感じていなかった。

確認したいのは，こういうアンケートに対して答えるときに，何か文化の違いというのはないのか。例えば検察の方の質問事項はall or noneの聞き方になっているようだが，教育をしている以上何も不足がないということはなく，不足があるから教育をするのだという見方もあるから，こういう答えが出てしまうのかもしれない。ただ，そういう文化的な違いが背景になくてこういう結果が出るという話になると，まるで予想外の状況になっていたという話になり，何かしらの抜本的な対策をとらなければならないという話になるし，こういうアンケートに対しての答え方の文化が少し違うという話になれば，その部分も加味して検討すればいいという話になると思う。やはり御説明のあった数字だけを聞くと，ショッキングというか，アンケートをやって，これだけの結果が出たことは過去に経験がないので，アンケートでもこんな結果が出るのかと思って驚いているところだが，そのあたりは私も全くの門外漢でありよくわからないので，少しお聞かせ願いたい。

（神村幹事）

検察のアンケートについて，こういう結果が出たということが一つの示せる事実であるから，下手にそこを私が推測したり解釈するのはいかがかと思う。しかし，例えばこんなこともあり得るという点は，議論のためにお示ししたいと思う。一つは，先ほど幹事会での御説明としても出ていたが，検察

の実務修習が，特別な性格を持っているという点がある。それは，事件がまだ起こったばかりで，これから証拠等が集まっていくが，どのような事実関係が明らかになるかわからないというところも含めて最終的な処分も全然わからないし，まさに生の証拠がこれから集まってくる，あるいはある程度集まっていても，これから集まる証拠，それこそ自分が検察官の代わりに話を聞いた相手から出てくる供述次第でどうなっていくかわからないところで具体的な事件を処理する，そういう検察実務修習の性格がある。かつ，もう一つ，直接相手から事情を聞く，実際に取り調べるということをやり，しかも被疑者であれば場合によっては逮捕されているということで，強制力を行使されている相手から話を聞かなければならないし，被害者の方から聞くとなると，その被害者の心情に配慮しないといけない。そういう実務修習の形態であるから，やはりそういうことをある程度わかってもらっていないと，実務修習を修習生に経験させられないというのはあると思う。その辺が，やはり少し特殊だと思う。さらには，終局処分まで修習として検討させるとしても，実際に動いている生の事件を扱うのでそこで出てくるものについては，その程度の法的分析でいいか，事実の認定はそれで本当に大丈夫なのか，適正手続についてもそれで大丈夫なのか等，何か質的に違う求めがあるということもある。

また，今の環境が，実務修習なり司法修習を見直すべきではないかというような大きな議論がある中でのアンケートというのもあって，それならばこう回答しようというのも，もしかしたらあるのかもしれない。

（鎌田委員）

私も御説明いただいたアンケートの結果には，今の髙瀬委員とは別の観点で非常に違和感がある。

これまでは，ここでの議論の中で，今の検察修習が全く効果を上げていないみたいな議論はあまりなかったと思うが，御説明を聞くと，今の制度ではも

うだめだと言わんばかりのアンケート結果であり，これが突然出てきたというのは非常にショックを感じた。法科大学院生が生の事件を経験していないのは当然のことで，だからこそ実務修習をやるのであって，これから実務修習に入る前提が欠けているという答えとはあまりなじまないのではないかと感じた。実務の経験がないからできないというのは当然のことであり，それ以前の法的な理論等についての基礎的な学問をきちんとやってきたかどうかが，法科大学院に期待されているところなので，それとは違う観点で，司法試験に合格しただけでは足りないものがたくさんあると言われても，今の御説明を伺った限りでは，何かかみ合っていないような印象も持った。

（神村幹事）

おっしゃられることは全くそのとおりであり，法科大学院の実務基礎教育でやってくれという話ではない。そことは次元が違って，それでは結局，どこでやるかという話である。今，各検察庁が実務修習の具体的な事件をやらせる時間を削りながら，各庁で４クールごとに導入修習みたいなものをやっているが，それだと非効率であるし，先ほども出たが，やはり中小地検の，検事が数人しかいないようなところでは，修習指導者の能力の問題もどうしてもあって，効率的かつ一定の質を確保したものを修習の方でやるべきであり，検察の特殊性に鑑みた教育を法科大学院にやってくれというのは，元々少し違うだろうと思っている。

（稲川委員）

私も，この新しい修習制度が始まる際に，司法研修所でこういう導入的な教育を検討したという経験もあるとともに，現在，司法修習の検察実務の方での現場の責任者という立場でもあり，このアンケート結果には，ある意味非常にショックを受けている。特に研修の効果が出ていないということになると，それでは，修習指導で一体何をやっていたのかと，これは抜本的に少し検討しなければならないという感じを率直に受けた。導入的な教育がもっ

と必要だという観点は，我々の経験からすると理解できる部分は非常にあるが，出た後の２か月ぐらいでどうかというのは，これはやっぱり我々にとってもかなりショックな問題だと思っている。

ただ，私の経験で，こういう数字が出やすい傾向というのは，かねてより予想はしていた。なぜかというと，前期修習があった時代に検察教官室等でいろいろ議論しながら一斉に教えている中で，さっき出たように，検察官に対する認識，立場，役割ということの誤解というのが非常に多いというのを痛切に感じていた。それに対しては，自分のいろんな経験談，体験談というような雑談みたいな中で，実際はこんなことをやっているということを，理屈ではなく事実の問題として体験を通じて教えていた。そういうコマが二つぐらいあると，やっと「ああ，そういうものなんだ」とわかってもらえるようになり，そこから検察の考え方とか，捜査のやり方とか，事実認定が刑裁とどこが違うのかというようなことを教えていくことができる。そのようなことは，法科大学院で実務家が行って指導したとしても，十分な時間があればできるかもしれないが，なかなか難しいのだろうと思う。

一方で，刑事裁判と比較すると，やはり法律科目としての刑法や刑訴法は学んできて，ある程度，最終的な事実が確定しているところの法の当てはめというのは，ロースクールである程度はやってくるのだろうと思う。そうすると，現場に入ってきても，刑事裁判修習であれば，法廷傍聴と与えられた記録を見て検討して起案をし，それを評価してもらうというのが修習生にとってつながりやすいことは，もともと予想されていた。

ところが，当事者の側で一番大事な，事実調査能力や，問題になっているいろんなトラブルを抱えている人や被疑者と接触するためのコミュニケーション能力とか，被害者との対応能力とか，あるいはそういった能力というだけではなくて，それに携わるいろいろな手続とか，どんなことを言っていいのか悪いのかとか，あるいは事後的にどんな通知をするかといったことまでは，

とても教えられない。しかし，そういう一般的なものをまずきちんと教えておかないと，検察庁に来て講義が多いのではないかと言われても，やはり生の事件をやらせているのだから，証拠品一つを借りるのにどういう手続が必要か，記録を借りるのにどうやるのか，最初に被疑者と接してどういう対話をするかといったことを現場で教えないと，いろんなトラブルを起こしてしまう。今，被害者の問題でも，それが生の事件なので，大きな問題になるということもあり，実務庁でも，研修とはまた違ったイロハ的なことをきちんと教えてからでないと，取調べなどができないということがある。そうすると，どうしても現場では，そういった刑法とか刑事訴訟法とか事実認定とは違うレベルのことも教えないといけないから，その前段階のところは，最低限，集合修習で徹底的にやってもらいたいという気持ちがあるのはよくわかる。

しかし，ここまでの欠陥があるのかどうかというのは，私はよくわからない。少なくとも東京地検で見ている限りでは，我々もその辺を意識して，前期修習ではこういう形で教えていたということを指導するように，いろいろやってきていたということはある。

もう一つは，先ほど少し違う話が出たが，この数年間で刑事司法が裁判員裁判の導入を始めとしていろいろ変わってきている中で，被害者関連の問題などもマスコミで大きく取り上げられるなど，思った以上に現場に大きな負担がかかっていて，以前に比べ，司法修習を担当している指導官も含めた組織全体として，司法修習に足りない部分を全体でカバーする余力がなくなっている感じもする。そういう背景があって，このアンケートが，先ほど言ったこのタイミングで行われたということもあり，今本当に苦しいという気持ちが少し入っているように感じた。

（神村幹事）

今の，修習の実が上がっていないという話に関し，検察のアンケートでは，

必要な技法，思考方法を修得させるために追加で必要となる期間に関する質問をしているが，これに対しては，５庁は１週間未満で足りると回答している。さらに，１２庁が一，二週間あれば足りると言い，二，三週間あれば，さらに６庁が足りると言っている。つまり，その程度まではもちろん実は上がっていて，もうちょっとやりたいというのが，このアンケート結果だと見ることもできると思う。

（鈴木委員）

検察庁において，導入教育にかける期間が一，二週間と，結構長くやっているというのが私の正直な感想だったが，それでも不十分であると回答されている。しかも，アンケート結果によると，最後の段階で，基本的かつ汎用的な能力を修得するという目標も十分達成されていない。そうすると，結局はトータルの修習期間が短いということに尽きてしまうのかという問題があるかと思う。

また，アンケート結果では，司法研修所で導入研修を導入した方がいいということであるが，その理由は，やはり現場だと負担が重いということなのか。導入研修をやるとしても，現場でなぜできないのか，むしろ生の事件が近くにあるところで導入研修をやったほうがいいのではないかという気もするのだが，アンケート結果だと，導入研修の場は司法研修所という回答がずっと多い。そこはいかがであろうか。

（神村幹事）

これも推測というか，個人的な見解ということにならざるを得ないと思うが，一つは，先ほど申し上げたように，導入修習は，非常に小さい庁も含めると，指導体制・指導能力の点で，各庁にやらせるとなると問題があるというのがあるし，もう一つは，４クール全部やるよりは，司法研修所で一括して，もしくは２回ぐらいに分けてやった方がずっと効率的だというのがある。さらに，内容として，やはり法曹三者のそれぞれの立場というのをもう一回，

実務を前提に理解してほしい。その中の検察は何かというのを理解するためにも，例えば法曹三者で模擬裁判等を導入教育でやってほしいという希望が実際に出ているが，各実務庁会でその体制をつくるというのは，かなり難しいであろう。

（高橋委員長）

揚げ足を取るような質問になって申し訳ないのだが，弁護士の方々は，修習生が来て，弁護士はとにかく依頼者を勝たせればいいのだと，そういう認識を持ってきて困るという，そういうことはあるのであろうか。

（井窪委員）

私が答えるのが適切かどうかわからないけれども，弁護士の仕事というのは，生の事件の中で，依頼者や，相手方，被害者といったいろいろな立場の方々と向き合って，実社会で生起する問題を解決する仕事だと思う。そういう意味からすると，かなりいろいろな経験と，広い視野と，公平な見方ができなければいけないこともちろんではあるが，それとともに，弁護士に特有の考え方や技法というものも必要となる。例えば法律的な知識があって，それを振りかざすだけでは，相手方はもちろん，依頼者だって説得できないし，最後の最後，依頼者を説得するときには，裁判所のような判定者の立場で当事者と接するだけでは，依頼者は弁護士の言うことを聞いてくれない。弁護士には，そういった民間で紛争を解決するという意味において，特殊な位置づけがあり，弁護士としての考え方，あるいは弁護士としての特殊な技能というものは，絶対に必要だと思う。それは簡単に身に付くものではないし，私も含めて，一生の課題だと思うのだが，少なくとも修習生は，そういう難しさがあるのだということを理解しなければ，世の中に出すべきでないというのが，我々指導をしている者の共通の思いだろうと思う。それを学ぶのが分野別実務修習の場であり，生の事件の中で，先ほど申し上げた依頼者や相手方や被害者や，いろいろな立場の方に接することによって，変な言い

方だが，その風圧を感じながら，難しさを体得していくという面がある。修習生を指導されている指導弁護士の思いは同じだと思うのだが，それに徹したい，つまり修習生を生の事件に関与させることによってそういうことを学んでほしい，逆に言うならば，それをしないで学べることは，全て実務に来る前に学んできてほしい。これが２か月に短縮された中で実務修習に取り組んでいる全国の指導担当弁護士の先生方の共通した思いだろうと思う。

弁護士会のアンケートで，統一的な導入修習を行う必要があると思いますかという質問に対して，弁護士会の４８会，担当弁護士の８割以上が「必要だと思う」と言っておられるとのことだが，それは私が，いろいろな弁護士会の各単位会の修習委員の先生方，あるいは全国で指導担当をされている弁護士の方々とお話しして，やはりそうだったのかということで，決して意外な数字ではなかった。

こういった新しい制度をつくっていく中で，各地の指導担当弁護士の方々に少ししわ寄せが行ってしまった，いろいろな制度的な難しさの負担が，肝心要の実務修習の方に行ってしまったという気持ちは，正直申し上げて感じている。

（高橋委員長）

先ほど，我々の司法修習委員会に伝わってきた情報と今回のアンケート結果が，裁判所，弁護士会は，ある程度想定の範囲内だったが，検察はびっくりするようなものが出てきたとの御指摘もあった。

弁護のアンケート結果によると，弁護士会と指導担当弁護士とで回答結果が結構違う。新第６５期までの間で，弁護実務修習開始時に，司法修習生に弁護実務修習を行う上で支障となるほどに不足している知識・能力があると思ったことはあるかというと，弁護士会としては６割ぐらいが「ある」，しかし，指導担当弁護士だと３分の１ぐらいに減る。まだ分析はしていないというお話であったが，これはどう理解すればいいのだろうか。

（井窪委員）

ワーキング・グループの中でさらに分析をされるということなので，是非お願いしたい。

ただ，私は必ずしも理解できないわけではなく，あくまでも推測であるが，前回か，前々回か，弁護導入講義の３時限目で民事保全を取り上げた時に，「そのようなことはロースクールでとっくに習ってきたのに，なぜそんな初歩的なことをやるのですか。」という反応もあれば，「さっぱりわかりません。」という反応もあったという，ばらつきがあるということを申し上げたと思うが，例えば，「さっぱりわかりません。」という修習生が実務修習に来たとして，これではもう全然実務修習に堪えない，ロースクールや研修所は何を教えているのだと思う先生もおられれば，この修習生はロースクールでたまたまそういうことを教わる機会がなかったのだなと思う先生もおられる。その際に，それではせっかくだから，この事件を通して自分が教えてやろうと思う先生がいるかもしれない。このアンケートの評価は難しいが，そういった指導担当弁護士の考え方によって回答が違ってきても，不思議はないと思う。

ただ，制度の建前から言えば，実務修習とは，そういうことを教える場ではなかろうと思う。もっと違うことを教えてほしいとなった場合，単位会の立場としては，そういう修習生が来て，水準を平準化することに労力を取られるのは，やはり制度として問題ではないかと思うだろう。そうすると，弁護士会の方が厳しい結果になるのはあり得ることである。ただ，もちろん私が申し上げたのは，一つの解釈，推測であって，違う解釈も当然あり得るので，そこは今後またワーキング・グループでいろいろ御検討いただければと思う。

（高橋委員長）

全ての法科大学院を知っているわけではないが，法科大学院の方も，コミュニケーション論というのはかなり力を入れている。リーガルコミュニケー

ションという科目に関しては，必修でない大学も結構あると思うが，個別の授業の中でも，そういうことはかなり注意していて，そこに関心が向かうように指導をしているはずである。私であれば，民事訴訟法の授業をしている中で，傍聴席に依頼者がいることを前提にして，いろいろなことを学生に質問したりする。例えば，一番低次元な話は，予習していませんという学生に対しては，「後ろに依頼者がいて，そんなことが発言できるか。」というようなことをして活を入れたりするし，法的な知識は持っていなければいけないけれど，それを常に使うことがいいわけでもないというようなこともそれなりに教えている。そして，依頼者が本当のことを言っていると思ってはいけないのだとか，弁護士の最大の敵は依頼者だとか，いろいろ言っている。だから，抽象的には法科大学院の学生はそれなりに耳にしている。ただ，「どこかで聞いたな。」という程度であって，実際に修習に行く時には，それがどうなるかはわからない。まだ身に付いていないということなのだろうが，先ほどの鎌田委員の御指摘のとおり，まさにそれをやるのが実務修習であり，ある程度抽象的なことは法科大学院で頭に入っていて，修習に行ってみて「ああ，あれがそうだったのか。」ということぐらいはできているように思う。私の判断は甘いかもしれないが。他の法科大学院の先生にもお話しいただければと思う。

（山本幹事）

私も，同様の印象を持っている。ただ，法科大学院の学生は，徐々に少し変わってきているところがあって，これはいろいろなところに書かれているが，別に司法試験だけではないと思うけれども，当初のころは，委員長が先ほど言われたように，当事者的視点，依頼者との関係といった，客観的な立場に立った法律解釈，判例とかだけではないところもやっていくのが法科大学院だという意識を非常に強く持っていて，それに対して，学生もある意味では非常によくついてきて，そういう新しいことが始まったのだというとこ

ろがあったと思うが，ちょっとその空気が変わってきている部分がある。そういう意味では，今委員長が言われた，頭を通り過ぎていくところがあり，今までは頭に残っていたのが変わってきていて，そういうことを言っても，「ああ，またそう言っているな。」というぐらいで，むしろ「判例はどうですか。」とか，「これが正解ですか。」という学生が確かに増えてきているところがあるという感じは持っている。ただ，もちろん私自身も法科大学院で教えている身として，今回のアンケート結果にある，実務修習開始時において不足しているいろいろな能力の指摘というのは，かなりショックで，法科大学院の事情からすれば，そこまでなのかという感じはしている。

（木村幹事長）

これは幹事会で出たことではないのだが，検察のアンケートで，選択型実務修習について触れられているが，今まで幹事会でも委員会でも，選択型修習にはものすごく力を入れて，非常に時間をかけてその充実策を議論し，それこそ三者とも工夫して充実してくださっていると思っていたのだが，意義があるとは思わないと言われてしまって，しかも，二回試験の後の方がよいのではないかという意見が非常に多いというのを伺って，選択型実務修習は新修習の目玉のようなものだと思っていたので，これはこれでちょっとショックであった。

（高橋委員長）

そのあたりは，検察庁は少し違うのかもしれないと思っている。司法修習の実情については，司法修習が法廷実務家の養成に相変わらず固執しているという批判をされることがあるが，選択型実務修習は，そうではないということを示す一つの証拠，そういう要素がある。ただ，検察官から見ると，そういうところが見えにくいのかもしれない。

（神村幹事）

選択型実務修習については，これもよく分析してみなければわからないが，

アンケートで選択型実務修習の期間はどのくらいが適当かとの質問に対して，１か月程度，１か月半といった回答が半数以上を占めていて，意味が全然ないと言っているわけではない。しかも，意義がないという主な理由について，検察がやっている選択型実務修習ではなく，分野別実務修習の方でやるべきだという回答は，ある意味むしろ重要だと言っている結果であり，回答が少し錯綜してしまっているという印象は持っている。選択型実務修習をやめろと言っているわけでもない。そういう意味で，検察が提供できる選択型実務修習というのはある程度限られていて，さらに，通常の分野別実務修習のほうの期間が短いと感じていることと相まって，こういうものが出ているのかもしれない。

（小林（宏）幹事）

今の点に関連して，ワーキング・グループでも，いろいろ選択型実務修習についての話が出たが，やはり民事と刑事で多少は肌合いが違うような感じもした。というのは，民事については，例えば民事裁判の場合，執行，保全，倒産，それから行政部，医療部，知財部といった特殊部等，様々なメニューが提供されており，そういうのを複数取っているという修習生もいる。弁護士会の方でも，様々なプログラムを提供していると思う。他方で刑事については，法廷実務がどうしても中心になりがちなところがあるので，そのあたりの見え方の違いもあるのかもしれないという印象を受けた。

（高橋委員長）

導入起案で教官が実務修習庁会に出張して講評をすることについて，私は，それはそれなりにうまくいっている，効果はあると思っていた。修習生を１か所に集めてやった方がもっといいという意見もわからないこともないが，その辺はどうか。今の制度がそんなに致命的に悪いのかという問題設定かもしれないが。

まだいろいろと御意見はあると思う。委員長として検察アンケートに批判的

なことを種々申したが，結局，検察アンケートから一番感じるのは，とにかく修習期間が短過ぎる，２か月は短いという悲鳴だというのはよくわかる。そして，そうした意見は，従前弁護士会から随分出てきたもので，弁護士会は，ようやく落ち着いてきたのに，検察は，１周遅れか，１周先かもしれないが，出てきたという印象は持っている。我々は，これから制度設計をしていくわけであるが，また修習期間が昔のように２年に戻ることになれば，それで多くの問題が解消する。しかし，それはそうでないという前提のもとで，多少の幅はあるのかもしれないが，大体１年ぐらいと考えた上で，どう作っていくかということをこれから考えていかなければいけない。また，法科大学院に対する批判も強いわけで，これは法科大学院関係者として考えていかなければいけない。

ヒアリング結果の方が，何となく私のイメージには合う。７０人いると，三，四人はおぼつかないということであったが，この辺は確かにそうだろうという気はする。それを世間では，７０人のうち何か四，五十人いるような雰囲気で語られている，あるいはマスコミが語っているような気もしている。

（井窪委員）

今，委員長が言われたことに異を唱えるわけではないが，特に不出来な人をすくい上げるという観点で制度設計をする必要はない。司法修習の中核は分野別実務修習にあるので，２か月に短縮された分野別実務修習をいかに効率的に実効性のあるものにしていくか，そのためにはどうすればいいかということであり，何人か特に出来の良くない人がいるから，その人のためにどうするというような視点とは少し違うと思う。もちろんそういう前提でおっしゃったと思うが，念のために一言申し上げる。

（高瀬委員）

一つは，修習期間に関しては短いという話がずっと出ていて，弁護に関しては，少し落ち着いているのではないかという話だが，そう決めつけてはいけ

ないのであろうが，法科大学院での教育ができるから修習期間の短縮が可能という前提で短縮になっていると思う。そうすると，検察に関しては，法科大学院での教育では分野別実務修習が短縮できないのかということになってくると思う。もしそうだとすると，それはもう無理だという話になるから，少し検討しなければならないということがやはり一番大きな問題だと今日は思った。

もう一点は，先ほどから出ているように，やっぱりどの集団でも４０人に１人ぐらいは，もうどうしようもない人が必ずいるということは知られているので，妥当な数字が御意見としては出ていると私は思って見ていた。それ以外の方々がきちんとやれればいいということでしか，教育プログラムは組めない。

（神村幹事）

検察修習のアンケート結果も，法科大学院では意味がないということは示していなくて，結局，先ほども申し上げたが，要するに修習が終わった時点で足りていないところを，どのくらいの期間追加すればやれるかと問うと，「１週間未満」，「１～２週間程度」，あるいは「２～３週間程度」といった回答で半分以上になる。法科大学院でやっていることがあるから，そのくらいの追加期間で足りるという話になっていると理解している。

（高橋委員長）

この委員会の外のことだが，近い将来，法科大学院そのものも変わっていくであろう。そうすると，検察官派遣のない法科大学院も減っていくだろうとは思うが，そのあたりも含めて，いろいろ我々司法修習委員会としては修習の在り方を考えていかなければいけないということだろうと思う。

今日はいろいろと御意見をいただいた。そして，裁判所，弁護士会，検察庁，それぞれのアンケートから興味深い結果が出てきたが，導入段階の教育の在り方をはじめとして，修習全体にわたって，様々な問題がないとは言えない

ということについては，そのとおりだろうと思う。そして，そういう点から考えると，司法修習を所管している司法研修所が，この点について十分な問題意識を持つことが多少欠けていた面もあろうかと思われる。本日，各委員，幹事から様々な御指摘をいただいたが，司法研修所においては，本日の委員会での各意見を踏まえつつ，引き続き，幹事の協力を得て，ワーキング・グループでの議論を重ねながら，導入段階の教育の在り方をはじめとする諸問題について，適切に検討を行い，問題に対する取り組みを具体的に示してもらうようお願いしたい。

（４）今後の予定について

次回の司法修習委員会の日程は，現在調整中であり，追って御案内する。

（以　上）

（資料 9−2）

司法修習委員会（第２５回）議事録

１　日時

平成２５年１１月１日（金）午後６時から午後８時まで

２　場所

最高裁判所大会議室

３　出席者

（委員）井窪保彦，稲川龍也，今田幸子，鎌田薫，酒巻匡，鈴木健太，髙瀬浩造，髙橋宏志（委員長），山名学（敬称略）

（幹事）井田良，大須賀寛之，神村昌通，木村哲司，木村光江，小林克典，小林宏司，出縄正人，中里智美，廣上克洋，巻之内茂，松本裕，村田渉，吉崎佳弥（敬称略）

４　議題

（１）意見交換

司法修習の在り方について

（２）今後の予定について

５　配付資料

（資料）

４５　司法修習の充実方策について

４６　分野別実務修習の充実方策

６　議事

（１）委員の交替

安井委員に替わり，山名委員が新たに任命された旨の報告

（２）報告

（髙橋委員長）

前回は，幹事会のワーキンググループにおける司法修習の実情把握の経過，法曹三者において実施したアンケート調査の結果，これを踏まえたワーキンググ

ループでの検討状況等を御報告いただき，そのような報告内容を前提にして意見交換を行った。そして，法曹三者それぞれに程度の差こそあれ，導入段階の教育の在り方を始めとして修習全体にわたり，様々な問題があるのではないかという懸念が生じたこと，司法研修所においては，委員からの意見も踏まえつつ，引き続き幹事の皆さんの協力を得てワーキンググループでの議論を重ねながら，導入段階の教育の在り方を始めとする問題について適切に検討を行い，問題に対する取組を具体的に示してもらえるようお願いをしたところである。

そこで，まず，前回以降のワーキンググループでの検討状況について，吉崎幹事から報告をお願いしたい。

（吉崎幹事）

それでは，資料に基づいて説明させていただく。

まず，資料４５は，司法修習の充実方策に関する基本方針について，ワーキンググループにおける現状の到達点を記載したものである。

左の上の囲みには，法曹養成制度検討会議の取りまとめにおいて司法修習の内容に関して指摘された部分の要旨が記載されている。とりわけ赤い字で記載されているところが，要点である。

続いて，その下の枠には，法曹三者による分野別実務修習担当者に対するアンケート結果等を記載している。前回の委員会でも御議論いただいたアンケートの関係については，法曹三者に温度差はあるものの，修習生の中には修習開始時点での，要件事実の考え方等の理解等が不足している者がいるとの指摘があったといった点が１点目である。２点目として，分野別実務修習の内容に相当のばらつきがあり，検察・弁護のアンケートによれば，各分野別実務修習終了時においても必要な能力を身に付けていないとの指摘もあった。３点目として，検察・弁護のアンケートによれば，導入的教育として相当期間の司法研修所教官による集合修習を行うべきであるという意見があったといったところである。

これらを踏まえ，右の大きな枠に記載されている司法修習充実の基本方針が，

法曹三者によって協議の整った現状の到達点である。

少し詳しく申し上げると，１項目は，司法修習委員会では，これまでの司法修習の運営に特段の問題があるとは認識していなかったが，検討会議の取りまとめ，アンケート結果等を受けて，今後は修習の実情を把握し，改善すべきは改善するという姿勢で臨むこととするといったところが，法曹三者によるワーキンググループでの議論の一つの到達点として整理された。この司法修習委員会においても，そういった形で臨む方向で御議論いただきたい。

２項目は，修習全体についての実情の把握と分析等の関係である。ここにあるとおり，①修習開始段階の修習生の状況，すなわち法科大学院の実務基礎教育を経て司法試験に合格して修習生になった者の知識・能力の状況（その限りで，法科大学院の実務基礎教育の状況や司法試験の状況も視野に入ることになる），②各分野別実務修習において行われている指導内容，その効果の実情の把握，③選択型実務修習，集合修習の状況，④修習終了時に法曹としての汎用的基礎力が身に付いている状況等，修習全体について，その実情を把握し，これらを分析して，導入段階の教育を含む修習全体の充実方策を検討するべきであるといった内容で整理された。

３項目は，２項の①から④までについて修習の実情がつぶさに把握できているわけではないというのが現状であるが，検討会議の取りまとめ，アンケート結果等，中でも検察や弁護のアンケート結果を踏まえ，現時点で考えられる方策として，すぐ下にある青字ⅠとⅡに記載された点について議論がされている状況にある。

１点目は，不足が指摘されている基礎知識等について，司法研修所の企画する導入段階の統一的教育を行うこととし，導入段階における教育目的，内容，方法については，本資料記載の諸状況を踏まえて現在，ワーキンググループにおいて議論しているところである。

右の矢印で，議論の状況について別に説明するとあるが，この後，法曹三者

幹事それぞれから，導入段階の統一的教育の在り方についての御意見を説明いただくことになっている。

続いて，方策の２点目は，分野別実務修習に関するもので，ガイドラインの策定等により，各分野別実務修習における指導内容を明確化・充実化し，司法研修所は，その各分野の課題の把握と支援を行うといった方策をとることで法曹三者によるワーキンググループでの協議が整っている。分野別実務修習の充実方策については，次の資料４６に基づいて追って紹介させていただく。

最後の４項では，今後の実情把握と充実方策の検討について触れられている。今後，継続的に２項の①から④の実情，それから３項のⅠ，Ⅱの方策の効果を調査し，これらを分析して，Ⅰ，Ⅱの方策を改善する必要がないかを含めて，修習全体について不断に実情の把握と充実方策の検討を行っていく必要があるといったところを整理したものである。不断の実情把握と充実方策の検討は，是非とも，この司法修習委員会を軸としてやらせていただきたく，こちらに書かせていただいた。

ワーキンググループでの議論を通じて，①司法修習の冒頭段階で，何らかの導入的な教育カリキュラムを実施する必要があること，②分野別実務修習について，司法研修所による課題の把握と支援の下，一定のガイドラインを策定するなどして，その明確化，充実化を図る必要があること，以上の２点につき，法曹三者間で意見の一致を見ている。

続いて，資料４６は，分野別実務修習の充実方策に関するものである。民事裁判，刑事裁判，検察，弁護という順番に並んでいるが，それぞれのガイドラインとして指摘できる案を掲げている。民事裁判と刑事裁判は，ほぼ同様の内容であるが，起案に関するもの，指導の内容に関するものについて，記載されているような形でガイドラインを定めて実務修習を充実させることとしている。検察，弁護については，いずれも，まだ検討中であるが，例えばということで，この枠の中に書かれている内容について検討が行われているという状況にある。

各分野のガイドラインに関する記載の下に，司法研修所による課題の把握と支援について記載している。各分野別に司法研修所による課題の把握と支援を行うということも踏まえつつ，このガイドラインをきちんと定めて充実させていくべきであるということが法曹三者の一致した見解になっている。

以上の次第で，ワーキンググループにおいて，導入段階の教育の在り方を始めとする問題についての検討を現在，鋭意進めているところである。本日は，先ほど御紹介した資料などを前提として，導入段階の教育の在り方や実務修習本体の改善方策，あるいは実務修習の実情の把握の在り方などについて，各委員から御意見を伺えればと考えている。司法研修所としても，委員からいただいた御意見を今後のワーキンググループでの意見交換にも生かしつつ，問題に対する取組に関する検討を更に進めていきたいと考えている。

なお，前回，日弁連から御説明のあった弁護士会及び指導担当弁護士のアンケートについては，全回答を正式に集計した結果がワーキンググループにて報告されたが，回答内容の傾向等については，前回の御報告と大きく異なる点はないと伺っているので，その紹介は割愛させていただく。

（高橋委員長）

本日，幹事会を開いていただいたが，幹事会における議論の状況の報告を木村幹事長にお願いしたい。

（木村(光)幹事長）

本日，この委員会開催前に幹事会を開催した。

幹事会では，吉崎幹事から，ただいまの御説明と同様に，資料に基づいてワーキンググループでの意見交換の概要について説明があった上で，裁判，検察，弁護，それぞれの幹事の方からワーキンググループでの議論の状況について御説明をいただいた。その上で幹事の皆様の御意見をいただいた。まだ意見の集約を見るには至っていないが，委員会においても同様に御意見を伺って，更にワーキンググループにおいて意見交換を続けたいということで意見が一致した。

以上である。

（髙橋委員長）

それでは，先ほど吉崎幹事からも話があったが，配付された資料を踏まえて議論をいただく前に，法曹三者から導入的教育の日数やカリキュラムに関する補足説明をお願いしたい。

最初に，最高裁から小林宏司幹事にお願いしたい。

（小林(宏)幹事）

最高裁が現在，提案しているものは，導入的教育を８日間で実施するという案である。

幹事会のワーキンググループでの到達点については，先ほど吉崎幹事からお話のあったとおりであるが，最高裁として現在どういう検討をしているかというと，法曹養成制度検討会議の取りまとめや，法曹三者による分野別実務修習担当者に対するアンケート結果などを踏まえて，これに応える方策としての導入的教育を考えているという次第である。

その基本的なコンセプトは，法科大学院の実務基礎教育で修得しておくべき内容について不足している知識，能力がある者について，その不足に気付かせて，実務修習期間中，自学自修を行うように促すということであり，法科大学院の教育との連携ということを念頭に置いたものである。併せて，導入段階での統一的教育の機会に，法曹三者の役割あるいは心構え，取調べや関係者対応の留意事項等についても説明を行うということも補足的にコンセプトとして入れている。

８日間の内訳は，３日間を民事関係，３日間を刑事関係，そして最後の２日間をさまざまな役割，心構え等についての講義にあてるという形にしている。

１日目に実施することを考えている要件事実の考え方についてのコマを例にとって説明すると，このコマでは，修習開始前に，修習生に対して，典型的な売買や賃貸借といった法律関係に係る依頼者からの事情聴取結果の模擬記録を送付して，事前の課題として，この事情聴取結果から法律構成を考えさせ，訴訟物や

要件事実の整理をレポートにして提出させることを考えている。修習生は，この課題を解く過程で要件事実の考え方を理解できているかということに直面することとなるし，その上で行う講義において自分に不足している知識に気付くことになる。併せて，この事案に係る証拠関係について，要件事実の考え方を前提にして訴訟前の段階における事実調査等についても事前課題を出しておいて，レポートなどを提出させることを考えており，代理人としての事実調査や法的分析の基礎についても，自分が分かっているかどうか気付くことになる。

他のコマについても，大体，同様の効果が上がるように考えている。

こうした教育を行う方法としては，例えば，司法研修所に集合して行う方法であるとか，各実務修習地で行う方法など，色々あると思われ，カリキュラムの内容が確定すれば，その効果や修習生の負担等を考慮して検討していくことになるだろうと考えている。

なお，このようなカリキュラムを考えるに当たって考慮した要素を４点ほど説明する。

これまで，法科大学院の実務基礎教育がされていれば司法修習を分野別実務修習から開始することができるというのが法曹養成課程の整理であったところである。資料４５の司法修習充実の基本方針２項に記載された①から④について，これらの実情把握ができていないのにこれまでの整理を変更する導入教育を行うというのは理由がないのではないだろうかという点が１点目である。

２点目としては，導入教育の期間が長期化することによって，本来，司法修習の中核である分野別実務修習の期間が縮まらないように，できるだけ配慮したということである。

３点目は，実務基礎教育の内容を全て教え直すには少なくとも数か月を要すると見込まれるし，法科大学院教育を受けてきた者や，それと同等の知識，能力を有する者に，そのような教育を繰り返す意味はないであろうと思われ，各自の不足している知識，能力に気付かせて自学自修を促すことにしたという点である。

そして，４点目は，統一的教育を行う以上，この機会に分野別実務修習の効果的な実施のための心構えや留意事項を説明することは合理的と考えてはいるが，そのために期間が長期化しないようにしたい。

以上が裁判所のカリキュラム案の説明である。

（高橋委員長）

次に，法務・検察から，神村幹事にお願いしたい。

（神村幹事）

私どもは，小林宏司幹事の御説明とは少し異なり，生のケースを扱うのが分野別実務修習であり，こうした臨床教育を実施するに当たって適正かつ効果的に実施するために必要となる基礎的な知識とマインド，これをまず身に付けさせる導入教育というのが不可欠であるという認識である。現状では，検察では，各実務庁が４つのクールそれぞれでこうした導入教育を実施しているわけであるが，司法研修所による統一的集合型導入修習が不可欠であると考えている。

これは，やはり当事者法曹，検察においては，被害者や被疑者に直接事情を聞いたり取調べをしたり，警察官に対する捜査の指揮をしたり証拠を点検したりといった，直接的な作業をする中で，混沌とした状況の中から事実認定をし，法律の分析をし，それらを表現し，また，それを踏まえて次の捜査方針を考えるといったサイクル，ダイナミズムの中でやっていくことになる。生のケースを扱い，臨床教育を行うに当たっては，対被疑者や対被害者とどう関わるか，実際の事実認定とはこういうものだといったようなところを導入教育としてやる必要があるのだと考えており，司法研修所による統一的集合型導入修習として冒頭に行うべきだと考えているのである。

導入教育がなぜ司法研修所の統一的集合型導入修習であるべきかという点については，２つの理由がある。１つは，今，各実務庁で指導官の経験年数等にばらつきのある状況でやっているものを均質・公平・高水準で行えるということがあるし，修習生を指導教官が比較することで個々の修習生の状況をよく把握でき

て，実務修習について，カスタマイズされた個々の修習生にふさわしいプランニングが可能になるということがある。修習生にとっては，自分を修習生全体の中で比較することによって自分の不足点等に気付いて，実務修習においてなすべきこと，修得すべきことといった目標を自覚できるということから，実務修習の向上，密度の濃密化が図れると思う。

もう一つの理由は効率性という点にある。今，４クールでそれぞれに現実に導入教育を実施しているが，これを冒頭で行うことで相当部分を廃止・縮小することが可能であるし，各実務庁は，生のケースを扱う修習に集中できる。

これにより司法修習の充実につながると考え，カリキュラム案を提案しているところである。カリキュラムのポイントを簡略に説明すると，まず冒頭で一番基本的な事項を実務に即して教えた後，実際に演習の形式で修習生に自分でやらせてみて，それを双方向型で講義等で教える。ダイナミズムが重要なので，これを事件送致段階と処理段階の２段階に分けてやる。それから，即日起案を入れることを考えているが，これは，実際に演習等を踏まえてやった事項を修習生自身がどの程度理解できたかを指導教官が把握し，カスタマイズされた実務修習につなげると同時に，修習生自身が自分の問題点，不足点を自覚して実務修習を効率的にできると考えている。

また，三者共同のカリキュラムとして，証拠開示・争点整理演習や証人尋問・被告人質問演習といったカリキュラムを実施することを考えている。

検察のみの導入修習部分はせいぜい１週間程度の分量であるが，法曹三者それぞれがやると全体で１か月ぐらい必要になるのではないかと検討している状況にある。

以上が法務・検察のカリキュラム案の説明である。

（高橋委員長）

弁護士会からは巻之内幹事にお願いしたい。

（巻之内幹事）

弁護士会としては，臨床教育というよりも，もっと実務，職業に密着した実務訓練あるいは職業訓練というべきものを考えており，法務省の発想とよく似ていると思っている。

弁護士会の考えるカリキュラムについての基本的なスタンスは，現行の弁護実務修習において修習生の多くが直面する課題に対し，スムーズに対処することができるようにすることにより，弁護実務修習を更に濃密な内容に充実させるとともに，弁護実務修習以外の分野別修習においても，裁判官，検察官の視点とあわせて弁護士，代理人，弁護人としての視点を持たせることで，短期間であっても効率的・効果的な修習をさせることである。

それから，弁護士業務が現在多様化しており，弁護実務修習においても修習生は法廷外活動の基礎も修得する必要がある。また，修習生が行政や民間企業等の組織内弁護士として就職することにも配慮する必要がある。そこで，民事弁護のカリキュラムでは，弁護士の法廷外活動も独立のカリキュラムとして加えたい。しかし，裁判所における主張立証は，法曹として必要な事実調査能力，法的分析能力，事実認定能力，説得的表現能力が集中的に試される場面であり，裁判実務の基礎を体験的に修得することは，まさに法曹としてのスキルとマインドのコアな部分を修得することにもなるため，カリキュラムの内容もそのコアな部分にウエートを置いたものを考えている。

刑事弁護についてはちょっと特色がある。刑事弁護のカリキュラムのイメージは，弁護実務修習で無罪事件を経験することが少ないこと，しかしながら，弁護士登録をすればすぐにでも国選等で無罪事件を受任することもあり得ることを念頭に置いて考えている。

そして，統一的導入修習とする以上，講義は双方向授業とし，修習生同士の意見交換の機会も設け，修習生が自らのレベルを知るとともに，切磋琢磨によりレベルを向上させることができるようにするべきであると考えている。

また，実務を理解させる手法として，起案や演習を行うほか，ロールプレイな

どにより疑似体験をさせるなどの工夫もするべきであると考えており，そういったことを考えると，必要な日数は裁判所案に比べると大幅に増えることとなると考えている。

例えば民事弁護で説明すると，民事弁護単独の講義で１４コマ，それから民事裁判，民事弁護の共同講義で４コマ，合計１８コマというカリキュラムを考えている。この中には，即日起案等も含まれている。

即日起案の有用性については，委員会に先立つ幹事会でも御報告したが，事前課題で訴状の起案をさせて，それについて講評を加えた上で，それを踏まえて答弁書の即日起案をさせていくというステップアップの機能を考えると，１日だけでも即日起案日を設けることによって大変な効果が上がると考えている。

民事弁護については以上である。

（木村（哲）幹事）

刑事弁護のカリキュラムについて説明する。

修習生を見ていると，事実が重要であるという意識が一番欠けているように見受けられるので，修習の冒頭において，実務家は事実を扱うのである，事実が重要なのであるという意識を十分に刷り込んで，分野別実務修習に送り込まないとなかなか分野別実務修習の効果も上がってこないのではないかと考えている。

また，例えば法解釈についていうと，法学部に行って法解釈を学んでいると，何か正しい法解釈が１つだけあるような，そんな意識になっている修習生も割といるように感じられるが，そういうものではなくて，実は法解釈の答えだってたくさんあるし，事実の見方に関しても，検察，裁判所，弁護人，その三者によっていろんな見方があるのだということも同じく刷り込んでおく必要がある。

それを実現するためのものとして，刑事弁護のカリキュラムを考えている。

期間としては，起案を実施するとなると，採点のために最低２週間は必要になり，その他，修習生に視点の転換をさせるためにやりたいことはたくさんあるので，１か月程度の時間が必要であると考えている。

刑事弁護については以上である。

（３）意見交換

（高橋委員長）

法曹三者から具体的な話をお聞きした。意見交換に入りたいが，意見交換をする上で，大体，５つぐらいの柱があろうかと思う。

まず，現在の修習の状況についての認識については，前回も意見交換を行ったが，今日も振り返っていいことだろうと思う。それから２番目の柱が，司法修習充実方策の検討の在り方という角度，３番目の柱が，導入修習を考えるに当たっての基本的な理念，４番目の柱が，導入修習の手法，期間といった具体的，実践的なところを含めた検討，さらに５番目の柱として，私ども司法修習委員会の役割についても，再度，確認をしておくことが有益だと思われる。

そこで，最初に，前回の続きとなるが，現在の修習の状況についての認識をなるべく共有しておきたいと考える。この関係で何か御発言はあるか。

（酒巻委員）

今般の修習内容に関する議論は大きな設計変更であるが，修習全体を充実させるため導入的修習を実施する方向について異論を唱えるつもりはない。ただ，法科大学院制度及び新司法試験の設計や，新司法修習の基本的設計にも当初から関与してきた者として，意見を述べておきたい。

まず，法科大学院の教師として日々法科大学院生と接し，また，法科大学院を修了し，この司法修習委員会の設計した新司法修習を経て現に第一線で法曹として活躍している多数の者の声を直接聞いている者としての立場から申し上げると，導入修習についての議論の努力は理解するが，法科大学院において的確な実務基礎教育を受けて，実際に法曹として実務で活躍している多くの優れた人々から，直接又は間接的に，現在の修習制度について根本的な欠陥があるということを聞いたことはない。制度設計を変更するのであれば，司法修習を体験した者の意見を聞くべきではないか。私の知る限り，この度の基本設計変更について現在

の新しい司法修習を経て法律家として活躍している者は全く関与していないし，その者達の意見も聴取していないであろう。不可解である。

また，３０年間学生に法律を教えてきた法律教師としての立場から申し上げると，ありとあらゆる知恵を絞って色々な教育的工夫を凝らしてやってきたが，人を教えるということは本当に難しいというのが実感である。司法修習は法曹養成の締めくくりの大変重要な段階であり，修習指導を担当する者は襟を正して，全知全霊をかけて，将来法曹としての仲間入りをするであろう後輩を指導しなければいけないはずである。指導担当者のアンケートを読むと，修習生の出来が悪いとか，知識・能力が不足しているとかいったことが指摘されているが，その前に，指導する側が，自ら人を教育する準備と能力が備わっているか，そして何をどのように教えるべきか，改めて考えるべきであろう。教えるということは，知識を詰め込むことではない。司法修習の眼目が，法科大学院では不可能な，生の事件に直接触れてそれまでの教育の内容を更に発展・定着させ，汎用性のある基礎力を養成することだとすれば，分野別実務修習にできる限りの時間を投入すべきではないか。

なお，この議論の発端には，法科大学院における実務基礎教育に不十分な点やばらつきがあるということがあるようだが，私自身は分野別実務修習から修習が開始することで修了生が困ったという話は聞いたことがなく，導入修習として検討されているカリキュラム内容は法科大学院でそれなりにやっているという印象である。とはいえ，法科大学院における実務基礎教育にばらつきがあるということであれば，それを補正する機会を設定することはやむを得ないことと思うが，それは法科大学院で実施すべきことであって，実務修習においては，法科大学院では性質上できないこと，実務修習でのみ可能な事柄をやっていただきたい。

（井窪委員）

私自身は，今般の導入修習に関する議論は，必ずしも，基本設計の変更に関わるものだという印象は受けていない。いかに周到に設計され，慎重に議論され

た制度でも，制度を動かしていく中で，当初は想定されなかった問題が発見されるということは，自然なことであるので，問題点が明らかになったのであれば，それを手直しすればよいように思う。

私自身が修習生のころは，学部でしか学んでいない者が修習生になっていたため，４か月かけて導入的教育を受けていた。現在は法科大学院制度があるので，そこまでの長い期間の導入修習は必要なくなったわけだが，だからといって全くなくてよいとの結論には直ちにはならないと思う。法科大学院における実務基礎教育が前期修習を代替するものではないということは司法修習委員会でも確認されているので，前期修習から法科大学院における実務基礎教育を差し引いた部分を誰がどうやって担うのか，ということになる。その点については，出張講義や弁護導入講義等の工夫をこれまでしてきたのだと思うが，前回御説明のあったアンケート結果は，これまでのやり方では足りない部分があったことを示しているのではないか。

修習生の能力・知識の不足を補うための座学に時間を費やすべきではないとの点は全く同感である。弁護実務修習は，生の事件を通して，依頼者や相手方等の様々な方々と向き合うことによって，弁護士の役割や考え方，実社会における紛争の解決方法を学ぶ場であり，そのためには，単に弁護士の仕事を見学するだけであってはならない。自分で体験してみてその難しさを学び，自分の至らざることに気付くところに教育効果がある。導入的修習を実施する場合の役割は何かと言えば，そのための助走である。例えば，第１クールで弁護修習を受けるとして，いきなり生の事件を扱うことになったときに，まごつくことなく主体的に取り組めるということが大事であり，２か月に短縮された分野別実務修習を効率的にこなしていくには特に重要である。言い換えれば，生の事件と接しなくても学べることは，法科大学院や導入的修習の段階で学んで，生の事件に応用できる知識等を身に付けてほしい。導入的修習は，分野別実務修習の効果を高めるためのものであり，法科大学院において立派な教育をやっていただいていることを前提

としたものである。法科大学院を出たが知識・能力が不足しているという者もいると思うが，そういった者が分野別実務修習に耐えられるようにするという観点から制度設計する必要はない。

（高橋委員長）

酒巻委員が言われたことは，新司法修習を経て法曹になっている者からの調査がないというのがポイントだったと思う。もう少し具体的なところに焦点を合わせて，法科大学院との整合性，連続性というところも含めて御意見を伺いたい。

（神村幹事）

説明を付け加えさせていただきたい。分野別実務修習において生の事件を扱う前には，一定の導入的教育をする必要がある。現在はそれを各実務庁において各クールに実施しているが，現状は，生の事件を扱う時間を削ってしまっており，それを１回にまとめて冒頭に持ってきた方が効率的である。本日御説明した導入的修習のカリキュラム案は，やってもいない座学を新たに組み込もうということを提案しているわけではない。

（鈴木委員）

前回の司法修習委員会の後，何人かの地裁の裁判官，とりわけ旧制度と新制度の両方の修習に関与した人に現状を聞いてみた。そうすると，分野別実務修習に入っていきなり実務修習をやっても無駄であるという意見はなく，２か月という限られた期間をこれ以上短縮されると困るという意見がほとんどで，いかに分野別実務修習を充実させ，ばらつきをなくすかというのが大変だという点で意見は一致していた。修習に入る段階で，実務修習を受けるに耐えないような修習生が多いとの話はなかった。ただ，法科大学院との関係で，各法科大学院における指導内容に若干違いがあり，法科大学院の教育内容に問題がある面もあるかと思う。例えば，旧制度における前期修習では，民事訴訟の一審手続を解説する民裁のカリキュラムがあり，ビデオ教材を使って，事前の準備や合

議といったものも含めた実際の手続の流れを見せて，教官が解説していた。新制度になって，そのビデオを法科大学院に提供したが，法科大学院によっては，こうした司法研修所の作成したビデオを使用したカリキュラムを設けていないところもあると聞く。こういった法科大学院の卒業生が期間の短い分野別実務修習に放り込まれると，目の前で起こっている手続が全体の中でどのように位置付けられるのか把握しにくい，ということを聞いたことがある。特定の法科大学院に教育を改善してほしいという話をするわけではないが，法科大学院の教育内容の問題という面もあるように思い，そのために，修習生に対して同様の教育をする必要があるのか，という気がした。

ところで，アンケート結果によると，検察や弁護では，分野別実務修習の終了時点でも必要な能力が身に付いていないとの意見が結構多かったようだが，だからといって二回試験に落ちているかというと，そういう訳でもなく，新修習を経た者が問題を抱えているという話もあまり聞かない。仮に何かしらの問題があるとしても，その原因が，分野別実務修習に入る前の段階でそれに耐える知識・能力が不足していたからなのか，分野別実務修習自体の内容に問題があるからなのか，現状としてはよく分からない。こうした議論をする際には，分野別実務修習の実態というものを十分に検討する必要がある。分野別実務修習のガイドラインという話も出たが，そういうことも考えながら，分野別実務修習の充実というものも考える必要があり，現状をもう少し把握する必要があるのではないかと感じた。

（井田幹事）

修習生の意見を聞くべきであるとの酒巻委員の意見には同感である。法科大学院では，学生が授業評価をしており，厳しいアンケート結果が出て，すべて公開されている。司法修習においても教官等の指導者に対するアンケートを実施していると思うが，現在どういう形で行っており，その結果はどのようになっているのか。

（吉崎幹事）

修習生からの教官に対する評価の把握ということは，残念ながら，個別具体的な形ではしていない。集合修習においては，当該修習生が割り当てられた日の感想や印象を日誌という形で書くということはしており，その中でカリキュラムの内容や教官のパフォーマンスについて記載されることもあるが，具体的に個々の教官についての評価を問うということはしていない。分野別実務修習については，庁によっては終了時にアンケートを提出させているところもあるように聞いているが，庁によって異なり，具体的に把握している状況ではない。

（井田幹事）

アンケートは，人事評価のためではなく授業の改善のために行うものなので，教育効果を上げるためには当然やった方がいいように思う。

（高瀬委員）

ここ数年間議論に参加させていただいて思っていたのは，制度設計において，修習生の立場がほとんど反映されていない，ということだった。今日の議論を聞いていても，修習生はそれによって快適に修習できるのかということが議論されていないように思う。大学や大学院では，学生による授業評価を行うことが一般化している。そういうことも含めて，修習生の立場で議論することが重要だと思っている。法科大学院については，私の感覚では，現状でもそれなりにちゃんと教育をやっていると思うし，ばらつきがあるという点についても，ある程度ばらついた修習生が入ってくるという前提で考える必要がある。分野別実務修習の期間が短いので，集合的な導入的教育を実施することによって，分野別実務修習をより効率的，効果的に実施できる可能性があるのかないのか，ということがポイントだと思う。可能性がないのであればやる必要はないし，可能性があるのであればやればいい。もう１つは，現状の２班制による修習の体制からして，導入的修習のために十分な時間を取るのは物理的に不可能になっている。将来的に，何らかの理由で１班制になったり，時間的な余裕ができたりするといったことがあ

れば，その際に制度を設計し直せばいいが，現状を踏まえて考える必要がある。最高裁から御説明のあったような導入的教育については，色々と調査しても，実際にやってみないと分からないこともあると思うが，法科大学院で教育していることを導入的修習で改めて教えるということには全く意味がないと思う。法科大学院で教えていないことで，分野別実務修習の開始前にやることがあるのであれば，それはやる価値がある。理念が変更されなかったとしても，制度設計の変更はありうると思っている。法科大学院と司法修習の間を埋める何かしらをすることはたぶん必要で，その程度がよく分からないが，修習生の立場に立って御検討いただく必要があるのではないか。

（木村（哲）幹事）

修習生の提出する修習日誌には，毎期必ず２，３人が前期修習をやってほしいということを書いている。また，修習生と飲んでいると，誰かが，集合修習のような修習を何故はじめにやってくれないのかということを言い出し，そうすると，周りの修習生がそれに同調し，これをやっていれば分野別実務修習がもっと充実していた，と言う。修習生の視点というものは確かに重要である。

（出縄幹事）

法科大学院で教えている内容を導入的修習でやる必要はないという点は同感である。弁護士の立場からすると，法科大学院でどうしても扱えないものは何かと言えば，生の人間を扱うことである。様々な依頼者や企業がいて，それを修習の初日から扱わないといけない。分野別実務修習は各２か月というが，実日数は４０日程度しかない。どのように法律を扱い依頼者と接するかといったことや，事実が大事だということを誰かが先に教えておく，あるいは実体験させた上で実務修習に臨ませれば，より効率的に実務修習を送ることができ，よりたくさんのことを知ってもらえるだろうと思うことが多々ある。集合修習の弁護の起案を見ると，依頼者のために表現する，依頼者のために事実を拾い出すということができていないという点が典型的特徴である。当事者法曹としての意識が足りない。

２年間法科大学院で教鞭を執っていたことがあり，その前は７年間法学部で演習を担当していたが，自分の教え子をクラスで担当してみても，法科大学院で優秀であったかどうかにかかわらず，同様の傾向を示している。法科大学院では，事実は所与のものとして与えられ，また司法試験的な答案を書くことを最終的には課せられることになるが，そこから，当事者のために説得的な文章を書く，思考する，証拠を収集するということに頭を切り換える必要がある。そのためのトランジットの期間は，もしかしたらないのかもしれない。修習生側の視点が重要だという発言があったが，誠に慧眼だと思う。我々には，修習生がどういう立場でどういうプロセスを経て実務の中に飛び込んでいくかという生の体験がないのかもしれない。導入的修習をすることの意味があるとすれば，それは法科大学院で教えたことを繰り返すことではなくて，教室の中では見たことのないものを実際に経験させてカルチャーショックを与えることにあると思う。このカルチャーショックは，教えるものではく，実際に一定期間経験して辛い思いをするほかないものであるが，それを分野別実務修習が開始した後にするとなると，実務修習の期間は実質的に減ってしまう。違うカルチャーに突入するための準備，助走期間として，導入的な修習は是非あってほしいというのが，教官として実務修習から戻って来た修習生を受け入れたときの率直な感想である。

（今田委員）

導入的教育について様々な意見が出ているが，あまりにも抽象的だと感じた。何故にそのような議論が実際に教育されている実務の観点から出されるのか，その理由は，おそらく基本設計にあるのではないか。点による選抜ではなくプロセスとしての法曹養成というのが基本的な制度設計，哲学であり，各プロセスが有機的に関連し，蓄積・累積していくことを目指したが，実際の過程は，法科大学院という養成期間と司法修習という養成期間の間にセレクションという異質なものが含まれており，この異質なものが緩やかな選抜であれば目標とする教育プロセスというものが理想的な形で実現できるのだろうが，セレクシ

ョンが厳しい場合は，法科大学院の教育も学生の思考も司法試験により理想から歪んでしまうのではないか。その結果として，理想的な形で修習に入る場合もあれば，かなり厳しい状態で，理想から離れた状態で送り出される者もいるのであろう。ばらつきということが言われるが，それは，法科大学院の実態を反映したばらつきなのだろうと思う。それを受ける側の裁判所，検察，弁護は，そうしたばらつきを持った人たちを前提にしなければならないが，それに対して十分な対応をできるだけの時間と余裕があるわけではなく，限られた時間に効率的にやらなければならないということを考えた場合，接続の不都合というものが出てきているのではないか。制度が悪いというわけではなく，制度設計の微調整を必要としているという状況なのではないか。現在の制度設計に根本的な問題があり見直しを必要としているというわけではなく，接続をもうちょっとスムーズにする手当てが必要なのではないかと思う。しかし，座学を延々とするのではなくて，自学自修という話も出ていたが，接続のところで独学で勉強して，次の段階の予備学修をするような，そうしたドリルみたいなものがあってもいいのではないか。司法試験に受かってから司法修習の開始までの時間で，司法研修所で教官が教えるというのではなく，自分で勉強できる時間とツールを開発することを考えるというのも，接続のための手段としてあり得るのではないかと考えた。現在の制度はきちんとした制度ではあるが，接続がぎくしゃくしている。法科大学院を出て司法試験を受かっただけでは実務修習に円滑に入れないような者もいる。そうした者に対するケアも少し必要なのではないかと思った。

（高瀬委員）

自分の経験でいうと，１年間大学で臨床研修を受けて何でもできると自信を持ち，２年目に市中の小児救急を扱っている病院に配属となったが，そこで救急外来の子供の患者さんが来た時に，全く手が動かず，何をしていいのか分からなくて，非常にショックだったということがある。法科大学院では知識も技能も教

えられているのであろうし，司法試験に合格した者が司法修習に来ているわけだが，実務修習に出て生の人間を対象とした時に，多くの修習生は何もできないであろう。自分たちができない状況にある，いわゆるコンピテンシーというものだが，知識等は揃っているのだができない自分というものを最初の段階で気付かせる必要がある。そのために必要な時間やカリキュラムの内容は入念に検討する必要があるが，そうしたことを自覚してもらうような何かを盛り込む必要があるのではないか。

（鎌田委員）

法科大学院と司法修習との接続がスムーズにできておらず，その点をどうすればよいかが実際上の問題だとすれば，実のところ，何が足りないのかが分からない。生の事件に対するカルチャーショックにどう慣れるかということであれば，それは生の事件に触れさせるのが一番いいわけで，１か月座学をすることでカルチャーショックがなくなることはないと思う。資料４５を見ると，要件事実の考え方が理解できていないとか，法曹としての視点・姿勢に欠けているといったことなどが並んでいるが，大学や法科大学院において合格発表から入学までの間に課題を課して勉強させているのと同様に，我々の大学では，旧試験当時から，司法修習の開始までの間に，視点の転換やそれまで学んだことの再整理も含めて，大学の側で講座を設けてやってきている。何が欠けているかということが分かれば，それを補充するのは，司法修習に入ってから限られた期間を削ってすることなのか，それともその前段階で自らやっておくべきことなのかが分かり，あるいは法科大学院教育のばらつきに問題があるとすれば，法科大学院の責任において卒業までの教育内容も含めて見直しをする必要があるということになるが，前提として，何が欠けているのか，何を補う必要があるのかが分からない状況なのではないか。その点を明確にする必要がある。

また，今回の議論は，新修習の理念に転換をもたらすのではないかと懸念している。新修習が開始してからこれまで司法修習委員会で議論してきた中で一番

大事なところは，司法修習の入り口が違うというだけでなく，同時に出口もまた違うのだということにあり，新修習においては，どういう修習生が入ってきて，何を獲得目標にするか，というところが随分変わったということを理解していただくための様々な手立てを講じてきて，ここしばらくそれが落ち着いてきたと思っていたが，分野別実務修習の終了時にも必要な能力が身に付いていないということがあるとすれば，これまでの１０年間の議論との関係を考えなければならない。分野別実務修習で旧修習における実務修習と同レベルにするという考えがあるとすると，新修習の理念を根本的に変えないといけないということを示唆することになるように思う。今回の提案で気になるのは，検察・弁護のアンケート結果を踏まえて次の方策を考えるべきである，とされているが，資料４６の分野別実務修習の充実方策では，検察・弁護の分野別実務修習で何を目指すかという提案がないように思うが，新修習でどこまでのものを目指そうとしているのか，そこに到達するのに，入り口の段階で法科大学院教育との間にどれだけのギャップがあるのかを，精密に議論しないと，具体的な方策は出てこないのではないか。もう１つ，分野別実務修習に入るための実務基礎を司法研修所の教官が１か月かけてみっちり教えます，起案添削もしますということになると，逆に，法科大学院では実務基礎教育はそこそこやっておけばいいんだという方向に流れかねない。私自身は，法科大学院における実務基礎教育にばらつきがあると思っており，その点を解消して実務基礎教育を充実させなければいけないと思っているが，司法研修所でやってくれるのであれば法科大学院ではあまりやらなくていい，といった方向に法科大学院を動かしてしまっていいのか，これまでの流れに逆行するのではないか，ということを懸念している。

（木村（光）幹事長）

幹事会における議論の情報提供をさせていただく。旧修習とどこが違うのかという点は，本日の幹事会でも確認した。検察としては，旧修習と同じレベルま

で持っていきたいとのことだったので，カリキュラムもそのためにはどのようなことが必要かという観点から考えられたものだと思われる。なお，実務基礎教育について，法科大学院に重ねてなお修習でやる必要があるのかという議論をした際，公的支援の見直しの議論によっては実務家教員の派遣に影響が生じる可能性があることとの関係も考える必要があるという指摘があった。

（井窪委員）

弁護士の場合，社会の幅広い分野で法曹として活動できる最低限の能力は何かということを考えると，一人で世の中に起こる課題に対応するための能力を身に付けてもらうということであり，それ自体は新修習でも旧修習でも大きく異ならないと思う。弁護士の場合には，弁護士名簿に登録された日から，刑事の否認事件で弁護人として対応しないといけないかもしれない。教える側としては，国民に対する最低限の品質保証は必要だと思うが，そのレベルは昔も今もそんなに変わらないだろうと思う。ただ，御指摘のとおり，現在はそれがすべてではないということも理解している。法廷実務家の養成に特化しているわけではなく，幅広い能力が必要とされるわけだが，そういうことを念頭に置いて先ほどの発言をしたということを釈明させていただきたい。

（神村幹事）

分野別実務修習が２か月ずつ４クールで合計８か月あるわけだが，その８か月のうち１か月を新たに削って導入的修習をしようという話をしているわけではない。生のケースを経験させることが司法修習の本質であることは司法修習委員会でも確認されていることで，そういった臨床教育をするために，現在既に，各実務庁でクールごとに２週間を使って導入的な教育をやっているという実情にある。しかし，それでは非効率ということである。集合的な形で教官が実施することによって，質が高まり，期間も短縮でき，それだけ生の事件を扱う期間を増やすことができる，という提案をしている。法科大学院に問題があると言っているわけではなく，現在やっているものを改善すれば，もっと修習生に色々なものを

与えられるのではないか，弁護士になる方に対しても，様々なものを与えられて実社会に出せるのではないか，それが国民の利益にもなり，修習生の利益にもなるという発想で提案していることを御理解いただきたい。理念を大きく変えようとしているわけでない。一例を挙げると，ある庁では，集合的な導入教育を実施することにより，各クールでの導入教育を７日間短縮することができ，単純計算すると，２８日分ひねり出すことができるので，ここから検察科目で導入的修習に当てる５日間弱を除いた日数を生の事件の修習に当てることができることになる。法科大学院を出て司法試験に合格した後，いきなり分野別実務修習で地方に行ってみると，例えば，修習生が６人で，指導担当は若い検察官という状況になるが，その前に実務の実態を踏まえた一定の訓練をしてから送り出す方が修習生にとっても親切である。実務に熟達し指導にも習熟した者を分野別実務修習の指導担当検事専従としてそろえることができれば理想だが，それはなかなか難しい。

（髙橋委員長）

新修習を経験した者からは，問題を感じていないという声もあれば，前期修習をやってほしいという集合修習での修習生の声もあるという。おそらくどちらも正しいのだろうが，我々としてどう考えていくべきか。これまでもそうしてきたつもりだが，司法修習委員会としては不断に調査し改善すべきは改善すべきであるということになり，現状を踏まえると，よりインテンシブにやる必要があるということだろう。

理念的な話になりがちだが，現実はどうなのかを踏まえて議論する必要があるように思う。司法研修所に集めるのかサテライト方式なのかといった技術的な面についても，考える必要がある。そのあたりは司法研修所から見える部分があると思うのだが，簡単に御説明いただけないか。

（吉崎幹事）

司法研修所に集合して，前の期の修習が終了した直後に修習を開始するということになると，現実的な問題としては，入寮の問題がある。修習生を入寮させ

るに当たっては，前の期の退寮手続が必要になるし，清掃等も含めると，中４日ぐらいは必要になる。また，導入的修習が終わった後は，実務修習地に移動することになるが，その場合，いったん元の住所地に戻ってそこから実務修習地に転居することも多いと思われ，そのための移動日を確保するとなると，さらに４，５日必要となる。こうした日程管理の問題があるという点をまず指摘させていただきたい。

（高橋委員長）

制度設計をする上では具体的なシミュレーションもしていく必要があるということで御説明いただいた。

ここで，松本幹事から報告がある。

（松本幹事）

私は，内閣官房に置かれた法曹養成制度改革推進室の副室長も兼ねているので，推進室の検討状況，特に，司法修習制度に関しての検討状況について，簡単に御説明申し上げる。

当推進室においては，法曹養成制度検討会議の取りまとめを受ける形で，法曹養成制度の改革・改善に関する課題について，６人の有識者から構成された顧問会議の御意見をいただきながら検討し，その結果を関係閣僚から成る法曹養成制度改革推進会議に報告するということとされている。

先の法曹養成制度検討会議においては，その取りまとめにおいて，新たな検討体制，これが推進室になるわけだが，その下で，質の高い法曹を育成できるよう，法科大学院との連携，司法修習の実情，最高裁での検討状況を踏まえつつ，司法修習生に対する導入的修習や選択型実務修習の在り方を含め，司法修習の更なる充実に向けて，法曹養成課程全体の中での司法修習の在り方について検討を行い，２年以内に結論を得るべきであるとされており，司法修習の制度的な検討は，当推進室のミッションとなっているところである。

法曹養成制度検討会議の場でも，委員から司法修習に関しての問題意識の御指

摘があり，さらに自民党，公明党のいずれからも，導入修習，あるいは，前期修習的なものの再構築の必要性を指摘された。

当推進室においては，この検討会議での議論状況や取りまとめ結果，御紹介された法曹三者による修習に関するアンケート結果，あるいは，これまでの修習委員会のもとでのワーキンググループにおける検討状況等を踏まえながら，導入修習の在り方について議論・検討を行ってきたところである。

当推進室では，実務修習をより効果的なものとし，より質の高い法曹を育成するという観点から，制度として集合的な導入修習の創設が必要ではないかと考えている。当推進室においては，ロースクールのばらつきや，ロースクールで教育が不十分な部分を補うために導入的集合修習が必要だと考えているわけではなく，それを自学自修という位置付けを考えているわけでもない。

導入修習の期間，内容，方法については，期間としては１か月程度，内容としては，起案・演習というものが必要だと考えている。方法については，集合修習による双方向的な教育が必要で，サテライト的な，一方的なものでは足りないと考えている。また，導入修習の必要性がロースクールのばらつき等に依拠するものではないので，一時的な制度ではなくて恒常的な制度とすべきだと考えている。

１０月１１日に開催された顧問会議においてもこのような議論をしてきたところであるが，次回，１１月１２日の顧問会議でも議論する予定である。

なお，鎌田委員から，導入的修習を仮に設けた場合，法科大学院の実務基礎教育に影響があるとの御指摘があったが，我々としては，導入的集合修習が創設されることによって，法科大学院の実務基礎教育が緩くなるというようなことがあってはならないと思っており，そういう制度設計では当然あり得ないと考えている。

（高橋委員長）

司法修習の在り方については司法修習委員会が検討すべき場ということになるが，現在法曹養成制度全体の再検討が進んでいる。新聞報道に基づくもので予測

に過ぎないが，法科大学院の数はこれから減少するであろうし，実入学者数も減少するであろう。日弁連は司法試験の合格者１５００人程度を目指しているなど，様々なことが流動的である。そういう流動的な状況にあることを頭に入れつつ，司法修習という１つの局面を考える必要があり，先が見えない状況においてあまり固い制度を作るのは賢明ではないように思う。

また，現行制度を前提にする限り，司法修習の内容については，司法修習委員会が責任を持っているということも，認識を共通にしているということでよろしいかと思う。

（鈴木委員）

話題が変わってしまうかもしれないが，仮に導入的修習を実施するとして，どこで実施するかという問題について申し上げる。効率性，内容的な共通化の意味では，１か所に集める方法，具体的には司法研修所で実施することが考えられるが，他方で，完全に現場から切り離して座学的にやるのがよいのか，現場を見ながら話を聞いた方がより理解しやすいのではないかという観点や，修習生の負担という観点から，期間にもよるが，１か所に集めるのがよいのかという問題もあり，導入的修習を各実務修習地で実施するのも１つの考え方ではないかと思う。導入的修習を実施するとしても，当然には司法研修所でということにはならないと思う。

（井窪委員）

カリキュラムの内容だけでなく，実施に伴う様々な課題も含めて引き続きワーキンググループで検討していただいているようなので，各論に入って意見を述べることは差し控えたい。引き続きワーキンググループでの議論を進めていただき，２案ぐらいに集約した段階で，もう一度議論させていただければと思う。

（鎌田委員）

事態は相当に流動的であり，来年度の法科大学院の入学者は２０００人を少し超える程度になるだろうと思う。そうすると，司法試験の合格者数に大きな変動

がなければ，当面は滞留している卒業生がいるので一定の競争率はあるだろうが，徐々に，司法試験に通るための競争に勝つことだけを考えないで，落ち着いた勉強・教育ができる環境になっていくのだろうと思う。法科大学院によって教育目標に多少の差はあるだろうが，私の法科大学院では，導入的修習でやろうと提案されている内容は，かなりやってきたと自負しているし，学生の半分以上がリーガルクリニックで生の事件に触れており，書面の作成もやっている。法科大学院では実務基礎教育をあまりやらなくてもいいという方向に流れていくのではなく，生の現実に触れることで，カルチャーショックを与え，理論学習をしっかりやる必要性を再認識させてそのモチベーションを高めていくべきではないか。これから法科大学院にある程度余裕が出てくる中で，教育の質を高める方向に議論を持っていく方が，プロセスとしての法曹養成を目指した司法制度改革の理念に合っているだろうと思う。導入的教育は時間に余裕があればあった方がいいと思うが，法科大学院で一生懸命に実務基礎科目を勉強してきた人にとって，せっかく念願の司法研修所に来たのに，こんなことからやらされるのか，ということにならないように，制度を作っていっていただきたい。

（松本幹事）

司法修習の内容については司法修習委員会が責任を持っているとの御指摘はそのとおりである。ただ，先ほど御説明したように，推進室は推進室で，制度的な観点から，導入的修習の在り方を検討し，結論を出すというミッションを課せられている立場にあることは御理解いただきたい。その結論は，極力，司法修習委員会やワーキンググループでの議論状況と同じ形にしたいと思っており，司法修習委員会でもワーキンググループでも情報提供をさせていただいている。

（井窪委員）

現在，ワーキンググループ等で検討していただいていることが，これまで法科大学院関係者の積み重ねてきた努力を否定するものではないということだけは御理解いただきたい。弁護士についていえば，現在の厳しい状況の中で，登録した

後，一本立ちして立派にやっていけるように育てたいと思い，そのために分野別実務修習を少しでも充実させたいという考えでやっている。法科大学院が尽力されて大きな成果を挙げていることは当然の前提として認めていることも申し上げたい。

（高橋委員長）

出縄幹事の御発言に共鳴した。私の言葉で言い直すと，らせん状に，より高い角度から常に積み重ねていかないといけないということを申し上げたい。私自身は法科大学院で理論教育を担当しているが，原告，被告それぞれの立場からどう考えるかということについてもかなり教えているつもりでいる。こうした理論教育を受けた上で，実務基礎教育では，実務家教員からまさに実務について教わることになる。しかし，これだけでは頭の中には残るが，まだ身に付いてはいないだろう。起案をしても当事者法曹としての意識が足りないといった指摘があったが，司法研修所で教育を受けたとしても，実務家になって初めて，ある日突然依頼者の目が異様に冷たいことに気が付き，当事者法曹としての本当の恐ろしさが分かる，というものだろう。導入的教育をやれば直ちに当事者法曹になれるというわけではない。そうしたステップを踏んで行くことについては，皆さんの理解を共通にできるところがあるのではないかと思う。ただ制度設計においては，１１月に修習が開始する現行制度を前提にする必要があり，導入的修習を行うとすぐに正月休みに入ってしまうというような現実的なことも考えながら，様々な考え方を調整してまとめていく道もあるのではないかという感想を持った。

本日の議論としては，ワーキンググループでの意見交換の結果を踏まえ，①修習の実情についてはなお実証的な検討が必要ではあるものの，司法修習の冒頭段階で，何らかの導入的な教育を実施する必要があるのは否定できないこと，②分野別実務修習についても，司法研修所の各教官室の支援の下，一定のガイドラインを策定するなどして，その充実・改善を図る必要があること，③司法研修所と司法修習委員会において司法修習の状況把握を強化していくことについては，大

筋では委員の皆さんの意見が一致したものと考えている。

（４）今後の予定について

今日の議論を踏まえ，ワーキンググループで更に議論し，次回の司法修習委員会までに導入的修習の具体的内容及び方法，分野別実務修習の改善方策について取りまとめを目指していただきたく，更なる具体的な検討をお願いする。

次回については，ワーキンググループでの検討結果を再度お聞きして，引き続き議論をしたいと考えている。次回の司法修習委員会は，１２月３日午後３時から開催したい。

以上をもって，第２５回司法修習委員会を終了する。

（以上）

アンケート結果概要（民事裁判）

※　全地裁分（各本庁及び東京地裁立川支部）についての集計。特に断りのない限り５１庁についてのパーセンテージを記載。

○　修習の意義・理念の指導への反映

全法律実務家に必要とされる基本的かつ汎用的な能力（事実調査能力，法的分析能力，事実認定能力，表現能力等）のかん養に資するべく，数多くの事件に触れさせる，書面の形式にはこだわらずサマリー起案等を活用する，指導裁判官の講評のほか，修習生同士議論をさせるなどの方法により指導を行っているとの回答がほとんどであった。

○　修習ガイダンス

実施率　１００％

参加率　９４．３％（２０３１人中１９１５人が参加）

内　容　①　修習に臨む心構え・注意事項の伝達　１００％

②　自学自修の促し　８４％

達成度　所期の目的を達成　９０．２％

主な理由

・　実務修習の円滑な導入，心構え・動機付け等に役立った

達成できなかった　２％

どちらともいえない　７．８％

○　民裁実務修習冒頭段階での修習

・　合同修習（実務庁）

実施率　６８．６％

内　容　・オリエンテーション・ガイダンス

・司法研修所教材ＤＶＤ（一審解説）視聴等

・　導入起案（研修所教官）

知識・能力の伸張を感じた　７８．４％

※　残りの２１．６％は導入起案前後の状況を把握していないとの回答か，回答なし

○　実務修習開始後の合同修習

- 司法研修所教材ＤＶＤ（事実認定，争点整理）を用いた指導　９８％
- 時間外等の合同的な勉強会等（要件事実の学修等）を実施　５１％
- 所期の目的の達成度

　所期の目的を達成　８４．３％

　主な理由　・民事訴訟手続等の理解が深まった

　・個別修習時の質疑や起案の趣旨・目的が整理された

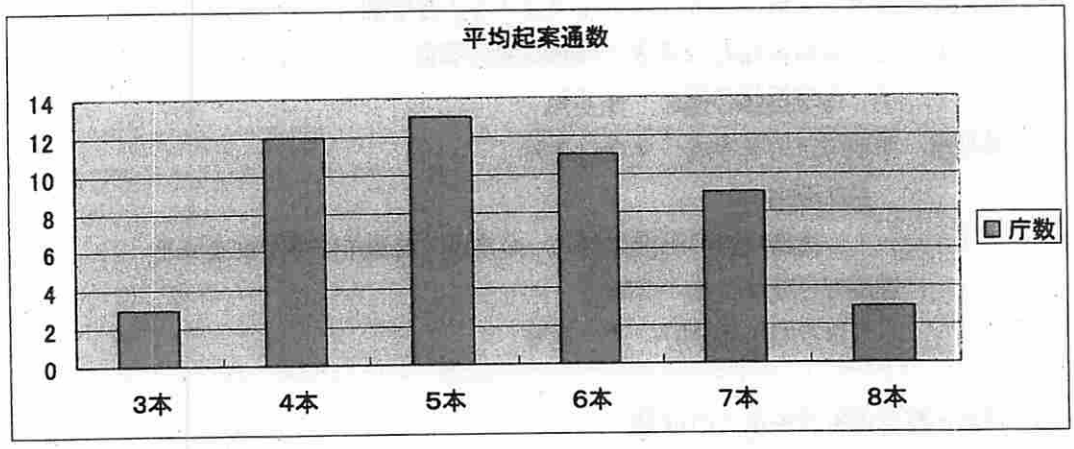
　どちらともいえない　１３．７％（２％は回答なし）

- 非訟事件（保全，執行，破産事件）　分野別実務修習で実施　９０．２％

　※　残りの９．８％は選択型実務修習で実施

○　部における修習

- 平均起案通数（サマリー起案，リサーチペーパー起案，判決全文起案等）



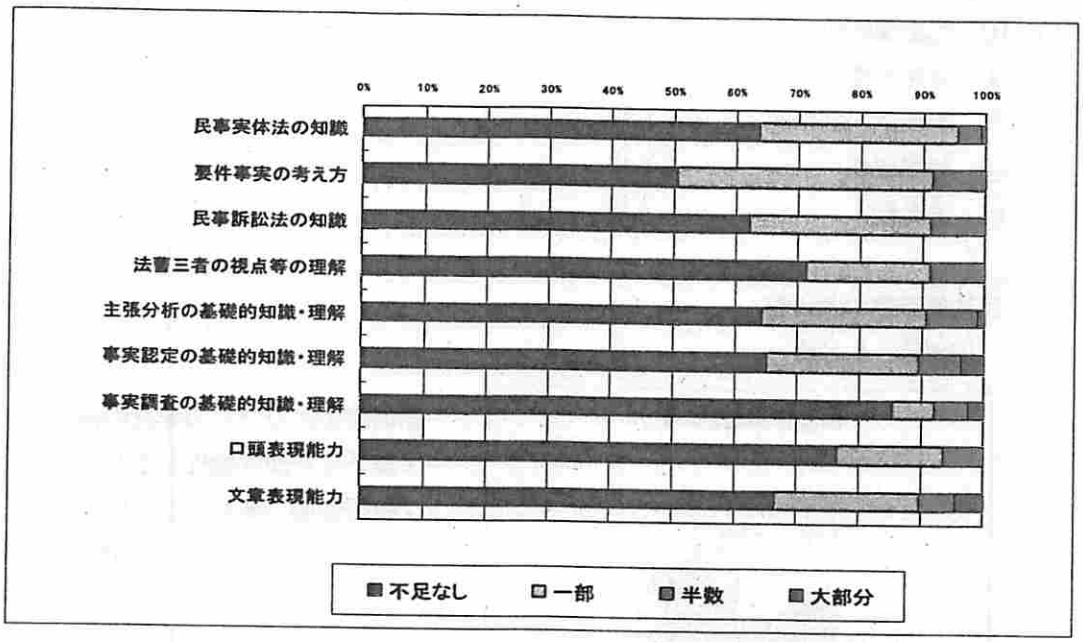
- 既済記録も利用　７８．４％
- サマリー起案を優先　１００％
- 併せて判決起案を実施　３７．２％

　※　ただし，事案や修習生の意欲・能力を勘案しつつ，１件程度割り当てるとする庁が多数。

- 同一の記録を複数の修習生に起案させている　９４．１％

○　分野別実務修習総括

・　修習開始時の知識・能力の不足



※　知識・能力の不足についての指摘を受けた修習生数を反映させるため，庁数ではなく，指摘を受けた各庁に配置された修習生数の合計の割合を示した。

・　クールによる違い（４１庁が回答）

違いがある　５６．１％

主な理由：クールを経るに従って不足を感じることが少なくなった。

違いがない　４３．９％

主な理由：修習生個人の資質の差によるところが大きい

・　冒頭段階でのカリキュラムの効果（４０庁が回答）

不足を補えた　３２．５％

補えなかった　６７．５％

主な理由：短期間での底上げは難しいし，全体講義での底上げにも限界あり

修習生個人の資質によるところが大きい

→　更に必要な冒頭カリキュラムとして（１１庁が回答）

事実認定・事実調査の講義等・・４庁

自学自修・・・・・・・・・・・４庁

教官による講義・前期修習・・・３庁

・　民裁修習終了時の修習生の知識・能力修得状況

必要となる知識・能力を修得したと感じた　７８．４％（４０庁）

※　修得したと感じないとの回答（９庁）は，個人差とする庁（３庁）を除くと理由記載なし（６庁）

○　選択型実務修習

・　提供プログラム

①　民裁深化型・・・・・５０庁

②　非訟事件等・・・・・４３庁

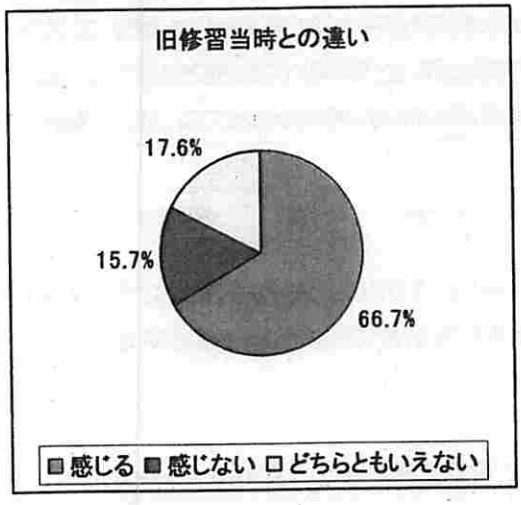
③　専門部・集中部・・・・５庁

④　模擬裁判・・・・・・１６庁

⑤　その他・・・・・・・・５庁

○　司法修習生の状況等

・　旧修習との比較



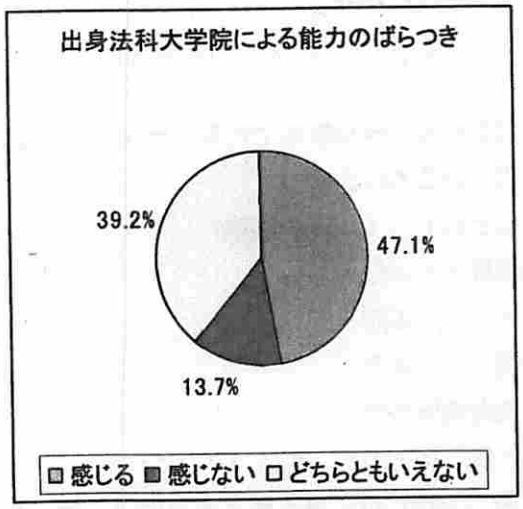
新修習生についての意見の例

・真面目だが積極性が乏しい

・修習生間の差が広がった

など

・　出身法科大学院による修習生の能力等のばらつき



感じるとした意見

・上位校出身者は要件事実を含めてかなり学習しており，優れた能力を備えた層が多いが，中位校・下位校出身者の中には要件事実等について十分な教育を受けていないのではないかと感じる者がいる

以　上

アンケート結果概要（刑事裁判）

※　全地裁分（各本庁及び東京地裁立川支部）についての集計。特に断りのない限り５１庁についてのパーセンテージを記載。

○　修習の意義・理念の指導への反映

基本的かつ汎用的な能力（事実調査能力，法的分析能力，事実認定能力，表現能力等）を修得させるべく，サマリー起案や法廷等傍聴後の質疑応答等を通じて能力のかん養を図る旨の回答が多かった。また，検察官，弁護人の訴訟活動について，これが裁判員にどのように受け止められたかという点にも留意した指導を行っている旨，争点及び証拠の在り方など公判前整理手続を理解させることにも重点を置いている旨回答した庁も複数あった。

○　修習ガイダンス

実施率　１００％

参加率　９４％（２０３３人中１９１３人が参加）

内　容　①　修習に臨む心構え・注意事項の伝達　９４％

②　自学自修の促し　８８％

達成度　所期の目的を達成　６３％

主な理由：実務修習の円滑な導入，心構え・動機付け等に役立った

どちらともいえない　３３％

○　刑裁実務修習冒頭段階での修習

・　合同修習（実務庁）

実施率　７６％

内　容　・オリエンテーション・ガイダンス

・司法研修所教材ＤＶＤ（一審解説）視聴等

・　導入起案（研修所教官）

知識・能力の伸張を感じた　７１％

※　残りの２９％は導入起案前の能力等を把握できていないため比較ができないという趣旨のものか回答なし

○　実務修習開始後の合同修習

- 司法研修所教材ＤＶＤを用いた指導　６５％
- 指導官による指導・講義　８８％

  主な内容：刑事手続（進行・証拠法）に関する講義・問題研究，令状講義等
- 時間外等の合同的な勉強会等（判例や事実認定等）を実施　２９％
- 所期の目的の達成度

  所期の目的を達成　７８％

  主な理由：・法廷傍聴の導入に有益，刑事裁判の大枠をつかめた

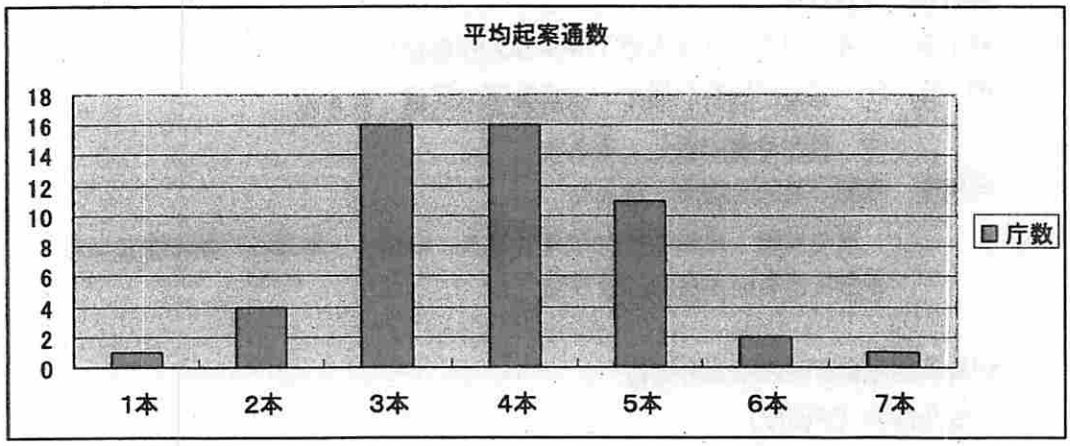
  ・実務的な知識・理解が深まった

  達成できなかった　２％

  どちらでもない　２０％

○　部における修習

- 平均起案通数（サマリー起案，リサーチペーパー起案，判決全文起案等）



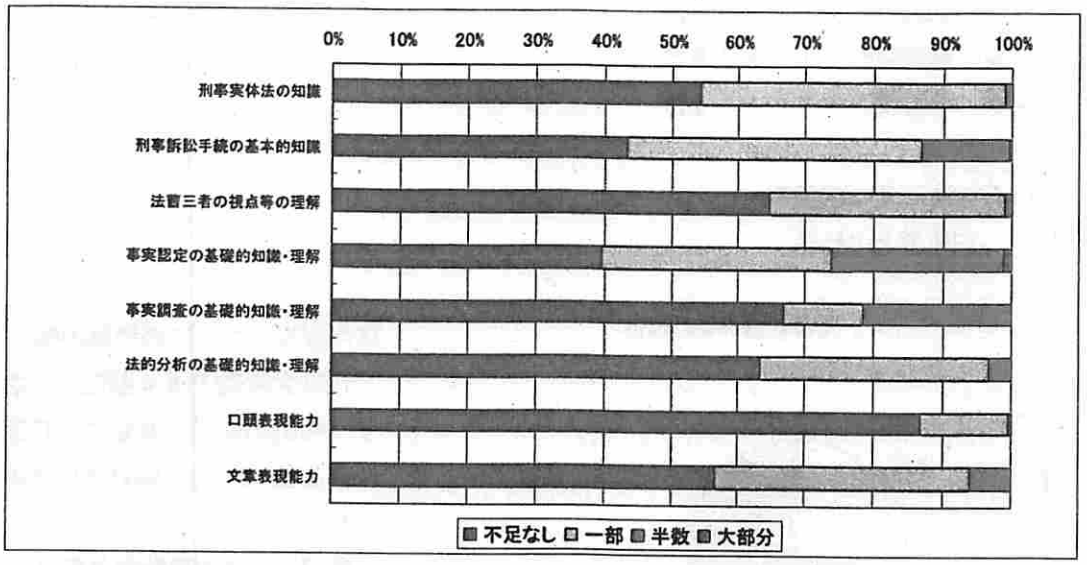
- 既済記録を利用　９２％
- サマリー起案を優先　９８％
- 判決起案を実施　４１％

  ※　ただし，自白事件や修習生の希望によりつつ，１件程度割り当てる庁が多数。
- 模擬裁判を実施　９０％
- 部独自の勉強会実施　４７％

  主な内容：刑事訴訟手続，令状，事実認定等

○　分野別実務修習総括

・　修習開始時の知識・能力の不足



※　知識・能力の不足についての指摘を受けた修習生数を反映させるため，庁数ではなく，指摘を受けた各庁に配置された修習生数の合計の割合を示した。

・　クールによる違い（４０庁が回答）

違いがある　５５％

主な理由：クールを経るに従って能力の向上が見られる

違いがない　４５％

主な理由：修習生個人の資質の差によるところが大きい

クールによる差が見受けられない

・　冒頭段階でのカリキュラムの効果（３９庁が回答）

不足を補えた　３５．９％

補えなかった　６４．１％

主な理由：冒頭のカリキュラムのみでは能力の伸長までは図れない

必要な知識・能力はその後の修習においてかん養されるもの

修習生個人の資質によるところが大きい

・　刑裁修習終了時の修習生の知識・能力修得状況

必要となる知識・能力を修得したと感じた　８６％

※　修得したと感じないとの回答は理由記載なし

○　選択型実務修習

・　提供プログラム

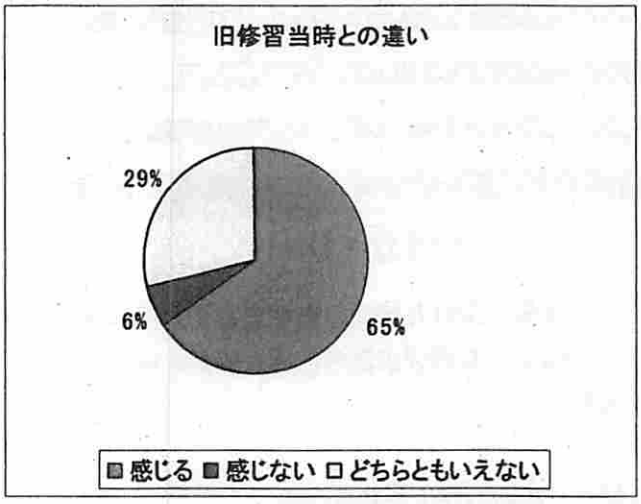
①　刑裁深化型・・・５０庁

②　模擬裁判・・・・４９庁

③　その他・・・・・・２庁

○　司法修習生の状況等

・　旧修習との比較



新修習生についての意見の例

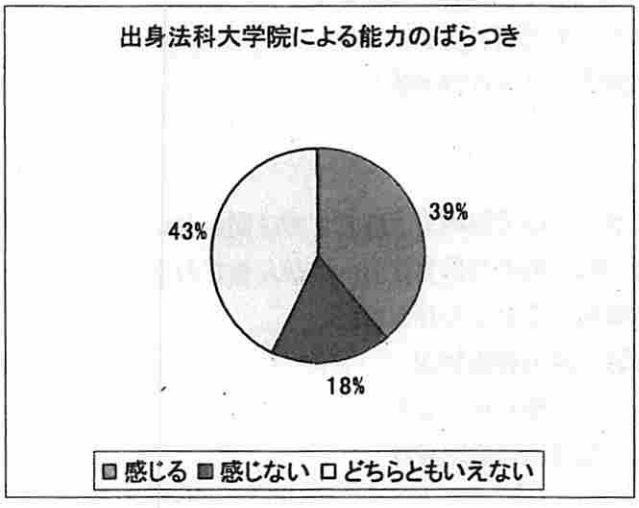
・法科大学院でよく勉強しており，判例の知識も豊富で，口頭による説明能力に優れている者が多い

・書面による表現能力が低い

・受動的・正解志向が強い

・修習生間の能力の差が大きい

・　出身法科大学院による修習生の能力等のばらつき



感じるとした意見

・事実認定に関する知識，口頭・文章表現力や応用力のばらつきを指摘する庁が多い

以　上

（資料 10−3）

司法修習に関するアンケート結果概要
《暫定速報版》

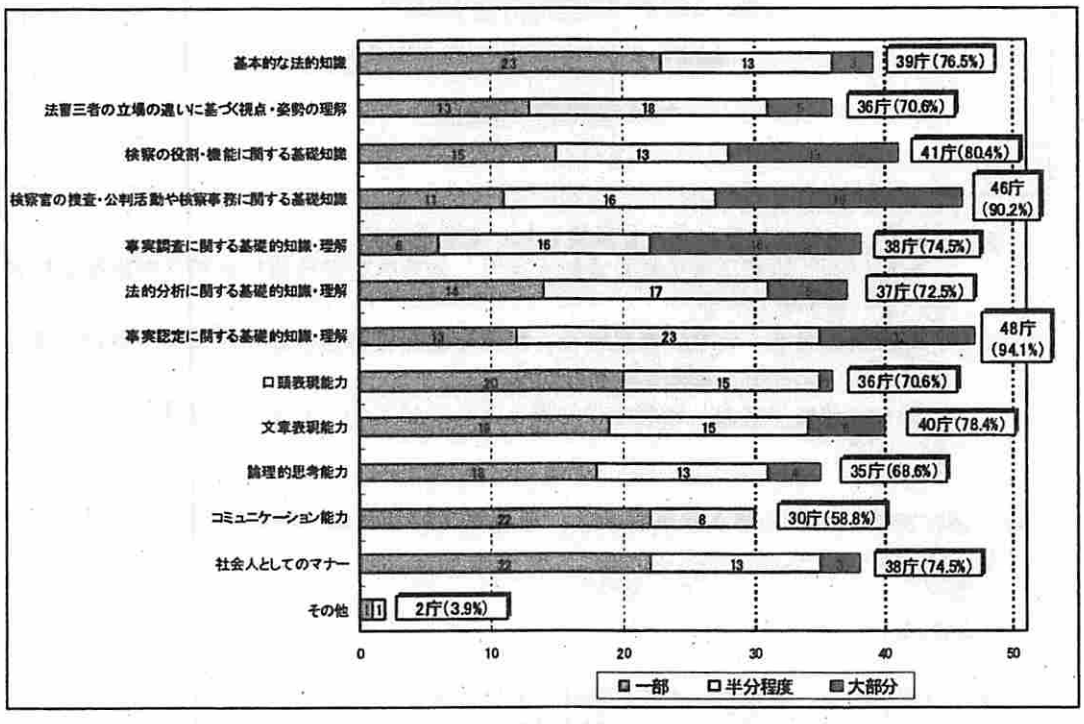
※　全地方検察庁及び東京地方検察庁立川支部についての集計（５１庁）。
※　割合の母数は，特に断りのない限り５１庁である。

【導入教育関係】

◆　検察実務修習開始時において，司法修習生に，検察実務修習を行う上で支障となるほどに不足している知識・能力

○　不足している知識・能力があると思うか。
　思う　　５１庁（１００％）
　思わない　　０庁（　　０％）

○　不足していると思う知識・能力と当該司法修習生の割合

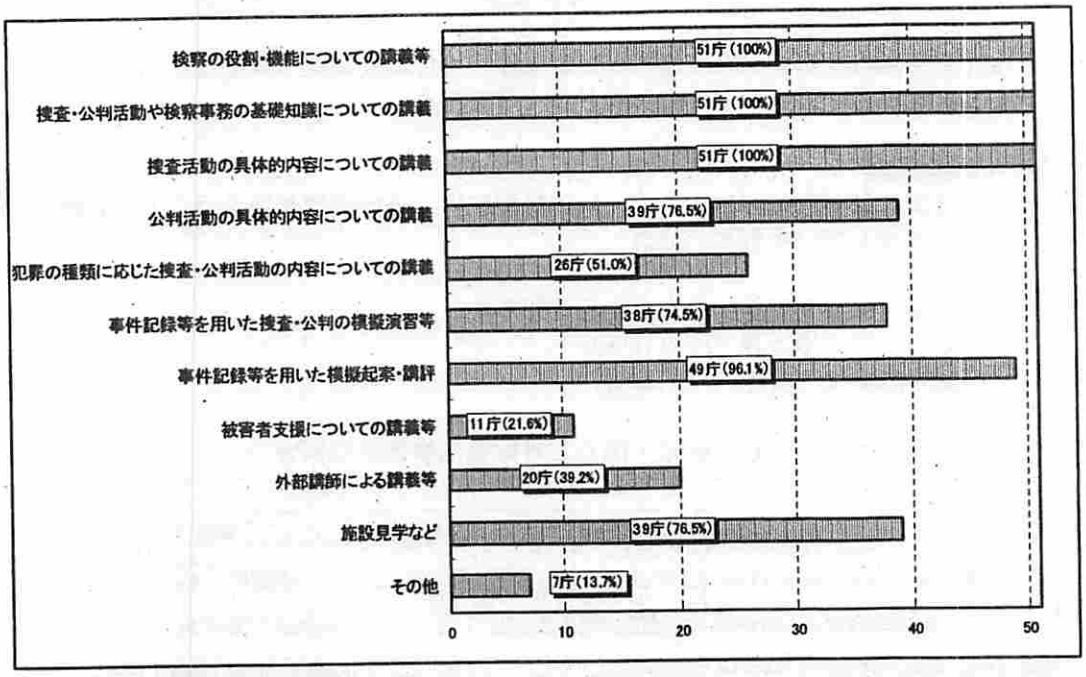


◆　導入教育実施の時期，期間，内容

○　時期（複数回答あり，回答数のべ５２庁）
　実務修習開始直後　　４５庁（８６．５％）
　実務修習期間を通じて　　５庁（９．６％）
　その他　　２庁（３．９％）

○　期間
　１週間未満　　１１庁（２１．６％）
　１週間以上２週間未満　３５庁（６８．６％）
　２週間以上３週間未満　　３庁（５．９％）
　その他　　２庁（３．９％）

○　内容（複数回答可）



※　上記のようなカリキュラムを実施している理由の例

- 事実認定に関する基本的な検討方法等，実務修習開始時に必要な知識等を修得していない者が多いため。
- 本格的な捜査・公判の修習前に，刑事手続の全体像及びそれに伴う事務手続の流れをイメージさせ，理解を深めるため。
- 検察の機能や役割，検察官の心構え等について必ずしも十分な理解が得られていないため。

◆　現在実施している導入教育により，不足している知識・能力を補うことができていると思うか

思う　　３庁（　５．９％）
思わない　４８庁（９４．１％）

※　「思わない」と回答した庁が挙げた主な理由

- 実務に関する理解や知識量が絶対的に少ない。
- 実務修習開始時までに事実認定の手法や考え方が十分に学べていない。
- 実務修習期間は，全体で２ヶ月しかなく，導入教育ばかりに時間を割くわけにもいかない。
- 各地検ごとの導入教育では，内容が個人的体験等に左右され，均質な教育を行えない。
- 小規模庁では，導入教育に検察官を専従させることが困難であり，講義や演習の充実を図るにも限界がある。

◆　法科大学院での教育を改善することにより，不足している知識・能力を補うことができると思うか

思う　　５庁（　９．８％）
思わない　４６庁（９０．２％）

※　「思わない」と回答した庁が挙げた主な理由

- 全ての法科大学院に実務家教員が派遣されておらず，実務家教員がいたとしても，実務基礎教育に十分な時間がとれていないため，検察の役割や機能，法曹三者の立場の違い等に着目した教育は到底困難である。
- 司法試験に直結しない実務的な事項を手厚く指導することは難しく，教育効果も限定的である。
- 司法試験では事案における事実は所与のものとされ，これに法律をどう当てはめるかが問題となるところ，実務では，事実は何かを調査して見極める能力を身に付けることが重要であり，これを養うために必要な教育には実務家の視点や経験が不可欠であり，法科大学院での教育には限界がある。

◆　実務修習開始前に，一定期間，司法研修所による統一的な導入教育を行う必要があると思うか

思う　　５１庁（１００％）
思わない　　０庁（　　０％）

※　「思う」と回答した庁が挙げた主な理由

- 検察の役割・機能，検察官の捜査・公判活動や検察事務の基礎知識，捜査・公判実務における手続の流れ，証拠の評価や事実認定に関する基本的知識などについての知識や理解を欠く者が大半。
- 修習生の実力を一定レベルまで引き上げなければ意味のある実務修習とならない。
- 実務修習開始時までに備わっているべき事実認定能力が備わっていない者が散見され，他の方法では克服が難しい。

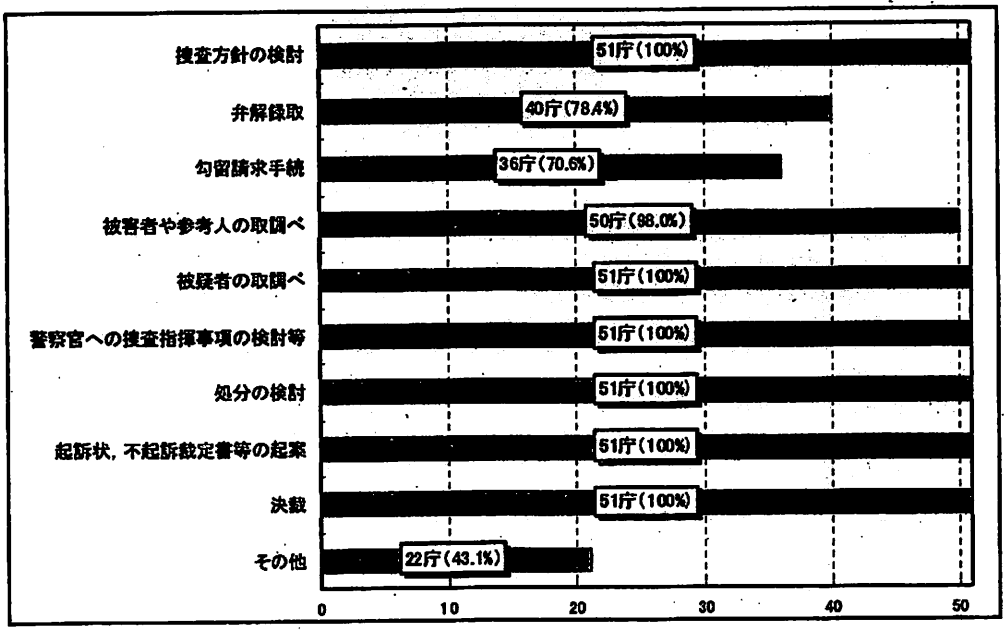
※　「思う」と回答した庁が，上記のような導入教育（検察科目）に必要と考える期間

- １週間未満：１３庁
- １～２週間：２６庁
- ２～３週間：６庁
- １か月以上：４庁

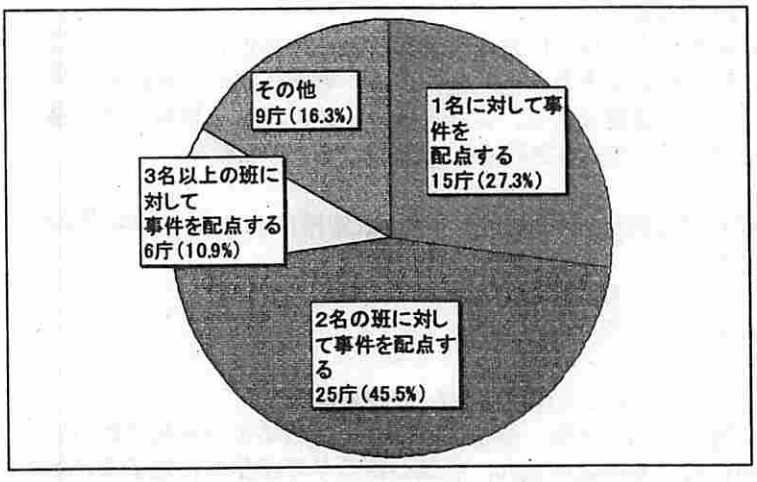
【捜査・公判実務修習関係】

◆　捜査実務修習

○　内容（複数回答可）

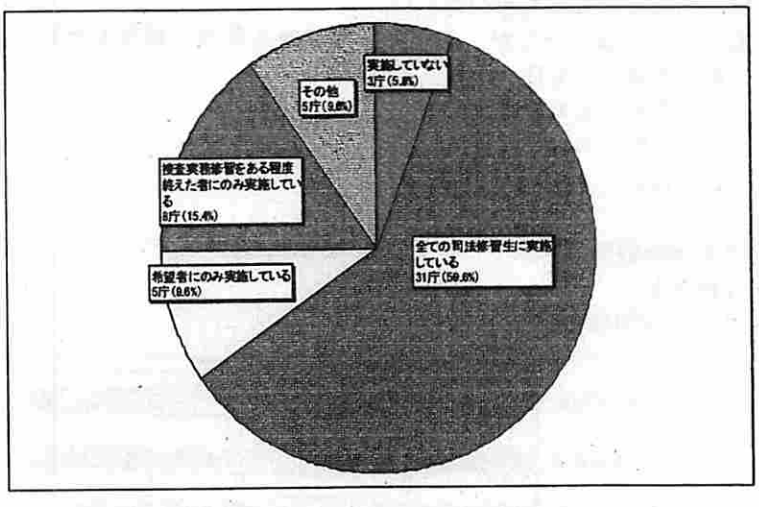


○　事件の配点（１件の事件について）（複数回答あり，回答数のべ５５庁）



◆　公判実務修習

○　実施の有無等（複数回答あり，回答数のべ５２庁）



○　実施していない理由（調査対象：「実施していない」回答庁３庁）（複数回答可）

公判実務修習に割く時間がない	３庁（１００％）
公判実務修習に適した事件がない	０庁（０％）
公判実務修習を実施できる態勢を整えられない	２庁（６６．７％）
その他	０庁（０％）

○　希望する司法修習生の割合

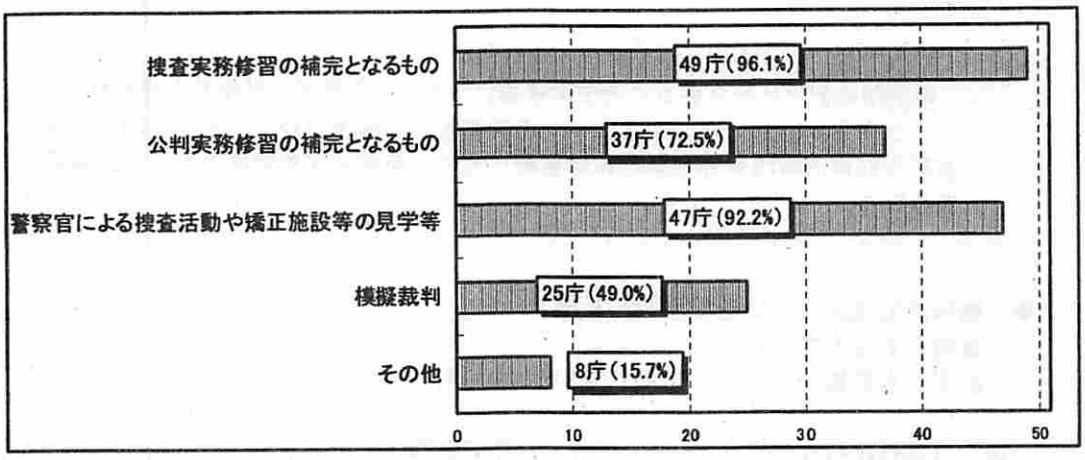
（調査対象：「希望者にのみ実施している」回答庁５庁）

ごく少数	０庁（０％）
３割程度	４庁（８０．０％）
５割程度	０庁（０％）
７割程度	０庁（０％）
それ以上	１庁（２０．０％）

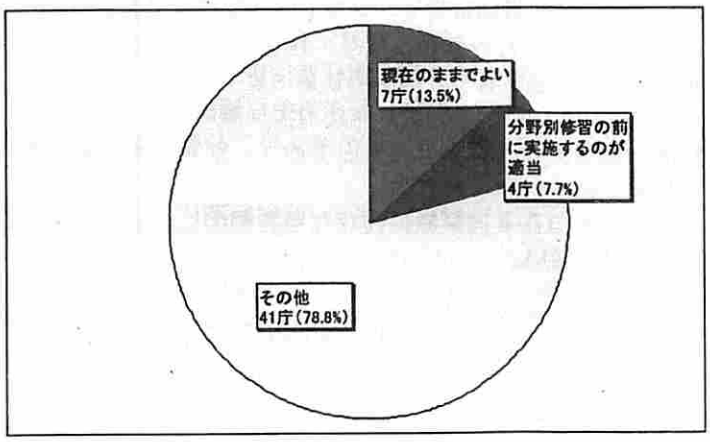
○　実施している司法修習生の割合
（調査対象：「捜査実務修習をある程度終えた者にのみ実施している」回答庁８庁）
ごく少数　１庁（１２．５％）
３割程度　１庁（１２．５％）
５割程度　４庁（５０．０％）
７割程度　２庁（２５．０％）
それ以上　０庁（０％）

◆　捜査・公判実務修習の実施に当たり，意識していることの例
- 法曹三者に共通して必要な能力の基本を身に付けさせる。
- 法曹として活動を開始するに当たり必要な能力を修得させる。
- 刑事弁護人となった場合でも，真に必要な争点について効果的に弁護ができるよう意識している。
- 検察の捜査の難しさと責任の重さなどを実感してもらう。

【選択型修習関係】
◆　内容（複数回答可）



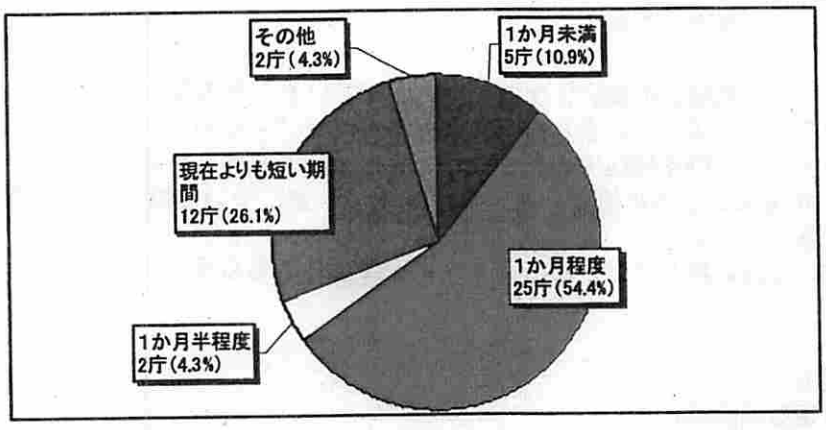
◆　実施が適当な段階（時期）（複数回答あり，回答数のべ５２庁）



※「その他」の主な内容
- ２回試験後（最多数）
- 不要である。
- 時期はともかくせめて期間を短縮化すべき。

◆ 期間について適当だと思うか
思う　　５庁　（９．８％）
思わない　４６庁（９０．２％）

◆ 適当と思う期間（調査対象：「思わない」回答庁４６庁）



※ 「思わない」と回答した庁が挙げた主な理由
- 選択型修習の２か月を全て選択型修習に充てている修習生は少数と思われるため。
- プログラムの多くは，本来すべての修習生が知識等を得ておくべき内容であり，選択型修習の時間を分野別実務修習等に充て，全修習生を対象とした方が有意義と思われる。

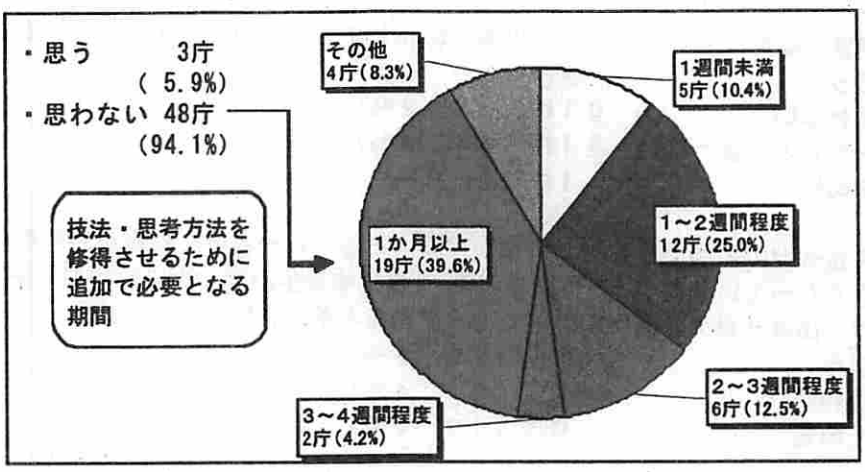
◆ 検察庁で提供している同修習の意義
意義があるものと思う　　８庁（１５．７％）
必ずしも意義があるとは思われない　４３庁（８４．３％）

※ 「意義があるものと思う」と回答した庁の主な理由
- 講義や見学は，検察庁や関係機関への理解を深める好機であり，捜査公判の補完は，難しい事件について濃密な指導の下で実施されるため，より深い理解を得ることができる。もっとも，できれば分野別修習で，全修習生に経験させたい。
- 任官する者にとっては任官後のための訓練になり，任官しない者にとってはより広く深く検察官の仕事を理解し，裁判官や弁護士の仕事に資するものとなる。

※ 「必ずしも意義があるとは思われない」と回答した庁の主な理由
- 分野別実務修習で時間の都合上行えなかったものであり，分野別実務修習期間内に連続して実施する方が効果的である。
- 選択修習期間が，目前にせまった２回試験に向けた勉強期間になっており，選択型修習への取組に身が入っていない。

【検察実務修習全般】

◆　現在の検察実務修習により，必要な技法・思考方法を修得させられていると思うか。（「思わない」と回答した庁に対し）技法・思考方法を修得させるためには，どの程度の実務修習期間が追加で必要になると思うか。



※　「思わない」と回答した庁の主な理由

- 期間が短い上，導入教育にも時間を取られてしまい，指導のための十分な時間がない。特に公判修習は，捜査修習の合間に行っているに過ぎず，体系的に指導できていない。
- 実務修習期間が短いため，法的分析や事実認定等の訓練となる事件を平等に配点できるとも限らず，取調べの準備や処理方針の検討などを通じて事実認定能力，表現能力等を指導し養うのが困難。

◆　技法・思考方法を修得させるために必要なカリキュラムの例

- 公判修習
- 現在より多数の事件処理
- （特定のカリキュラムではなく）実務修習全体の期間延長
- 模擬取調べ，模擬裁判

◆　技法・思考方法を修得させる観点から，現在の検察実務修習から削減すべきと思う，又は，削減を検討しているカリキュラムはあるか

ある　　０庁（　　０％）
ない　５１庁（１００％）

【検察実務修習開始時における司法修習生の状況等】

◆　資質，能力，知見等につき，旧修習と比較し，司法修習生の間で大きな差異があると思うか

思う　　２６庁（５１．０％）
思わない　　８庁（１５．７％）
どちらとも言えない　１４庁（２７．５％）
その他　　３庁（５．８％）

◆ 資質，能力，知見等につき，司法修習生の間で大きな差異があると思うか

思う	４４庁（８６．３%）
思わない	５庁（９．８%）
どちらとも言えない	２庁（３．９%）

◆ 資質，能力，知見等につき，出身法科大学院によりばらつきがあると思うか

思う	８庁（１５．６%）
思わない	２１庁（４１．２%）
どちらとも言えない	２１庁（４１．２%）
その他	１庁（２．０%）

◆ 司法修習生の間での差異や出身大学院によるばらつきは，検察実務修習終了時には小さくなっていると思うか（調査対象：「司法修習生の間で大きな差異があると思う」又は「出身法科大学院によりばらつきがあると思う」回答庁４４庁）

思う	１１庁（２５．０%）
思わない	２７庁（６１．４%）
その他	６庁（１３．６%）

◆ 修習に対する熱意は感じられるか

全体的に熱意が感じられる	９庁（１７．６%）
個人差はあるが，熱意が感じられる司法修習生は多いと感じる	３８庁（７４．５%）
個人差はあるが，熱意が感じられない司法修習生が多いと感じる	３庁（５．９%）
その他	１庁（２．０%）

（資料 10−4）

司法修習に関するアンケート調査　報告資料

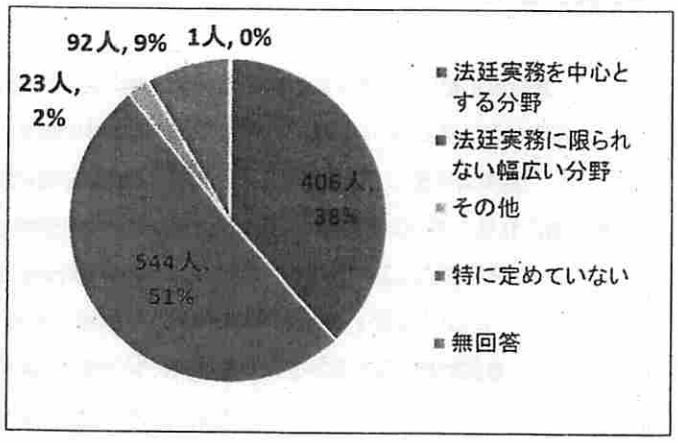
２０１３年（平成２５年）１０月１０日
日本弁護士連合会

１　実施対象
(1) 弁護士会アンケート：全弁護士会及び多摩支部
(2) 個別指導担当弁護士アンケート：第６６期個別指導担当弁護士
２　実施時期
２０１３年7月３１日～同年９月１０日
３　有効回答総数
(1) 弁護士会：５３会（対象：５３会　　回答率：１００%）
(2) 個別指導担当弁護士：１，０６６人（対象：１，９０２人　　回答率：５６%）

１　司法修習生の指導にあたって，司法修習生が将来どのような分野で活動することを念頭において指導していますか。

■弁護士会（設問なし）

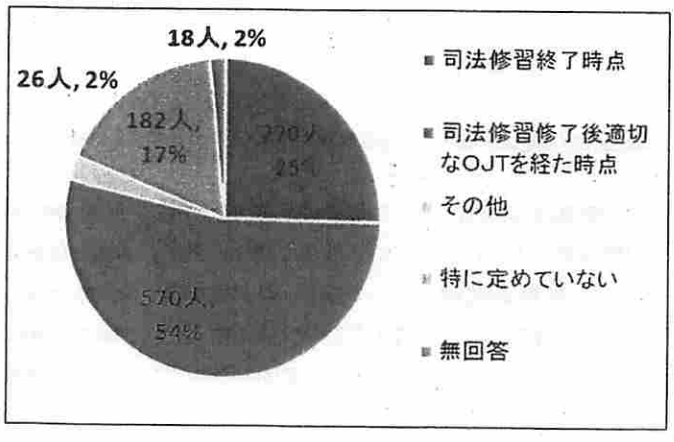
■担当弁護士（Q1）



２　司法修習生の指導にあたって，上記問１で回答された分野で活動するのに必要な知識・能力をいつの時点で修得していることを目指して指導していますか。

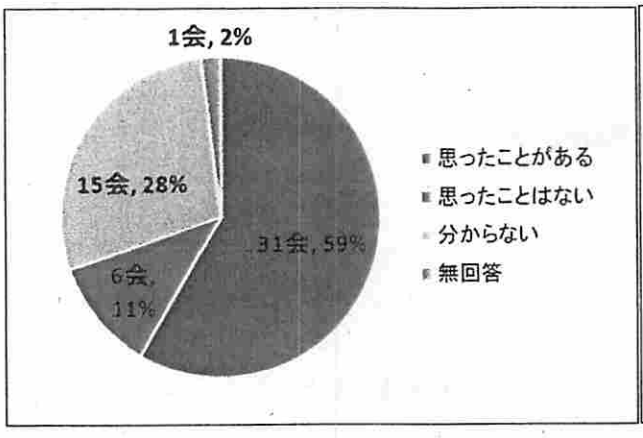
■弁護士会（設問なし）

■担当弁護士（Q2）

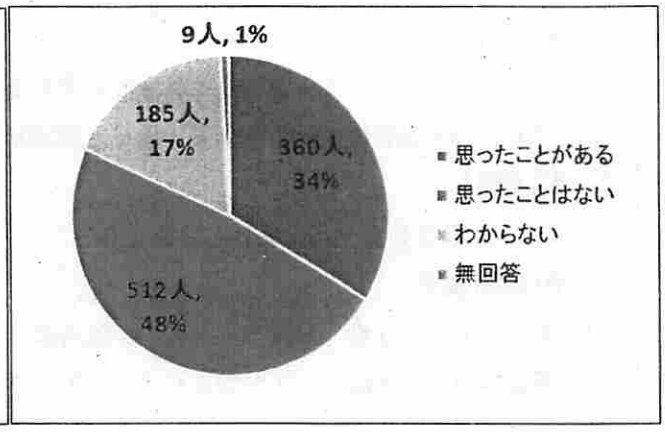


3　新第６１期以後，司法研修所による統一的な導入的修習がなくなり，第６６期弁護導入講義が実施されるまで（新第６５期まで）の間で，弁護実務修習開始時に，司法修習生に弁護実務修習を行う上で支障となるほどに不足している知識・能力があると思ったことはありますか。

■弁護士会（Q9）

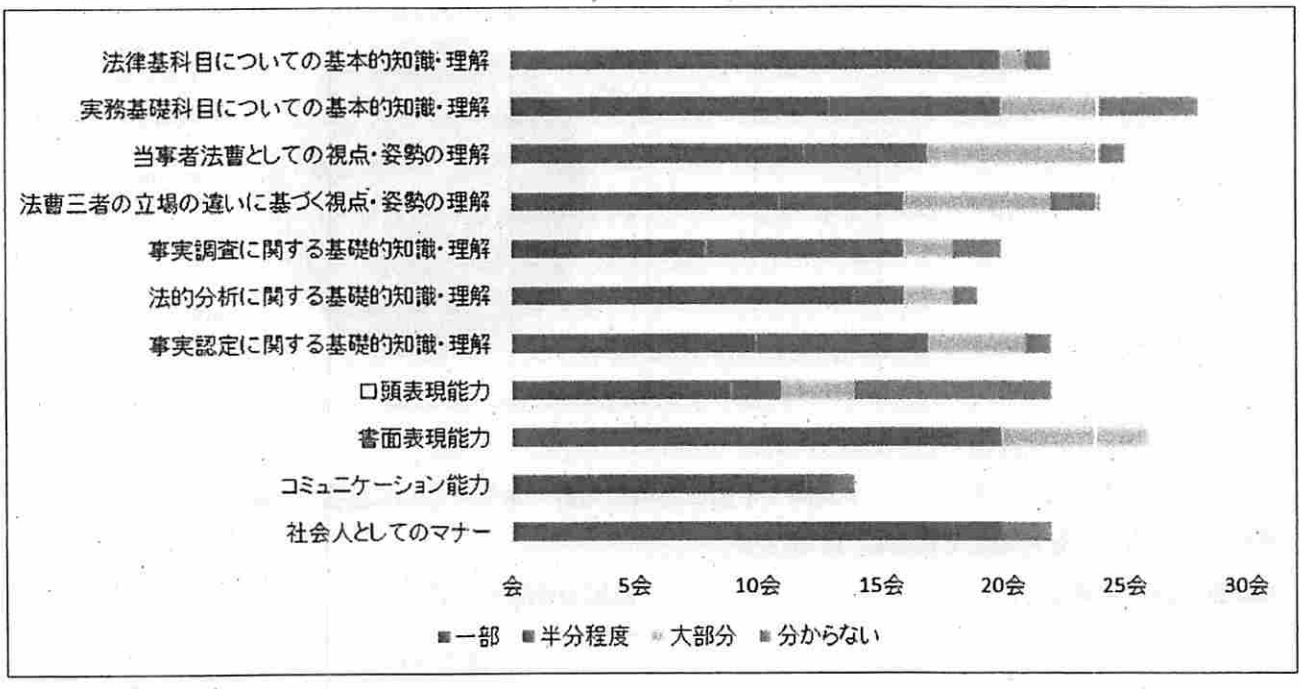


■担当弁護士（Q6）

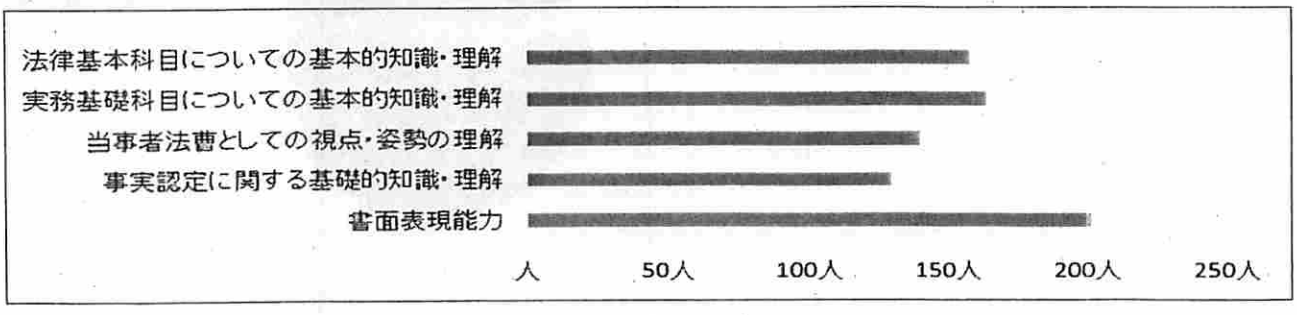


4　（上記３で「１　思ったことがある」と答えた場合のみ御回答ください。）支障となるほどに不足していると思った知識・能力は具体的にどのようなものですか（複数回答可）。

■弁護士会（Q10）

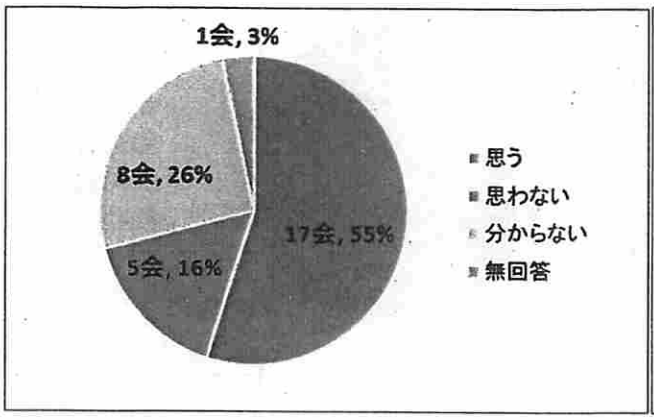


■担当弁護士（Q7）　※該当数の多かった上位５項目を抜粋

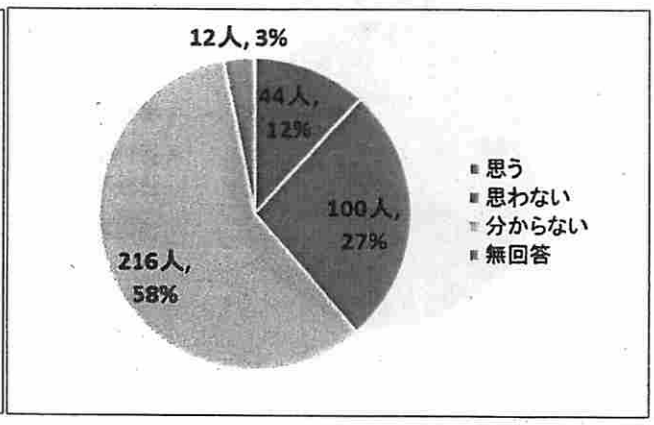


５　（上記３で「１　思ったことがある」と答えた場合のみ御回答ください。）第６６期で実施された弁護導入講義は，弁護実務修習を受ける上で支障となるほどに不足していた知識・能力の全部又は一部を補うことができる内容だったと思いますか。

■弁護士会（Q11）

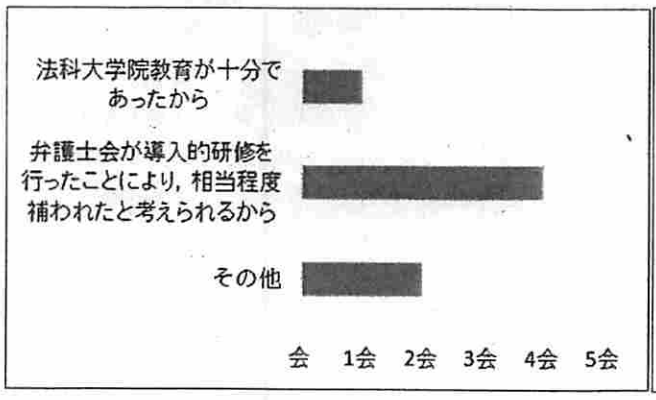


■担当弁護士（Q8）

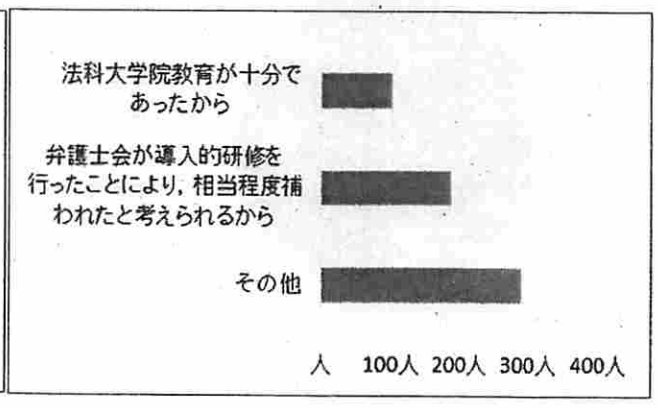


６　（上記３で「２　思ったことはない」と答えた場合のみ御回答ください。）その理由として考えられるものは何ですか（複数回答可）。

■弁護士会（Q13）



■担当弁護士（Q10）



【その他の内容】

・弁護修習に耐えられるだけの知識・能力がある。

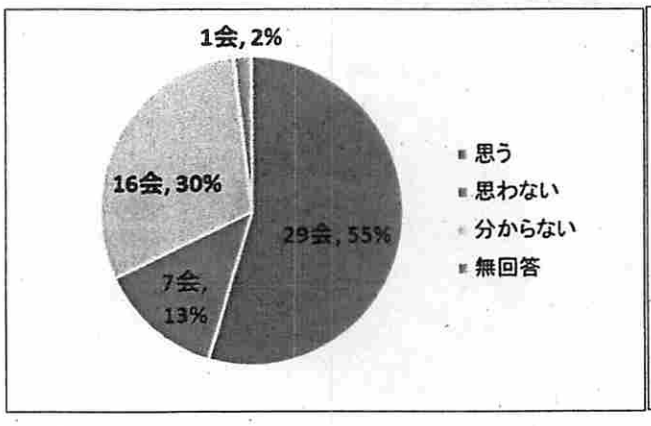
・（知識・能力の不足は）修習を通じて補習できる程度のもの。

【その他の主な内容】

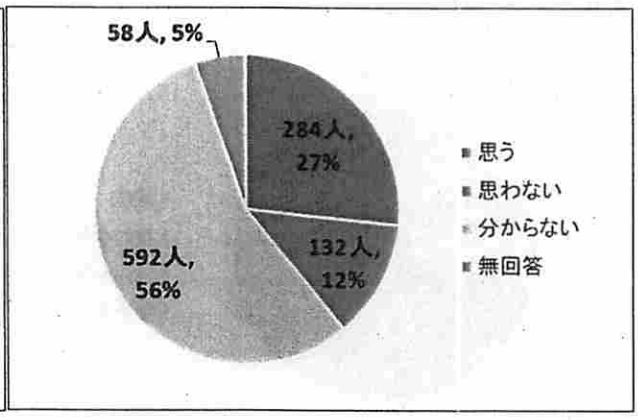
「個人的能力・資質の問題であり，たまたま当該修習生の能力・資質が高かった」，「法科大学院教育が不十分であっても本人の努力等で補っていたから」，「第３，第４クールで担当したため問題を感じなかったから」という理由が大半であった。

7　弁護導入講義によって司法修習生が弁護実務修習を行う上で必要な知識・能力が備わり又は深まったと思いますか。

■弁護士会（Q14）

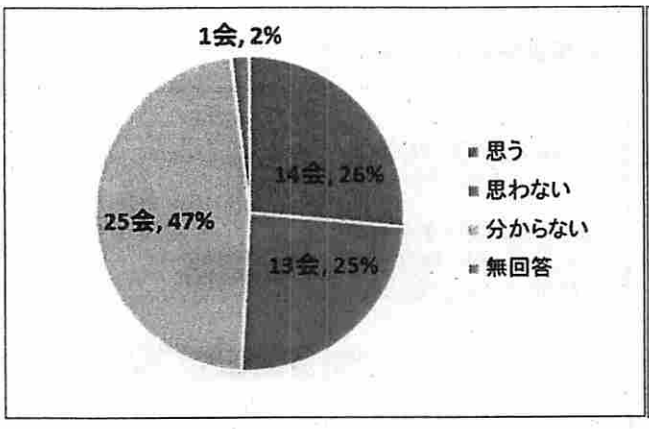


■担当弁護士（Q11）

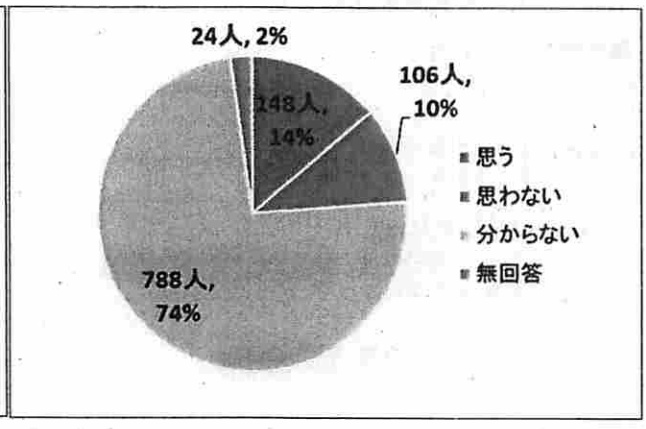


8　弁護導入講義に足りない要素があると思いますか。

■弁護士会（Q17）



■担当弁護士（Q12）



9　（上記で「1　思う」と答えた場合のみ御回答ください。）弁護導入講義に足りない要素を補うために必要と考えられるカリキュラムは他にどのようなものが考えられますか。

■弁護士会（Q18）

カリキュラムの問題ではなく、日数不足であるとの回答がほとんどであった（１２会）。

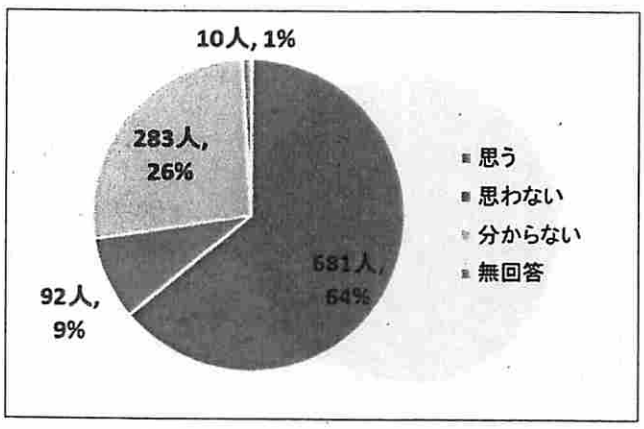
■担当弁護士（Q13）

「カリキュラムの問題ではなく，期間・時間が圧倒的に不足している」，「導入講義が２日間に限られている以上，カリキュラムを多少改善して対処できる問題ではない」という理由が大半であった。

１０　法科大学院で教育できない知識・能力があると思いますか。該当する番号１つに○を付けてください。

■弁護士会（設問なし）

■担当弁護士（Q16）



１１　（上記１０で「１　思う」と答えた場合のみ御回答ください。）どのような知識・能力が法科大学院では教育できないと思いますか（複数回答可）。

■弁護士会（設問なし）

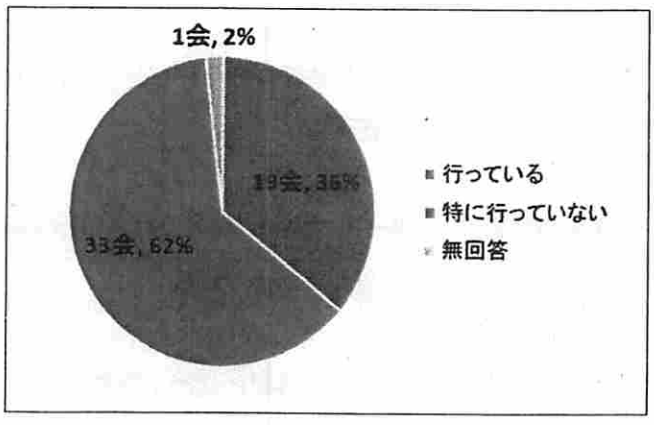
■担当弁護士（Q17）　※該当数の多かった上位５項目を抜粋

・法曹三者の立場の違いに基づく視点・姿勢の理解（３４１人）
・社会人としてのマナー（３３７人）
・事実調査に関する基礎的知識・理解（３３０人）
・当事者法曹としての視点・姿勢の理解（３２８人）
・事実認定に関する基礎的知識・理解（３２７人）

１２　現在，弁護実務修習期間中に，冒頭修習・合同修習等により，独自の導入的教育を行っていますか。

■弁護士会（Q19）

■担当弁護士（設問なし）



１３　（上記で「１　行っている」と答えた場合のみ御回答ください。）起案，講義，演習など，行った項目ごとに，そのカリキュラムを組んだ理由とカリキュラムの内容を御回答ください。

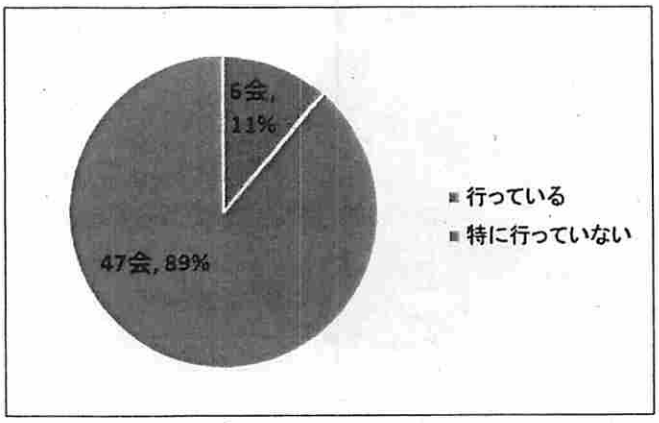
■弁護士会（Q20）

■担当弁護士（設問なし）

訴状・最終準備書面・弁論要旨などの起案が多い

１４　現在，司法修習開始前に，事前修習等により，独自の導入的教育を行っていますか。

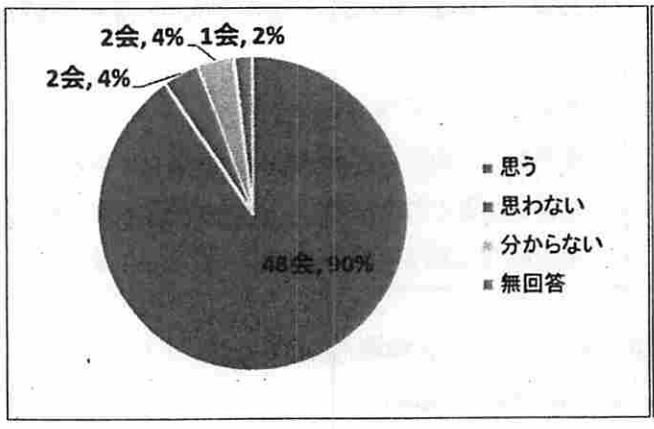
■弁護士会（Q21）



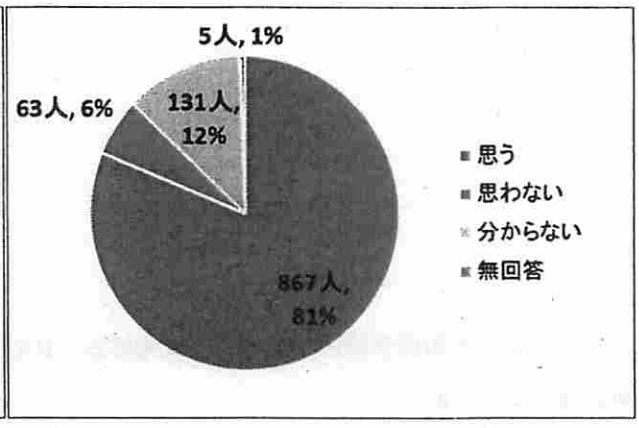
■担当弁護士（設問なし）

１５　実務修習開始前に一定期間，裁判・検察・弁護修習につき，統一的な導入的修習を行う必要があると思いますか。該当する番号１つに○を付け，その理由を御回答ください。

■弁護士会（Q23）



■担当弁護士（Q18）



１６　（上記で「１　思う」と答えた場合のみ御回答ください。）統一的な導入的修習を行うとしたらＡどのような内容を，Ｂどの程度の期間，Ｃどの場所で行うべきと思いますか（複数回答可）。

Ａ　内容

■弁護士会（Q24-A）　※該当数の多かった上位５項目を抜粋

・法曹三者の立場の違いに基づく視点・姿勢の理解
（３８会，７２％）
・実務基礎科目についての基礎的知識・理解
（３４会，６４％）
・当事者法曹としての視点・姿勢の理解
（３１会，５９％）
・事実認定に関する基礎的知識・理解
（２８会，５３％）
・書面表現能力（２４会，４５％）

■担当弁護士（Q19-A）　※該当数の多かった上位５項目を抜粋

・事実認定に関する基礎的知識・理解
（５５０人，５２％）
・実務基礎科目についての基礎的知識・理解
（５３９人，５１％）
・法曹三者の立場の違いに基づく視点・姿勢の理解
（５２０人，４９％）
・当事者法曹としての視点・姿勢の理解
（５０１人，４７％）
・書面表現能力（４４２人，４２％）

B　期間

■弁護士会（Q24-B）　※該当数の多かった上位３項目を抜粋

- ２か月程度　２１会（４０%）
- １か月程度　１４会（２６%）
- ２か月以上　　７会（１３%）

■担当弁護士（Q19-B）　※該当数の多かった上位３項目を抜粋

- ２か月程度　３２６人（３１%）
- ２か月以上　２６５人（２５%）
- １か月程度　１７６人（１７%）

C　場所

■弁護士会（Q24-C）

司法研修所　４６会（８７%）

■担当弁護士（Q19-C）

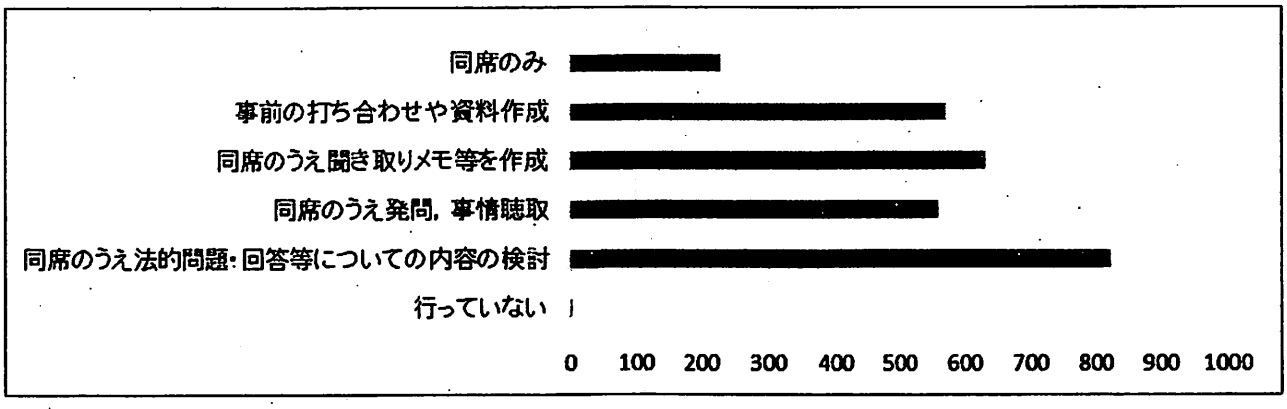
司法研修所　７８７人（７４%）

１７　現在，個別指導担当弁護士による指導の下，司法修習生に，どのような修習を行わせていますか。該当する番号全てに○を付けてください（複数回答可）。

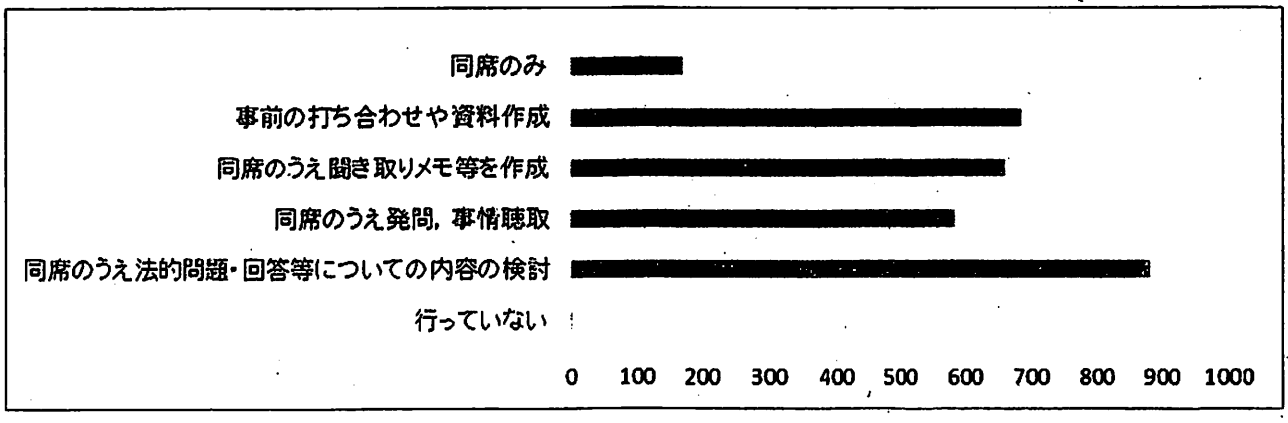
■弁護士会（設問なし）

■担当弁護士（Q20）

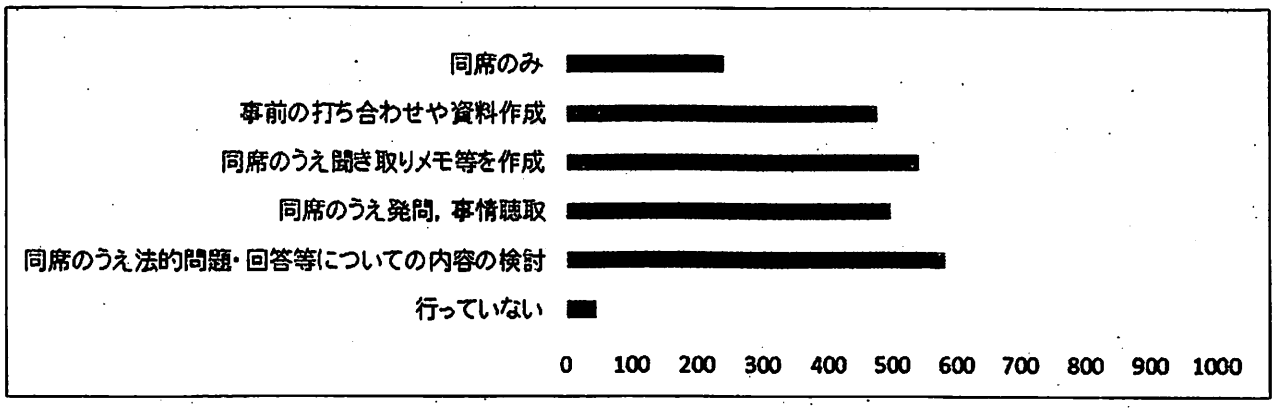
(1) 法律相談への同席



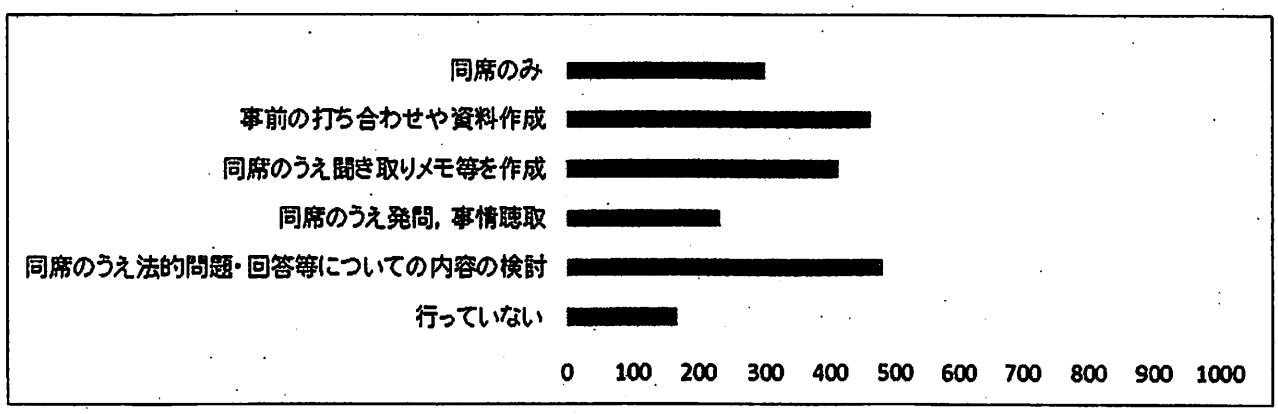
(2) 受任事件（民事，刑事・在宅案件）の依頼者面談・打合せ



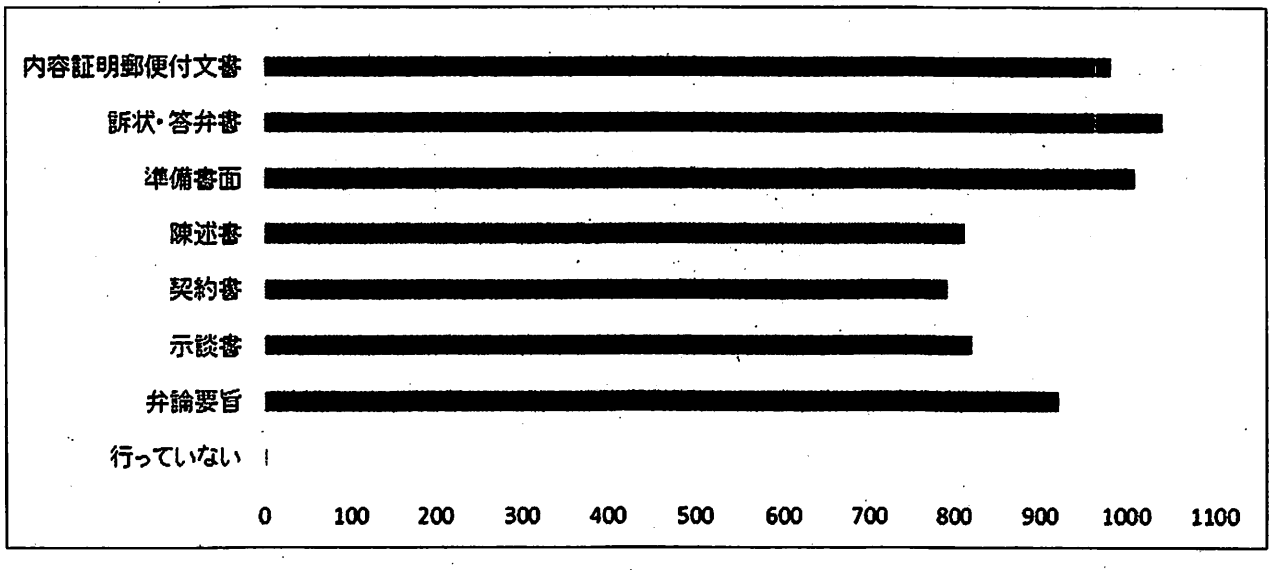
(3) 刑事事件の接見



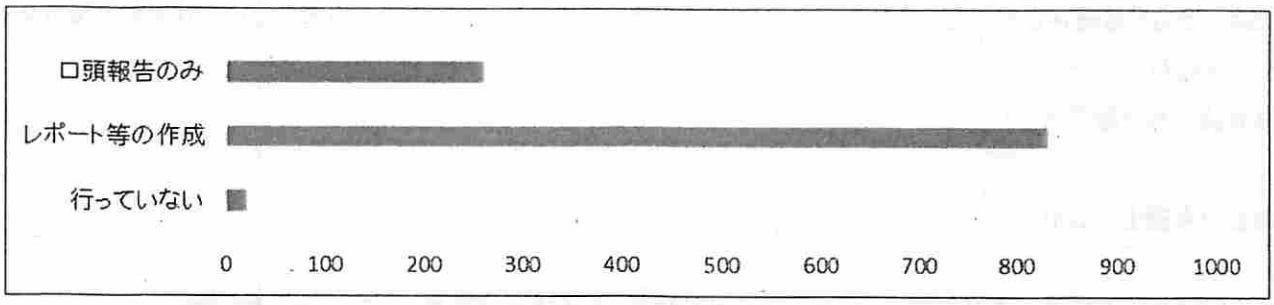
(4) 示談・交渉の同席



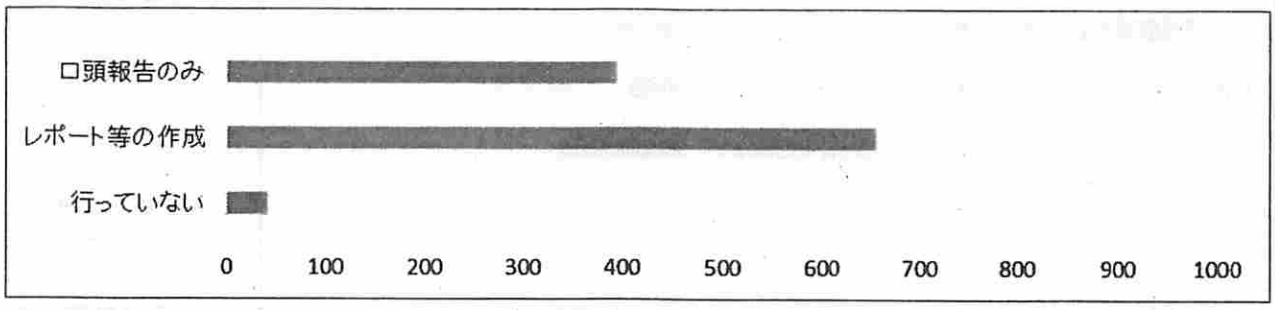
(5) 文書起案



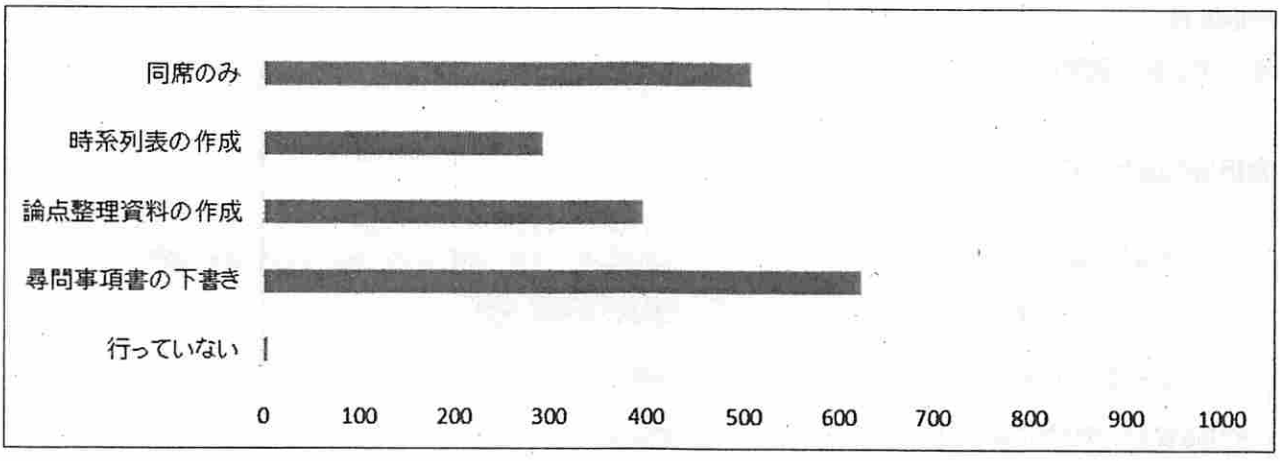
(6) 判例・文献調査



(7) 事件記録・事案の検討・分析



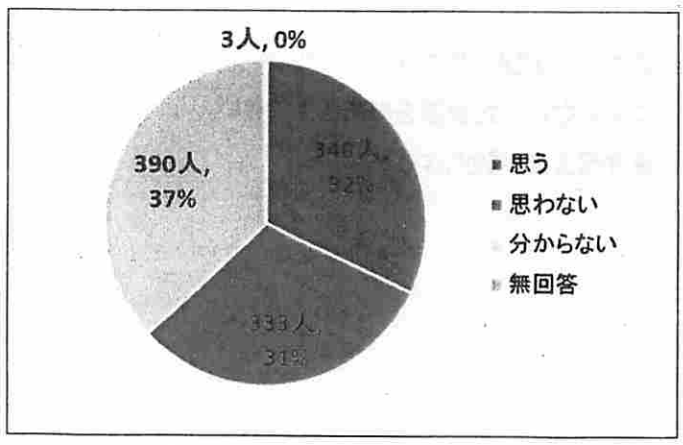
(8) 法廷の同席



１８　弁護実務修習終了時において，司法修習生に必要な知識・能力を修得させられたと思いますか。

■弁護士会（設問なし）

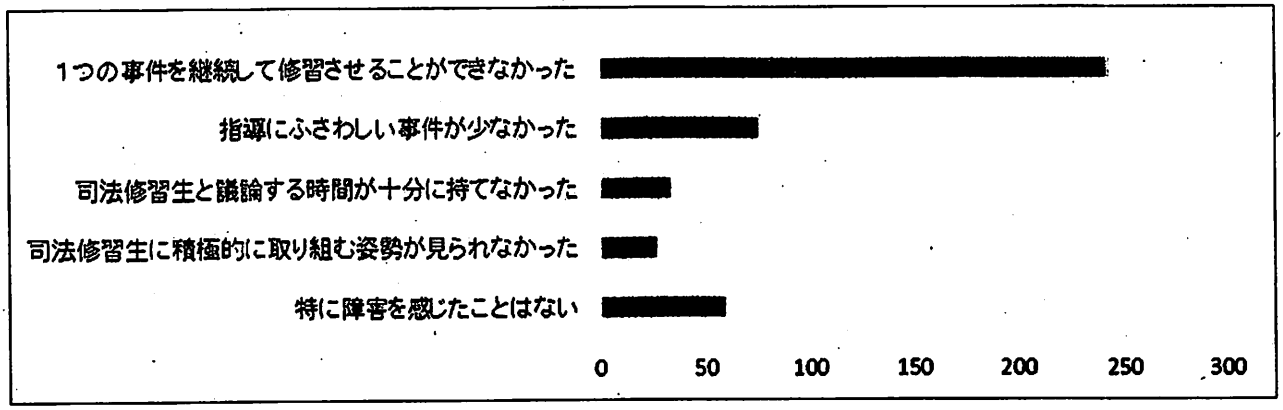
■担当弁護士（Q22）



１９　（上記１８で「１　思う」と答えた場合のみ御回答ください。）弁護実務修習中に，司法修習生に必要な知識・能力を修得させるにあたって障害と感じたことがある場合は，その障害の内容について該当する番号全てに○を付けてください（複数回答可）。

■弁護士会（設問なし）

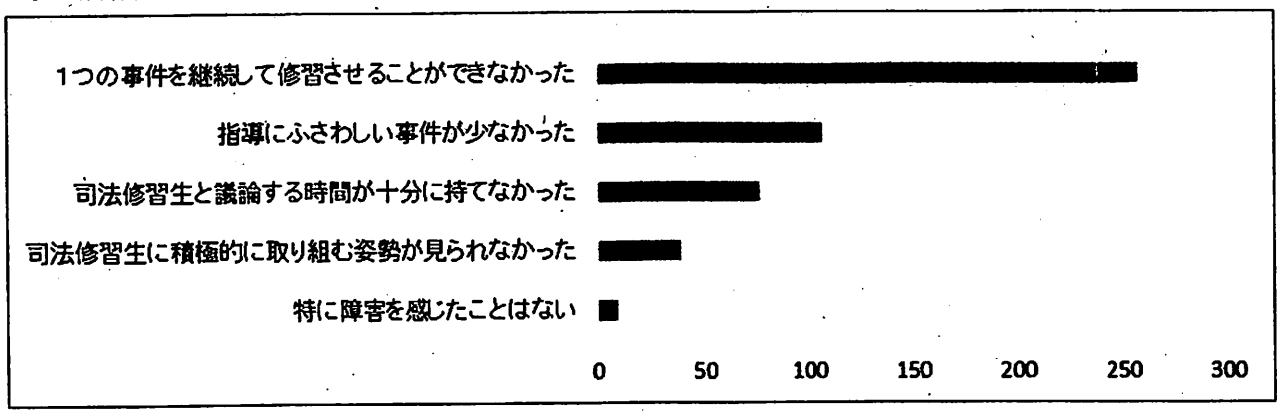
■担当弁護士（Q23）



２０　（上記１８で「２　思わない」と答えた場合のみ御回答ください。）弁護実務修習中に，司法修習生に必要な知識・能力を修得させるにあたって障害と感じた内容について，該当する番号全てに○を付けてください（複数回答可）。

■弁護士会（設問なし）

■担当弁護士（Q25）



２１　（上記１８で「２　思わない」と答えた場合のみ御回答ください。）上記１５で回答した障害を克服するに至らなかった要因を御記入ください。

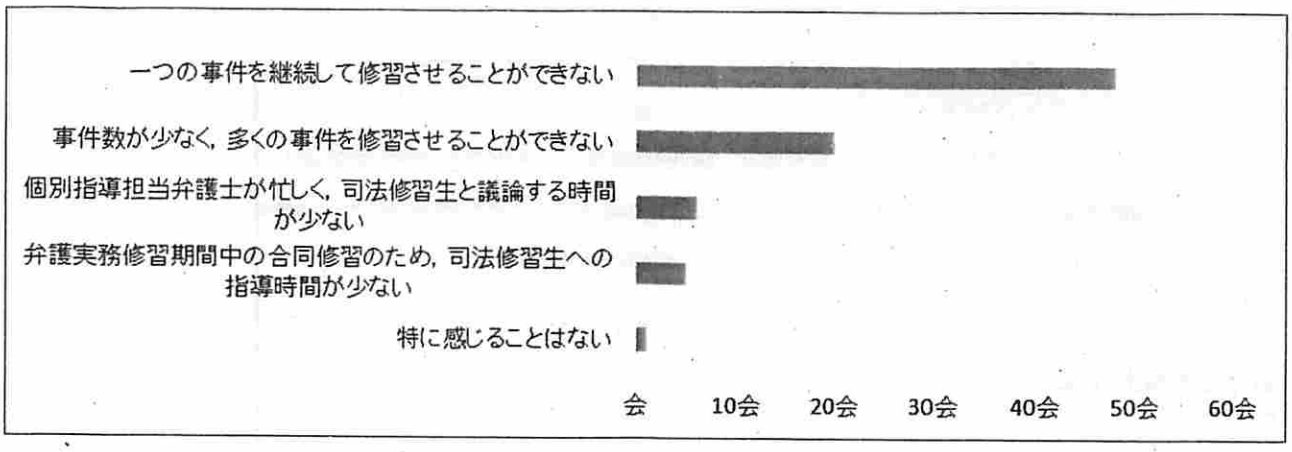
■弁護士会（設問なし）

■担当弁護士（Q26）

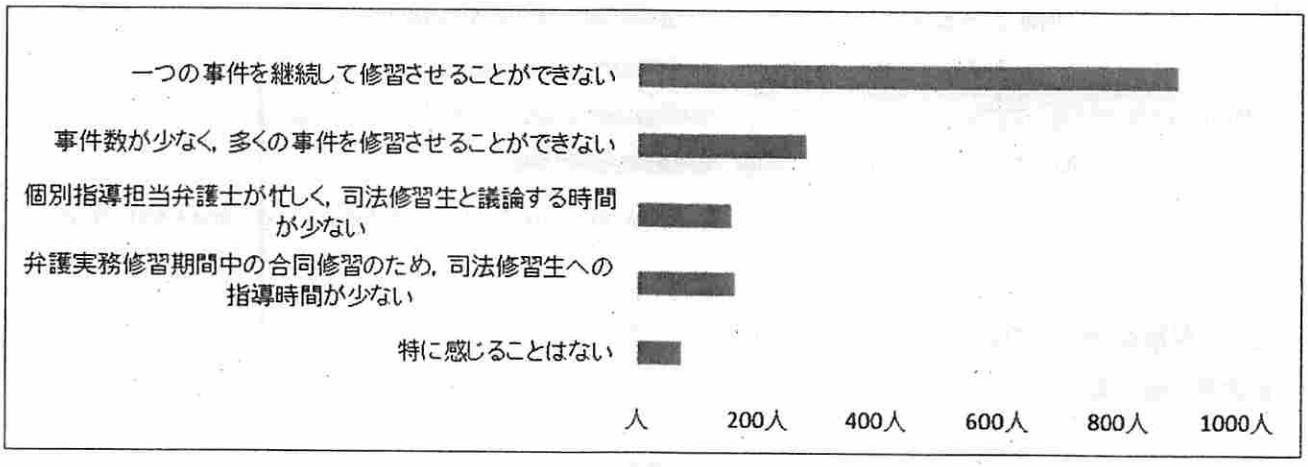
【主な回答】
・修習期間が短すぎる（圧倒的多数）
・事件が減っている

２２　現在の弁護実務修習の状況について感じることをお聞きします。該当する番号全てに○を付けてください（複数回答可）。

■弁護士会（Q49）



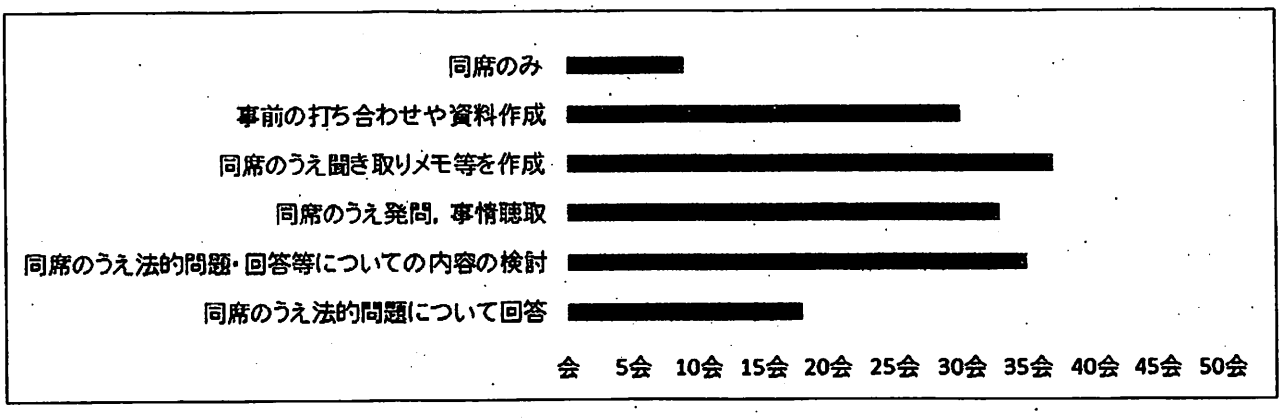
■担当弁護士（Q30）



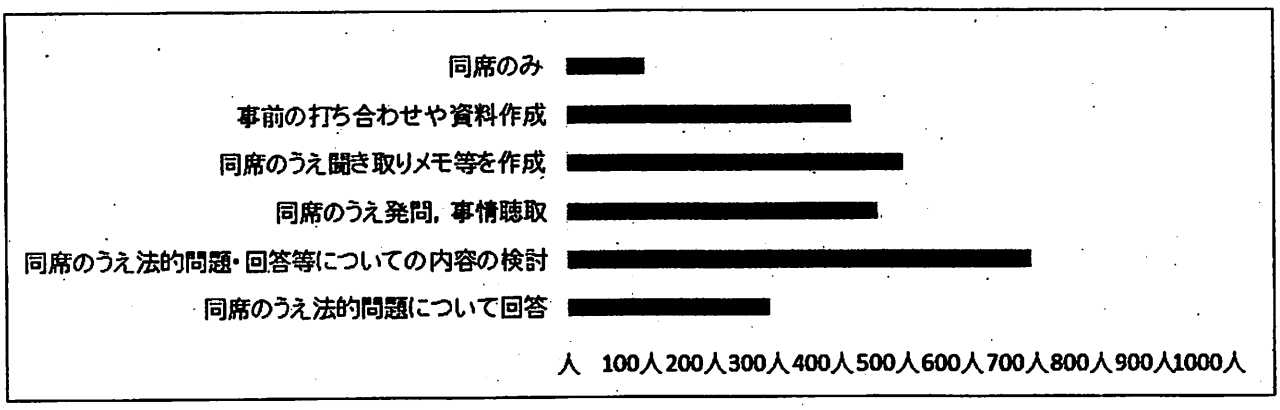
２３　弁護実務修習の内容をより充実させる観点から，個別指導担当弁護士による指導の下，司法修習生に行わせたい修習内容はどのようなものですか（法改正の要否は問いません。複数回答可）。

(1)法律相談への同席

■弁護士会 (Q52(1))

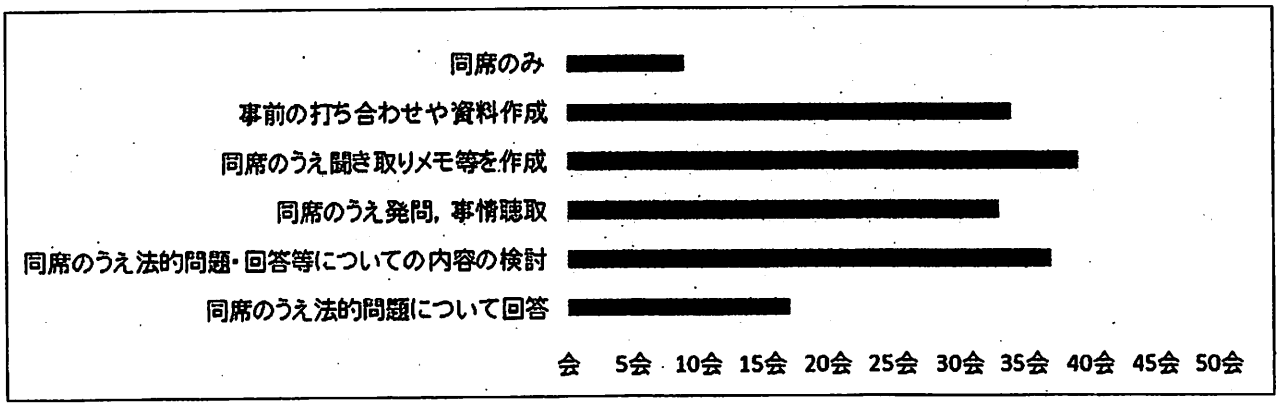


■担当弁護士 (Q33(1))

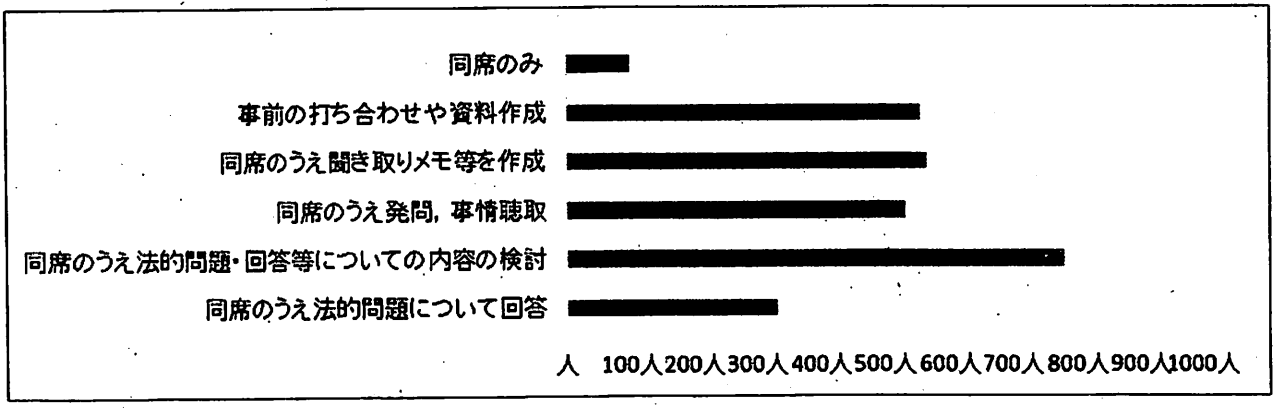


(2) 受任事件(民事，刑事・在宅案件)の依頼者面談・打合せ

■弁護士会 (Q52(2))

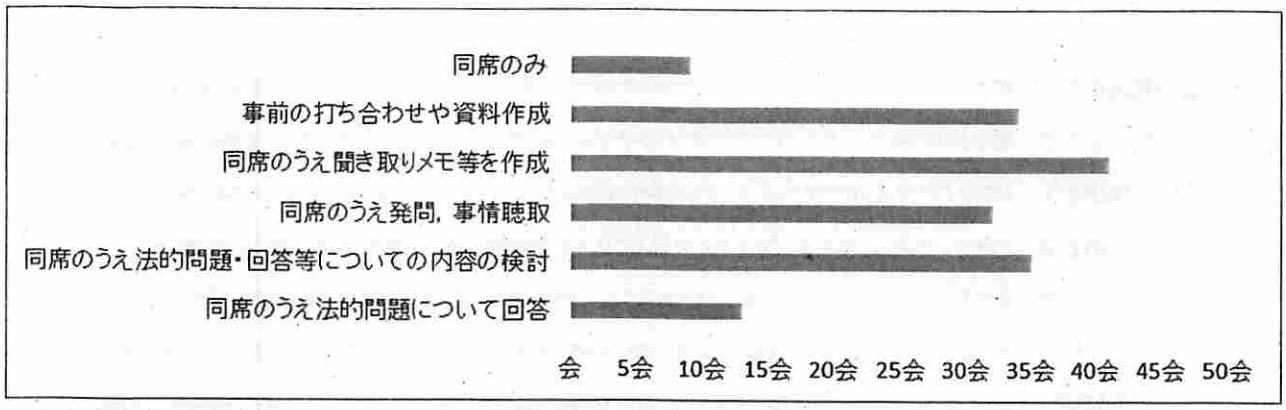


■担当弁護士 (Q33(2))

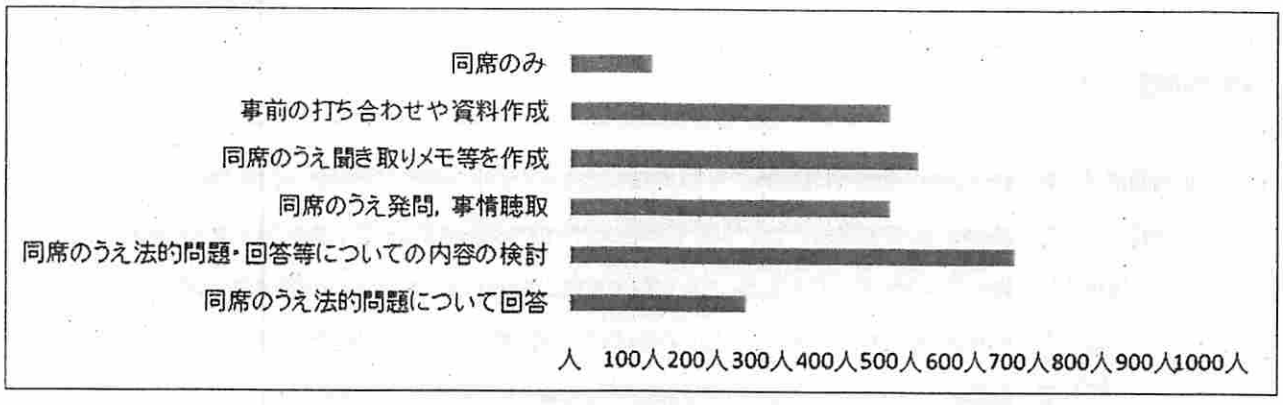


(3) 刑事事件の接見

■弁護士会 (Q52(3))

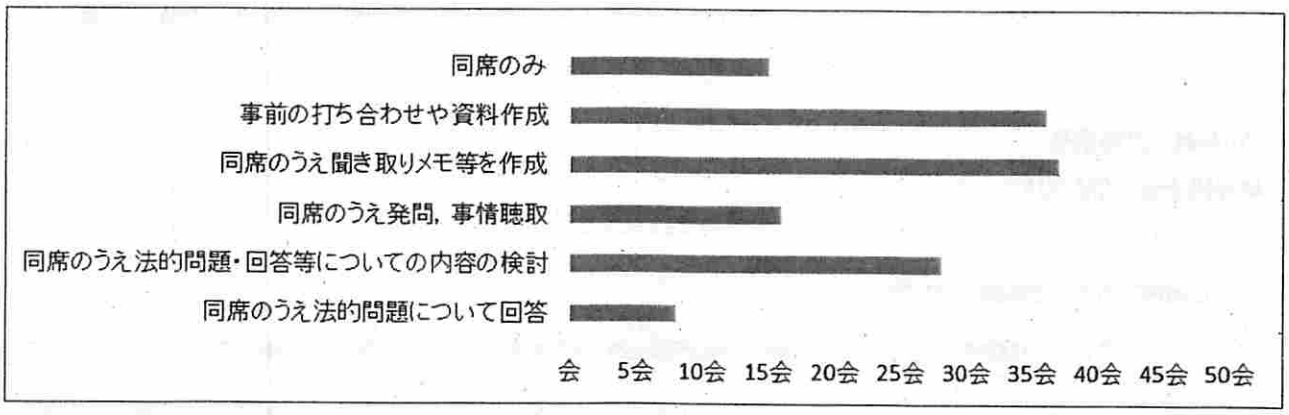


■担当弁護士 (Q33(3))

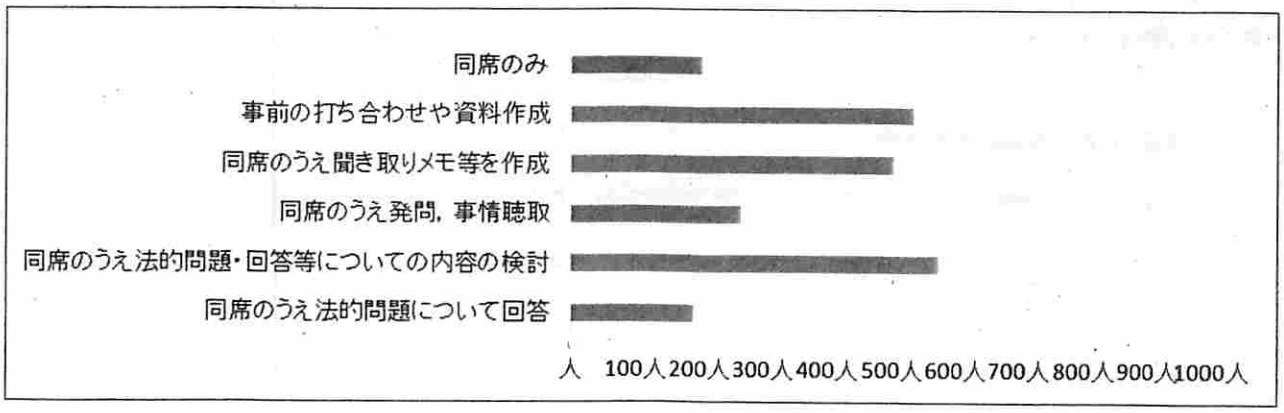


(4) 示談・交渉の同席

■弁護士会 (Q52(4))

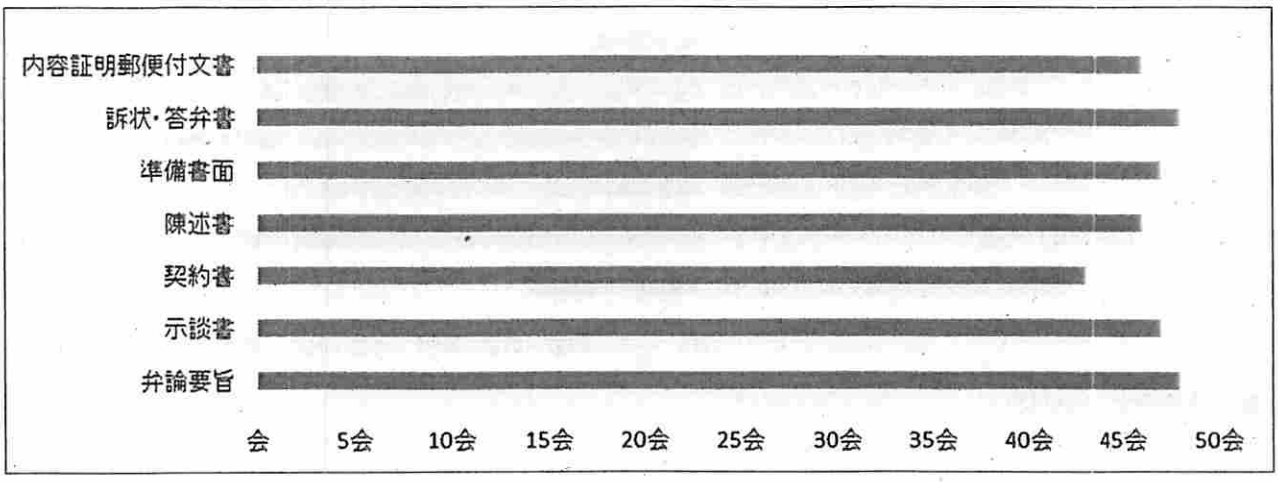


■担当弁護士 (Q33(4))

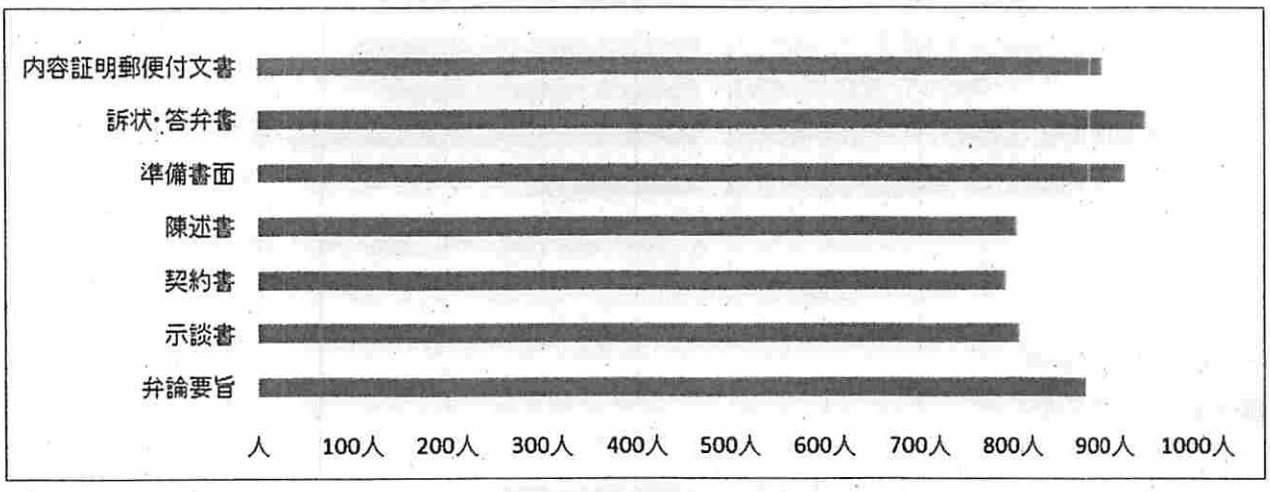


(5) 文書起案

■弁護士会（Q52(5)）

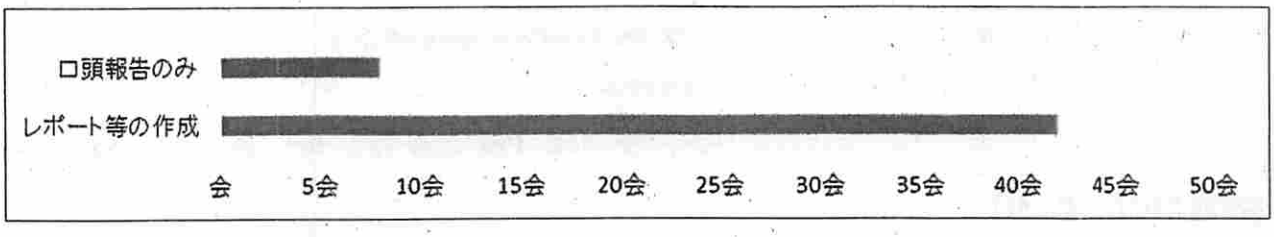


■担当弁護士（Q33(5)）

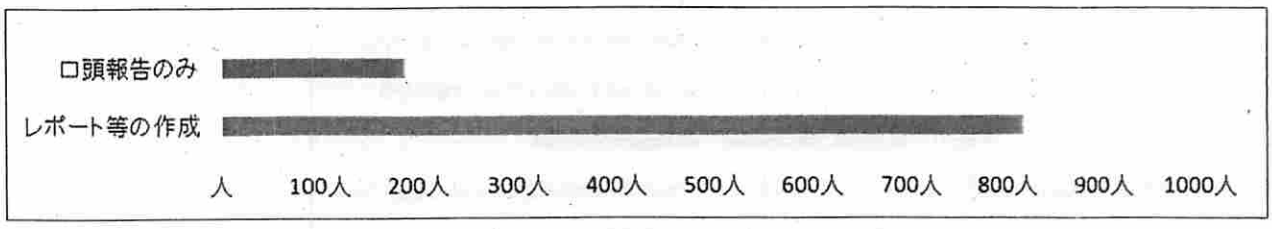


(6) 判例・文献調査

■弁護士会（Q52(6)）

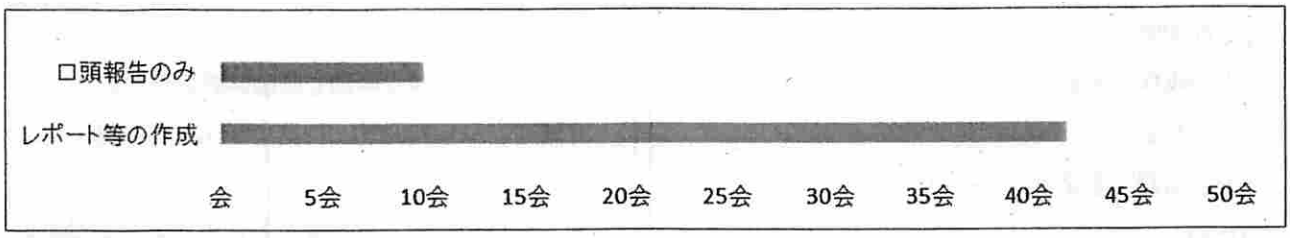


■担当弁護士（Q33(6)）

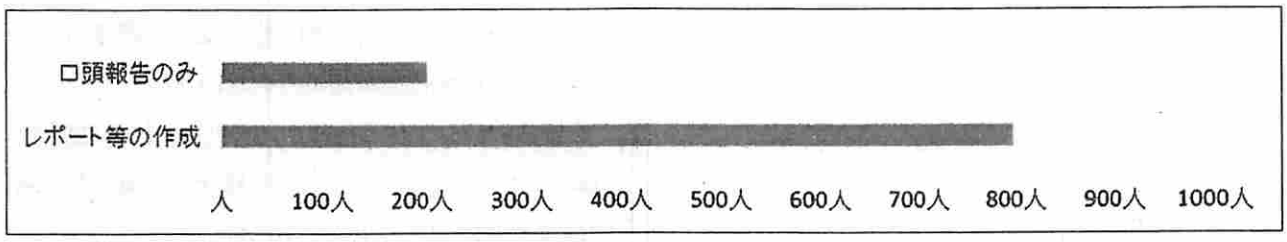


(7) 事件記録・事案の検討・分析

■弁護士会（Q52(7)）

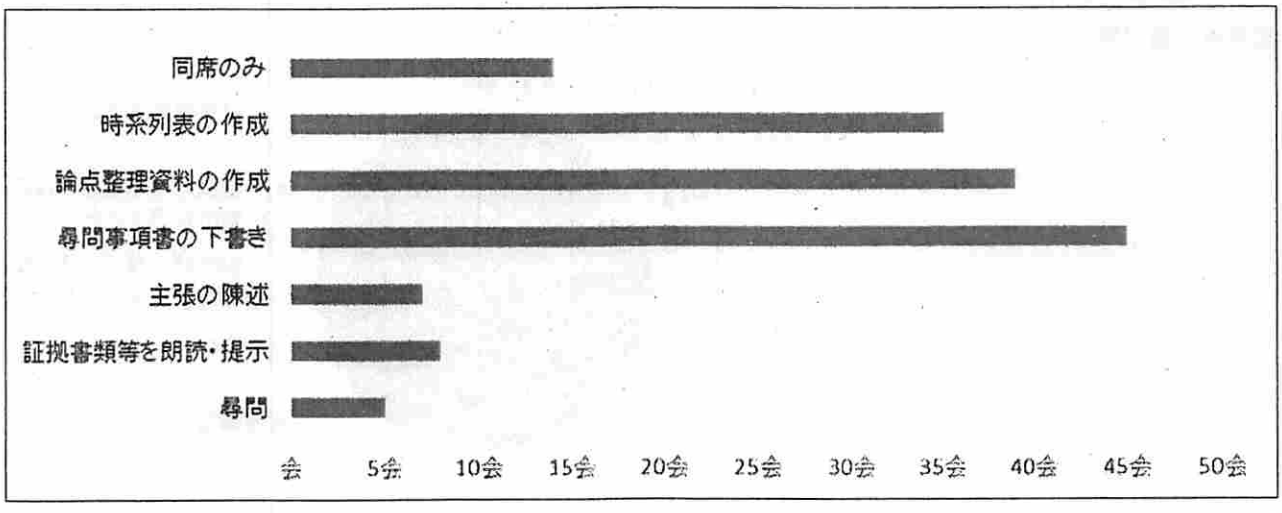


■担当弁護士（Q33(7)）

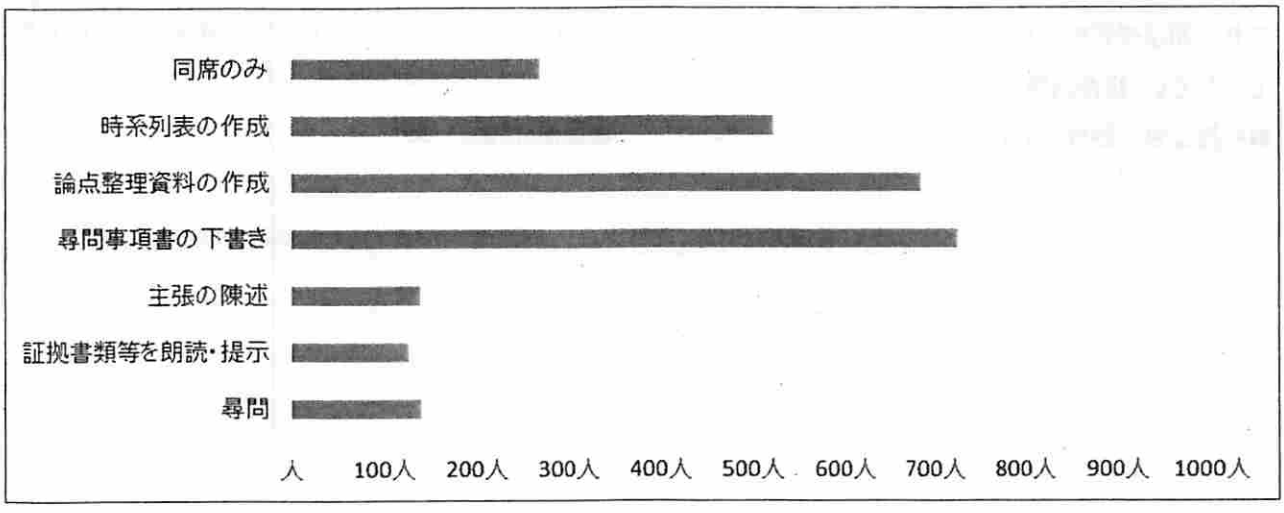


(8) 法廷の同席

■弁護士会（Q52(8)）



■担当弁護士（Q33(8)）



２４　どのような理由から上記の項目を選択しましたか。その理由を御記入ください。

■弁護士会（Q53）

【主な理由】
・生の事件・実務に自ら取り組むことができるようにするため
・できる限り各事案に関与させ，理解を深めさせたいため。
・法曹となって一応の仕事が開始できる水準へ引き上げるため

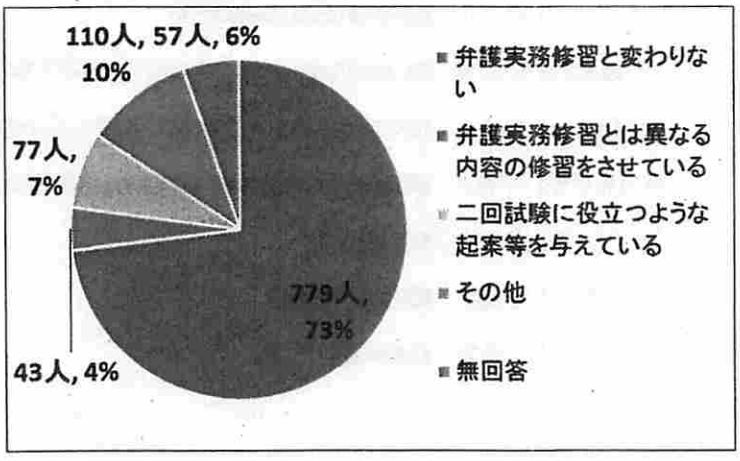
■担当弁護士（Q34）

【主な理由】
・できるだけ弁護士活動を直接体験させたい
・弁護士となったらすぐに仕事が出来る状態にもっていきたい
・見るだけではなく作業をすることにより活動の内容をよりよく理解できるようにする
・修習生というお客さん的立場でなく，事務所の一員として主体的に取り組んでもらいたい
・登録後のＯＪＴにも限界があるため，修習期間中，指導担当らの監督のもと，ある程度まで直接的に弁護活動を経験できるようにすべき

２５　選択型実務修習期間中のホームグラウンド修習では，どのような修習を行わせていますか。

■弁護士会（設問なし）

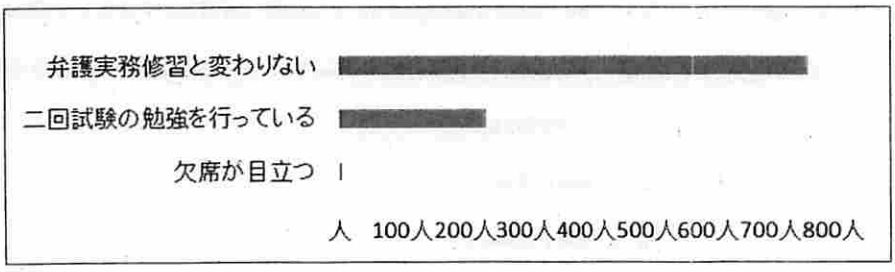
■担当弁護士（Q36）



２６　司法修習生のホームグラウンド修習への取組状況はどのようなものですか。該当する番号全てに○を付けてください(複数回答可)。

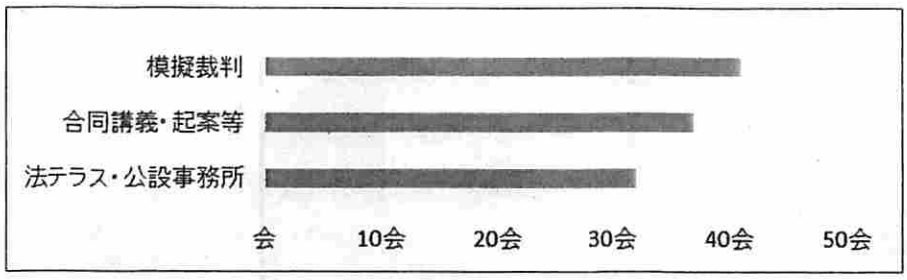
■弁護士会（設問なし）

■担当弁護士（Q37）



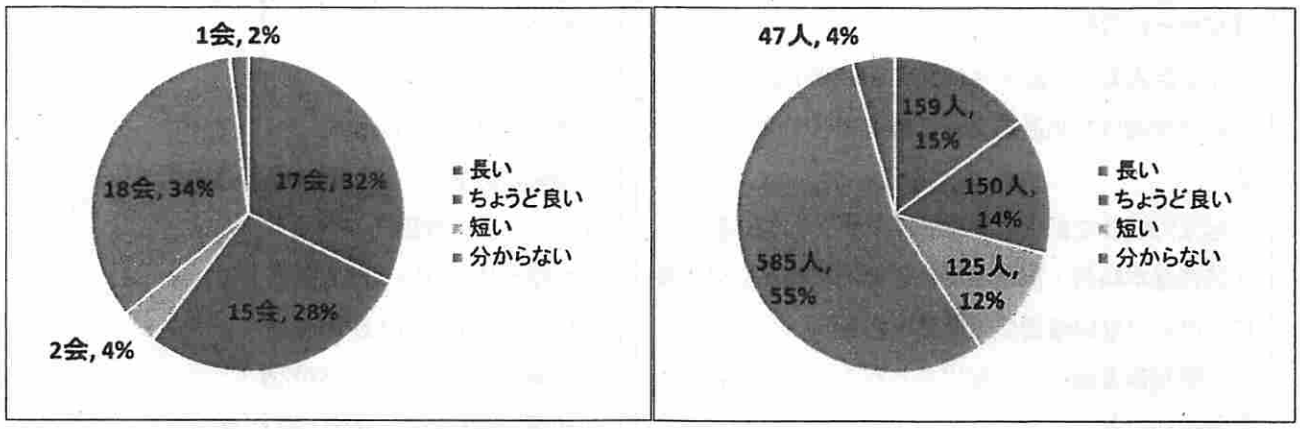
２７　選択型実務修習の個別プログラムとして，現在，どのようなプログラムを提供していますか。該当する番号全てに○を付け，内容を御回答ください（複数回答可）。

■弁護士会（Q54）　※該当数の多かった上位３項目を抜粋　　■担当弁護士（設問なし）



２８　選択型実務修習の期間（２か月間）について，どのように思いますか。

■弁護士会（Q61）　　■担当弁護士（Q43）

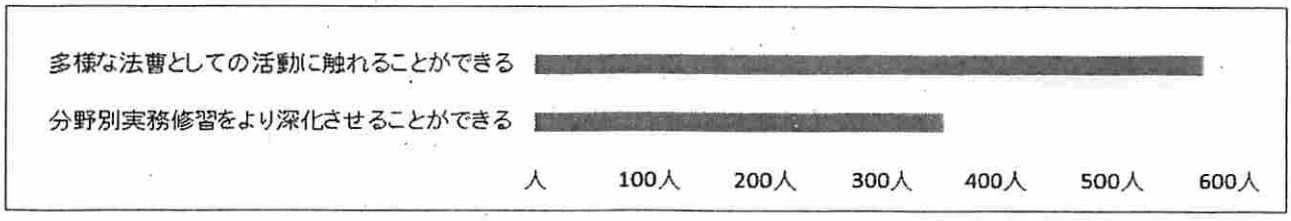


２９　個別指導担当弁護士の立場から見て，選択型実務修習のA良い点，B悪い点をどのように考えますか。（複数回答可）。

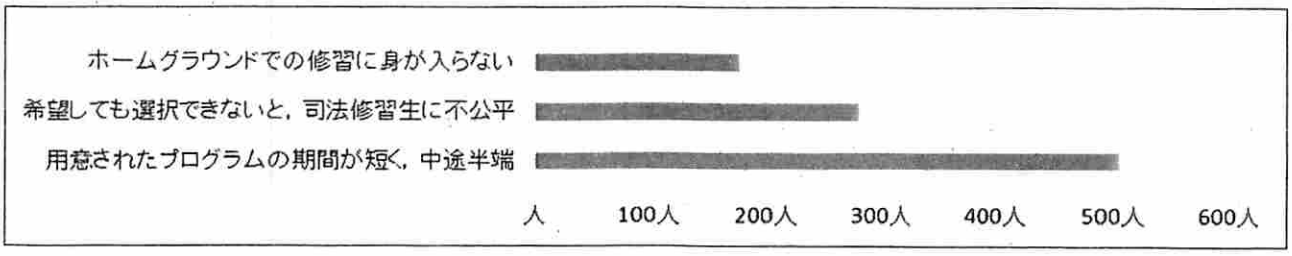
■弁護士会（設問なし）

■担当弁護士（Q44）

A良い点　※該当数の多かった上位２項目を抜粋

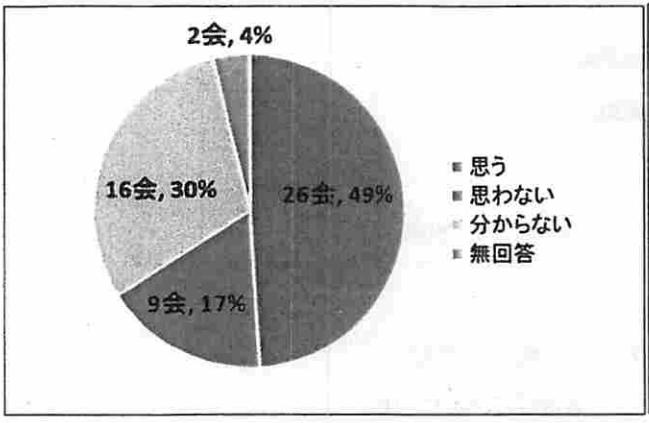


B悪い点

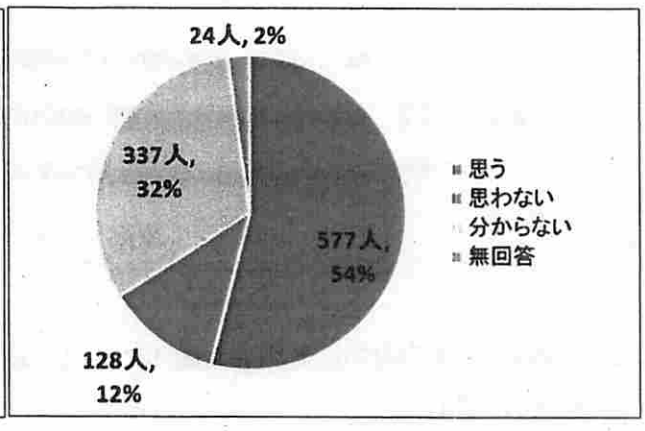


３０　司法修習生は，旧修習時代の司法修習生（第59期以前，旧第60期～旧第65期）と新修習時代の司法修習生（新第60期以後）とで変わったと思いますか。

■弁護士会（Q65）



■担当弁護士（Q47）



【変わった点】

マイナス方向への変化を指摘する記載が多い。

・基礎知識はじめ基礎力が従前と比べて低下している

・起案に慣れておらず文章能力が低下している

・法律基本科目・実務基礎科目等の素養を十分に身につけていない修習生が散見される

・分野別修習前に全く起案をしたことがないという修習生がいる

・金銭的に苦労している

【変わった点】

ア　プラス評価

・基礎知識が上がった

・情報量の多さ，プレゼン能力の高さ

イ　マイナス評価

・知識が足りない，能力が低下

・借金をしている人が増えた

・精神的・経済的に余裕がない

・修習期間が短く，お客様的である

・就職難であり，焦りが強い

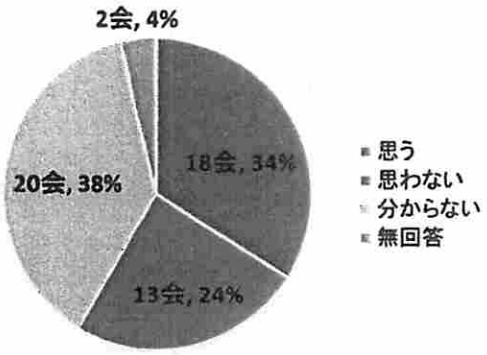
・経済面及び就職について，苦労されている

・法科大学院ごとに教育内容のばらつきがかなりある

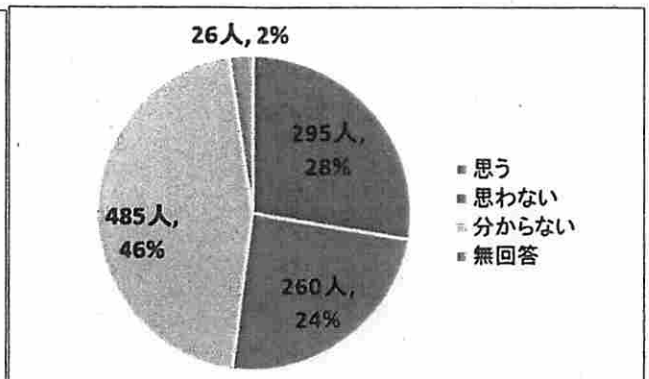
・前期修習がないので，基礎知識にばらつきがある

３１　司法修習生は，新司法修習が開始した当初の頃の司法修習生（新第 60 期・新第 61 期）と，最近の司法修習生（新第 65 期・第 66 期）とで変わったと思いますか。

■弁護士会（Q66）



■担当弁護士（Q48）



【変わった点】

貸与制の悪影響を指摘する記載が多い。

・貸与制により懇親会への出席に影響が出ている

・貸与制の影響か経済的に余裕が無く，修習時間外での実務化との接点をもつ時間が少なくなってきている

・就職活動に時間がとられる

【変わった点】

マイナス方向への変化の記載が多数。とりわけ就職への不安，レベルの低下の意見が多く，次に貸与制の悪影響についての意見が多い。

・給費制から貸与制に変わり，修習生の経済的負担が増えた。国の支援が減ったことで，法曹として公共的使命や責任感に対する意識が薄くなってきている

・貸与制は修習生の生活面を圧迫している

・経済的な負担が各種の場面で余裕のなさにつながっている

・就職活動の負担が増えて，修習に集中できなくなっているのではないか

・就職の心配が強くなっている

・起案能力が低下している

・能力の差がますます大きくなってきている

・司法試験受験科目以外の勉強をロースクールでしていない

修習日程

修習区分		A班			B班		
		修習期間		移動日	修習期間		移動日
導入修習				26.11.27(木)～ 26.12.1(月)※5日			26.11.27(木)～ 26.12.1(月)※5日
		開始日	26.12.2.(火)		開始日	26.12.2.(火)	
		終了日	26.12.22.(月)		終了日	26.12.22.(月)	
		実日数	15		実日数	15	
				26.12.23(火)～ 26.12.27(土)※5日			26.12.23(火)～ 26.12.27(土)※5日
分野別実務修習	第１クール	開始日	27.1.5.(月)		開始日	27.1.5.(月)	
		終了日	27.3.1.(日)		終了日	27.3.1.(日)	
		実日数	38		実日数	38	
	第２クール	開始日	27.3.2.(月)		開始日	27.3.2.(月)	
		終了日	27.4.22.(水)		終了日	27.4.22.(水)	
		実日数	38		実日数	38	
	第３クール	開始日	27.4.23.(木)		開始日	27.4.23.(木)	
		終了日	27.6.19.(金)		終了日	27.6.19.(金)	
		実日数	38		実日数	38	
	第４クール	開始日	27.6.20.(土)		開始日	27.6.20.(土)	
		終了日	27.8.13.(木)		終了日	27.8.13.(木)	
		実日数	38		実日数	38	
選択型実務修習及び集合修習				27.8.14(金)～ 27.8.16(日)※3日			
		集合修習 開始日	27.8.17.(月)		選択型修習 開始日	27.8.14.(金)	
		終了日	27.9.30.(水)		終了日	27.10.1.(木)	
		実日数	30		実日数	32	
				27.10.1(木)～ 27.10.4(日)※4日			27.10.2(金)～ 27.10.4(日)※3日
		選択型修習 開始日	27.10.5.(月)		集合修習 開始日	27.10.5.(月)	
		終了日	27.11.17.(火)		終了日	27.11.17.(火)	
		実日数	30		実日数	30	
		自由研究日	27.11.18.(水)		自由研究日	27.11.18.(水)	

※　二回試験　開始日平成２７年１１月１９日
　　終了日　　同月２６日

法科大学院における組織見直しの更なる促進方策の強化について

平成２５年９月１８日
中央教育審議会大学分科会
法科大学院特別委員会

１．検討の必要性について

○　本年７月、政府に設置されていた法曹養成制度関係閣僚会議において「法曹養成制度改革の推進について」が決定され、法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持しつつ、質・量ともに豊かな法曹を養成していくために、政府として講ずべき措置の内容及び時期が示されたところである。

○　この政府決定の中で、法科大学院については、

- 文部科学省において、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の審議を踏まえ、１年以内に、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策を検討して結論を得た上、２年以内にその結論に沿った実施を開始する
- 公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策等を講じても一定期間内に組織見直しが進まないときは、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について、法曹養成のための専門職大学院としての性格に鑑み、組織見直しを促進するため必要な法的措置を設けることとし、その具体的な在り方については、大学教育の特性に配慮しつつ、閣僚会議において２年以内に検討し、結論を得る

とされており、これまでにも増して、入学定員の削減をはじめとした抜本的な組織見直しに早急に取り組むことが強く求められているところである。

○　本特別委員会としては、この政府決定を受けて、法科大学院が法曹養成の中核としての使命を果たし、それにふさわしい教育の質を確保できるようにする観点から、

① 課題が深刻な法科大学院について、抜本的な組織見直しを早急に促進する

② 入学定員と実入学者数の差が拡大していることを踏まえ、入学定員充足率が著しく低い法科大学院はもとより、全体として入学定員の適正化を図る

ため、「公的支援の見直し」に関する強化策を早急に打ち出す必要があると考える。

２．公的支援の見直し強化策について

（１）これまでの取組

○　公的支援の見直しについては、課題を抱える法科大学院を対象として、「司法試験の合格率」と「入学者選抜の競争倍率」の両方の指標に該当した場合、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金といった公的支援の一部を減額し、自主的・自律的な組織見直しを促す仕組みとして、平成 22 年から公表・実施しており、これまで 24 年度予算では 6 校、25 年度予算では 4 校の法科大学院がその見直しの対象となっている。

○　24 年 9 月には、入学定員の適正化など課題を抱える法科大学院の組織見直しを加速させるため、上記 2 指標のほかに、新たに「入学定員の充足率」を指標に追加するなどの見直しを行い、26 年度予算では 18 校の法科大学院が見直し対象となったところである。

○　これらの施策を通じて組織見直しを促してきた結果、本年 6 月現在、入学定員については、26 年度予定として文部科学省に報告があった総数は約 3,800 名まで削減される見込みとなっており、前年度比約 450 名（約 11%）の減、ピーク時の 19 年度と比較して約 2,020 人（約 35%）の減となっている。また、これまで 8 校の法科大学院が学生募集停止を実施又は表明しており、うち 1 校は本年 3 月末をもって廃止となった。

○　以上のように、公的支援の見直しは、課題を抱える法科大学院の自主的・自律的な組織見直しを促進してきているが、近年、法科大学院の志願者は減少の一途をたどっており、25 年度の入学者数は 2,698 人と制度創設以来はじめて 3,000 人を切り、入学定員との差も更に拡大するなど、法科大学院が置かれている環境は極めて厳しい状況にあると言わざるを得ないと考える。

（２）今回の見直し強化策において特に重視すべき点

○　このように法科大学院制度を取り巻く状況が近年ますます厳しくなっていることを踏まえ、公的支援の見直しの更なる強化策を検討するに当たっては、

①　課題が深刻な法科大学院の組織見直しを早急に促す観点から、その削減額の幅や適用方法・時期について検討するとともに、

②　国際化対応や民間・公務部門への人材育成、継続教育など特色ある先導的教育や教育資源を有効活用した連携・連合の推進などを通じて、司法制度改革が目指していた魅力ある法科大学院となるよう、優れた取組の支援を通じた浮揚も視野に入れて、

全ての法科大学院を対象とした上で、各法科大学院におけるこれまでの取組を通じて得られた成果等を多面的・総合的に評価する仕組みに抜本的に改めるべきである。

○　その際には、特に以下の２点について検討すべきである。

① 司法試験合格状況や入学状況などにおいて課題が深刻な法科大学院については、これまでも課題を解決するに至らなかったことを踏まえ、抜本的な組織見直しを求めることを基本とする。ただし、法科大学院としてのこれまでの蓄積を踏まえた他分野への改組転換や、成果を挙げている他の法科大学院との連合といった改善策を講じる場合には、それらの取組を促進するよう配慮することが求められる。

② 多くの法科大学院において入学定員を満たすことができない状況が恒常化しており、法科大学院全体としての入学定員と実入学者数の差も近年ますます拡大していることを踏まえ、個々の法科大学院における司法試験の合格状況や入学状況等の実態を評価した上で、適正な規模の入学定員となるような仕組みを設ける必要がある。

（３）法科大学院の先導的な取組の支援を通じた改善

○　前述のとおり、法科大学院が置かれている環境は極めて厳しい状況にある一方、政府決定の中では、

- 文部科学省において、法曹養成のための充実した教育ができる法科大学院についてその先導的な取組に必要な支援を１年以内に検討して結論を得た上、２年以内にその結論に沿った実施を開始する

とされている。

○　これを踏まえ、法科大学院について、先導的な取組の支援を通じて、その浮揚を図る観点から、公的支援の見直しに当たっては、組織見直しの取組や先導的教育への取組の促進など、将来に向けてより積極的な改善を促すことも可能となる仕組みに改めるべきである。

○　具体的には、より魅力ある法科大学院教育を目指した先導的な教育システムの構築や、法曹に加えてこれまで十分に対応できていなかった分野に人材を輩出する先導的な教育プログラムの開発、企業や自治体等と組織的に連携した就職支援とともに、他の法科大学院に対する教育支援、教育の質向上につながる法科大学院間の連携・連合といった取組を促進することが望ましい。

○　なお、上記取組の具体的な例示は、本特別委員会において引き続き検討するとともに、実際にそれらの取組が適切なものかどうかを判定するための枠組みが必要と考える。

（4）その他留意すべき点

○　今回用いる指標については、引き続き司法試験の合格状況や法科大学院への入学状況といった現行の指標を基本にすることが妥当と考えるが、それぞれの指標の具体的な評価に当たっては、法学未修者の状況を加味するなどの工夫を取り入れるとともに、地域配置や夜間開講の状況にも配慮することで、法科大学院の実態をよりきめ細かく反映できる指標となるよう工夫することが望ましい。

○　その際、入学者選抜の競争倍率については、本特別委員会による従来の調査結果や見解を十分に踏まえつつ、近年の志願者減少の動向等や法科大学院の浮揚が求められている状況も考慮した扱いとなるよう工夫することが望ましい。

○　また、今回の更なる強化策を受けて、学生募集停止など抜本的な組織見直しを行った法科大学院に対しては、その移行期間中、在学生が学修していることなどに配慮するとともに、既に 26 年度入学者選抜の学生募集を開始している法科大学院があることに鑑み、新たな仕組みの導入に当たっては、26 年度入学者選抜における混乱を招かないように配慮することが望ましい。

○　なお、公的支援の見直しを更に強化することによって、課題が深刻な法科大学院に対し抜本的な組織見直しを早急に促すことは不可欠であるが、あわせて、大学教育の特殊性などを踏まえつつ、中・長期的な観点から、法科大学院制度の安定化が図られるよう配慮することが望ましい。その際には、法曹はもとより、企業や自治体等との緊密な連携・協力を得ることを通じて、法科大学院教育の更なる充実・強化につなげていくよう配慮することが望ましい。

○　また、これら公的支援の見直しの更なる強化とあわせて、法科大学院に対する認証評価について、課題を抱える法科大学院が自ら抜本的な見直しを図る仕組みとして、より効果的に機能するものとなるよう別途検討する必要がある。

（資料 13）

平成２５年１１月１１日
文　部　科　学　省

法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について

１．趣旨

○ 本年７月、政府の法曹養成制度関係閣僚会議で決定された「法曹養成制度改革の推進について」（以下「閣僚会議決定」という。）では、法科大学院に対し、公的支援の見直しの強化策など入学定員の削減方策の検討、実施など抜本的な組織見直しに早急に取り組むことが求められている。

○ このため、文部科学省として、本年９月の中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会の提言も踏まえ、課題が深刻な法科大学院の抜本的な組織見直しを早急に促す観点から、現行の公的支援の見直しの更なる強化を図ることとする。

２．強化策の概要

○ 今回、強化を行う公的支援の見直しについては、

・司法試験合格状況、入学定員充足状況に加え、多様な人材確保の状況、地域配置や夜間開講の状況といった多様な指標に基づき、現在の入学定員充足状況の傾向を勘案し減額された基礎額を設定
・その上で、先導的な教育システムの構築や教育プログラムの開発、質の高い教育提供を目指した連携・連合など優れた取組の提案を評価して加算

する仕組みとする。

○ その際、見直しの対象となる公的支援について、国立大学は、国立大学法人運営費交付金のうち法科大学院に係る教員経費相当額※1を、私立大学は、私立大学等経常費補助金の特別補助／法科大学院支援における専任教員に係る補助額とする。

○ 下記方法に基づき、基礎額及び加算額を算出した上で両者の合計が見直し対象の公的支援の額の範囲内となるよう調整を行うこととするが、最終的な額の決定は、予算の範囲内で行うこととする。

※1　教員経費相当額は、専門職大学院設置基準上の必置専任教員数に対して一人当たりの教員給与を乗じて得られた金額を基本とする。

（1）基礎額の設定方法について（※別表１、２参照）

○ 全ての法科大学院について、下記に掲げる４指標に照らしてこれまでの取組や成果等を評価し、その状況に応じて配点された点数の合計に応じて、３つの類型に分類する。

- 司法試験の累積合格率（累積合格者数／累積受験者数）
- 法学未修者の直近の司法試験合格率（法学未修者の合格者数／法学未修者の全受験者数）
- 直近の入学定員の充足率※2（実入学者数／入学定員）
- 法学系以外の課程出身者の直近の入学者数・割合（法学系以外の課程出身者の入学者数／全入学者数）又は社会人の直近の入学者数・割合（社会人の入学者数／全入学者数）

※2　直近の入学定員の充足率の指標については、以下の特例を設けることとする。

- 原則、前年度の入学定員の充足率に基づき判定する。
- この入学定員充足率を算出する際、各年６月末までに、次年度の入学定員の見直し等を行い、文部科学省に報告した場合に限り次年度の入学定員の数値を用いることができることとする。
- ただし、見直しを行った結果、次年度の入学定員が 15 人未満となる場合は適正な規模の教育環境を維持する観点から、入学定員の見直しを行ったものとはみなさない。

○ 上記の分類を行った際、第３に該当した法科大学院については、地域性や夜間開講の取組に配慮する観点から、下記に掲げる指標を加えた５指標の合計点数に基づき、類型を見直す。

- 地域配置の状況（同一都道府県内の校数）又は夜間開講の状況（夜間開講の実施の有無）

○ 本年６月の「法曹養成制度検討会議取りまとめ」において、入学定員については、現在の入学定員と実入学者数との差を縮小していくようにするなどの削減方策を検討・実施し、法科大学院として行う教育上適正な規模となるようにすべきとの指摘があることから、類型に応じて、現在の入学定員の充足状況の傾向を勘案し減額算定した公的支援の基礎額を設定する。

（2）加算の考え方について（別表３参照）

○ 閣僚会議決定を踏まえ、公的支援の見直しの更なる強化に当たっては、抜本的な組織見直しの促進とともに、より魅力ある法科大学院教育を目指した先導的な教育システムの構築や教育プログラムの開発、企業や自治体等と組織的に連携した就職支援、他の法科大学院に対する教育支援や教育の質向上につながる法科大学院間の連携・連合といった取組の促進を図ることとする。

○ 具体的には、各法科大学院によって上記類型ごとに設定された加算条件に該当する取組を実施しようとする場合、当該取組の提案を文部科学省に対し行うことができることとする。

○ 文部科学省では、各法科大学院から提案された取組について優れた先導的な取組として評価できるものかどうかを判定するため、有識者からなる会議（以下「審査委員会」という。）を設置し、専門的な調査・審議を行うこととする。

○ この審議結果を踏まえ、文部科学省において、優れた先導的な取組と評価されたものに応じて加算率を算出することとする。なおその際、前年度の入学者選抜における競争倍率（受験者数／合格者数）が2倍未満の場合は加算率を減ずることとする。

○ 最終的には、基礎額の設定時に減額された額の合計（国立大学法人運営費交付金と私学大学等経常費補助金で別々に算出する）の範囲内で、加算額の合計が収まるよう一律の割合を乗じて加算額を調整することとする。

○ なお、上記の審査に際して必要となる事項については、審査委員会において検討することとする。

3．実施時期

平成27年度予算から実施することを予定。具体的なスケジュールはおおむね以下のとおり。

～平成26年9月末日	司法試験の結果を踏まえ、類型ごとに設定された加算条件に該当する取組を実施しようとする法科大学院は、当該取組の提案を申請
平成26年10月～11月中旬	審査委員会における審査
～平成26年12月	国立大学について、国立大学法人運営費交付金の予算編成過程において公的支援の額が決定
～平成28年3月	私立大学について、私立大学等経常費補助金の補助金交付過程において公的支援の額が決定

【別表１】　指標と点数の関係

	指標		点数
①	司法試験の合格率	累積合格率※3が全国平均以上	12点
		累積合格率が全国平均未満の場合	
		・下記以外	6点
		・「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続した場合	0点
②	法学未修者の司法試験の合格率	直近の合格率が全国平均以上	8点
		直近の合格率が全国平均未満の場合	
		・下記以外	4点
		・「合格率が全国平均の半分未満」が3年連続した場合	0点
③	入学定員の充足率※4	直近の入学定員の充足率が75%以上	8点
		直近の入学定員の充足率が75%未満～50%以上	4点
		直近の入学定員の充足率が50%未満	0点
④	法学系以外の課程出身者の入学者数・割合	直近の入学者数が10人以上かつ割合が全国平均以上	4点
		上記以外	0点
	又は		
	社会人の入学者数・割合	直近の入学者数が10人以上かつ割合が全国平均以上	4点
		上記以外	0点
⑤	地域配置※5	同一都道府県内に2校以下	4点
		同一都道府県内に3校以上	0点
	又は		
	夜間開講※6	実施	4点
		実施せず	0点

※3　各法科大学院の全修了者の受験者実数に対する司法試験の合格者数の割合。

※4　見直し後の入学定員の数値を用いて算出。ただし、見直し後の入学定員が15人未満である場合、入学定員の見直しを行ったものとみなさない。

※5　本施策の適用年度に学生募集を行う法科大学院数をカウントする。

※6　本施策の適用年度の開講予定に基づくものとする。

【別表２】　点数と類型の関係

点数	類型
25　～　32 点	第 1
20　～　24 点	第 2A
15　～　19 点	第 2B
10　～　14 点	第 2C
0　～　9 点	第 3

【別表３】　類型と基礎額・加算条件及び加算条件と上限加算率の関係

類型		基礎額 (対 対象額)	加算条件 ※具体的には審査委員会で審査して判定	取組ごとの加算率 (対 対象額)
第１		90%	・早期卒業等を活用した優秀者養成コースの設定、法学未修者教育充実のための教育課程の抜本的な見直し、理論と実務に精通した教員養成コースの創設など、より魅力ある法科大学院教育を目指した先導的な教育システムの構築 ・LL.M 取得等を目的とした海外 LS 留学促進、質の高いエクスターンシップ先の開拓など実務基礎教育充実を通じた職域拡大、最新の法的課題に対応した継続教育など、法曹に加えてこれまで十分に対応できていなかった分野に人材を輩出する先導的な教育プログラムの開発 ・企業や自治体等と組織的に連携した就職支援の取組 ・第 2、3 該当校への支援プログラム	+5% ～ +20%
第２	A	80%	・LL.M 取得等を目的とした海外 LS 留学促進、質の高いエクスターンシップ先の開拓など実務基礎教育充実を通じた職域拡大、最新の法的課題に対応した継続教育など、法曹に加えてこれまで十分に対応できていなかった分野に人材を輩出する先導的な教育プログラムの開発 ・企業や自治体等と組織的に連携した就職支援の取組 ・第 1～3 該当校との連携、連合	+5% ～ +50%
	B	70%		
	C	60%		
第３		平成 27 年度		
		50%	・第 1～2 該当校との連合	+50% ～ +60%
		⇩ 平成 28 年度～		
		0%	・第 1～2 該当校との連合（地域校・夜間校のみ）	+50% ～ +60%

※加算額については、基礎額の設定時に減額された額の合計の範囲内で対応。

※類型ごとの加算条件に係る具体的内容については、今後、中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会における検討等を踏まえ、変更があり得る。

平成２５年司法試験の結果

法務省大臣官房人事課

1　合格者数等

(1)　合格者数　２，０４９人

（参考）

- 出願者数　１０，３１５人
- 受験予定者数　１０，１７８人
- 受験者数　７，６５３人（うち途中欠席５８人）
- 短答式試験の合格に必要な成績を得た者の数　５，２５９人

(2)　合格判定

論文式試験の各科目において，素点の２５％点（公法系科目・刑事系科目は５０点，民事系科目は７５点，選択科目は２５点）以上の成績を得た者のうち，短答式試験の得点と論文式試験の得点による総合評価の総合点７８０点以上の２，０４９人を合格者とする（平成２５年９月９日司法試験委員会決定）

(3)　合格者の選択科目別人員・割合

倒産法	５１６人（２５．２％）
租税法	１５２人（　７．４％）
経済法	１９４人（　９．５％）
知的財産法	２４１人（１１．８％）
労働法	６６５人（３２．５％）
環境法	１００人（　４．９％）
国際関係法（公法系）	２８人（　１．４％）
国際関係法（私法系）	１５３人（　７．５％）

(4)　総合評価対象者　４，８５８人

※　短答式試験の合格に必要な成績を得た５，２５９人のうち，４０１人は，最低ライン点に達しない科目があるため，総合評価の対象外

(5)　総合点

- 最高点　１１８０．５２点
- 最低点　　４３１．６１点
- 平均点　　７６０．２０点

(6)　合格者の年齢別構成（本年１２月末現在）

- 平均年齢　２８．３７歳
- 最高年齢　５７歳
- 最低年齢　２０歳

(7)　合格者の性別構成

- 男性　１，５７２人（７６．７２％）
- 女性　　４７７人（２３．２８％）

(8)　合格者の司法試験受験回数

- １回目　１，１９８人
- ２回目　　５２４人
- ３回目　　３２７人

※　司法試験法第４条第１項の受験回数

(9)　合格者の既修・未修別

- 既修者法学部　　１，０９８人
- 既修者非法学部　　１１１人
- 未修者法学部　　４８４人
- 未修者非法学部　　２３６人

※　受験願書に基づく情報

２　論文式試験結果

(1)　論文式試験採点対象者　５，２５９人

※　短答式試験の各科目において，満点の４０％点（公法系科目４０点，民事系科目６０点，刑事系科目４０点）以上の成績を得た者のうち，各科目の合計得点が２２０点以上の成績を得た者（平成２５年６月５日司法試験委員会決定）

(2)　得点

- 最高点　５８８．０１点
- 最低点　１８３．７８点
- 平均点　３６１．６２点（３５１．１８点）

※　総合評価対象者の得点（括弧内の点数は，最低ライン点未満の者を含んだ点数である。）

(3)　最低ライン未満者

最低ライン点未満実人員　　４０１人

- 公法系科目　　１４９人
- 民事系科目　　１０２人
- 刑事系科目　　１６３人
- 選択科目

倒産法	８０人
租税法	２人
経済法	１１人
知的財産法	８人
労働法	１７人
環境法	１人
国際関係法（公法系）	１人
国際関係法（私法系）	８人

※　最低ライン点未満の者の合計は５４２人となるが，６１人が２科目，２８人が３科目及び８人が４科目において最低ライン点未満となっていることから，最低ライン点未満実人員は４０１人となる。

３　参考資料

- 平成２５年司法試験総合点別人員調（総合評価）
- 平成２５年司法試験論文式試験得点別人員調（合計得点）
- 平成２５年司法試験論文式試験得点別人員調（公法系科目）
- 平成２５年司法試験論文式試験得点別人員調（民事系科目）
- 平成２５年司法試験論文式試験得点別人員調（刑事系科目）
- 平成２５年司法試験論文式試験得点別人員調（選択科目）

平成２５年司法試験総合点別人員調（総合評価）

総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)	総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)	総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)
1180	1	1	0.02	1109		5	0.10	1038	1	48	0.99
1179		1	0.02	1108		5	0.10	1037		48	0.99
1178		1	0.02	1107		5	0.10	1036	2	50	1.03
1177		1	0.02	1106		5	0.10	1035	1	51	1.05
1176		1	0.02	1105		5	0.10	1034	2	53	1.09
1175		1	0.02	1104		5	0.10	1033	1	54	1.11
1174		1	0.02	1103		5	0.10	1032		54	1.11
1173		1	0.02	1102	1	6	0.12	1031	1	55	1.13
1172		1	0.02	1101	2	8	0.16	1030	2	57	1.17
1171		1	0.02	1100	1	9	0.19	1029		57	1.17
1170		1	0.02	1099	1	10	0.21	1028		57	1.17
1169		1	0.02	1098		10	0.21	1027		57	1.17
1168		1	0.02	1097		10	0.21	1026	1	58	1.19
1167		1	0.02	1096		10	0.21	1025	3	61	1.26
1166		1	0.02	1095	1	11	0.23	1024		61	1.26
1165		1	0.02	1094	1	12	0.25	1023	2	63	1.30
1164		1	0.02	1093		12	0.25	1022	1	64	1.32
1163		1	0.02	1092		12	0.25	1021	2	66	1.36
1162		1	0.02	1091		12	0.25	1020	2	68	1.40
1161		1	0.02	1090		12	0.25	1019	2	70	1.44
1160		1	0.02	1089		12	0.25	1018	1	71	1.46
1159		1	0.02	1088	1	13	0.27	1017	1	72	1.48
1158		1	0.02	1087		13	0.27	1016	2	74	1.52
1157		1	0.02	1086		13	0.27	1015	1	75	1.54
1156		1	0.02	1085	1	14	0.29	1014	3	78	1.61
1155		1	0.02	1084	2	16	0.33	1013	3	81	1.67
1154		1	0.02	1083		16	0.33	1012	2	83	1.71
1153		1	0.02	1082	1	17	0.35	1011	3	86	1.77
1152		1	0.02	1081	1	18	0.37	1010	3	89	1.83
1151		1	0.02	1080		18	0.37	1009	1	90	1.85
1150		1	0.02	1079		18	0.37	1008	3	93	1.91
1149		1	0.02	1078	2	20	0.41	1007	2	95	1.96
1148		1	0.02	1077		20	0.41	1006	3	98	2.02
1147	1	2	0.04	1076	1	21	0.43	1005		98	2.02
1146		2	0.04	1075		21	0.43	1004	2	100	2.06
1145		2	0.04	1074	1	22	0.45	1003	2	102	2.10
1144	1	3	0.06	1073	1	23	0.47	1002	3	105	2.16
1143		3	0.06	1072	1	24	0.49	1001	1	106	2.18
1142		3	0.06	1071	1	25	0.51	1000	2	108	2.22
1141		3	0.06	1070	2	27	0.56	999	2	110	2.26
1140		3	0.06	1069	2	29	0.60	998	2	112	2.31
1139		3	0.06	1068		29	0.60	997	3	115	2.37
1138		3	0.06	1067		29	0.60	996	3	118	2.43
1137		3	0.06	1066	1	30	0.62	995	2	120	2.47
1136		3	0.06	1065		30	0.62	994	5	125	2.57
1135		3	0.06	1064	2	32	0.66	993		125	2.57
1134		3	0.06	1063	1	33	0.68	992	3	128	2.63
1133		3	0.06	1062		33	0.68	991	3	131	2.70
1132		3	0.06	1061		33	0.68	990	4	135	2.78
1131		3	0.06	1060		33	0.68	989	3	138	2.84
1130		3	0.06	1059	1	34	0.70	988	3	141	2.90
1129		3	0.06	1058	1	35	0.72	987	6	147	3.03
1128		3	0.06	1057	1	36	0.74	986	3	150	3.09
1127		3	0.06	1056		36	0.74	985	3	153	3.15
1126	1	4	0.08	1055	1	37	0.76	984	4	157	3.23
1125		4	0.08	1054		37	0.76	983	1	158	3.25
1124		4	0.08	1053	2	39	0.80	982	5	163	3.36
1123		4	0.08	1052		39	0.80	981	2	165	3.40
1122		4	0.08	1051	1	40	0.82	980	2	167	3.44
1121		4	0.08	1050		40	0.82	979	1	168	3.46
1120		4	0.08	1049	1	41	0.84	978	3	171	3.52
1119		4	0.08	1048		41	0.84	977	6	177	3.64
1118		4	0.08	1047	2	43	0.89	976	8	185	3.81
1117		4	0.08	1046		43	0.89	975	2	187	3.85
1116		4	0.08	1045		43	0.89	974	7	194	3.99
1115		4	0.08	1044		43	0.89	973	7	201	4.14
1114		4	0.08	1043	1	44	0.91	972	6	207	4.26
1113		4	0.08	1042	1	45	0.93	971	4	211	4.34
1112	1	5	0.10	1041		45	0.93	970	6	217	4.47
1111		5	0.10	1040	2	47	0.97	969	4	221	4.55
1110		5	0.10	1039		47	0.97	968	3	224	4.61

(注)　1　累計割合(%)は，総合評価対象者４，８５８人に対する人員累計（人）の割合である。
　　2　最低ライン未満の者を除く。

総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)	総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)	総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)
967	4	228	4.69	896	6	602	12.39	825	14	1370	28.20
966	3	231	4.76	895	6	608	12.52	824	15	1385	28.51
965	4	235	4.84	894	7	615	12.66	823	13	1398	28.78
964	2	237	4.88	893	5	620	12.76	822	13	1411	29.04
963	4	241	4.96	892	6	626	12.89	821	10	1421	29.25
962	1	242	4.98	891	5	631	12.99	820	20	1441	29.66
961	2	244	5.02	890	7	638	13.13	819	8	1449	29.83
960	1	245	5.04	889	7	645	13.28	818	14	1463	30.12
959	4	249	5.13	888	6	651	13.40	817	15	1478	30.42
958	6	255	5.25	887	5	656	13.50	816	13	1491	30.69
957	4	259	5.33	886	11	667	13.73	815	10	1501	30.90
956	3	262	5.39	885	12	679	13.98	814	13	1514	31.17
955		262	5.39	884	7	686	14.12	813	11	1525	31.39
954	2	264	5.43	883	7	693	14.27	812	18	1543	31.76
953	2	266	5.48	882	10	703	14.47	811	11	1554	31.99
952	2	268	5.52	881	6	709	14.59	810	16	1570	32.32
951	6	274	5.64	880	7	716	14.74	809	12	1582	32.56
950	4	278	5.72	879	11	727	14.97	808	14	1596	32.85
949	6	284	5.85	878	13	740	15.23	807	13	1609	33.12
948	3	287	5.91	877	16	756	15.56	806	7	1616	33.26
947	4	291	5.99	876	7	763	15.71	805	10	1626	33.47
946	3	294	6.05	875	10	773	15.91	804	7	1633	33.61
945	6	300	6.18	874	12	785	16.16	803	14	1647	33.90
944		300	6.18	873	4	789	16.24	802	18	1665	34.27
943	6	306	6.30	872	12	801	16.49	801	18	1683	34.64
942	5	311	6.40	871	8	809	16.65	800	17	1700	34.99
941	6	317	6.53	870	8	817	16.82	799	25	1725	35.51
940	4	321	6.61	869	11	828	17.04	798	19	1744	35.90
939	5	326	6.71	868	13	841	17.31	797	12	1756	36.15
938	6	332	6.83	867	13	854	17.58	796	17	1773	36.50
937	7	339	6.98	866	13	867	17.85	795	13	1786	36.76
936	4	343	7.06	865	11	878	18.07	794	14	1800	37.05
935	4	347	7.14	864	11	889	18.30	793	18	1818	37.42
934	7	354	7.29	863	13	902	18.57	792	13	1831	37.69
933	7	361	7.43	862	10	912	18.77	791	12	1843	37.94
932	2	363	7.47	861	12	924	19.02	790	10	1853	38.14
931	8	371	7.64	860	8	932	19.18	789	26	1879	38.68
930	1	372	7.66	859	7	939	19.33	788	26	1905	39.21
929	6	378	7.78	858	10	949	19.53	787	13	1918	39.48
928	2	380	7.82	857	17	966	19.88	786	26	1944	40.02
927	4	384	7.90	856	10	976	20.09	785	10	1954	40.22
926	6	390	8.03	855	8	984	20.26	784	20	1974	40.63
925	7	397	8.17	854	18	1002	20.63	783	18	1992	41.00
924	7	404	8.32	853	7	1009	20.77	782	17	2009	41.35
923	8	412	8.48	852	7	1016	20.91	781	18	2027	41.72
922	6	418	8.60	851	15	1031	21.22	780	22	2049	42.18
921	16	434	8.93	850	15	1046	21.53	779	18	2067	42.55
920	8	442	9.10	849	15	1061	21.84	778	12	2079	42.80
919	9	451	9.28	848	9	1070	22.03	777	24	2103	43.29
918	6	457	9.41	847	8	1078	22.19	776	22	2125	43.74
917	2	459	9.45	846	9	1087	22.38	775	13	2138	44.01
916	2	461	9.49	845	13	1100	22.64	774	22	2160	44.46
915	5	466	9.59	844	9	1109	22.83	773	11	2171	44.69
914	7	473	9.74	843	17	1126	23.18	772	11	2182	44.92
913	7	480	9.88	842	13	1139	23.45	771	17	2199	45.27
912	7	487	10.02	841	14	1153	23.73	770	22	2221	45.72
911	8	495	10.19	840	14	1167	24.02	769	20	2241	46.13
910	7	502	10.33	839	9	1176	24.21	768	19	2260	46.52
909	8	510	10.50	838	7	1183	24.35	767	14	2274	46.81
908	5	515	10.60	837	17	1200	24.70	766	19	2293	47.20
907	2	517	10.64	836	13	1213	24.97	765	14	2307	47.49
906	7	524	10.79	835	17	1230	25.32	764	22	2329	47.94
905	3	527	10.85	834	17	1247	25.67	763	18	2347	48.31
904	4	531	10.93	833	10	1257	25.87	762	18	2365	48.68
903	12	543	11.18	832	18	1275	26.25	761	16	2381	49.01
902	9	552	11.36	831	9	1284	26.43	760	12	2393	49.26
901	11	563	11.59	830	15	1299	26.74	759	12	2405	49.51
900	9	572	11.77	829	15	1314	27.05	758	21	2426	49.94
899	7	579	11.92	828	13	1327	27.32	757	20	2446	50.35
898	11	590	12.14	827	16	1343	27.65	756	14	2460	50.64
897	6	596	12.27	826	13	1356	27.91	755	15	2475	50.95

総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)	総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)	総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)
754	15	2490	51.26	683	17	3594	73.98	612	9	4369	89.93
753	20	2510	51.67	682	13	3607	74.25	611	10	4379	90.14
752	23	2533	52.14	681	10	3617	74.45	610	4	4383	90.22
751	11	2544	52.37	680	15	3632	74.76	609	6	4389	90.35
750	15	2559	52.68	679	10	3642	74.97	608	10	4399	90.55
749	18	2577	53.05	678	18	3660	75.34	607	8	4407	90.72
748	20	2597	53.46	677	17	3677	75.69	606	10	4417	90.92
747	15	2612	53.77	676	10	3687	75.90	605	11	4428	91.15
746	13	2625	54.03	675	8	3695	76.06	604	12	4440	91.40
745	13	2638	54.30	674	11	3706	76.29	603	6	4446	91.52
744	14	2652	54.59	673	16	3722	76.62	602	4	4450	91.60
743	20	2672	55.00	672	13	3735	76.88	601	5	4455	91.70
742	21	2693	55.43	671	12	3747	77.13	600	6	4461	91.83
741	16	2709	55.76	670	14	3761	77.42	599	4	4465	91.91
740	15	2724	56.07	669	17	3778	77.77	598	4	4469	91.99
739	24	2748	56.57	668	11	3789	78.00	597	8	4477	92.16
738	19	2767	56.96	667	13	3802	78.26	596	9	4486	92.34
737	20	2787	57.37	666	9	3811	78.45	595	5	4491	92.45
736	22	2809	57.82	665	15	3826	78.76	594	5	4496	92.55
735	19	2828	58.21	664	18	3844	79.13	593	2	4498	92.59
734	13	2841	58.48	663	12	3856	79.37	592	11	4509	92.82
733	17	2858	58.83	662	11	3867	79.60	591	9	4518	93.00
732	16	2874	59.16	661	11	3878	79.83	590	10	4528	93.21
731	6	2880	59.28	660	14	3892	80.12	589	8	4536	93.37
730	9	2889	59.47	659	12	3904	80.36	588	7	4543	93.52
729	27	2916	60.02	658	15	3919	80.67	587	3	4546	93.58
728	19	2935	60.42	657	15	3934	80.98	586	10	4556	93.78
727	20	2955	60.83	656	8	3942	81.14	585	10	4566	93.99
726	18	2973	61.20	655	9	3951	81.33	584	5	4571	94.09
725	14	2987	61.49	654	9	3960	81.52	583	5	4576	94.20
724	16	3003	61.82	653	8	3968	81.68	582	3	4579	94.26
723	17	3020	62.17	652	12	3980	81.93	581	3	4582	94.32
722	10	3030	62.37	651	8	3988	82.09	580	8	4590	94.48
721	18	3048	62.74	650	14	4002	82.38	579	8	4598	94.65
720	20	3068	63.15	649	13	4015	82.65	578	4	4602	94.73
719	18	3086	63.52	648	14	4029	82.94	577	11	4613	94.96
718	13	3099	63.79	647	6	4035	83.06	576	3	4616	95.02
717	15	3114	64.10	646	11	4046	83.29	575	7	4623	95.16
716	22	3136	64.55	645	10	4056	83.49	574	5	4628	95.27
715	16	3152	64.88	644	13	4069	83.76	573	6	4634	95.39
714	17	3169	65.23	643	11	4080	83.99	572	2	4636	95.43
713	17	3186	65.58	642	9	4089	84.17	571	5	4641	95.53
712	15	3201	65.89	641	10	4099	84.38	570	3	4644	95.59
711	14	3215	66.18	640	9	4108	84.56	569	4	4648	95.68
710	15	3230	66.49	639	7	4115	84.71	568	5	4653	95.78
709	14	3244	66.78	638	5	4120	84.81	567	6	4659	95.90
708	18	3262	67.15	637	13	4133	85.08	566	5	4664	96.01
707	13	3275	67.41	636	11	4144	85.30	565	4	4668	96.09
706	13	3288	67.68	635	10	4154	85.51	564	2	4670	96.13
705	14	3302	67.97	634	7	4161	85.65	563	1	4671	96.15
704	20	3322	68.38	633	15	4176	85.96	562	2	4673	96.19
703	21	3343	68.81	632	15	4191	86.27	561	11	4684	96.42
702	14	3357	69.10	631	11	4202	86.50	560	2	4686	96.46
701	11	3368	69.33	630	8	4210	86.66	559	3	4689	96.52
700	12	3380	69.58	629	5	4215	86.76	558	4	4693	96.60
699	14	3394	69.86	628	12	4227	87.01	557	1	4694	96.62
698	16	3410	70.19	627	12	4239	87.26	556	5	4699	96.73
697	10	3420	70.40	626	6	4245	87.38	555	3	4702	96.79
696	10	3430	70.61	625	11	4256	87.61	554	2	4704	96.83
695	17	3447	70.96	624	8	4264	87.77	553	3	4707	96.89
694	17	3464	71.31	623	10	4274	87.98	552	3	4710	96.95
693	13	3477	71.57	622	15	4289	88.29	551	3	4713	97.02
692	18	3495	71.94	621	8	4297	88.45	550	5	4718	97.12
691	10	3505	72.15	620	6	4303	88.58	549	3	4721	97.18
690	8	3513	72.31	619	8	4311	88.74	548	3	4724	97.24
689	3	3516	72.38	618	4	4315	88.82	547	4	4728	97.32
688	14	3530	72.66	617	5	4320	88.93	546	4	4732	97.41
687	7	3537	72.81	616	8	4328	89.09	545	3	4735	97.47
686	13	3550	73.08	615	9	4337	89.28	544	3	4738	97.53
685	13	3563	73.34	614	11	4348	89.50	543	3	4741	97.59
684	14	3577	73.63	613	12	4360	89.75	542	3	4744	97.65

総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)
541	5	4749	97.76
540		4749	97.76
539	3	4752	97.82
538	3	4755	97.88
537	2	4757	97.92
536	3	4760	97.98
535	3	4763	98.04
534	2	4765	98.09
533	5	4770	98.19
532	1	4771	98.21
531	2	4773	98.25
530	4	4777	98.33
529	5	4782	98.44
528	1	4783	98.46
527		4783	98.46
526	6	4789	98.58
525	3	4792	98.64
524		4792	98.64
523	2	4794	98.68
522		4794	98.68
521	2	4796	98.72
520	1	4797	98.74
519	2	4799	98.79
518	1	4800	98.81
517	2	4802	98.85
516		4802	98.85
515	1	4803	98.87
514	1	4804	98.89
513		4804	98.89
512	2	4806	98.93
511	2	4808	98.97
510	1	4809	98.99
509	2	4811	99.03
508	6	4817	99.16
507	3	4820	99.22
506	2	4822	99.26
505	1	4823	99.28
504	1	4824	99.30
503		4824	99.30
502	3	4827	99.36
501		4827	99.36
500	2	4829	99.40
499	2	4831	99.44
498		4831	99.44
497	3	4834	99.51
496		4834	99.51
495		4834	99.51
494		4834	99.51
493	2	4836	99.55
492		4836	99.55
491		4836	99.55
490	2	4838	99.59
489		4838	99.59
488	2	4840	99.63
487		4840	99.63
486		4840	99.63
485		4840	99.63
484	1	4841	99.65
483	2	4843	99.69
482	1	4844	99.71
481		4844	99.71
480		4844	99.71
479	1	4845	99.73
478	1	4846	99.75
477		4846	99.75
476		4846	99.75
475		4846	99.75
474	1	4847	99.77
473		4847	99.77
472	2	4849	99.81
471	1	4850	99.84

総合点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)
470		4850	99.84
469	1	4851	99.86
468		4851	99.86
467		4851	99.86
466	1	4852	99.88
465		4852	99.88
464	1	4853	99.90
463		4853	99.90
462		4853	99.90
461	1	4854	99.92
460		4854	99.92
459	1	4855	99.94
458		4855	99.94
457		4855	99.94
456		4855	99.94
455		4855	99.94
454		4855	99.94
453	1	4856	99.96
452		4856	99.96
451		4856	99.96
450		4856	99.96
449		4856	99.96
448	1	4857	99.98
447		4857	99.98
446		4857	99.98
445		4857	99.98
444		4857	99.98
443		4857	99.98
442		4857	99.98
441		4857	99.98
440		4857	99.98
439		4857	99.98
438		4857	99.98
437		4857	99.98
436		4857	99.98
435		4857	99.98
434		4857	99.98
433		4857	99.98
432		4857	99.98
431	1	4858	100.00

平成２５年司法試験論文式試験得点別人員調（合計得点）

得点	人員（人）	人員累計(人)	累計割合(%)	得点	人員（人）	人員累計(人)	累計割合(%)	得点	人員（人）	人員累計(人)	累計割合(%)
588	1	1	0.02	527	1	26	0.49	466	11	272	5.17
587		1	0.02	526		26	0.49	465	7	279	5.31
586		1	0.02	525	1	27	0.51	464	7	286	5.44
585		1	0.02	524	1	28	0.53	463	8	294	5.59
584		1	0.02	523	2	30	0.57	462	5	299	5.69
583		1	0.02	522	5	35	0.67	461	5	304	5.78
582		1	0.02	521	1	36	0.68	460	11	315	5.99
581		1	0.02	520	1	37	0.70	459	10	325	6.18
580		1	0.02	519	2	39	0.74	458	8	333	6.33
579		1	0.02	518		39	0.74	457	7	340	6.47
578		1	0.02	517	2	41	0.78	456	10	350	6.66
577		1	0.02	516	2	43	0.82	455	8	358	6.81
576		1	0.02	515		43	0.82	454	7	365	6.94
575		1	0.02	514	1	44	0.84	453	6	371	7.05
574	1	2	0.04	513	1	45	0.86	452	11	382	7.26
573		2	0.04	512	3	48	0.91	451	9	391	7.43
572		2	0.04	511	1	49	0.93	450	10	401	7.63
571		2	0.04	510	2	51	0.97	449	9	410	7.80
570		2	0.04	509		51	0.97	448	11	421	8.01
569	1	3	0.06	508	2	53	1.01	447	13	434	8.25
568		3	0.06	507	3	56	1.06	446	18	452	8.59
567		3	0.06	506	2	58	1.10	445	14	466	8.86
566		3	0.06	505	1	59	1.12	444	17	483	9.18
565		3	0.06	504	1	60	1.14	443	9	492	9.36
564		3	0.06	503	2	62	1.18	442	10	502	9.55
563		3	0.06	502	1	63	1.20	441	12	514	9.77
562	1	4	0.08	501	4	67	1.27	440	9	523	9.94
561		4	0.08	500	1	68	1.29	439	16	539	10.25
560		4	0.08	499	4	72	1.37	438	19	558	10.61
559		4	0.08	498	3	75	1.43	437	12	570	10.84
558		4	0.08	497	10	85	1.62	436	27	597	11.35
557		4	0.08	496	3	88	1.67	435	12	609	11.58
556		4	0.08	495	9	97	1.84	434	20	629	11.96
555		4	0.08	494	4	101	1.92	433	14	643	12.23
554		4	0.08	493	3	104	1.98	432	15	658	12.51
553	1	5	0.10	492	4	108	2.05	431	15	673	12.80
552		5	0.10	491	8	116	2.21	430	14	687	13.06
551		5	0.10	490	3	119	2.26	429	12	699	13.29
550		5	0.10	489	5	124	2.36	428	14	713	13.56
549		5	0.10	488	5	129	2.45	427	15	728	13.84
548	1	6	0.11	487	7	136	2.59	426	13	741	14.09
547		6	0.11	486	5	141	2.68	425	19	760	14.45
546	1	7	0.13	485	4	145	2.76	424	22	782	14.87
545		7	0.13	484	4	149	2.83	423	14	796	15.14
544		7	0.13	483	4	153	2.91	422	23	819	15.57
543	1	8	0.15	482	4	157	2.99	421	17	836	15.90
542	1	9	0.17	481	5	162	3.08	420	22	858	16.31
541	1	10	0.19	480	5	167	3.18	419	20	878	16.70
540	3	13	0.25	479	8	175	3.33	418	24	902	17.15
539	1	14	0.27	478	5	180	3.42	417	17	919	17.47
538	1	15	0.29	477	9	189	3.59	416	14	933	17.74
537	2	17	0.32	476	8	197	3.75	415	18	951	18.08
536	1	18	0.34	475	10	207	3.94	414	18	969	18.43
535	1	19	0.36	474	10	217	4.13	413	19	988	18.79
534	2	21	0.40	473	10	227	4.32	412	24	1012	19.24
533		21	0.40	472	6	233	4.43	411	24	1036	19.70
532		21	0.40	471	8	241	4.58	410	24	1060	20.16
531	2	23	0.44	470	7	248	4.72	409	23	1083	20.59
530	1	24	0.46	469	3	251	4.77	408	23	1106	21.03
529		24	0.46	468	4	255	4.85	407	19	1125	21.39
528	1	25	0.48	467	6	261	4.96	406	31	1156	21.98

(注)　累計割合(%)は，採点対象者５，２５９人に対する人員累計（人）の割合である。

得点	人員（人）	人員累計(人)	累計割合(%)	得点	人員（人）	人員累計(人)	累計割合(%)	得点	人員（人）	人員累計(人)	累計割合(%)
405	26	1182	22.48	344	25	2947	56.04	283	19	4401	83.69
404	24	1206	22.93	343	38	2985	56.76	282	11	4412	83.89
403	17	1223	23.26	342	32	3017	57.37	281	12	4424	84.12
402	27	1250	23.77	341	27	3044	57.88	280	13	4437	84.37
401	27	1277	24.28	340	37	3081	58.59	279	17	4454	84.69
400	18	1295	24.62	339	27	3108	59.10	278	18	4472	85.04
399	19	1314	24.99	338	34	3142	59.75	277	17	4489	85.36
398	21	1335	25.39	337	28	3170	60.28	276	11	4500	85.57
397	24	1359	25.84	336	26	3196	60.77	275	19	4519	85.93
396	39	1398	26.58	335	34	3230	61.42	274	22	4541	86.35
395	27	1425	27.10	334	19	3249	61.78	273	17	4558	86.67
394	22	1447	27.51	333	26	3275	62.27	272	15	4573	86.96
393	22	1469	27.93	332	35	3310	62.94	271	21	4594	87.36
392	22	1491	28.35	331	27	3337	63.45	270	10	4604	87.55
391	27	1518	28.86	330	23	3360	63.89	269	16	4620	87.85
390	32	1550	29.47	329	27	3387	64.40	268	13	4633	88.10
389	30	1580	30.04	328	26	3413	64.90	267	15	4648	88.38
388	35	1615	30.71	327	24	3437	65.35	266	13	4661	88.63
387	22	1637	31.13	326	33	3470	65.98	265	10	4671	88.82
386	28	1665	31.66	325	21	3491	66.38	264	11	4682	89.03
385	19	1684	32.02	324	24	3515	66.84	263	11	4693	89.24
384	25	1709	32.50	323	25	3540	67.31	262	9	4702	89.41
383	32	1741	33.11	322	21	3561	67.71	261	14	4716	89.67
382	27	1768	33.62	321	20	3581	68.09	260	8	4724	89.83
381	29	1797	34.17	320	21	3602	68.49	259	11	4735	90.04
380	29	1826	34.72	319	19	3621	68.85	258	13	4748	90.28
379	25	1851	35.20	318	25	3646	69.33	257	13	4761	90.53
378	34	1885	35.84	317	33	3679	69.96	256	11	4772	90.74
377	30	1915	36.41	316	27	3706	70.47	255	8	4780	90.89
376	28	1943	36.95	315	27	3733	70.98	254	10	4790	91.08
375	33	1976	37.57	314	25	3758	71.46	253	10	4800	91.27
374	30	2006	38.14	313	21	3779	71.86	252	6	4806	91.39
373	43	2049	38.96	312	20	3799	72.24	251	11	4817	91.60
372	33	2082	39.59	311	26	3825	72.73	250	6	4823	91.71
371	31	2113	40.18	310	22	3847	73.15	249	13	4836	91.96
370	25	2138	40.65	309	26	3873	73.65	248	14	4850	92.22
369	25	2163	41.13	308	23	3896	74.08	247	9	4859	92.39
368	25	2188	41.60	307	21	3917	74.48	246	9	4868	92.57
367	29	2217	42.16	306	22	3939	74.90	245	7	4875	92.70
366	31	2248	42.75	305	30	3969	75.47	244	12	4887	92.93
365	36	2284	43.43	304	17	3986	75.79	243	10	4897	93.12
364	33	2317	44.06	303	26	4012	76.29	242	8	4905	93.27
363	33	2350	44.69	302	22	4034	76.71	241	17	4922	93.59
362	30	2380	45.26	301	19	4053	77.07	240	7	4929	93.73
361	28	2408	45.79	300	19	4072	77.43	239	10	4939	93.92
360	34	2442	46.43	299	21	4093	77.83	238	9	4948	94.09
359	24	2466	46.89	298	24	4117	78.28	237	3	4951	94.14
358	30	2496	47.46	297	13	4130	78.53	236	4	4955	94.22
357	42	2538	48.26	296	19	4149	78.89	235	5	4960	94.31
356	32	2570	48.87	295	26	4175	79.39	234	9	4969	94.49
355	42	2612	49.67	294	29	4204	79.94	233	3	4972	94.54
354	31	2643	50.26	293	23	4227	80.38	232	4	4976	94.62
353	37	2680	50.96	292	16	4243	80.68	231	6	4982	94.73
352	31	2711	51.55	291	23	4266	81.12	230	2	4984	94.77
351	31	2742	52.14	290	17	4283	81.44	229	3	4987	94.83
350	32	2774	52.75	289	16	4299	81.75	228	9	4996	95.00
349	27	2801	53.26	288	12	4311	81.97	227	5	5001	95.09
348	36	2837	53.95	287	18	4329	82.32	226	11	5012	95.30
347	34	2871	54.59	286	17	4346	82.64	225	9	5021	95.47
346	25	2896	55.07	285	21	4367	83.04	224	7	5028	95.61
345	26	2922	55.56	284	15	4382	83.32	223	5	5033	95.70

得点	人員（人）	人員累計(人)	累計割合(%)	得点	人員（人）	人員累計(人)	累計割合(%)	得点	人員（人）	人員累計(人)	累計割合(%)
222	4	5037	95.78	161	1	5212	99.11	100		5247	99.77
221	6	5043	95.89	160	1	5213	99.13	99		5247	99.77
220	6	5049	96.01	159	3	5216	99.18	98		5247	99.77
219	6	5055	96.12	158	3	5219	99.24	97		5247	99.77
218	3	5058	96.18	157		5219	99.24	96		5247	99.77
217	8	5066	96.33	156		5219	99.24	95	1	5248	99.79
216	6	5072	96.44	155	1	5220	99.26	94		5248	99.79
215	3	5075	96.50	154	2	5222	99.30	93		5248	99.79
214	4	5079	96.58	153	2	5224	99.33	92		5248	99.79
213	8	5087	96.73	152		5224	99.33	91		5248	99.79
212	2	5089	96.77	151	1	5225	99.35	90		5248	99.79
211	4	5093	96.84	150	2	5227	99.39	89		5248	99.79
210	2	5095	96.88	149	2	5229	99.43	88		5248	99.79
209	5	5100	96.98	148	2	5231	99.47	87		5248	99.79
208	4	5104	97.05	147		5231	99.47	86		5248	99.79
207	5	5109	97.15	146		5231	99.47	85		5248	99.79
206	1	5110	97.17	145		5231	99.47	84		5248	99.79
205	3	5113	97.22	144		5231	99.47	83		5248	99.79
204	4	5117	97.30	143		5231	99.47	82	1	5249	99.81
203	4	5121	97.38	142	2	5233	99.51	81		5249	99.81
202	3	5124	97.43	141	1	5234	99.52	80		5249	99.81
201		5124	97.43	140	1	5235	99.54	79	1	5250	99.83
200	1	5125	97.45	139	1	5236	99.56	78		5250	99.83
199		5125	97.45	138	2	5238	99.60	77		5250	99.83
198	1	5126	97.47	137		5238	99.60	76		5250	99.83
197	3	5129	97.53	136		5238	99.60	75		5250	99.83
196	7	5136	97.66	135	1	5239	99.62	74		5250	99.83
195	5	5141	97.76	134		5239	99.62	73		5250	99.83
194	4	5145	97.83	133		5239	99.62	72		5250	99.83
193	2	5147	97.87	132	1	5240	99.64	71		5250	99.83
192	2	5149	97.91	131		5240	99.64	70		5250	99.83
191	4	5153	97.98	130		5240	99.64	69	1	5251	99.85
190	2	5155	98.02	129		5240	99.64	68		5251	99.85
189	2	5157	98.06	128		5240	99.64	67		5251	99.85
188	2	5159	98.10	127		5240	99.64	66		5251	99.85
187	1	5160	98.12	126		5240	99.64	65		5251	99.85
186	2	5162	98.16	125		5240	99.64	64		5251	99.85
185	2	5164	98.19	124		5240	99.64	63		5251	99.85
184	1	5165	98.21	123		5240	99.64	62		5251	99.85
183	2	5167	98.25	122		5240	99.64	61		5251	99.85
182	6	5173	98.36	121	2	5242	99.68	60		5251	99.85
181	3	5176	98.42	120		5242	99.68	59		5251	99.85
180	6	5182	98.54	119		5242	99.68	58		5251	99.85
179	1	5183	98.55	118		5242	99.68	57		5251	99.85
178	1	5184	98.57	117		5242	99.68	56		5251	99.85
177	1	5185	98.59	116	1	5243	99.70	55	1	5252	99.87
176	1	5186	98.61	115		5243	99.70	54		5252	99.87
175	2	5188	98.65	114		5243	99.70	53		5252	99.87
174	2	5190	98.69	113		5243	99.70	52以下	7	5259	100.00
173	2	5192	98.73	112		5243	99.70				
172	3	5195	98.78	111		5243	99.70				
171	2	5197	98.82	110		5243	99.70				
170	1	5198	98.84	109	1	5244	99.71				
169	3	5201	98.90	108	1	5245	99.73				
168		5201	98.90	107	1	5246	99.75				
167	1	5202	98.92	106		5246	99.75				
166		5202	98.92	105		5246	99.75				
165	2	5204	98.95	104		5246	99.75				
164	3	5207	99.01	103		5246	99.75				
163	3	5210	99.07	102		5246	99.75				
162	1	5211	99.09	101	1	5247	99.77				

平成２５年司法試験論文式試験得点別人員調（公法系科目）

得点	人員（人）	人員累計(人)	累計割合(%)	得点	人員（人）	人員累計(人)	累計割合(%)	得点	人員（人）	人員累計(人)	累計割合(%)
169	1	1	0.02	109	60	809	15.38	49	21	5041	95.85
168		1	0.02	108	71	880	16.73	48	13	5054	96.10
167		1	0.02	107	74	954	18.14	47	15	5069	96.39
166		1	0.02	106	79	1033	19.64	46	9	5078	96.56
165		1	0.02	105	81	1114	21.18	45	14	5092	96.82
164		1	0.02	104	74	1188	22.59	44	12	5104	97.05
163		1	0.02	103	65	1253	23.83	43	15	5119	97.34
162		1	0.02	102	100	1353	25.73	42	10	5129	97.53
161		1	0.02	101	96	1449	27.55	41	11	5140	97.74
160		1	0.02	100	88	1537	29.23	40	8	5148	97.89
159	1	2	0.04	99	93	1630	30.99	39	11	5159	98.10
158	1	3	0.06	98	88	1718	32.67	38	9	5168	98.27
157	2	5	0.10	97	81	1799	34.21	37	5	5173	98.36
156	1	6	0.11	96	100	1899	36.11	36	5	5178	98.46
155	2	8	0.15	95	99	1998	37.99	35	13	5191	98.71
154	3	11	0.21	94	85	2083	39.61	34	5	5196	98.80
153	1	12	0.23	93	84	2167	41.21	33	4	5200	98.88
152	1	13	0.25	92	119	2286	43.47	32	2	5202	98.92
151	1	14	0.27	91	88	2374	45.14	31	7	5209	99.05
150	2	16	0.30	90	86	2460	46.78	30	5	5214	99.14
149	1	17	0.32	89	112	2572	48.91	29	4	5218	99.22
148		17	0.32	88	97	2669	50.75	28	3	5221	99.28
147	1	18	0.34	87	102	2771	52.69	27	5	5226	99.37
146	2	20	0.38	86	117	2888	54.92	26	1	5227	99.39
145	1	21	0.40	85	103	2991	56.87	25	2	5229	99.43
144	1	22	0.42	84	89	3080	58.57	24		5229	99.43
143	4	26	0.49	83	93	3173	60.33	23	1	5230	99.45
142	6	32	0.61	82	92	3265	62.08	22	3	5233	99.51
141	5	37	0.70	81	84	3349	63.68	21	1	5234	99.52
140	7	44	0.84	80	98	3447	65.54	20		5234	99.52
139	7	51	0.97	79	104	3551	67.52	19	2	5236	99.56
138	7	58	1.10	78	85	3636	69.14	18	1	5237	99.58
137	5	63	1.20	77	81	3717	70.68	17	1	5238	99.60
136	8	71	1.35	76	72	3789	72.05	16	1	5239	99.62
135	4	75	1.43	75	89	3878	73.74	15		5239	99.62
134	6	81	1.54	74	90	3968	75.45	14	2	5241	99.66
133	4	85	1.62	73	76	4044	76.90	13	1	5242	99.68
132	14	99	1.88	72	56	4100	77.96	12	2	5244	99.71
131	10	109	2.07	71	67	4167	79.24	11	1	5245	99.73
130	10	119	2.26	70	51	4218	80.21	10以下	14	5259	100.00
129	12	131	2.49	69	68	4286	81.50				
128	11	142	2.70	68	67	4353	82.77				
127	18	160	3.04	67	58	4411	83.88				
126	21	181	3.44	66	58	4469	84.98				
125	16	197	3.75	65	56	4525	86.04				
124	22	219	4.16	64	53	4578	87.05				
123	22	241	4.58	63	45	4623	87.91				
122	23	264	5.02	62	49	4672	88.84				
121	30	294	5.59	61	46	4718	89.71				
120	28	322	6.12	60	33	4751	90.34				
119	34	356	6.77	59	35	4786	91.01				
118	31	387	7.36	58	35	4821	91.67				
117	34	421	8.01	57	30	4851	92.24				
116	35	456	8.67	56	27	4878	92.76				
115	37	493	9.37	55	41	4919	93.53				
114	49	542	10.31	54	29	4948	94.09				
113	43	585	11.12	53	18	4966	94.43				
112	51	636	12.09	52	22	4988	94.85				
111	57	693	13.18	51	19	5007	95.21				
110	56	749	14.24	50	13	5020	95.46				

（注）　累計割合(%)は，採点対象者５，２５９人に対する人員累計（人）の割合である。

平成25年司法試験論文式試験得点別人員調(民事系科目)

得点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)	得点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)	得点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)	得点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)
240	1	1	0.02	168	25	685	13.03	96	35	4566	86.82	24		5250	99.83
239		1	0.02	167	49	734	13.96	95	31	4597	87.41	23	1	5251	99.85
238	1	2	0.04	166	31	765	14.55	94	30	4627	87.98	22		5251	99.85
237		2	0.04	165	29	794	15.10	93	35	4662	88.65	21		5251	99.85
236		2	0.04	164	32	826	15.71	92	30	4692	89.22	20		5251	99.85
235		2	0.04	163	36	862	16.39	91	35	4727	89.88	19		5251	99.85
234		2	0.04	162	40	902	17.15	90	26	4753	90.38	18		5251	99.85
233	1	3	0.06	161	35	937	17.82	89	18	4771	90.72	17		5251	99.85
232		3	0.06	160	35	972	18.48	88	22	4793	91.14	16	1	5252	99.87
231	1	4	0.08	159	48	1020	19.40	87	28	4821	91.67	15		5252	99.87
230		4	0.08	158	43	1063	20.21	86	33	4854	92.30	14		5252	99.87
229		4	0.08	157	44	1107	21.05	85	26	4880	92.79	13		5252	99.87
228	1	5	0.10	156	48	1155	21.96	84	20	4900	93.17	12	1	5253	99.89
227		5	0.10	155	58	1213	23.07	83	29	4929	93.73	11		5253	99.89
226	1	6	0.11	154	57	1270	24.15	82	16	4945	94.03	10以下	6	5259	100.00
225	1	7	0.13	153	57	1327	25.23	81	22	4967	94.45				
224		7	0.13	152	44	1371	26.07	80	22	4989	94.87				
223		7	0.13	151	47	1418	26.96	79	19	5008	95.23				
222	1	8	0.15	150	60	1478	28.10	78	18	5026	95.57				
221	5	13	0.25	149	57	1535	29.19	77	21	5047	95.97				
220		13	0.25	148	60	1595	30.33	76	13	5060	96.22				
219	1	14	0.27	147	69	1664	31.64	75	10	5070	96.41				
218		14	0.27	146	58	1722	32.74	74	13	5083	96.65				
217	1	15	0.29	145	56	1778	33.81	73	17	5100	96.98				
216	1	16	0.30	144	54	1832	34.84	72	7	5107	97.11				
215		16	0.30	143	49	1881	35.77	71	6	5113	97.22				
214	3	19	0.36	142	66	1947	37.02	70	9	5122	97.39				
213	4	23	0.44	141	58	2005	38.13	69	6	5128	97.51				
212	2	25	0.48	140	66	2071	39.38	68	11	5139	97.72				
211	5	30	0.57	139	57	2128	40.46	67	7	5146	97.85				
210	6	36	0.68	138	64	2192	41.68	66	8	5154	98.00				
209	2	38	0.72	137	82	2274	43.24	65	5	5159	98.10				
208	5	43	0.82	136	75	2349	44.67	64	6	5165	98.21				
207	6	49	0.93	135	61	2410	45.83	63	7	5172	98.35				
206	5	54	1.03	134	79	2489	47.33	62	7	5179	98.48				
205	1	55	1.05	133	70	2559	48.66	61	7	5186	98.61				
204	3	58	1.10	132	70	2629	49.99	60	2	5188	98.65				
203	3	61	1.16	131	78	2707	51.47	59	4	5192	98.73				
202	5	66	1.25	130	60	2767	52.61	58	5	5197	98.82				
201	8	74	1.41	129	76	2843	54.06	57	7	5204	98.95				
200	4	78	1.48	128	62	2905	55.24	56	2	5206	98.99				
199	13	91	1.73	127	66	2971	56.49	55	3	5209	99.05				
198	5	96	1.83	126	66	3037	57.75	54	4	5213	99.13				
197	12	108	2.05	125	72	3109	59.12	53	1	5214	99.14				
196	10	118	2.24	124	56	3165	60.18	52	5	5219	99.24				
195	9	127	2.41	123	46	3211	61.06	51	4	5223	99.32				
194	13	140	2.66	122	59	3270	62.18	50	6	5229	99.43				
193	11	151	2.87	121	55	3325	63.22	49		5229	99.43				
192	15	166	3.16	120	65	3390	64.46	48	1	5230	99.45				
191	16	182	3.46	119	63	3453	65.66	47	1	5231	99.47				
190	9	191	3.63	118	56	3509	66.72	46	2	5233	99.51				
189	14	205	3.90	117	52	3561	67.71	45	1	5234	99.52				
188	9	214	4.07	116	55	3616	68.76	44	4	5238	99.60				
187	20	234	4.45	115	63	3679	69.96	43		5238	99.60				
186	17	251	4.77	114	65	3744	71.19	42	1	5239	99.62				
185	22	273	5.19	113	51	3795	72.16	41	1	5240	99.64				
184	21	294	5.59	112	51	3846	73.13	40	1	5241	99.66				
183	17	311	5.91	111	47	3893	74.03	39		5241	99.66				
182	26	337	6.41	110	39	3932	74.77	38	2	5243	99.70				
181	18	355	6.75	109	47	3979	75.66	37	1	5244	99.71				
180	20	375	7.13	108	52	4031	76.65	36		5244	99.71				
179	17	392	7.45	107	55	4086	77.70	35		5244	99.71				
178	24	416	7.91	106	54	4140	78.72	34	2	5246	99.75				
177	20	436	8.29	105	52	4192	79.71	33		5246	99.75				
176	21	457	8.69	104	37	4229	80.41	32		5246	99.75				
175	18	475	9.03	103	53	4282	81.42	31	1	5247	99.77				
174	28	503	9.56	102	50	4332	82.37	30	1	5248	99.79				
173	20	523	9.94	101	48	4380	83.29	29		5248	99.79				
172	27	550	10.46	100	40	4420	84.05	28		5248	99.79				
171	34	584	11.10	99	46	4466	84.92	27	2	5250	99.83				
170	39	623	11.85	98	30	4496	85.49	26		5250	99.83				
169	37	660	12.55	97	35	4531	86.16	25		5250	99.83				

(注)　累計割合(%)は，採点対象者５，２５９人に対する人員累計（人）の割合である。

平成２５年司法試験論文式試験得点別人員調（刑事系科目）

得点	人員（人）	人員累計(人)	累計割合(%)	得点	人員（人）	人員累計(人)	累計割合(%)	得点	人員（人）	人員累計(人)	累計割合(%)
160	1	1	0.02	99	100	1697	32.27	38	14	5158	98.08
159		1	0.02	98	85	1782	33.88	37	12	5170	98.31
158		1	0.02	97	104	1886	35.86	36	11	5181	98.52
157	1	2	0.04	96	91	1977	37.59	35	7	5188	98.65
156		2	0.04	95	85	2062	39.21	34	5	5193	98.75
155		2	0.04	94	82	2144	40.77	33	4	5197	98.82
154		2	0.04	93	93	2237	42.54	32	7	5204	98.95
153	3	5	0.10	92	111	2348	44.65	31	3	5207	99.01
152		5	0.10	91	95	2443	46.45	30	1	5208	99.03
151	1	6	0.11	90	87	2530	48.11	29	4	5212	99.11
150	1	7	0.13	89	91	2621	49.84	28	5	5217	99.20
149		7	0.13	88	88	2709	51.51	27	6	5223	99.32
148	2	9	0.17	87	112	2821	53.64	26	3	5226	99.37
147	2	11	0.21	86	77	2898	55.11	25	4	5230	99.45
146	2	13	0.25	85	71	2969	56.46	24	2	5232	99.49
145	2	15	0.29	84	91	3060	58.19	23	1	5233	99.51
144	4	19	0.36	83	97	3157	60.03	22	1	5234	99.52
143	4	23	0.44	82	72	3229	61.40	21	3	5237	99.58
142	3	26	0.49	81	93	3322	63.17	20	2	5239	99.62
141	3	29	0.55	80	69	3391	64.48	19	3	5242	99.68
140	5	34	0.65	79	111	3502	66.59	18	1	5243	99.70
139	6	40	0.76	78	84	3586	68.19	17	1	5244	99.71
138	7	47	0.89	77	74	3660	69.59	16		5244	99.71
137	6	53	1.01	76	73	3733	70.98	15	3	5247	99.77
136	14	67	1.27	75	72	3805	72.35	14	1	5248	99.79
135	12	79	1.50	74	64	3869	73.57	13		5248	99.79
134	15	94	1.79	73	84	3953	75.17	12	2	5250	99.83
133	15	109	2.07	72	67	4020	76.44	11		5250	99.83
132	9	118	2.24	71	72	4092	77.81	10以下	9	5259	100.00
131	16	134	2.55	70	57	4149	78.89				
130	16	150	2.85	69	55	4204	79.94				
129	13	163	3.10	68	46	4250	80.81				
128	16	179	3.40	67	63	4313	82.01				
127	20	199	3.78	66	45	4358	82.87				
126	19	218	4.15	65	60	4418	84.01				
125	27	245	4.66	64	49	4467	84.94				
124	22	267	5.08	63	46	4513	85.81				
123	30	297	5.65	62	31	4544	86.40				
122	25	322	6.12	61	38	4582	87.13				
121	36	358	6.81	60	37	4619	87.83				
120	32	390	7.42	59	44	4663	88.67				
119	35	425	8.08	58	33	4696	89.29				
118	36	461	8.77	57	46	4742	90.17				
117	48	509	9.68	56	40	4782	90.93				
116	40	549	10.44	55	35	4817	91.60				
115	50	599	11.39	54	32	4849	92.20				
114	50	649	12.34	53	26	4875	92.70				
113	42	691	13.14	52	23	4898	93.14				
112	57	748	14.22	51	28	4926	93.67				
111	41	789	15.00	50	16	4942	93.97				
110	61	850	16.16	49	28	4970	94.50				
109	63	913	17.36	48	21	4991	94.90				
108	92	1005	19.11	47	24	5015	95.36				
107	81	1086	20.65	46	18	5033	95.70				
106	64	1150	21.87	45	23	5056	96.14				
105	59	1209	22.99	44	24	5080	96.60				
104	75	1284	24.42	43	11	5091	96.81				
103	80	1364	25.94	42	12	5103	97.03				
102	72	1436	27.31	41	11	5114	97.24				
101	78	1514	28.79	40	17	5131	97.57				
100	83	1597	30.37	39	13	5144	97.81				

(注)　累計割合(%)は，採点対象者５，２５９人に対する人員累計（人）の割合である。

平成２５年司法試験論文式試験得点別人員調（選択科目）

倒産法

得点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)
83			
82			
81			
80			
79			
78			
77			
76	1	1	0.08
75	1	2	0.16
74		2	0.16
73	3	5	0.39
72	3	8	0.62
71	4	12	0.93
70	2	14	1.09
69	5	19	1.48
68	10	29	2.25
67	6	35	2.72
66	8	43	3.34
65	6	49	3.80
64	16	65	5.05
63	14	79	6.13
62	15	94	7.30
61	9	103	8.00
60	23	126	9.78
59	26	152	11.80
58	25	177	13.74
57	18	195	15.14
56	26	221	17.16
55	36	257	19.95
54	29	286	22.20
53	33	319	24.77
52	35	354	27.48
51	21	375	29.11
50	26	401	31.13
49	32	433	33.62
48	39	472	36.65
47	45	517	40.14
46	45	562	43.63
45	34	596	46.27
44	36	632	49.07
43	37	669	51.94
42	33	702	54.50
41	59	761	59.08
40	31	792	61.49
39	41	833	64.67
38	45	878	68.17
37	36	914	70.96
36	42	956	74.22
35	28	984	76.40
34	31	1015	78.80
33	40	1055	81.91
32	21	1076	83.54
31	20	1096	85.09
30	25	1121	87.03
29	22	1143	88.74
28	16	1159	89.98
27	21	1180	91.61
26	14	1194	92.70
25	17	1211	94.02
24	10	1221	94.80
23	11	1232	95.65
22	4	1236	95.96
21	6	1242	96.43
20	12	1254	97.36
19	7	1261	97.90
18	4	1265	98.21
17	6	1271	98.68
16	4	1275	98.99
15	2	1277	99.15
14	2	1279	99.30
13	2	1281	99.46
12	3	1284	99.69
11	1	1285	99.77
10以下	3	1288	100.00

租税法

得点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)
83			
82			
81			
80			
79	1	1	0.26
78		1	0.26
77		1	0.26
76		1	0.26
75		1	0.26
74		1	0.26
73		1	0.26
72		1	0.26
71		1	0.26
70		1	0.26
69	1	2	0.51
68		2	0.51
67		2	0.51
66	1	3	0.77
65	3	6	1.54
64	3	9	2.31
63	5	14	3.60
62	1	15	3.86
61	7	22	5.66
60	9	31	7.97
59	3	34	8.74
58	6	40	10.28
57	6	46	11.83
56	6	52	13.37
55	8	60	15.42
54	8	68	17.48
53	12	80	20.57
52	14	94	24.16
51	12	106	27.25
50	10	116	29.82
49	10	126	32.39
48	6	132	33.93
47	19	151	38.82
46	8	159	40.87
45	12	171	43.96
44	13	184	47.30
43	14	198	50.90
42	18	216	55.53
41	16	232	59.64
40	11	243	62.47
39	8	251	64.52
38	19	270	69.41
37	17	287	73.78
36	10	297	76.35
35	12	309	79.43
34	22	331	85.09
33	6	337	86.63
32	13	350	89.97
31	4	354	91.00
30	5	359	92.29
29	6	365	93.83
28	5	370	95.12
27	1	371	95.37
26	2	373	95.89
25	2	375	96.40
24	4	379	97.43
23	1	380	97.69
22		380	97.69
21	2	382	98.20
20		382	98.20
19	2	384	98.71
18	1	385	98.97
17	2	387	99.49
16		387	99.49
15	1	388	99.74
14		388	99.74
13		388	99.74
12		388	99.74
11		388	99.74
10以下	1	389	100.00

経済法

得点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)
83			
82			
81			
80			
79			
78			
77			
76			
75			
74			
73			
72	1	1	0.20
71		1	0.20
70		1	0.20
69		1	0.20
68		1	0.20
67		1	0.20
66	1	2	0.40
65		2	0.40
64	5	7	1.39
63	5	12	2.39
62	2	14	2.79
61	7	21	4.18
60	9	30	5.98
59	7	37	7.37
58	11	48	9.56
57	9	57	11.35
56	14	71	14.14
55	11	82	16.33
54	18	100	19.92
53	12	112	22.31
52	12	124	24.70
51	13	137	27.29
50	17	154	30.68
49	20	174	34.66
48	14	188	37.45
47	16	204	40.64
46	17	221	44.02
45	13	234	46.61
44	22	256	51.00
43	15	271	53.98
42	17	288	57.37
41	28	316	62.95
40	9	325	64.74
39	20	345	68.73
38	11	356	70.92
37	14	370	73.71
36	10	380	75.70
35	18	398	79.28
34	17	415	82.67
33	10	425	84.66
32	10	435	86.65
31	9	444	88.45
30	13	457	91.04
29	5	462	92.03
28	3	465	92.63
27	5	470	93.63
26	7	477	95.02
25	4	481	95.82
24	4	485	96.61
23	3	488	97.21
22	1	489	97.41
21	1	490	97.61
20	1	491	97.81
19	1	492	98.01
18	2	494	98.41
17	1	495	98.61
16		495	98.61
15	1	496	98.80
14	3	499	99.40
13		499	99.40
12	1	500	99.60
11		500	99.60
10以下	2	502	100.00

知的財産法

得点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)
83			
82			
81			
80			
79			
78			
77			
76			
75			
74			
73	2	2	0.32
72	1	3	0.48
71	1	4	0.64
70	3	7	1.12
69		7	1.12
68	1	8	1.28
67	1	9	1.44
66	5	14	2.24
65	4	18	2.88
64	5	23	3.67
63	3	26	4.15
62	7	33	5.27
61	4	37	5.91
60	8	45	7.19
59	7	52	8.31
58	11	63	10.06
57	7	70	11.18
56	21	91	14.54
55	11	102	16.29
54	7	109	17.41
53	18	127	20.29
52	18	145	23.16
51	12	157	25.08
50	16	173	27.64
49	23	196	31.31
48	18	214	34.19
47	32	246	39.30
46	22	268	42.81
45	18	286	45.69
44	14	300	47.92
43	29	329	52.56
42	27	356	56.87
41	23	379	60.54
40	25	404	64.54
39	14	418	66.77
38	19	437	69.81
37	25	462	73.80
36	15	477	76.20
35	17	494	78.91
34	16	510	81.47
33	18	528	84.35
32	13	541	86.42
31	16	557	88.98
30	5	562	89.78
29	10	572	91.37
28	8	580	92.65
27	7	587	93.77
26	6	593	94.73
25	11	604	96.49
24	7	611	97.60
23	1	612	97.76
22	4	616	98.40
21	4	620	99.04
20	1	621	99.20
19	1	622	99.36
18	2	624	99.68
17		624	99.68
16		624	99.68
15		624	99.68
14		624	99.68
13		624	99.68
12	1	625	99.84
11		625	99.84
10以下	1	626	100.00

（注）　累計割合(%)は，各選択科目の採点対象者に対する人員累計（人）の割合である。

労働法

得点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)
83			
82			
81			
80			
79			
78			
77			
76	1	1	0.06
75		1	0.06
74		1	0.06
73	1	2	0.12
72	1	3	0.18
71	5	8	0.48
70	6	14	0.84
69	2	16	0.96
68	3	19	1.14
67	5	24	1.44
66	8	32	1.92
65	12	44	2.63
64	9	53	3.17
63	13	66	3.95
62	13	79	4.73
61	15	94	5.63
60	21	115	6.88
59	27	142	8.50
58	32	174	10.41
57	38	212	12.69
56	33	245	14.66
55	43	288	17.24
54	44	332	19.87
53	37	369	22.08
52	45	414	24.78
51	53	467	27.95
50	40	507	30.34
49	64	571	34.17
48	59	630	37.70
47	52	682	40.81
46	70	752	45.00
45	53	805	48.17
44	66	871	52.12
43	48	919	55.00
42	39	958	57.33
41	59	1017	60.86
40	57	1074	64.27
39	52	1126	67.38
38	52	1178	70.50
37	37	1215	72.71
36	52	1267	75.82
35	35	1302	77.92
34	45	1347	80.61
33	31	1378	82.47
32	42	1420	84.98
31	31	1451	86.83
30	32	1483	88.75
29	24	1507	90.19
28	22	1529	91.50
27	20	1549	92.70
26	14	1563	93.54
25	14	1577	94.37
24	19	1596	95.51
23	10	1606	96.11
22	7	1613	96.53
21	13	1626	97.31
20	7	1633	97.73
19	10	1643	98.32
18	5	1648	98.62
17	5	1653	98.92
16	2	1655	99.04
15	3	1658	99.22
14	2	1660	99.34
13	1	1661	99.40
12	2	1663	99.52
11	1	1664	99.58
10以下	7	1671	100.00

環境法

得点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)
83			
82			
81			
80			
79			
78			
77			
76			
75			
74			
73	1	1	0.37
72		1	0.37
71		1	0.37
70		1	0.37
69		1	0.37
68		1	0.37
67		1	0.37
66		1	0.37
65	3	4	1.49
64	1	5	1.86
63	1	6	2.23
62	1	7	2.60
61	1	8	2.97
60	6	14	5.20
59	7	21	7.81
58	10	31	11.52
57	3	34	12.64
56	2	36	13.38
55	5	41	15.24
54	8	49	18.22
53	9	58	21.56
52	7	65	24.16
51	6	71	26.39
50	8	79	29.37
49	11	90	33.46
48	11	101	37.55
47	6	107	39.78
46	8	115	42.75
45	10	125	46.47
44	14	139	51.67
43	15	154	57.25
42	13	167	62.08
41	5	172	63.94
40	8	180	66.91
39	5	185	68.77
38	6	191	71.00
37	5	196	72.86
36	6	202	75.09
35	5	207	76.95
34	5	212	78.81
33	8	220	81.78
32	7	227	84.39
31	6	233	86.62
30	3	236	87.73
29	8	244	90.71
28	4	248	92.19
27	2	250	92.94
26	7	257	95.54
25	1	258	95.91
24	1	259	96.28
23	2	261	97.03
22	3	264	98.14
21	2	266	98.88
20	1	267	99.26
19		267	99.26
18	1	268	99.63
17		268	99.63
16		268	99.63
15		268	99.63
14	1	269	100.00

国際関係法（公法系）

得点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)
83			
82			
81			
80			
79			
78			
77			
76			
75			
74			
73			
72			
71			
70			
69			
68			
67	1	1	1.33
66	2	3	4.00
65	1	4	5.33
64		4	5.33
63		4	5.33
62	1	5	6.67
61		5	6.67
60		5	6.67
59	1	6	8.00
58	1	7	9.33
57	2	9	12.00
56	3	12	16.00
55	1	13	17.33
54	3	16	21.33
53	1	17	22.67
52		17	22.67
51	4	21	28.00
50	5	26	34.67
49	4	30	40.00
48	3	33	44.00
47	1	34	45.33
46		34	45.33
45	1	35	46.67
44	1	36	48.00
43	4	40	53.33
42	4	44	58.67
41	2	46	61.33
40	2	48	64.00
39	2	50	66.67
38	2	52	69.33
37	2	54	72.00
36	2	56	74.67
35	2	58	77.33
34	3	61	81.33
33	2	63	84.00
32	1	64	85.33
31		64	85.33
30	1	65	86.67
29	1	66	88.00
28	1	67	89.33
27		67	89.33
26	1	68	90.67
25	1	69	92.00
24	2	71	94.67
23	1	72	96.00
22		72	96.00
21	1	73	97.33
20		73	97.33
19	1	74	98.67
18		74	98.67
17		74	98.67
16		74	98.67
15		74	98.67
14		74	98.67
13		74	98.67
12		74	98.67
11		74	98.67
10以下	1	75	100.00

国際関係法（私法系）

得点	人員(人)	人員累計(人)	累計割合(%)
83	1	1	0.23
82		1	0.23
81		1	0.23
80		1	0.23
79	1	2	0.46
78	1	3	0.68
77	1	4	0.91
76		4	0.91
75	2	6	1.37
74		6	1.37
73	3	9	2.05
72		9	2.05
71		9	2.05
70	2	11	2.51
69		11	2.51
68	2	13	2.96
67	5	18	4.10
66	1	19	4.33
65	2	21	4.78
64		21	4.78
63	1	22	5.01
62	3	25	5.69
61	2	27	6.15
60	6	33	7.52
59	5	38	8.66
58	5	43	9.79
57	4	47	10.71
56	11	58	13.21
55	12	70	15.95
54	11	81	18.45
53	7	88	20.05
52	14	102	23.23
51	17	119	27.11
50	17	136	30.98
49	11	147	33.49
48	9	156	35.54
47	20	176	40.09
46	11	187	42.60
45	10	197	44.87
44	13	210	47.84
43	21	231	52.62
42	11	242	55.13
41	12	254	57.86
40	15	269	61.28
39	17	286	65.15
38	14	300	68.34
37	13	313	71.30
36	14	327	74.49
35	12	339	77.22
34	18	357	81.32
33	14	371	84.51
32	5	376	85.65
31	9	385	87.70
30	8	393	89.52
29	6	399	90.89
28	7	406	92.48
27	3	409	93.17
26	6	415	94.53
25	3	418	95.22
24	4	422	96.13
23	2	424	96.58
22	3	427	97.27
21	1	428	97.49
20	1	429	97.72
19	1	430	97.95
18	1	431	98.18
17	2	433	98.63
16	2	435	99.09
15		435	99.09
14	1	436	99.32
13	2	438	99.77
12		438	99.77
11		438	99.77
10以下	1	439	100.00

平成25年司法試験受験状況（予備試験合格者）

※ 司法試験予備試験合格の資格に基づく受験者の参考情報である。

性別	出願者	受験者	短答合格者	最終合格者
男	163	150	150	108
女	21	17	17	12
合計	184	167	167	120

年齢別	出願者	受験者	短答合格者	最終合格者
20～24歳	68	66	66	64
25～29歳	10	10	10	8
30～34歳	27	25	25	20
35～39歳	35	31	31	18
40～44歳	18	15	15	6
45～49歳	15	11	11	4
50～54歳	4	3	3	0
55～59歳	3	3	3	0
60～64歳	3	2	2	0
65～69歳	1	1	1	0
合計	184	167	167	120

平成25年12月31日現在

職種別	出願者	受験者	短答合格者	最終合格者
公務員	24	20	20	9
教職員	1	1	1	0
会社員	17	15	15	8
法律事務所事務員	7	6	6	5
塾教師	1	1	1	0
自営業	8	6	6	3
法科大学院生	38	37	37	34
大学生	43	41	41	40
無職	39	34	34	16
その他	6	6	6	5
合計	184	167	167	120

※ 本データは出願者の自己申告によるもの
出願時現在

最終学歴別	出願者	受験者	短答合格者	最終合格者
大学卒業	74	63	63	26
大学在学中	44	42	42	41
大学中退	1	1	1	1
法科大学院修了	17	14	14	11
法科大学院在学中	36	35	35	33
法科大学院中退	5	5	5	2
法科大学院以外の大学院修了	7	7	7	6
合計	184	167	167	120

※ 本データは出願者の自己申告によるもの
出願時現在

平成25年司法試験予備試験

※ 本データは出願者の自己申告によるものである。

性別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者
男	9195	7567	1820	333	307
女	2060	1657	197	48	44
合計	11255	9224	2017	381	351

年齢別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者
19歳以下	43	41	1		
20～24歳	3210	2894	510	214	207
25～29歳	1508	1243	202	48	42
30～34歳	1280	952	235	35	33
35～39歳	1324	1028	282	41	38
40～44歳	1202	925	244	24	19
45～49歳	904	702	203	5	3
50～54歳	703	560	157	9	6
55～59歳	465	362	117	4	2
60～64歳	352	287	51	1	1
65～69歳	148	126	12		
70～74歳	67	63	3		
75～79歳	34	29			
80歳以上	15	12			
合計	11255	9224	2017	381	351

平成25年12月31日現在

職種別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者
公務員	847	633	158	12	10
教職員	96	72	8		
会社員	1763	1351	291	15	14
法律事務所事務員	242	184	56	6	5
塾教師	180	153	56	3	3
自営業	449	346	84	6	6
法科大学院生	1671	1456	381	172	162
法科大学院以外大学院生	34	26	2		
大学生	2743	2444	346	111	107
無職	2742	2198	539	46	36
その他	488	361	96	10	8
総計	11255	9224	2017	381	351

出願時現在

最終学歴別	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者
大学卒業	4458	3530	779	37	31
大学在学中	2791	2476	347	111	107
大学中退	265	187	40	2	1
法科大学院修了	938	716	339	53	46
法科大学院在学中	1722	1497	393	174	164
法科大学院中退	144	110	9	1	1
法科大学院以外の大学院修了	567	442	87	3	1
法科大学院以外の大学院在学中	37	29	2		
法科大学院以外の大学院中退	78	55	8		
短期大学卒業	34	28	1		
短期大学在学中	1	1			
短期大学中退	3	3			
高校卒業	137	92	4		
高校在学中	6	5			
高校中退	20	16	3		
その他	54	37	5		
合計	11255	9224	2017	381	351

出願時現在

過去の司法試験の受験経験	出願者	受験者	短答合格者	論文合格者	最終合格者
受験したことがない	5387	4553	643	209	196
旧試験のみ受験したことがある	4897	3929	1016	110	101
新試験のみ受験したことがある	359	263	115	21	17
両方とも受験したことがある	612	479	243	41	37
合計	11255	9224	2017	381	351

出願時現在

（資料 17）

法曹養成制度改革推進会議の開催について

（平成25年９月17日
閣　議　決　定）

１　「法曹養成制度改革の推進について」（平成25年７月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定）を踏まえ、法曹養成制度の改革を総合的かつ強力に実行するため、法曹養成制度改革推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

２　推進会議の構成員は、次のとおりとする。

議　長　　内閣官房長官
副議長　　法務大臣及び文部科学大臣
議　員　　総務大臣、財務大臣及び経済産業大臣

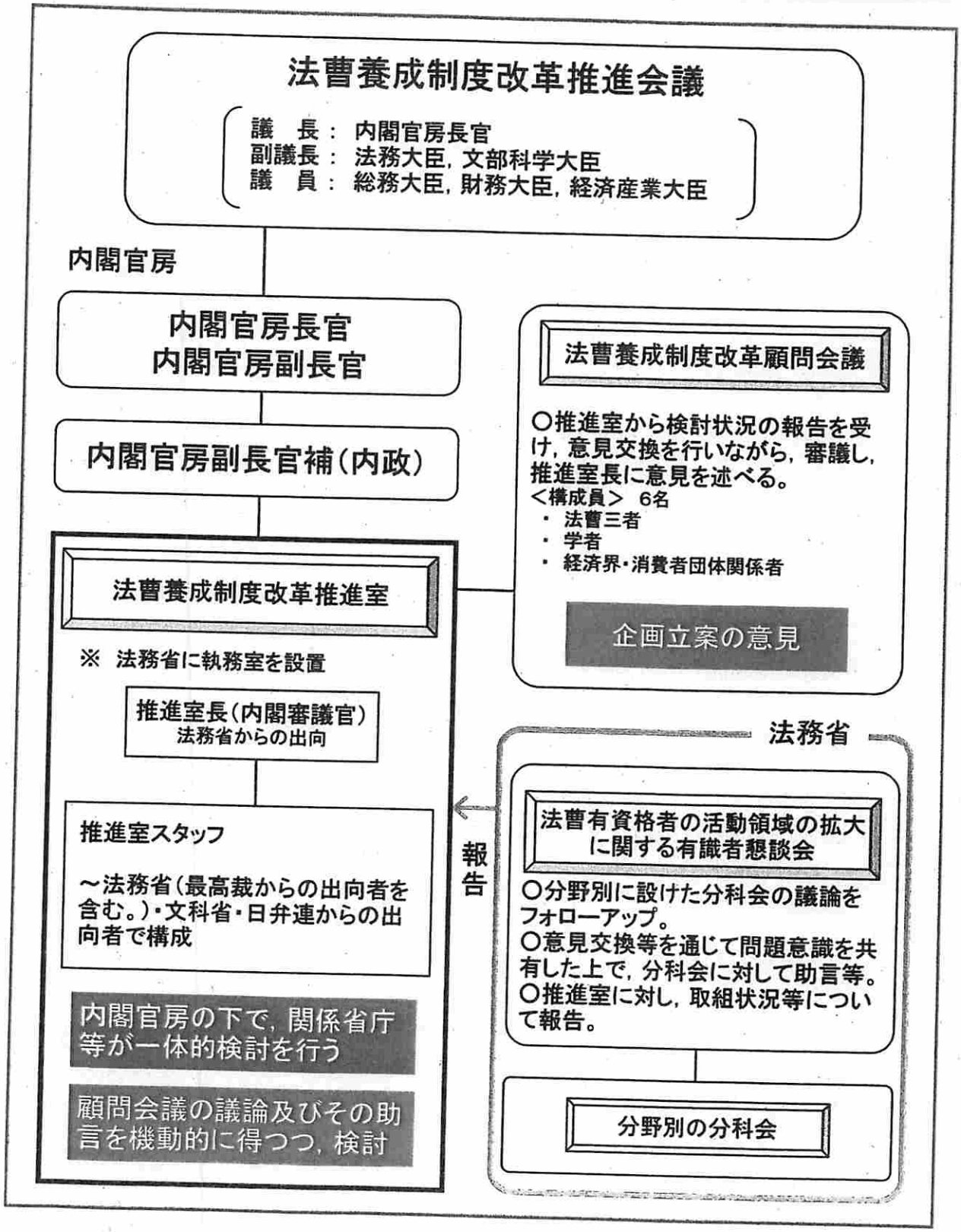
３　法曹養成制度改革の推進のために講ぜられる施策に係る重要事項について検討し、意見を求めるため、推進会議の下に、法曹養成制度改革顧問会議（以下「顧問会議」という。）を開催する。

４　推進会議の庶務は、法務省、文部科学省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

５　この閣議決定は、平成27年７月15日限り、その効力を失う。

６　前各項に定めるもののほか、推進会議及び顧問会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

法曹養成制度の検討体制



（資料 19）

法曹養成制度改革顧問会議構成員名簿

平成２５年９月２４日現在

座長	納谷廣美（なや ひろみ）	大学基準協会会長・前明治大学学長
	阿部泰久（あべ やすひさ）	一般社団法人日本経済団体連合会経済基盤本部長
	有田知徳（ありた ともよし）	弁護士・元福岡高等検察庁検事長
	宮﨑誠（みやざき まこと）	弁護士・元日本弁護士連合会会長
	山根香織（やまね かおり）	主婦連合会会長
	吉戒修一（よしかい しゅういち）	弁護士・前東京高等裁判所長官